

巻頭論文

博物館経営論からみた郵政博物館  
～郵政資料館から郵政博物館への変遷を中心に～ 杉山 正司 …………… 1

通信省創設140年特集

通信史研究への一視角  
—通信省創設140年特集に寄せて 杉浦 勢之 ……………29  
郵便博物館の成立 田良島 哲 ……………42  
明治後期における通信省下の郵便事業 田原 啓祐 ……………55  
通信省の電話事業：電気通信ネットワークの構築と通信機器・電線類の調達  
山口 明日香 ……………73  
通信省の交通行政—鉄道と航空— 北原 聡 ……………93  
簡易生命保険の設立過程 伊藤 真利子 …………… 110

論文

《査読あり》  
「電信私線規則」と伊藤博文 柏原 宏紀 …………… 125

研究ノート

《査読あり》  
戦時下日本の船員組織  
—日本海運報国団の基礎的研究— 後藤 康行 …………… 141

資料紹介

明治前期に郵便局を担った人々  
—栃木県の郵便史料から— 小原 宏 …………… 154  
郵政博物館保管 近現代絵画目録稿（3）  
—簡易保険事業関係ポスター類— 郵政歴史文化研究会 第6分科会  
…………… 164

トピックス

杉山伸也氏の急逝を悼む 石井 寛治 …………… 178  
特別展「ゆうちょ150年～はじまりからアプリまで～」の実施について  
藤本 栄助 …………… 180  
外国切手、新たな展示活用の可能性  
～「切手に見る世界の国歌展」を例に～ 井村 恵美 …………… 191  
浅見 良太

調査研究報告

秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」（三） 杉山 正司 …………… 229(7)  
大和田 公一  
波多野 純

研究ノート

佐倉道と水戸佐倉道分間延絵図について 山本 光正 …………… 235(1)

発行方針 236

投稿要領 237

「郵政歴史文化研究会」活動概要 240

執筆者 241

編集後記

# YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

## Journal of Postal Museum Japan

Number.17

March 2026

### CONTENTS

#### **Prefatory Article:**

- Understanding The Postal Museum Japan in the Context of Museum Management  
..... SUGIYAMA Masashi..... 1

#### **Special Feature — 140 Years since the Establishment of the Ministry of Communications:**

- A Perspective on the Study of the History of Communications: Contribution to the  
Special Feature ..... SUGIURA Seishi.....29
- Foundation of Post Museum of Japan ..... TARASHIMA Satoshi.....42
- Postal services of the Ministry of Communications in the late Meiji Period  
..... TAHARA Keisuke.....55
- The Telephone Services of the Ministry of Communications: Telecommunications  
Network Construction and the Procurement of Equipment and Cables  
..... YAMAGUCHI Asuka.....73
- Transportation Policies of the Ministry of Communications  
..... KITAHARA Satoshi.....93
- The Institutional Formation of Postal Life Insurance in Prewar Japan  
..... ITO Mariko..... 110

#### **Article:**

《Peer Reviewed》

- A Study on the act of Private Telegraph Cable Building; Focusing on the Involvement  
of Ito Hirobumi..... KASHIHARA Hiroki..... 125

#### **Research Note:**

《Peer Reviewed》

- A Study of the Patriot Group in Maritime Circles of Japan during the Asia-Pacific War  
..... GOTO Yasuyuki..... 141

#### **Museum Collections:**

- Who were responsible for the Delivery Post Office at the first term of Meiji era?  
—An introduction to the Tochigi Prefectural Postal Archives—  
..... OBARA kou..... 154
- Catalog of Modern Paintings in Post Museum Collection (3) —Promotional Posters for  
Postal Life Insurance ..... 6th Subcommittee..... 164

#### **Topics:**

- Reflecting on the Legacy of Professor Emeritus S. Sugiyama ..... ISHII Kanji..... 178
- “Special Exhibition of the Year: 150 Years of Postal Savings—From the Beginning to  
the App Era” ..... FUJIMOTO Eisuke..... 180
- New Possibilities for Displaying Foreign Stamp Collections: Examples of Exhibition  
“NATIONAL ANTHEM and STAMP” ..... IMURA Emi, ASAMI Ryota..... 191

#### **Research Report:**

- “Tokaido Emaki Picture Scroll” Formerly Belonged to the Family of Viscount Akimoto (3)  
..... SUGIYAMA Masashi, OWADA Koichi, HATANO Jun... 229(7)

#### **Research Note:**

- Examination of Sakurado and “Mitosakurado Bunken nobeezu”  
..... YAMAMOTO Mitsumasa 235(1)

**Notices:** ..... 236

巻頭論文

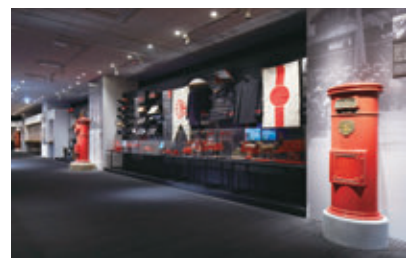
# 博物館経営論からみた郵政博物館

## ～郵政資料館から郵政博物館への変遷を中心に～

杉山 正司

### はじめに

郵政博物館は、2014年3月1日に東京都墨田区押上の東京スカイツリータウン・ソラマチに開館し、今年度で11年目を迎える。周知のとおり、その前身は、千代田区大手町にあった「通信総合博物館」<sup>(1)</sup>である。大手町地区の再開発計画により、2013年8月31日をもって閉館となり、新生「郵政博物館」【図1】が誕生したが、そもそもの歴史は古く、1899年の通信省庁舎内の「参考品室」を起源とし、1902年6月20日に「万国郵便連合加盟25周年」の記念行事に際して「郵便博物館」の名称が与えられ、この記念展覧会で収蔵品の一部が一般公開されたという。その後「通信博物館」となり、「通信総合博物館」（郵政資料館）と時代とともに館名が変わり、今日の「郵政博物館」となった<sup>(2)</sup>。しかし、この間の博物館経営の移行に関しては、公に触れられてこなかった。



【図1】 郵政博物館の展示場（撮影：フォーワードストローク）

さて、小稿の目的とするところは、今年度「郵政博物館」として経営してきた10年間にわたる各年度の事業報告が出そろったところで、通信総合博物館から郵政博物館への移行にける博物館経営の構想と経緯を概観する。さらに郵政博物館の経営的課題を挙げることで、将来の博物館経営指針となり、さらなる博物館の発展を願うものである。

### ① 通信総合博物館（郵政資料館）から郵政博物館へ

通信総合博物館は、2013年8月の閉館時においては、郵政事業（郵便・郵便貯金・簡易保険等）について（公財）通信文化協会が運営する<sup>(3)</sup>「郵政資料館」と電気通信事業についてNTT東日本

- 1 「通信総合博物館」は、通信事業全般の啓発普及等を目的とする総合博物館として1964年12月に開館し、郵政省の博物館部門として「通信博物館」（その後この郵政部門の博物館は、郵政・総務省の研究所時代に「附属資料館」、その後「郵政資料館」となり、現在の「郵政博物館」となる。）が飯田橋から移転して入居した。そのほか、電気通信の博物館部門として「電気通信情報館」（日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会の3者）が設置された。
- 2 『通信博物館五十年史』郵政省通信博物館 1952年、『通信博物館75年史』通信博物館 1977年、『郵政博物館公式ガイドブック』（公財）通信文化協会監修（株）日本郵趣出版発行 2015年
- 3 ここで「運営する」とは、設置、運営、すなわち、経営の主体であることを意味する。具体的な運営事務は、委託されることがある。博物館の庁務管理は4機関協定により（財）通信協会が運営を受託した。展示運営については、電気通信部門の展示場は郵政省を除く3機関は同協会に運営を受託し、郵政省部門は、日本郵政株式会社の時代まで直営した（1998年以降、学芸員要員等一部の派遣を通信協会が受託したが、2005年4月1日から2012年3月31日までは電気通信部門以外は業務受託から撤退）。その後（公財）通信文化協会は、公益法人改革により、（財）通信協会が公益財団法人となったものである。

が運営する「NTT情報通信館」により博物館活動が行われていた。そもそも通信博物館【図2、3】から通信総合博物館【図4】となった1964年時点では、郵政省、日本電信電話公社（電電公社）、国際電信電話株式会社（KDD）、日本放送協会（NHK）の4機関で共同運営がされていた。その後大手町再開発によるビル建て替え工事を前に2001年にKDDI（旧KDD）が、2011年にNHKが離脱。2012年には、日本郵政株式会社から（公財）通信文化協会に移行し、展示場の維持管理はNTT東日本との共同運営となった<sup>(4)</sup>。

この間、2003年4月に日本郵政公社の発足に伴い、郵政部門の名称が総務省の郵政研究所「附属資料館」から公社の「郵政資料館」となった。さらに2007年10月、郵政民営化に伴い、運営主体が日本郵政公社から日本郵政株式会社へ移行した。そして、翌月、有識者による郵政資料館所蔵資料の資産価値評価と事業展開企画案が作成された。それを基にコンサルに委託し『郵政資料館所蔵資料 資産価値報告書』<sup>(5)</sup>と『郵政資料館所蔵資料 事業展開企画案』<sup>(6)</sup>にまとめられた。ここでは、大手町再開発事業による郵政資料館の移転や存続如何が検討されている。報告書と企画案は、コンサルによる作成となっているが、内容や資料評価の有識者選定から、郵政資料館の実質的関与が推測されるところである。目指したものは、郵政資料館が所蔵する資料的価値の水準が、我が国においてトップレベルにあることを日本郵政の経営側に主張し、資料館の存在価値を高めて移転存続を意図したとみえる。作成に時間的余裕がなかったためか、やや不十分な面もあるが、ここに郵政資料館の考えが垣間見える。また、これらによって、その時点の収蔵資料の概要を把握することができる。

早くも翌年、「大手町連鎖型都市再生プロジェクト」（以下、「大手町再開発事業」という。）<sup>(7)</sup>が本格的に動き出したのか、『郵政資料館移転に関する基本計画』が策定された<sup>(8)</sup>。現状認識、基本理念、施設計画、展示と活動計画、運営計画、施設整備計画など、かなり具体化した計画案となっている。今回は、大手博物館ディスプレイ設計会社が作成しており、郵政資料館としてのこれまでの事業やコンセプトを巧みに構成に盛り込んでいる。

さらに郵政資料館移転が決定され、移転先も墨田区押上となった。新博物館は、郵政博物館



【図2、3】通信博物館（飯田橋）から新博物館（大手町）への移転のようす。輸送は日本通運秋葉原支店が担当した（撮影：1964年11月）〔WAA-0063、0056〕



【図4、5】大手町の新博物館「通信総合博物館」の中に通信博物館（飯田橋）が移転した直後の4階事務室のようす（撮影：1964年11月）〔WAA-0040、0064〕

4 田原啓祐「郵政博物館の現在地」レジュメ（第51回交通史学会大会シンポジウム「郵便史の現在地」2025年）

5 『郵政資料館所蔵資料資産価値報告書』エイアイエス(株)トータル・アーツ 2007年11月

6 『郵政資料館所蔵資料事業展開企画案』エイアイエス(株)トータル・アーツ 2007年11月

(仮称)と名称も前2件の報告書を土台に、2013年新たに郵政博物館構想を作成した<sup>(9)</sup>。これが現・郵政博物館経営の指針となっている。

この郵政資料館から郵政博物館へ移行していく課程を3件の報告書を紐解きながら、現状の博物館経営の現状と課題を考察していきたい。

## 2 郵政博物館の歴史

改めて郵政博物館となるまでの歩みを、簡潔にお復習しておきたい<sup>(10)</sup>。設置主体、組織法上の名称、通称がからんでおり、相当に複雑である【表1、2、3】。

- ・1899年5月、逓信省庁舎内（京橋区木挽町/現・銀座郵便局）に用品研究のための参考品収集を行い、保管のための参考品室を設置される
- ・1902年6月20日、万国郵便連合加盟25周年記念事業として逓信省内に郵便博物館設置【図6】
- ・1910年4月、郵便博物館を逓信博物館に改称する
- ・1922年3月に中央区銀座8丁目の逓信省庁内【図7】から麹町区富士見町（現・千代田区富士見町/JR飯田橋駅前）に移転する【図8】
- ・1949年6月、逓信省は郵政省と電気通信省に分割され、逓信博物館は郵政省設置法<sup>(11)</sup>に基づいて、郵政省の附属機関となる
- ・1964年12月、千代田区大手町に4機関（郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会、国際電信電話株式会社）による共同運営による逓信総合博物館が設置される
- ・1988年6月、郵政省の組織改正に伴い、組織法上の「博物館」に替わり「郵政研究所」が振替設置され、郵政部門は、その下部組織として「郵政省郵政研究所附属資料館」<sup>(12)</sup>となる
- ・同年9月1日～翌年3月24日まで休館。内部改修とともに展示改装して、愛称「ていぱーく」としてリニューアルする
- ・1997年6月30日、「エレキテル」、「エボッシング・モールス電信機」が重要文化財指定される
- ・1997年10月31日、郵政展示場をリニューアルする。（6月2日～10月30日閉鎖）
- ・2001年1月、省庁再編により「総務省郵政研究所附属資料館」となる
- ・同年9月30日、KDDI株式会社が博物館の設置・運営から撤退し、総務省、東日本電信電話株式会社、日本放送協会の3機関の運営となる
- ・2002年6月26日、「ブレゲ指字電信機」4点が、重要文化財指定

7 「大手町連鎖型都市再生プロジェクト」（独立行政法人都市開発機構）の一環で老朽化した大手町地区の再開発が行われ、逓信総合博物館が入居する逓信ビルの街区も対象となった。同街区は、2015年5月から「大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業（大手町プレイス）」として工事に着手。2018年8月1日にウェストタワーとイーストタワーが竣工。旧逓信ビルのウェストタワーには日本郵政グループ本社やエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ<sup>(株)</sup>などが入居した。NTT都市開発「大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業」（2018<https://www.nttud.co.jp/news/detail/id/n22822.html>（参照2026-01-22）、UR都市機構「大手町プレイス」（2021[https://www.unet.go.jp/rd\\_portal/urbandesign/project/saikaihatsu/otemachiplace.html](https://www.unet.go.jp/rd_portal/urbandesign/project/saikaihatsu/otemachiplace.html)（参照2026-01-22）

8 『郵政資料館展示基本計画』（株）乃村工藝社 2008年8月

9 『押上移転時のコンセプト 逓信総合博物館の新展開 基本的な考え方』（株）丹青社 2013年

10 註1のほか、『郵政博物館年報令和6年度』（（公財）通信文化協会、2025年10月25日）及び、郵政博物館の関係者への聴取に基づく。

11 「郵政省設置法」（附属機関）第14条、（博物館）第15条「博物館は、郵政に関する文化の啓発及び普及を図るための機関とする」

12 「郵政省組織令」（施設等機関）第88条、（郵政研究所）第89条 郵政研究所は、次に掲げる事項を行うための機関とする。（一～五略）六 郵政に関する文化の啓発及び普及を図ること。七 前各号の事項に関する資料及び情報の収集整理並びに当該事項に関する印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

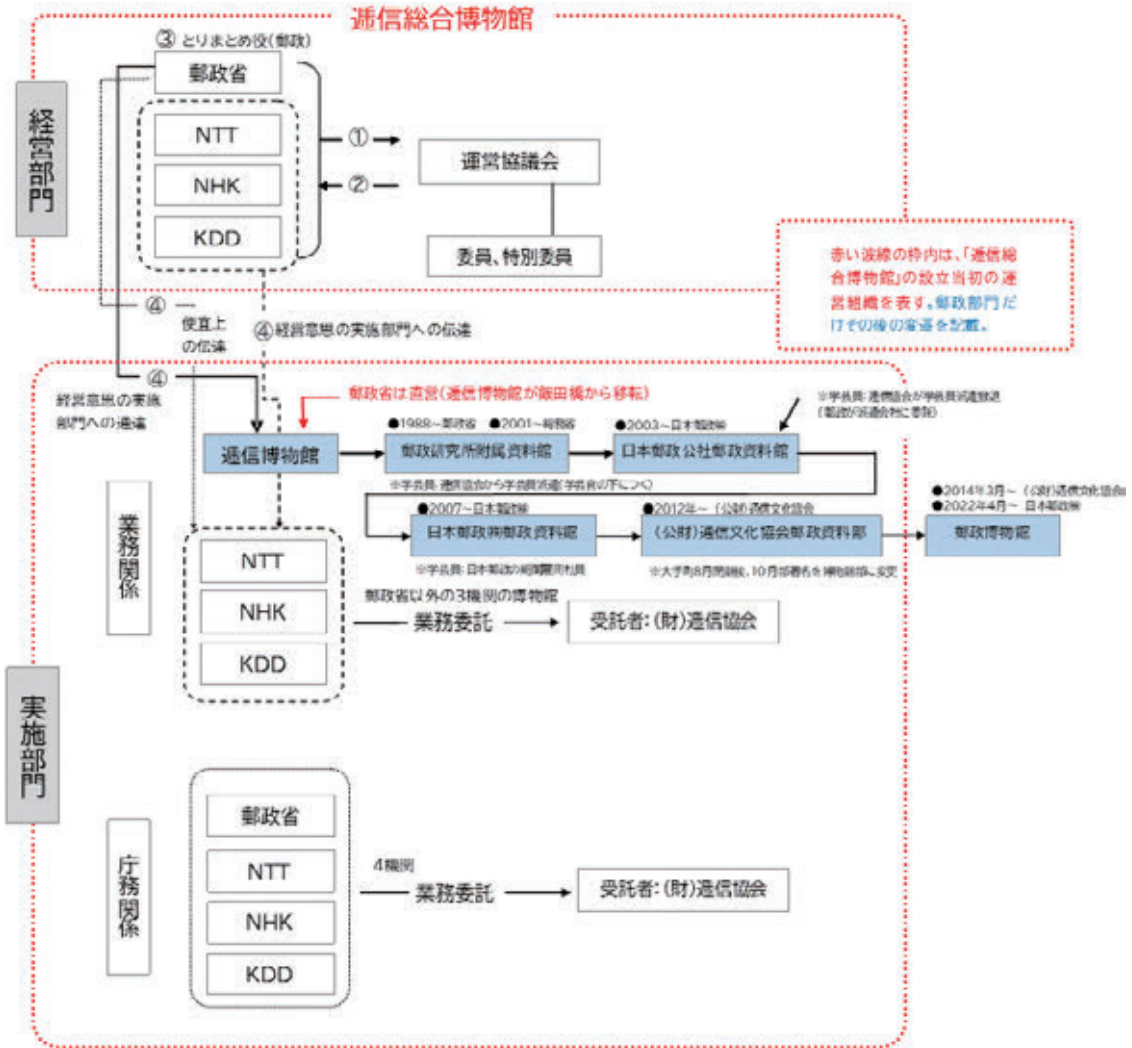
年月日	施設名称	郵政部門	所在地	運営者(学芸部門)	概要
1892(明治25)年7月	参考品陳列所		逓信省庁舎内の倉庫 京橋区木挽町(現在の中央区銀座8-20-26/銀座郵便局)	逓信省	郵務局主計課に物品掛を置き、参考資料として収集したものを陳列所として一室を設けた。本省内倉庫の階上約30㎡。
1899(明治32)年5月	参考品室		(本省東門脇新館に移動)		明治25(1892)年から用品研究のための参考品を収集。明治32(1899)年にそれらを保管する参考品室を設け、本庁舎内の東門脇新館階上、階下260㎡に移動。
1902(明治35)年6月20日	郵便博物館	郵便博物館			万国郵便連合加盟25周年の記念事業として「郵便博物館」を当時の京橋区木挽町の逓信省内に創設。
1903(明治36)年12月5日					逓信省分課規程(抄)第10条で、逓信局に4課1所1館(郵便博物館)を置くことと改正。(公達第884号(M36.12.5))
1905(明治38)年7月			逓信官吏練習所内 芝公園(現在の港区芝公園2-5-20)		芝公園の逓信官吏練習所構内に移転した。
1910(明治43)年4月1日	逓信博物館	逓信博物館			「郵便博物館」を「逓信博物館」と改めた。(公達第37号(M43.4.1))
1910(明治43)年5月			逓信省新庁舎内 京橋区木挽町(現在の中央区銀座8-20-26/銀座郵便局所在地)		中央区銀座8丁目(当時の京橋区木挽町、現在の銀座郵便局所在地)に逓信省の新庁舎落成、その構内(762㎡)に移転した。
1922(大正11)年3月			麹町区富士見町(現在の千代田区、飯田橋駅前)に移転した。		千代田区富士見町(当時は麹町区)に移転した。施設は地上2階、地下を含む1,800㎡。
1949(昭和24)年6月1日				郵政省(付属機関)	逓信省は郵政省と電気逓信省に分割され、逓信博物館は郵政省設置法に基づいて、郵政省の附属機関となった。[法律第244号「郵政省設置法(抄)」(S23.12.15)]
1964(昭和39)年12月1日	逓信総合博物館	逓信博物館	逓信ビル内(千代田区大手町2-3-1)	郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会、国際電信電話株式会社の4者運営。【郵政部門】郵政省逓信博物館【電気通信部門】電気通信放送博物館※ただしこちらは名称使用は限定的その後変化	千代田区大手町に4機関(郵政省、日本電信電話公社、日本放送協会、国際電信電話株式会社)共同運営による逓信総合博物館が設置された。郵政省逓信博物館は、逓信総合博物館の郵政部門となる。
1988(昭和63)年6月		郵政省郵政研究所附属資料館		【郵政部門】郵政省郵政研究所附属資料館	昭和63(1988)年6月に組織名が郵政省郵政研究所附属資料館となる。※平成13(2001)年1月、省庁再編により総務省郵政研究所附属資料館に。
2001(平成13)年1月		総務省郵政研究所附属資料館		【郵政部門】郵政省の付属資料館から総務省郵政研究所附属資料館になる。	平成13(2001)年1月、省庁再編により総務省郵政研究所附属資料館に。郵政省→総務省郵政事業庁
2001(平成13)年9月30日				KDDI株式会社撤退。総務省、東日本電信電話株式会社、日本放送協会3者運営	KDDI株式会社が博物館の運営を撤退し、総務省、東日本電信電話株式会社、日本放送協会の3機関の運営となる。
2003(平成15)年4月1日		日本郵政公社郵政資料館(広報部)		【郵政部門】総務省郵政研究所の附属資料館から日本郵政公社の郵政資料館になる。広報部門が所管	日本郵政公社の発足により、郵政部門が総務省郵政研究所の附属資料館から日本郵政公社の郵政資料館となる。
2007(平成19)年10月1日		日本郵政株式会社郵政資料館(コーポレート・コミュニケーション部→広報部)		【郵政部門】日本郵政公社の郵政資料館から日本郵政株式会社の郵政資料館になる。コーポレート・コミュニケーション部(その後広報部に名称変更)が所管	日本郵政株式会社の発足により、郵政部門が日本郵政株式会社の郵政資料館となる。「沖繩逓信博物館」を「沖繩郵政資料センター」に改称する。
2012(平成24)年3月31日				【郵政部門】日本郵政株式会社が撤退	日本郵政株式会社が博物館の運営を撤退。
2012(平成24)年4月1日		(公財)逓信文化協会(郵政資料部)		博物館運営は、公益財団法人逓信文化協会(郵政資料部、博物館部)	逓信総合博物館内の郵政資料館の運営が日本郵政株式会社から公益財団法人逓信文化協会に移行した。
2013(平成25)年8月31日		(公財)逓信文化協会(郵政資料部→10月→博物館部)		【郵政部門】公益財団法人逓信文化協会郵政資料部、【電気通信部門】同協会博物館部	千代田区大手町の再開発に伴い、逓信総合博物館閉館。
2014(平成26)年1月7日	郵政博物館		収蔵施設:郵政博物館資料センター(千葉県市川市香取2-1-16)	公益財団法人逓信文化協会博物館部	収蔵施設は、千葉県市川市の行徳郵便局内を改装して設置。日本郵政株式会社が設計、施設管理を行う。寄附金により公益財団法人逓信文化協会が運営。
2014(平成26)年3月1日			展示施設:郵政博物館(墨田区押上1-1-2東京スカイツリータウン・ソラマチ9階)	公益財団法人逓信文化協会博物館部	墨田区押上に移転、公益財団法人逓信文化協会が運営する「郵政博物館」開館。
2016(平成28)年4月					登録博物館に認定される。
2022(令和4)年4月1日～		日本郵政株式会社広報部(現広報宣伝部)		日本郵政株式会社広報部→広報宣伝部	運営が、公益財団法人逓信文化協会から日本郵政株式会社に移行した。登録博物館は解除。

【表1】郵便博物館から郵政博物館への変遷

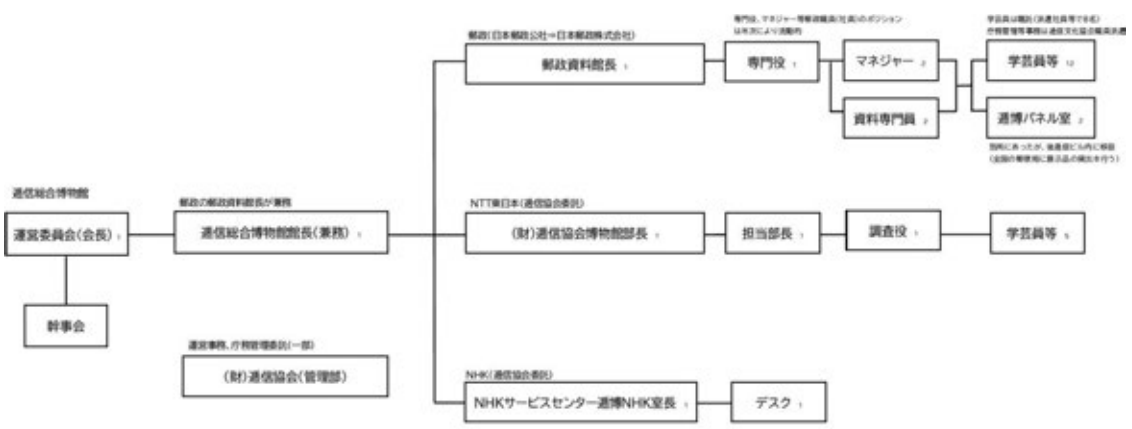
- ・2003年4月1日、総務省所管の特殊法人となる日本郵政公社発足により、郵政部門が日本郵政公社郵政資料館(同社広報部に所属)となる
- ・2007年7月、日本郵政グループ展示場の一部をリニューアルする
- ・同年10月1日、郵政民営化により、日本郵政株式会社が発足、郵政部門が日本郵政株式会社郵政資料館(コーポレート・コミュニケーション部に所属)となったほか、各郵政局が所管していた展示施設のうち、沖繩郵政博物館・広島通信病院被爆資料室・博物館明治村内宇治山田郵便局舎の3館が日本郵政株式会社本社に移管となり、新たに3館が博物館の分館となった
- ・2011年3月12日、東日本大震災による施設及び設備点検、節電対策のため8月2日まで休館

◆参考資料

- ・「博物館運営協議会要綱(案)」(1965.5.14) (出典:「庁務管理に関する四者協定」ファイルより抜粋) ※未登録事務資料
- ・「第1回郵政研究所附属資料館の運営に関する研究会」協議資料 資料2「郵政研究所附属資料館の概要」(1994.7) (出典:同上)
- ・「通信博物館五十年史」「通信博物館七十五年史」「郵政省職員録」「日本郵政公社職員録」「通信総合博物館要覧」(昭和40年12月)ほか



【表2】通信総合博物館、1964年開館当初の運営組織図「庁務管理に関する四者協定」ファイル資料をもとに作成



【表3】閉館前の通信総合博物館の運営組織図(2003年～2013年の主な体制)

- ・同年3月31日、日本放送協会が博物館運営から撤退する
- ・2012年3月31日、日本郵政株式会社が博物館運営から撤退する
- ・同年4月1日、郵政資料館の運営が、公益財団法人通信文化協会<sup>(13)</sup>に移行する
- ・2013年8月31日、千代田区大手町再開発計画により、通信総合博物館閉館となる
- ・2014年1月7日、千葉県市川市に収蔵施設として郵政博物館資料センターがオープンする
- ・2014年3月1日、墨田区押上の東京スカイツリータウン・ソラマチ9階に公益財団法人通信文化協会が運営する郵政博物館開館
- ・2019年4月、博物館法に基づく登録博物館となる（～2022年3月31日迄）
- ・2022年4月1日、設置・運営が日本郵政株式会社（現・広報宣伝部）に移行し、公益財団法人通信文化協会が運営管理等を受託。現在に至る

この流れから郵便博物館設立当初から通信省内に設置され、戦後郵政省とともに運営されてきたことがわかる。第一の転機は1964年の通信総合博物館設立であり、ここで通信省がかつて所管し、戦後分割された郵政事業・国内外電信電話事業・放送事業などが、再度統合される形で博物館運営に集約される、いわば先祖帰りに近い形となった。しかし、それぞれの事業主体は、大手町地区再開発を契機に次々と博物館運営から撤退していった。KDDIは、2000年にKDDI MUSEUM（多摩市）を開設した。またNTT東日本も、2000年NTT技術史料館（武蔵野市）を、日本放送協会は、既に1956年NHK放送博物館（港区）と、各社はそれぞれ独立した博物館施設を設置・運営して、各館とも独自の企業博物館としての性格を明確にした。これは、行政改革により、郵政事業の経営と電気通信の監督を一体的に行ってきた旧郵政省、総務省の業務が監督行政と事業実施に分かれ、博物館がそれぞれの事業主体に帰属するとことから生じた必然の結果といえるだろう。

そこで郵政資料館の在り方と運営に関して、2007年の日本郵政株式会社発足が第二の転機といえるだろう。資料からは明らかではないが、郵政部門が日本郵政株式会社郵政資料館となった時点で、大手町地区再開発計画が顕在化し、存続、移転を含めた博物館機能の再整理が必要となってきたとみられる。このため、冒頭紹介した2点の報告書が作成された<sup>(14)</sup>。同時に作成されており、それぞれ独立した構成となっているものの、内容的には相互に関連している。



【図6】郵便博物館（通信省庁舎内）〔WAA-0001〕



【図7】通信博物館（通信省庁舎内）〔WAA-0007〕



【図8】通信博物館（飯田橋）〔WAA-0023〕

13 1908年、通信大臣認可により通信協会として設立。1910年財団法人通信協会に改組。初代総裁に通信大臣後藤新平。1964年、財団法人前島会と合体。2012年公益財団法人通信文化協会となる。

14 註3.4

次項では、所蔵資料の評価を元に、経営企画案についてコメントを加えてみていきたい。

### 3 『郵政資料館所蔵資料 資料価値評価報告書』

本報告書は、大手町地区再開発事業により、「逋信ビル」<sup>(15)</sup>の取り壊しが決まり、郵政資料館の「移転・存続等の必要性を検討するため」5名の有識者により所蔵資料について資産価値評価を行った報告である<sup>(16)</sup>。表題は、『郵政資料館所蔵資料価値評価報告書』となっているが、目次及び内容は『郵政資料館所蔵資料に関する有識者報告書』となっており、有識者の意見に基づく報告となっている。ただし、当館には約190万点の資料があり、これらをすべて評価することは不可能であるため、時間的な制約から郵便局関連資料、写真資料、功績者資料、その他逋信省関係資料は未評価であるという。

さて、本報告書では、「事業展開企画案」にもあげられ、重視する「保存管理」「調査研究」「事業展開」の観点で、「恒久的な新資料館の存続については、運営に新たな手法」としてコラボレート、すなわち共同で行うことを目指している。この文脈の主語は甚だ不分明であるが、内外の研究機関や研究者との協働とも、あるいは所蔵資料の相互の関連性を持たせるといふ、双方の観点を意識していると考えたい。

特に重視すべき事項の三点について、概略をまとめると次の通りである。

#### (1) 保存管理 資料に応じた適切保存環境設備と体制

貴重な資料がある一方、資料の経年劣化など、逋信総合博物館以来の保存管理対応の不十分さ、資料整理未着手、収納スペース不足と劣悪環境など、要改善点が指摘されている。

#### (2) 調査研究 各研究機関等に情報開示し郵政資料館を研究の場に提供し、成果を国内外に発信するとともに、学会・大学と提携して共同研究を積極的に実施実物資料、図書資料、記録文書など幅広く資料収集を行っており、様々な文化的・学術的分野での高い評価を行っている。国内外の研究者から研究拠点として、また情報発信拠点としての可能性に期待している。また専門性を有した調査研究担当者の充実と外部研究者との連携調査が提案されている。

#### (3) 事業展開 研究成果を元に、事業（ビジネス/企業価値）の立場から企画立案する部門を設け、広報・展示・商品などの開発と展開を行う

調査研究に基づく企画立案と長期展望に立った事業展開の必要性をうたい、情報サービス、デジタルミュージアムなどを提案するが、収益性の向上が必要として所蔵資料の精査を求めている。

ここまでは、博物館経営上、特筆される提案はない。

次いで「有識者報告書に基づく方向」では、3点示されているが、驚くような記述がある。

#### (1) 【所蔵活用】 これは前項の「保存管理」、「調査研究」、「事業展開」を具体化した内容である。国内外研究機関への情報発信を軸に、資料整理、データベース化や共同研究、事業開発と展開など前項をおさらいしている。

#### (2) 【寄贈】 ここの主語が明確でないのだが、「外部博物館・研究機関への寄贈」となっている。この寄贈は、所蔵資料について寄贈すると捉えられるのであるが、通常、博物館が所蔵資料

15 日本電信電話公社本社（現NTT）（当初は、関東電気逋信局）と逋信総合博物館が同居していた。その建屋名称が「逋信ビル」である。

16 駅逋資料：田良島哲（東京国立博物館事業部情報課情報管理室長）、電気逋信資料：若井登（元逋波研究所所長）、美術資料：小谷野匡子（絵画保存研究所代表）、切手類資料：高橋宣雄（高橋スタンプ社長）、逋信関連公文書資料：石井寛治（東京経済大学教授）※肩書きは報告書作成時、敬称略

を他館等へ寄贈することは考えられないが、博物館事業の帰趨が定まらない時点で、日本郵政が博物館事業を実施しないとした場合の、あくまでの仮定の議論であろうが、現実的とは考えられない。

しかしながら、逓博では過去に資料移管の前例がある。1960年には他官庁への資料移管が行われ、文部省経由で国立科学博物館に、運輸省経由で交通博物館、船舶振興会で移管されたほか、1965年には、大韓民国返還要求により外務省経由で郵便資料を返還、水戸徳川家への資料返還などがある。そのほか、長い歴史の中で、特に郵政民営化後の企業博物館の観点から現業に直結しないと判断された過去の事業資料（電気通信資料など）なども多く、他所への資料寄贈については当初から検討がなされたようである。

- (3) **【売却】** 所蔵資料の売却を記述する。オークションなど市場売却予想額や業者間価格などの金額が明示されている。これも前項同様に郵政資料館存続を前提としない場合の選択肢とも考えられる一方で、海外の博物館のように、コレクションの充実を図るために重複があるものなどは売却し、新収蔵品の購入に充填するなどの選択肢でもあった。

この(2)(3)の2点は、報告書を作成したコンサルによるものと思うが、報告書への記載は、移転、経営側に存続を促すことが目的であったらう報告書にあって、極めて奇異に感じられる点である。あるいは、所蔵資料の資産価値が高いことが、その保全に有利に働くとの判断でもあったのだろうか。

後半は、所蔵資料評価から離れて、当時の郵政資料館の施設と運営に関する問題点をあげている。通信総合博物館という大きな施設内において郵政資料館が抱える問題点は、後の郵政博物館への道筋として注意したい<sup>(17)</sup>。

### (1) 施設

- ①資料室スペース：資料室と記されているが収蔵庫であろう。恒温恒湿、つまり温湿度管理がある程度可能な部屋が3室（約400㎡）しかなく、多くの資料は倉庫や駐車場などに仮置き状態だとする。
- ②空調システムの老朽化：通信ビルという建物自体が1964年竣工で、水冷式空調システムの老朽化が深刻で、資料室の空調は故障が多く、水漏れなど資料管理には不適である。
- ③展示場：吹き抜けがあるため温湿度などの環境が安定しない。
- ④展示施設：ライトは調光不可。エアタイトケースは1台のみ。
- ⑤消火設備：資料室以外は、スプリンクラーの水消火。

### (2) 要員配置

郵政職員は5名（館長＝GL1, MG 1<sup>(18)</sup>, 資料専門員2）、学芸員8名が派遣職員で、うち4名は庶務会計、電話総合案内、団体受付、広報、宣伝を担当。実質4名で展示場管理、展示企画、資料収集・整理・保存・貸出、照会・回答を行い、その指導・管理を資料専門員2名が当たる。また分館等施設5箇所を含め、庶務会計事務MG1名で行っており、業務量に対して人員不足を指摘する。学芸員の郵政職員化、庶務会計の担当者配置を提言する。

### (3) 予算の内容

年間予算約6億円のうち大半が建物土地借料、施設経費であり、博物館業務運営費は16.7%。人件費である派遣経費と共用経費を除いた学芸業務経費は、6.7%（4,000万円）。事業展開のためには、資料収集と修理・補修が必要だが、予算不足のため進んでいない。

17 項目は報告書どおりであるが、説明は筆者が要約

18 GLとは、グループリーダー、MGとはマネジャーの略称である。

#### (4) 他の学会、各研究機関との交流、共同研究

総務省所管時代は学会所属が認められたが、公社化以降学会参加が廃止された。学会参加や共同研究の必要性を訴える。

#### (5) デジタルアーカイブ

予算がないため、職員の手作業で進めているが、本格的なデジタル化推進が必要で、インターネット上でのデータベース公開による情報発信が求められる。

#### (6) 組織

国立の博物館として博物館相当施設となっていたが、2007年10月1日の郵政民営化後に消滅、今後登録博物館へ向けて活動する必要がある。そのためには収蔵施設、展示施設、年間活動日数、各種研究活動報告、年報発行、学芸員配置が必要。

以上、通信総合博物館内の郵政資料館の問題点が列挙された。

### ○文化財の保存公開施設としてのあり方

さらに重要文化財<sup>(19)</sup>を含む文化財を有する博物館として、保存公開施設としての方向性を提言する。

- (1)総合的な資料収集と保存管理
- (2)調査研究体制の充実
- (3)事業体制の充実
- (4)保存及び公開環境の整備

これらは、前段で保存管理、調査研究、事業展開の項目で指摘した点について、新博物館の機能面で配慮すべきことをまとめている。重ねてのコメントは控えるが、博物館経営において当たり前の内容であるものの新博物館への指針としての提言であろう。

### ○むすび

最後に総括として「むすび」が記されている。博物館の役割と責任を述べるとともに、企業博物館としての存在価値のアピールが必要とする。特に通信総合博物館という国立の博物館からの脱却は、新たな経営戦略の必要性が重要としている。

その具体策として、販促活動としての周知宣伝活動と広報活動をあげている。入館者増を図るには広報の重要性を訴え、従来予算不足から手薄であった点を反省し、世界的にも注目される価値の高い郵便資料を活用して郵政資料館の魅力をアピールすることを目指す。一連の報告書内容を通覧して翻って考えると、その根底には館存続の危機が見え隠れしているように思われる。

## 4 『郵政資料館事業展開企画案』

次に、資料の評価を受けて、それを元にした郵政博物館前史となる『郵政資料館事業展開企画案』からみていこう。

わずか8ページの紙数で、(1)収蔵品評価、(2)今後の資料館が特に重視すべき事項、(3)郵政資料館としての在り方、(4)移転先の検討、(5)郵政資料館における事業展開案、(6)事業の立地と展開案である。

本報告書は、新生「郵政資料館」経営の指針を示しており、現「郵政博物館」経営にも取り入れられた点が少なくないというか、細部では変更は見られるものの大筋では本報告書を踏襲

---

19 エンボッシング・モールス電信機、ブレゲ指字電信機、エレキテル

していると見える。新生「郵政資料館」の目指したものが、現「郵政博物館」に生かされ、また変更されたのか、その変遷の要点をみていこう。

◆**収蔵資料** 約190万点 郵便・通信事業と江戸時代以前の器物・文書等があり、近年の情報経済学にとって他に類例のない資料群で、総じて「大変貴重な」資料を含む。

この資料の活用については、①総合的な資料収集と保存管理 ②調査研究体制の充実 ③事業体制の充実 ④保存及び公開環境の整備が特に配慮が必要としている。

今後特に重視すべき事項として、要点をまとめると

- (1) **保存管理** 資料に応じた適切保存環境設備と体制
- (2) **調査研究** 各研究機関等に情報開示し郵政資料館を研究の場に提供  
成果を国内外に発信  
学会・大学と提携して共同研究を積極的に実施
- (3) **事業展開** 研究成果を元に、事業（ビジネス/企業価値）の立場から企画立案する部門を設け、広報・展示・商品などの開発と展開を行う  
これをもとに郵政資料館としての役割が位置付けられた。ここでは、方向性として次の二点が明示されている。

①資料保存型（収蔵庫展示等）

②来場者参加型（体験・体感型展示等）

これは従来から伊藤寿郎が提唱した博物館世代論を踏襲したに過ぎないが、①が第1・第2世代、②が第3世代のということである。方向性については、(2)の学会や研究者等の提言を受けることを念頭に2方向を選択するのではなく、①を基礎にして②を発展的に図ることを示しているとする。

なお、①に関しては、「専門家や学術研究者に対して、資料データを提供し、また、世界に対して情報発信をする。」<sup>(20)</sup>とあり、外部の研究者等への積極的資料の活用と情報発信の重要性が述べられている。この一部成果が、「郵政歴史文化研究会」<sup>(21)</sup>設立の源となっているといえるだろう。

ここまでは郵政資料館が、博物館機能を核として存在することを目指したことが明らかとなるが、その目指す事業コンセプトは、郵政事業の歴史と日本郵政事業の普及啓発と郵便等の利用者増、すなわち本体事業の支援にあると位置づけている。この点は企業博物館としての性格を、鮮明にしているのである。逓信総合博物館という郵政省が管轄する、ある意味国営博物館から郵政事業が民営化された流れに沿う形で、企業博物館への変身を標榜したともいえるだろう。

◆**移転先の検討** ここでは本旨とは直接関係しないので、企画案では「事業の立地と展開案」として候補地の検討があったことを記しておく。大手町にあった逓信総合博物館は、博物館所在地においての建替えの記述はなく、移転を前提として、A案として大手町地区（東京中央郵便局（現・KITTE））とB案の蔵前地区（旧東京蔵前体育館・社宅地跡地）が挙げられている。いずれも検討案ではあり、実現しなかったことは周知のとおりである。私見ではあるが、郵政博物館の性格上、検討が進められていた東京中央郵便局を利活用できれば最適であったと考えているのは、筆者のみであろうか。

さて、この検討案で興味深い記述がある。蔵前は大手町と比べると利便性や認知性は低くな

20 同上 2頁

21 郵政博物館に置かれた研究会であり、6つの分科会に分かれて調査研究を行い、その成果を『郵政博物館研究紀要』に発表している。『紀要』は、2010年に創刊され、本誌で17号に及ぶ。

るものの、「展示部門と資料部門とを分離する場合、資料部門の拠点としては有効である。」とする。蔵前地区に向く具体的な適正事業として、①資料の収集、整理、保管、調査研究事業②図書閲覧、照会回答、資料貸出事業（一般、研究者、マスコミ、グループ内照会等）③商品開発事業が列記されている。もともと、蔵前は、複数の郵政関係の事務センター等が置かれていた地区であるが、逓信総合博物館の資料収納スペースが不足していたことから、その資料が分散保管されていた場所の一つでもあったという。そのことが下敷きになっているのか、この移転を前提とした事業計画案のなかで、収蔵資料の在り方について、既に現行のような資料センター構想、つまり展示部門と収蔵資料部門を分離する案が存在したことに注意したい。

さらに報告書の最後に総括的に「事業の立地と展開案」という項目が置かれている。ここでは両地区併用案が示され、大手町地区に展示事業、蔵前地区に本項で挙げた①～③の事業を展開することが検討されている。ただ、大手町案、蔵前案、両地区併用案の評価も記されているが、いずれもメリットもあるもののデメリットも大きく決定打とされていない。

博物館機能として本来は、収蔵資料部門と展示部門とは分離すべきではない。危機管理上、展示へのための資料の移動時のリスクは、最小限に抑えなければならない。博物館側からは、一体型を提案していたにもかかわらず当初から、分離案が俎上にはあったことは押さえておきたい。

◆**事業展開案** この「事業展開企画案」報告書は、前述したとおりに「所蔵資料資産価値評価報告書」とリンクしており、この中の有識者の意見を反映して、事業展開が考えられている。

#### ①保存管理・研究事業

これは先に挙げた収蔵資料の活用を具体的事例を記したもので、博物館機能としては通例の内容である。

「収蔵品を調査した上での適切な温度、湿度で保存管理を行う。資料館は、学術的分野で非常に価値の高い資料を有している。これらを国内・国外へ情報発信するために研究事業を行う。」と記す。事例として、資料の収集（購入を含む）と調査研究、収蔵資料のデジタルアーカイブ化、資料の修繕（燻蒸処理を含む）、外部研究者との共同研究と研究成果の発信、研究報告書・図録の発行、郵政資料館の所蔵資料に精通する学芸員の養成など、至極当然な事業である。

#### ②展示事業

第一に恒久的展示施設を設置し、日本郵政のPRを図るとともに利用者増進を図るための事業として挙げられている。さらに来場者に対して郵便事業に関連する参加体験プログラムの提供、施設維持のために入館料徴収が記されており、改めてここで企業博物館としての展示の性格が確認されている。ここで注目したいのは、恒久展示施設の設定である。旧郵政資料館は、共用ではあるが逓信総合博物館として恒久の自前・単独の施設であった。立地展開案によれば、移転後も単独運営とはなるものの、恒久施設での運営を目指す意図があったと思われる。後半で改めて触れるが、結果的には、現行の展示施設も資料収蔵施設ともに、恒久とはいえなくもないが、他の施設への間借りとなっているのは残念である<sup>(22)</sup>。また、逓信総合博物館時代は、極めて安価な入館料であったが、企画案では入館料、しかも常設展と特別展のそれぞれに徴収が提言されている。現状は以前ほど安価ではない

22 現在の押上の展示施設は、もともと事務用スペースであったものを博物館向けに改修したものであり、階高や設備等が必ずしも十分なものとはいえない。この改修は、日本郵政株式会社の特別寄付により、公益財団法人通信文化協会が行い、再度、設置・運営が日本郵政株式会社に移管されるまでの間は、同協会の固定資産となっていた。

が、低価格の入館料であり、提言のような常設展と特別展の別料金体系とはなっていない。

- ③**企画展示事業** ここでは、移転先は3案が提案されているものの、いずれもメリットとデメリットが混在して決定打に欠けていることを記していた。しかし、企画展開催に当たっては、大手町地区を前提としており、中央郵便局に多目的イベントスペースを設置し、地域との連携を提案している。当然集客による博物館経営を意識してのことと考えられるが、同報告書内での記述が一貫しないことは指摘しておきたい。

#### ④**商品開発事業**

経営的に、収蔵資料を活用した商品開発、サービス施設（レストランやミュージアムショップ）やグッズ開発、テナントや所有する収蔵資産のデータベース化と著作権管理、つまり使用の有料化により収益力を向上させることを意図している。こうした収益事業は、現代博物館では一般的なものである。注目したいのはあくまで提案された企画案ではあるが、通信総合博物館に設置されていたレストランと会議室等の貸出があげられていることである。構想として、経済的収益を意識した施設の設置が提案されたわけだが、実施には至らなかったのは残念である。

## 5 『郵政資料館移転に関する基本計画』

前掲2点の報告書刊行から9ヶ月後、『郵政資料館移転移管する基本計画』書が作成された。郵政民営化による影響と大手町再開事業が周辺地域で進行し、日本郵政グループ本社の霞が関から大手町への移転が具体化した。そのため、大手町の通信ビルは当然取り壊されることとなる。表題からは、通信ビルからの「移転」を前提としていたと読み取られるが、計画書には具体的な場所の記述がないのは、前出報告書同様であり、浮動的な要素を残している。

構成は、「1 計画与件の整理」、「2 新博物館の基本的なあり方」、「3 施設計画」、「4 展示活動」、「5 活動計画」、「6 運営計画」、「7 施設整備計画」、「8 資料」となっている。「1 計画与件の整理」は、全計2点の報告書を踏襲し、「2 新博物館の基本的なあり方」についても、文言中心で一般的な博物館の基本計画と大差ない。

ここで注目したいのは、「3 施設計画」で具体性が見えてきたことである。この計画は、郵政博物館へ大きな影響を与えたと推測できるのである。

### (1) 施設計画

**立地・施設** 立地・施設タイプについて、単館と分館についての検討が行われている。

単館は、都内立地として従来の郵政資料館同様に、本格的な博物館機能を全面的に打ち出すことができる。デメリットも検討され、建設工事や運営費などの経費が大きいことである。

分館は、2つの方向が示される。小項では、わかりやすくするため分館①と分館②と分けて表記する。

分館①は本社併設型という複合館というべきスタイルで提案され、日本郵政グループの本社ビル内に展示部門を置き、収蔵施設は他所に置くというもの。本社に置くことで郵政業務へのシンボル性と関連性をもち、社員研修やビジネス客などの集客が期待できる反面、本社に所在することで一般利用者にとっては場合によっては閉鎖空間ともなり、また収蔵機能を別置するため非効率である。

分館②の方向性は、現在の郵政博物館と同様に都心商業施設内にテナントとして入居する案が示されている。芸術性や文化性を前面に打ち出した展示、商業施設との相乗効果で集客は期

待できる反面、複合施設であるため収蔵機能分散型のデメリットがある。さらに収蔵機能を別の場所に設けるため維持管理と輸送経費など、分館としての課題は大きい。

**施設規模** 旧逓総合信博物館は、4機関合計で展示部門5,727㎡、収蔵部門 1,251㎡、事務学芸部門 510㎡、学習交流989㎡、サービス部門714㎡の約9,200㎡であった。

郵政部分を単館とした場合、展示部門1,832㎡、収蔵部門2,400㎡、事務学芸部門350㎡、学習交流1,350㎡、サービス部門700㎡の約8,760㎡

分館は、①②の場合とも、展示部門と収蔵部門を分離する施設配置をとっている。小項では、仮に展示館と収蔵庫と分けて表記する。

展示館：展示部門2,000㎡、収蔵部門300㎡、事務学芸部門100㎡、学習交流 0 ㎡、サービス部門 0 ㎡等の約2,880㎡

収蔵庫：展示部門200㎡、収蔵部門2,400㎡、事務学芸部門300㎡、学習交流 0 ㎡、サービス部門 0 ㎡の約3,480㎡

と提案されている。

前提として、基本面積に発展面積を加味して約1.2倍をかけている。

単館の場合は、旧郵政資料館の延べ床面積を基本に、約1.2倍程度広く考えている。

分館は、複合館という間借り的な要素から、十分に床面積が取れなくなるため、旧郵政資料館時代から存在し、現在の郵政博物館になっても特徴的な展示となっている切手ギャラリーを除外して展示面積を2,000㎡としている。当然収蔵部門は大幅に縮小されて、おそらく企画展など貴重資料や外部からの借用資料を一時的に保管するための特別収蔵庫と荷解室、資料整理室を置くのみである。事務学芸部門は、展示公開をしているにもかかわらず展示管理をする事務学芸室が不設置で、逓信総合博物館のサービスとして大きな役割を担っていた図書閲覧や資料の複写を行う図書室が優先して計画されているのは奇異に感じられる。また分館では、同様に床面積の制約から教育普及機能とレストラン、ミュージアムショップ、休憩室などのサービス部門は持たない。

これらの条件を総合的に勘案すると、基本計画では本社ビル内への移転を最良としている。

## (2) 経営計画

**展示活動** 展示は、歴史、文化、体験の3ゾーンで構成し、郵政資料館から郵政博物館への大きな変更はない。もちろん経営主体の変更により、日本郵政グループの企業博物館としての公益事業アピールを主眼に、また時代的な要請から体験事業（ワークショップ）に注力することは当然であろう。

展示では分館構想で語られ、中央館で展示と一般向けの図書公開を、別館で調査研究用の図書利用としている。

**活動計画** 企画展示は、博物館の存在価値を高め集客が期待できる活動であり、収蔵資料の活用や個人作家や写真家の展示、公募作品、外部団体との連携等の展示を提案する。

資料の収集保存・調査研究及び学習交流、広報・情報発信は、前掲報告書の内容をもとに一般的博物館機能を踏襲している。

**運営計画** 運営業務の内容と組織については、前掲報告書で郵政資料館の課題が指摘されているが、解決に向けた提案はなされている。博物館経営の根幹に関わり、現在の郵政博物館に生きているので紹介しよう。

運営については、学芸業務・交流普及業務・運営管理業務の3つに分けている。ただし、報告書や本計画書には、サービス部門として集客を意識してミュージアムショップやレストランの必要性が挙げられていたが、運営管理業務の具体的例示にはない。補足注で、これらの業務

は、施設が本社ビル内に移転することを前提としているため除外する旨が記されている。

学芸業務の人員配置は、郵政資料館では、郵政職員3名<sup>(23)</sup>と派遣の学芸員8名体制であったが、実態は学芸員4名が庶務会計、電話総合案内、団体受付、広報・宣伝、展示イベント、分館管理担当であった。4名は、管理運営業務にあたっており、報告書では学芸業務量に対して人員配置が見合っていないことを指摘していた。

今回の計画では、事業中心となっており、組織や学芸員配置などは置き去りにされており、問題意識の薄い内容となっている。計画では、専門学芸員のほか、学芸補助スタッフ、作業補助スタッフの必要性を述べており、収蔵資料分野ごとに学芸補助8名、資料整理・貸出業務の作業補助6名を提言している。専門学芸員についての言及はないが、従前どおりだとすると3名に派遣学芸員8名のため、作業補助6名が増員ということになる。作業補助員となると学芸員ではない、アルバイト等非正規雇用ということが想起され、果たして十分な博物館機能と学芸業務が果たせるのか心もとない。組織計画にあたっては、日本郵政のCSR関連のコミュニケーション部門と総務部門等の役割分担と調整を図り、効率化の必要性を述べるが、博物館の主体性は曖昧である。館長についても博物館におけるマネジメント力と日本郵政グループ内の調整力の必要性を求めていることをあげている。ミュージアムマネジメントの重要性、また博学連携、他機関連携など幅広い視野を持った人材を理想としている。

**運営収支** 博物館経営にとって人（利用者と職員）、物（博物館資料）、金（予算）が最大の要素と、筆者は考えている。計画において収支の考え方は、収入は入館料と付帯収入（ミュージアムショップとカフェの収入）を挙げているのみで、日本郵政グループからの助成などは不思議なことに入っていない。この時点では、日本郵政が博物館事業の主体となる考えであったのか、あるいは、一時期行われたように、外部の財団法人に運営を任せ、運営経費を支弁するのか、定まっていなかったのかもしれない。前者であれば、仮に委託すれば、委託費が必要であり、後者であれば、相応の寄附金を要するのは当然である。

**施設整備計画** 郵政資料館の閉館、移転がほぼ見えてきており、計画では本社ビルへの移転を前提に、2008年度の当基本計画を元に、2009年末までに仮移転完了、2010年度基本設計、2011年度実施設計、2012年度施工、2013年度開館というスケジュールが立てられている。

この一連の計画が、のちの郵政博物館に反映されることになるが、その後の動きは、残された資料からは詳細はわからない。郵政博物館に残されている資料からみたいが、その前にこの間の業務形態を確認しておこう。外部からは郵政資料館の経営実態を知る術はなく、今回拙稿を記すにあたり初めて判明したが、最近整理されたものによると、概ね次のようである<sup>(24)</sup>。

最初に経営主体、次に名称、運営体制、最後が委託先を示すが、組織、施設の名称、運営主体、受託者の関係が入り組んでいる。特に1964年から4機関で共同運営を行っていた通信総合博物館の時代を含め極めて複雑なものである【表4】。ただ、運営の実務が、わずかな期間を除き、一貫して(財)通信協会(現、「(公財)通信文化協会」<sup>(25)</sup>)によって担われたことが窺われる。

#### ① 郵政省時代（1964.12～）【図9、10】

「通信博物館」

⇒ 郵政省直営（管理課3、事業課（以下「学芸」）3、資料館2）

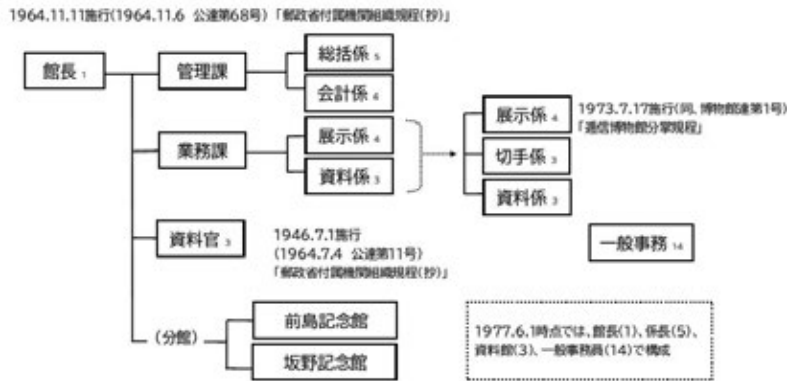
#### ② 郵政省/総務省時代（1988.6～2003.3）

23 ただしMG1名は、分館と庶務会計のため除外

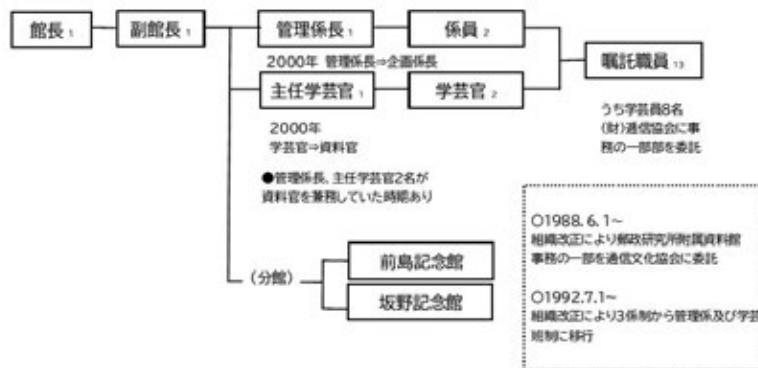
24 同註7当時の職員録、関係者の記憶を総合したものであり、員数もその意味で合理的な推測にとどまる。

25 同註12参照

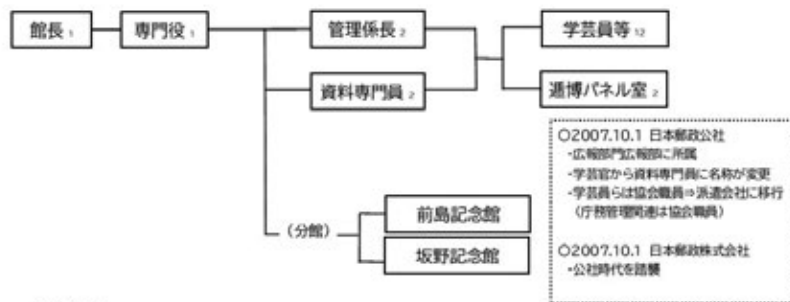
1. 郵政省 通信博物館 (通信総合博物館内郵政部門)



2. 郵政省郵政研究所附属資料館 (通信総合博物館内郵政部門)



3. 日本郵政公社 郵政資料館 (通信総合博物館内郵政部門)



◆参考資料

- ・「博物館運営協議会要綱(案)」(1965.5.14) 庁務管理に関する4機関協定ファイル
- ・「第1回郵政研究所附属資料館の運営に関する研究会」協議資料 資料2「郵政研究所附属資料館の概要」(1994.7) 関連ファイル
- ・「通信博物館五十年史」「通信博物館七十五年史」「郵政省職員録」「日本郵政公社職員録」、博物館年報ほか

【表4】 郵政部門の博物館組織図の変遷

- 「郵政研究所附属資料館」(館長以下8, うち学芸2)
- ⇒ (財)通信協会へ委託(学芸9, 案内2, パネル<sup>(26)</sup>2、庶務1)
- ③日本郵政公社(2003.4~2005.3)
- 「郵政資料館」(館長以下5, うち学芸2)
- ⇒ (財)通信協会へ学芸員派遣を委託(学芸9, 案内1, パネル2、庶務1)
- ④日本郵政公社(2005.4~2007.9)

「郵政資料館」(館長以下8, うち学芸2)

⇒ (財)通信協会へ事務員の派遣を委託(庶務3、パネル2)+日本郵政公社が(株)KDC<sup>(27)</sup>(学芸8)に学芸員派遣を委託

⑤日本郵政株式会社(2007.10~2012.3)

「郵政資料館」(館長以下4)+学芸員は期間雇用社員として直接採用。

⇒ 日本郵政株式会社(2012.4~2022.3)

「郵政博物館」

⇒ (公財)通信文化協会が運営主体となり、日本郵政は寄附金を交付

⑥日本郵政株式会社(2022.4~)

「郵政博物館」

⇒ 日本郵政が運営主体となり、運営を通信文化協会に委託

2011年3月にNHKが通信総合博物館から撤退。翌2012年3月には、日本郵政株式会社が直接の博物館運営から撤退するという事態となった。民営化後、日本郵政株式会社が博物館事業

を継続するかどうか、議論が続いていたようであるが、会社自らは事業を行うことなく、これまで運営受託の実績のある公益財団法人通信文化協会(旧通信協会)に運営主体そのものを移管し、展示や資料の保管等を実質的に継続するという形で決着が図られたのである。

2012から22年度までの10年間は、日本郵政株式会社、ゆうちょ財団及び簡易保険加入者協会の2財団からの寄附金及び入館料により運営され、収蔵品である博物館資料については日本郵政株式会社から公益財団法人通信文化協会への無償貸与という経営形態をとった。博物館施設について、改修部分は特別寄附により同協会が設置し、固定資産とし、同フロア部分の借料は毎年の寄附金(物件費)に含まれていた。人件費も寄附金でまかなうことになる。

しかし、寄附金は当初変動制であったが毎年定額となり、改定されたことはない。この方式は、失われた30年と言われるデフレの時代にあっては、大きく破綻することはなかった。それでも、この間、消費税の改定など、実質的なコスト上昇については、補填のすべがなかった。主たる財源が寄附金から委託費に変わってからは、委託費は必要なコストをまかなうことが法的要請であるから、大きく変動する昨今の経済情勢に対応するという点では、寄附から委託へのスキーム変更は、良いタイミングであったと言えよう。見方を変えれば、この10年間、寄附スキームであったものが以前の業務委託形態に回帰したと考えればよいだろう。

さて、移転先を見つけることは、日本郵政のみならず、博物館の実務者にとっても困難な課題であった。墨田区押上のスカイツリータウンに展示施設の移転が決定したのは、当時、博物館立地の動向を探索していたところ、スカイツリータウンの情報を業界筋から入手したことによるという。一方、収蔵施設は、八王子市南大沢と千葉県市川市行徳など複数の選択肢があったようであるが、行徳に決定した。押上との交通の便が要因と思われる。行徳の収蔵施設<sup>(28)</sup>は、無集配郵便局となっていた行徳郵便局の相当部分を日本郵政株式会社が日本郵便株式会社から



【図9、10】通信博物館の職員(上段は飯田橋時代、下段は移転直後の大手町時代)〔WAD-0012、0024〕

27 人材派遣会社

借上げ、収蔵庫向けに改修したものを収蔵施設部分については無償（事務室、作業室は有償）で協会に貸与したものである。新潟県上越市、岡山県岡山市、沖縄県那覇市にある3つの分館についてもほぼ同様である。なお、通信総合博物館時代から収蔵スペースは不足しており、蔵前等、複数の施設に分散配置しており、NTTに貸与していた旧通信省の電気通信資料や郵政施設で他所保管だった資料も返還を受けることとなり、これらが一か所（行徳）に集約されたこと自体は幸いだったというべきだろう。

## 6 郵政博物館開館と経営課題

### (1) 押上移転展示方針作成

博物館の移転は、事務所の移転と異なり、デスクやロッカー等の什器を移動するわけではない。「展示」は勿論、博物館活動の核となる博物館資料の収蔵庫の確保と配架も必要となる。

押上移転に関しての関係書類は実見してはいないが、展示場は都内を想定されたものの、収蔵施設は大きな面積を要するため郵政の不動産戦略による経営方針などから、近郊の郵政保有施設の再利用が候補地として検討され、結果的に展示・資料分離方式で進められたようである。

展示に関しては、これまでの企画案や計画案を作成したコンサル、ディスプレイ業者の関与がないが、通信文化協会において新博物館の運営計画・運営・予算及び展示場の設計について、博物館学芸員を中心とした新博物館プロジェクト会議が約1年間にわたり行われ、通信総合博物館時代の反省をもとにコンセプトや展示コンテンツの要素がまとめられた。これを基に、同協会が委託し、資料所有者である日本郵政(株)と相談の上、現実的な何案かの企画案が丹青社によって作成された。

収蔵施設については、資料所有者である日本郵政(株)が主体となり、協会学芸員らの協力のもとで設計等を行った。

**方向性** 1 ペーパーの「押上移転時のコンセプト 通信総合博物館の新展開 基本的な考え方」からみてみよう。基本的な方向性は、押上の東京スカイツリータウン・ソラマチ（以下、「東京ソラマチ」という。）に開設することが決定し<sup>(29)</sup>、それに向けての最終案のようだ。

大きく5つのテーマで構成され、その前提として「様々な集客施設のある東京ソラマチの中で埋没しない独自性、インパクト、役割を發揮する」を理念として標榜している。現状として東京ソラマチ9階に位置し、郵政文化という歴史性や社会性などを、他に類のない専門性を有した博物館として機能しており、この理念がそのまま生きている。実質的には、学芸員とのコミュニケーションが反映されているという。基本として列挙されている5つのテーマからみてみよう。

①**新博物館のめざすもの**：博物館経営の方向性である。表題にあるとおり、1点目が「埋没しない独自性とインパクト」である。多彩なアミューズメントタウンである東京スカイツリータウンにおける存在感を如何にアピールできるか。これまでの通信総合博物館ファンだけではない、新たな利用者の獲得のための重要性を認識する。そのためには2点目として「ここにしかないコンテンツ、ここでしかない体験で集客」であるが、郵政文化という比類なき体験を展開することである。通博では様々な体験展示や事業が開催されて、誰もが楽しめる博

28 移転検討の途上では、行徳に簡単な展示施設をも設けるという案もあったようであるが、一種住専地域であるため、集客施設は設置できないことが判明し、収蔵施設専用となった。なお、ここでは、資料の調査研究、照会回答等も行っており、「郵政博物館資料センター」というのが正式名称である。

29 用地選定当初は、博物館仕様を想定した東京ソラマチの8階に出店予定だったが、千葉工業大学の拡張施設（同大学展示場はソラマチ開業当初から開館）が入ることが決し、急きょ会議室だった9階への出店に変更された。

物館であったことを押上の新博物館でも展開を期待するものである。また3点目は、郵政3事業のサービスを「人と人とのつながり」をテーマに、郵便は「人の心が、年の初めに届く国」、ゆうちょが「つかえる、つながる、つくりませんか。」、かんぽ「お届けします、心のこもったサービス」を伝えることをあげている。通博で培ったコンセプトを、民営化されたより郵政事業を利用者目線で紹介することを目指すものであろう。

②**新博物館の設置目的**：①を受けて、新博物館として核となる点である。1点目は、「郵政文化の伝統と未来を発信する」で、郵政や通信に関するコレクションを通して、歴史文化を紹介することを掲げる。これは通博からのDNAを継承したもので、王道な目的である。さらにWeb郵便などの他の情報媒体との融合など郵政文化の将来像を提示することもあげている。郵便事業の新施策を模索することを想定しているのだろうが、SNSやe-mail全盛の現代社会においては、もはや文言だけの表記にすぎないのではないのだろうか。具体的な事業展開は、この後に掲げる展示構成でも何うことは出来ない。また、「次世代の利用者との交流を創出する」として多様な参加型コンテンツを開発して若年層を取り込むことを狙っている。この点は、博物館の永続性を考えた場合に現代博物館として至極当然の理念である。期待値としては、従来の展示手法のとらわれない、新しい展示内容や手法の工夫が求められ、かつ更新性が担保されないと情報やメディアの進化に取り残される懸念はある。それを含んでいると理解したい。

③**東京ソラマチの立地特性**：この点に関しては、改めて触れるまでもないが、世界一の自立式電波塔である東京スカイツリーを核に、東京ソラマチやすみだ水族館、プラネタリウム天空など、新しいスポットとして魅力的な施設で構成され、新しい時代を予感させる街づくりが準備されている。そこには観光客の集客が期待される場所で、ここに博物館を開設することは博物館経営上最適であると構想されたのであろう。計画では、ターゲットとして同様な文化施設のすみだ水族館やプラネタリウム天空とのすみ分けを意図している。この2施設は、子どもを中心とするファミリー層が中心となるターゲットになると思われ、そのため新博物館はメインターゲットを30代以上の女性としている。この層は、「ミュージアムへの興味が高い層、郵便・ゆうちょ・かんぽの積極的な利用を促す」としている。マーケティング調査を元としているか不明だが、この利用動向は、最近のソラマチへの入込とは符合しているようである。前掲2施設のファミリー層と重なっているのではないかと思う。30代以上の女性は、すべてではないがファミリー層にも該当する。そのためサブターゲットとして次世代の利用者を育成するとして小中学生を挙げているが、通博時代は利用者層の大多数を占めていた印象があり、メインターゲットであった。

そこからの転換にはいくつかの要因があると考えられる。通信総合博物館時代、その盛期には1年に数十万人、後期でも十数万人の来館者があった。これは、切手ブームの背景もあるが、積極的に小学生を中心とした団体誘致を行った結果であるという。ところが、ソラマチ自体にそのようなコンセプトがなく、団体バスの駐車場もない。また、展示スペースが旧通信総合博物館【図11、12】に比べ大きく削減された結果、事業の啓蒙的な説明を断念、また大型の什器等は耐荷重の問題などもあり削減したようである（飛脚からの移行、郵便の配達されるまで、郵便番号自動読取区分機の稼働など）。これは、くれぐれも残念なことである。もっとも、子どもだけでは、昨今の情勢から来館は難しく、当然保護者の同伴が求められるのでファミリー層が相手となるだろう。そこで子どもの来館も考えられるわけである。さらに、これまでの利用者である高齢者、これまで主たる来館者であった児童の団体観覧層から脱却（大型バス駐車場などが無いことなどもあり）し、新博物館構想では、東京ソラマ

チの中心となる利用者の20代男女をサブターゲットに挙げている。こうなると、基本的なねらいとターゲットは拡散し、作文上のレトリックになったかの感がある。

- ④**新博物館のコンセプト**：ついにここで新博物館の理念が表明される。さらに初めて（仮称）がつくが「郵政博物館」の名称が出現する。明治35年（1902）の創設当時「郵便博物館」、その後「通信博物館」、「通信総合博物館」に移転後は「通信博物館」から、1988年に「郵政研究所附属資料館」に、日本郵政公社後は「郵政資料館」となって以降「資料館」であったが、25年ぶりに「博物館」の名が再び戻ってくるようになった。

新博物館用地は、展示面積が約6分の1になることや、郵政（広報部）から現・郵政事業と直結しないものについては削減（控えるよう）指示があったことなど踏まえ、できるだけ「郵便」に特化した内容とし、コンセプトを明確化した。ただし、駅通・電気通信・建築など新博物館では表現する面積が乏しい部分は3面型の映像コンテンツ（メッセージシアター）【図13】で補完<sup>(30)</sup>することとした。

コンセプトは【『心』をつなげるミュージアム】として、「人と人のつながりを軸に展示構成」し、「訪れる人に感動を与え、大切な人への想いを再認識できる博物館を目指す」と標榜する。これは郵便を中心に書信や切手などを通して、人と人との交流を促し、また双方のここを確認する場としての博物館像を描くのだろう。ただ「ゆうちょ」や「かんぽ」については、筆者の見た限りでは解釈が難しい。

- ⑤**新博物館の主要な構成**：展示方針は、現行展示を発展させた展示と、スカイツリータウンという立地環境を生かした展示を企画している。

- ・**手紙**：このコーナーは、展示コンセプトの核となるもので、「手紙を大きくクローズアップす



【図11】 通信総合博物館1階共用フロア。4機関の事業をイメージした象徴展示物（1978年3月18日）〔WAB-0214〕、【図12】 3階にあった郵政省通信博物館展示場のようす（1972年）〔WAB-0276〕



【図13】 施工中のシアター内での「江戸旅物語」の映像確認（2013年、株丹青社「郵政博物館施工図」内、「映像ソフト、第一回映像デモ」より抜粋）

30 旧展示場では常設展示などで紹介していたコンテンツを中心に、以下3種の映像で館蔵品の情報を補完した。「宇宙（そら）の手紙—ツナグ想い—」（古代通信から未来の情報通信までを表現）、「江戸旅物語—東海道、郵便の始まりの道—」（館蔵品の街道資料「東海道絵巻」「東海道五十三次」などを介した江戸時代の東海道を旅するコンテンツ）、「通信建築—東と西、2つの中央郵便局—」（郵便を届けるために設計された局舎建築の機能）。

る」としている。展示及び資料は、著名人の手紙、年賀の歴史、軍事郵便、文学・映画における手紙、収集から配達までで構成されている。

- ・**切手/世界の郵政**：時節にあったテーマ切手など楽しんでもらう展示を目指し、アニメ切手、珍しい切手、切手貼り絵、郵便自動車模型、世界のポストとなっている。このコーナーは、逓信総合博物館時代から人気のある展示で、切手や郵便のグローバルな視点での展開である。この時点では、切手と郵便事業が混在しているが、現行展示では整理されている。
- ・**参加型コンテンツ**：若年者層が郵政文化と出会う場を提供する。郵便配達バイク、郵便検定、貯保ゲーム、お金の教室、デジタル資料検索、メッセージツリー、立体音響シアターなどが提案される。現代博物館では必須ともいえる体験展示やワークショップの導入が目論まれている。現行展示でも、郵便配達バイクや「Go! Go! ポストマン」として配達をシミュレーション体験、「スタンプポンド」（デジタル切手帳）はデジタル資料検索機能、「ゆうちょ・かんぽアドベンチャー」などコンピューターゲームで郵貯と簡保の仕組みを学べるなど、具体化している。なお現在は休止されているが、立体音響シアターとして「メッセージシアター」が展示室中央に配置されていた。コンセプトは、人々のメッセージ伝達、つまり博物館のコンセプトの表現を意図し、また駅逓資料や電気通信資料など新展示場では展示スペースの確保が困難なコンテンツを補完したものであった。高さ2m×幅14mのダイナミックなスクリーンで、ミニ・イマーシヴ展示を狙ったといえるだろう。
- ・**歴史展示**：通信・郵政文化の黎明期における貴重資料展示。郵便博物館時代からの歴史的な重要資料を紹介することを意図している。エレキテルやエンボッシングモールド通信機などの国指定重要文化財、五街道分間延絵図、錦絵など近世～近代にかけての歴史・美術資料を対象とする。歴史展示と称しているが、実際は企画展示を意図しているとみられ、常設展示には含まれていない。
- ・**美術ギャラリー**：美術資料の展示であるが、歴史展示同様に企画展示で紹介する。切手原画、扇面原画、郵政ポスターが想定されている。この二つの展示に関わる資料は、『郵政資料館所蔵資料価値評価報告書』でも価値の高い資料とされており、常設展示では扱わないという賢明な方針が示されている。
- ・**貯金・保険/パネル展示**：貯金と保険について展示紹介するとともに、郵政事業の取組みについてパネル展示を企画している。新博物館の展示では、郵便が中心となり、郵政三事業の郵貯と簡保の部分が希薄であった。貯金と保険について紹介するとともに、普及啓発の観点からも新しい取組みを紹介するとしている。貯金箱、ラジオ体操、健康づくり、Webゆうびん、ボランティア貯金などを展示資料としてあげている。  
さらに東京スカイツリータウンという「立地特性を活かした展示」として、次の5件が提案されている。
  - ①**スカイツリーポスト**：スカイツリーを模したポストを設置し、館内で手紙を書けるスペース提供
  - ②**世界のタワー切手**：諸相する世界の電波塔切手の展示
  - ③**臨時郵便局**：向島郵便局の臨時出張所出店と切手・郵便関連商品販売
  - ④**オリジナルの切手・絵はがき**：東京スカイツリーを背景としたオリジナルフレーム切手・絵はがき作成機器設置
  - ⑤**写真撮影スポット**：展示フロアの窓から東京スカイツリーを間近に見えることを活かして写真撮影スポット提供
 以上みてきたように、学芸員が提案し、丹青社に委託して製作したコンセプトが、ほぼその

まま郵政博物館に活かされていることがわかる。コンセプトも、それ以前の報告書や企画書などを検討材料として作成されたことが窺われる。ただし各展示案は、間取りというか建築構造と延床面積【図14】から基本的には通信総合博物館内の郵政資料館を圧縮せざるを得なかった点については、すでに述べたとおりである。歴史展示や美術ギャラリーは、企画展示室が設けられて運営が可能となったが、世界の切手展示を維持したこともあって、反面、常設展示スペースの面積を奪うことにもつながっている【図15、16】。

## 7 現行展示と最終案の比較

ここで最終案と現行展示との変更点を確認したい。

コンセプトの【『心』をつなげるミュージアム】は、郵政博物館では、「心ヲツナグ 世界ヲツナグ」とし、一層グローバル化を目指すように発展性を持たせる文言となった。

展示構成は、次のとおりとなった。

**「始」ノ世界：**最終案にはないが、プロローグとして郵便博物館から郵政資料館まで継承されてきた日本郵便の父・前島密の事績と時間と配達の関係性について時計でシンボリックに展示する。また郵便・電信・切手の歴史をプロジェクション・マッピングで投影展示する。

**「郵便」ノ世界：**ここも最終案にはないが、日本の郵便の歴史を紹介する展示となっており、前テーマ同様郵政資料館からの継承展示である。また最終案の「参加型コンテンツ」として、配達シミュレーター『Go!Go!ポストマン』が設置されている。

**「手紙」ノ世界：**江戸時代の手紙から、著名人の手紙、絵はがきなど様々な手紙を展示する。最終案でも手紙については、第一に挙げられており、内容も案が踏襲されている。

**「切手」ノ世界：**通信総合博物館当時から絶大な人気はあった、日本最大の収蔵数を誇る世界の切手約33万種類を収蔵展示する。特徴的なスライド展示により収蔵展示が、通信総合博物館時代そのまま移設され、利用者の便を図っている。

さらに「参加型コンテンツ」では「デジタル切手帳『Stamp Pond』が置かれ、タッチパネルで切手データベースから切手を探せる検索システムが設置されている。

**「郵便貯金」ノ世界：**1875年から始まる郵便貯金について、そこに込められた人々の思いを写真と通帳などを紹介する。最終案では、保険と抱き合わせ展示であったが、独立した展示と



【図14】内装施工前の9階展示場【図15、16】施行中の33万種類の切手展示コーナー。大手町から1グリット500kgの引出し型の切手ケースを移動させ、荷重分散のための下地材を製作の上再設置したもの。(2013年、(株)丹青社「郵政博物館施工図」内、造作資料より抜粋)

なった。

「簡易保険」ノ世界：1916年に始まる簡易保険業務の歴史を、幻の「ラジオ体操第3」が収録されたレコードを展示。

また「参加型コンテンツ」では、「ゆうちょ・かんぽアドベンチャー」があり、両者について遊びながら学べるコンピューターゲームが設置されている。さらにラジオ体操の動きを遊びながら学べる体感型ゲーム「レッツエンジョイ ラジオ☆体操」を設置。

「メッセージシアター」：最終案でコメントしたとおり、当初の館蔵品で郵政事業と直結しない資料（旧常設資料）の補完用コンテンツは休止となった。このような映像機器などは、導入当初は目新しく好評のまま受け入れられるが、メディアの進化は著しく、新たな作品を展開しないままだとリピーターに対応出来ない。また数年で機器や部品も型式変更で製造中止となってメンテナンスが追いつかず、修理や部品の交換も出来ないという事態が各地の博物館からも聞く。当館の映像装置も同様であって、当初、3面に投影可能な高価な機材を設置したが、修理が不可能となって、映像のコンセプトを変更し、デジタル化が終了した過去の周知宣伝映画などを投影するための汎用のプロジェクターを導入した。

最後に東京スカイツリータウンの特性を活かした展示について。

- ①スカイツリーポストと②世界のタワー切手は、開館当初から設置され、現在も展示されている。
- ②臨時郵便局については、「ミュージアムゆうびんきょく」として：向島郵便局臨時出張所が常設で出店していたが、2016年に撤退し、企画展等の催事にあわせて臨時出店となっている。当初は、民間業者によりミュージアムショップが出店していたが、現在は撤退している。現在は、オリジナルフレーム切手をカプセルトイとして販売しているのみである。また、試験運用として秋期展覧会期間のみの臨時ミュージアムショップ及び郵便局の通販サイトを活用したグッズ販売などを展開しているが、入館者数、ショップ面積から採算の問題があるというが、リアルの展示と通販を組み合わせた方法、企画展に合わせたより積極的な臨時ショップなども考えられるのではないか。
- ③なお、オリジナル絵はがきにQRコードで音楽を添付できる作成機器「絵葉書クリエイター」が設置され、しかも無料とあって人気を博している。これも経年劣化したので、現在、更改を検討中している。
- ④写真撮影スポットは、立地条件を最大限に活かした取組みとして企画されたが、東京スカイツリーを望む西側窓には、現在ブラインドが下ろされている。現実的には夕刻の西日が差し込むため取りやめられたようである。設計上撮影は可能ではあるが、間接的に紫外線が館内に反射して見学者の目線や展示資料に影響を与えることになり、博物館という特性から最終的に採用されなかったということであろう。

このように展示計画の最終案は、『郵政資料館事業展開企画案』とともに方向性としては郵政博物館に活かされ、現在に至っている。また、展示場と同じフロアには、当初通信文化協会本部事務局も設置された。

資料収蔵部門については、2013年8月大手町閉館後<sup>(31)</sup>、展示場より2か月早い2014年1月に千葉県市川市の行徳郵便局舎内に「郵政博物館資料センター」が開館した。

以上、通信総合博物館内の郵政資料館から郵政博物館にいたる経緯を、残された計画案など

31 旧通信総合博物館の解体工事準備などのため、新収蔵施設ができるまでの期間、重要文化財は、カトーレック株式会社の東京美術専用倉庫（東京都江東区）で仮保管を行った。その他資料は、美術梱包及び輸送を担当した株式会社日立物流（東京都中央区）の美術倉庫で保管。

からみてきた。次に博物館経営的視点から、現在に至る経営課題を考えてみたい。

## 8 郵政博物館の経営論的課題

開館して11年が経過し、外部からは一見順調に経営されているように見える。この間、これまで見てきたように運営主体の異動があり、それに伴い、様々な経営課題がみえてきた。これらは郵政博物館に限ったことではなく、博物館全体でもみられるものであるが、その課題についてみていこう。

①**予算** 経営主体が2003年から日本郵政公社、2007年から日本郵政株式会社、2012年から(公財)通信文化協会、2022年には再び日本郵政株式会社と移行した。現在では、(公財)通信文化協会が日本郵政から運営委託を受け、展示場の運営、資料の収集、整理、外部からの照会への回答、社員研修等を行なっている。また、企画展示の大部分と調査研究・紀要の発行等については「博物館附帯事業」としてゆうちょ財団と簡保加入者協会の2財団からの寄附金により協会の自主事業として行なっている。入館料は日本郵政の収入である。博物館事業が2分され、運営財源が多元化し、経費の区分がやや複雑となった。

しかし、通信総合博物館時代は、通信協会が郵政省(後は日本郵政株式会社)から博物館の運営業務の多くを長らく受託していたから、その点では以前の形に復帰したと見ることもできる。この間10年間ほど受託でなく、主に寄附に基づき協会が博物館を設置・運営した訳であるが、設備の陳腐化、最近の物価、人件費の高騰を考えると、展示を含む運営のコストをすべて委託主が責任をもって負担する現在の姿に移行したのは、経営の安定という観点からは好ましいことである。

2014年、郵政博物館の開館に当たっては、(公財)通信文化協会が日本郵政株式会社からの特別寄附金を受け、設備工事を行ったが、これは、大手町再開発による通信総合博物館退去の期限が迫り、新たな場所への移行に要する時間を節約する意味合いもあったようである。しかし、その結果、早晚陳腐化するだろう設備の更改は、法律論としてはその持ち主である協会の責任となり、今後の維持可能性に問題を生じた可能性もある。この間、2016年4月から2022年3月まで、博物館法における登録博物館となっている<sup>(32)</sup>が、同年4月に経営主体が日本郵政株式会社となった段階で、登録博物館は解除となっている。当時、同年4月に博物館法の改正法が成立し、2023年4月1日から新博物館登録制度が施行されることがわかっていたため、都教委と相談の上、運営主体が変更となっても継続することも可能であったが、日本郵政側で運営変更の事務手続きに追われるため、登録博物館の継続手続きについては、ペンディングとなった。

(公財)通信文化協会が博物館経営の受託による形態となった現在も、実質的な博物館経営に大きな変化はないのだが、トータルな経費の負担方法が変わった。年々の費用については、博物館施設フロアの賃借料、施設管理と受付業務等の外部委託料、これらは日本郵政株式会社が貸主である東武鉄道株式会社に対して直接支払う。それ以外の人件費、物件費(一部企画展費を含む)、一般管理費が協会に対する業務委託費である。さらにこれまでのゆうちょ財団とかんぽ加入者協会からの寄附金が継続しており、委託事業との混同がないよう、区分経理されている。これを「博物館附帯事業費」と呼び、企画展費・調査研究費に充てられて

32 通信総合博物館(内の通信博物館)は、総務省所管時代に博物館法における相当施設指定を受けていることが確認でき、郵政省時代から相当施設指定を受けた博物館であった。

いる。これは一部漸減の方向にあり、そのため協会の財政的逼迫を招かないよう、自助努力が求められている現実がある。

- ②**展示** かつての通信総合博物館時代は、「通信所管庁」としての立場、また国立の博物館としての位置づけもあり、郵政に限らず電気通信も含む通信文化全般を対象としていた。現在は日本郵政株式会社という民間組織の経営となり、「企業博物館」として位置づけられ、活動が「郵政事業」に特化しているように見られる。委託元の本体事業の経営も厳しさを増す現在、充実した展示、研究を行うためには、自助努力は欠かせない。特に展示事業は、博物館におけるOut=Door機能の柱である。通信文化に関して唯一無二の存在であり、人々に情報発信をして通信文化を学び、かつ理解してもらうことが必要である。企業としての価値もアピールしていくことのできる、最大のメディアでもある。そのためには、リピーターの獲得が不可欠であることはいうまでもない。一方では、郵政事業に関わる展示内容は、郵便・郵貯・簡保などの各社員の社員研修にも有効である。少しずつそのような取り組みも行われていると聞くと、委託主との連携が期待される。近年の企業博物館の動向をみると、自社及び周辺事業のPR展示にとどまらず、積極的なミュージアムグッズ開発や工場見学など、企業ブランドの普及啓発に注力している様子が感じられる。しかも日進月歩の発展を、即応して紹介している点は魅力を感じる。

郵政博物館の展示をどうみるか。開館して11年を経過し、展示の評価検証が必要である。一般的に常設展示については、10年程度で見直しやリニューアルが理想であるが、それらを鑑み、当初から経費をかけずに展示替えが定期的に行えるよう設計され、表示や展示資料がすべて取り外せるよう設計されているが、諸事情により郵政博物館では全面的な見直しはされてこなかった。まずは、これまでの常設展示の展示効果、どのように利用者に受け入れられているか、マーケティング・リサーチとしてアンケートや第三者評価による分析が求められる。それに基づいて、現状の展示に対して受容されていれば、一部コーナーの改変や資料の展示替え、経年劣化部分の改善で済む。不満や理解されていない箇所は、見直しが必要となる。何時行っても同じ情報、学びが得られるということも博物館の一つの魅力ではあるが、片や何時行っても変わらないということは、何回見ても同じで新たな発見には乏しいことになり、魅力が薄れてしまう危険性がある。リピーターの獲得には、更新性は必須である。特に立地環境を考えると、東京スカイツリータウンに集う人々は、最終案でサブターゲットとしている若年層である。その人たちが、やがてメインターゲットの30代以上になり、家庭をもってファミリー層として、再び、度々足を運ぶはずである。その時、何時も変わらないという陳腐なものに見えてくる。内容は同じでも、ディスプレイや資料構成を変えるだけでも刷新感があり、新たな顧客獲得にもつながるだろう。それにより口コミも期待でき、潜在的な利用者層の掘り起こしにもつながるはずである。

- ③**マーケティング・リサーチ** アンケート調査は、基本は任意となる。紙媒体でも構わないが、通信文化という特性を生かしてスマホのアプリ機能で回答することを提案したい。紙媒体より集計が容易で、また分析も可能となる。回答者には、次回来館時の入館料サービス特典やグッズ提供などがあると、より回答率が上がる。各博物館では、マーケティング・リサーチとしてアンケート調査を行っているが、回収率が悪く、効果検証には不十分な実態があり、積極的な取り組みが求められる。利用者が何を求めて、何を求めているか、それを知ることが博物館経営の第一歩である。求めているものを常時提供していても、利用者の意に反することになり客離れとなるので検討すべきである。なお、既に対応していると思うが、来館者とのコミュニケーションも忘れてはならず、立地環境から遠隔地からの修学旅行などの

来館者やインバウンド対応も求められる。受付業務等は、派遣委託ではあるが、博物館としてしっかり研修を行い、オープンスマイル・コミュニケーションに心がけて、「また来たい博物館」となるように、博物館全体で対応すべきであろう。

企画展示については、通信文化に何らか関係するテーマで、定期的開催されている。「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」<sup>(33)</sup>でも76.9%の博物館で、特別展が開催されている。入館者を増やす取り組みでも79.7%が積極的に開催しているという。様々な施策のなかで具体的に最も集客に効果があった事業として「特別展（企画展）の積極的開催」が、92.0%と断トツのトップであった。こうした結果を踏まえれば、今後も利用の関心を引く博物館のコンセプトを外さないテーマで、継続的かつ積極的に開催していくべきである。豊富な資料をどう料理するか、学芸員の力量が試される。

いくら利用者の声があるからといって、博物館の設置理念から外れることはアミューズメント化に偏りすぎ、博物館本来の在り方の問題となり、存続が危ぶまれるだろう。また、現在の企画展開催予算は、多くをゆうちょ財団とかんぽ加入者協会からの寄附金にのみ頼っていることは、将来的に不安を残すものである。現在、少しずつ郵政の受託経費での企画などにシフトしているほか、その他コラボ事業などの展開など検討を進めている。企画内容の見直し、規模の縮小などで対応することは、社会の趨勢に反比例していくことになって、博物館自体の衰退につながっていくことになるので、企画展のレベルを保って継続開催をしてもらいたい。

④**ミュージアムショップ** 郵政という他に無い博物館という特性を生かして、ミュージアムグッズの開発とショップの設置を行うべきである。報告書にもあるとおり、重要資料が多数収蔵されており、これをモチーフにしたグッズを開発して販売することは、教育普及効果も期待できる。郵政博物館にしかない資料を基にすれば、希少価値とともに付加価値もつく。かつて東京国立博物館の本館地下にミュージアムショップが新たに設置された際に、ショップだけ利用したいという客がいたことを思い出す。グッズの魅力は、計り知れないものがある。郵政博物館には、120余年の歴史とともに収集された豊富な収蔵資料があり、ビジュアルにも事欠かない。単品では選ぶ楽しみが無くなり購買意欲がそがれてしまうので、当然品揃えも必要であることは言うまでもない。そのためには、現在撤退しているがミュージアムショップのテナント、あるいは直営での設置が求められるであろう。「令和元年度 日本の博物館総合調査報告書」<sup>(34)</sup>でも、ショップを設置している博物館は約7割に及んでいる。しかも73.2%がショップを直営しており、46.1%が受付や入館券売り場での兼用である。郵政博物館は、かつてショップのあった場所があるので、直営、委託など再開を望みたい。

⑤**資料整理と学芸員** 日本の博物館の現状として、収集した資料整理とDB化は課題となっている。すべてが資料台帳に記載されている博物館は、44.8%、データベース化は51.1%、そのうち48.4%の館がすべてをDB化しているに過ぎない。DB化されないまでも資料目録にすべての資料が記載されている館は、56.9%という数字が出ている<sup>(35)</sup>。かつて、郵政資料館も、逓信総合博物館時代に3冊の資料目録<sup>(36)</sup>を出している。筆者が所属する郵政歴史文化研究会第5分科会では、当初目録を元に近世資料の確認に着手した。ところが、この目録に誤り

33 (公財)日本博物館協会編 2020年9月

34 同前

35 同前

36 「一般資料目録」郵政省郵政研究所附属資料館（逓信総合博物館）1990年、「図書資料目録」（上・下）郵政省郵政研究所附属資料館（逓信総合博物館）1992年。これ以前には、館蔵品のほか、各地方郵政局管理下の中央郵便局などで保管している郵政資料を調査した「館外資料目録」（郵政省逓信博物館1986年）などがある。

や不備が多く、また整理が未着手の資料が多数存在することが確認でき、細々と整理を始めたという経緯がある<sup>(37)</sup>。

郵政省の通信博物館時代から、独立した専門職としての官職として資料の調査研究を行う「資料官」<sup>(38)</sup>のほか、現在の学芸員にあたる「学芸官」<sup>(39)</sup>や「資料専門員」(組織改編による名称変更)<sup>(40)</sup>という専門「的」職種は配置されていた。また1988年から(財)通信協会に委託し、学芸官の下で業務を行う学芸員も派遣され、展示や資料整理に携わってきた。ところが、明治時代の郵便博物館開館当初から電気通信資料、近世資史料、特に幕府道中奉行所旧蔵の史料群も膨大にあったが、ほとんど手が付けられていなかった。職員採用の問題であるが、近世資史料、特に古文書などの史料を扱える学芸員を採用してこなかったという問題がある。これまで見てきたように相当数の学芸員採用が行われてきたにもかかわらず、所蔵資料が膨大にある近世分野の学芸員採用が配慮された節はない。これは、史料価値の認識にも関わるが、歴代の博物館経営側の責任に帰するものである。わが国の郵便事業は、街道行政のなかから立ち上がってきたものであり、「郵便の父」前島密は、その矛盾の解消策として郵便事業を始めたのである。今後、近世資史料を扱える学芸員を採用することが、資料整理だけではなく博物館活動の範囲が広がり、活性化につながると確信する。

- ⑥**資料保存施設** 郵政博物館の発足に当たっては、展示・資料分離案により日本郵政株式会社から無償貸与とされた資料収蔵約200万点は、千葉県市川市の行徳郵便局内に設置された。行徳地区は、かつて東京湾に面した地域であり、浸水の危険性は少なくない。当然ハザードマップの検証<sup>(41)</sup>が行われているであろうが、想定外は想定内の時代である。さらに郵便局内で共有部分と収蔵庫は、連続して配置されている。収蔵環境や資料管理についての問題は感じないが、防火区域が管理されていても建物の構造と配置上の問題がある。押上の展示場も同様であるが、防火区域を変更して消火設備を配備して、日々博物館側がいくら注意をしても、同一フロアで業務している同居者による過失も起こりうる。危機管理上、収蔵部門は単館であるべき姿であると考ええる。

展示場も最悪の場合、資料が滅失する可能性がある。勿論それは重大事案だが、行徳の収蔵庫【図17】は重要文化財【図18】を除き、展示場にある以外の資料の大半が収められている。多くの資料が常に危険にさらされていると、筆者は常に案じている。こうしたことから収蔵施設とともに展示施設を一体化した、シン「郵政博物館」を単館施設とすべきであると考えている。

現況、展示に使用する資料は、資料センターで梱包して、美術品専用車等で専門業者に輸

- 37 第5分科会は、秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」の調査研究を行っているため、資料整理は一時休止している。
- 38 資料官は「郵政省附属機関組織規程(抄)」(1949年7月4日、公達11号)1949年6月1日から設置された。
- 39 学芸官は1992年6月(郵政省郵政研究所附属資料館)にそれまでの「資料係」「企画係」及び「切手係」を再編し、庶務会計等の管理業務を行う「管理係」と資料の収集保管、展示、調査研究等を行う「主任学芸官及び学芸官」を設置するという組織改正を実施した。(『郵政研究所附属資料館の運営に関する研究会』の設置について)「郵政研究所附属資料館の運営に関する研究会(平成6年4月～)」保管用ファイル、1994年～1997年)
- 40 資料専門員は、2001年1月(総務省郵政研究所附属資料館)から学芸官に代わり設置された。以降、資料専門員は、日本郵政公社、日本郵政株式会社、通信文化協会運営時(2022年3月まで)もその名称・役割が継承された。
- 41 令和年2月改訂版「市川市水害ファザードマップ」では、資料センター付近は、高潮浸水想定区域3～5m未満、江戸川洪水浸水想定域0.5～3m未満の被害が想定されている。移転計画に際して、文化庁の指導により、重要文化財については展示場との輸送リスクを回避するため、押上展示場に小型の重要文化財等を収納できる収蔵庫を設置。

送して、展示場で開梱して展示を行う。撤収は、この逆の手順となる。この間の梱包作業、積み込み作業、輸送（移動）、積卸しから展示場までの移動作業、開梱作業と、交通事故、不慮の落下事故、ヒューマンエラーなど数多くの危険な場面があり、それが往復ともリスクである。この危険を回避するために、単館施設が望ましく関係者の理解を得たいと願っている。

- ⑦**郵政歴史文化研究会** 最後に筆者が所属する郵政歴史文化研究会について、郵政博物館学芸員に一層の努力を促しておきたい。2008年10月に、公益的な通信文化および対外的な情報発信の強化力を図ることを目的として、外部の研究者を中心に発足した。当時の通信総合博物館（郵政資料館）の所蔵資料は、時代および分野が幅広いため、当初は5つの分科会に分かれて収蔵資料を中心に、調査研究活動を開始し現在も活動を行っている<sup>(42)</sup>。研究会は、博物館附帯事業の位置づけで、ルーチンとしての委託業務ではなく博物館の自主事業といえる。しかも所蔵資料を中心とした調査研究であることから、当然博物館の学芸員は関心を持っていると考えていた。しかし、実際には研究会には、特定の学芸員が参加しており、また、すべての学芸員が研究紀要に発表している訳ではない。資料の種類と量が多く、毎年、世界で発行される新しい切手等、資料が追加されるのが、企業博物館である郵政博物館の特徴だとは言える。しかし、資料の整理は、展示や研究発表と裏表をなすものである。博物館のルーチンワークのみの、サラリーマン学芸員で満足することなく、自身の学芸活動の幅を広げる意味から、また専門性をもって郵政博物館に採用された学芸員として、調査研究活動や研究会に参加し、研究紀要に研究成果を投稿してもらうことを強く望みたい。そのことが、学芸員の地位向上につながるものと考えている。



【図17】行徳の郵政博物館資料センター2 収蔵庫「資料室(2)」。什器類を搬入する前のようす（撮影：2013年、学芸員）【図18】リスク管理の観点から、重要文化財保管用として押上に設置された小型の収蔵庫（2013年、株丹青社「郵政博物館施工図」内、造作資料より抜粋）

## おわりに

本稿では、通信総合博物館時代の郵政資料館から、どのような構想、経緯で郵政博物館となったのかを明らかにし、郵政博物館の博物館経営論からみた課題をあげて、今後の経営の参考としてもらうことを目論んだ。ところが、最終的には紙数も尽きてしまい、中途半端な内容となってしまったことは否めず忸怩たるものがある。ただ、これまで明らかではなかった郵政資料館から郵政博物館への経緯を明らかにすることは、一定の意義があると考えたい。博物館としての経営課題についても、速やかな解決策は見いだせないものもある。ある利用者の声として受け止め、今後の経営課題として真摯に検討することで、さらにより良い博物館となることを願っている。

42 各分科会の活動概要は、『郵政博物館研究紀要』参照。第6分科会は、2022年10月発足

## 謝辞

本稿執筆にあたり、郵政博物館藤本栄助特任研究員、井村恵美主席学芸員から、貴重な御教示と校閲をはじめ、資料や写真の提供、図表作成など、多大な御協力をいただいた。その名を記して、感謝申し上げます。

(すぎやま まさし 埼玉県立文書館元館長)

# 逋信省創設140年特集

この特集は、本誌が発行される2025年度が1885（明治18）年12月の逋信省創設から140年にあたることを記念し、故・杉山伸也編集委員長（第4分科会主査）が企画したものです。杉山氏はこの特集で扱うテーマ、執筆担当者、各稿の配列を含む構成案を自ら策定し、2024年12月の編集委員会に諮りました。その全会一致を受け、今年度に入り具体的な準備が進行していましたが、残念ながら同氏は発行を見届けることなく、2025年9月に逝去されました。

以後は杉浦勢之氏（第3分科会主査）がその遺志と統括を引き継ぎ、また執筆陣の前向きな協力を得て、今回の結実に至りました。杉山氏が生前期待されていたように、この特集が逋信省研究を前進させることを祈念します。

通信省創設140年特集

## 通信史研究への一視角 —通信省創設140年特集に寄せて

杉浦 勢之

郵政博物館研究紀要第17号では、通信省が創設されて140年特集を組むこととした。本紀要第10号で、明治改元150年企画展シンポジウム特集「幕臣たちの文明開化」、第11号で前島密没後100年記念「鴻爪痕—HISOKA MAEJIMA—」展シンポジウム特集「『日本文明の一大恩人』前島密考」につづく特集となる。とはいえ、前2回の特集とは異なり、郵政博物館の展示と連動したシンポジウムをベースとした特集ではなく、郵政歴史文化研究会のなかから提案され、本誌編集委員会において採択され、それぞれ通信省に関わる各分野につき精力的に研究を進めてきた執筆者に依頼することでまとめられた。依頼に当たって特に共通するテーマが提示されたわけではないが、郵政歴史文化研究会では各事業史や関連する産業史を中心にこれまで研究を進めてくる中、前史である近世との接続を含め、所管が多岐にわたり、さまざまな現業を抱え、時期によって変遷を重ねてきた通信省と、その後身である郵政省ないし現総務省をどのように整合的ないし総合的に捉えるのかという問いが、常に底流にあった。

今回寄稿いただいた各執筆者は、これまで進められてきた通信省ないし郵政省、あるいは通信省に系譜を辿れる各省の事業ならびに所管領域についての、近代を中心とした個別研究を進め、研究会等を通じこのような議論の一端に触れてきている。もとより一回の特集で140年を展望することは不可能であるが、それぞれの研究対象を通じ、概ね本特集の問題関心とするところについて、同じ方向性を汲み取っていただいていると考えている。そこでの問いは、「通信省とは何であったか」であるとともに、すでに存在しない省をめぐる、その創設から140年を、いま顧みるとはいかなる意味においてであるかということにあるように思われる。

そこで通信省の歩みについて少し振り返ってみたい。通信省が創設されたのは1885年、日本における内閣制度の発足に伴い新設された。初代の内閣総理大臣は伊藤博文であり、外務省（井上馨—伊藤博文—大隈重信）、内務省（山縣有朋）、大蔵省（松方正義）、陸軍省（大山巖）、海軍省（西郷従道）、司法省（山田顕義）、文部省（森有禮）、農商務省（谷干城—土方久元—黒田清隆）、通信省（榎本武揚）という構成と陣容であった。（カッコ内担当大臣）。担当大臣をみると、薩長土肥の藩閥出身者で固められており、旧幕臣の榎本武揚が通信大臣に就任していることが、この省の異質さないし成り立ちをいささか物語っている。この榎本の下、近代郵便の父とされ、函館戦争を巡って榎本と袂を分かち、明治十四年政変で大隈重信とともに下野していた旧幕臣の前島密が通信次官として返り咲いている。伊藤内閣の後、1888年第二代内閣総理大臣に黒田清隆が就任すると、榎本武揚が農商務大臣に移り、文部大臣を兼任（森有禮暗殺による）、通信大臣には後藤象二郎が就任した。前島密はしばらく次官をつづけた後、退官している。

通信省は、農商務省から駅通局および管船局を分割し、廃省となった工部省の電信局および灯台局を移管、合同することで創設された。このため新省は駅通および電信から一字ずつをとっ

て通信省と名づけられた。工部省廃省とともに、同省が所管し、殖産興業政策の一環として進められてきた事業は払い下げられるか、あるいは農商務省や通信省に移管されたが、鉄道については、いったん内閣が管掌することとされ、1890年の内務省鉄道庁を経て、92年通信省に移管、翌93年通信省に鉄道局、97年鉄道作業局が置かれた後、1906年鉄道国有法が制定されたことを受け、内閣所管鉄道院に改組され、1920年鉄道省が創設されることになった。これに対し、当初より移管されていた管船局については、1941年「戦時海運管理要綱」が閣議決定され、船員・船舶および造船の国家管理が決定されたため、通信省の外局として海務院が設置され、管船局・灯台局の所管事項が同院に統合された。以上の陸運、水運、海事に加え、新たに加わったのが航空行政であった。1920年陸軍大臣管理下に、軍事航空を除く航空事業の指導・奨励のため内閣航空局が置かれた。1924年航空局は通信省に移管され、民間航空事業の指導・奨励・保護・監督などの航空行政を管掌することになった。1938年同局は通信省の内局から外局へ昇格、戦時行政整理の一環として1943年、通信省、鉄道省等が統合され運輸通信省が設置されると、海務院の海事行政は運輸通信省海運総局が、航空行政は運輸通信省航空局がそれぞれ所管、航空機製造業に関する行政は軍需省に移管された。

農商務省および工部省から移管され、省名の由来となった駅通および電信については、当初内信局、外信局、工務局の3局で分掌されていたが、1890年通信省官制改正により、郵便に関する事項を郵務局が管掌し、電信に関する事項を電務局が管掌することになった。さらに1893年、それまでの郵務局と電務局を引き継ぐ形で通信局が設置された。通信局は、郵便・郵便小包・郵便為替および郵便貯金、電信電話およびその建設保守、陸運及び電気事業の監督に関する事項を管掌することとなり、さらに1896年には電波監理行政も開始している。ところが1897年通信局は再度郵務局と電務局の2局に分割され、1898年に再統合されるという複雑な経過を経る。ついで1909年郵便為替及び郵便貯金に関する事項が新設の郵便貯金局へ、次に述べる電気に関する事項は新設の電気局に移管された。さらに通信局は1925年に廃止され、三度郵務局、電務局、工務局として分掌されることになった。

電気事業については、1891年通信省が監督をおこなうこととなり、当初電務局、ついで通信局において管掌されていたが、1909年新たに電気局が設置され、1911年に「電気事業法」が制定されると、通信省がその主務官庁となった。1938年「電力管理法」が公布され、電気事業の国家管理を進めることを目的に、電力管理準備局が設立された。翌39年電気局と電力管理準備局とが統合され、外局として電気庁が設置された。1941年「配電統制令」の公布、1942年「配電統制令」施行によって全国九配電会社が設立され、電気事業者の統合が進んだことを受け、同庁は1942年に廃止、電力局は通信省の内局に戻されたものの、翌43年には軍需省の新設に伴い、移管され、軍需省電力局となった。電波行政については、運輸通信省が新設されると、同省外局に通信院が置かれ、業務局・工務局・通信監督局で電波行政を分掌することとなったが、戦争遂行上、電波行政を強化する目的から事務を統合、1944年通信院に電波局が新設された。

通信省設立以前から駅通局において営まれていた貯金については、1890年郵便貯金局官制により、通信省外局として郵便為替貯金局が設置された。同局は翌91年に廃止され、郵便為替貯金事務の管理は郵務局、通信局が所掌するとともに、現業官庁として郵便為替貯金管理所が設置された。郵便為替貯金管理所は郵便為替貯金局と同様、郵便為替及び郵便貯金に関する事務を管掌し、各地に分局を設置することが認められていたが、1909年に通信省の外局として郵便貯金局と改称し、事業の管理事務を併掌することとなった。1913年同局を廃止し、為替貯金局が置かれることになった。

1916年簡易生命保険が創業されると、為替貯金局に保険部が設置されたが、1920年には新

たに簡易保険局が設立され、1926年郵便年金が発足するとこれも所掌した。1938年内務省から衛生局・社会局が分割され厚生省が設立されると、簡易保険局は厚生省の外局である保険院に移管され、同院に設置されることになったが、1942年簡易保険事業、郵便年金事業は逓信省の所轄に戻されることになり、逓信省の外局に復帰した。さらに運輸通信省が設立され、その外局として通信院が設けられると、貯金局と簡易保険局が合併し、通信院に貯金保険局が設置されることになった。

逓信省は、以上述べてきたさまざまな事項を管掌し、管理および現業をおこなってきたのであるが、本省自体、既述のように戦時体制下の1943年、鉄道省と統合され、運輸通信省に組織改編された。これは総力戦体制への即応が求められたことによるもので、逓信省の所管事務のうち、郵便・貯金・保険・電信・電話の事業は運輸通信省の外局である通信院が所管することになった。1945年運輸通信省から通信院が分離、内閣直轄部局として通信院が設置され、運輸通信省は運輸省に一元化された。敗戦後の1946年、通信院を廃止して逓信省が再設置される。戦前の逓信省とは異なり、これまで通信院の管轄してきた郵便、電信・電話、郵便為替貯金、簡易保険、郵便年金と航空保安に関する事項が所管となった。さらに1949年GHQの指示により、逓信省は二省に分離（郵電分離）、郵政省と電気通信省が新設され、旧国際電気通信会社が専掌していた国際通信は特殊会社国際電信電話として再出発することになった。その電気通信省は、1952年に廃省が決定し、現業部門は日本電信電話公社に改組、行政管理部門については、郵政省および運輸省に分掌されることになった。電電公社は中曽根政権により1985年、日本国有鉄道に先んじて民営化され、現NTTとなった。

大略的にみれば、逓信省の所管事項は、商工省一軍需省を通じ、戦後通商産業省から経済産業省に、運輸行政は自立した運輸省を経て、旧内務省部局と統合し国土交通省に、そして通信行政と金融二事業が郵政省に残されることになったといえる。郵政省では、1984年に電気通信政策局・電波監理局を通信政策局・電気通信局・放送行政局3局に拡充し、電気通信・電波放送行政を強化していった。その郵政省も2001年の橋本行革による中央省庁改編により、旧内務省系自治省、総務庁と統合されることで総務省と郵政事業庁に分離され、その廃庁とともに郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政三事業を継承して、2003年日本郵政公社が発足した。さらに2007年小泉郵政改革により、公社は分割民営化されることとなり、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険による日本郵政グループが発足することになった。

このように見てくると、逓信省は、万国対峙を目指し、主権国家の確立と中央集権化を進めてきた維新政権が、近代的統治機構＝内閣一行政組織（この後には憲法の制定と国会の開設が約束されていた）を設立する歴史過程と、富国強兵のための殖産興業政策が転換点を迎え、官業が整理されていくという「大久保没後体制」（御厨貴）の政治的局面が重なる中で出発したといえ、現代における郵政民営化は、その現業払い下げの最終局面であったとの印象を受けないではない。しかし研究を進める上では、そこに留まるわけにはいかない<sup>(1)</sup>。

ここで問われるべきは、これまでの研究史の蓄積の上に、日本の内閣制度の成立と同時になぜ逓信省が創設されねばならなかったかということであり、そしてこの転換期において逓信省に何が求められていたのかということであろう。むろんのこと、制度は初期条件に依存し、経

1 逓信省の事業については、周辺関連領域を含め、浩瀚な研究の蓄積がある。この間の研究史については、情報の経済史という切り口から、杉山伸也による懇切丁寧なサーベイがある。杉山伸也『近代日本の「情報革命」』（慶應義塾大学出版会、2024年）第8章。

路依存的にビルトインされるものであり、デフォルトから始められることなどはないということは、歴史を研究する者にとって当然の感覚である。とはいえ、通信省の所管業務を枚挙すれば、それで通信省であるとはいえない。それだけでは通信省は監督と権限および事業の束であるという以上の回答を得られない。事実通信省の正史は大きいものでも『通信事業史』、『続通信事業史』、『郵政百年史』、『郵政百年史史料』が刊行されており、該当する行政および所管事業を系統的に追うことができるが、その中から通信省それ自体の姿が浮かんでくるわけではない。近代西欧のモデルケースからすれば手順前後はあるにしても、近代的内閣制度を設立し、憲法の制定と国会開設を控え、曲りなりにも近代国民国家の体裁と近代的「法の支配」を構築していこうとしていた明治政府にとって、通信省の省としての位置づけは整合的でなければならなかったし、初期官僚とはいえ、官僚の足場は目的合理性（マックス・ヴェーバー）にこそ置かれていなければならなかったはずである。

先行研究においてこの点に着目したのは、山根伸洋「工部省の廃省と通信省の設立—明治前期通信事業の近代化をめぐって」である。山根は、「あえていえば、明治前期において標榜された『殖産興業』の内実の複数性、そして、その政策を見ていく上では、殖産興業政策を狭く産業政策として限定化するのではなく、社会政策・地域政策をも内包した総合的国家政策として捉えていくことが必要だと思われる」<sup>(2)</sup>とし、従来の研究史に問題提起するとともに、内務省主導をけん引した大久保利通の暗殺後の政治過程を大久保没後体制として切り出した御厨貴に対し、「御厨貴は『明治国家形成と地方経営』において、明治十年代の政治過程が、とりわけ、『地方経営』をめぐる諸問題を軸に、内閣制度発足に向けた省庁の再編成をめぐる議論を展開している。御厨は『地方経営』という視座から、中央と地方との関係を、土木事業をめぐる財政支出をめぐる政治過程の分析をもとに論じている。けれども、明治十年代における『地方経営』をめぐる論点が、農商務・内務・工部の省庁間の政治交渉過程をめぐる議論に縮減させられてしまう。そして、土木事業をめぐる内務省と工部省との駆け引きの背後にあり、当時の議論の前提となっていた郵便事業と電信事業の事業統合論を欠落させた分析を展開しているために、事実上の工部省の後継官庁として設立される通信省—通信行政に関する議論が捨象されてしまっている」ことを批判している<sup>(3)</sup>。これについては、御厨の課題の限定という側面が否めないところではあるが、通信省というかなり大きな省がこの時に自立したことを考えれば、この点に触れられないことに不満足を感じることは頷ける。山根は、このような視点を採用すべき理由として、さらに「確実に、電信と郵便といった近代通信事業が地域社会において公共的な存在として根づいてくるのも、明治十年代のことだろう。日本社会の近代化の経験の中で練り上げられてきた<公共>の内実を再度検証することを通じて、国家の主導性が際立った明治初年代とは異なる明治十年代の経験を読み直していく必要がある。その読み直しの中に『中央』と『地方』、もしくは、『官業』と『民業』との間にたえず顕在化してきた<公共>をめぐる諸問題が再発見されることになるだろう」との問題提起をしている<sup>(4)</sup>。この提起は傾聴に値する。我々の課題である140年という時間を射程にしているという点においても共感するところが多い。

ただ惜しまれるのは、山根の問題視角をなす殖産興業政策を「社会政策」、「地域政策」をも内包するものと捉える点である。そこでいわれるところの社会政策および地域政策の定義が、かならずしも明らかではない。とりわけ社会政策については、同時代にあってもかなり厳密な

2 山根伸洋「工部省の廃省と通信省の設立—明治前期通信事業の近代化をめぐって」鈴木淳編『工部省とその時代』（山川出版社、2002年）189ページ。

3 同前、219ページ。

4 同前、221ページ。

定義がなされていることでもあり、その意味するところについては、より丁寧に説明されるべきであろう。これに加え、「事実上の工部省の後継官庁」としているが、そうであれば地域政策という視角から考えても、公共という視点からみても、鉄道局が議論の視野に入っていないことは不思議である。不思議であるが一応述べたが、これは逡信省研究で得てして起きやすい時間的遠近法の錯視でないかと思われる。すでに見てきた逡信省の歴史、および後継官庁である逡政省から遡及的に時間軸を翻って再構成を試みると、郵便および電信が逡信省の本体であると見えてしまう。しかし逡信省は、その出発においてすでに海運・水運を所管しており、陸運についても省として自立するまでの鉄道、さらには航空までも所管する官庁であった。第二次世界大戦で総力戦体制に突入すると、運輸逡信省に再編統合されたところに、逡信省の本質が示されている。すなわち、少なくとも逡信省は運輸および逡信行政とその現業部門を本体とする官庁であったとすることができる。しかしここにおいても、逡信省の金融二事業および電気事業は包摂しきれない。

この点をどう考えるかというところで、逡信省の所管する大きな対象領域である運輸・逡信についての先行研究に目を向けよう。この点で示唆的なのは、中村尚史の展望論文「近代運輸・逡信網の整備—研究動向と今後の展望」である。中村は同論文で「近代日本における運輸・逡信部門の研究は、近年、著しい進展を見せており、同時にいくつかの優れたサーベイ論文も発表されている。ところがそれらはいずれも運輸と逡信という部門別、さらには鉄道、海運といった各分野に研究史を整理する傾向があり、それらを全て含みこんだ『交通』全体を横断的に扱うことは必ずしも一般的ではなかった。しかし運輸部門と逡信部門は、互いに絡み合いながら発達してきたものであり、両者を別々に論じることは、本来不可能である。研究の深化のためには、分野を限定しなければならず、そのために個別研究における専門家が進行することは致し方ないとしても、研究史を鳥瞰する際には、是非この両部門をあわせて取り上げる必要がある。『交通』全体の状況を把握することによってはじめて、個別の分野の位置づけもより明確になるといえよう」と指摘している<sup>(5)</sup>。

ここで注意しなければならないのは、中村が運輸産業、逡信産業ではなく、近代運輸・逡信網としているところである。やや結論先取りになるが、産業は経済の発展とともに自生的に分化発展するが、それを区分し、分類し、行政的にコミットメントするのは目的合理性にしたがって判断行為する近代官僚システムである。現実に意味あるものとして存在するのは、個々の例えば軌道であったり、車両であるわけではなく、電信機や電柱でも、ポストや切手でもなく、それらを基体として成立するネットワークの動き・機能・効果である。各ネットワークは相互にリンク、接続することで、効果を生み出している。「別々に論じることは、本来不可能」という指摘は、おそらくこのことを含意していよう。そこで中村が提起しているのが「交通」全体であった。カッコつきの意味についてはよくよく考えてみる必要がある。中村はここで慎重に語っているが、戦前の古いドイツ語の文献やその翻訳に親しみ接する機会を持った者であれば、これを“Verkehr”の意味で使用していると考えても、それほど誤解はないであろう。

ドイツ語Verkehrは、いささか扱いづらい語である。山崎カヲルによれば、18世紀に登場し、商取引や商品の販売を意味し、その後はいわゆるビーグルなどによる交通に加え、交際、交流、性的交わりなどに広がり、「人間の活動がなんらかのかたちで交差すること」であるとしている<sup>(6)</sup>。これはもはや社会そのもの、人とひととの相互作用、つながり、動的関係である。もと

5 中村尚史「近代運輸・逡信網の整備—研究動向と今後の展望」(石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史2産業革命期』東京大学出版会、2000年)249ページ。

もと商品の販売と関わるとすれば、それは対応する支払い関係を含む資金ないし貨幣の反対向きの流れ、或いは為替なども含みこめる概念である。先に山根論文が想定した「社会」との交通も成立しそうである。

とはいえ、ここまではあくまで先行研究を手がかりに推論を重ねているに過ぎない。時間的遠近法の錯視に陥らないためにも、通信省成立時の官員が、自らの課題をどのように受け止め、またできればここで注目している「交通」ということばをどのように使い、何を含意させていたかを見る必要がある。

ここで取り上げたいのは、通信省の官房員であった下村房次郎によって公刊された『交通汎論』である。著者の下村房次郎は和歌山藩士の出身で、1876年和歌山県御用掛に就任した後、1880年和歌山日々新聞主幹に転じ、リクルートされて86年より通信省通信局に勤務することになった。1890年工部省の修技学校を継承した電信修技学校を、東京電信学校に改組するにあたり、同校のカリキュラム編成に取り組み、東京郵便電信学校に発展させるなど、開校に大きく貢献した。さらに交通学館を設立、雑誌『交通雑誌』を出版している。彼は、通信省設立時の官員であるとともに、通信省のほぼ発足時から、官員の人的養成の根幹にかかわるとともに、明治の「交通学」のオーガナイザーとなった人物である。

『交通汎論』は、1889年に三省堂から出版された。その目次は以下のとおりである。

- 第一章 交通の要旨
- 第二章 道路
- 第三章 通船
- 第四章 鉄道
- 第五章 通信の方便
- 第六章 郵便
- 第七章 電信
- 第八章 通信職官の組織
- 第九章 運輸交通の賃料

道路を除けば、おおよそ通信省の行政範囲が配列されている。同書の成立事情については、下村はもともと電信学校教科書に充てるため、『交通地誌』の執筆を命じられたことよるとしている。その一篇目の「汎論」を脱稿し、後藤象二郎通信大臣、前島密通信次官に閲覧してもらったところ、この「汎論」を独立に公刊するよう強く勧奨され、出版されることになった。したがって同書は、設立間もない通信省首脳によって公認され、その内容は、通信官員の共通理解となっていたものといえる。

まず冒頭下村は、「当世紀の始めに当り国家の理想漸く發揮し交通制度の如き、苟くも国家共同体に関するの事業ハ全く行政の関与する所となり遂に其完成を致し、以て此便宜を全般に與ふるに至りしなり」とし、明治前期の殖産興業政策を経て、交通政策については一応の完成段階に入ったとの時代認識を示している<sup>(7)</sup>。その上で、「交通の効力如是広大なりと雖も、之

6 山崎カヲル「クラウゼヴィッツと政治的交通という概念—Carl von Clausewitz and the Concept of Politische Verkehr—」(『コミュニケーション科学』51号(東京経済大学コミュニケーション学会、2020年))。

7 下村房次郎『交通汎論』三省堂、1889年、7ページ。

を約言すれば貨物生殖の働力と為り、貨物交換の良媒と為りて運輸の方便を社会に供し、交情互通の枢紐と為り、智識普及の機関と為り、以て通信の方便を人類に與ふるの作用に外ならず、此の作用ハ素と是共同体の需要に應ずるの理義に依て成立し、其結果ハ則ち一個人及億万人民の經濟を發達して其複利を増進するに在り、抑々億万人民の生活及發達の方便は、則ち国家の方便なるを以て、之を稱して交通の行政と云ひ、而して此方便を立るの管理法を稱して交通の制度とは云ふなり、水陸路鉄道汽船及郵便電信は共に此交通行政中、運輸方便の系統に属するもの…交通に関する行政の系統の之を三大区域に分つを以て、近時学者の定説とす、其第一区域ハ運輸の制、即ち物品運動の方便を設くるものにして、其区域て二大部と為る、第一部は、水陸路より成り、鉄道、汽船、郵便及電信より成る、此他融通の制、即ち度量衡及貨幣等價格授受の便を設くるもの、之を第二区域と為し、信約の制、即ち未だ價格を払わずして物品を得るの便を設くるもの、之を第三区域と為す、水陸路、鉄道、汽船、郵便、及電信ハ、交通の一大方便にして、經濟の發達、政令の普及、土地の開拓及植民、或は教育、衛生、警察、軍事其他農工商業等、一も此の方便に頼らざるはなし、モンテスキウ氏ハ、世界萬国の安寧を維持するもの、特に通商貿易に在りと云ふと雖も、通商貿易をして旺盛ならしむるハ、乃ち交通方便の効力に在るは昭々として複た疑ふへからざるなり…是れ国家か公法上に於ては其施設及起業を正当に監督若くは執行し、技術上に於ては其方便を正確にし、及其費用を節減するを以て交通に関する行政と為す所以なり」と述べ、交通行政を定義し、現業の分類化を目指している<sup>(8)</sup>。注目されるのは、現代でいう運輸・通信に加え、信用、現金の輸送と為替の伝送が明示されていることである。ただしこの分類はやや不分明であり、もともと草稿であったものを急ぎ出版したという事情も影響しているかもしれない。

これを補い、整理したのが、1901年に公刊された『日本鉄道策』である。先に挙げた『交通汎論』にも明らかなように、下村は今日でいう運輸と通信を一体のものとして捉えており、同書で鉄道政策を弁じる中で、その関係を整理しようと試みている。まず「交通」の方便（手段）につき、無形的生活の方便を支えるものを意思通信の施設とし、有形的生活の方便を支えるものとして貨物運輸の施設と機能的に区分し、現代的区分である運輸と通信につながる下位区分をもって整理している。ただし、「運輸」という言葉自体については、「鉄道及び郵便電信の三事業は実に其性質を異にせざるが為に行政上の系統を同ふするものなり有形物即ち物貨の運輸と無形物即ち意思の運輸と相合体して人類生存の發展を助くるの作用となる」としており、この段階でも「移動性」(mobility) という共通性格に引きずられ、まだ厳密な定義は固められていない。ただ区分された両者が「相合体」するものであるとするとところに「交通」の本質を見ている点に変わりはない<sup>(9)</sup>。その「交通」行政については、「交通政務即ち運輸融通新約等の行政生ずれば殊別經濟の發達を計りて一個人の実用を護する商工農務等の起る鉄道及び鉄道電信は此交通政務中運輸の系統に属し相須て始めて其効用を完ふするものとする」としており、「運輸の系統」に「通信」から挙げられているのは、鉄道電信である<sup>(10)</sup>。おそらく、この辺に運輸概念の揺れ、運輸と通信とを未だ完全に整理し、定義区分できないでいる理由があったのであろう。それとともに、この指摘には現代的意味できわめて注目に値するところがある。このため、ここでの議論をいったん20世紀の後半に移したい。

8 同前9～11ページ。

9 下村房次郎『日本鉄道策』交通学館、1901年、72ページ。

10 同前、73ページ。

アンソニー・ギデンズはその著『国民国家と暴力』で、「階級分断社会（近代以前の社会引用者注）の示す分節化された特徴の消滅を解釈する際に、もっぱら輸送手段の機械化に焦点を当てることは、多少もってもらしい議論である。こうした輸送手段の機械化に及ぼす影響は、かりにそれが電子コミュニケーションの発明と結びつかなかった場合、もっと限られたものになったかもしれない。電信装置や、その後の電子コミュニケーション様式を欠いては、高速輸送の利用は、ごく少数の人びとやごく一部の工業製品の、一日当たりわずかな移動だけに限定されたかもしれない。大量輸送は、正確に時間調整され、『空間調整された』移動を必要とし、逆にそうした移動は、計画されたことがらに『先行して』意思の疎通ができることを前提にしている。これらの条件が与えられてはじめて、包括的な交通システムを再帰的にモニターし、したがって、交通システムを広範囲にわたって『運営』することが可能になる。…（網状に広がった構造といった）複雑な仕組みを生み出したのは、機関車とその軌道ではなく、まさしく鉄道と電信の結合である」としている<sup>(11)</sup>。

ここでギデンズは、個々の機械やインフラ施設の機能とその結合ではなく、制度成立の条件としてネットワークとネットワークとのつながりが生み出す創発効果について語っているのである。我々は近代（Modernity）の二つの構成原理として資本主義市場経済と国民国家（nation-state）を挙げることができる。この二つの構成原理の成立を生み出した歴史的特異点としては、外燃機関の発明と活版印刷技術の発明が挙げられるのが通常であろう。しかしギデンズはそこに「電気力」の開発と管理、コミュニケーション技術への投入が必要であったことを指摘しているのである。ギデンズが課題の射程としているところは、理論フレームの構築ではなく、西欧に生まれた近代国民国家の成立条件を歴史社会学的に明らかにすることであり、かならずしもすべての地域に妥当するものではないとの慎重な姿勢を示している。しかしこの点において前島密や下村房次郎が活動した19世紀後半の日本は、流入する膨大な「西洋知識」の翻訳理解と実践における手さぐりを通じ、この道を切り拓いていたといえよう。

ギデンズによれば、「コミュニケーションの拡大に影響を及ぼす重要な要因のいくつかは、国民国家という行政単位の地盤強化と根強く関係している。こうした要因には、輸送手段の機械化、電子媒体の発明が引き起こしたコミュニケーションと輸送の分離、それに、国家が管理目的のためにおこなう情報の収集と照合という『記録』活動の拡大、が含まれる。とはいえ、このうち二つ目と三つ目の要因は、二〇世紀に入って情報の電子的保管様式がますます精巧になったため、次第に融合してきた。さらに、電気エネルギーは、ますます機械類の推力手段に組み込まれてきた。これらの三つの要因は…時空間への食い込みの様式を具体的に示し、階級分割社会において人びとが得ていた範囲を超えて時空間の拡大化が急激に高まる手段となった」としている<sup>(12)</sup>。前半では、電子媒体（electronic media）が19世紀における国民国家の興隆に及ぼした効果を指摘している。これに対し後半部分でギデンズは、20世紀の経験から導き出された新たなトレンドに目を向けている。すでに見たように、通信省は19世紀末、20世紀初頭に、電気行政に本格的に乗り出すようになった。したがって、1901年の時点で、下村房次郎にはその見通しがある程度見え始めていたであろう。先に挙げた「鉄道及び鉄道電信は此交通政務中運輸の系統に属し相須て始めて其効用を完ふする」という言葉は、そのことを示している。それでは、ネットワークの理解ににじり寄りながら、この時点で下村に見えていなかったこと、彼の著書に一度として現れなかった概念＝言葉は何であったか。それは「情報」

11 アンソニー・ギデンズ『国民国家と暴力』松尾精文・小幡正敏訳、而立書房、1999年、203ページ。

12 同前201ページ。

(information) である。

この点示唆的な指摘をしているのが、メディア論という領域を独自に切り拓いたマーシャル・マクルーハンである。彼は、その著書『メディア論 人間拡張の諸相』において「電信が到来して、はじめてメッセージのほうがメッセンジャーよりも早く着くようになった。これ以前は、道路と書かれたことばは密接な相関関係にあった。電信以来、はじめて情報が石とかパピルスとかのような固体から分離を遂げた。それより一足先に、貨幣が獣皮や金塊や金属などから分離を遂げ、最後に紙で終わったのと同じである。『コミュニケーション』という用語ははじめ道路や橋、海路、河川、運河などに関連して広義の用法をもっていたが、のちに電気の時代には情報の移動を意味するようになってきた。たぶん、電気の時代の性格を規定するのにこれ以上ないほど適切な方法は、まず『コミュニケーション(伝達)としてのトランスポートーション(輸送)』という観念の生じてきたことを研究し、つぎにその観念が輸送から電気の伝達の意味に変わるのを研究することであろう。英語のmetaphorすなわち「暗喩」ということばは、ギリシャ語のmetaに、「向こうまで運ぶ」あるいは「輸送する」の意のphereinがついてできたものである。本書では、物品と情報のあらゆる輸送の形態を、ともに暗喩と交換として扱う。どちらの輸送の形態も、なにかを運搬するばかりか、送り手、受け手、メッセージの位置と形態とを変える。いかなる種類のメディア、すなわち、人間の拡張を使用しようと、それによって、われわれの感覚同士のあいだの比率が変わると同じように、人間同士の依存関係のパターンが変わる」(傍点引用者)、つまり社会が変わるといっている<sup>(13)</sup>。マクルーハンのあまりにも有名な「メディアはメッセージである」という言葉は、このような背景の下、二重性において解されねばならない。彼は、メディアがメッセージとなったのは電気の時代においてであると語っている。ここにおいて、“communication”という、ラテン語に起源を持ち、フランス語を経由して英語となった言葉が、“Verkehr”というドイツ語と並行変化してきたことが判然とする。その変化は、西欧世界において、社会的分業を通じた産業の発展とともに、政治や経済といったかたちで人間の諸活動が分化、それぞれ固有の領域として分節化し、ソサエティーやアカデミーが組織され、諸学部が自立するなかで、ディシプリンとして確立し、概念として安定ないし固着化していった過程であるといえよう<sup>(14)</sup>。そのことを現在において理解する(したがって今この時がどのような時であるのかを時代の流動性の中で理解する)ためには、いったん現状のディシプリンから自由になり、歴史の過去へ向かう総合という旅が必要であり、またそれを足場としてはじめて、未来の総合への飛躍が可能になるであろう。

閑話休題、ここでもう一度ギデンズの言葉を聞こう。「輸送コミュニケーションと情報コミュニケーションの分離が、十九世紀後半から二〇世紀初期における国民国家の基盤強化にもたらした重要な意義について強調する…国民国家がもたらした管理的権力の急激な増大は、電子コミュニケーションの発達に先立って達成された。しかし、近現代の国家は、われわれが通常想像する以上に、もっと以前から『電子社会』であり、また、その発端からして「情報社会」であった。…(すべて)の社会が『情報社会』であったという主張に根本的な意味がある。なぜなら、国家権力の生成は、管理目的に利用する情報の整然とした収集と保管、統制を必要とす

13 マーシャル・マクルーハン『メディア論 人間拡張の諸相』(栗原裕、河本仲聖訳、みすず書房、1987年) 91ページ。

14 Verkehrとcommunicationという言葉が日本で交差し、「交通」へ翻訳し合うことになったのは、渡欧した伊藤博文に立憲政体についての考え方を伝えたローレンツ・フォン・シュタインの影響によるものであったと考えられる。その経緯については、紙幅の関係から稿を改め別の機会に譲りたい。なお広義のヘーゲル派といえるシュタインは、近時社会国家論ないし福祉国家論の源流として再評価されている。

るため、再帰的モニタリングを受けるシステムの再生産を前提にしているからである。しかし、国民国家では、とくに行政的まとまりの度合いが著しく高いため、国家権力の生成はかつてないほど急調子で生じていった」<sup>(15)</sup>。

ここでギデンズは、情報概念を駆使し、「すべて」という言葉で、近代以前の長い歴史を有する官僚制 (bureaucracy) とその権力を今日的観点から総括するとともに、近代という時代の官僚制の特徴と高度化が、電気コミュニケーションに根差していたことを鋭く指摘している。ただ、それを「電子社会」と称することは、いささかフライング気味といわねばならない。ギデンズの著書が刊行されたのは1985年である。これに対し、マクルーハンの『メディア論』が刊行されたのは1964年である。すでに見たように、マクルーハンは明確に電気の時代において情報を取り出し使いこなしている。彼は言う。「この電気の時代にいたって、われわれ人間は、ますます情報の形式に移し変えられ、技術による意識の拡張を目指している。このことが日々、人間についての知が増えている、という時に意味されていることに他ならない。われわれは、ますます自身を超える別の表現の形式に自分自身を移し変えることができる、と言っているのである」<sup>(16)</sup>。マクルーハンがこのように語るためには、それに先んじて「情報」(information) という概念が自立し、分析ツールとして使用可能となっているのでなければならない。このような意味で「情報」を形式化し、定量的に取り扱えるパラダイムを生み出したのは、なんとといっても1948年クロード・シャノンがBell System Technical Journal誌で発表した“A Mathematical Theory of Communication”によってであった。これにより情報概念を自由に使えるようになったものの、マクルーハンはメッセージの透明性に価値規範を置くシャノンの有名なコミュニケーション・モデルが余程気に入らなかったようだ。メディアがそれ自体メッセージであるというのは、マクルーハンによるシャノンへの回答であつたであろうし、彼の著書が難解で韜晦的であるという不評が付き纏うのも、情報の透明性という重力場から自由であるための方法として、芸術に手すりを求めたからだといえる。それはマクルーハンが、一貫してメディアをテクノロジーによる人間の拡張という問題関心から捉え、人間の拡張がもたらす感覚拡張によるさまざまな感覚比率の変化、それが生み出す陶酔や錯乱、麻痺に注意を向けたことによるものであろう。このことは不幸にして、マクルーハンのかなり幅広いメディア概念を、世間が現在のマスメディア論に刈り込んでいってしまう理由となった<sup>(17)</sup>。

いずれにしても、マクルーハンの1964年の前提には、シャノンの1948年があつた。そしてそれに先駆け1945年に公表されたのが、ジョン・フォン・ノイマンによる“First Draft of a Report on the EDVAC”であり、これにより現在にいたるノイマン型コンピュータの基本アーキテクチャが確立している。さらにこの後、初期コンピュータManchester Mark Iのソフトウェアを開発していたアラン・チューリングが、1950年に“Computing Machinery and Intelligence”をMind誌に発表し、いわゆるチューリング・テストを提案している。ここに情報 (information) と並び、情報という形式を判断し、保管し、判定することを可能にする知性 (intelligence) それ自体が情報科学の俎上に乗せられることになった。年代を見れば明らかなように、第一次世界大戦、第二次世界大戦という二つの総力戦を世界が経験するなかで進められた技術革命＝マイクロエレクトロニクス革命である。そこでは、もともと同根に芽吹いた情報処理技術 (information processing technology) と通信技術 (communication technology) が分節し、並行進化することで爆発的に発展していった。1985年のギデンズは、その只中にいたと

15 アンソニー・ギデンズ前掲書、209ページ。

16 マーシャル・マクルーハン前掲書、59ページ。

よいであろう。しかし彼が思い描き、一般化を試みた「電子社会」は、まだその入り口が開かれたに過ぎなかったのである。とりあえずその故に、ギデンズは先に挙げたように、「国家権力の生成は、管理目的に利用する情報の整然とした収集と保管、統制を必要とするため、再帰的モニタリングを受けるシステムの再生産を前提」としていると述べ、彼がその提唱者でもある再帰性 (reflexivity) という知性 (intelligence) の創造性を開く鍵を、安んじて官僚制に割り当てることができたのである。

ここから先は、同時代のことでもあり、議論を足早に進めよう。ギデンズがレーガン、サッチャー政権の新自由主義の台頭と対峙し、「第三の道」を模索していたうちに、1970年代から80年代にかけてアメリカ西海岸でfreedom-oriented (マニエル・カステル) な若者たちがPCを開発していく一方、1991年情報革命に後れを取ったソビエト連邦が崩壊する。冷戦の終焉とともにグローバリゼーションが一気に進み、冷戦期の技術競争の贈り物である進化した情報処理システムと電子通信システムが接続・融合し、インターネット革命が爆発する。これにより、オイルショック後、マネー経済が実物経済を凌駕し資本の自由な国際移動が巨大化することで生まれていたグローバル経済が加速し、西海岸のサイバー・リバタリアンのなかからGAFAMと呼ばれるグローバルIT企業群が台頭した。産業主義パラダイムの下では補佐的役割 (role) あるいは背景 (background) にとどまっていたネットワークのノードが、それぞれこの技術革命=デジタルエレクトロニクス革命と情報主義パラダイムの成立によって自律性を帯び媒介者 (agent) となることにより、デシュタルト心理学の用語を借りれば地 (ground) と図 (figure) が反転し、そのネットワーク効果がグローバル経済をけん引するようになった。マニエル・カステルのいう「ネットワーク社会」、情報資本主義への本格的移行である。(ただし、エネルギーの配分と転換・再配分を事とする産業資本主義が失われたわけではない)。ここに電子的資金決済と情報生産の融合したサイバースステムのブレイクスルーから生まれた巨大テック企業 (おそらく産業でも企業でもなく、「資本」と言った方がいいだろう) は、20世紀の産業資本主義の「動力」であり、産業発展の「エンジン」でもあったガソリンによる内燃機関の自動車を、まったく設計思想の異なるEV (Electric Vehicle) に置き換えつつある。第二次世界大戦の戦争の落とし物 (V2) であったロケット開発は、いまや人工衛星、そして衛星コンステレーションとして地球を電子の繭の中に包み込み、解像度を上げ、オンタイム・24時間でデータを

17 例えばマクルーハン、電気によって瞬間化される時代の感覚変化を20世紀初頭のキュビズムで例証する。「二次元のなかに内側と外側、上部と下部、背面と全面、などなどを表現することで、遠近法の幻覚を捨てて全体の瞬間的感覚を取る」、このときメディアはメッセージとなると説明している。(マクルーハン前掲書、13ページ)。マクルーハンが例示するような西欧アートシーンの理知的反応とは異なり、大モルトケによる鉄道・電信の軍事利用により普魯戦争でプロイセンに敗北を喫した東のオーストリア=ハンガリー帝国では、ほぼ同時代に鉄道、通信の全国展開と国有化が進められたが、複合国家なるがゆえの困難を抱え、プラハのユダヤ人家庭に育ち、労働者傷害保険協会に就職して建設現場をめぐっていたフランツ・カフカは、『審判』、『城』で、再帰性が働かず、意味の剥離された官僚制の混乱を、不気味さと捉え難さ (不条理) の全体感覚で描き出していた。また遅れて電化が進んだ極東の日本の岩手では、宮澤賢治が『春と修羅』の序で「わたくしといふ現象は/仮定された有機交流電燈のひとつの青い照明です/(あらゆる透明な幽霊の複合体)/風景やみんなといつしよにせはしくせはしく明滅しながら/いかにもたしかにとりつづける/因果交流電燈のひとつの青い照明です/(ひかりはたまち その電燈は失はれ)」と、早くも「わたし」が一つの現象であり、ネットワークの内外を灯し、交わり流れるひかりの瞬きであることを詠うことで、遠い過去と未来を幻視する一方、「月夜のでんしんばしら」では火を吐き轟音で走り抜ける汽車の背景の、夜陰に沈む電気・通信施設を、虎の激しさ、兎の素早さを併せ持つ電気と、緊張し、統合され、連なっていく電信柱の兵士の隊列の対比で描くことによって、電気通信時代の速度、果て無さ、その明るさと暗さ、混乱を、ひりひりとした間近の感覚で捉えている。人類最初の総力戦によってオーストリア=ハンガリー帝国は滅び、ナショナリズムというパンドラの箱が覆され、ロシア革命=シベリア出兵を経た日本は次なる戦争への道に進んでいく。20世紀に入り、電気の時代がそれぞれのかたちで社会変化を引き起こしていることを、芸術家たちの目は見透し、また敏感に肌触っていたのである。

集めつづけている。さらに光を包み込み伝送する術の開発により、情報移動の速度が極限化し、容量、精度が飛躍的に増す一方、無数のデータセンターが膨大な電気エネルギーを飲み込みながら情報の「処理」、「保管」を自動化しつつある。ジャンクファイルの霞でしかなかったものが、いまではビッグデータの雲塊となった。

ジョン・アーリーはこの事態を、「情報がデジタル化され地理的制約から解き放たれることで、自動車、道路、建物がデジタル情報（「高度道路交通システム」）を送受信することができるようになっていく。この情報通信技術と高度道路交通システムの収束が意味しているのは、自動車が、別々の『鉄の檻』としてよりもむしろネットワーク化したシステムとして、つまり並列のシリーズとしてよりもむしろ潜在的に統合されたネクサスとして再構成されていく画期的な移行であるということである」（傍点原著者）としている<sup>(18)</sup>。アーリーはこのような意味における最初のネクサスとして、産業主義—準グローバルネットワーク（quasi-global network イマニュエル・カステル）の公共鉄道を挙げている。ここにおいて21世紀最初の四半期を経過した我々は、もう一度19世紀最後の四半期の通信官僚が見ていた交通（Verkehr）世界と出逢うことになる。ただし、明治の官僚たちが国民国家形成のため、必死になって身につけようとしていた知性（intelligence）が、ユヴァル・ノア・ハラリが『NEXUS 情報の人類史』で深い懸念とともに述べるように、チューリングの忘れ物であったArtificial Intelligence（AI）に席を譲るものであるとするならば、我々はこれまで人類がまったく見たことのない人とひととの、そしてまたそれゆえ、人ともとの関わり（Verkehr）へ入っていくことになる。ただしGenAIは依然としてANIにとどまり、AGIへの道筋が完全に描かれているわけではないことにも注意）。通信省が創設されて140年、我々はいま新たな旅への敷居を跨ごうとしている。

異例なことではあるが、最後に本特集の成り立ちについて、一言させていただきたい。本特集「通信省創設140年」を提案されたのは、本研究紀要編集委員会の場で、提案者は編集代表を務めておられた杉山伸也慶應義塾大学名誉教授であった。通信省はすでに今はなく、後継とされる郵政省も現業部門を民営化し、総務省に統合されている。周年記念というのではないこの140年をどのように位置づけるのかという問いは、すぐに頭を過った。しかし、「通信省とは何であったか」につき、杉山伸也氏をはじめ、郵政歴史文化研究会顧問である東京大学名誉教授石井寛治氏、交通史学会元会長山本光正氏に、常日頃のご厚情とご寛容に甘えながら絡んでいた身としては、これは自分で考えろということだなと勝手に合点した。当時の通信省の英語表記がMinistry of Communicationsで、総務省の現英語表記がMinistry of Internal Affairs and Communicationsですよね、これって内務および通信省じゃないですかなどと挑発すると、杉山氏はにこにこ笑っておられた。筆者の中では、「通信省は何であったか」という問いは、次第に「通信省とは何であり続けようとしているのか」との問いに変わっていた。当初編集案では、杉山氏は嬉しそうに「僕は書かないから」と言われていたので進退窮まり、それでは仮置きで執筆者に入れておいてくださいと答えたのが編集委員会でのことであった。

ところが、通信省について議論する機会が増えていくなか、杉山氏が本特集に寄稿するということがぼつりともらされた。それでは、先生の書かれるものを少し読ませていただいて、こちらはどうするか考えましょうということになった。その頃には、夏に渡英を計画しておられ、楽しみにしているご様子であったことを覚えている。しかし、夏に入る頃であったか、残念そ

18 ジョン・アーリー『モビリティーズ 移動の社会学』（吉原直樹・伊藤嘉高訳、作品社、2015年）417ページ。

うに医師にイギリス行きを止められたということを言われた。かつて大病されたものの、回復され、研究書をまとめるまでに元気になられた姿を知っていたので、また行けるようになりま  
すよと気の抜けたことを申し上げた記憶である。当時筆者のほうも、少し気になる病変を抱えて  
いた。医師に相談したところ、それほど大したものではなく、軽い手術で済ませられるとの  
ことであったので、秋以降の予定を考え、この際に済ませておこうと判断し、入院手術をおこ  
なした。

術後お見舞いに来てくれた郵政歴史文化研究会のメンバーから、「ちょっと深刻な話がある  
のですが、退院後にお話しします」と告げられ訝しく思っていたが、退院後に知らされたの  
は、杉山伸也氏の訃報であった。しばらく呆然とし、喪に服する時間が必要であったが、編集  
は進めていかなければならない。ご遺族に杉山氏のもらされていたご遺稿がないか問い合せ  
たが、見つけることは出来なかった。このため、本稿は杉山氏が執筆する役どころを筆者が代  
役でお引き受けしたものである。氏としては、特集をまとめるにあたって、各執筆者との対話  
をもっと重ねたかったのではないかと推察する。このような経緯から、本稿は各執筆者を縛る  
ものではないということを、まず述べておきたい。それとともに、執筆陣の多くは、杉山氏と  
筆者との対話（もっぱら当方の与太話）に忍耐をもって耳を傾けていただいている。したが  
って、それぞれの論考には、杉山氏の編集意図が、それぞれのかたちで反映しているものと  
確信している。筆者自身は杉山氏との議論で、畏友故松尾精文が翻訳し、本稿でも取り上げた  
アンソニー・ギデンズの著作についてお話ししたことを思い出す。しばらく黙って聞いていた  
杉山氏が急に、「ギデンズってアンソニーのこと？」と聞き返された。慌ててそうですよと応  
じると、「ああイギリスに居たとき一緒に、いいおじさんでね」と懐かしそうなお顔を見せら  
れたのが忘れられない。その後人伝に「ナショナリズムについて、もう一回古いところを読み  
直している」とのことをお聞きしたのが、最後となった。本稿は故杉山伸也氏、そしてご健在  
の石井寛治氏、山本光正氏とのさまざまな場面での対話から筆者なりに導き出してきたもので  
あり、その中間報告にとどまる。対話はこれからもつづき、筆者のみならず次の世代に引き継  
がれていくことになるろう。このことを杉山伸也氏にご報告し、ひとまず本稿を終えることとし  
たい。

(すぎうら せいし 青山学院大学名誉教授)

逓信省創設140年特集

# 郵便博物館の成立

田良島 哲

## ① はじめに

郵政博物館の起源となる「郵便博物館」は、1902年（明治35）6月に万国郵便連合加盟25周年を機に正式に開館した。『逓信博物館五十年史』（以下『五十年史』）では、1892年に業務用物品や郵便切手類の改良の参考とするために逓信省内に「参考品室」を設け、ここでの収集が順次拡大して、博物館の設置に至ったと説明されている<sup>(1)</sup>。

ただ、業務改良のための物品収集が、どのような経過で博物館という施設に結びついたかは、『五十年史』では明確に述べられていない。逓信省本省の史料は関東大震災で失われた部分が多いと見られ、この点を同時代の公文書等から明らかにすることは、困難かと考えられる。本稿では、逓信省や関連団体から刊行された公報や雑誌を主な素材として、逓信事業関係者の中で共有された「郵便博物館」に対する意識を読み取ってゆく。さらに、残されている開館準備時の陳列品原簿や開館時の展示の内容から、資料を収集した館側がコレクションにこめた意図を探ってみたい。その上で、この時代の博物館界全体の動向をあわせ検討することにより、郵便博物館成立の歴史的な位置付けを考える。

以下の叙述で史料の引用にあたっては、漢字を現行通用の字体に、片仮名書きを平仮名に改めたほか、仮名の濁点を付し、文章中に句読点を補った。

## ② 西欧の郵便博物館に関する知見

『五十年史』は、博物館の起点を1892年の参考品室の開設に充てているが、西欧の郵便事業に関する博物館の状況については、さらに早い時期から情報が入っており、逓信省関係者の間で、博物館設立の必要性を認めていた様子がうかがえる。

特に日本の逓信関係者に大きな影響を与えたと思われるのが、ベルリンにあったドイツ帝国の郵便博物館である。1872年の創立になるこの館は、新興ドイツ帝国の逓信行政を担った帝国郵便長官ハインリッヒ・フォン・シュテファン（1831-1897）の施策の一つで、郵便を主題とした博物館のさきがけであった。すでに、1884年の『交通公報』第4号には、「日耳曼帝国柏林府郵便博物館出品目録抄訳」という記事が掲載されている。この記事は19世紀のドイツ及び欧州諸国に関する同館の展示内容を解説したものである<sup>(2)</sup>。表題に「第十九世紀以前の出品については万国郵便雑誌第十号を見るべし」という注釈があるところから、万国郵便連合の機関誌“*Union Postale Magazine*”掲載の記事を抄出、翻訳したと推測される。文章による解説は

1 逓信博物館編『逓信博物館五十年史』1952、p. 4。

2 「日耳曼帝国柏林府郵便博物館出品目録抄訳」、駅通局総官房取調科 編『交通公報』第1-8号、駅通局、明17.5-12。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/805180>（参照 2025-11-27）

やや冗長なので、展示区画ごとに主題と内容を表にまとめてみた(表1)。すでにこの時期から、通信省内で郵便を主題とする博物館に関心が寄せられていたことが、うかがえる。

『五十年史』には、郵務局長因藤成光が郵務局次長在任中の1891年にウィーンで開かれた万国郵便連合の会議の委員として渡欧した際に、フォン・シュテファンの案内でベルリンの郵便博物館の状況を目にする機会があり、日本の博物館創設にも尽力したと述べられている<sup>(3)</sup>。彼が帰国後、国内の郵便関係史料の収集を計画したことは、次のような記事からもうかがわれる。

東京郵便電信局長因藤成光氏は、今度我邦郵便開始以来に関する器具機械式紙衣服の類は勿論、取扱の模様図式等に至る迄、苟も郵便の沿革変遷の主要を知るに足るべき物品を蒐集し、以て永く後世の参考に供し置かんとの計画をなしたるが、既に二十有余の星霜を経過したる今日なれば、其蒐集も一朝に成り得べからざるのみならず、同局は一度火災に罹りたるともあれば、其困難も一入なりと。(中略) 庶幾くは全国四千有余の各局に於て其参考史料と為るべき器具式紙等の存するあらば、空しく筐底に蠹腹を肥さんより、之を中央に蒐集して一大参考館を起こさしめんと(下略)<sup>(4)</sup>

(19世紀ドイツ帝国)			
	甲区	郵便に関する建家	郵便・電信に関する建築模型(50分の1) 53個
	乙区	真の郵便事務に用いたる物品	郵便局で使用する庄字板・官印・権衡・私書函・郵便局受付窓の模型
	丙区	役服	郵便官吏等の着用する各種の制服
	丁区	尋常の道路に用うる郵便馬車及び馬具	郵便馬車の模型
	戊区	郵便局借切鉄道汽車の模型	二軸車1両・三軸車2両・車室の模型
	己区	汽船	汽船模型(50分の1)・函書・函面
	庚区	軍用郵便の機械一式	馬具等模型(実物大)・車両等(6分の1)
(19世紀外国郵便)			
		スイス	ゴッタルド郵便、アルプス郵便など過去の郵便に関する画図、写真
		フランス	19世紀の郵便通送を示す石版画・軽気球郵便・伝書鳩郵便の書状や函書
		英国	鉄道敷設以前の郵便を示す彩色図や石版画・郵便馬車の摸形・馬車による郵便を示す絵画・郵便帆船の摸形
		スペイン	旅客馬車の絵画・郵便通送人を描いた絵画

通信省駅通局駅通総官官房取調科編纂『交通公報』第4号、明治17年8月所収「雑誌」  
○日耳曼帝国柏林府郵便博物館出品目録抄訳 から要約。

表1 ベルリン郵便博物館 19世紀の郵便・交通に関する展示構成

3 『通信博物館五十年史』 p. 30。

4 『交通』6(60)、交通雑誌社、交通学館、1893-06。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1539076> (参照 2025-11-27)

また、後に通信大臣を務める田健治郎は、1896年にブダペストで開催された国際電信会議委員として出張した際、欧州各国を歴訪しているが、その際にもベルリンの郵便博物館を訪問した。滞欧中の日記に、次のような記述がある<sup>(5)</sup>。

(1896年9月)十六日 陰時々少雨 温六十六度。午前十時テーパーランド氏と伴ひ、郵便博物館(ポスタルミュージアム)を観る。館は郵政庁中に在り。先づ郵便室を観る。各国郵便事務に属する器具器械船車馬畜等の模形物、一として備はらざるなし。就中、汽車汽船の模形の如きは一個にして一万六七千馬克を費やしたるものあり。英国の汽車急送中に於ける郵便行囊授受機の如き、印度熱帯地の郵便汽車の如き、米国長距離に用ゆる郵便汽車の如きは、其構造皆特に長ずる所あり。独逸の郵便汽車は嚮きに埃利亜に於て実見せしものと略同一なり。

次に電信室を観る。新古電信電話に属する通信器は勿論、電気的作用より起る各種の通信信号器及び電気以外の信号器も亦悉く備はる。而して電気を応用すべきもの、若くは水力或は圧気或いは瓦斯を応用すべきものは、悉く皆之を引込み置き、直ちに実際の活用を為し得べきの装置を設けたり。一大蘇音器あり。曩に我小松宮来観の時挨拶せられたる蘇音管を取り、之を器械に装置したるに忽ちにして殿下仏語の音吐朗々として目前に在ますが如し。予亦蘇音管に向て日本語にて一応の挨拶を為したるに、守管者は直ちに器械に掛けしに四五十間を隔つるも、明かに之を聴取るを得べし。亦活動写真幻灯器あり。郵便吏活動の体、毫も実際に殊ならず。

此郵便博物館は其材料の蒐集に付、既に二十五年の力を費やせしと云ふ。郵便電信器具器械改良発達の為め鮮からざる裨益を与ふるや疑ひなし。現に現在庁舎の隣地枢要の場所を撰み、新郵政庁建築中にして最早落成近きに在り。移転の後は玄関正面の一大円堂及其周囲を以て博物館に充用するの計画なりと云ふ。

もう一つ興味深い論点を取りあげた記事を示そう。「郵便の美術」と題する『交通』への投稿で、著者は「在独逸 孤松逸人」と称している。当時、ドイツに滞在していた通信省関係者と見られるが、個人の特定には至っていない<sup>(6)</sup>。

著者は、ヨーロッパの郵便事業や職員が、しばしば同時代の美術や文学にとりあげられ、郵便馬車や郵便喇叭といった事業に関わる要素が、「或は図画に、或は詩歌に、或は音楽に」描かれて、称賛されることに注目する。そして、郵便事業に携わる「集配逋送人」が、よろこんでその職に従事しているのは、職務規則の厳格さや給与などの優遇だけでなく、「美術的思想」が彼らの心を「優美篤実」にしているのだ、という。すなわち、事業に従事する人々が絵画や詩歌などの芸術的視点から称揚されることが、彼らの職務への誇りや忠誠につながっている、と認識しているのである。そして、自分の論旨を疑うのであれば「来りて伯林郵便博物館を一覽せよ」と主張する。

通信事業を単に行政事務や産業の側面だけでなく、文化的要素を含めて認識するべきだという視角を、当時の西欧の状況を見た日本人官僚が持ったことは、注目される。同時にその成果が博物館に集約されている、という観察も示唆的である。

5 田健治郎 著『鵬程日誌』、田健治郎、明31.2。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/761739> (参照 2025-11-27)

6 孤松逸人「郵便の美術」、『交通』5(48)、5(49)、交通雑誌社、交通学館、1892-12。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1539064>、1539065 (参照 2025-11-27)

### 3 郵便博物館に関する議論と構想

逓信省の幹部が、西欧での体験の中で博物館の存在意義を実感するとともに、通信事業に携わる実務家の間でも、さまざまな社会的要因から日本国内における博物館の必要性を論じる者が現れてきた。以下、主に『交通』掲載の論考や記事によりながら、議論の流れを概観する。

1894年3月に「天野生」なる人物が、「郵便事業に対する希望」と題する三項目の提言を投稿しており、「書留郵便物の賠償」「郵便代筆所の許可」と並んで「郵便博物館の開設」が掲げられている<sup>7)</sup>。

#### 一、郵便博物館の開設

米欧諸国に郵便博物館あり。郵便事業に関する物品を陳列して以て公衆の観覧に供し、或は毎年々報案内書等を公布し、或は其他種々の手段を用ゐて其事業の性質状況等を世人に公示するは、世の夙に熟知せる所なるべし。聞く、欧米諸国人民の如きは常に鋭意郵便局の一挙一動に注目し、郵便吏員の如き亦至るところ世の敬する所たりと。余輩此に於てか知る、彼国の郵便事業が益々増進して底止する所なき、又決して偶然に非ざるを。見よ仏国の如きは小学児童の教科書として、尚郵便電信読本を使用するに非ずや。由此觀之、郵便事業の性質状況等は弘く之を開放して、本業務に対する公衆の智識を開発せしむるは、郵便局適當の義務と云ふべし。殊に我国の如き本事業開設以日尚浅く、世人多くは未だ今日郵便局当然の機関に通ぜず、況んや交通の本義に於てをや。左れば彼等の之を目する、猶三十年前の飛脚を以てし、充分の信用を郵便局に置かざるもの又少しとせず。今日の形勢、余輩猶ほ斯の如き徒の往々にして之れ有るを見る。夫れ郵便事業の盛衰は國家の消長に關す。然るに世人の多くは之に対する如此に至ては、余輩何ぞ慨嘆せざるを得んや。故に余輩は、我政府に於ても本事業の性質状況を一般世人に了知せしむるの一手段として、逓信省若くは郵便局内の一部を假りて郵便博物館を開設し、郵便に関する諸般の器具機械式紙、切手、郵便物取扱の図絵、其他古代の郵便に関する物品を始め、欧米諸国の郵便用器具等にして参考とするに足るべきものは、悉く之を陳列して公の観覧に供し、以て本事業に対する智識開発の補助たらしめん事を望む。其位置の如きは何処にても可なり。或は便宜教育博物館等現在のものの一部を假りて之に充つるも可なり。要するに余の希望するところは只郵便事業の一斑にても之を公衆に開放了知せしめんと欲するにあり。

「天野生」の論旨をまとめると以下のようなになる。欧米諸国では人民が郵便局の活動に常に注意を払っており、郵便吏員は社会的な尊敬を受けている。これは、郵便事業の意義に対して当局が「事業の性質状況等を世人に公示」しているからだ。一方、日本では事業開設から日も浅く、郵便を「三十年前の飛脚」と同一視して信用をおかない者が多い。政府において「本事業の性質状況を一般世人に了知せしむるの一手段」として郵便博物館を設置すべきだ。

ここで、博物館設置の目的として強調されているのは、政府が行う郵便に対する「一般世人」の認知と事業の社会的位置付けの向上である。そのために「諸般の器具機械式紙、切手、郵便物取扱の図絵、其他古代の郵便に関する物品を始め、欧米諸国の郵便用器具等にして参考とするに足るべきもの」を公衆の観覧に供すべきだ、というのである。事業の内容を眼で見られ

7 天野生「郵便事業に対する希望」、『交通』8(77)、交通雑誌社、交通学館、1894-03。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1539093> (参照 2025-11-26)

る形で公開してゆけば、人々の理解も進むだろう、という逓信行政側の啓蒙的な意図を読み取れる。

続いて、1896年には、逓信省の職員であった岩崎直英が、「逓信博物館と逓信書籍館の設立を望む」という論説を『交通』に載せた<sup>(8)</sup>。

岩崎直英は富山藩士の家に生まれ、維新後にフランス語を学んだ。逓信省に入り、1890年にパリで開かれた世界電信会議の代表団に随行した後、しばらく欧州に滞在して見聞を広めた。帰国後は芝公園にあった東京郵便電信学校で、逓信省職員の教育に携わった。1893年に刊行された著書『郵便行政論』は、総合的な郵便行政の教科書として、広く読まれたようである。1895年には同校教授に任じられている。日清戦争が起こると野戦郵便局の業務を主に手がけるようになり、その後は朝鮮など植民地における逓信事務を専らとした<sup>(9)</sup>。滞欧中の岩崎は、逓信事業の一環として博物館・図書館の活動を目にしたにちがいない。省内の人であるから、すでに当時立案されていた博物館創設の後押しをする意図のある記事かとも考えられる。岩崎の論旨を要約すると、次のようなものである。

我が国の郵便電信事業は短期間で発達したが、その制度はもちろん器具器械に至るまで欧米の「模倣反訳」である。新しい発明発見を「奨励涵養」し、「斯業に於ける知識を発達」させようとするならば、(1)「内外に於ける斯業の制度、器具、器械等の沿革及現状を明かにするの方便」を与え、(2)「有益なる発明発見又は創意あるに於ては相当の保護を与へ以て其實行を助け」、(3)「其発明発見又は創意にして称するに足らざるものと難も當局者之を歓迎して其進取の志を振励」する必要がある。(2)(3)は当局の姿勢の問題であるが、(1)を実行する手段として逓信博物館・逓信書籍館の設立を望む。逓信事業において過去や現行の器具器械の保存は「温古判断の方便」であり、欧米諸国では実行されている。我が国でも「東京に逓信博物館を設け陳列するに新古内外の器具器械は勿論古来の信書、封筒、各国新旧の郵電切手数下等員新旧の服装に至る迄一切の参考品を以てし日に公開して参看自由たらしむるに於ては」、事業にとって有益であろう。また、博物館と併せて書籍館を設置し、外国新聞雑誌等の記事の翻訳・要約を提供すれば関係者に役立つであろう。さらに地方勤務の職員に新知識を与えるために地方一等局にも書籍館を設けることが望まれる。

この論説で強調されているのは、先の「天野生」とは異なり、逓信事業を執行する側での内部業務改善に資するための施設としての博物館・図書館である。これまでの事業で使われてきた用具、外国からもたらされた新しい器具・機械、さらにそれらに関する情報としての書籍類などを蓄積することによって、将来の事業の改善に役立たせようという方針が導かれている。ここで、博物館と併せて図書館の設置を求めている点が注目されるが、この点については博物館の運営形態とも関連するため、後述する。

「天野生」と岩崎の意見は、それぞれ博物館に課せられた「資料の収集と公開活用」という二つの社会的課題を捉えており、この両側面を充実させることが、逓信事業の円滑な推進と発展に結びつくという強い確信が感じられる。前章で見たように、逓信省の有力な幹部の中には、すでに欧州の逓信事業に関する博物館の状況を実地に見た者がいたので、このような逓信省内や

8 岩崎直英「逓信博物館と逓信書籍館の設立を望む」、『交通』14(139)、交通雑誌社、交通学館、1896-10。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1539153> (参照 2025-11-27)

9 岩崎さち「故、義父・岩崎直英について」、『岩崎勝直遺稿集』、岩崎さち、1982.12。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12615583> (参照 2025-11-27)

周辺の意見は単なる机上の論ではなく、博物館の設立自体に大きな障害はなかったと見てよいだろう。問題はどのような博物館を、どのような運営形態で立ち上げるかということであった。

## 4 郵便博物館の設立

### (1) 博物館の資料収集と設置形態

博物館の設立準備の経過を示す史料はほとんど残らないが、これまで見てきた経緯から、通信省内で博物館の設立自体を否定する意見はなく、事業内容の改善と事業の周知の両面から、その必要性が認められていたことは明らかである。では、設立のためにどのような資料が収集されたのだろうか。この点は、郵政博物館に残る1900年の「郵便博物館陳列品原簿」<sup>(10)</sup>から、コレクションの方向性の一部を推測することができる。小論では詳細な分析には至らないが、基礎史料としてその概要を示す。

「郵便博物館陳列品原簿」は、袋綴装、板目表紙の一般的な簿冊で、表紙には「明治三十三年六月（朱書）『内國之部』 郵便博物館陳列品原簿 通信省通信局郵務課」とあり、「郵便博物館図書」のラベルが貼付されている（図1）。凡例等はなく、1丁目から目録本文となる。用紙は「通信省」の柱題がある朱刷の罫紙で半面13行。記載の多くは墨書だが、一部に朱書を交え、番号はスタンプを用いている。

目録本文の記載の形式は大きく二つに分かれ（以下「前半」（図2）、「後半」（図3）という）、冒頭から10丁の前半は「所轄」「種類」「員数」「摘要」の4項目を記載するのみだが、それ以降の後半は、行頭にスタンプで連続した番号を捺し、1行の中に様式にとられない形で、品名、員数、取得元、資料の所在場所などを記述しており、「原簿」と名付けられている割には、かなり雑然とした記載である。陳列品自体の他に飾箱（展示ケース）や椅子・衝立など什器の記述もあるので、あるいは正式な原簿を編製する際の点検作業中の状態を示すものかもしれない。

前半には、各郵便電信局の図面や写真・郵便函（ポスト）の見本・旧幕府道中奉行所から引き継いだ「五海道其他分間延絵図」・ベルリンの郵便博物館に出品した「郵便取扱の図」の控・1893年にシカゴで開催されたコロンブス博覧会に出品した「郵便現業の図」稿本・職員の制服や装備など約250件程度の記載がある。1件の中には複数の物品を含むものがあるので、資料の実数はこれをかなり上回る。

後半はスタンプの通し番号がNo.1からNo.616の行まで記載があり、以降はNo.934まで空行である。記載された資料の類型として数が多いのは、内外の通信事業の様子を撮影した写真で、200点以上があり、いずれも被写体につい

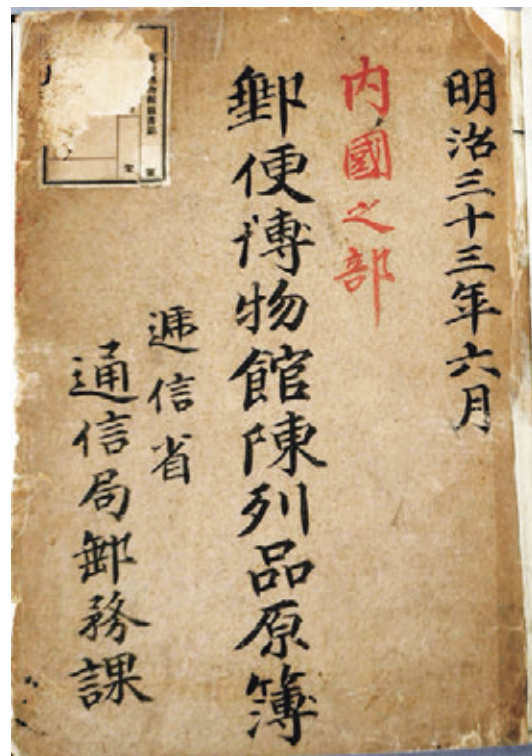


図1 明治三十三年六月 郵便博物館陳列品原簿 内國之部

10 郵政博物館所蔵資料、AL-A-3

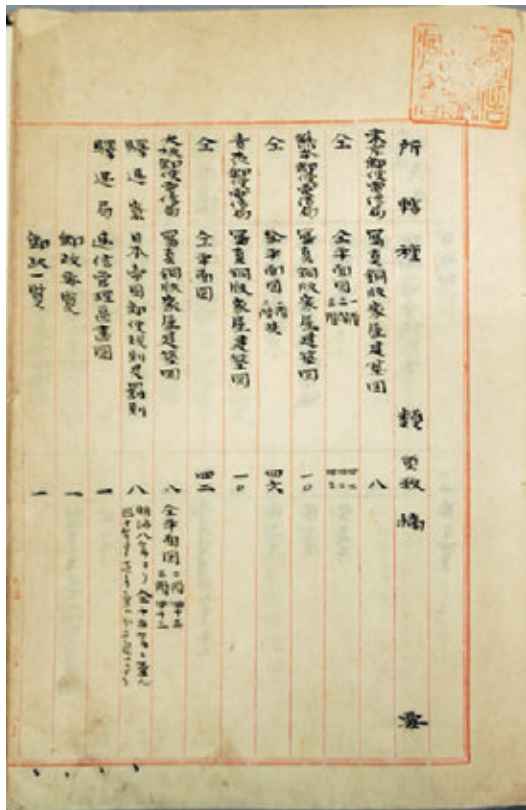


図2 郵便博物館陳列品原簿  
前半の記載形式

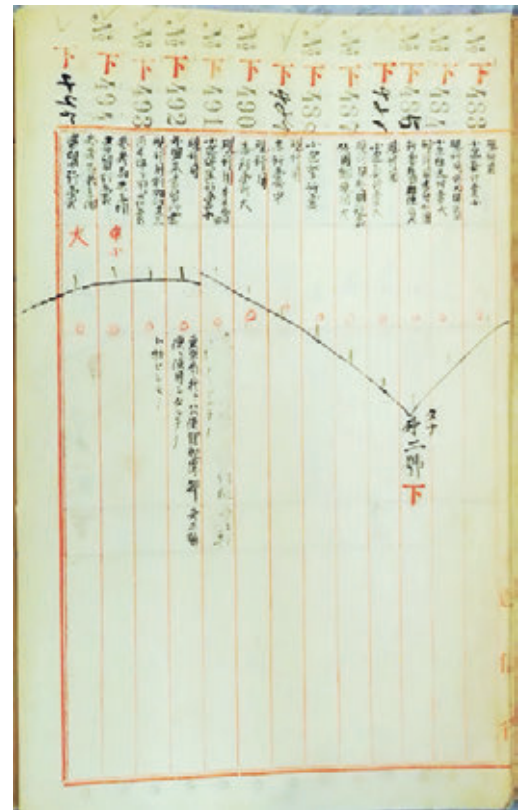


図3 郵便博物館陳列品原簿  
後半の記載形式

での説明を加えている。大半が額装されており、博物館での展示を見込んだものであろう。器具類は、時計・行囊・蝦蟇口（配達員の鞆）・秤・掲示用の札・集配に使われる馬車やカゴの「品形」（模型であろう）などが多く記載されている。最初期の郵便函のように、収集時点で伝来を確認した資料については、「明治三年十一月民部省決議始メテ東京府下虎ノ門外十一ヶ所へ設置シタルモノ」のように注記が加えられている場合もある。一部、カナダ・インド・ドイツ等から寄贈された郵便函の実物10点ほども見えている。また、先に言及したように、什器類もこれらの中に含まれている。

所蔵資料全体を示す目録ではないため、部分的な実態を示すにとどまると思われるが、記載された内容からは、過去の外国博物館の視察記録や博物館に関する提言が言及していた「各国郵便事務に属する器具器械船車馬畜等の模形物」「郵便に関する諸般の器具機械式紙、切手、郵便物取扱の図絵、其他古代の郵便に関する物品」「新古内外の器具器械は勿論古来の信書、封筒、各国新旧の郵電切手数下等員新旧の服装」といったコレクションのイメージが、かなり反映されて、当時の通信事業関係者の共通認識に基づいた資料収集がなされたことを、うかがうことができる。

一方、コレクションが形をなしてくると並行して、博物館をどのような組織で運営するかという設置形態が問題となってくる。「郵便博物館」として公開される以前の段階で、どのような設置、運営の形態が考えられていたのだろうか。

『交通』257号（1901年9月）に「郵便電信博物館及図書館拡張の議」という社説が掲載された。社説は次のように論じる。最近通信省本省は庁舎が狭隘となり、倉庫を庁舎に代用して、なお狭い。この状況を救済するために、郵便電信博物館及図書館を他の場所に移転して拡張することを希望する。最近郵便に加えて電信電話も発達しつつあり、これに関する書籍や機械器

具の現品、標本などを収集すべきである。現在、通信事業の参考品は通信省書房（図書室）、郵便電信学校（郵電学校）、博物館の3か所に分かれて保管されているが、これをまとめて郵電学校に属する博物館・図書館とすれば通信官吏の教育にも役立ち、また専門家である同校の教官が取り扱える。

すなわち、博物館・図書館とともに郵電学校に所属させれば、本省の庁舎難が解消され、資料の集約によって学生の教育に役立ち、その取り扱いが専門家である教官が担える、というのである。一雑誌からの気楽な提案のように見えるが、実はこのように論じられる状況が、当時の通信行政内に存在した。

『通信省第十四年報』（1901年）に次のような記事が見える<sup>(11)</sup>。

## 第二十二章 東京郵便電信学校

（中略）

校舎新築 本校々舎は旧寺院の建物を充用したるものなれば、室内の区画及び採光上の関係等に於て不適當の点尠からず。従来種々修理を加へ、辛ふして授業を為すことを得たりと雖も輓近通信機関の増進に伴ひ、枢要の学科を増設し、生徒を増員せしを以て、教場の狹隘を告ぐるに甚だしきに至れり。於是、校舎の改築、図書庫・図書館・寄宿舎、其他教授用器具機械類の整備を企画し、先づ本年度に於て本館木造二階建三百七十七坪・附属家木造平家建五十五坪五合を有する校舎、煉瓦造二十四坪を有する図書貯蔵庫及木造平家建百十七坪を有する図書館を建築し、悄悄設備の一端を全ふすことを得たり。

郵電学校は、1900年に校舎と図書館・書庫を新築していたのである。さらに、翌年の年報には、

図書館は内部の準備全からずと雖も、本館の開否は教育上影響する所鮮少なからざるを以て、在来の器具を繰合せ仮に開設し、図書館規則を設け、生徒は勿論、卒業生其他本校に縁故ある者に閲覧せしむることとせり。<sup>(12)</sup>

との記述が見え、準備が整わない中で制度を整えて、閲覧を始めたことがわかる。『交通』社説の中に「殊に博物館及図書館の基礎は既に同校に形成せられつつあるを聞く」と言及されているのは、おそらくこの点である。

やや想像をめぐらせるならば、郵便博物館の設置に当たっては、所管の部署をどこにするか議論があったことが考えられる。博物館資料を通信官吏に対する教育の素材と見れば、郵電学校に博物館を置くのは一案である。実際この時期、東京高等師範学校附属の教育博物館や、東京高等商業学校の商品見本陳列所といった先例があった。一方で、資料は現業部門の業務改善の材料で、これは博物館設立の一つの根拠として論じられた。結局、郵便博物館の業務範囲を決めた1903年12月8日改正の通信省分課規程では「通信事務参考用品の保存整理に関すること」「郵便事業用具の学術的研究並びに応用に関すること」という二つの事務を担当する、通信局管下の課相当の部署として位置付けられたのである。

ここで、以前に岩崎直英が博物館とともに「書籍館」＝図書館の設置を併せて提言していた

11 『通信省年報』第14、通信省、1901。p. 467 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/805336> (参照 2025-11-27)

12 『通信省年報』第15、通信省、1902。p. 223 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/805337> (参照 2025-11-27)

意味について一言しておきたい。現在では博物館と図書館とは、別の機能や制度を持つ施設として認識されるのが一般的だが、たとえば大英図書館 British Librayが1970年代まで大英博物館 British Museumの管下にあったように、また明治初期の博物館が一組織として「書籍館」（後に「浅草文庫」）を有していたように、博物館と図書館の機能が共存する施設運営は、明治期では不自然なことではなかった。岩崎が両施設を併記したのも、『交通』の社説が博物館・図書館を併せて考えたのも、それほど特異な発想ではないのである。

1905年に至って、通信省本省の新庁舎建設が始まると、郵便博物館は郵電学校の後身である通信官吏練習所の構内に一時移転することとなった。短い間、博物館と図書館が隣り合う時期が生じたが、組織としてまとまることはなく、1910年に至り博物館は木挽町の通信省新庁舎内に戻っていった。

## (2) 開館当初の展示

1902年に郵便博物館が正式開館した際に開催された展覧会については、『万国郵便連合加盟25年記念展覧会出品目録』に展示室の平面図と一部の出品物の目録が記載されている。また少数であるが写真が残っている。さらに『読売新聞』<sup>(13)</sup>と『交通』第276号<sup>(14)</sup>には、展示を一覧した記事が掲載されており、展示の概要と観覧者がどのような展示品に関心を寄せたかを、うかがうことができる（表2）。一般市民の視点に近い『読売新聞』と、事業の専門家が見ている『交通』とでは、着目点に多少の差があるのも興味深い。ここでは展示室の雰囲気をよく伝える『読売新聞』の記事の全文を示す。原文中の図は省略した。

「通信省内の郵便博物館」

（第1回：6月22日）

所謂降りみ降らずみの五月雨時で、一昨日帝国ホテル内の万国郵便聯合加盟廿五年記念祝賀会も、此霖雨の為め折角の趣向を流して了やアせぬかと案じたが、久振の蒼穹を眺める事も出来て、日比谷で上げた花火の音も勇ましく聞かれたのは、天も此紀念会に同情を寄せたかとも疑われて、記者も「郵便万歳!!!」を三呼するを、躊躇しなかった。

で、其翌日から五日間通信省内に、郵便博物館を開くといふから、郵便物ではないが早い勝ち!と、其の第一日=昨日の午前同館を一覧して、所感…も些と大業だが、少しく述べて見る。

場所は通信省の通用門内を入った、直ぐ左手の二階建てで、階上を外国、階下を内国の部と分って、全世界に於ける交通機関に用ゐる有らゆる種類を一堂に蒐集陳列してあると謂つても、先づ不可なしであるが、階下の室を入った正面に、現今の郵便局を假設してあつてカンカンに載せてある小包の名宛を見ると、織田信長殿と記してあつたのは、堪く嬉しかつた。

其から奥へ進む程時代を遡らせて日本交通の活歴史を、目に睹るが如くに陳列して危く千両箱と間違へさうな状箱や、梟首の高札の親分とも謂つべき駄馬の制札杯もあつて、一昨日の紀念会席上通信大臣の演説中にもあつたか、是等の列品を見ると全く隔世の感さへ起つた程で、世の中に是程進歩して行く制度はなからうとさへ思はれたのである。

此所に一々列品に就いて記述して行くのは、余りに管々しいので、蝦蟇口と郵便函の変遷

13 「通信省内の郵便博物館」、『読売新聞』1902年6月22日、24日掲載。郵政博物館所蔵「万国郵便連合加盟25年記念祝典書類」（AA-A 39、40、41）所収の切り抜きによつた。

14 素蛾生「郵便博物館」、『交通』28(276)、1902-06。

	読売新聞	交通 276号
1 階 (内国)	現今の郵便局を仮設	現今郵便局窓口の有様
		国内国外の郵便局の標札
		往昔の駅伝より郵便制度開始前までの道中飛脚の模様、并に通信に関する器具器械
	状箱	
	制札	
		北海道で用いる遞送用具 (喇叭、アツシ、藁靴)、遞送中のアイヌ写真
		創業時代より現行までの郵便切手、封皮、式紙などの標本
		内地は勿論台湾までの凡て郵便に用ゆる器具器械
		遞送集配人の帽子や服装 (帽子：創業時代に於ける葎山笠から現今の独逸帽に至る迄)
	蝦蟇口 (郵袋) の変遷	
	郵便函 (ポスト) の変遷	我邦第一期の郵便函
	山陽鉄道会社の郵便車雛形	
		(明治) 二十九年洪水中郵便物を集配する困難なる図画
	山間僻邑に於ける交通機関の雛形	
階段室		欧州諸国の郵便局や、郵便馬車などの写真
2 階 (外国)	独逸聯邦其他諸外国の鉄製郵便函	
	洪牙利商務省の寄送に係る新式郵便函	洪牙利商務省の寄送に係る新式郵便函
	印度郵政庁の円錐形の鉄製郵便函	印度郵政庁から寄贈の郵便函
	全世界の郵券や端書の各種	
	各国郵便局の日附印	
	独オスカルスベルリンク製造所製の「顕時押印器」	独逸「オスカルスベルリンク」製造製の「顕時押印機」
		壤地利写真ブレチン郵便電信局受付口の写真
	集配人の制服制帽	
	加奈太郵政庁の防水布上衣	
		印度郵政庁から寄贈の野外遞送の摸型 (砂漠や水上の遞送)
		十六世紀時代歐洲に於ける信書送達の銅版画
	電信機諸種	電信機、電話機の幾百種

表 2 報道に見える開館当時の郵便博物館の展示構成

を図に示して置くに止めて置くが、是等の図を見ても、郵便事務の進歩して行く順序を知るに足るので、(一)は創業の際郵便物の集配に使用し、環に真田紐を付け、肩に懸けたもの。(二)は其の第二期、(三)は其の第三期と、漸々に完全の域に進むだので、現行の蝦蟇口は全く是等が進化したので、次の図は事便箱の変遷を示すが、是亦面白い歴史を有つて居るのは、読者が見る目に映る事であらうと信ずるのみか、我人共に古い記憶を新たに喚起するのは、愉快であらう！と、紙の上に記して置く。

日本に於ては嚆矢の名誉を荷ふ山陽鉄道会社が、其汽車進行中に郵便物を受授する雛形やら、山間僻邑に於ける交通機関の雛形杯が陳列してあつて、都人の目には至極面白く、交通

の発達を奨励する為に、如何に力を尽すかが、能く解る。

却説是から階上一外国の部へ歩を移すと、記者は再び隔世の感に堪へなかつたが、是は号を改めて書き続けやう。

(第2回：6月24日)

是から階上「外国の部」を紹介する順序になつたが、階子段を昇り切った処に独逸聯邦其他諸外国の鉄製郵便函の見本が陳列してあるが、何を見ても其の装飾の美、其の構造の精、近来市下の或部分に見掛ける赤い筒も、却々其の足下にも立てぬ程で、就中洪牙利商務省の寄送に係る新式郵便函は図に示す如く、配達夫が蝦蟇口を其下に嵌め込むと同時に、函の底が自然と開いて、蓄つて居る郵便物が残らず蝦蟇口へ落ち、其れを引出すと。堅く錠が下りる装置になって居るが、此種の郵便函を用ゐると、配達夫が函中の郵便物の多寡は素り、全然手さへ触れる…否、見る事さへ出来ぬのだから、是程安全なのはないので、比一事を見ても、外国の諸政府が如何に信書の秘密を重んじて居るかの一斑を、知るに足るので。

次に図するのは、印度郵政庁の出品に係り、是は円錐形の鉄製郵便函を吊してあるので、配達夫は郵便函全体を持去った後へ、又空のを懸けて置く装置になって居て、至極便利のやうに想はれる。

愈よ室内へ歩を進めると、全世界の郵券や端書やの各種は、其々国別にして浴く蒐集してあるのは、世のフキラテリストが垂涎の種なるべく、数多の観覧者中には、低徊去る能はざるかの如き人々もあつた。

次に記して置きたいのは、各国郵便局の日附印の見本で、是亦何を見ても巧妙に出来て居て、其中でも独オスカルスペルリンク製造所製の「顕時押印器」の如きは、印の上部に真物の時計が挿むであつて、此印を捺す時は、何年何月午前、後何時何分迄の精密なる時間を、紙上に現し出すので、是で件の時計が狂はぬ以上は、決して虚偽の時刻を印する事は出来ぬが、其他郵便局員の出勤及退出時間を精確ならしむる為め、或紙片に其姓名を記し、其の機の把手を一転すれば、姓名の上に其の時刻を印する自動機もあつたが、現に諸外国の郵便局で使用しつつある日附印を見ると、大半は鋼鉄製の上等で、是では誰が捺しても、其時間は素より其局名さへ全で不明瞭な或国の実例を真似る訳にも行かぬやうに信ぜられて、交通機関が殆ど其生命とする時間を、如何に重んずるかも知れて、記者は羨しさに堪えぬのであつた！

集配人の制服制帽も陳列されてあるが、加奈太郵政庁の出品した防水布上衣などの立派さは、信使は一に紳士を作るとも謂つべく、我が国のとは余程の距離があるやうに感ぜられた。

此の外電信機の諸種も陳列されてあつて、何人も一度は実見して置かねばならぬもののみで、吏員の語る所に拠ると、現在の場所では如何にも狭隘であるから。何れ適當の位置に移して、広く衆庶の観覧にも供するさうだが、記者は一時も早く此郵便博物館が公開されるの日を、今より指折り数へて待ちつつ、茲に筆を擱く。

初めての来館者に、維新以来の郵便事業の発達を示す資料や、欧米の機械や制服など最新資料が目をつけたのは当然であるが、状箱や駄馬の制札など近代郵便以前の資料も、歴史を追う形で多数展示されている。展示を構成した職員たちは、ベルリンの郵便博物館において、ドイツ統一以前の帝国郵便や、ヨーロッパ諸国の通信事業に関する展示が充実していることを、意識していたにちがいない。産業振興を主題とする博物館のコレクションに、前史というべき分野の資料が加えられるのは珍しいことではないが、郵便博物館もまた、近代郵便という制度の広報普及や事業運営の参考だけでなく、古代以来の日本の交通通信の発達をふりかえるのが主

たる任務の一つだという方針をとっていたことが、明らかである。

## 5 近代博物館史の中の郵便博物館

以上、郵便博物館の創設に関して、主に逓信省関係者の証言や記録をもとに、その過程をたどってきた。むすびとして、日本近代の博物館史の中で、郵便博物館がどのように位置づけられるかを概観したい。

欧米諸国における「博物館」という公共施設の存在は、幕末期の遣外使節による見聞や洋書の翻訳によって、日本人の間で知られるようになった。また、国内に博物館を設けることが、近代化の要件の一つであることも、留学や外遊を通じてその実態を見た明治政府の官僚たちの共通の認識となった。

明治政府による博物館の設置は、複数の官庁によって構想され、その時々歴史的な条件によって、さまざまな形態で実現し、あるいは実現しなかった。1872年、町田久成と田中芳男を中心とする文部省博物館が湯島聖堂で博覧会を開催した。1875年、この博覧会での収集を基礎に後の東京帝室博物館→東京国立博物館の起源となる内務省博物館管下の「博物館」が、東京・内山下町に開館する一方で、文部省では教育関係資料を収集公開する専門博物館を計画して別に博物館を設立、1877年に「教育博物館」となった。こちらは歴史的な曲折を経て、国立科学博物館につながってゆく。

内務省所管の博物館は1881年に農商務省に移管され、上野の現在地に移るが、1886年には宮内省の管下となり、「帝国博物館」と名称を改めた時期以降、その収集や展示も産業振興から、日本・東洋の古美術作品を主な収集・展示対象とするようになった。

明治前期の博物館で見落とせないのが、軍事博物館である。現在まで続く「遊就館」は、「掲額並古来の武器陳列場」として1877年頃から構想が始まり、1881年にはイタリア人美術家カペレッティの設計になる西洋城砦風の建物が竣工している。靖国神社に付属し、事実上、陸軍が管理していた。その後、遊就館は、軍事技術の発達の成果を内外に広報するとともに、日清・日露の二度の対外戦争を経て多くの戦利品を加え、軍事大国となった日本の国力を誇示する施設となってゆく<sup>(15)</sup>。軍事博物館としては、遊就館が著名であるが、海軍も日露戦争後の1908年に「海軍参考館」を築地の海軍大学校内に設けている。これは三井家の寄附金を原資として建設され、鉄骨・煉瓦・コンクリート2階建、延床面積約750坪(2470㎡)という、本格的な施設であった<sup>(16)</sup>。

1891年には、産業振興を目的とした博物館として、神宮(伊勢神宮)が運営する「農業館」が三重県に開館した。設立の趣旨文には、国民は神宮を農事の祖と仰いでいるので、神宮が農業館を設置し、「農作、種樹、漁獵、牧畜、養蚕類の産物並製品及器具、各類の標本摸形等を蒐集陳列し、傍ら図書統計表其他農書を収蔵して農家の観覧に資す」と述べられている<sup>(17)</sup>。農業館の開館には、1889年に上野の博物館が帝国博物館として改組された際に、その地位を失った田中芳男が深く関わっていた。

15 靖国神社 編『靖国神社誌』、靖国神社、1912。186-187丁、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/3436712> (参照 2025-11-27)

16 渡辺譲「海軍参考館」、『工業之大日本』5(8)、工業之大日本社、1908-08。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1894382> (参照 2025-11-27)

17 田中芳男 編『農業館列品目録』、神苑会、明33.3。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/839228> (参照 2025-11-27)

また、商業や貿易に関する博物館が必要ではないかという議論が1880年代に政府内で起こり、外務省・農商務省・文部省の間で「通商博物館」の設立が検討された<sup>(18)</sup>。すでに1885年には東京商業学校（後の東京高等商業学校→一橋大学）内に「商品陳列所」が開設されていたが、政府レベルの施設を作ろうという計画である。結局この案は実現しなかったが、1896年に農商務省の組織として貿易品陳列館（後に商品陳列館）が発足し、関東大震災で建物と所蔵資料を失うまで活動した。ちなみに一ツ橋にあった東京高等商業学校商品陳列所も関東大震災で所蔵品が全滅している。

なお、逓信省の所管であった鉄道事業は明治後期に分離されて、1908年に鉄道院となるが、ここでも1911年には「鉄道博物掛」を設けて資料収集を始め、1921年の「鉄道博物館」の設置につながっている。

このように、明治時代前期には政府や政府に近い組織が、さまざまなタイプの博物館を構想した。構想のみに終わった場合もあったが、かなりの数が実現しており、当時の政府において、博物館の設置が行政の遂行にあたって必要な施設と認識されていたことがわかる。

産業や教育に対する実務的な知的資源集積の場としての博物館・図書館は、明治初期には総合センターとして位置付けられた上野の博物館が、帝国博物館→帝室博物館となって、その運営方針を美術中心に絞り、それ以外の分野のコレクションを切り離してゆくのと前後して、それぞれの分野で順次、独自の構想で計画、設立されていった。郵便博物館も、およそこの歴史的な流れに乗って構想され、実現したと言える。

注目されるのは、逓信事業に関わった人々が博物館に対して、単に制度の改善や技術の向上を実現するための素材を求めただけではなかった点である。「郵便と美術」の論述では、事業に対する認知と社会的地位の向上を実現するためには、美的な訴求力が求められるという意識が、如実にうかがわれる。これはおそらく、欧米の逓信事業の実態を目の当たりにした幹部職員たちの共通の見方であったであろうし、郵便・電信電話という国際的なコミュニケーションを担う立場としては、より強く感じられたにちがいない。この点が、その後の歴史の中で、切手、葉書、ポスターといった媒体のみならず庁舎建築に至るまで、逓信事業が社会に向き合う中に、美的な要素に対する配慮が多く見受けられるという特色の淵源となり、そこに博物館は大きな役割を果たしたのである。

（たらしま さとし 東京文化財研究所客員研究員）

18 三宅拓也「明治期の通商博物館設置計画にみる商品陳列所の受容」2021、『博物館学雑誌』36-2。

逓信省創設140年特集

# 明治後期における逓信省下の郵便事業

田原 啓祐

## はじめに

郵便は、形式的には信書その他郵便法令に定められた物件を郵便事業の組織によって送達する業務であり、実体的には、通信業務と信書以外の小型軽量の物件をも付带的に送達する輸送業務を合わせ備えたもの、また郵便物の略称と定義されている<sup>(1)</sup>。

我が国の郵便は明治4年3月1日(1871年4月20日)に東海道新式郵便として発足した。同年中に、東京―横浜線、大阪以西線を開設し、長崎まで線路を延長し、翌年6月には北海道後志胆振両国以北を除くほか、国内一般への実施を実現した<sup>(2)</sup>。

郵便を管轄する政府の機関は、慶應4年閏4月21日(1868年6月11日)会計官の下に置かれた交通、運輸を管轄する駅通司であり、以後官制の変革に伴い明治4年8月10日(1871年9月24日)駅通寮に昇格した。1873年11月10日に内務省が新設されると、駅通寮は翌1874年1月9日に大蔵省から内務省へ移管、1877年1月11日に官制改革により各省の諸寮が廃止され、駅通寮は駅通局と改められた。そして1881年4月7日の官制改正により、駅通局は農商務省の所管に属することとなった。1885年12月22日、内閣制度の創設とともに、交通関係の事業を統括する官庁として逓信省が発足した。そして郵便事業は逓信省下で普遍的な通信機関として存在してきた。

戦前期逓信省時代の郵便事業に関する研究については、これまで、主に郵便局の経営実態やネットワークの展開といった観点から論じられてきたが<sup>(3)</sup>、逓信省の政策と郵便事業を関連付けた研究はまだ出ていない<sup>(4)</sup>。逓信官僚に着目した研究については、若月剛史による研究<sup>(5)</sup>、近年では、杉山伸也による逓信省の財政構造の変化と産業政策との関連を数量分析した研究<sup>(6)</sup>が出ているが、逓信省に総合的に焦点を当てた研究は杉浦勢之<sup>(7)</sup>の研究以来ほとんど見られず、本格的な研究の進展が望まれている<sup>(8)</sup>。

1 郵政省郵務局編著『新訂 郵便用語事典』ぎょうせい、1977年、249頁。

2 郵政省編『郵政百年史』逓信協会、1971年、64～79頁。

3 田原啓祐「明治後期における郵便事業の成長と鉄道通送」『日本史研究』第490号、2003年6月、田原啓祐「戦間期における郵便事業の構造と三等郵便局の待遇問題―埼玉県越生郵便局の事例より―」『郵政資料館 研究紀要』第3号、2012年3月、田原啓祐「戦前昭和期の郵便事業」『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月、小原宏「明治期における郵便局ネットワークの伸展と調整」『郵政博物館 研究紀要』第8号、2017年3月、小原宏「明治期における奈良県の郵便ネットワークの伸展」『郵政資料館 研究紀要』第11号、2020年3月、など。

4 逓信省編『逓信事業史』第2巻(逓信協会、1940年)、前掲、『郵政百年史』、藪内吉彦・田原啓祐『近代日本郵便史 創設から確立へ』(明石書店、2010年)、井上卓朗・星名定雄『郵便の歴史―飛脚から郵政民営化までの歩みを語る―』(株式会社鳴美、2018年)、などの通史では逓信省の官制の変遷についての記述にとどまっている。

5 若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2014年。

6 杉山伸也「逓信省財政と産業政策 1885～1940」『郵政博物館 研究紀要』第16号、2025年3月。

7 杉浦勢之「1910年代の逓信省の危機」近代日本研究会編『経済政策と産業』山川出版社、1991年。

本稿では、通信省、地方管理局、郵便官署（郵便局を含む）の関係に注目し、明治後期から大正時代に郵便事業の改革に多大な功績を残した通信官僚・坂野鉄次郎の事例を取り上げ、戦前期の郵便事業政策がいかなるものであったのかについて再検討することとしたい。

## ① 通信省の組織編成について—中央機関・地方管理機関・現業機関—

### (1) 通信省の創立

1885年12月22日、太政官制度が廃止され、内閣制度が創設されるにともない新たに通信省が設置された。これまで駅通（郵便）・管船は農商務省、電信・灯台は工部省の管轄であり、同じ通信事業とはいえ、駅通と電信はそれぞれ異なった系統の下に発達してきたが、これら4局（駅通局・管船局・電信局・灯台局）が編入され、新たに通信及び海運を管轄する省庁として設置されたのが通信省である。「通信」という省の名は、駅通と電信から一字ずつをとって付けられたものといわれる<sup>(9)</sup>。初代伊藤博文内閣のもと、榎本武揚が通信大臣に任ぜられた。

通信省が創業以来それぞれ異なる省の管轄下にあった駅通（郵便）・電信の両通信事業を併せて管轄することになった背景には、電信事業を管轄する工部省の廃省をめぐって工部省内で電信・郵便の事業を統合するという構想が出ていたこと<sup>(10)</sup>、時の駅通総官野村靖が両事業の統合を力説したことがある。ヨーロッパから帰国し駅通総官に復任した野村は、当時の政府の中心的指導者であり同郷の先輩でもあった伊藤博文や井上馨に対し、駅通（郵便）・管船の2局が農商務省、電信・灯台の2局が工部省に分属している当時の状況の不当性を指摘し、通信・運輸事業の管轄を統一し、さらに一つの省として独立することを提唱していた<sup>(11)</sup>。かくして通信省設立は実現し、野村は榎本通信大臣を補佐する通信大輔心得（後に通信次官）に就任し、郵便事業の新たな編成を榎本に建言し実現させていくことになる。野村がこのように主張したのは、やはりこれまで欧米各国の郵政を見聞してきたことが大きいだろう。例えばドイツ、イギリス、スイス、スペインは既に通信事業を統轄する独立した省を設置しており、それ以外の国でも他の省庁に属しながらもヨーロッパのほとんどの国では郵便・電信を併せて管理していた<sup>(12)</sup>。

内閣が発足して間もない1885年12月27日付の『東京日々新聞』においても、通信省の新設について、「建国以来嘗て耳にもせざる」ものとして、「古の八省と同一の列に加へたるは如何と論ずるものあり」、また「甚しきに至りては彼の駅通と云ひ電信と云ひ灯台管船と云ひ皆な之れ俗務にして政務に非す」と、既に官営として郵便・電信事業が全国的に普及していたにも関わらず、いまだ国家の要務として見られない風潮があることを指摘する一方で、既に通信事業を管轄する省を設置しているフランス、アメリカ、ドイツ等の先進諸国の事例を引き合いに出し、「文明の進歩に促されたと同時に此事務の拡張整理の如何も亦た大に文明の進歩に関係ある事を知らざるべからず」と、通信省設置の意義について論じている<sup>(13)</sup>。

8 杉山伸也『近代日本の「情報革命」』慶應義塾大学出版会、2024年、370頁。

9 前掲、郵政省編『郵政百年史』、211頁。

10 工部省廃省論議の中での郵便・電信の事業統合の議論については、山根伸洋の論考が詳しい（山根伸洋「工部省の廃省と通信省の設立—明治前期通信事業の近代化をめぐって—」鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社、2002年）。

11 内海朝次郎『通信島の先輩巡礼』交通経済社出版部、1935年、362頁。

12 下村房次郎『交通汎論』三省堂、1889年、88～91頁。

13 『東京日々新聞』（1885年12月27日）（郵政省編『郵政百年史資料』第21巻、吉川弘文館、1971年、62～63頁所収）。

まず官制の変遷の概略を辿っておこう<sup>(14)</sup>。翌1886年2月には通信省官制が制定され、大臣官房<sup>(15)</sup>、総務局<sup>(16)</sup>、会計局<sup>(17)</sup>の3局が加わった。通信省官制はその後めまぐるしく変遷し、明治年間だけでその改廃は21回にも及ぶ<sup>(18)</sup>。1887年3月に駅通と電信は、内信（郵便業務経理担当）・外信（外国郵便、電信担当）・工務（電信業務経理および電信工業担当）の3局に編制され、それまで駅通局の第四部に組織されていた為替課・貯金課が新たに為替貯金局として配置された。なお、通信省の徽章「〒」が制定されたのは、この年の2月のことであった。1890年6月に内信・外信・工務の3局は、郵便業務を管轄する郵務局と電信業務を管轄する電務局に改編されることとなる。その後郵務・電務両局は1893年10月に合併し、通信局となり、1897年に一旦郵務・電務の2局に再び分離されたが、翌1898年に再び通信局に統合され、通信業務は1925年5月に再び郵務・電務に分離されるまで、通信局が一元管理することとなった。

郵便・電信の一元管理と並んで明治期の通信省官制の変遷の中で注目すべき点は、1892年7月の鉄道庁（1893年に鉄道局となる）編入である。国内の鉄道の展開状況を見ると、この頃までに東海道本線（新橋—神戸間）と東北本線（上野—青森間）は全通し、神戸以西は糸崎（広島県）まで山陽鉄道が開通し、九州では門司—熊本間を九州鉄道が開通させており、国内の主要幹線はほぼ完成しつつあった。通信省は交通業務全般を管轄する官庁となったのである。欧米の事例を見ても、一つの省庁が郵便・電信を一元管理する国は多いが、それに鉄道を併せた交通機関全般にまで権限が及ぶのは、日本以外ではオーストリア、ベルギー、スイスのみであった。通信省による鉄道の管轄は、1908年11月に鉄道局が鉄道院と改称され、内閣へ移管されるまで続いた。

明治後期の郵便事業は、一切の交通機関（通信及び陸海運）を管轄する通信省のもとで、発展を遂げていったのである。

## (2) 地方監督機関の整備

通信省創立後、電信業務も併せて管理することになったため、新たに地方監督機関の体制を強化、整備する必要が生じた。まず明治19年3月、地方における郵便・電信事務を合同管理するため従来の駅通区編制法が廃止され、地方通信官官制が定められた。これに伴い東京をはじめとする枢要の地14か所（東京、名古屋、大阪、岡山、広島、松江、金沢、新潟、函館、宮城、山形、長野、丸亀、熊本）に監督機関として通信管理局が設置され、それぞれの通信管理局の管轄区域は複数の府県に及ぶ大管区制が採用された。通信管理局は管区内の郵便局・電信分局の業務を併せて管理することとなった。この際に郵便局の等級は従来の五等級制から三等級制に改められた。

地方通信官官制の施行は、榎本通信大臣の下で通信次官を務めた野村靖の建築によるところが大きい。野村は駅通総官時代に、第三回万国郵便連合大会議の日本委員としての出席を兼ねて、1884年7月から1885年9月までヨーロッパへ出張したが、その際にドイツの郵便制度を見

14 官制変遷の詳細については、通信省編『通信事業史』第1巻、通信協会、1940年、通信省編・発行『通信事業五十年史』1921年、前掲、郵政省編『郵政百年史』など。また、山口修「郵便局沿革概要」（同監修『全国郵便局沿革録 明治篇』日本郵趣出版、1980年）は明治年間の通信省官制や郵便局制度の変遷について要領よくまとめている。

15 機密及び監察事務、所属官吏の進退身分に関する事務ならびに大臣に属する一切の事務を掌る。

16 省庁の全部を統轄する局で、局中に数課を設置し、文書の往復、文書の整理、財務の調理に関する事務を分掌する。

17 金銭物品出納事務ならびに通信器具の製作貯蔵に関することを掌る。

18 前掲、通信省編『通信事業史』第1巻、27～31頁。

聞し学ぶ機会を得、それ以後ドイツの郵政に傾倒するようになった<sup>(19)</sup>。

野村は、その献策において、ドイツの交通経済学者ザックス (Emil Sax, 1845-1929) の著書に多大な影響を受けたと思われる。ザックスの著書『経済学及び財政学上より観たる交通機関』によれば、「郵便電信の営造物は道路鉄道軌道等に較ぶれば、之れが建設維持等の費用に多くの資本を要せざるものである。即ち郵便電信の営造物に要する費用中、その最も大部分を占むるものは、吏員に要する費用である。であるから、此営造物を経済的に経営運転するに際して、第一に講究すべきことは、実に吏員の節約を図るに在りて存するのである。… (中略) …即ち交通力の稀薄なる地方の郵便局に於ては、種々なる事務を分科的に細別せずして、可成集合的にするの方針を採り、又其交通力の頻繁なる所に於ては、適当に事務を分科して取扱はしむると云つたやうな方針を採らねばならぬのである。そこで此方針を実行せんとするには、須らく先づ深く意を吏員の撰択、要請、給料等の点に注ぎ、彼等をして服務規律を厳守せしめ、彼等をして一意専心職務に忠実誠虔ならしめ、彼等の表現する働力の能率をして其極度にまで達せしめ、苟くも空に吏員を用ゐ又空に含むせしむるが如きことなきやう努めざるべからず。約言すれば、事業を経済的に経営すると共に、又吏員を経済的に使用することを図らざるべからず」<sup>(20)</sup>とある。帰国後、榎本通信大臣の通信次官に就任し、郵便事業の新たな編成を榎本に建言し実現させたが、その内容は、①郵便・電信の両局を合同して郵便電信局を設置、②現業部門と監督部門の区別、③監督機関として、全国の主要地に通信管理局を新設。監察制度の完備であり、まさにドイツ方式の採用であった。

しかし1889年7月、地方通信官官制はわずか3年間で廃止され、代わって郵便及電信局官制が定められた。これにより通信管理局は廃止され、その監督業務は当時全国に45局設置された一等郵便電信局あるいは一等郵便局（以後一等局と呼称）に移管されることとなった。すなわち一等局は、郵便・電信事業の実務に従事する現業機関でありながら、監督機関も兼ねることになったのである。

この改正は、野村に代わり1888年11月20日に通信次官となった前島密の意向によるものであった。前島は、新聞の普及が文化の向上、社会の発展に寄与すると考え、その普及に郵便は欠かせないと考えていた<sup>(21)</sup>。当時第三種郵便物（新聞・雑誌）の料金を5厘に減額するという議論があったが、料金を減額すれば1年間に約10万円の欠損が生じることになる。しかし当時の財政状況から通信省で10万円の欠損があるからといってこれを簡単に国庫から補填できるわけではない。そこで、前島は官制の改正を立案した。すなわち通信管理局の廃止である。通信管理局を置くために費用が17万円かかっていることを指摘し、もしこれを廃止すれば10万円のコスト削減が可能と考えたのである。この目算はほぼ正確であり、地方通信官官制廃止前後の通信省歳出額を比較すると、通信管理局関連の費用が含まれていた「通信本省費」は廃止前（1889年）の464,497円から廃止後（1890年）の371,572円と92,925円減額した<sup>(22)</sup>。また、前島は、

19 その姿勢は「ドイツかぶれ」といわれる程で、帰国後に駅通局内に「翻訳掛」を設けて、各国の郵便制度・法令のみならずドイツの交通経済学者エミール＝ザックスの著書などを訳出・刊行させた（通信史研究所編『通信大臣列伝』上、通信研究会、1983年、276～277頁）。

20 野村徳「野村通信事務官の談話（其二）」『交通』第308号、1903年11月、470～471頁。

21 例えば、前島は1872年に新聞紙送達に関する規則を設けたが、当時は新聞紙自体がまだ発刊されていなかった。しかし『郵便創業談』にて、「時勢は新聞紙を生ずべき期に迫って、而も健全に急速に非常の勢ひで成長発達しさうな徴候が見えたので、何時出来ても差支ない様な準備をして置かねばならない」と述べている。また、「文学のまだ盛にならない時代には論説などは勿論、新聞の種即ち記載する事項を得る事が困難であらうと思つて、特に新聞原稿の送達は郵便免税といふ規則を設けた」とある。『郵便創業談』（前島密談・太陽記者筆記）（初版は1920年、『鴻爪痕』前島会発行、1955年、572頁）。

中央機関（通信省）と現業機関（郵便局）との間に中間管理機構を置くことの問題点についても指摘し、上下の意思疎通の障害、事務の渋滞を引き起こす要因となり、しかも大区域制は管区が広大に及ぶ上、区内の膨大な数の郵便局の指導監督の不徹底につながるとして反対した<sup>(23)</sup>。郵便及電信局官制施行時に一等局は45局設置、すなわち概ね府県ごとに1局設置され、ほぼ府県単位の小管区制による管理体制（小区域制一等局制度）が敷かれた。

しかし1893年11月、通信交通機関の整備及び経費節減の趣旨に基づいて一等局（当時是一等郵便電信局と称した）は18局に整理されたため、1つの一等局の管轄区域が拡大し1～4の府県に及ぶようになった（大区域制一等局制度）。そのため、管区によっては二等局が監督業務の一部（指定区域内の三等郵便局の監督事務）を担当することになった<sup>(24)</sup>。

1903年3月に郵便及電信局官制が廃止され、通信官署官制が公布されると、東京及び大阪の両地には現業事務及び管理事務ともに繁劇であることを理由として、管理機関として東京・大阪通信管理局、現業機関として東京・大阪中央郵便局（二等局）が新たに設置されたが、同年12月の行政整理により両地の通信管理局及び中央郵便局はわずか8か月で廃止され、管理事務は再び一等郵便局中に統一されることとなった。

地方監督機関は、明治末期まで細かい変更を除けば一等郵便局によって担われていたが、業務形態の複雑多様化、また各種機関の拡大化が進み、管区の拡大により前島が唱えた小管区制のメリットも失われていたため、一等局が現業機関と監督機関を兼任することに次第に不便が生じるようになっていた<sup>(25)</sup>。そのため、1910年4月の行政整理に際し、再び通信管理局官制に復帰することとし、郵便・電信の通信業務に加えて海事・電気部門も含めた監督事務は、再び全国13か所（東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・広島・熊本・長崎・長野・金沢・新潟・仙台・札幌）の通信管理局へ委ねられた。その後は管理事務担当機関と現業機関は分割されたまま、1913年6月の行政整理に際して5通信局（東部・西部・北部・九州・北海道）を設置するとともに別に長野、新潟、名古屋、金沢、広島の一等局に監督業務を分掌させた。一年後に勃発した第一次世界大戦を経て通信事業の増進に伴い拡張した各種機関の統制が必要となったため、1919年5月に地方通信官署官制を改正し、7通信局（東京・名古屋・大阪・広島・熊本・仙台・札幌）を設置するとともに別に地方の一等郵便局を指定して各郵便局所の概括的監督に当たさせた。1936年10月に東京通信局を東京都市・東京地方の2局に分割して8局体制となった。

### (3) 郵便局の再編成

通信省の創設により、地方における現業機関である郵便局もまた再編成されることになった。

1886年3月の地方通信官官制により各地の郵便局の等級は従来の五等級制から一等～三等の三等級に区分された。郵便局の等級は、地域との関係もしくは事務の広狭といった確然とした基準があったわけではないが、一等局とは都邑港市にして交通頻繁な地にあるもの、二等局とは旧城下町等で一等局所在地に次ぐべき市町にあるもの、三等局とはその他の小村落に設置したものとされる。ただし、先述したように一等局は、郵便・電信・為替貯金の実務に加え、

22 通信大臣官房編・刊『通信省第四年報』、1891年、288頁、および通信大臣官房編・刊『通信省第五年報』、1891年、333頁。

23 『後半生録』（市島謙吉記）（前掲、『鴻爪痕』、137～138頁）。

24 前掲、通信省編『通信事業史』第1巻、73～74頁。

25 通信事業における地方監督機関、すなわち現業と管理事務の併掌、分離如何については明治30年代より『交通』誌上でも議論されている。例えば大観生「地方通信制度に関する意見」『交通』第205号、1899年7月、9～14頁、「行政整理に関する余輩の意見 地方監督機関」『交通』第274号、1902年5月、1～3頁、など。

1889年7月の郵便及電信局官制制定後は通信管理局に代わって監督事務を担うこととなったため、二等局以下に対する指揮命令権が拡大した。さらに町村各所に郵便受取所、郵便切手売下所、貯金預所、一等局の管轄区域が広大で事務が繁多となる場合は支局が設置され、利用者の便宜が図られた。郵便局全体を見ると、明治年間を通して三等局が常に95%以上の割合を占めていた。

また、従来郵便業務は郵便局、電信業務は電信分局と別々に経営されていたが、1886年11月、これらを合併して郵便電信局とすることが定められた。電信の現業部門の推移を大まかに示すと、1887年3月、通信省電信局が廃止されたため、各地の電信分局は電信局と改称され、さらに同一地方で2か所以上の電信局がある場合は、そのうちの1局を本局と定め、他は全て支局と呼ばれることとなった。さらに1889年7月、地域の状況によっては郵便局と電信局を合併し、新たに郵便電信局がおかれた。

郵便と電信の両業務を合併する効用として、まず利用者側の便宜があげられる。そもそも郵便と電信という2つの業務は同じ通信業務と言っても、技術上その性質を異にしているが、互いに離れた二者間の通信を伝達するにあたって、その信書あるいは電報を配達する場合、それを1つの局が一括して行うことは、単に取扱上の便利だけでなく経済上の利点がある。次に経理上のメリットがある。通信省がその事業を拡大するにつれ、人件費の事業費全体に占める割合が次第に大きくなっていったが、郵便、電信両業務の合同が施行されて以来、次第に人件費を減ずることができるのみならず、家屋や備品、消耗品等に関してもコスト削減が可能となった。一方、電信を拡大する場合でも、地方郵便局と結合することによって増設が容易であった。

もっとも、郵便・電信両業務の監督および経理に携わる通信省においては、両業務の技術上の差異から当初郵便は内信局、電信は工務局が分担しており、両業務を一元管理するようになったのは1893年10月に郵務局と電務局が合併して通信局が創設されてからであった。明治後期における郵便、電信両業務の合併はまず末端の郵便（電信）局から進められたといえよう。

したがって、郵便・電信・為替貯金の実務に携わる機関は、郵便電信局、郵便局、電信局と区分され、それぞれに一、二、三の等級が定められた。1889年にはそれぞれ1局を除き一等局（本局）と二等局は郵便電信局となった。三等局の場合、一、二等局と異なり、当初郵便電信局となったものは全局数の2.8%とごく一部であったが、徐々に合併が進み、明治30年代に入ると三等局全体の3割以上を占めるようになった。

1903年3月に至って通信官署官制が公布され、郵便及電信局官制が廃止された。これにより各種現業機関の組織、名称が改められることとなった。通信官署官制第一条には、「通信官署ハ通信大臣ノ管理ニ属シ郵便、郵便為替、郵便貯金、電信及電話ニ関スル事務ヲ掌ル」とあり、第二条に、通信官署として通信管理局、郵便局、電信局、電話局、鉄道郵便局が定められた。郵便電信局は郵便局と改称され、通信官署のうち最も普遍的なものとして郵便・郵便為替・郵便貯金・電信・電話業務を取り扱う機関とされ、改めて一～三の等級で区別された。

一、二等局と三等局を比較すると、その運営および職制のあり方で大きく異なる。一、二等局では国が直轄で運営するという形態をとったが、三等局の場合は、局舎および土地を三等局長らが無償で提供するという請負制が引き続き採用された。職制を見ると、一等局の局長、書記、事務官2名（東京局・大阪局の場合）および二等局の局長、書記には通信省の官吏が在勤したが<sup>(26)</sup>、三等局長の場合一、二等局と異なり、通信大臣特定の規則（「三等郵便局長採用規則」）によって採用された。

## ② 逓信省と郵便事業—逓信官僚・坂野鉄次郎の活動に注目して—

### (1) 郵便事業における逓信省の役割

1873年3月10日に出された太政官布告97号において郵便事業を政府専掌とすることが定められて以来、郵便条例においても郵便法においても郵便は国家が経営するものであることを第一に明言している。換言すれば郵便は国家の経営する公益事業であることを明示したものと見える。逓信省は、前章で整理した通り監督業務のみではなく、郵便、為替、貯金、電信、電話事業については現業部門を有する省であり、営造物（これら公益事業の用に提供される人的・物的設備の全体を称したもの）が存在する。郵便事業は運営（動態）からみれば公益事業、人的・物的施設（静態）からみれば営造物という二つの側面があり、逓信省の監督業務の本質は、両側面の調整にあるといえよう。

逓信省が担うべき役割は、①通信事業の政策決定と②通信事業の管理である。①は中央（本省）が担い、②は通信事業の管理単位（この場合郵便官署）が全国的に展開しているため、中央ですべて管理することが困難である以上、管理の権限は地方に分割されることになる。

次節では、明治後期から大正初期に逓信省で活躍した官僚・坂野鉄次郎を事例に、戦前期逓信省の功績と問題点を明らかにしたい。

### (2) 坂野鉄次郎について

明治後期以降の郵便事業の整備と発展は、坂野鉄次郎（1873～1952）の存在を無視することは出来ないだろう。前島密が「日本郵便の父」と称されるのに対し、坂野鉄次郎は「郵便中興の恩人」と称せられる（坂野鉄次郎写真）<sup>(27)</sup>。

坂野は、1873年11月14日岡山県御津郡野谷村菅野（現在の岡山市北区菅野）の大庄屋の長男として生まれた。俊敏にして活動的で、負けず嫌いな性格であったと言われている。坂野は岡山県尋常中学、仙台第二高等学校を経て、1898年に東京帝国大学政治学科を卒業後、下村宏の薦めで25歳の時逓信省に入省した。

坂野は逓信省入省後、一年間の見習い期間を経て、1899年に大阪郵便電信局管理課長、翌1900年に長野郵便電信局長を歴任の後、1902年に再び本省に戻り、初代の通信局鉄道船舶郵便課長となる。翌年、官制改正により新設された通信局内信課長となる。途中



写真 坂野鉄次郎（1899年）（郵政博物館収蔵、WCB/0008）

- 26 一等局局长は奏任四等以下、二等局局长は判任と定められた。奏任官、判任官とはともに戦前における官吏の身分の一つである。奏任官は、各省大臣・地方長官等の奏薦に基づき勅裁を経て任命および叙等がなされる官で、1886年の高等官官等俸給令により、勅任官（一等、二等）の下に位置する三等から九等までの高等官と定められた。判任官は高等官（勅任・奏任）の下に置かれた官で、天皇の委任を受けた行政官庁の長によって一定の資格を持った者が任免されるもので、一等から四等までであった。
- 27 坂野鉄次郎の人物像や通信事業における功績を紹介した文献として、坂野翁伝記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』（通信教育振興会、1952年）、進藤誠一『続・通信事業と通信人』（通信文化社、1977年）がある。

で野戦高等郵便局長を兼務した後、1906年、通信局規画課長となる。2年後の1908年には、東京郵便局長兼通信書記官となる。1910年4月、通信管理局官制制定後に初の大阪逓信管理局長として就任し、1913年6月地方官制の改正により編成された西部逓信局の局長等を歴任した後、1915年12月14日逓信省を退任、大阪電灯会社常務取締役として実業界に入るまでの17年半の間、通信事業の改革に手腕を振るった。通信官僚時代の坂野の業績は実に多岐にわたっているため、全てを紹介することはできないが、郵便事業関連の主な業績を紹介したい。

### (3) 通信事業の政策決定—本省時代の坂野鉄次郎—

明治後期における郵便事業は、官営とはいえ政府からの資本投入はほとんどなく、三等局を地方郵便事業の基盤とし、さらに低廉料金を旨とし、最小経費で最大サービスを提供しようとするあり方で、初めから経営困難が予想される有り様であった。そこで郵便に加え、収益の多い電信・電話業務を郵便局が併せて経営することによって、通信事業の統括運営を実現し郵便事業の伸展を図ろうとする考えが出ていた。この意図を継承し本格的に推し進めていったのは、当時の通信次官・田健治郎と通信局長・小松謙次郎であった。

坂野は小松通信局長より全面的な信頼を受けており、坂野は早速通信事業の改革に手腕を振るった。内信課長時代（1903年）から企画課長を経て東京郵便局長（1908年）になるまでの5年間（30歳～35歳まで）が坂野の最も活躍した時代といわれている。

坂野が逓信省に戻った1902年当時の通信局は、郵務・鉄道船舶郵便・電務・工務の業務別に4課に分かれており、人員及び経費の配分等においても相互連絡が十分に取れているとは言えず、事業計画も統一を欠く状況であった。坂野自身、「私の奉職当時に於ては事業の施設計画に関する内規標準と云つた様なものが殆んど無かつた、全然無かつた訳ではないが、単に従来の遣方が口伝えられたりまたは係長とか主任とかがそれを自分の手控として秘蔵して居た位のもので、之等のものも総てが過去の僅かな経験から割出れたものとか、先例を引用したに過ぎなかつた、従つて始めて通信業務に掌つたものには、之れを調査記憶するのに非常な努力を要した、一事件を処理するにも一々記録先例を聞くと云つた風でなかなか容易なことではなかつた」と回顧している<sup>(28)</sup>。

1903年12月に逓信省官制が改革され、通信局内の業務別に分けられていた通信局は内信課と外信課に再編成された。この官制改革は、国内の郵便、電信、電話業務を統一し、通信事業を統括的に運営することを意図したものであった。内信課は国内の郵便、電信、電話業務を一括で管理・運営する部署となった。

初代内信課長に就任した坂野はまず内信課を服務（定員、定率、給与、経費）、局所（置局、事務開始、集配）、線路（逓送、鉄道船舶）の3つの係に分類した。この組織改編は、郵便事業の合理化を進める上での第一歩であったといえよう。

また坂野は、逓信省通信局に入ったときの印象と決意について、「私が入った時分には誰ももう前島郵便のことなどいったものはなかつたように思います。一番先に仕事の手をつけたのは、私が逓信省に入ってみますと、何もかもしきたりで、仕事の基礎となる計画的な考えが一つもない。規定というものが全くない。これではいけない。しっかりした基礎のあるものにしてやらなければならない、とこう考えたのであります」<sup>(29)</sup>と語っている。そして、「すべて計

28 坂野鉄次郎「懐旧余談」『通信協会雑誌』第154号、1921年4月、34～35頁。

29 1952年4月の第3回郵政記念日の記念祝典後の宴席における記録（前掲、坂野翁伝記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』、63頁）。

画的、企画的にならなければいけない」と考え、1906年10月新たに規画課<sup>(30)</sup>を設置し、自らが初代規画課長となった。

坂野は文字通り綿密な実調査を重ね、計画の基盤となる規準を定めていった。まず坂野は、「郵便線路規程」の改正を実施した。1883年に「郵便大中小線路」、1885年に「郵便線路規程」が定められており、既に郵便線路は全国的に編成されていたが、この規程は鉄道線路が東海道線のごく一部の区間しか開通していなかった時期に定められたため、「現時ノ情況ニ適セサル」状況となっていた。1900年9月通信省公達475号で「郵便線路規程」が改正され、郵便線路は通送手段によって通常道路、鉄道、水路、鉄索の4種類に区別され、郵便線路の等級も従来の大中小線路区分では「現時ノ交通力ニ伴ハサルノ観アリ、故ニ新規程ニ於テハ行政上軍事上商工業上等ノ関係ヲ斟酌」して新たに4つの等級に区分された<sup>(31)</sup>。一等郵便線路は「東京ト台湾総督府・北海道庁・府県庁・師団<sup>(32)</sup>・鎮守府<sup>(33)</sup>所在地及枢要ナル商工業地トノ交通ヲ目的トスル道路」、二等郵便線路は「台湾総督府・道府県庁・師団・鎮守府所在地及枢要ナル商工業地トノ交通ヲ目的トスル線路」、三等郵便線路は「道府県庁所在地ト其管内郡市役所・警察署所在地、若ハ枢要ナル商工業地相互間、又ハ師団所在地ト其ノ管内旅団其ノ他ニ亞ク陸軍軍衛所在地相互間ノ交通ヲ目的トスル線路」、四等郵便線路は「一等乃至三等ノ線路以外ニ設クル線路」である。4等級区分では以前の大中小区分と比較して、府県庁などの政治的重要地や商業発達地に加え、師団や鎮守府などの軍事的的重要地も考慮されるようになった。さらに旧線路規定と異なる点は、郵便物の多寡または発着時間を考慮して郵便線路の便数を標準1日上下各2～4便で定めるよう規定され<sup>(34)</sup>、郵便線路の始点地における各便の標準差立時刻が定められたことである<sup>(34)</sup>。例えば1日4便の郵便線路の場合、標準差立時刻は、午前10時乃至11時、午後1時乃至2時、午後5時乃至6時、午後10時乃至11時と定められた。すなわち各郵便線路は、まず「行政上・軍事上・商工業上等ノ関係」を斟酌して郵便線路の等級が定められ、次に各郵便線路を往復する郵便物数と郵便線路間の接続状況に応じて1日当たりの便数が定められたのである。この郵便線路規定の改正により、各郵便線路の適正な便数・発着時間が規定され、郵便線路間の郵便物通送において生じていた発着時間の食い違い問題が解消した。

また、「郵便集配規程」の制定も坂野の発案によるものである。集配業務に関する規定は、1885年に「郵便物集配等級規定」によって定められていたが、従来通送便の発着時刻が一等郵便局によって決定されるのに対し、集配時刻の決定は二等および三等郵便局にも委任されていたため、通送便と集配便の発着時間にずれが生じることが少なくなかった。1904年8月に「郵便集配規程」が制定され、これによって各郵便区の集配時刻は一等郵便局長が、土地の状況、通信力等を考慮して、集配時間を定めたため、区内の関係郵便局に令達することとされたので、郵便物伝送時間の短縮に大きな効果をあげることができた。

坂野はさらに集配業務の整備を進め、内信課長時代、規画課長時代と足かけ5年かけて新た

30 「規画」と「企画」という2つの言葉には、どちらにも「計画(すること)」という意味が含まれるが、「規画」にはさらに「はかり定めること」という意味も含まれる。

31 通信大臣官房編・刊『通信省第十五年報』、1902年、154～155頁。

32 1888年の師団司令部条例公布により、対外戦争を主眼としてそれまでの鎮台を改編して設置された、陸軍の戦略単位。歩兵2個旅団を中心とし、師団数は日清戦争まで7、日清戦後に13、日露戦争中に増設し明治末に19となった。

33 海軍軍衛。1876年に横浜と長崎に置かれたのが最初であり、その後1889年に横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4つの鎮守府が開設された。

34 ただし、東京―横浜間(1日上下各17便)、名古屋―大阪間(1日上下各8便)、および島嶼部(1か月10便)は例外であった(前掲、『通信省第十五年報』、155頁)。

に通信地図を調製した。それ以前の集配には、参謀本部作成の地図や集配局長が作成した見取り図が審査の規準として用いられていたが、参謀本部作成の地図は詳細な地名が記載されておらず、また集配局長作成の見取り図はざさんなものが多かった。そのため、新たに郵便局を設置する場合、新設される局が管轄する町村の戸数等の詳細な情報はおろか、地名さえ満足に分らないことも多かったのである。

そこでまず、坂野は「通信地図規程」を考案し、この規程は1904年12月に制定されることになった。それに基づき当時としては多額に及ぶ20万円を投じて通信地図の調製に着手されることとなった。各地で測量技手を雇い入れ、全国の集配郵便局長を総動員し<sup>(35)</sup>、1906年末によく全国的な通信地図が完成した。この通信地図には、一般地図の表示事項の他に、道路の里程や集落毎の戸数まで詳細に記入されており、郵便物の集配の順路、時間、回数、所要人数などを計画的に設定する上で重要な資料となった。

1903年11月、通信省は自ら長距離の郵便運送に対応したボギー式郵便専用車6両の製作に着手することとなった。新型の郵便専用車の新造には当時の鉄道船舶郵便課長の職に就いていた坂野も積極的に関与している。坂野は鉄道船舶郵便課長に就任したばかりの頃、大阪まで出張の際、車中事務取扱状況視察のため郵便車に搭乗し、そこで劣悪な車内作業環境を体験した。そして「これではいかん、鉄道郵便係員に気の毒である。……(中略)……何よりもまず郵便車を作ってやらねばならない」と思い至ったという<sup>(36)</sup>。1903年5月12日に通信局が申請した「鉄道作業局所管線路ニ於ケル鉄道郵便搭載開始並ニ車室拡張ニ対スル車輛準備方ノ件」(通鉄乙第一二五六号)<sup>(37)</sup>には、鉄道船舶郵便課長であった坂野のほか、鉄道係長、物品係長、通信局長の署名捺印がある。物品係は郵便事業用品や郵便切手類の改良、考案、設計、物品調達の事務など、時代に適応した物品の改善および適正な配分を担当する部署で<sup>(38)</sup>、郵便車の新造や改良にも関わっていた。ちなみに、この時の物品係長は後の郵便博物館(現在の通信総合博物館の前身)創立の功労者であり、1902年6月の創立時に主任(実質的な初代館長)を務めた樋畑正太郎(雪湖)であった。このボギー式郵便専用車の製作にかかる費用は、1両あたりの製造費8,950円、総額53,700円という、大幅に通信省予算を差し繰る一大事業であった<sup>(39)</sup>。

1905年に至り、試験用ボギー式郵便専用車(テユ型)6両が完成した(試験用ボギー式郵便専用車写真)。新造された郵便専用車は、従来の郵便車が抱えていた容積の狭小、車内設備(灯火・暖房等)の不備、激しい振動等の劣悪な作業環境改善のために試験的に作成されたものである。容積は従来の郵便車をはるかに上回る2167立方尺、休憩室・便所・洗面所が設けられ、電機灯、通風装置、スチームヒーターを備えた、当時としては斬新なものであった。これらの

35 1935年3月19日、木挽町灘万本店において開催された坂野鉄次郎を囲む座談会において、坂野は「三等局長も可なりの犠牲を払って身銭を切つて調査をやつた、それには本省に於て集配を増すことに依つて集配に対する経費が貰へるといふ楽しみがある。三等局長が人を備つてやつが所もある」と回顧している(「坂野鉄次郎氏に聴く」『通信協会雑誌』第320号、1935年4月、121頁)。甘木郵便局(福岡県朝倉市甘木)四代局長篠田定明の綴った日誌(『明治三十六年 日誌 篠田分』篠田文書179、九州歴史資料館所蔵)によると、実際局長自ら集配地図や函場(郵便ポストのこと)配置図、局沿革録などを作成していたことが窺える(田原啓祐「『福岡県史』史料紹介14 篠田文書『日誌』にみる明治期三等郵便局長の活動」『西日本文化』503号、2022年7月、77頁)。

36 前掲、坂野翁傳記編纂会編『坂野鐵次郎翁傳』、123頁。

37 「鉄道郵便車関係雑書綴」(郵政博物館収蔵、BA-A178)。

38 物品係はその事務遂行のため、必要な調査研究上多くの資料や参考品の収集に努めたが、これら収集された参考品は次第に数を増したため、1899年に通信省構内に陳列所が設けられ、整理展示されることになった。これが郵便博物館の嚆矢である(通信博物館編『通信博物館七十五年史』信友社発行、1977年、11~14頁)。

39 「見積書」(前掲、「鉄道郵便車関係雑書綴」)。

郵便車は、1907年より主要線路である日本鉄道会社の東京―青森線および官設鉄道東海道線・東京―神戸線にそれぞれ3輛ずつ配属され、各便の最も繁忙な便に運用され、毎日約400個の郵袋と9人の乗員を乗せていた<sup>(40)</sup>。このテュ型ボギー式郵便専用車は、以後80年間に及ぶ日本の郵便車の源流となる本格的な郵便専用車であった。

#### (4) 通信事業の管理―地方通信官吏時代の坂野鉄次郎―

1908年12月、坂野は本省生活にピリオドを打って、東京郵便局長に就任した。翌1909年7月通信官吏練習所長(同年11月通信官吏練習所に改編され初代所長となる)を経て、1910年4月、通信管理局管制制定後、初の大阪通信管理局長として、東京を離れ大阪へ赴任した。本省時代と比べ地方官吏時代の坂野の活動について目立った記録は残っていないが、通信管理局長会議などにおける発言からその仕事ぶりがうかがえる。本節では、通信管理局長(通信局長)会議事録から、地方監督機関の役割を伺うこととしたい。

まず、1章で概説した、中央機関(通信省)―地方管理機関―現業機関(郵便局)間の連携についてみておきたい。

三等郵便局は郵便取扱所時代から窓口機関として数が多く、しかも、山間へき地にまで散在しているので、監督機関においても局ごとに指導監督することは困難であった。そのため1875年ごろから一定区域内の郵便取扱人らに対し、相互に業務の知識を得るため研究会を開催させた。1885年9月、「郵務研究会規程」により集会の準拠が定められ、翌1886年三等郵便局制度が制定されてからは、局数の増加、業務の多様化を反映して研究項目も多岐にわたったので、1894年9月郵務研究会を廃し、「三等局長協議会」が制定され、一歩前進することとなった<sup>(41)</sup>。通常は各管内において例えば横浜監督区内駿河国三等局長協議会の場合駿河国(静岡県中部・北東部)内の三等郵便局がブロック(第一区、第二区…)ごとに部会を開催し、年一回開催される三等郵便局長協議会の場で議事順序に沿って意見交換がなされていた<sup>(42)</sup>。その際、同区の監督機関の長である一等郵便局長もしくはその代理(同局監理課長・通信属)が臨席していたが、形式的で問題解決にはほど遠い存在であった<sup>(43)</sup>。三等郵便局長協議会での決議事項を本省へ建議するシステムが十分に備わっていなかったためだと考えられる。

1910年3月28日、勅令第90号により通信管理局官制が交付され、4月1日から施行された<sup>(44)</sup>。全国を13管区に分け郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、電信および電話の管理に関する事務、電気事業及び船舶海員の監督に関する事務をつかさどる通信管理局が新設されたことにより、一等郵便局の管理事務兼掌が廃止された。これにより本省と現業機関を連携する体制がようやく整ったと言えよう。

同年5月10日に各通信管理局長が通信省新庁舎に召集され、翌11日から21日まで第一回通信管理局長会議が開催された<sup>(45)</sup>。第一回通信管理局長会議の内容に関する資料は残っていないが、郵政博物館は翌年4月に開催された第二回通信管理局長会議の議事速記録を収蔵している<sup>(46)</sup>。以下、同資料から通信管理局長会議について簡単に紹介しておこう。

40 郵政省郵務局編・刊『鉄道郵便のあゆみ』1952年、274頁。

41 前掲、『郵政百年史』、244～245頁。

42 『三等局長書類綴 自明治三十一年至昭和二年』(郵政博物館収蔵、AKA/0053)。

43 前掲、『郵政百年史』、315頁。

44 『通信公報』第5464号、1910年3月29日。

45 通信大臣官房編・刊『通信省第二十五年報』、1912年、13頁。

46 『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』(郵政博物館収蔵、AGA/0001)。

第二回通信管理局長会議は、1911年4月20日～22日（第1回～第3回）、26日（第4回）、28日（第5回）、5月1日（第6回）の計6回開催され、各回の開催時間は午前10時前後で第1回、第3回以外は、昼休憩をはさんで午後にも及ぶ。この期間に7件の諮問事項、46件の建議事項、各通信管理局から提出された51件の参考事項を取り扱った<sup>(47)</sup>。出席者は13名の通信管理局長でそれぞれ番号が付されており、大阪通信管理局長である坂野鉄次郎は二番であった<sup>(48)</sup>。初日の冒頭に通信大臣後藤新平より訓示があり、議長は毎回通信次官が務めた。会議はまず通信省本省の各局から提出された諮問事項の審議から始められた。議題は通信省が管轄する全ての部門に及ぶため、番外に本省の各局長と書記官が控え、通信管理局長らとの質疑、議論に応じ、意見が出そろったところで議長が意見を纏めた上で可否を問い、議決または保留の裁定を行うといった手順で進行した。続いて建議事項、参考事項について議論されるが、建議・参考事項の処理結果については次年度の通信管理局長会議の場で報告された<sup>(49)</sup>。

末尾の付表は、「第二回通信管理局長会議」で提出された諮問事項・建議事項・参考事項及びそれらの処理結果をまとめたものである。取り上げられた議題は、簡易郵便局の設置方法について（諮問事項一）や、三等局長協議会制度を廃止するか否か（諮問事項二）など重要な議題もあるが、議題のほとんどは通信事業の拡大、時勢の変化に伴う業務内容の変更や調整の要望が中心であった。

中央（通信省）による現業（郵便局）の二段管理では、多部門に展開する大小様々な事項に対し、調査等に少なからず労力が費やされ、地方の小地域の需要を考慮するのに多くの困難が伴うため、監督が十分に行き届かない問題がある。しかし要所に通信管理局という中間的管理を配置することにより、管理費が増加するという問題点があるが、地方の小区域に至るまでの実情を従来以上に斟酌することが可能となるというメリットがあった<sup>(50)</sup>。

通信管理局の設置により、ようやく通信省の管理体制が形を成したと言えるが、地方における通信事業（郵便、小包郵便、郵便為替、郵便貯金、電信電話、電気、船舶海員）の実情を正確に把握し中央へ建議するためには、通信管理局の官吏に高い監理能力が要求される。この地方官制の大改革に際し、本省の課長事務官の多くが通信管理局の局長・部長に赴任した理由はここにあると思われる<sup>(51)</sup>。

特別会議の審議を経て議決した建議事項、参考事項であるが、翌年1912年4月9日～20日に開催された第三回通信管理局長会議において本省による処理結果は、ほとんどが「否認」であった。議長・小松謙次郎次官は処理の方針について、「尚御注意ニ一言シテ置キマスカ、此ノ第一回、第二回建議事項ヲ調ヘルニハ、本省テモ随分骨力折レルノテ、ソレテ成ルヘク一応ノ片ハ付ケテ行キタイト云フ考ヘテアリマスカラ（後略）」と述べている<sup>(52)</sup>。文書課長から処理結

47 「明治四十四年 第二回通信管理局長会議提出 諮問事項 建議事項 参考事項」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収）。通信管理局長会議開始に際し、事前に通信管理局長らによる特別会議が開催され（日時、場所は不明。議長は東京通信管理局長棟居喜九馬）、そこで提出された建議草案は272件、事項数は323に及んだ。審議の結果、建議案として成立したのが111件、参考として提案したのが59件、否決になったのが59件、誤解があったために撤回したのが94件で、さらに整理して最終的に決定した建議事項46件と参考事項51件が通信管理局長会議に提出されたものである（「第二回通信管理局長会議々事速記録第六号」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収））。

48 同会議に出席した通信管理局長は、番号順に棟居喜九馬、坂野鉄次郎、河合鼈、加藤敬三郎、藪内敬之助、角源泉、小森七郎、蒲浦久四郎、杉精三、宍戸省三、木槻幸吉、森義一、多田稔の13名。

49 官房文書課『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』（郵政博物館収蔵、AGA/0002）。

50 渡邊音二郎『増補改訂 通信事業経営論』交通経済社出版部、1942年、236頁。

51 平塚米次郎「西の丸殿」『坂野翁赤裸々集』、1940年、7頁。

52 前掲、『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』、88頁。

果が番号順に淡々と報告されたのみであったため、東京通信管理局長・棟居喜九馬が「ドウモ唯今ノ御報告タケテハ甚タ要領ヲ得ナイ、何故ニ否認テアルカト云フコトハ私共サツパリ分ラナイ」<sup>(53)</sup>と述べたように、逓信管理局長側から不服とする意見が出ている。

また、逓信管理局長会議では、諮問事項の審議及び建議事項の一部を中心とした議論に終始しており、逓信省の政策運営に関わる根幹的な問題については取り上げられなかった。例えば、明治後期には世の中が物価騰貴の状況にある中で三等郵便局員の給与が据え置かれたことにより局員の職離れが進み、人員増加がなされないまま多様化する業務への対応を強いられるといった三等局の待遇悪化が深刻な問題となっていたが<sup>(54)</sup>、この根本的な問題について、この会議において最初に発言したのは坂野であった。会議最終日の冒頭に坂野から議長に願い出て行った発言は、議事録にして20ページにも及ぶ長大なものであった。そのうち、上記の問題に関連する部分を引用しておこう。

「(前略) ソレカラ通信局ノ関係デ御願ヒヲシテ置クコトガアリマス、先ヅ以テ御願ヒシタイノハ、現在地方ノ状況、殊ニ私ノ管内ノ状況ニ於テハ一主トシテ現業傭人ノコトニ就テ申上ゲマス、通信事務員モ含ンデ居リマスガ、他トノ権衡上定率ガ低イ、一般ノ会社トカ色々ノ職工傭人ナドニ比ベテ見テ低ウゴザイマス、デスカラ定率ヲモ少シ増シテ頂戴シタイト云フ考ヘヲ有ツテオリマスガ、ソレヨリハ現在ニ於テハ非常ニ勤務ノ時間ガ長イ、服務ノ時間ガ長イ、平均ヲ取タモノガアリマスデゴザイマスガ、十三時間余モ従事スル訳ニナル、サウシテ休暇ガ無イ、之ニ付テハ全般ニ互ツタ建議ニモアリマスシ、色々アリマスデゴザイマスガ、現在ノ状況デハ、元々定員ノ査定ト云フモノガ予備員ト云フヤウナモノハーツモ見テナイ、集配人、送送人ト云フモノニ対シテハーツモ見テナイ、然ルニ事実ニ於テハ欠員ガ仲々多イノデアリマス、其欠員ヲ補充シテ行キマス点ニ於テハ、給料ノ低イト云フコトモアリマスガ、勤務ガ非常ニ苦シイ、先日モ議長ヨリ御話ガアリマシヤウナ風ニ此点ハ余程御考ヘヲ願ヒマセスト、余程困難ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ實際ハサウ云フ風ノ有様デアルニモ拘ラズ、色々仕事ヲヤルトキニ先ヅ此位ナラ辛抱ガ出来ルダラウ、定員ヲ増ス程デハ無イ、今ノ定員ノ中デ余裕ガアラウカラト云フノデヤラレル、一時ニ大キナ仕事ガ来ルト定員ヲ増シテ頂戴スルコトガ出来ルガ、……前ニハ服務時間ガ十二時間ノヤツヲ十二時二十分ノ平均ニシ、或ハ三十分ノ平均ニスルト云フヤウニ次第々々ニ増シテ来タ関係デ、カウ云フ状況ニナツテ来テ居ラウト思ヒマス、給料ハ四十銭以上遣リマスト人ガ来ルノデアリマスガ、勤務サセテ見ルト、二年間ニ終始変ハル、事務員ノ方ノ関係ニ於キマシテハ、現在ノ状況デハ給料ヲ増シサヘスレバ、今ノ定員ガ出入リスルコトガ非常ニ少ナクナル、出入リガ無クナルト定員ニ幾ラカ都合ガ付クト云フヤウナ訳デアリマスガ、現業傭人ノ方ハ今ノ人間デ手一杯ノ仕事ヲサセテアル、少々給料ヲ増シテモソレ以上ノ働キヲサセル訳ニハ行カヌト云フヤウナ状況デアリマス、其点ヲ一ツ是非頭ニ置イテ頂戴シタイ、今ノ現業傭人デ足リルダラウト云フヤウナ風ニ思召シテ仕事ノ計画ヲシテ下サルト、甚ダ實際ニハ困難ヲ来スコトダラウト思ヒマス、(後略)」<sup>(55)</sup>

53 同上、101頁。

54 伊豆三等局長協議会が逓信大臣野村靖に提出した建議書「伊協第八号 三等局局員ノ制度ヲ改メ以テ斯業ノ整頓ヲ図リ度件」(1897年11月28日)の案文には、「局員其人ヲ得ハ事業由テ挙リ整頓其宜キヲ得、況ヤ郵便物ノ増殖今日ヲ以テ前年ニ比スレハ実ニ倍蓰スルモノアルヤ局員ノ責又実ニ大ナリ、而シテ業繁ニ給薄ク以テ其勞ヲ償フニ足ラス是ヲ以テ中途其業ヲ転スルモノ又尠シトセス、之レ畢竟スルニ待遇如何ニ厚カサルナシ故ニ今切望スル処ハ定員ヲ定メ以テ技術員ト同一ノ待遇ヲ蒙ルニ在ルナリ(後略)」とある(『三島三等局長関係古文書綴』(郵政博物館収蔵、GDB/0047))。

55 「第二回逓信管理局長会議々事速記録第六号」(前掲、『逓信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収)。

これに対する通信局長（小松謙次郎）の発言は、「各種御希望ノ点ハソレソレ調査ノ上又來年度ノ本会ニ於テ其結果ヲ御話スルコトデアリマスカラ（後略）」<sup>(56)</sup>と答弁するにとどまっている。この問題に真っ向から取り組むという姿勢が本省側からは感じ取れない。これは、会議初日の通信大臣後藤新平の訓示にも見て取れる。

「（前略）通信事業ナルモノハ、現業備人ヲ本トシテ働カネバナラヌモノデアリマスカラ、現業備人ニ対シテ其精神ノ修養、衛生の施設、慰藉奨励等ニ対シテハ、所謂信愛主義ヲ以テ之ニ蒞ミ、家族的活動ヲ以テ其遂行ヲ完ウスルト云フコトニ努メラレムコトヲ希望致スノデアリマス、（中略）我カ通信事業ノ地方ノ間ニ行ハレテ居ル所ノ此の給与厚薄ノ議論杯ハ、固ヨリ之ヲ等閑ニ附スルコトハ出来ヌコトデアツテ、同情ヲ以テ顧ルベキコトテハアリマスケレトモ、（中略）併シナカラ此等ヨリ生スル所ノ無用有害ノ議論ヲ醸サナイヤウニサセルト云フコトハ、前段申述ヘタヤウニ信愛主義ノ主張、家族的活動ノ完キヲ致スコトニ依テ十分予防シ得ルコト、考ヘテ居リマス、（後略）」<sup>(57)</sup>

## むすびにかえて

本研究では、管理機関としての通信省という視点から郵便事業を見てきた。

通信省は、郵便事業の普及発達を助長するため、通信局内の整備、通信系統の整備（郵便局の整備）、通信網の幹線・支線の合理的配置（郵便線路の再編）、郵便局間の郵便物通送において民間交通機関（鉄道や船舶）を利用する場合の調整などを行ってきた。それらの施策は主に郵便事業の発展に伴い生じた問題への対処であった。

また、地方管理機関については、行政整理や事業の拡張、複雑化に伴い、地方管理局制度の一旦の設置とその廃止、一等郵便局の地方管理業務兼掌など、試行錯誤を繰り返してきたが、1910年の地方通信局設置により、中央と現業を結びつける三段の管理体制が確立した。地方管理局自らの調査結果、三等局長会による現場の声を斟酌し本省に建議する、通信管理局長会議も開催され、地方管理体制は一定の成果を上げたと言えるが、議題のほとんどは通信事業の拡大、時勢の変化に伴い生じた比較的小さな問題への対処、調整であり、三等郵便局の待遇問題のような根本的な問題は、大正時代以降も問題提起されながらも解決の見通しが立たなかった。

これまで見た限りでは、根底で通信事業、郵便事業を動かす「政策」「方針」といったものを見出すことが出来なかった。通信事業の持つ本質（公益性、普遍性、発展性）に従い拡張と再編成を繰り返してきたように思われるのである。

（たはら けいすけ 郵政博物館首席学芸員）

56 同上。

57 「第二回通信管理局長会議議事速記録第一号」（前掲、『通信管理局長会議 議事速記録 明治四十四年』所収）。

付表 第二回通信管理局長会議提出諮問事項・建議事項・参考事項

I 諮問事項

項番	事 項	提出局	結果
1	左記の方法により簡易郵便局を設置するの可否 (1) 簡易保険局の等級は三等とす (2) 局長の採用及含む規約に関しては一般三等郵便局長の例による (3) 局長には手当を支給せず定額(月額金5円)を給す (4) 取扱事務は左記の範囲による 郵便切手及び収入印紙の売捌き 書留通常郵便物並びに書留及び普通小包郵便物の引受 留置郵便物の交付 (5) 窓口の設備を必要とせず (6) 開局時間は午前6時より午後10時までの間に於いて一日8時間とし、取扱時刻は監理局長の定むるところに依る (7) 所轄集配局との連絡は集配人に依る	通信局	否認
2	三等局長協議会の制を廃止するの可否	通信局	否認
3	無集配局をして逓送事務を取り扱わしむるの適否	通信局	賛成
4	私設郵便規則別冊の通制定するの可否	通信局	委員付託
5	電気事業法の実施と共に通信管理局における電気事業監督事務を拡張せんとするも別に交付すべき定員なきに依り現定員を以て之を掌理せしむる見込なり之に対する意見如何。	電気局	賛成
6	共同貯金の制度は往々にして送金方法に悪用せらるるの弊なきにあらず、之が取締の方法として其の取扱いを据置貯金に限定するの可否	貯金局	否認
7	郵便貯金通帳の様式を別冊の通改正せむとす、其の可否	貯金局	保留

II-1 特別会議議決 建議事項

項番	事 項	処理結果
1	左記事項を通信管理局長限り先決せしめられんことを認む (1) 規定予算内に於て吏員を管轄区外に派遣すること (2) 据置貯金の払戻を許容すること (3) 逓信省省章通信日付印及郵便切手類の模造を許容すること (4) 予約新聞電話を許容すること (5) 既達経費の範囲内に於て通信生養成人員を増加すること (6) 事業規画事務に関する左記例示の如き経緯なる事項を処理すること (ア) 事務の開廃及局舎の移転等にして決裁済のものに対する施行月日を定むること (イ) 経費の増加を要せざる範囲に於て一里以上又は一市区以外の地を電報直達区域に編入すること (ウ) 電話呼出地域、同加入区域を設定変更すること (エ) 逓送人兼掌集配の設定又は変更及之に伴う集配費の改訂 (オ) 経費に増加を来さざる範囲に於て逓送線路に於ける後押又は先挽補助人を設定変更すること (7) 郵便局臨時出張所又は臨時分室に派遣すべき吏員の員数を定むること (8) 特定三等局々舎構造を許容すること (9) 定員に異動を来さざる範囲に於て郵便効能主管区域を定むること (10) 便数に応じ一定の標準を設けられ其の標準に基き鉄道郵便係員湯提供所を開設変更すること (11) 僅少の電柱移転及特設電話加入者移転等の場合に於て不注入電柱を使用すること	改正方手続中 処理済 否認 否認 否認 否認  実行しつつあり 否認 前段は改正方手続中、後段は否認 改正方手続中 改正方手続中 改正方手続中 改正方手続中 否認 檜材を除きその他は否認
2	事務の簡捷を図るため諸報告並請書類を整理統一せられんことを望む殊に左に列記のものは廃止及改正の要あるものと認む (1) 通信事務概要表様式の一部を改正の上廃止差支なしと認むるもの (ア) 郵便私書函報告 (イ) 郵便切手収入印紙売捌所及郵便函数報告 (ウ) 電話加入区域内通話発信数並料金報告 (エ) 電話加入区域外通話区域通話発信数並料金報告 (オ) 逓送及集配(配達)用船車馬数報告 (2) 廃止差支なしと認むるもの (ア) 逓送監視成績報告 (イ) 予約新聞電話料金還付報告 (ウ) 現業備人定員外使役報告内訳表 (エ) 海軍部官吏の発着報告 (オ) 通信管理局長専決施行及担任事項報告規程第十九項(海軍部六級俸以下書記進退) (ウ) 共済組合に関する振替貯金払出用紙使用調書 (キ) 共済組合の救済金給与方上申に対し添付する支部局長の意見書 (ク) 三等局長採用手続第三条に規定せる第二号書式の請書 (ケ) 私設電信電話の許可に対する請書 (コ) 私設電信電話へ対する命令の請書 (サ) 特設電話認可請書 (3) 全然廃止するか又は報告回数減じ得べきと認むるもの (ア) 共済組合員現況報告 (イ) 共済組合掛金徴収事故報告 (ウ) 同 整理報告 (エ) 共済組合過徴掛金整理報告 (4) 様式の改正し要求を待たずして本省にて令達し得るものを省略し要求書を要する費目に関しては詳細なるものと充分之に重を置かれたるもの (ア) 予定経費要求書 (5) 本省に於て調査し得べきもの又は同一事項を各局課より重複照会を受たるものにして廃止又併合し得へしと認むるもの (ア) 拡張費用支分に属する技手の氏名俸給等四十四年五月官房監理課長より報告方通牒ありたるも右は通信局において指定するものなるにより本省にて分明すべきものと認む (イ) 技手の新任、転任等の場合において秘書課長よりその履歴書回送方照会あるも技手は本省直轄員なるにより通信局に就き調査せらるることを便と認む (ウ) 嘱託員の氏名報酬額報告の如きは通信局長、官房監理課長、秘書課長等より各別に紹介を受けたり、然るに本件は大臣の承認を経て後決定するものなるにより本省において調査し得るものと認む、たとえ文明せざる点ありとするも少くとも最初提出したる報告を以て爾後の処理を了せられたし	否認 否認 否認 否認 否認  改正方手続中 改正方手続中 否認 処理済 処理済 処理済 調査中 改正方手続中 処理済 処理済 改正方手続中  否認 調査中 調査中 調査中  改正の見込み 処理済 本件は自然廃止となれるを以て其旨通知済 出来得る限り実行の見込 出来得る限り実行の見込
3	業務改良に関し本省若し郵便貯金局に提出したる具申若し意見に対しては速に審査の上其の採否を決定し其の可なるものは速に実施せられ其の否とするもの若し速に実行し得ざるもの等に対しては一々理由を回示する等審査及取扱手続を制定内示せられんことを望む	本省審議会により全て議了

4	常に事務に使用すべき法規便覧類は之か加除訂正を速かにし且つ其の訂正方法を簡易にせられんことを望む殊に左の各項は速に改善を加えられんことを望む (1) 振替貯金加入者名簿は通信公報の告知に依り一々訂正を加える現在の組織なるか斯くては頗る手数なるのみならず現在の分は訂正に訂正を加え今日に於ては殆ど訂正を加えるの余地なき有様なり (2) 小包郵便物送達管区表は異動多なるにも不拘編成以来一回も訂正書の交付なく従て其の大部分は補筆訂正したるものなれば殆ど使用する能わざるに至れり (3) 通信区画便覧の加除訂正は頗る緩慢にして今仮に本年四月に於て郵便区画の変更ありとせんか各管理局は規程第一条に依り七月之が訂正書を本省に提出し本省に於ては之に依り訂正書を発行するものなるが故に其が頒布せらるるは少なくとも九月乃至十二月たるを免れず	協議事項として提出  考案中  調査中
5	局務の繁閑と其の規模の大小とに対しては各種の執務方法に相当斟酌を加へられんことを望む (1) 特殊郵便物引受帳 (2) 約束郵便物引受帳 (3) 郵便送達帳 (4) 行囊送達帳 (5) 郵便差立帳 (6) 郵便到着帳	行政整理事項として調査中
6	其の數に於て比類なき従業員を有し其の組織及手続の極めて浩瀚ある我通通信業務に在りて其の業務を説明し各員の職務範囲を知せしめ其の智識と才能とを教養習熟せしむべき教科書書籍なく殊に通信生養成用の教科書すら一定のものに欠き一々各教官の頭脳に委任せられあるが如きは遺憾の場合頗る多し速に適當なる指針及教科書の類を編纂頒布せられんことを望む	従業員については否認、通信制については可決
7	現業吏員以下精勤者に対し徽章感状等交付規程制定の件	処理済
8	現業勤勉手当の支給回数を増加せられんことを望む	否認
9	年末年首繁忙期に於て繰越郵便物多き普通三等局員に一二等局及特定三等局員同様手当を支給せられんことを望む	否認
10	電話交換手時補採用年齢満十八年以上とあるを満十六年以上と改定を望む (四十一年十一月公達九三八号雇員規程第五条第一項第四号)	改正済
11	判任官五級俸以上の増俸期を五級俸以下同様に年四回に改められんことを望む	改正方手続中
12	郵便規則中改正意見 (1) 受領証若しは証書と引換に金員を受取り得べきものも現金取立と為し得ることに改正を望む (2) 書留通常郵便物をも代金引換と為し得ることに改正を望む	改正済 改正方手続中
13	郵便貯金規則中改正意見 (1) 現在高証明ある貯金通帳に対する即時払の制限金額を高むること	諮問事項に含蓄して提出
14	料金徴収上及郵便電信取扱上に関する特別区域を左の通整理すること (1) 市内電報の発受区域を郵便規則第七十二条の一の郵便区 (同一郵便区内と見做さるる連接せる他の郵便区内を含む) と同一とすること (2) 現金取立及為替居宅払に請う同一区内は郵便規則第七十二条の一の郵便区 (同一郵便区内と見做さるる連接せる他の郵便区内を含む) と同一とすること	調査中  調査中
15	鉄道停車場をして郵便物受渡の爲め出場する運送人に其の事務室の一部無料提供若しくは貸与せしむることを本省に於て夫々其の向と交渉せられんことを望む	時期を見て協定する筈
16	郵便行囊の洗濯方法を定むること	否認
17	官庁用及私設電信電話許否の方針を速に確定し之を通信管理局長の専決に委せられんことを望む	制限外架設は処理済、その他は調査中
18	計画案は各事業を通じ毎年度二月末日迄に總て之を提出することとし之に依り新年度に於ける各管内の改良事務を本省に於て調査し監理局長会議の際其の分配予算を決定することに改められんことを望む	成るべく建議の趣意に合うよう努むること
19	給料予算の範囲内に於て雇員定員内使役の途を開き又雇員定員外使役の制限を拡張し尚雇員欠員欠勤の場合休業者に臨時服務を命じたる時特別手当金給与の制を設けられんことを望む	調査中
20	雇員備人の給料定率及通信生手当増加並定員外臨時使役の場合に於ける日給額制限増加の件	否認
21	三等局渡切費支給方法に対する改正意見 (1) 季節に依る事務繁劇に対し事務費算出人員の割増を認むること (2) 三等局事務費中一二等局市内局所とその他の局所と経費の流用を認むること (3) 三等局事務費算出上夜中割増時間を午後十時より午前五時迄とすること (4) 事務費改給の場合は二割以上の増減あるときに限られ居るも右制限を一割以上に改むること (5) 普通三等局電報配達費を運送集配費の如く現給給月額の範囲内にて管理局長限り管内各局間に随時流用し得ること (6) 電報別使配達費通数に対する割増は割増歩合を通数に反比例して遞減する筈なるも実際の状況は日により時により使役上著しき差違あるを以て寧ろ通数割増を廃止すること (7) 渡切経費の一部改給報告を毎月一回報告とす (8) 特定三等局局舎料算出標準に建物償却費を加へること	可決 処理済 否認 否認 改正の見込み 各局の意見を取纏め 改正方手続中 否認
22	請願電信維持費免除期間を三か年に短縮せられんことを望む	否認
23	電報配達人員算出に関する改正意見 (1) 配達丁程は實際に依らしめず着信一通宛を配達せしむる事として算出することに改正のこと (2) 一二等局特定局電信部定員の件 (3) 普通三等局配達費算出内規中着信有料電報通数を配達通数とすること (4) 同上通数に対する人員の差を一分宛に改正のこと	否認 否認 改正方手続中 調査中
24	特設電話制度改善に関する意見 (1) 加入の爲め設備したる物件は開通と同時に国庫の所有に帰せしむること (2) 新設増設の場合に於て局内設備費に対する寄附徴収の方針を確立すること (3) 特設電話規則中に特設電話加入者組合に関する規定を設けること (4) 特設電話連接加入登記料を普通電話の丁地と権衡を得せしむる様改正すること (5) 加入区域を普通特別の二種に分ち維持料の徴収方を普通加入区域内各加入者は平均負担とし特別加入者は普通電話の如く距離に依り相当維持費を徴収することに改正すること (6) 左記寄附の決定及取消方は管理局長の専決に移すこと (7) 交換機に余裕ありて機械増設等工事を要せざる場合局内装置費に対し寄附せしむる件 (8) 加入申請者にして其の申請を取消したる場合の寄附額取消の方針	否認 増設については処理済、新設の件は否認 否認 否認 否認 否認 否認 否認
25	電話期節交換加入の制を設け併せて臨時加入電話の制を設けられんことを望む	否認
26	電話通話区域設定標準を改正し会戦関係の許す限り通話区域を拡張せられんことを望む	処理済
27	一二等局電話通話時限を無制限とせられんことを望む	処理済
28	電話呼出事務取扱の拡張を計る事	否認
29	電話拡張費所属の職工備人定員を置くこととし現定員外に増加せられんことを望む	四十六年度予算編成の際決定すること
30	工夫旅行の場合出張帰着増給及急行実費を支給するの制を廢し相当旅費を支給するか若しくは出張増給前渡の制を設けられんことを望む	四十六年度予算編成の際決定すること
31	職工、工夫勤加給は彼是流用し得ることに改正せられんことを望む	調査中
32	電池用品は分任官所属として取扱はしめられんことを望む	否認
33	歳出予算の類費を廃止せられんことを望む	調査中
34	特定三等局監視員に制服を貸与することに改められんことを望む	調査中
35	会計法第二十四条第一項第七号中千円を二千円に改め尚競争入札の広告期間を相当に短縮せられんことを望む	改正方手続中
36	土地の状況に依り通信管理局長に於て必要と認められたるときは運送人制服を法被式と為し得ることに除外例を設けられんことを望む	否認

37	制服にして夏期一著より交付なきものは洗濯せざる可からざる場合に於ても洗換なく差支不少に付夏服は特に二組交付のことに改められんことを望む	否認
38	船舶検査法第十八条に掲げる小型船舶の検査準則を制定し速に各地方長官をして之を施行せしめられんことを望む	調査中
39	船舶検査法施行細則第五十条及第五十一条に規定する近海航路及沿海航路の区域を延長せられんことを望む	調査中
40	遠洋航路を航行する帆船に対し食料及飲用水の検査を行い且必要な薬品を備えしめられんことを望む	否認
41	船舶職員法第一号表中に旅客船と純貨物船とを区別し船舶職員以外の乗組員の定員を追加せられんことを望む	否認
42	日本の湖川港湾のみを航行する外国船舶に対し船舶職員法を適用することに改められんことを望む	改正方手中
43	定員を増加して休日と雖も特別の手数を徴収し船舶検査を執行するの制を設けられんことを望む	否認
44	開港々則に関する事務を海軍部所管に移されんことを望む	調査中
45	船員法事務は通信管理局をして其の管轄区域内の監督を為さしめられんことを望む	調査中
46	特に航行区域を限定したる内種運輸士免許を制定せられんことを望む	調査中

II-2 建議事項（東京大阪長崎地方海員審判所長として提出）

項番	事項	処理結果
1	理事官会議を毎年一回以上開催する件	経費の許す限り開催すること
2	理事官の新版不要報告を廃止して毎月末理事官事務の概況を記載したる統計的報告をなすに止めること	統一上必要に付廃止する能わず（否認）

III 特別会議議決 参考事項

項番	事項	提出局	処理結果
1	管理局長職務規程第二条四十六より四十九の場合に於ける公達を告知の形式に改める件	熊本	
2	一、二等局庶務係に属せる左の事項を郵便課又は通信課に配属せられたし	広島	処理済
3	左記証票を廃し視察員見合印鑑を吏員証票に改め必要の場合身分を証明せしむることに改正せられたし 電器検査空許入証 電報原書査閲章	長崎	
4	電話交換手見習人員算出方改正の件	札幌	否認
5	現行通信官署雇員規程中現業員にして一定の期間皆勤の者に対しては宿明以外の慰労休暇を付与し得るの条項を設けられんことを望む	東京	
6	共済組合事務の取扱方日を逐うて繁雑を来せるに付其の手續を簡便ならしめられたし	長野	前段は否認、後段は処理済
7	特別任用の規程に依り在職したる初期を退職後再び書記又は書記補に任用する場合更に銜衡の手續を要せざることに改正の件	札幌	否認
8	明治二十二年制定にして三十三年九月改正せられたる通信官署職員行為の申し申告を要するものあるときは当該局長に申告し更に本省へ申告すべき旨の揭示文は之が廃止を望む若し廃止することを得ずんば通信管理局をも加えられんことに改正を望む	広島	前段廃止を望むは否認、後段は処理済
9	特に指定したる郵便局に於ては内国貨幣及特に定めたる外国貨幣の両替を為さしむるの精度を設くること	長崎	否認
10	郵便私書箱利用の範囲を拡張すること (1) 現行規程においては私書箱は所轄局に申請し許可を受くべき筈なも大都市に於ては所轄局よりは却てたの付近局を利便とする場合多きを以て何れの局へも新製し得ることに改正を望む (2) 私書箱投入時刻を指定し得ることし一定の時刻に限り受取方の利便を開くこと (3) 使用人と同一居宅内に住居せるものに宛てたるものにして使用人を肩書せるものは使用人の私書箱に投入し得ることに改正を望む	大阪	処理済 否認 否認
11	約束郵便に関する改正意見 (1) 約束郵便取扱規則中第拾一条中「第七条又は第九条」とあるを「第四条及第七条乃至第九条」と改正せられたこと (2) 休刊の制を設け且つ制限すること (3) 郵便規則第二十四条の一の適用を受けるものに対し三種郵便物の例に倣い付録を認め且つ制限すること (4) 約束郵便承認に当りては其の差出個数に依り手数料を徴し其の個数増加、申込人変更及担保組替（有価証券を提供しありたるものにして償還の爲め組替を為す場合を除く）等に対してはも相当手数料を徴すること	東京、長野 東京 東京	処理済 処理済 否認 申込人変更については処理済、その他は否認
12	郵便物転送に関する条項改正の件	大阪	否認
13	年金恩給支給通知書（恩第八号）の欄外余白に左の注意文を印刷すること	長崎	注意文を印刷
14	代金引換郵便物到着通知書原符に代金取立済の文字を記入するを廃止すること	長崎	処理済
15	郵便取立金取立済通知書の様式改正を望む	大阪	否認
16	引受時刻照明郵便物受領証を廃すること	長崎	否認
17	郵便取扱規程第九条の二を左の通改正すること 郵便物を取集する集配人の歩度は通常三町迄毎に二分三十秒以内小包三丁三十秒以内の割合とす（以下略）	大阪	否認
18	日清電報伝送上に用いる前置符号制定の件	新潟	内国電報と同一整理となつたため不要
19	字海外に電報にして尚之と兵器を要する左記指定事項は之を合同したる符号と設定すること	長野	
20	外国電報料予納金を以て外国着信電報の追徴料金及略号登記料に之を充て得ることに改正すること	長崎	否認
21	正午報辰規則中に電話機に依る通報方通知の件	長崎	処理済
22	三等局局名改称に際し局長の変更を要せざる場合に於ける補職発令方は通信管理局限り専決せしむること	長崎	
23	通信生養成所卒業者は雇員規程に依る三等局雇員の年齢に達せざるも採用し得ること	長野	
24	勸業債券発売の場合に於ける債券の受発及保管は調査課長（調査課長を置かざる局は監督課長）をして取扱はしむることとなりたるも管理局に於ては其の分配及交付状況等監査するに止る債券の受発及び保管事務は地方一等局出納官吏をして取扱はしむることに改正を望む	大阪	否認
25	特定三等局をして金庫便に依り資金及び過剰金の受授を為さしむることに改正を望む	仙台	否認
26	通信区画便箋、通信法規類纂訂正書を払切交付とする件	新潟	処理済
27	通信地図甲号図は無集配局を除くの外は各局に備付ることに改正せられたること	長崎	経費の許す範囲に於てなるべく交付す
28	郵便継立交換所集配所手当支給規程第二條年度初頭の令達を廃すること	金沢	処理済
29	送便に二個の送便種混交の制を設け之に対する送送費算出方法を設定する事	大阪	
30	普通送送費算出人員五分未満の局五分に切上ることに送送費算出内規を改正すること	金沢	否認
31	電話番号簿掲載料を郵便切手にて徴収のことに改められたること	長野	他のものと一括して統一を図る
32	特設電話加入事務規程第五条第三項及第八条に依る請書を廃止する件	熊本	処理済
33	通信官署の出納官吏出納員は明治二十六年十一月大蔵省令第三十二号第十四号様式の現金出納簿を省略することにしたし	札幌	提出局の誤解の爲削除

34	電話維持料年額を改正し一期分の計算上厘位を生ぜざる額に改正の件	東京	同じような種類のものを一括して整理
35	電話規則第三十九条第二項中十五日以前とあるを七日前に改定の件	東京	
36	物品送付方等に関する件 (1) 本省より送付の物品は主任官所属と分任官所属とを各別に荷造り送付ありたきこと (2) 貯金局より送付の物品は送状の添付なきため紛来の場合取調上困難に付添付せられたきこと (3) 切手類（主に葉書類）の送付書には締切書留番号を付記せられたきこと (4) 万年筆の使用を倉庫物品取扱者に使用せしめられたきこと (5) 日付印局名活字は近來地金の毀損するもの多し買入の際注意せられたきこと (6) 一円収入印紙の護謄糊付著方不充分のため区分の際毀損の虞あり印刷局へ注意ありたきこと	大阪	出来得る限り実行 処理済 処理済 否認 改良を加えた 改良を加えた
37	電報配達用蝦蟇口を廃止し総て胴乱形とすること	長崎	漸次実行の見込み
38	物品送付書に職印押捺を省略するの件	金沢	処理済
39	漁船乗組の漁夫に対して船員法適用に関する件	長崎	
40	船舶職員職務規程を制定すること	東京	
41	船員法施行細則第四十九条第二号に左の但書を加ふこと 管海官庁の誤記に因り訂正を要する至りしことを疏明するときは手数料を要せず	東京	既に通牒を発送済
42	海員試験に必要な船体機関其の他の模型及各種の航海用機具を備え口述試験の際成るべく模型若は実物に依り説明をなさしむること	東京	経費の都合次第実行
43	検査官の服制を一定すること	大阪	否認
44	海事部所属事務員を書記補に変更せられたし	横浜	漸次実行の見込み
45	船燈救命具及信号器等の検査明細書は各種類に付一通を交付するに止むることに改正すること	広島	否認
46	海事部又は同出張所所在地外の船舶検査執行地に於ける検査官の事務所は郵便局所在地は其の郵便局を以て之に充つること	神戸	便宜に任すこととす
47	変更登録申請期間を延長せられたきこと	長崎	否認
48	朝鮮及関東州に船籍を定る目的を以て内地に於て製造する船舶並朝鮮及び関東州在籍船の検査執務に関する規定を設けられんことを望む	長崎	否認
49	船舶検査技術官をして船体機関両部の検査に適應する共通人物たらしむる件	新潟	
50	補助機関を有する帆船の機関部職員の軽減は管海官庁限り認可を為し得ることに改むること	東京	機会を待って実行
51	沿岸官庁より総ての海難に対し取調の上管海官庁に報告せしむること	札幌	否認

(出所) 『明治四十四年 第二回通信管理局長会議提出 諮問事項 建議事項 参考事項』(『通信管理局長会議 議事速記録 第二回 明治四十四年』(郵政博物館収蔵、AGA/0001))、官房文書課『明治四十五年 第三回通信管理局長会議 総会議速記録』より作成。

注：建議事項及び参考事項の処理報告は、第三回通信局長会議第二号（1912年4月10日）において文書課長により報告されたもの。参考事項は処理済と否認となったもののみ報告された。処理結果が空欄の事項は未回答。

逋信省創設140年特集

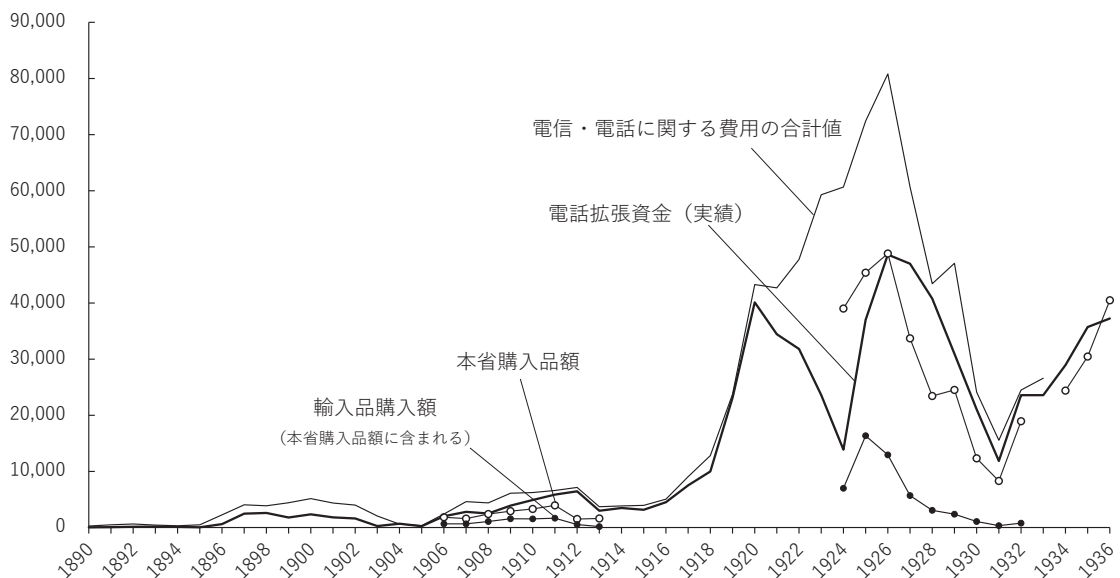
# 逋信省の電話事業：電気逋信ネットワークの構築と逋信機器・電線類の調達

山口 明日香

## はじめに

電気逋信事業は、逋信と電話、及び無線（逋信・電話）に分けられる。外交や軍事面において重要な逋信手段であった逋信の架設は、1869年の東京-横浜間の開逋以降本格化し、国内の主要都市を結ぶ逋信網は、基本的に工部省の下で1880年代までにほぼ完成した。電話事業は、それより遅れ1890年に逋信省の下で開始された。しかし、その後の需要の伸びは、逋信より電話の方が大きかった。電話は、逋信事業最大の収入源となり、一方でその拡張改良費は主要歳出費目となり、主に逋信機器・電線類の購入にあてられた<sup>(1)</sup> (図1参照)。電気逋信ネットワークの構築において、逋信機器・電線類の安定的調達は不可欠の課題であった。

電気逋信の政策や利用に関する先行研究は、逋信に比重をおきながら進められてきた。特に政治・外交史の分野では、逋信（逋信）利権をめぐる問題が取り上げられている<sup>(2)</sup>。経済史の分野では、逋信・電話の拡張改良計画の実施や受益者負担による架設、長距離逋信手段として



注) 逋信・電話に関する費用の合計値は、「逋信線営繕費」「逋信電話営繕費」「営繕費（新設・修繕）」「逋信拡張及改良費」「電話交換拡張費」「震災復旧及新営費」「町村電話設備費」「無線逋信建設費」「無線電話設備費」などの合計値。  
資料) 『逋信省年報』各年版；逋信省編『逋信事業史』4巻、558～560、572～573頁；日本逋信電話公社逋信電話事業史編集委員会『逋信電話事業史』6巻、電気逋信協会、1959年、153頁；北澤與三郎『逋信購買二十年の回顧』逋信公論社、1950年、10～11、25～26頁；富安謙次『事業用物品の調達に就て』『逋信協会雑誌』205号（1925年9月）4～11頁；稲田三之助伝刊行会編『稲田三之助伝』電気逋信協会、1965年、196頁より作成。

【図1】電話拡張資金と逋信本省購入品額、1890～1936年度（単位：1,000円）

1 杉山伸也「逋信省財政と産業政策 1885～1940」『郵政博物館研究紀要』16号（2025年3月）、3～10頁。

の電信と短距離通信手段としての電話の利用などが明らかにされている<sup>(3)</sup>。しかし、電話を主役とした議論が少なかつただけでなく、電信、電話、無線事業が個々に議論される傾向が強かったために、特に1920年代以降の電気通信事業の全体像は十分に描き出されていない。また、本稿で焦点を当てる通信機器・電線類の調達に関しては、電話機器類を対象に、通信省による競争入札から随意契約への調達方法の変更と指定メーカーのカルテル協定の締結を指摘した長谷川（2007）<sup>(4)</sup>や、明治期から1980年代の通信機器メーカーの展開を通信省・電電公社・NTTとの関係から考察した根本（1992）<sup>(5)</sup>があるに過ぎない。一方、通信機器類の製造・開発については、主に経営史の分野で企業・技術者の活動が考察されており<sup>(6)</sup>、近年では技術史の分野において電気通信工業を事例に日本の研究開発について論じた河西（2024）が、通信省電気試験研究所の技術者たちによる研究活動を取り上げている<sup>(7)</sup>。こうした先行研究に示されているように、通信機器類の製造を担った技術者の中には通信省から民間企業への転籍者が少なくなく、機器・機材の調達は転籍の動向やその目的・意図の考察を通じて解明される必要がある。

以上をふまえ、本稿では、電話を軸に電気通信全体のネットワークの構築を捉えつつ、民間企業への転籍者に注目しながら通信省の通信機器・電線類の調達を明らかにしたい。通信省と民間企業の間を考察することは、政府の産業政策・人材育成の解明にも寄与できると思われる。もっとも通信省から企業への転籍（天下り）については、高橋（1978）が指摘しているが、「官僚技術の優位」を理由とする技術供与という指摘に終始しており、その他の要因は考慮されていない<sup>(8)</sup>。

以下では、明治期から第一次世界大戦前、第一次世界大戦期から関東大震災前、関東大震災以降の3期に分けて考察を進める。使用する主な資料は、北澤與三郎『通信購買二十年の回顧』や『通信協会雑誌』、『通信省年報』、『通信統計要覧』などの郵政博物館所蔵資料、及び関連企業・技術者の社史・伝記などである。

- 
- 2 大野哲弥『国際通信史でみる明治日本』成文社、2012年；貴志俊彦「日中通信問題の一断面：青島佐世保間海底ケーブルをめぐる多国間交渉のゆくえ」『東洋学報』83巻4号（2002年3月）；貴志俊彦「長崎上海間「帝国線」をめぐる多国間交渉と企業特許権の意義」『国際政治』146号（2006年11月）など。有山輝雄『情報覇権と帝国日本』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（吉川弘文館、2013及び2016年）は、メディアを含めた情報をめぐる帝国の攻防戦を描き出している。またYang Daqing, *Technology of Empire: Telecommunications and Japanese Empire in Asia, 1883-1945* (Harvard University press, 2010) は、電気通信技術から帝国の形成を論じている。
  - 3 石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣、1994年；藤井信幸『テレコムの経済史』勁草書房、1998年；杉山伸也『近代日本の情報革命』慶應義塾大学出版会、2024年など。藤井『テレコムの経済史』では電話拡張政策が検討され、地方優先の政策であったことが指摘されている。
  - 4 長谷川信「通信省購買と企業行動の変化に関する実証分析：両大戦間期を中心に」（平成17～18年度科学研究費補助金基盤研究（C）17530271研究報告書、2007年）及び、同研究の「2006年度 研究成果報告書概要」。ただし、通信省の調達方法よりも、調達方法の変化に対する企業行動に分析の重点がおかれている。
  - 5 根本光一「電気通信事業と通信機器メーカーの関係とその展開：電電ファミリーの形成と変容に関する一考察」『研究年報経済学』53巻3号（1992年1月）。分析の中心は戦後であるが、戦前の通信省と関連企業との関係を「継続的な取引」、戦後の電電公社と関連企業との関係を「共同開発」と特徴づけている。
  - 6 工藤章『日独企業関係史』有斐閣、1992年、第6章；長谷川信「通信機ビジネスの勃興と沖牙太郎の企業家活動」『青山経営論叢』42巻2号（2007年9月）；長谷川信「通信機ビジネスの勃興と沖牙太郎の企業家活動（続）」『青山経営論叢』42巻4号（2008年3月）；平本厚『戦前日本のエレクトロニクス』ミネルヴァ書房、2010年など。
  - 7 河西棟馬『「後進国」日本の研究開発』名古屋大学出版会、2024年。電気工学者・八木秀次の評伝として沢井実『八木秀次』（吉川弘文館、2013年）があるほか、石井寛治「近代日本の郵政官僚に関する覚書」（『郵政博物館研究紀要』13号、2022年3月）が、技官を含めた通信官僚について取り上げている。また、若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』（東京大学出版会、2014年）は、通信省の技術官僚の動向を取り上げ、政党内閣と官僚制について論じている。
  - 8 高橋達男『日本資本主義と電信電話産業』高橋達男氏追悼事業委員会、1978年。

## 1 明治期から第一次世界大戦前

### (1) 電話事業の所管と電話収支

電話の導入にあたっては民営論も生じたが、逓信省は通信一貫経営の理念のもと、電信と同様、官営事業として電話事業をスタートさせた。1890年4月に電話交換規則が制定・公布され、同年12月には東京-横浜間の交換サービスが開始された。1900年に電信・電話を一体とした基本法である電信法が制定されると、電話交換規則は同法の下に位置付けられ（06年に電話規則に改正）、こうした法規則に基づき電話交換サービスが拡大されていった<sup>(9)</sup>。

電話事業は組織的にも局として独立したことはなく、郵便や電信とともに通信局（電務局）の中にあつた。1890年に電話事業を所管したのは電務局であつたが、93年の官制改正において、郵便・電信・電話の一体経営を目的に電務局と郵務局を引き継ぐ形で通信局が設立されると、これら3事業の管轄は通信局に移行した。通信局は、97年に電務局と郵務局に分離されたものの翌年に再統合され、1925年の官制改正まで通信事業を一元的に所管した<sup>(10)</sup>。「通信局集権主義」体制の下、予算編成や計画立案、物品調達に至るまで通信局が行い、経理局は「有っても無くてもよい存在」であつたという<sup>(11)</sup>。

電話事業は、基本的に「収支相償主義」に基づいて実施され<sup>(12)</sup>、電話収支は初年度の1890年度を除けば黒字で推移した。表1-1、表1-2より電話収支を電信収支と比較してみると、電話収入では電話（加入）料が80~90%、電話取扱局所で支払われる切手（郵便切手）収入が5~10%を占め、電話支出では通信事業費が80~90%、俸給・諸給が10~15%を占めた。他方、電信収入では国内電報料と切手収入（ほぼ国内電報用）の合計が55~65%、海外電報料が30~40%を占め、電信支出では通信事業費が40~55%、俸給が10~17%、諸払戻金が30~50%を占めた。1911年度に電話収入は電信収入を上回り、電話支出も増加したものの電信支出の半分にも満たなかつたので、収支率は電話の方が圧倒的に高かつた。電信事業では、専門技師を置く必要があつたために人件費が嵩んだこともある<sup>(13)</sup>が、諸払戻金（すなわち外国政府・電信会社への支払い）が収益停滞の要因となつていた。19世紀後半の世界の電信建設は、イギリス主導の下、大東電信会社と大北電信会社を中心に進められ、明治政府は1870年に大北電信に上海とウラジオストクに繋がる海底電線の長崎への陸揚権を認めた。さらに明治政府は、82年に大北電信に長崎-釜山間の海底電線を敷設させるとともに日本と大陸を結ぶ海底電線の30年間にわたる独占権を認めたので、同社に電信使用料を支払う必要があり、そこからの脱却が自主的通信網の確立のための課題となつた<sup>(14)</sup>。電話が対外通信手段になるのは1920年代を待たねばならなかつたが、それ以降の電話と電信の収益差はさらに拡大し、電話事業は電信事業の「鰥寄」をくいつつ<sup>(15)</sup>、電気通信事業予算の獲得において重要な役割を演じていったと考えられる。

9 逓信省『逓信省五十年畧史』1936年、98~102頁。

10 逓信省編『逓信事業史』1巻、逓信協会、1940年、29~35頁；逓信省編『逓信事業史』4巻、逓信協会、1940年、132~140頁。

11 進藤誠一『逓信事業と通信人』逓信文化社、1960年、160頁；日本電信電話公社電信電話事業史編纂委員会編『電信電話事業史』6巻、電気通信協会、1959年、59、62頁。

12 杉山「逓信省財政と産業政策」9頁。

13 「第二十八回帝国議会衆議院請願委員第四分科会議録 第一号」1912年1月25日、4頁。

14 逓信省編『逓信事業史』3巻、逓信協会、1940年、549~554頁；有山『情報覇権と帝国日本』I、第4章。

15 進藤『逓信事業と通信人』161頁。

年度	収 入						計(その他含む) (a)
	切手収入	電話(加入)料	電話線接続料	電話修繕(維持)費	電話移転料	電話(棄損)償戻金	
1890~1894	-						309
1895~1899	259	1,788	17	1	66	1	2,132
1900~1904	591	10,140	67	14	358	3	11,173
1905~1909	1,560	20,458	163	382	311	6	24,608
1910~1914	5,747	55,723	300	2,391	77	15	64,497
1915~1918	6,968	71,647	457	2,881	67	27	82,436

年度	支 出						収支率 (a/b)
	俸給・諸給	通信事業費	修繕費	旅費	諸払戻金	計(その他含む) (b)	
1890~1894						185	167%
1895~1899	188	1,091	9	14	-	1,336	160%
1900~1904	848	5,803	29	97	0	6,780	165%
1905~1909	959	6,981	25	85	1	8,055	305%
1910~1914	1,955	14,450	44	184	16	16,648	387%
1915~1918	1,918	15,138	12	42	16	17,128	481%

注) 通信本省所属分の経常収支。四捨五入により合計が合わない箇所がある。空欄は不明。1905年度までは韓国分を含む。1919年度以降については下記資料中に記載がなくなる。  
 「切手収入」は「電話料」のほか「電話接続料」「電話機移転料」などの支払いを切手でを行ったものであるが、1898年度以降の内訳は不明である。  
 資料) 『通信省年報』各年度および『通信統計要覧』各年版より作成。

【表1-1】電話収支、1890~1918年度(単位:1,000円)

年度	収 入				計(その他含む) (a)
	切手収入	内国電報料	海外電報料 計	電信取扱料	
1890~1894	-				9,438
1895~1899		12,959	7,811	5,978	20,949
1900~1904	19,885	486	11,988	8,866	32,576
1905~1909	27,787	826	13,704	-	42,554
1910~1914	34,595	1,203	15,286	-	51,284
1915~1918	46,779	1,722	36,923	-	85,573

年度	支 出						収支率 (a/b)
	俸給	通信事業費	修繕費	旅費	万国郵便電信締約費	計(その他含む) (b)	
1890~1894						8,181	115%
1895~1899	3,000	7,367	60	317	7	17,034	123%
1900~1904	3,829	16,070	94	483	11	29,633	110%
1905~1909	3,087	15,339	91	341	11	29,853	143%
1910~1914	3,607	19,986	92	294	10	35,852	143%
1915~1918	3,325	18,809	19	57	11	46,542	184%

注) 通信本省所属分の経常収支。四捨五入により合計が合わない箇所がある。空欄は不明。1905年度までは韓国分を含む。1919年度以降については下記資料中に記載がなくなる。  
 資料) 『通信省年報』各年度および『通信統計要覧』各年版より作成。

【表1-2】電信収支、1890~1918年度(単位:1,000円)

## (2) 電気通信網の構築：市内電話の建設

戦前期の電話網の拡張は、第一次~三次の拡張計画を通じて実施された。まず日清戦後に電話交換拡張費が新設され、第一次電話拡張計画は1896~1903年度に1,280万円の事業公債を発行して実施された。市内電話を中心に六大都市や地方の主要20都市で電話交換業務が開始され、1899年には東京-大阪・神戸間の長距離通話も開通した。地方小都市においては1902年以降、電話架設費の一部を加入者が負担する特設電話制度を利用して建設が進められた<sup>(16)</sup>。電信拡張のための投資額は、工部省時代にネットワークがほぼ完成していたために大きくないが、

16 『通信事業史』4巻、143~144頁。特設電話制度廃止の1932年までに、電話交換取扱局の約9割以上が本制度により設立された(藤川靖「特設電話制度の廃止に就いて」『通信協会雑誌』287号、1932年7月、18頁)。

1899～1902年度に約724万円で拡張計画が実施された<sup>(17)</sup>。こうした計画の立案において通信局は、地方の通信管理局（13年に通信局）や一等郵便局に所管区域の需要状況を調査させた。通信管理局や一等郵便局は、特設電話制度による通話開始の要望、戸数・人口や会社・取引所数、寄付金額などを調査して、建設やサービス開始の優先順位をつけた年度計画を作成し、その計画書と年度予算案を基に通信局は建設や開局を決定した<sup>(18)</sup>。

第一次電話拡張計画は、日露戦争の開戦のために1903年度で打ち切られ、04～06年度に日露戦時公債及び一般会計からの支弁により、東京-佐世保間などの軍用特別長距離電話が架設された。その後、07～12年度の6ヵ年計画として総額2,636万円で第二次電話拡張計画が実施されたが、緊縮財政政策により07年度に公債発行が打ち切られた<sup>(19)</sup>。そのため通信省は、六大都市を対象とした至急開通制度や地方中都市を対象とした寄付開通制度の実施により、電話架設費を加入者に負担させることで財源を捻出し、電話網の拡張を図った。こうした受益者負担額は、20世紀以降電話拡張費の2～4割を占めた<sup>(20)</sup>。

他方で日清・日露戦後には、軍用及び内地-植民地間の通信網構築のために、鹿児島-那覇-淡水間の海底電線の建設や対馬-釜山間の海底電線の買収、樺太や満洲との公衆通信の開始に伴う経費が増加し、加えて東京-グアム間（太平洋海底電線）の建設や無線局の設置に伴う経費も増加した<sup>(21)</sup>。こうした状況下で、電信線路が建設済みであったことから東京-大阪・神戸間の長距離電話線路の建設に大蔵省が反対したように<sup>(22)</sup>、技術的問題もさることながら、予算制約が長距離通信の電信と短距離通信の電話という棲み分けを規定したと考えられる。建設経費の節約のため、東京・横浜と鎌倉・箱根・大磯・日光・甲府などを結ぶ市外電話線路の建設では、既設の電信線に電話（音声情報）をのせる電信電話双信法が応用された<sup>(23)</sup>。しかし、この方法は、銅線で結ばれた120～160キロメートル程度の区間で<sup>(24)</sup>、かつ通信頻度の少ない回線にしか適用できず、また電信や電灯・電力の誘導妨害を受けるために交叉法を施す必要があった<sup>(25)</sup>。

表2-1と表2-2は、電話と電信の普及状況を示している。1895年度から1910年度までに、電話取扱局数は18から2,022に増加し、電話加入者は344人から12.8万人に増加した。電話線路距離は699キロメートルから1.0万キロメートルに増加し、1910年度に3.8万キロメートルであった電信線路を下回っていたが、電話加入者の増加に伴う自宅等への電話線引き込み線（架空裸線）の増加やケーブル化によって、電話線条距離は50.4万キロメートルで17.0万キロメートルの電信線条距離を大きく上回った。それでも電話の申込積滞数は増加し続け、積滞率も高かった。通信省は、11年に電話拡張調査会を発足させ第三次電話拡張計画を考案したものの、緊縮財政により実現できず、翌年には電話特別会計の新設を大蔵省と折衝したが一蹴された<sup>(26)</sup>。

17 杉山「通信省財政と産業政策」8頁。

18 「第九回帝国議会衆議院予算委員会第四科速記録 第四号」1896年1月16日、15～17頁。

19 『通信事業史』4巻、549～559頁。

20 高橋『日本資本主義と電信電話産業』94頁。

21 島山敏之「最近二十年間に於ける電信電話事業の大観」『通信協会雑誌』238号（1928年6月）、81頁。

22 中山龍二「回顧談」電気試験所編『電気試験所五十年史』1944年、727～728頁。

23 関東電気通信局編『関東電信電話百年史』上、電気通信協会、1968年、248頁。

24 電信線には鉄線の利用率が高く、1916年時点で使用割合は鉄線92.4%、銅線7.6%であった（日本電線工業会編『電線史』1959年、107頁）。

25 「第二十三回帝国議会貴族院予算委員会第五分科会（農商務省、通信省）議事速記録 第五号」1907年2月27日、55頁；通信省通信局編『電話事業二十五年小史』1916年、47～49頁；大井才太郎「二十年間に於ける電話工事及技術の発達」『通信協会雑誌』29号（1910年12月）、56～57頁。

26 『関東電信電話百年史』上、328頁。

年度	電話取扱局数			電話加入者数(人)		申込積滞(人)	積滞率(%)	東京電話市価(円)	
	計	公衆電話	無線	計	特設			最高	最低
1890	18	-	-	344	-	54	13.6		
1895	28	-	-	2,858	-	4,098	58.9		
1900	103	4	-	18,668	-	25,278	57.5	360	160
1905	340	143	-	36,694	1,386*	27,222	42.6	300	160
1910	2,022	463	-	128,502	25,406	65,994	33.9	320	200
1915	3,218	719	-	221,048	50,023	137,837	38.4	540	400
1920	4,073	809	-	321,665	66,655	263,127	45.0	3,450	1,450
1925	5,416	1,324	-	494,793	120,440	210,380	29.8	1,900	1,570
1930	7,871	2,225	12	715,020	154,730	176,900	19.8	1,250	700
1935	11,345	3,627	12	870,476	-	145,049	14.3	890	780

年度	発信通話数(1,000度)		国際電話度数(1,000度)	電話線路実数(キロメートル)				市外電話回線数	ラジオ聴取加入者数(人)
	市内	市外		線路		線条			
				計	市外	計	市外		
1890	257	8	-	196	-	1,300	-	3	-
1895	12,882	207	-	699	72	8,468	660	9	-
1900	65,844	733	-	2,985	1,080	100,731	8,542	77	-
1905	148,469	1,703	-	5,368	1,863	200,367	17,520	159	-
1910	548,980	9,373	-	10,124	3,881	503,736	74,937	1,263	-
1915	1,191,702	21,275	-	12,421	5,370	903,842	119,529	2,171	-
1920	1,419,626	41,861	-	17,778	8,491	1,395,733	178,602	3,017	-
1925	1,886,262	86,686	-	37,987	13,735	3,007,960	388,641	5,009	258,499
1930	3,027,171	167,169	-	57,544	18,722	5,275,019	849,155	8,558	770,214
1935	4,029,058	273,790	1	72,060	22,630	6,737,329	1,162,567	11,893	2,418,748

注) \*1906年度の数值。電話加入者数と申込積滞数、ラジオ聴取加入者数は、各年度末時点の数值。空欄は不明。  
資料) 『通信省年報』各年版および『通信統計要覧』各年版；『通信事業史』4巻、242～243、963頁。

【表2-1】電話の普及状況、1890～1935年度

年度	電報取扱局数		内国電報発信数(1,000通)		海外電報発信数(1,000通)		海外電報着信数(1,000通)		国内中継信数(1,000通)		海外中継信数(1,000通)		電信線路実数(キロメートル)	
	計	無線局	計	無線	計	無線	計	無線	計	無線	計	無線	線路	線条
1870	4	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75	75
1880	155	-	2,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,760	15,852
1890	407	-	4,221	-	43	-	46	-	-	-	-	-	11,314	32,196
1895	784	-	9,098	-	91	-	118	-	-	-	-	-	15,897	48,732
1900	1,648	-	16,234	-	179	-	193	-	-	-	-	-	27,487	112,737
1905	2,600	-	22,098	-	492	-	570	-	29,437*	-	-	-	31,035	145,859
1910	4,267	20	28,640	13	560	2	668	0.3	40,704	12*	1,971	-	37,776	169,760
1915	5,112	76	33,384	44	463	6	516	1	51,483	40*	1,241	-	41,795	186,945
1920	5,960	327	68,357	137	1,030	18	1,122	6	111,500	2,773	2,773	-	45,489	218,231
1925	6,793	589	67,883	187	1,225	25	1,265	11	113,337	298	3,460	311	51,442	283,368
1930	7,622	767	57,383	377	1,184	57	1,225	25	103,604	2,205	3,683	488	51,845	358,351
1935	8,940	726	62,433	553	1,322	41	1,330	25	112,875	523	3,573	64	50,885	377,025

注) 無線局数(取扱電報数)は海岸局と船舶局の合計値。\*国内中継信と海外中継信の合計値。空欄は不明。  
資料) 『通信省年報』各年版および『通信統計要覧』各年版。

【表2-2】電信の普及状況、1870～1935年度

### (3) 通信機器・電線類の調達：省内製造から購入へ

電話事業の開始当初、電話機・交換機・碍子などの機器・機材は、主として通信省電信灯台用品製造所(1890年設置)で製造された。しかし、第一次電話拡張計画の実施による電話機類の需要の増加に伴って、通信省は外部からの購入を増加させていった<sup>(27)</sup>。1890～1910年度の電話拡張費3,000万円のうち、物品購入費は約2,600万円(本省購入品<sup>(28)</sup>2,000万円、地方購入品約600万円)に上り、本省購入品の40%は輸入品であった<sup>(29)</sup>。

27 『電信電話事業史』6巻、154～155頁；大井「二十年間に於ける電話工事及技術の発達」58～59頁。

28 本省購入品は「規格の全国的統一を要するもの」、「納入試験に特殊設備と技術を要するもの」、「大量購入によって特に利益となるもの」とされた(北澤與三郎『通信購買二十年の回顧』通信公論社、1950年、12頁)。

通信省は、競争入札を通じて電話機類を購入した<sup>(30)</sup>。大口の入札参加者は高田商会や大倉組、沖商会(沖電機工場の営業部門)などの輸入業者で、いずれもウエスタン・エレクトリック(WE)社の製品を取り扱った。一方、元工部省電信局の技術者であった沖牙太郎による沖電機工場や三吉正吉による三吉電機工場などが生産規模を拡大させ、小口の入札に参加した。こうした競争の構図は、WE社と岩垂邦彦との提携により1899年に日本電気が設立され、同社が電話機類の販売・製造を行うようになると変化したが、工部省電信寮(局)がお雇外国人を日本人に代替させながら電信機を国産化していったのに対し、通信省は電話機を民間企業に製造させ購入していった。通信省の電信・電話用品担当の職工数は、1892年度の190名をピークに1904年の75名に減少し、それに対し沖電機工場や日本電気などの職工数が増加するとともに、民間企業が供給する電話機数は通信省の製造数を上回った<sup>(31)</sup>。

国産電話機が増加した結果、電話機は低廉化したものの、需要に対し工場規模や職工技術が伴わず、通信省電気試験所が実施する用品試験では不合格品が続出した<sup>(32)</sup>。1897~99年度には、試験された電話機1~2万台の60%以上が「不良」であった<sup>(33)</sup>。一方で輸入品の購入は、正貨流出につながっただけでなく、契約締結から納入までに6ヶ月以上を要し、航送中の欠損による遅延・解約も生じた<sup>(34)</sup>。そのため通信省は、可能な限り国産品を使用する方針をとり、技術導入のため1900年に海外留学生派遣制度を設け、02年には本省に電信電話技術調査会を設置した。同会は、通信局工務課、電気局、電気試験所などの技術官で構成され、仕様書の制定や工事方法の標準などを討議研究したほか、技術に関する諸問題も審議するようになった<sup>(35)</sup>。他方、通信機器製造企業や電線製造企業は、技術調査会の示す仕様書に適合した製品を製造する必要があった。通信省との関係強化というだけでなく、企業は仕様書に適合した製品製造のための技術・情報の取得も視野に入れて、通信省から転籍者を迎えていったと考えられる。

転籍者の主な輩出先となっていたのは、通信局と電気試験所であった(表3参照)。通信局工務課は、通信設備の建設・保守工事のほか、通信機器類の研究に取り組んでおり、電気試験所は、通信機器類の試験業務に加え通信機器・材料の調査・研究活動を活発化させていた<sup>(36)</sup>。転籍者全てが技術者というわけではなかったが、両所からの転籍者には技術者が多く、中には欧米への派遣や視察経験を持つ者や、技術調査会メンバーに名を連ねていた者もいた<sup>(37)</sup>。

第一次電話拡張計画の実施期から第二次電話拡張計画の実施前の時期には、通信機器製造企業への転籍者が多く、江橋親と中山一郎、松代松之助が日本電気へ転籍し、吉田正秀が沖商会へ転籍した。通信省在籍時に松代は無線研究に、江橋や中山は電話機製造に携わり、中山は日本電気へ転籍直後に、電話機製造のための技術導入を目的にWE社に派遣された<sup>(38)</sup>。それに対

29 大井「二十一年間に於ける電話工事及技術の発達」58頁；『電信電話事業史』6巻、3、153頁。

30 入札参加条件は、2年間その営業に携わっていること、一定額以上の所得税を支払っていること(1口見積り代金5,000円未満の入札は所得税5円以上、1万円未満は15円以上、2万円未満は30円以上、5万円未満は75円、5万円以上は100円以上)などであった。

31 長谷川「通信ビジネスの勃興と沖牙太郎の企業家活動」3~22頁；長谷川「通信ビジネスの勃興と沖牙太郎の企業家活動(続)」3~31頁。

32 大井「二十一年間に於ける電話工事及技術の発達」58~59頁。

33 『通信省年報』1899~1902年。

34 大井「二十一年間に於ける電話工事及技術の発達」58頁；『電話事業二十五年小史』89、93頁；『電信電話事業史』6巻、3、153頁

35 『通信事業史』4巻、93~96頁；大井「二十一年間に於ける電話工事及技術の発達」41頁。1912年には電信電話技術調査会の規定が制定された。また同会は33年に電気通信技術調査会に改称。

36 河西『「後進国」日本の研究開発』61~65頁。

37 『通信事業史』第4巻、93~96頁；大井「二十一年間に於ける電話工事及技術の発達」41頁。

38 日本電気社史編纂室『日本電気株式会社百年史』本編、2001年、54頁。

し沖商会は、退官後に通信省嘱託として中国の電気事業を視察した吉田を迎えており、日本電気に対抗して電話機販売における立場の強化と新市場の確保を意図していたと考えられる<sup>(39)</sup>。日本電気と沖商会は通信省への納入を増加させていき、例えば、1903年に磁石式電話機を通信省に採用され、磁石式に代わり導入された共電式についても09年に採用された。当初、電話機類の製造をリードしていた沖商会（沖電機工場）に対し、日本電気はWE製品の販売を中心としていたが、02年に新工場を落成して技師長・中山一郎のもと製造を拡大し、また04年のWE社の輸入販売権の取得により販売シェアを高めた。吉村商会（1891年設立）や諏訪工業（1907年）、共立電気電線（08年）などの電話機製造企業もいたが、入札を通じて日本電気と沖商会が電話機類をほぼ独占的に供給するようになり、両者にとって通信省が最大の顧客となった<sup>(40)</sup>。

電線類については、沖商会（沖電線製造所）や津田幸兵衛（1906年に津田電線合名会社）、藤倉善八（01年に藤倉電線護謨合名会社）などが銅線を製造していたが、第一次拡張計画が開始された1896年度以降、横浜電線製造が設立されたほか、古河や住友も銅線製造を開始した。被覆電線やケーブル類は、ヒーリング商会を中心に高田商会、大倉組、三井物産などによる入札が多かったものの、第二次拡張計画が実施される頃には、局内ケーブルについては日本電気や共立電気電線なども指名競争入札を通じて納入するようになった。しかし、電灯・電力業の発展もあって電線業界では企業設立が相次ぎ、乱売や不良品の増加が問題化した。こうしたことを背景に通信省は品質担保の必要に迫られ、指定製造所を入札に参加させるようになったと考えられる。製造所の指定においては、技術調査会が製品の性能や工場の機械設備を調査したが、指定自体は通信局が制定する仕様書でなされたので、通信局が事業用品予算と合わせて最終的な指定の権限を握っていた<sup>(41)</sup>。

例えば、各種ゴム線については、1904年に外資9社とともに藤倉電線が指定され、同社は高等ゴム線についても技術調査会で試作品の試験を受け、07年にその指定製造所となった。指定製造所の追加・削除は随時行われ、13年には横浜電線製造と住友電線製造所（11年に住友伸銅所の電線部門が独立）が各種ゴム線の指定製造所に追加され、外資9社が削除された<sup>(42)</sup>。企業にとっては、指定製造所になるための技術・情報を得るうえで通信省からの転籍者は重要であったと推察され、藤倉電線が初の製造所指定を受けた際には、元通信技師であった青山禄郎の尽力が欠かせなかった。青山は、日露戦争前に佐世保-大連間の電信工事のために発注された海底電線の試験を担当後、当該海底電線の指名注文先であったヒーリング商会に入社した<sup>(43)</sup>。同社の東京出張所支配人となった青山は、電線類などの輸入を担う一方、電流計や試験装置の販売先であった藤倉電線のケーブル製造に協力した。そして同社の株式会社化にあわせて取締役に就任し、同社に多数の技術者を招き入れるとともに、通信省より各種電線製造の

39 沖電気工業『沖電気100年のあゆみ』1981年、83頁。

40 『電信電話事業史』6巻、155～157頁；『電話事業二十五年小史』89頁。

41 『電信電話事業史』6巻、126～128、136～137頁；『電話事業二十五年小史』90～91頁；藤倉電線社史編纂委員会『藤倉電線社史』1973年、154～155頁；『電線史』67、90～91頁。電話機類については、製造企業は数社に限られていたことから製造所を指定する必要はなく、後述のように、仕様書に指定製造所が明記されるようになるのは、関東大震災以降であったと考えられる。ただし、それ以前に指定を受けたと記載している社史等もあり、実質的な製造所指定を意味していると思われるが、震災以前から仕様書による製造所指定が開始されていた可能性もある。

42 『電信電話事業史』6巻、129頁；『電線史』59、67、89頁。

43 会田邦太郎編『青山禄郎』（青山禄郎伝記刊行会、1942年）では、ヒーリング商会の中村幹治が、自身の後任として青山を推薦したとされる。下風憲治『ダットサンの忘れえぬ七人』（三樹書房、2010年）では、通信次官・田健治郎の依頼とされるが、その出典となっていると思われる青山の「手帳」（会田『青山禄郎』や安立電気株式会社『創立30年史』（1964年）では「日記」として使用されている）の所在は、管見の限り不明である。

指名を受けていった<sup>44)</sup>。第二次拡張計画の実施以降は、他にも電線製造企業への転籍者が目立つようになり、斎藤正平が藤倉電線へ、畑英三郎が横浜電線製造へ、湯川寛吉が住友へ転籍した。11年に逓信省が電話拡張調査会を設置し第三次拡張計画の立案に着手すると、藤倉電線は工場を拡張し、古河の傘下に入った横浜電線製造は紙ケーブルの試作に取り掛かるとともに

氏名	転籍前の部署・職位等	辞官・転籍年	転籍先など
1 沖 牙太郎	工部省製機掛	1881年	明工舎を設立。89年に沖電機工場に改称。99年に合名会社沖商會を設立するが、翌年解散し匿名組合沖商會。1907年に合資会社沖商會。12年に沖電気株式会社を設立し17年に沖商會を合併。
2 田中久重(2代目)	工部省製機掛	1882年	田中製造所を新橋から芝浦に移転させ、事業を拡大。田中製造所は、初代久重が75年に設立し、78年にその大部分を電信索製機所(のちの逓信省電信台用品製造所)に買い上げられ、従業員も同所職員となっていた。93年に三井へ経営が移り芝浦製作所。
3 三吉正一	工部省製機掛・技手	1883年	三吉電機工場を設立。藤岡市助の協力を得て電灯会社向けの発電機などを製造。98年の日本電気設立に合わせて同社に買収(三吉は日本電気顧問)。
4 加藤木重教	電気試験所・技手 / 東京電信学校(助教授)	1888年	田中製造所へ(電気部長に就任)。電気試験所では志田林三郎のもと電話機の研究に取り組む。89年に田中製造所を辞し渡米。ウエスタン・エレクトリック社で電話交換・電燈について学び翌年帰国し、三吉電気工場技師。
5 宮崎満豊		1886年頃	宮崎電線製造所を設立。19年に合資会社化。
6 前田武四郎	工務局・技手	1888年	電気器具輸入事業に失敗し、三井物産に入社。89年に日本電燈会社の技師長(志田林三郎の推薦)。93年に横浜のッキング商會に移籍し、居留地を対象に電灯事業を営む。ここでイギリス人のL.J.ヒーリングと知り合い、ヒーリング商會の代理店経営を勧誘され、96年に京橋にイギリス製電気製品を扱う日電商會を開業。武田が岩垂邦彦に協力し98年に日本電氣を設立し入社にあたり閉鎖。
7 伊藤 潔	電気試験所・技手	1889年	日本電燈会社へ。その後、田中製造所に移り、さらに93年に沖商會に転じる(のち沖電気株式会社の常務取締役就任)。
8 潮田傳五郎	電務局・技師	1893年頃	芝浦製作所へ。
9 石黒慶三郎	電信台用品製造所	1895年	杉山健太郎と石杉社を設立。のち石黒の個人経営となり、1908年に阿部電線製造所と合併し共立電機電線株式会社。23年に経営不振で整理に入り共立電機株式会社となる(相談役に青山禄郎を迎える)。31年に安中電機製作所と合併し安立電機株式会社。
10 杉山謙太郎	電信台用品製造所	1895年	石黒慶三郎と石杉社を設立。
11 江橋 親	技手	1898年	日本電氣へ。逓信省に入る前は芝浦製作所勤務。日本電氣ではウエスタン・エレクトリック社に派遣。
12 吉田正秀	電務局・技師(電務局長)	1898年	官制改正(電務局と郵務局が合併し通信局)に伴い廃官。逓信省囑託として99年に中国の電気事業を視察後、沖牙太郎と合名会社沖商會を設立。しかし1901年に沖商會は解散され匿名組合となり、同年吉田は再度中国へ渡り06年に帰朝。
13 中山一郎	通信局	1900年	日本電氣へ(大井才太郎の推薦)。
14 青山禄郎	通信局・技師	1904年	ヒーリング商會へ入社し、同社東京出張所支配人に就任(17年に辞し顧問)。08年に石黒慶三郎設立の共立電機電線の相談役(28年社長)、10年に藤倉電線取締役就任。13年に安中常次郎の懇請により石黒とともに安中電機製作所を合資会社化し社長に就任。15年に日本国産株式会社を設立し代表取締役。共立電機や安中電機などを傘下に入れるが、投資の失敗により31年に解散。それに伴い安中電機と共立電機が合併し安立電機株式会社(相談役に就任)。
15 松代松之助	電気試験所・技師	1905年	日本電氣に入社し無線事業に貢献。32年の住友合資の日本電氣への経営参加により取締役を辞任。逓信省在籍時所属時に技術調査会メンバー。
16 湯川寛吉	大臣官房参事官 / 東京郵便電信学校(校長)	1905年	住友へ転じ本店支配人に就任。住友の電線事業の中心となり、秋山武三郎や利光平夫を逓信省から招く。住友退職後、貴族院議員。
17 斎藤正平	通信局・技手	1907年	藤倉電線へ。化学実験に従事。
18 畑 英三郎	通信局・技師(電話技術長)	1909年	横浜電線製造に入社し技師長に就任。11年に日本電氣に移り工場長兼販売部長(ケーブル事業)を経て同社取締役。逓信省在籍時に技術調査会メンバー。
19 本郷熊吉	電気試験所	1910年	安中電機製作所に入社し技術部長に就任(烏潟右一の推薦)。電気試験所では無線電信研究に従事。

44 会田『青山禄郎』74~78、352頁。製造所指定を受けるには転籍者の存在は重要で、1925年に電線工場をもった日立製作所(電線部)によると、「逓信省の指定は、仕様書に合格するだけではいけないので、他に色々な条件があるようで」、同社は「普通の人と同じように、その人(逓信省からの転籍者…引用者による)の技柄によつて待遇するので、却つて逓信省の感情を害しマイナスの結果を生じる」という懸念から技術者を招聘しなかったが、次第にその必要性を感じるようになった(『電線史』159~160頁)。

氏名	転籍前の部署・職位等	辞官・転籍年	転籍先など
20 秋山武三郎	横浜郵便局・技師（工務課長兼電話課長）→ 韓国統監府（のち朝鮮総督府）通信局・技師	1911年	住友伸銅場へ（住友伸銅場から住友電線製造所の独立に合わせて入社）。副支配人に就任。25年に常務取締役、20年に藤倉電線の監査役に就任。25年に中華電気製作所の監査役に就任。32年の住友合資の日本電気への経営参加に伴い日本電気取締役会長に就任。
21 山岸治之助	逓信省・技師 → 朝鮮総督府通信局・技師	1911年頃	住友電線に入社しケーブル製造に従事。
22 飯田 登	電気試験所	1914年	飯田電気商会を設立。主に朝鮮・満州に電気諸機械を製造・販売。
23 玉木辨太郎	電気試験所・技師 → 東京郵便局・技師（工務課長）	1915年	沖電気に入社し顧問に就任。
24 五十嵐秀助	通信局・技師	1915年	三井物産会社の中国（漢江武昌）電話改良事業顧問に。当該事業完了後、20年より共立電気電線、諏訪工業、東洋木材防腐の顧問に就任。
25 土岐重助	電気試験所・技師	1916年	沖電気へ（無線専門技師）。研究設備が不十分で1年で電気試験所に戻る。
26 小島 潔	電気試験所	1916年	匿名組合日本無線電信機製造所へ（鳥潟右一の推薦）。17年に合資会社化し技術部長、20年に日本無線電信電話株式会社（のち日本無線株式会社）の取締役技師長に就任。
27 利光平夫	通信局・技師（工務課長）	1916年	住友電線製造所に入社し所長に就任（湯川寛吉の推薦）。18年に藤倉電線取締役。20年に日本電力株式会社取締役。逓信省在籍時に技術調査会メンバー。第二次電話拡張計画に参画。
28 平田理助		1917年	住友電線製造所へ。
29 棟居喜久馬	電気局（電気局長）	1917年	東京電気株式会社顧問に。18年に東亜電機株式会社を設立。同時に逓信省から多くの技術者が転籍。23年に鮎川義介の経営傘下に入り、34年に国産工業に合併。国産工業は37年に日立製作所に合併され、日立製作所戸塚工場となる。
30 関口直之	電気試験所	1917年頃	沖電気へ。土岐重助に続く。無線機器の製造のため。
31 関 五郎	通信局工務課	1918年	住友電線へ（利光平夫の推薦）。海底線の製造に従事し、35年に退職後、嘱託として日本海底電線に入社し製造部長兼技術部長に就任。
32 若目田利助	通信局・技師	1918年	日本電話工業を設立。37年に日本通信工業。逓信技師時に英米留学し電話について研究。第二次電話拡張計画に参画。
33 大屋 敦	電気局・技師	1918年	住友合資会社へ。のち同社総務部長兼経理部長。他に日米板硝子、九州送電、東洋窒素工業、日本ビクター蓄音器の取締役。
34 大井才太郎	通信局・技師（工務課長）	1919年	後進に道を譲るため官を辞し、17年に電気学会会長に就任。19年に岩垂邦彦の要請で日本電気取締役就任。1890年の東京・横浜電話交換局創設主管、第一次電話拡張計画の原案起草者。
35 志田文雄	通信局・技師	1919年	住友電線製造所へ。技師長・技術部長などを兼任し、ケーブルの研究・製造に従事。31年に住友電線取締役就任。住友合資の日本電気への経営参加に伴い32年に日本電気専務取締役就任。志田林三郎の息子。
36 脇坂貴一	電気試験所・技師	1919年	藤倉電線に入社（技術課長と工務部長を歴任）。23年に日本国産に転じ、27年に安中電機製作所常務取締役、31年に安立電気設立常務取締役。
37 清水與七	電気試験所・技師	1919年	東京電気株式会社に入社し、参事及び工業部長就任。
38 玉木繁治	通信局・技師	1919年頃	安中電機製作所へ。工務課技師の佐伯美津留を中心に研究された無線の製造を行う。20年に本郷熊吉と安中電機製作所を退社し東京無線電信電話製作所を設立（陸軍技師であった門岡速雄らにより20年に設立された帝国無線電信機製作所と22年に合併し東京無線電機株式会社）。
39 大畑源一郎	東京通信局・技師	1920年	日本電気へ。副工場長として入社。23年に大畑の後任として三田工場長兼取締役、26年に岩垂邦彦に代わり専務取締役に就任。
40 田代 常	通信局・技師 → 東京通信局・技師	1920年	共立電機電線株式会社に入社し常務取締役に就任。その後、退社し、藤倉電線株式会社取締役兼工場長に就任。逓信省在籍時に技術調査会メンバー。
41 利根川守三郎	電気試験所・技師（電気試験所長）	1920年	古河電気工業に取締役として数名の技師と入社。電話機製造を目的とした電機製作所の設立に伴い招聘され同所所長。同所事業は29年に富士電機製造へ移管され35年に富士通信機製造に分離・独立。逓信省在籍時に技術調査会メンバー。
42 津守英五郎	電気試験所・技師 → 農商務省実業実習生（GEで無線研究）	1921年	安中電機製作所技術顧問。23年に吉村商会（津守は同社社長・吉村鉄之助の義甥）へ入社。24年に東洋無線電信電話株式会社を設立し、無線機製造を開始。漁業用無線機を供給したほか、搬送機の国産化につとめ30年に指定メーカーに。38年に明昭電機株式会社（東洋無線電信電話が28年に海軍省指定工場になったのを機に設立され、津守が専務）を合併し東洋通信機株式会社。
43 肥後八次	電気局（電気局長）	1922年	住友電線製造所へ。病気による利光平夫の常務取締役辞任と同時に逓信省から招かれ常務取締役に就任。同様に23年に日本電気、藤倉電線、支那興業、中華電気製作所の取締役に就任。
44 永井省三	通信局・技師	1922年	藤倉電線からの招聘により辞官し入社。同社製作部長に就任。

氏名	転籍前の部署・職位等	辞官・転籍年	転籍先など
45 北村政治郎	電気試験所・技師	1924年	安中電機製作所や沖電気の東京電気研究所などの嘱託となり、無線研究を行う。25年に東京中央放送局技術部長。電気試験所では、鳥羽右一と横山英太郎（辞官後、国際電気通信株式会社常務取締役）とTYK式無線電話機を発明。
46 丹羽保次郎	電気試験所・技師 / 東京帝大（講師）	1924年	日本電気へ（大井才太郎と大畑源一郎の推薦）。32年に技師長に昇任し、工業部の研究課長・技術課長を兼任。
47 鈴木 恵	電気試験所・技師	1925年	住友電線製造所へ。工場内での検査の拡大（関東大震災復興用品について、注文先への搬入後試験から工場内試験に変化）に伴い招聘され入社。
48 内田嘉吉	通信省・次官 → 貴族議員	1925年	沖電気顧問に就任し外国資本との技術提携を实行。後に日本無線電機株式会社を設立し社長に就任（沖へ機器発注）。
49 町田勝太郎	通信局外信課	1925年	日本電気へ。34年に安藤電機株式会社常務取締役、36年株式会社坂本製作所取締役社長、37年日本通信工業株式会社取締役支配人。
50 堀江貞次郎	電気試験所・技師	1927年	共立電機株式会社に入社し技師長に就任（青山祿郎が迎え入れる）。29年に同社取締役、31年安立電機取締役工務部長に就任。搬送電話や自動電話交換機関係の研究制作に尽力。
51 松尾俊太郎	東京通信局・技師	1927年	黒沢商店へ。印刷電機機の開発を担う。
52 別宮貞俊	電気試験所・技師	1930年	住友電線製造所の研究部へ。電気試験所で送電関係の実験を行う。
53 木村久次	電気試験所・技師	1930年	藤倉電線技術部長就任。無装荷ケーブル及び同軸の開発を担う。
54 川住鏡四郎	電気試験所・技師（第二部長）	1931年頃	沖電気へ。ただし転籍前から同社嘱託。
55 磯 英治	電気試験所・技師	1932年	安立電気へ。
56 稲田三之助	工務局・技師（工務局長）	1932年	日本電気と住友電線製造の顧問に就任。住友電線製造所では海底電線製造に尽力。35年に日本海底電線株式会社の顧問に就任。
56 福田舜一	電気試験所・技師	1932年	藤倉電線へ。無装荷ケーブルの研究のため。電気試験所では通信ケーブル用測定器の国産化を実現。
57 篠田 耕	技師	1933年	富士電機株式会社へ（電話部主任）。シーメンス式自動交換機の製造に携わる。

注) 空欄は不明。

資料) 加藤木重教『日本電気事業発達史』後編、電友社、1918年；無線電報通信社編『日本無線電信年鑑 大正10年度』1921年；電気タイムス社編『電気事業五〇年史』1922年；帝国秘密探偵社編『大衆人事録』第3版、1927年；人事興信所編『人事興信録』第9版、1931年；大阪通信局監督課『電信電話座談会記録』1940年；会田邦太郎『青山祿郎』青山祿郎伝記刊行会、1942年；田村榮太郎『日本電気技術者伝』科学振興社、1943年；電波管理委員会『日本無線史』第11巻、1951年；日本電線工業会編『電線史』1959年；通信外史刊行会編『通信史話』中巻、電気通信協会、1962年；稲田三之助伝刊行会編『稲田三之助伝』電気通信協会、1965年；『職員録』及び『通信省職員録』各年版；東京芝浦電気『芝浦製作所六十五年史』1940年；住友電気工業株式会社『社史 住友電気工業株式会社』1961年；安立電気株式会社社史編纂委員会『創立30年史』1964年；富士通信機製造株式会社社史編纂室編『社史』1964年；日本無線株式会社『日本無線55年の歩み』1971年；藤倉電線社史編纂委員会『藤倉電線社史』1973年；東洋通信機株式会社編『50年のあゆみ』1974年；日本経営史研究所編『沖電気100年のあゆみ』沖電気工業株式会社、1981年；日本経営史研究所『創業100年史』古河電気工業株式会社、1991年；日本電気社史編纂室『日本電気株式会社百年史』本編、2001年；高橋達男『日本資本主義と電信電話産業』高橋達男氏追悼事業委員会、1978年；河西棟馬『「後進国」日本の研究開発』名古屋大学出版会、2024年などより作成。

【表3】工部省・通信省から民間企業への転籍者

ケーブル工場建設に着手し、住友は秋山武三郎や山岸治之助らを迎え、住友電線製造所を開設したのであった<sup>(45)</sup>。

## 2 第一次世界大戦期から関東大震災前

### (1) 電気通信網の構築：市内電話の拡張と無線設備の建設

大戦期になると産業発展に伴って電話需要は急増し、1916年度から第三次電話拡張計画が実施された。同計画は、当初は国庫負担金や至急開通料・寄付金など総額2,250万円を財源とする20年度までの継続5ヵ年計画であったが、電話不足と市外線の深刻な輻輳問題に対応し、17年に公債を財源とした総経費3億2,800万円の11ヵ年継続事業に拡大した。さらに15年度に請願通信施設規則の対象範囲が、電信から電話に、さらに町村から個人に拡大され、同規則による電話の設置も進んだ。電話市価は高騰し（表2-1参照）、大都市では電話交換業務が膨大になり、通信省は自動交換機の導入を検討し始めた<sup>(46)</sup>。通信省は、回線の約3割が過重負担の

45 住友電気工業株式会社編『社史住友電気工業株式会社』1961年、140頁。

状態であった電信についても、20年度より公債を財源とする継続7ヵ年の拡張改良計画を実施することにした。しかし、大戦期には機器類の供給力の問題や人手不足により、通信省は通信設備を十分に拡張することができなかった<sup>(47)</sup>。

また、大戦期には世界的に無線技術が発展した。1914年の国際会議での決定を受け、翌年日本では無線電信法が制定され、同法に基づき、通信省は私設の無線電信電話の許可・承認を行なった。民間に設備費を負担させる形で無線局（船舶無線局）が急増し（表2-2参照）、陸地・船舶間や船舶相互の無線通信が増加した。さらに陸地間相互の無線通信も行われるようになり、15年の落石無線電信局とロシアのペドロパウロフスク間の無線電信の開通に続き、翌年、船橋海軍無線電信所に船橋無線電信局が併設され、21年の磐城無線電信局の設置まで対米通信を担った。対中国関係では、日本は大北電信・大東電信の許容範囲内で上海-長崎間や佐世保-青島間などの海底電線を敷設したほか、列強による中国通信利権の獲得競争を背景に、無線を含む電信・電話借款を成立させていった<sup>(48)</sup>。

## (2) 通信機器・電線類の調達：5社による供給体制の確立

大戦期に通信省は、引き続き指名競争入札を実施して通信機器・電線類を調達した。第三次電話拡張計画の実施に伴う電話機器・電線類の需要増加と輸入減少を背景に、既存企業が生産を拡大する一方、新企業も設立された。表4は、1917、19、21年度の主要企業の通信省への納入状況を示している。電話機器では日本電気が60～70%と圧倒的シェアを占め、沖電気が15～20%と続いた。ケーブル類では、藤倉電線と横浜電線製造、住友電線製造所のシェアが高かった。大戦前に二大電線製造会社としての地位を確立していた藤倉電線と横浜電線製造に対し、大戦期に住友電線製造所が急成長し、激しい製造・販売競争が展開された<sup>(49)</sup>。WE社から技術導入しつつ11年に横浜電線より畑英三郎を迎えて鉛被紙ケーブルの試作を行っていた日本電気も、ケーブル生産を本格化させたが、同社の納入シェアや利益率は上がらなかった。また銅価格の不安定さもあり、日本電気はケーブル事業を住友電線製造所へ委譲した<sup>(50)</sup>。こうして国産化が進むとともに、通信機器類は日本電気と沖電気、電線類は横浜電線製造（20年に古河電気工業）と藤倉電線、住友電線製造所を中心とする供給体制がほぼ確立した。なかでも日本電気への通信省の依存度は極めて高く、日本電気の独占的な供給のあり方に対し、元電気局長・棟居喜久馬や技術者を迎えて設立された東亜電機や元通信局技師・若目田利助により設立された日本電話工業が、通信省の「支援」により大戦後に競争に加わったという<sup>(51)</sup>。

46 『通信事業史』4巻、148～149、561～562頁；稲田三之助「過去二十年間に於ける電信電話の発達」『通信協会雑誌』238号（1928年6月）、95頁。

47 『通信事業史』3巻、765頁；「第四十一回帝国議会貴族院予算委員第五分科会（農商務省、通信省）議事速記録 第四号」1919年2月27日、31～34頁。

48 『通信事業史』3巻、548、569頁；『通信事業史』4巻、724、726頁；畠山「最近二十年間に於ける電信電話事業の大観」82～83頁。中国における無線通信の覇権争奪については有山『情報覇権と帝国日本』Ⅱ、第2章を参照。中国への通信借款と日本企業の中国市場への参入については、正田泰行「日本の対中国電気通信投資について：借款を中心に」逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版、1983年を参照。

49 古河電気工業株式会社編『創業100年史』1991年、113～114頁。古河は、横浜電線製造へ資本参加するとともに、その他電線企業を傘下に組み込みながら生産を拡大し、1920年に横浜電線製造と日光電気精銅所を合併し古河電気工業を設立した。

50 『日本電気株式会社百年史』91～93、104～106頁。住友電線製造所は、日本電気からケーブル事業を委譲され1920年にWE社と提携したことにより重信ケーブル製造への進出が可能になり、それに対し古河電気工業はシーメンスと提携し重信ケーブルの製造に着手したが、震災で工場建設が遅れた（『社史住友電気工業株式会社』465～467頁；古河電気工業株式会社編『創業100年史』182～183頁）。

51 岡本終吉編『岩垂邦彦』岩垂好徳、1965年、235～236頁。

	1917年度		1919年度			1921年度		
	電話機器	電話ケーブル	電話機器	局内ケーブル	鉛被紙ケーブル	電話機器	局内ケーブル	鉛被紙ケーブル
日本電気	907 (59%)	61 (11%)	3,139 (75%)	542 (41%)	312 (26%)	5,500 (67%)	940 (35%)	-
沖電気	272 (18%)	0 (0%)	691 (17%)	225 (17%)	0 (0%)	1,230 (15%)	606 (23%)	-
吉村商会	32 (2%)	0 (0%)	209 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	303 (4%)	-	-
共立電機電線	97 (6%)	0 (0%)	29 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	108 (1%)	20 (1%)	-
東亜電機	-	-	-	-	-	343 (4%)	-	-
日本電話工業	-	-	-	-	-	293 (4%)	-	-
横浜電線製造	0 (0%)	330 (57%)	0 (0%)	0 (0%)	577 (48%)	-	-	1,061 (44%)
藤倉電線	161 (10%)	115 (20%)	0 (0%)	-	72 (6%)	-	952 (36%)	726 (30%)
住友電線製造所	0 (0%)	69 (12%)	0 (0%)	0 (0%)	240 (20%)	-	-	650 (27%)
東京電線	-	-	-	-	-	-	132 (5%)	-
ヒーリング商会	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	555 (42%)	0 (0%)	-	-	-
その他	65 (4%)	-	118 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	435 (5%)	-	-
通信省向け(計)	1,534 (100%)	575 (100%)	4,186 (100%)	1,322 (100%)	1,201 (100%)	8,212 (100%)	2,650 (100%)	2,437 (100%)
通信省以外(計)	1,999	239	2,111	-	199	2,558	128	950

注) 当時の日本電気の調査による。  
資料) 『日本電気株式会社百年史』93頁より作成。

【表4】通信機器類・電線類製造企業の通信省向け販売状況(単位:1,000円)

大戦期の経済環境下で、こうした通信機器・電線類製造企業への転籍者が急増した(表3参照)。企業側からみると、通信省との関係強化という意図はあるにしても、大戦期には特に技術導入という意図が強く働いたと考えられる。主要な転籍先であった住友電線製造所は、1916年に利光平夫を迎え新工場での製造を拡大し、17年に平田理助、18年には利光の推薦により関五郎を迎え海底電線の製造に取り組んだ<sup>(52)</sup>。他方で、通信省内にも転籍を促す要因があった。1899年の文官任用令の改正以降、理系と文系で官僚の待遇に大きな格差が生じており<sup>(53)</sup>、通信省では93年の官制改革で工務局が通信局工務課となっていたが、1919年には地方通信官署改正により工務部が工務課に降格し、「技術系の進路は至るところ頭打ちの有様となつた」のである。「工務課長に甘んじていた」という利光や大井才太郎らが転籍したほか、「志田文雄、大畑源一郎など血の気の多い連中は辞表を提出して、日本電気とか住友電線とか民間会社へ転出した」。18年に電気試験所が大臣直轄の独立官衙となったのに伴いその所長に昇進した利根川守三郎も、電話機器製造に着手した古河電気工業に20年に転籍した。将来的な展望を持たず、給与面で優れた民間企業へ転籍する技術者は少なくなかった<sup>(54)</sup>。

無線機器製造企業の設立や既存の通信機器製造企業による無線部門への参入が多かったのも、大戦期の特徴であった。例えば、1915年に匿名会社日本無線電信機製造所が設立され、同社は元電気試験所技師の小島潔を迎え、ドイツのテレフンケン会社からの技術導入により真空管の開発を開始した<sup>(55)</sup>。青山禄郎が経営に関わっていた安中電機製作所や共立電機電線は<sup>(56)</sup>、すでに通信省及び陸海軍の指定製造所となっており、特に安中電機製作所は各省の研究・開発による試作品の製作を担うなど無線機製造をリードしていたが、大戦期には通信省の内意を受け無線取扱者養成のために帝国無線講習会を社内を設置した。一方、共立電機電線は船舶無線

52 『社史住友電気工業株式会社』315頁。

53 鈴木淳『科学技術政策』山川出版社、2010年、36~38、42~45頁。

54 進藤『通信事業と通信人』176~177頁；「第四十一回帝国議会貴族院予算委員第五分科会(農商務省、通信省)議事速記録 第四号」1919年2月27日、32頁。

55 日本無線株式会社『日本無線55年の歩み』1971年、11~13頁。

56 青山は、1915年に日本国産株式会社を設立し、電燈・電球会社も含め自身が経営に関与する企業への投資を行なった。青山は、ヒーリング商会東京出張所から近距離にある通信省に頻繁に出向き各局長・課長らと懇談し、通信省や通信機器・電線製造企業の「まとめ役」的な立場にあった。中国における電球製造を目的とした支那興業株式会社も、青山が古河や住友、三井、東京電気などを誘って1917年に設立された(会田『青山禄郎』56~88、101~103、311~313、340~341頁；下風『ダットサンの忘れえぬ七人』68~70頁；『社史住友電気工業株式会社』197、287、304~307頁)。

機の製造に乗り出し、ほかにも沖電気が新たに無線部門を設置した。沖電気は、電気試験所技師の鳥潟右一が中心に進める無線機の試作や無線機部品の製作を開始し、電気試験所と協力して真空管の研究も行いつつ、16年に同所から土岐重助と関口直之を迎えて無線工場を新設した。通信局工務課技師の佐伯美津留を中心とした研究・設計による無線機は、引き続き安中電機製作所で製作されたが、佐伯の直属の技師・玉木繁治が同社に転籍し、すでに同社に転籍していた本郷熊吉とともに20年に東京無線電信電話製作所を設立すると、製作先は東京無線電信電話製作所になった<sup>(57)</sup>。このように、無線技術者の転籍には、開発した通信機の製造及び実験場を確保する意味合いがあり、無線技術者は「上の人の命令ですこへいけ、ここへ行けといわれれば役人をやめてその命令に従つてどこへでも行つた」<sup>(58)</sup>という。

### 3 関東大震災以降

#### (1) 電気通信網の構築：市外電話の拡張と無線施設の拡充

1920年代の電気通信事業は、関東大震災後に通信省が電話の自動交換化と放送用無線電話（ラジオ放送）の二大方針を決定したことから、電信事業から電話や無線事業への移行が急速に進んだ。第三次電話拡張計画は震災も重なり10回もの改定を余儀なくされたが、20年代に急増した通信省事業費の過半が、電話事業に向けられることになった<sup>(59)</sup>。

電信と電話の拡張（改良）計画は、大戦後の行財政整理の影響を受けた後、関東大震災を機に公債発行が打ち切られた。電信拡張改良計画は、第一次（1920～26年度、予算総額7,380万円、実行額4,391万円）と、第二次（1929～32年度、予算総額700万円、実行額641万円）が一般会計の支弁により実施された<sup>(60)</sup>。他方で、第三次電話拡張計画は、24年度に総額1億6428万円の7ヵ年継続事業に縮小され、至急開通料や寄付金、電話料の値上げを通じた受益者負担による建設方針がとられた。しかし、積滞数の急増や市外通話の輻輳を背景に25年度の改訂で計画は再び拡大され、全都市を対象とした電話特別開通規則<sup>(61)</sup>に基づく受益者負担による市内線の架設と、電話料の値上げなどを財源とする市外線の架設が進められた。第三次拡張計画の33年度までの実行額は4億7329万円、増設加入者は55万人、増設市外線は23万キロメートルに達した<sup>(62)</sup>。

第三次電話拡張計画を通じて通信省は、通信の長距離化や電話線のケーブル化・地下ケーブル化を進めたほか、手動式から自動式へと通信方式を変更した。電話線路距離は、1920年度の1.7万キロメートル（うち市外線0.8万キロメートル）から30年度の5.7万キロメートル（同1.8万キロメートル）に増加し、電信線路を上回った（表2-1、表2-2参照）。電話線条距離は、主として市内電話のケーブル化に伴って20年度の139.5万キロメートルから30年度までに527.5万キロメートルに急増したが、市外長距離電話にもケーブルが使用され始め<sup>(63)</sup>、市外電話線条距離も電信線条距離を大きく上回るようになった。他方、20年代以降の電信線路・線条の増

57 日本無線史編纂委員会編『日本無線史』11巻、電波管理委員会、1951年、1～5、27～28、51～52頁；加島倫編『日本無線電信年鑑』無線電報通信社、1921年、2、5頁。

58 山根重次「本郷熊吉さんの手紙」『電波時報』18巻2号（1963年2月）、39頁。

59 杉山「通信省財政と産業政策」8～10頁。

60 『通信事業史』3巻、752～753、759～760頁。

61 同規則の制定に伴い、至急開通制度や寄付開通制度は廃止された。

62 『通信事業史』4巻、565～573頁。

63 『通信事業史』4巻、457～458頁。

加は緩慢であったうえ、電報発進数から判断しても電信はほぼ限界に達していた。電話が長距離通信手段としての地位を確立するとともに、電信は市外電話に代替されていき、電信収支は赤字化した<sup>(64)</sup>。

こうした1920～30年代の通信網の拡張は、真空管の開発をはじめとする技術進化に支えられていた。長距離通話では、裸線からケーブル（20年代以降は特に重信回線を得られる重信ケーブル<sup>(65)</sup>）への移行と並行して真空管による搬送技術や中継技術が進化し、1回線で複数の異なる周波数を用いて信号・データを伝送できる搬送多重通信が実現した。搬送多重通信は、通信設備の建設費の抑制につながり、28年に東京-青森間や東京-大阪間、熊本-鹿児島間に搬送電話が、北海道-青森間に搬送多重電信が開通した。搬送多重通信は、内地と植民地を結ぶ海底ケーブルにも適用され、32年に釜山-下関間で搬送多重電信とその電話線化（通話）に成功し、翌年に東京まで延長された<sup>(66)</sup>。

無線事業も真空管技術により発展した。ラジオについては、1923年12月に放送用私設無線電話規則が制定され、それを受け東京・大阪・名古屋の3放送局が放送を開始した。その後、放送事業は26年創立の日本放送協会のもとに統合され、同年度から30年代にかけて1～3期の拡張計画が実施され<sup>(67)</sup>、ラジオ視聴加入者は35年度に241.8万人に達した（表2-1参照）。対外無線については、長距離無線電信に使用できる良好な長波数に限界があったことから、その先取りのため各国が建設を急いでいた。また対米通信に対する民間の需要も多く<sup>(68)</sup>、日本政府は、財源不足による建設の遅延を回避するために、25年に特別法により日本無線電信株式会社を設立し、同社が国際無線電信設備の建設・保守を担い、運用は政府（逓信省）が行うこととした。同社の設立によって、建設された無線電信設備は、その後、対米通信の東京無線電信局での中央通信方式の採用に伴い、同局の下に配置されていった。同局は、基隆・京城・大連などの対植民地通信や、札幌・金沢・大阪などの国内都市との無線連絡の中心機関にもなった<sup>(69)</sup>。こうした長距離無線電信は、20年代後半に長波から短波へと切り替えられ、さらに短波の実用化に伴い各国の無線電話設備の建設も加速すると、日本政府は無線電信の場合と同様の理由から32年に国際電話株式会社を設立した<sup>(70)</sup>。

以上のような1920年代以降の技術進化は、電信と電話、有線と無線という区別を取り払い、電気通信という枠組みのもと、技術的には電信と電話のケーブルの共用や電線路の統一を可能にした<sup>(71)</sup>。しかし、20年代末から電話民営論が再燃したように、電話拡張のための予算制約

64 1933年度に電信は1,000万円の欠損を、電話は5,600万円利益を出していた（「第六十四回帝国議会衆議院通信事業特別会計法案委員会議事録 第四回」1933年3月3日、5頁）。

65 重信ケーブルは、普通ケーブルと同じ対数で1.5倍の回線を得られた（秋山武三郎「我国電線工業の近況」『工政』126号1930年6月、41頁）。

66 『逓信事業史』3巻、487～488頁；『逓信事業史』4巻、17～38頁；稲田「過去二十年間に於ける電信電話の発達」94～95頁。こうした技術は、1930年代後半に帝国日本の長距離電話網を形成する無装荷ケーブルの開発につながっていった。

67 日本放送協会編『日本放送史』1951年、551～544頁。

68 日本無線史編纂委員会編『日本無線史』5巻、電波管理委員会、1951年、161～164頁。1919年に渋谷栄一や大倉喜八郎らによって日米電信株式会社の設立案が出願され、有線・無線両方の建設が計画されていた。

69 1924年に東京無線電信局が設置され、従来対米通信を担っていた船橋無線局の送信機が同局に移設された。一方、日本無線電信の設立にあたり、磐城無線電信局（21年開局）の原町送信所（福島）と富岡受信所（福島）の設備は同社に払い下げられ、その後、原町送信所や日本無線電信が施工した富岡受信所（埼玉）などは東京無線電信局の分室となった。対植民地連絡無線設備として1923～25年に設置された検見川送信所（千葉）や岩槻送信所（埼玉）も26年に同局に移転された（中上豊吉「東京無線電信局」『逓信協会雑誌』241号、1928年9月、35～49頁；稲田「過去二十年間に於ける電信電話の発達」96～97頁；『逓信事業史』4巻、846～851頁）。

70 『逓信事業史』4巻、721～722頁；『日本無線史』5巻、400～407頁。

は一層厳しくなった。通信省は、財政的には「大蔵省がやかましくいうので」「電信は電信の経費でできることをし、電話は電話で支弁していくというような考え」のもと、通信設備の整備拡張を進めた<sup>(72)</sup>。財政的にも電信と電話のケーブルの併用や電線路の統一が可能になるのは、特別会計への移行後であった。

1934年度の通信事業特別会計への移行に伴い、電信拡張改良費と電話交換拡張費は統合されて電信電話設備拡張改良及補充費という一元的予算となった。電信と電話の合同計画において通信省は、市外電話の整備拡張を赤字に悩む「電信更生」の基礎とし、設備の老朽化と多種性の問題を抱えた電信の修繕を連携させて行うこととした<sup>(73)</sup>。そして、36年度の電話拡張計画の改訂により、市外電話回線の整備拡張を「我国独特の最近技術たる無装荷搬送方式」を採用して進めることにし<sup>(74)</sup>、主要電信線路の一部は市外電話ケーブルを利用した搬送式電信に改装していった<sup>(75)</sup>。計画の改訂は独立会計以降も繰り返され、特に37年の日中戦争の勃発により大幅な予算縮小を余儀なくなれたが、無装荷ケーブルによる「東亜通信網」の構築が進められ、39年に東京-奉天間が開通した。その前年には、対外無線の統一のため、日本無線電信と国際電話の合併により国際電気通信株式会社が設立され、同社は無線設備に加え日滿通信ケーブルも含めた帝国の電気通信の建設・保守の統括的役割を担っていった<sup>(76)</sup>。

## (2) 通信機器・電線類の調達：指名競争入札から随意契約へ

震災復興に伴って、資金や技術的問題から先送りされていた自動電話交換機の導入と無線化（無線電信、ラジオ）、さらに電線の地下ケーブル化や長距離回線のケーブル化が進められた。それに必要な通信機器・電線類の調達を主導したのは経理局で、1924年に経理局用度課が経理局需品課に改称され、通信局が掌握してきた予算や調度事務が経理局需品課に移され、予算の効率的利用が図られた。さらに翌年の官制改正で、通信局は郵務局と電務局に分けられ、新たに工務局が設置された<sup>(77)</sup>。こうした改正は緊縮財政に伴うもので、通信省は厳しくなる予算制約に対応して調達を組織化していく必要に迫られた。同時に、25年に商工省に国産振興委員会、大蔵省には海外払節約委員会が設置され<sup>(78)</sup>、国産奨励運動が展開される状況下で、通信省は自動交換機や海底電線などの国産化にも取り組む必要があった。25年度の通信省の物品関連予算6,800万円のうち電信電話用が6,000万（うち本省4,100万円）を占め、輸入額は自動電話交換機だけで1,000万円を超えた<sup>(79)</sup>（図1参照）。

そこで経理局は、自動交換機をはじめとする機器類についても仕様書により製造所を指定した。指定条件は、資産・信用が確実なもの、且つ設備を完備し技術が優秀であることとされ、

71 安中義禕「特別会計制度の実施に直面し電信電話工事の合理化経済化に就て」『通信協会雑誌』310号（1934年6月）、3～4頁；河西『「後進国」日本の研究開発』333～334頁。

72 通信協会主催「電信七十年電話五十年記念座談会（二）」『通信協会雑誌』388号（1940年12月）25～26頁。

73 渡邊音二郎「電信電話拡張改良計画に就て」『通信協会雑誌』346号（1937年6月）、24～28頁；平澤要「電気通信事業の展望」『通信協会雑誌』341号（1937年1月）、7頁。

74 『通信事業史』4巻、585頁。

75 『通信事業史』3巻、432、490～492頁。電信線は鉄線から銅線に改め、線路の形式もなるべく市外電話と一致させていったために、統計上、電信線路・線条距離は減少傾向にあったという。

76 『通信事業史』3巻、491、817～825頁；『通信事業史』4巻、580～598、853頁；高橋『日本資本主義と電信電話産業』35～38頁。

77 『電信電話事業史』6巻、10、63、137頁；『通信事業史』4巻、140頁。

78 日本電信電話公社技術局『電気通信自主技術開発史』搬送電話編、電気通信協会、1972年、82頁。

79 富安謙次「事業用物品の調達に就て」『通信協会雑誌』205号（1925年9月）、4、7頁。

経理局が資産・信用を審査し、設備・技術については技術審議会に付議し決定した。国産化にあたっては、技術調査会において形式などに関する方針を決定するとともに企業を選定し、設計規格や1カ年当り購入数量、価格などを提示して試作を折衝し、試作品の試験の合格を経て採用を決定した<sup>(80)</sup>。

また経理局は、競争を担保するため複数の製造所を指定した。例えば2号自動式電話機や2号共電式卓上電話機の製造所には、1932年の段階で日本電気、沖電気、安立電機、東亜電機、日本電話工業の5社が指定されていた。自動電話交換機の導入においては、経理局はストロージャー式とシーメンス式の2方式を採用したうえ、各々の国産化のため複数の製造所を指定した。単一方式を主張した工務局との間に対立が生じたものの、経理局が2方式を主張した背景には、先に導入されたストロージャー式を、1社指定で代理店の日本電気を通じて購入契約したことについて、会計検査員や議会からの非難・警告を受けたこともあった。経理局は、ストロージャー式の国内の指定製造所として28年度に日本電気を認定し、翌年度以降、沖電気と東亜電機も認定した。シーメンス式は、その販売を担っていた富士電機製造（23年に古河電気工業とシーメンスにより設立、電話部門が35年に独立して富士通信機製造）が国産化を指示され、シーメンスの国産化承認により32年に製造を開始したが、同じ頃に日本電気にも国産化が指示され、各々33年、37年に国産化を実現した<sup>(81)</sup>。

経理局は、製造所の指定とともに随意契約を拡大した。1922年に逓信大臣と大蔵大臣の協議により、通信機器類は特殊需要品であることから随意契約が可能になっていたが、随意契約は製造所指定されたものだけに限定されていた。しかし、26年度の住友電線製造所・古河電気工業・藤倉電線の3社協定によるケーブルの随意契約の締結を皮切りに、経理局は指名競争入札を実施していたものについても随意契約に切り替えていった。当該協定は、3社が指定製造所となっている鉛被紙ケーブル21種について、住友36.5%、古河36.5%、藤倉27.0%の比率で注文することを規定していた。購入単価は、原価計算を基にあらかじめ業者側と協議し、物価や労銀に著しい変動や特殊の事情が発生しない限り変更されず、いずれの業者から購入する場合も、数量の多寡に関わらず同一とされた。これを協定価格とよび、協定価格の改訂や仕様書変更による価格変更などは、物品価格調査会（経理局需品課長、工務局の電信・電話・無線・調査の4課長などにより組織）で審議された。また経理局は、製造所の追加指定により協定価格を引き下げることもあった。追加指定は、既指定製造所の製品よりも品質が優れているか、従来の協定価格よりも低廉でなければ認められず、経理局は、ストロージャー式自動電話交換機の製造所に東亜電機を追加指定した際、既指定製造所であった日本電気と沖電気に対し、東亜電機と同一価格まで値引きに応じなければ優先的に東亜電機に発注することを伝えた結果、両者は値引きに応じたという<sup>(82)</sup>。

表5は、1926～37年度の逓信省の物品契約額を示している。各企業の種類別契約高が不明であるため、「種類別」の「通信機器類」と「電線類」の契約額と、「企業別」の「通信機器製造企業」と「電線製造企業」の契約額の小計は一致しないが、通信機器類も電線類も主要企業

80 北澤『逓信購買二十年の回顧』12～13頁；稲田三之助伝刊行会編『稲田三之助伝』電気通信協会、1965年、215～219頁。製造所指定においては、経理局と工務局の間で意見の対立があり、結局、事務審査委員会に付議し、委員会の主査を兼ねていた文書課長が「余り枳然としない裁定書の様なものを作り次官の採決を経て、両局の議を纏めた」という（北澤『逓信購買二十年の回顧』14頁）。

81 長谷川「逓信省購買と企業行動の変化に関する実証分析」14～15頁；北澤『逓信購買二十年の回顧』27～29頁；『電信電話事業史』6巻、7、154、158～160頁；『逓信事業史』4巻、335～336、412頁；工藤『日独企業関係史』202～213頁。

82 北澤『逓信購買二十年の回顧』12～20頁；稲田三之助伝』194～196頁；『電信電話事業史』6巻、8、130、160～161頁。

年度	種類別			企業別						
	通信機器類	電線類	合計 (その他を含む)	主な通信機器製造企業						小計
				日本電気*	沖電気*	共立電機 (安立電気)	東亜電機 (日立製作所)	富士電機製造 (富士通信機製造)		
1926	22,591	17,377	48,815	14,757 (68%)	3,619 (17%)	516 (2%)	260 (1%)	2,415 (11%)	21,567 (100%)	
1927	14,193	12,660	33,694	8,029 (72%)	2,226 (20%)	413 (4%)	153 (1%)	271 (2%)	11,092 (100%)	
1928	7,528	10,354	23,438	3,079 (61%)	928 (18%)	307 (6%)	165 (3%)	586 (12%)	5,065 (100%)	
1929	9,073	10,772	24,506	3,878 (63%)	1,369 (22%)	425 (7%)	323 (5%)	151 (2%)	6,146 (100%)	
1930	4,159	4,955	12,322	1,862 (67%)	381 (14%)	168 (6%)	171 (7%)	191 (7%)	2,773 (100%)	
1931	3,058	2,120	8,291	1,341 (54%)	510 (21%)	166 (7%)	150 (6%)	294 (12%)	2,461 (100%)	
1932	6,484	9,163	18,939	3,366 (57%)	1,169 (20%)	245 (4%)	415 (7%)	680 (12%)	5,875 (100%)	
1936	13,409	13,865	29,329	7,368 (49%)	1,759 (12%)	544 (4%)	3,280 (22%)	1,937 (13%)	14,888 (100%)	
1937	13,306	19,953	49,152	6,929 (54%)	2,314 (18%)	664 (5%)	1,866 (15%)	1,073 (8%)	12,846 (100%)	

年度	主な電線製造企業				輸入商	合計 (その他を含む)	*5社の 割合
	古河電気工業*	住友電線製造所*	藤倉電線*	小計			
1926	6,502 (42%)	6,377 (42%)	2,469 (16%)	15,348 (100%)	1,604	48,815	69%
1927	4,847 (48%)	3,158 (31%)	2,051 (20%)	10,056 (100%)	3,417	33,694	60%
1928	3,239 (38%)	3,889 (45%)	1,443 (17%)	8,571 (100%)	2,125	23,438	54%
1929	3,585 (41%)	2,773 (32%)	2,345 (27%)	8,703 (100%)	1,933	24,506	57%
1930	1,289 (31%)	2,151 (51%)	777 (18%)	4,217 (100%)	560	12,322	52%
1931	811 (45%)	585 (33%)	390 (22%)	1,786 (100%)	148	8,291	44%
1932	3,733 (42%)	3,259 (37%)	1,914 (22%)	8,906 (100%)	47	18,939	71%
1936	4,183 (37%)	4,456 (40%)	2,540 (23%)	11,179 (100%)		29,329	69%
1937	5,723 (36%)	6,152 (39%)	4,105 (26%)	15,980 (100%)		49,152	51%

注) 1926～32年度は通信省購入品の甲種（電線・電話用機器・機材など大半が通信省での需要品）・乙種（その他の一般需要品）の合計値。1936～37年度は甲種のみ。「通信機器類」は「交換機」「電話機」「電信機」「無線機類」「搬送装置」「装荷線輪」の合計値。「電線類」は「架空及地下ケーブル」「局内ケーブル」「海底線」「鉄線」「鋼線」「銅線」「被覆線」の合計値。「輸入商」はヒールンク商会（英）、オートマチック・エレクトリック社（米）、大倉商事、日端貿易の合計値。  
資料) 北澤『通信購買二十年の回顧』48～49頁より作成。

【表5】通信省の物品契約高、1926～37年度（単位：1,000円）

数社に分割発注されていたことがわかる。24年度の段階で、通信省は本省購入品の3分の2以上を日本電気・沖電気・藤倉電線・古河電気工業・住友電線製造所5社と契約した<sup>(83)</sup>が、その後5社による契約割合は低下傾向にあり、31年度には50%を下回った。また、電話拡張資金の減少に加え、1929～31年度には経理局主導の物品調査会による物品費の節約が実施され、いずれの企業の契約高も減少傾向にあった。30年に通信省が国産奨励規定と購買合理化規定を制定し、「国産品」を優先的に購入する方針を強化したこともあり、特に日本電気は契約割合・契約額を低下させ、経営を悪化させた<sup>(84)</sup>。このように、随意契約による割当発注の導入によって、指定企業間の協調的行動が促された側面もある<sup>(85)</sup>ものの、企業間競争は担保されていたと考えられる。

もっとも、企業間競争が維持された背景には、真空管の開発により有線・無線の境界が崩れ始めたこともあり、企業では外国技術の導入から技術開発へと向かう流れが活発化した<sup>(86)</sup>。1937年時点で通信省指定の19社が、製造技術の研究や製品開発において「激烈なる競争」を展開していたという<sup>(87)</sup>。おそらくこうした文脈の中で当該期の企業は通信省から転籍者を迎え、日本電気は24年に丹羽保次郎を迎え同社の研究部門を拡充した<sup>(88)</sup>。同年、安中電機製作所と

83 富安「事業用物品の調達に就て」8頁。

84 『電信電話事業史』6巻、63頁；進藤『通信事業と通信人』238～240頁；『日本電気株式会社百年史』134～135頁。通信省は、資本や技術の国産化をすすめ、日本人による持株比率が50%以上の企業が、日本人の特許により製造されたものを「国産品」と定義したので、外資系企業は「日本化」の必要に迫られた。最も風当たりの強かった日本電気は、親会社の持株比率の引き下げや住友への経営権の委託により対応し、富士電機は国内製造の本格化と輸入品比率の低下などにより対応した（岡本『岩垂邦彦』241～243頁；工藤『日本企業関係史』207～224頁）。

85 長谷川「通信省購買と企業行動の変化に関する実証分析」15～17頁。

86 『日本電気株式会社百年史』148頁；河西『「後進国」日本の研究開発』283～286頁。

87 梶井剛「電気通信事業の振興策に就て」『通信協会雑誌』341号（1937年1月）、17～18頁。

88 『日本電気株式会社百年史』130～131頁；河西『「後進国」日本の研究開発』287頁。

沖電気は北村政治郎を各々囑託に迎え、さらに沖電気は25年に通信次官であった内田嘉吉を顧問に迎え、自動交換機の国産化のためGEとの代理店契約の締結と本社からの技術導入を進めた<sup>(89)</sup>。共立電機は27年に堀江貞次郎を迎えて技術・製品開発を開始し、31年の安中電機との合併以降は、堀江が電気試験所在籍時に鳥潟右一の下で北村らと特許を取得した「高周波式多重電信電話装置」の民間会社における実施権を通信省より認可され、搬送研究を本格化させた<sup>(90)</sup>。藤倉電線は、30年に木村介次を本社技術部長として迎え、木村は無装荷ケーブル及び同軸ケーブルの開発を主導しながら、32年に福田舜一を招聘し搬送ケーブルの研究・製造に当たらせた<sup>(91)</sup>。住友電線製造所も、30年に別宮貞俊を本社研究部長として迎えた。電気試験所が別宮の辞任を許可しなかったため、住友総理事湯川寛吉と住友電線常務取締役秋山武三郎が、工務局長稲田三之助や通信次官今井田清徳に斡旋を依頼しての転籍であった。

他方で、関東大震災以降の転籍には、国産化を強く推し進めようとする通信省の意図もあった。1925年から工務局長を務めた稲田は、技術者の転籍を後押ししていたように思われ、別宮の住友への転籍だけでなく、印刷電信機の国産化に向けた松尾俊太郎の黒沢商店への移籍も許可している<sup>(92)</sup>。稲田自身は32年に辞官し、住友電線製造所と日本電気の顧問に就任した。その前年に、稲田が会長を務めていた技術調査会において、古河電気工業、藤倉電線、住友電線製造所各社の海底電線（ガタパーチャ線）の工場建設に関する調書が検討され、住友電線製造所に計画の実施が指示された。辞官後の稲田は建設された住友の当該工場に熱心に通い、33年にはそこで製造された海底電線が対馬-釜山間に敷設された。震災後に国産化が進展したケーブルに対し、海底電線は需要先がほぼ通信省に限られたうえ採算が取れないことから国産化が進んでいなかったが、満洲との連絡網を完成させるためにも国産化が求められていた<sup>(93)</sup>。

こうした国産化を意図した転籍は1920年代末から30年代始めに顕著になり、必ずしも転籍という形を取らない技術供与・指導も増えていった。印刷電信機の国産化に取り組んでいた黒沢商店には、松尾の転籍後、工務局技師であった島田新次郎に加え、長谷米次や西川庄太郎などが研究指導に加わった<sup>(94)</sup>。住友・古河・藤倉・日本電気などの企業及び工学者の協力のもと、工務局技師の松前を中心に進められた無装荷ケーブルの開発・製造は、国際的孤立とアウトルキー思想のもと進展した「ナショナルリズムによる産官学統合」であったという<sup>(95)</sup>。

## おわりに

本稿では、電話を軸に電気通信ネットワークの構築過程を捉えつつ、通信省の通信機器・電線類の調達を考察してきた。明らかになった点をまとめておく。

日清・日露戦後に実施された第一次・第二次電話拡張計画では、予算制約に技術的制約も相

89 『沖電気100年のあゆみ』105、122～123頁。内田は無線研究も促したが、内田が社長に就任した日本無線電信株式会社の設立と関連していると考えられる。

90 安立電気社史編纂委員会『安立電気五十年史』1982年、5～6、35～36頁。

91 『藤倉電線社史』207頁；河西『「後進国」日本の研究開発』289頁。

92 『稲田三之助伝』124、254頁。

93 北澤『通信購買二十年の回顧』31～32頁；『稲田三之助伝』203～207、255～256頁；『社史 住友電気工業株式会社』574～576、621～622頁。住友の海底線製造工場は、1935年に3社出資による日本海底電線株式会社となり、稲田が社長に就任した。なお、20年代に海底線の製造経験を有していたにもかかわらず選ばれなかった古河電気工業は、「適当な人を物色したことはあつたが」、特に係長級以上の地位に通信省から人を迎えることには「成功しなかつたようである」（『電線史』86～87頁）。

94 『稲田三之助伝』123～126頁；『通信事業史』3巻、346頁。

95 河西『「後進国」日本の研究開発』第6章を参照。

まって、電話は市内を中心に建設され市外を結ぶ電信と棲み分けられた。こうした電話拡張計画の実施に伴う通信機器・電線類の需要の増加に対応し、通信省はこれらの調達を省内製造から指名競争入札へと切り替え、電線類については製造所を指定した。大戦期以降は技術進化を背景に、搬送多重通信や電信・電話線の共用、さらに長距離無線通信などが可能になっていき、電気通信事業の中心は関東大震災を契機に電信から電話、無線へと転換した。この間進められた第三次電話拡張計画も予算制約によって改訂を繰り返したものの、電話が長距離通信手段としての地位を確立し、また対外通信のための無線施設や海底線の建設が進展した。こうした技術進化と震災後逼迫していく予算状況に対応し、通信省は複数の製造所指定や、協定価格の導入と割当制による随意契約を通じて調達を組織化するとともに、国産化を進めていった。このように、予算制約と技術進化に規定されたために、電気通信ネットワークの構築は、その青写真が描かれないまま現状追隨的に進められ、通信機器・電線類の調達方法も継続的に変更されざるをえなかった。

以上の過程でみられた通信省から通信機器・電線製造企業への転籍者が、通信省の調達にどのように寄与したかについては十分論じられなかったが、転籍先企業との関係強化や新技術を用いた通信機器・電線類の製造には寄与していたといえる。また、通信省が研究開発を企業に担わせる意味でも、転籍者の役割は重要であったと考えられ、こうした通信省の意図が転籍の要因となることもあった。しかしながら、大戦期の転籍者の急増を踏まえると、技術者が待遇の悪さや財政的制約から省内での展望をもてなくなったこと（人事も含め特に電話事業の省内評価は高くなかった）や、企業における技術需要の増加などの複合的な要因が大きく作用していたと考えられる。国産化のための技術供与という通信省の意図が強く働くようになるのは、関東大震災以降、特に1920年代末から30年代以降のことであった。通信省が産業・人材育成をどれほど意識していたかについては疑問が残るが、この点は、転籍者の転籍先企業での活動、通信省の助成金や企業の経営戦略及び市場動向との関連などを含め、今後考察しなければならない課題である。

（やまぐち あすか 名古屋市立大学大学院経済学研究科教授）

逓信省創設140年特集

# 逓信省の交通行政

## —鉄道と航空—

北原 聡

### 1 はじめに

多様な領域に及んだ逓信省の所管分野の中で交通部門は重要な一環をしめており、逓信省は交通、運輸の担当官庁としても認識されていた。逓信省の交通行政は管船、鉄道、航空からなり、本稿では鉄道と民間航空に焦点をあてて検討を加える。鉄道行政は1892年に内務省から逓信省に移管され、鉄道国有化後の1908年に鉄道院へ移管するまで逓信省が管轄した。いっぽう、航空は1923年に陸軍から民間航空行政が移管され逓信省の所管となった。

近代日本の鉄道については、所管官庁が刊行した年報や行政文書など資料が豊富で研究の蓄積も厚い分野として知られている。逓信省の行政という点では、『鉄道局年報』と『鉄道作業局年報』が復刻された際の武知京三と宇田正による解題で鉄道行政の課題と逓信省の対応が論じられたほか<sup>(1)</sup>、通史や概説の中で個別の事項ごとに論及されてきた<sup>(2)</sup>。その中で戦前に鉄道省が刊行した『日本鉄道史』は資料的価値が高く<sup>(3)</sup>、戦後に編纂された『日本国有鉄道百年史』は詳細かつ網羅的な内容を備えた制度史的研究の到達点であり<sup>(4)</sup>、基本的な事柄についてはほぼ明らかにされている。本稿は逓信省と鉄道担当部局が年次毎に刊行した『逓信省年報』、『鉄道局年報』、『鉄道作業局年報』を基礎的資料とし、上記の文献なども参照しつつ逓信省の鉄道行政の全体像を示したい。

近代日本の民間航空行政については、戦前に逓信省が編纂した『逓信事業史』と『逓信省五十年略史』が資料的価値も備えた基本的文献で<sup>(5)</sup>、その統計的な基礎となっているものが『逓信省年報』と『航空統計年報』である。戦後に日本航空協会が刊行した『日本航空史』など近代日本の民間航空を概観した文献も<sup>(6)</sup>、航空行政に関する事項については上記の文献、統計を直接、間接に典拠としていると言ってよいだろう。また、民間航空は陸海軍と関係が深かった

- 1 武知京三「解題『鉄道局（庁）年報』」、野田正穂他編『明治期鉄道史資料』（以下『資料』と略）第1集 第12巻（日本経済評論社、1981年、所収）、宇田正「解題『鉄道作業局年報他』」、『資料』第2期 第1集 第12巻（日本経済評論社、1989年、所収）。
- 2 原田勝正・青木栄一『日本の鉄道 100年の歩みから』（三省堂、1973年）、野田正穂他編『日本の鉄道—成立と展開—』（以下『成立と展開』と略、日本経済評論社、1986年）、老川慶喜『日本鉄道史』幕末・明治篇（中央公論新社、2014年）など。
- 3 鉄道省編『日本鉄道史』（以下『鉄道史』と略）上篇・中篇・下篇（同省、1921年）。
- 4 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』（以下『百年史』と略）第3巻、第4巻（同鉄道、1971年、1972年）。
- 5 逓信省編『逓信事業史』（以下『事業史』と略）第7巻（逓信協会、1944年）、逓信省編『逓信省五十年略史』（同省、1936年）。
- 6 日本航空史編纂委員会編『日本航空史』明治大正篇（日本航空協会、1956年）、日本航空協会編『日本航空史』昭和戦前編（明治大正篇を含め以下『航空史』と略、同協会、1975年）、酒井正子「変容する世界の航空界・その4 日本の航空100年（上）」、『帝京経済学研究』第44巻 第1号（2010年12月）など。

ことから、『陸軍省大日記』と『海軍省公文備考』にも種々の情報が記載されており、資料的な価値が高い。本稿は上記の文献、年報を基礎資料として通信省の民間航空行政の全体像を示したい<sup>(7)</sup>。

## 2 鉄道行政

### (1) 鉄道行政の通信省への移管と「鉄道敷設法」

明治初年の鉄道創業時から政府は鉄道官設の方針をとっていたが、財政的制約もあり必要な路線をすべて国が敷設することは現実的に困難であった。そのため、民間による鉄道敷設も容認され、1881年に設立された日本鉄道会社の経営的成功が嚆矢となり、企業勃興期には鉄道熱の高まりを背景に鉄道会社の設立が相次ぎ、幹線を含む多くの路線を私設鉄道が担う官設鉄道と私設鉄道が併存する状況が生じた。1890年度には私設鉄道の営業マイル数が官設鉄道を上回り<sup>(8)</sup>、鉄道が国有化されるまで私設鉄道優位の時代が続くことになった。

政府の中で鉄道を所管する部署は明治初年以來、変遷を重ねてきた。鉄道創業時の民部・大蔵省鉄道掛、民部省鉄道掛を経て、1870年の工部省設立にともない鉄道掛は同省に移管され、鉄道寮、鉄道局と名称を変えた後、1885年の内閣制度創設で工部省が廃止されると内閣直属の鉄道局となり、1890年に鉄道庁として内務省の外局に移された<sup>(9)</sup>。内務省に移管されたのは、官設鉄道の建設や私設鉄道の管理にあたって内務省や地方庁との交渉が頻繁なため便益が大きいという理由からであったが<sup>(10)</sup>、1892年7月に通信省の外局へ移管され、93年11月には内局の鉄道局となった。交通事業を所管する通信省と鉄道の親和性の高さは、内務省移管の際に「鉄道事業ノ運輸上ニ属スルヨリ之ヲ論スレハ該局ヲシテ通信省ノ管理ニ帰セシムルヲ以テ至当ト為ス」と認識されており<sup>(11)</sup>、鉄道事業は落ち着くべき所に落ち着いたといえるだろう。なお、鉄道事業の拡大に対応するため1897年8月に鉄道行政の再編成が行われ、通信省の外局として新設された鉄道作業局が官設鉄道の建設保存と運輸を担当し、鉄道局は鉄道の監督と私設鉄道の免許に関する事務を所管することになった。

こうした鉄道行政の通信省への移管の重要な契機となったのが、1892年6月に「鉄道敷設法」が公布されたことであった。「鉄道敷設法」は、鉄道行政における政府の主導性を改めて確認し、国が敷設すべき鉄道の路線と建設の計画を具体的に示すとともに、鉄道の将来像を明らかにした点で画期的な意味をもち、鉄道行政の枠組が形成された。同法で定められた敷設すべき予定線は33路線にのぼり、官設鉄道東海道線、私設鉄道日本鉄道、山陽鉄道、九州鉄道など既存の鉄道と連絡して幹線の鉄道ネットワークを形成する計画で、建設費には鉄道公債が充てられた。そして、予定線のうち9路線を第1期線とし、6000万円の予算をもって12年間で建設すると定められた。また、私設鉄道が予定線を敷設することも容認され、私設鉄道の買収についても規定された。第1期線は中央予定線、北陸予定線、北越予定線、奥羽予定線、山陽予定線、九州予定線、近畿予定線、山陰山陽連絡予定線の中から選定された<sup>(12)</sup>。第1期線は路線と経過地に選択の幅があり、ルート決定には議会の協賛を要し、建設の工費予算の決定や第1期線の

7 紙幅の制約もあるため、本稿は戦時体制が本格化する時期までを対象に検討を行う。

8 老川、前掲書、180-181頁。

9 日本国有鉄道編『百年史』第1巻（同鉄道、1969年）、193-196頁。

10 前掲『鉄道史』下篇、534頁、「鉄道局ヲ鉄道庁ト改称シ内務大臣ノ管理ニ属シ其官制ヲ定ム」JACAR（Ref.A15111927100）、公文類聚・第14編・明治23年・第6巻（国立公文書館）。

11 前掲「鉄道局ヲ鉄道庁ト改称シ内務大臣ノ管理ニ属シ其官制ヲ定ム」。

12 「鉄道敷設法」（『官報』第2693号 1892年6月21日）。

追加にも議会の協賛が必要だった<sup>(13)</sup>。また、「鉄道敷設法」で諮問機関として設置が定められた鉄道会議は、第1期線の決定を含む「鉄道敷設法」の改正や私設鉄道の許否などの諮問について審議と答申を行う役割を担った<sup>(14)</sup>。このように「鉄道敷設法」の制定により政府が鉄道行政を主導し議会がチェックする体制が整えられ、鉄道行政では輸送や技術など鉄道経営上の課題への対応が重要度を高めていった。その意味で鉄道が「技術系官庁たる逓信省」に移管されたことは妥当な措置だったといえよう<sup>(15)</sup>。

最後に北海道の官設鉄道についてふれておこう。政府の開拓政策と密接に関係していた北海道の官設鉄道は本州などとは別の扱いとなっており、当初は北海道庁や内務省が管理していた。1896年5月に「北海道鉄道敷設法」が公布され鉄道建設が進められたが、鉄道行政の統一という観点から1905年4月に北海道の官設鉄道は内務省から逓信省へ移管された<sup>(16)</sup>。次節からは、「逓信省官制」で鉄道局が掌るべき事務としてあげられた「官設鉄道ノ敷設保存及運輸ニ関スル事項」と「私設鉄道ノ許否監督ニ関スル事項」についてみていこう<sup>(17)</sup>。

## (2) 鉄道の監督と私設鉄道の許否

逓信省傘下となった鉄道局の重要な課題の1つが関連法令と規程の整備であった。鉄道の営業について官鉄私鉄の双方を対象にした法令は1872年公布の「鉄道略則」と「鉄道犯罪罰例」があったが、鉄道の発展にともない鉄道創業時の法令では十分に対応できない状況が生じていた。また、私設鉄道を監督する法規としては1887年5月に「私設鉄道条例」が制定されたが、1899年の新商法施行により改正が必要となり、私鉄の増加に対応する上でも改正が要請された。これを受けて1900年3月に鉄道営業の根本的法規となる「鉄道営業法」と「私設鉄道条例」を全面的に改正した「私設鉄道法」が公布された。「私設鉄道法」の制定により、日清戦後の鉄道ブームで拡大した私鉄に関する政府の監督が強化された<sup>(18)</sup>。なお、1897年に鉄道局から鉄道作業局を分離したことで、鉄道局が監督許否業務に専念できる体制が準備されたことも指摘しておこう。

続いて会計制度をみていこう。官設鉄道の会計は1890年3月に公布された「官設鉄道会計法」に則って行われていた。同法では特別会計が導入されたが特別会計は収益勘定（営業収支）に限定され、資本勘定（建設改良費）は一般会計に属していた。鉄道国有化に伴い1906年4月に「帝国鉄道会計法」が公布され、資本勘定と収益勘定を含む特別会計が置かれたものの、建設改良費と鉄道益金は一般会計から出納され、鉄道会計の一般会計からの独立は鉄道院設置後を待たねばならなかった<sup>(19)</sup>。

13 政党、議会と鉄道政策については松下孝昭『近代日本の鉄道政策』（日本経済評論社、2004年）を参照。

14 鉄道会議は鉄道に関係する様々な立場の利害を調整する場にもなった。鉄道会議の詳細は武知京三「解題『鉄道会議議事録』」、『資料』第Ⅱ期 第2集 第18巻（日本経済評論社、1989年、所収）を参照。

15 宇田、前掲解題、2頁。鉄道創業以来ほぼ一貫して鉄道部門の長を務めてきた井上勝が1893年3月に鉄道庁長官を依願免官したことは、こうした変化を象徴している。井上の退官に伴い幹部職員や技術者の異動が生じ、鉄道部局に新たな技術者集団が形成されることになった（中村尚史『日本鉄道業の形成』（日本経済評論社、1998年、204-209頁）。

16 前掲、『百年史』第3巻、136-145頁。北海道の鉄道を逓信省が管掌した3年半余りの間で旭川釧路間（釧路線）が1907年9月に全通している。「北海道鉄道敷設法」は『官報』第3860号（1896年5月14日）。

17 逓信省官制改正は『官報』第3103号（1893年10月31日）。「官設鉄道ノ歳入歳出予算決算出納並需用物品購買保管及出納ニ関スル事項」も管掌事項であった。

18 前掲『百年史』第3巻、30-46、373-379頁。「鉄道略則」、「鉄道犯罪罰例」は『明治5年法令全書』、96-100、100-101頁、「私設鉄道条例」は『官報』第1163号（1887年5月18日）、「鉄道営業法」と「私設鉄道法」は『官報』第5009号（1900年3月16日）。

私設鉄道の免許に関する業務も鉄道局にとって重要性を有していた。「私設鉄道条例」によると、鉄道敷設を發起する場合、5人以上の發起人が「鉄道会社創立願書」と「起業目論見書」を提出しなければならないが、全發起人で総株数の2割以上を引き受ける必要があった。願書と目論見書の「査閲」を経て「大体ニ不都合ナキト認ムルトキ」は「仮免許」が下付され、改めて図面書類の提出が求められた。ただし、既設の鉄道の障害になる場合や敷設の必要が無いと判断された場合には願書は却下された。図面書類の「審査」の結果「妥当」と認められれば、「裁可」を経て「会社設立及鉄道布設ノ免許状」が下付された。会社は免許状下付日から3ヶ月以内に工事に着手し、免許状に記載された「予定竣工期限内」に竣工しなければならないが、期限迄に着手あるいは竣工できなければ免許は返納となった<sup>(20)</sup>。なお、1897年3月に「私設鉄道条例」が改正され、鉄道敷設工事の着手期限が会社の登記日から6ヶ月以内に緩和された<sup>(21)</sup>。「私設鉄道法」では仮免許の申請に必要な書類図面が追加され、仮免許には本免許申請の期限が付され、期限を過ぎると仮免許は失効となった。仮免許を下付された發起人は定款を作成するとともに起業目論見書を公告して株主を募集し、發起人が全株式を引き受けるか「創立総会」が終了すると「本免許」を申請できた。本免許には「工事竣工ノ期限」が付され、工区ごとに期限を設けることも可能となった<sup>(22)</sup>。

そこで、私設鉄道の免許申請の状況を示した表1を見ていこう。1896年から1897年の仮免許状下付申請の激増は日清戦後の鉄道ブームを背景に発生したもののだが、鉄道株の投機目的の出願や同一路線の競願など内容に問題があるものが大半で多くは申請が却下されている。1896年度までの却下件数は不明だが、相当数が却下された可能性が高いだろう。この時期に鉄道局の免許関係の業務が繁忙の度合いを高めたことは容易に想像でき、1897年に鉄道局から現業部門が分離され監督体制の強化が図られた理由の1つは、こうした状況への対応だったといえるだろう。1898年に恐慌が発生すると申請は激減し、その後も不況が続いたこともあり申請は20件台で推移し、それに応じて仮免許、本免許、新規開業の件数も減少した。仮免許申請の減少には「私設鉄道法」により申請のハードルが上がったことが影響を与えた可能性もある。全ての期間を通じて、申請から仮免許状、免許状を経て開業、開通に至るものは数少なく、仮免許や本免許を下付されたとしても無効（失効）や返納となる恐れもあり、開業に漕ぎ着くのは容易なことではなかった。1887年前後の鉄道ブームで設立された鉄道には山陽鉄道、九州鉄道、関西鉄道など重要幹線を担う大規模会社が含まれていたが、「鉄道敷設法」が幹線の官設を表明したこともあり、この時期に新規開業した私設鉄道は地方中小鉄道が中心だった。鉄道会社数が1899年をピークに減少に転じているのは、日清戦後に鉄道会社の合併や譲渡などが進んだため、九州、山陽、関西といった大手の鉄道会社が支線の役割を果たす中小鉄道会社を合併するか譲り受けたのである<sup>(23)</sup>。こうした動きの背景には「小鉄道会社分立ノ弊」を避けたい鉄道局の意向があった<sup>(24)</sup>。

19 前掲、宇田解題、105-107頁、前掲『成立と展開』、121-122頁、前掲『百年史』第3巻、319、323頁。「官設鉄道会計法」は『官報』第2012号（1893年3月18日）、「帝国鉄道会計法」は『官報』第6831号（1906年4月11日）。

20 前掲「私設鉄道条例」。竣工期限は期間の半分を超えない迄は延長可能であった。

21 前掲『百年史』第4巻、230頁。

22 前掲「私設鉄道法」。

23 前掲、野田解題、前掲、武知解題（1981年）も参照。この時期に合併譲渡の対象になったのは18社で、そのうち関西鉄道が5社、九州鉄道が4社、山陽鉄道が2社を引き受けている（前掲『鉄道史』中篇、262-263頁）。

24 前掲『百年史』第4巻、239頁。

年度	仮免許状 下付申請	仮免許状 申請却下	仮免許状 下付	仮免許状 失効返納	免許状 下付	免許状 失効返納	新規開業 会社	鉄道会社
1893	45	—	5	0	11	2	3	15
1894	51	—	26	0	5	0	4	20
1895	99	—	15	0	17	0	5	24
1896	555	—	38	0	19	0	4	27
1897	307	291	39	0	22	0	9	31
1898	44	260	35	16	16	1	10	42
1899	43	12	16	10	10	0	1	58
1900	31	17	10	13	14	0	1	55
1901	28	8	4	18	3	0	2	50
1902	24	7	4	10	4	0	1	50
1903	22	9	8	2	6	0	1	46
1904	24	1	2	4	10	7	0	39
1905	24	1	9	1	4	1	0	39

(件) (社)

(注) 仮免許状と免許状の数値は新設と既設会社の合計。鉄道会社は未開業の会社も含む。(—)は不明。  
(出所) 仮免許状下付申請の1896年度までは『通信省年報』各年。97年度以降は『明治38年度鉄道局年報』。  
仮免許状申請却下は『明治38年度鉄道局年報』。仮免許状下付と免許状下付の1898年度までは『通信省年報』各年。  
99年度以降は『鉄道局年報』各年。仮免許状失効返納、免許状失効返納、新規開業会社、鉄道会社は『通信省年報』各年。

表1 免許関係事項の推移

### (3) 官設鉄道の建設と運輸

通信省が建設した路線は「鉄道敷設法」第1期線のうち私設された予定線<sup>(25)</sup>を除いた路線であった<sup>(26)</sup>。福島と青森を山形、秋田経由で結ぶ奥羽線は1893年4月に福島と青森から着工し、1905年9月に全通した。竣工まで12年余りを要したのは長距離かつ難工事が多かったため、板谷峠があった福島米沢間は開通に5年以上を費やした。北陸線は1893年4月に敦賀から着工し、福井、金沢を経て1899年3月に富山まで開通した<sup>(27)</sup>。富山から直江津までは1906年3月に第1期線へ追加され、1908年11月に富山魚津間が開業した<sup>(28)</sup>。

中央線は1896年5月に東は八王子、西は名古屋から着工し、中央東線は1906年6月に塩尻まで開通した。東線では小仏および笹子トンネルの難工事があり、笹子トンネルの竣工には6年余りを要した。中央西線は1908年8月に坂下まで開通した。中央線と信越線を連絡する役割が評価され、1894年に「鉄道敷設法」改正により第1期線に追加されたのが篠ノ井から松本を経て塩尻に至る篠ノ井線で、1896年5月信越線の篠ノ井から工事が始まり、1902年12月に塩尻まで全通し、中央東線の塩尻開業によって中央線と連絡した<sup>(29)</sup>。篠ノ井線と同時に第1期線に追加された鹿児島線は九州を縦貫する点が評価された。熊本県宇土から八代を経て鹿児島に至る路線で、九州鉄道に免許が下付されていた宇土八代間を除いた区間が1897年9月に着工され、

25 山陽予定線の三原赤間間は山陽鉄道が、九州予定線は九州鉄道がそれぞれ「鉄道敷設法」制定以前に免許を与えられていた。北越予定線は1895年12月北越鉄道に、近畿予定線のうち高田五条間は1893年7月南和鉄道に、五条和歌山間は1896年4月紀和鉄道に免許が下付され敷設された(前掲『百年史』第4巻、341、494、497頁)。  
26 以下、開業年月日は鉄道百年略史編さん委員会編『鉄道百年略史』(鉄道図書刊行会、1972年)による。  
27 前掲『百年史』第3巻、593-640頁。敦賀長浜間は1894年、長浜米原間は1889年に官設鉄道が開通しており北陸線は東海道線と連絡した。  
28 前掲、『鉄道史』中篇、129-131頁。1913年4月に直江津まで開通し、米原直江津間が全通した。  
29 前掲『百年史』第3巻、641-678頁。中央線は1911年に全通した。信越線は1893年に高崎直江津間が全通しており、高崎で日本鉄道と連絡した。

1903年9月に鹿児島吉松間が、1908年6月には八代人吉間が開業した<sup>(30)</sup>。山陰山陽連絡予定線は1897年に姫路鳥取境間とすることが決まり、1900年5月に境米子間から着手され、1908年5月に鳥取駅まで開業し、同年11月には米子松江間も開通した<sup>(31)</sup>。

山陽予定線中の呉線は、海軍鎮守府がおかれた呉と海田市（山陽鉄道）を結ぶ軍事的に重要な路線で、1900年5月に工事に着手し、1903年12月に開業した。呉線は他の官設鉄道から離れており、連絡する私設鉄道に運営を任せることが妥当と判断され、1904年12月に山陽鉄道が貸渡を受けた。近畿予定線のうち軍港の置かれた舞鶴に至る路線も軍事的な重要路線であった。この路線は1895年に京都福知山間の免許が京都鉄道に与えられたが、園部までしか開業できなかったため、1899年3月に京都鉄道の未成部分（園部舞鶴間、綾部福知山関係）を国が建設することになった。1903年5月に福知山から着工し、翌年11月に新舞鶴まで開業すると、福知山で連絡した阪鶴鉄道を通じて大阪から新舞鶴への輸送が実現した。福知山新舞鶴間も呉線と同じ理由で阪鶴鉄道が貸渡を受けた<sup>(32)</sup>。

つぎに、建設と並行して進められた改良工事についてみていこう。改良の軸となったのは輸送力強化のための路線の増設=複線化で、東海道線を対象に工事が進められた<sup>(33)</sup>。複線化は早くも1874年に神戸三ノ宮間で行われ、新橋横浜間は1881年までに完成した。1890年代から本格的に着手され、1891年に小山沼津間、1894年に西ノ宮三ノ宮間、1896年に大阪西ノ宮間、吹田向日町間が竣工した。これらの工事は限られた予算の中で行われたため、第9回帝国議会の協賛を得て1896年度から7か年継続事業の官設既成鉄道改良工事の実施が決定し、新橋横浜間4線化と未着手区間の複線化が進められた。複線化は貨客の輻輳する大都市周辺の区間から順次行われたが<sup>(34)</sup>、対象範囲が長距離にわたる上、橋梁やトンネルの改築、駐車場の改修なども必要だったことから工事には時間を要し、改良事業は予算と年限が延長され、1909年度までの継続事業となった。富士川、大井川、天竜川、木曾川、長良川など長大河川を含む区間の工事は事業の最終盤まで残されており、橋梁工事などに時間を要したことがうかがえる。1908年度で全体の96%余りが複線化されており、未成区間の工事も1913年度までに竣工した。1905年度末時点の官設既成鉄道改良工事決算額（2738万円）にしめる東海道線（2233万円）の割合は82%に達しており、東海道線複線化がこの事業の中心であったことが確認できよう。

つづいて、官設鉄道の輸送状況について表2をみていこう。私設鉄道の営業マイル数は1890年度に官設鉄道を上回り、日清戦後以降、両者の差は拡大傾向をたどった。官設鉄道のマイル数は私設鉄道の2分の1から3分の1、旅客数は2分の1以下、貨物量は4分の1以下となっている。官設鉄道の開業マイル数は日清戦後に倍増しており、交通インフラ整備が重要な課題となった戦後経営の一環として官設鉄道の敷設が進められたことを示しており、旅客数と貨物量もそれに応じて増加している。ただ、官設鉄道の路線別輸送量では1889年に全通した東海道線が中心となっており、例えば1905年度の旅客数は全体（31,027千人）の66.3%（20,583千人）、貨物量は全体（4,403千トン）の63.3%（2,788千トン）を占めている<sup>(35)</sup>。同年度の1営業マイル1日平均輸送量は旅客では官設鉄道全体1,799人に対して東海道線4,730人、貨物量では全体

30 同上書、679-684頁、前掲『鉄道史』中篇、145-147頁。1909年11月に吉松人吉間が開業すると八代まで延伸していた九州鉄道と連絡し、門司鹿児島間が全通した。

31 前掲『百年史』第3巻、685-698頁。起点の姫路は1903年に和田山へ変更された。

32 同上書、699-716頁。園部綾部間は1910年に開通した。

33 以下複線化については、前掲『百年史』第4巻、76-77、80-83頁、日本国有鉄道編『百年史』第6巻（同鉄道、1972年）、166頁、前掲『鉄道史』下篇、180頁、「明治40年度帝国鉄道統計図表」、前掲『資料』第Ⅱ期 第1集 第12巻による。

34 1899年に名古屋熱田間、京都向日町間、大阪吹田間が竣工し、神戸京都間の複線化が実現した。

741トンに対して1,929トンに達しており、東海道線の優位性が確認できる<sup>(36)</sup>。同年度の東海道線の営業マイル数は私設鉄道で最大規模の日本鉄道の半分程度だったが、東海道線の営業利益(1008万円)は日本鉄道(817万円)を上回っていた<sup>(37)</sup>。官設鉄道の中で東海道線がドル箱路線として重要視されていたことは間違いなく、有力私鉄の動向も意識した鉄道経営という観点から種々の輸送サービスが打ち出されたのである<sup>(38)</sup>。

年度	官設鉄道			私設鉄道		
	開業マイル	旅客数	貨物量	開業マイル	旅客数	貨物量
1893	557.49	14,444	1,077	1,366.77	18,091	2,414
1895	593.22	18,764	1,100	1,679.73	30,451	4,231
1897	661.65	27,923	1,558	2,282.37	57,176	7,070
1899	832.72	28,308	2,306	2,802.49	73,452	9,424
1901	1,059.48	31,596	2,516	2,966.48	79,137	11,750
1903	1,344.70	33,478	2,245	3,140.36	79,862	14,269
1905	1,531.58	31,027	4,403	3,147.51	82,648	17,127

(マイルチェーン) (千人) (千トン)

(注) 1905年度の官設鉄道の数値は借受線を含まない。  
(出所) 『明治38年度鉄道局年報』。

表2 官設鉄道・私設鉄道の輸送の推移

旅客輸送サービスにおいて官設鉄道に先行していたのが山陽鉄道であった。1901年に神戸赤間関(下関)間で全線開業していた山陽鉄道は、瀬戸内海海運との競合関係もあり、旅客運輸のサービスを積極的に展開していた。東海道線と路線の競合は無かったものの、一步先を行く山陽鉄道を鉄道局や鉄道作業局が意識していた可能性は高いだろう。例えば、山陽鉄道は1894年10月から神戸広島間を9時間弱で結ぶ急行列車を運行し、1896年度には駅構内での旅客の手荷物の荷運夫(赤帽)をおいた。また、1899年5月に急行列車の1等客車に食堂車を、翌1900年10月には直通列車の1等客車に寝台車を導入し、振動や動揺の少ない3軸ボギー車が使用された<sup>(39)</sup>。これに対して、官設鉄道では1896年9月から新橋神戸間で急行列車の運行を開始し、下りの所要時間は直通列車(20時間30分)より3時間短い17時間22分であった。スピードアップはその後も続けられ、1906年には急行列車で14時間30分、1・2等のみの最急行では13時間40分まで短縮された<sup>(40)</sup>。赤帽のサービスは1897年に主要駅で始まり<sup>(41)</sup>、寝台車は1900年10月から新橋神戸間急行列車の1等客車に連結されたが、2軸ボギー車で山陽鉄道より乗り心地は劣っていた。食堂車は1901年12月に1・2等急行列車専用として導入され、1906年からは3等急行にも拡充され<sup>(42)</sup>、この他にも種々の施設が導入された<sup>(43)</sup>。

35 『明治38年度鉄道局年報』、『資料』第1集 第11巻(日本経済評論社、1981年)。旅客の2位は北陸線の2,838千人(9.1%)、貨物量の2位は奥羽線の452千トン(10.3%)。

36 前掲『百年史』第3巻、373頁。

37 前掲『百年史』第4巻、248-249頁。

38 この時期の官設鉄道は「建設第一主義から運輸・経営へと政策の力点を移しつつあった」という(前掲、宇田解題、3-4頁)。1902年から1904年にかけては大阪名古屋間で競合する関西鉄道との運賃引下げ競争も発生した(前掲『百年史』第3巻、505-510頁)。

39 前掲『百年史』第3巻、120頁、第4巻、413、425-427頁。

40 前掲『百年史』第3巻、415、535頁、『明治39年度帝国鉄道庁年報』、『資料』第Ⅱ期 第1集 第10巻(日本経済評論社、1988年)。

41 『明治30年度鉄道作業局年報』、『資料』第Ⅱ期 第1集 第1巻(日本経済評論社、1987年)。

官設鉄道の旅客運賃は下等（1897年11月から3等）1マイルにつき1銭であったが、路線が拡大すると遠距離客が増加したため、その負担を軽減する遠距離逓減制を1899年に導入した。これにより近距離の値上げ幅が大きくなり、近距離運賃は1902年にも再度値上げされた。こうした近距離運賃の値上がりを緩和し、近距離利用者の便を図る役割を果たしたのが定期乗車券と回数乗車券であった。1886年に発売された定期乗車券は京浜・阪神間を中心に利用が広がり、当初は上等・中等（1897年11月から1・2等）が対象であったが、1903年3月から3等にも拡大された。また、1895年1月に「諸学校生徒」用の下等定期乗車券が、1901年6月には「学生定期乗車券」が設けられた。定期乗車券ほどの利用頻度ではない旅客に向けては1900年11月に回数乗車券も発売され、同年には遊覧や避暑など旅客の往来が頻繁な区間に割引往復乗車券が発行された<sup>(44)</sup>。

官設鉄道と私設鉄道がライバル関係にあったことは確かだが、官設鉄道と多数の私設鉄道が全国にわたって併存する中、広い範囲で旅客や物資の一貫した輸送を実現するには両者の協調も不可欠で、そうした要請を受けて実施されたのが官設鉄道と私設鉄道、あるいは私設鉄道同士の間で連帯運輸であった。連帯運輸は各経営主体が契約を結んで行われ、1枚の乗車券あるいは1度の託送で2鉄道または3鉄道以上の路線を経由する輸送ができることは利用者にとって利便性が高かった。連帯運輸は1885年の官設鉄道と日本鉄道の事例を嚆矢とし<sup>(45)</sup>、1890年代以降に本格化した。1902年3月、鉄道作業局が帝国鉄道協会の意見を参考に「連帯運輸契約案」を作成し、これが官設鉄道と私設鉄道との連帯運輸契約の基準となった。1902年から1905年までの官設鉄道の連帯運輸の動向をみると、総輸送人員と総貨物トン数にしめる割合はそれぞれ10%台前半、40%台後半ではほぼ推移しており、貨物を中心に連帯運輸が一定の役割を果たしていたことが確認できる<sup>(46)</sup>。ただ、連帯運輸は荷主や乗客に便利なサービスを提供した反面、処理、手続き、料金清算の複雑さなど課題も多く、その根本的な要因が多数の鉄道会社が併存する点にあったことを踏まえれば、鉄道の統一による一元的な輸送の実現という観点から鉄道国有化が求められたのも当然の成り行きであった。最後に、鉄道国有化と鉄道行政の鉄道院への移管についてみていこう。

#### (4) 鉄道国有化と鉄道行政の鉄道院への移管

私設鉄道の国有化を求める動きが初めて高まったのは1890年恐慌による不況期で、私設鉄道の株式払込と鉄道建設が停滞したことを背景に、鉄道官設論者の井上勝鉄道局長官が鉄道構想を表明し、それを契機に私設鉄道買収に関する法案が議会で提出されたが、審議の過程で法案が変化して「鉄道敷設法」が成立し、私設鉄道の買収は実現しなかった。次に運動が高揚したのは日清戦後の不況期で、打撃を受けた中小私鉄の救済や景気回復への効果をねらい、各地の商業会議所や投資的資本家を含む企業家から国有化が主張されたが、渋沢栄一や財閥に代表される財界は民営論の立場から国有化には消極的で、財政事情も私鉄の買収を許さなかったことなどから、この時も国有化には至らず、この問題の決着は日露戦後の「鉄道国有化法」制定を

42 『明治34年度鉄道作業局年報』、『資料』第Ⅱ期 第1集 第5巻（日本経済評論社、1988年）、前掲『明治39年度帝国鉄道庁年報』。

43 詳細は『鉄道作業局年報』の「運輸部長報告」中の「運輸上ノ施設」を参照。

44 前掲『百年史』第3巻、388-390、396-402頁。

45 前掲『成立と展開』、106-108頁。

46 前掲『百年史』第3巻、480-489、493-494頁。総輸送人員と総貨物トン数にしめる割合は、それぞれ1902年度から順に人員12.6、13.0、13.8、15.0%、貨物45.4、46.2、51.1、48.1%であった。官設鉄道の連帯運輸は他社線発および着の合計値。

待つこととなった<sup>(47)</sup>。

1906年3月に公布された「鉄道国有化法」は、第1条で「一般運送ノ用ニ供スル鉄道ハ総テ国ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鉄道ハ此ノ限ニ在ラス」と規定し、第2条以下では買収の方法などが定められた。買収対象となったのは、北海道炭鉱、甲武、日本、岩越、山陽、西成、九州、北海道、京都、阪鶴、北越、相場、房総、七尾、徳島、関西および参宮鉄道の17会社で、北海道炭鉱から西成の6社が1906年中に、残りの11社は1907年中に買収され、各社は鉄道買収公債の交付をうけた。公債交付総額4億5620万円は17社の払込資本金額2億1760万円の2倍を上回り、買収が鉄道会社に有利な内容だったことが確認できる。国有化に積極的ではなかった大規模私鉄とその大株主である財閥が承認に転じたのもこの買収金額ゆえであった<sup>(48)</sup>。日露戦後に鉄道国有化が実現した重要な要因の1つは、「産業振興ノ資」となる「鉄道ノ国有統一」が「戦後経営ノ急務」として政策的重要性を高め、渋沢栄一や財閥など財界主流の人々が、鉄道の統一による運賃の低下と輸送の効率化が中国市場への輸出の促進と国際収支の改善につながるという考え方を支持したことである<sup>(49)</sup>。また、「鉄道国有化法案」が逓信、大蔵、陸軍の3大臣により提出されたことが示すように、陸軍の意向も重要な要素であった。参謀本部が1888年に『鉄道論』を刊行するなど、早くから鉄道の軍事的利用価値に着目していた陸軍は、当初、鉄道広軌化を重視していたが、日清戦後になるとドイツの状況なども踏まえ、統一された輸送体系の実現を重視する方針に転換した。そして、日露戦争の軍事輸送の経験から、連帯運輸の問題点や私設鉄道で軍事機密が保持できるかなど種々の課題を認識した陸軍は、そうした問題を解決する手段として鉄道国有化を強く求めることになったのである<sup>(50)</sup>。

鉄道国有化の結果、国有鉄道の規模は様々な点で大幅に拡大した。5大私鉄（北海道炭礦鉄道、日本鉄道、関西鉄道、山陽鉄道、九州鉄道）を軸とした既設の幹線とそれに準ずる路線を手中にし、1907年度の営業キロ数は鉄道全体の91%、輸送人キロは84%、輸送貨物トンキロは91%をしめて私設鉄道を圧倒し、8万8千人の従事者と1,924台の機関車、4,983台の客車、32,242台の貨車を擁する大規模事業体となった<sup>(51)</sup>。こうした現業部門の拡大により組織体制も再編成を迫られた。まず、現業を担当する「鉄道作業局ノ規模狭小ニ失スルノ嫌アリ」という理由から、1907年4月に逓信省の外局として帝国鉄道庁が新設され、鉄道作業局は廃止となった。同年10月には私設鉄道の買収がすべて完了し、帝国鉄道庁による運営が行われたが、「鉄道国有ノ目的ヲ伸達シ其機能ヲ発揚」するには、「省ニ属スル一庁ノ規模」では不十分と判断され、1908年12月に鉄道局と帝国鉄道庁を合併した鉄道院が、内閣に直属する「省外独立ノ官衙」として設置され、鉄道行政は逓信省から鉄道院に移管された。それぞれ異なる来歴を持つ17の鉄道会社を迎え入れた国有鉄道は巨大な寄り合い所帯であり、統一した組織として国有鉄道を維持発展させていくには、鉄道院設置に至る改組は不可避の対応だったといえるだろう<sup>(52)</sup>。

47 前掲『成立と展開』、101-105、109-113頁。

48 前掲『百年史』第4巻、250頁、同上書、116-117頁。「鉄道国有法」は『官報』第6823号（1906年3月31日）。

49 「鉄道国有法ヲ定ム」、JACAR (Ref.A01200008700)、公文類聚・第30編・明治39年・第16巻（国立公文書館）、前掲『成立と展開』、110-115頁。

50 同上書、102-103頁、原田・青木、前掲書、106-109頁。

51 日本国有鉄道編『百年史』第5巻（同鉄道、1972年）、209頁、前掲「明治40年度帝国鉄道庁統計図表」。

52 前掲『鉄道史』下篇、1、15頁、原田・青木、前掲書、112頁。

### 3 航空行政

#### (1) 民間航空行政の所管問題

第1次世界大戦が航空分野の発展の契機になったことは広く知られている。大戦で軍事的効果を発揮した航空機は、大戦が終わると平時の輸送手段としても有望視され、欧米各国が航空輸送事業の振興に力を注いだのに対して、日本の民間航空は立ち遅れが目立っており、民間航空部門の発展が喫緊の課題となった。日本の航空は軍用として発展し、とくに陸軍との関わりが深かったため、1919年9月に民間航空を陸軍大臣の所管とする閣議決定がなされた<sup>(53)</sup>。ただ、陸軍省は民間航空行政を担当することを積極的に望んだ訳ではなく、その一方で、通信省は民間航空の管掌を企図していた。本節では民間航空行政が通信省に移管された経緯にふれておこう<sup>(54)</sup>。

民間航空について陸軍省は、自らの影響力は維持しつつも財政負担を避けるため、内閣直属など陸軍以外の管轄下に置くことを望んでおり、閣議決定前年の1918年9月には、内閣直属の航空局を設けて民間航空事業を所管させる提案を海軍に行っている。この時は海軍が反対したこともあり翌年の閣議決定となり、1920年8月の「航空局官制」施行により、航空局は陸軍の外局として設置された。「航空局官制」は第1条で「航空局ハ陸軍大臣ノ管理ニ属シ軍事航空ヲ除クノ外航空事業ノ指導奨励保護及監督、航空ノ取締並航空ニ伴フ施設ニ関スル事務ヲ掌ル」と定めている。航空局を外局とした点について陸軍省軍務局長は「他日状況ノ変化ニ応シ…其適当トスル所ニ移管シ得ル如キ切り離シ易キ組織トシ」と説明しており、陸軍省が航空局を他所に置こうとしていたことが伺える。実際その翌年に陸軍省は再び航空局の内閣直属航空院への移管を企図し、このとき移管に反対したのが通信省であった<sup>(55)</sup>。

民間航空の所管についての通信省の基本的立場は「一般航空機ニ関スル行政事務ハ船舶ニ関スルモノト其趣旨ヲ同フシ行政系統上当省ニ於テ密接ナ関係ヲ有スル義ニ有之」というもので<sup>(56)</sup>、通信省管船局では1919年4月頃から民間航空の所管を目指して各国の監督指導状況の調査をおこない、同年9月の閣議決定に当たっては管船局長が陸軍省軍務局長を訪れ、通信省が民間航空を所管するべきことを説明したという<sup>(57)</sup>。閣議決定後に陸軍省が関係各省の担当者を集めて開催した内議会において、通信省出席者が「航空機ノ発達ニ顧ミ交通省タル通信省

53 この決定の際、航空機による「特殊事業」は関係各省の所管とされ、通信省は「空中輸送事務」に関する事項を担当することになったが、いまだ民間の航空輸送が行われていない上、輸送事務の内容や航空局との所管のすみ分けも不明確で、後述するように航空局の移管を目指していた通信省にとって不十分なものだったと思われる。

54 民間航空行政の問題には陸軍と海軍の対立という側面もあった。磯部巖「大正期における航空局の創設・移管問題」、『防衛学研究』第18巻（1997年11月）は海軍の側からみた航空局問題の推移を検討している。

55 「航空術一件(5)」JACAR (Ref.C08021102600)、大正7年・公文備考・巻19（防衛研究所）、「航空局関係(1)」JACAR (Ref.C08021599300)、大正9年・公文備考・巻46（防衛研究所）、「航空局関係(3)」JACAR (Ref.C09021599500)、大正9年・公文備考・巻46（防衛研究所）、「航空法案(7)」JACAR (Ref.C08050223600)、大正10年・公文備考・巻50（防衛研究所）、「航空法案(8)」JACAR (Ref.C09050223700)、大正10年・公文備考・巻50（防衛研究所）、前掲『事業史』第7巻、15-16頁。「航空局官制」は『官報』第2399号（1920年7月31日）。陸軍の民間航空への姿勢については、陸軍が民間航空の重要性を認識しつつも予算の制約から十分に対応できなかったことを論じた、松原治吉郎「帝国陸軍による民間航空の育成とその限界」、『軍事史学』第58巻第1号（2022年6月）も参照。また、内閣直属航空局の設置をめぐる海軍の動向を陸軍との関係も踏まえて検討した論考に、山口昌也「大正期における日本陸軍と「内閣航空局」構想」、『政治経済史学』646号（2020年10月）がある。

56 「臨時航空委員会官制制定の件」JACAR (Ref.C02030914200)、永存書類甲輯第1類・大正9年（防衛研究所）。

57 祝嶋男「航空局の設置および航空法制定の経緯」、日本航空協会編『日本民間航空史話』（同協会、1966年、所収）、53頁。通信書記官として管船局長に同行した祝の証言。

モ之カ取締等ニ対スル準備作業ヲ計画シ予算ニ計上シアリ」と述べていることから、通信省が所管を前提に動いていたことが確認できる<sup>(58)</sup>。通信省のこうした姿勢はその後にも継続し、陸軍省が内閣直属航空院構想を打ち出すと、通信省はそれに反対しただけではなく、通信省官制中の監督の対象を「水陸運輸ニ関スル事業」から「水陸及空中ノ運輸ニ関スル事業」に改めることで局面の転換を試みた。航空輸送事業を通信省の管掌事項とするこの改正について陸軍省は、閣議決定と「航空局官制」により民間航空所管問題は解決しているとして容認しなかったものの、通信省との協議には応じ、1921年9月に「航空輸送事業ノ許否ニ関スル事項」と「航空輸送事業ノ監督ニ関スル事項」を通信大臣と陸軍大臣が「共同管掌」することで合意した<sup>(59)</sup>。それまでの陸軍省の対応からみれば、この合意で陸軍側が譲歩したことは明らかで、それを可能にしたのは、航空輸送事業の中心になると期待されていた郵便物輸送を通信省が管掌していたためと推測できる。郵便物の航空輸送について通信省との折り合いをつけられなかった陸軍省は、通信省の反対で後述する「航空取締規則」に輸送事業に関する条項を入れられずにいた。しかし、当時、航空輸送を計画する民間事業者が現れており、輸送事業の監督体制の整備は急務であったため、陸軍省は通信省に譲歩する必要があったと思われる<sup>(60)</sup>。しかし、この共同管掌は実施されなかった。理由は不明だが、同年11月の原首相の暗殺に伴う政治的変動が原因となった可能性もある。

このように通信省と陸軍省が所管をめぐる対立した民間航空の問題は、行政整理という上からの要請に基づき、1923年4月に航空局が陸軍省から通信省の外局へ移管され解決をみた<sup>(61)</sup>。陸軍省は移管について1922年8月の閣議で了承しており、それ以前に内々の協議は済んでいたはずである<sup>(62)</sup>。陸軍省が移管を受け入れた理由は確認できないが、摩擦を起こしてまで民間航空を管轄し続ける必要を感じなくなっていたと推測できる。この行政整理で提案された組織の廃止を陸軍省がすべて拒否したことを踏まえれば、陸軍省が航空局を自前で維持する必要性は低下していたといえるだろう。海軍省で航空を担当した艦政本部第6部長は、航空局の移管に関して「航空局カ通信省ニ移管スルコトハ通信省カ進テ之ヲ引受ケ大ニ活動スルノ意思アリ且陸海軍カ充分ナル援助ヲ為スノ了解ヲ与フルニ於テハ至極同意ナリ」と述べている<sup>(63)</sup>。航空局には海軍省や通信省など関係官庁の将校、官僚も参画しており、移管にあたり通信省は行政の継続性の観点から陸海軍省の将校を現役のまま通信省職員として配属換する依頼を行い、求めに応じた陸軍から3名、海軍から2名の将校がそれぞれ航空局で勤務することとなった<sup>(64)</sup>。なお、航空局は再度の行政整理で1924年11月に通信省の外局から内局へ移され、航空局の管掌事項は「航空ノ取締ニ関スル事項」、「航空ニ関スル事業ノ保護、奨励及監督ニ関スル事項」、「航空ニ伴フ施設ニ関スル事項」と表記の仕方が変更された<sup>(65)</sup>。次節からは民間航空の取締、監督、施設拡充、保護奨励、輸送事業に関する航空局の施策を陸軍省管轄下の事項も

58 前掲「航空局関係(3)」。

59 「空中輸送事務の管掌に関する通信省官制改正に関する件」JACAR (Ref.C02030979600)、永存書類甲輯第1類・大正10年(防衛研究所)。

60 「航空取締規則制定の件」JACAR (Ref.C02031024700)、永存書類甲輯第5類第2冊・大正10年(防衛研究所)。

61 「航空局官制」は改正されたが管掌事項に変更はなかった(『官報』号外1923年3月31日)。

62 「行政整理案に関する件」JACAR (Ref.C03022593300)、密大日記其1・大正12年(防衛研究所)。

63 前掲「航空法案(7)」。

64 「航空局馬政局及廃兵院移管に関する件」JACAR (Ref.C02031096000)、永存書類甲輯第1類・大正12年(防衛研究所)。

65 「通信省官制改正」は『官報』号外(1924年11月25日)。

含めてみていこう。

## (2) 関係法規の整備

民間航空を取り締まる法規の整備には、1919年10月に日本が署名調印した「国際航空条約」に対応する意味合いが込められていた。航空分野の国際協力を実現する必要から成立したこの条約は参加国に法令の整備を要請したため、陸軍省は航空局を設置するまでの暫定的な審議機関として陸軍次官を長とする臨時航空委員会を同年11月に設け、航空法案などの策定を開始した。1920年5月には国際航空条約議定書への署名が行われ、条約の批准寄託までに航空法規の制定を求められたため、航空法案が第44議会に提出され、審議を経た1921年4月に「航空法」として公布された。翌1922年7月には「国際航空条約」の批准寄託が完了し、日本は条約の締結国となった。航空法では航空機の定義、航空機の検査および登録、乗員、飛行場、航空、および運送などについて規定されたが、「国際航空条約」に準拠した厳格な諸条項を、発展途上段階にあった当時の民間航空に適用するのはかえって斯業の発達を阻害する恐れがあったことから、民間航空が一定程度発展するまで「航空法」の施行を延期し、過渡的法規として「航空取締規則」が1921年3月に制定された。「航空法」が施行されたのは航空局の通信省移管から4年後の1927年6月であった<sup>(66)</sup>。

## (3) 人材の育成

航空事業の安定的かつ継続的な発達を図るには、航空機の運航に携わる操縦士などの確保が不可欠で、陸軍管下の航空局がまず打ち出したのも人材育成策であった。飛行術の教授を行う民間の飛行学校や練習所は以前から存在し、帝国飛行協会が陸軍に委託する形で操縦士を養成したこともあり<sup>(67)</sup>、名の知れた操縦士も生まれていたが、所管官庁として操縦士を育成する公的システムを構築することは当然の務めだったといえるだろう。1921年10月に制定された「航空機操縦生採用規則」は、毎年一定数の操縦生を公募し、陸軍航空学校に委託して官費をもって8ヶ月余りの教育訓練を施すというもので、1922年からは海軍航空隊への委託も行われた。陸軍では陸上機、海軍では水上機が用いられた。操縦生は17才から19才の男子が対象で、体格検査と中学校卒業程度の学力を問う学科試験で選抜を行い、倍率は10倍から20倍に達した。こうした高倍率は当該年齢の男子の間で進路としての操縦士に一定の人気があったことを示しており、選抜に漏れた者も含めて民間の航空学校に対する需要が存在したことも伺えよう。航空局の通信省移管後の1924年11月には「航空機操縦生養成規則」に代わる「航空機操縦士養成規則」が制定され、より詳細な規定が盛り込まれたが、基本的な点に変わりはない。1937年度までの陸軍および海軍委託卒業者はそれぞれ83名、66名で、卒業後の進路は初期段階では民間航空分野のほか陸海軍関係も多かったが、民間航空輸送の進展とともに民間への就職は増加したと思われる<sup>(68)</sup>。こうした委託養成制度の他に、民間航空会社の操縦士などの操縦訓練も通信省の斡旋により陸海軍で実施された<sup>(69)</sup>。操縦士とともに航空機に搭乗し機器の管理など

66 前掲、『事業史』第7巻、14-15、22-23、28-32頁。「航空法」は『官報』第2604号（1921年4月9日）、「航空取締規則」は『官報』第2586号（1921年3月18日）。

67 前掲『航空史』明治・大正篇、263-264頁、前掲『日本民間航空史話』、90-92頁。

68 「航空機操縦生採用規則」は『官報』第2462号（1920年10月15日）、「航空機操縦士養成規則」は『官報』号外 第3678号（1924年11月25日）、前掲『事業史』第7巻、75-79頁。「航空局関係(6)」JACAR (Ref. C08050813900)、大正12年・公文備考・巻69（防衛研究所）。

69 例えば、日本航空株式会社所属の操縦士の訓練は1925年6月に霞ヶ浦海軍航空隊で行われている（「空中航法教育依託に関する件」JACAR (Ref.C04015097800)、公文備考・学事4止・巻25（防衛研究所））。

を行う機関士の養成については、1924年10月に「航空機機関士養成規則」が制定され、東京府立工芸学校に隔年で10名を委託して官費で2年間教育を施すことになった。対象は工業学校機械科本科又はそれに準ずる学科本科を卒業した18歳未満又は20歳以上25歳以下の男子で、体格検査、工業学校卒業程度の学力を問う学科試験、および実地試験により選抜され、1938年までの卒業生は58名を数えた<sup>(70)</sup>。

操縦士には技量の程度を示す免許も必要であり、「航空取締規則」では、操縦士は免許を取得しなければならず、操縦士でなければ航空機を操縦できないと規定され、航空局長官が付与する免許については「別ニ定ムル」としたことから、1921年4月に「航空機操縦士免許規則」が制定された。免許は1等飛行機操縦士、2等飛行機操縦士、3等飛行機操縦士に分けられ、操縦できる航空機は1等が営業用および自家用、2等は自家用、3等は限定された範囲での自家用であった。免許を取得できるのは17歳以上の者で、体格検査、学科試験、操縦術試験を順に全て合格する必要があった。同年度に5名だった1等飛行機操縦士は1926年度には91名へ増加している<sup>(71)</sup>。1927年6月に施行された「航空法」は航空機の乗員について厳格な規定を設けており、施行に先立ち同年5月に制定された「航空法施行規則」、「航空機乗員試験規則」、および「航空機乗員体格検査規則」と併せて詳細が定められた。航空機に搭乗して運航に従事できるのは、技量証明書と航空免状を保有かつ携帯した乗員に限られ、実地試験と学科試験の順に合格して技量証明書を取得した者が体格検査に合格すると航空免状が与えられた。試験の内容は1等、2等飛行機操縦士それぞれについて定められ、1等飛行機操縦士の技量証明書の交付を申請するには2等飛行機操縦士として100時間以上の操縦経験が必要で、2等飛行機操縦士の申請の場合には50時間以上の操縦経験が求められた<sup>(72)</sup>。技量証明書と航空免状を有する1等飛行機操縦士の数は1927年度に89名、1930年度に134名、1934年度には242名と増加している<sup>(73)</sup>。

#### (4) 検査

航空の安全を確保する上で航空機の検査が必要なことはいうまでなく、「航空取締規則」および同規則に基づき1921年4月に制定された「航空機検査規則」が検査について規定した。航空機を「航空ノ用ニ供スル」には検査（初度検査）に合格して堪航証明書の交付を受けなければならない、堪航証明書の有効期限を延長するには特別検査を受ける必要があった。機体や発動機を変更する場合には臨時検査が義務付けられた<sup>(74)</sup>。「航空法」が施行されると、こうした枠組を踏襲しつつ、「航空法施行規則」および同規則と同時に制定された「航空機検査規則」により検査の詳細が定められた。航空機の製造者に検査（製造検査）と堪航証明書の取得を義務付ける点に変更は無かったが、新たに登録の制度が加えられ、製造検査に合格した航空機が航空機原簿へ登録されると登録証明書が交付され、「航空ノ用ニ供スル」航空機には堪航証明書と登録証明書を備え付けることが義務付けられた。製造検査は機体、発動機、プロペラ、付属

70 「航空機機関士養成規則」は『官報』第3645号（1924年10月15日）。前掲『事業史』第7巻、80-81頁。

71 「航空機操縦士免許規則」は『官報』第2613号（1921年4月20日）。『逓信省年報』各年。なお、「航空取締規則」では、陸海軍で操縦術を習得した者は試験の全部または一部を省略できると規定されており、陸海軍への委託操縦生はそれに該当したと思われる。

72 「航空法施行規則」、「航空機乗員試験規則」、「航空機乗員体格検査規則」は『官報』第102号（1927年5月5日）。2等飛行機操縦士に申請する場合、50時間のうち10時間は申請の1年前以降の操縦であることが必要であった。

73 『逓信省年報』各年。

74 「航空機検査規則」は『官報』第2613号（1921年4月20日）。

品のそれぞれについて規定され、堪航証明書の有効期限延長に必要な検査の名称が定期検査に変わり、特別検査は堪航証明書の無い航空機の検査の名称となった。臨時検査の内容に変更はなく、検査における堪航性の確認が堪航検査と名付けられ、地上検査と航空検査に分類された。堪航証明書と登録証明書を備えた営業用の航空機数は、1927年に34機、1930年に53機、1934年には62機と増加を続けた<sup>(75)</sup>。

## (5) 航空施設の拡充

通信省移管後に航空局が取り組んだ喫緊の課題は、延期されていた航空法の施行を執行し、定期航空の発展を図ることであった。航空局移管の前後から民間事業者による定期航空輸送が始まり、航空法制定時に比べて環境が整ったことを受け、1927年6月に「航空法」が施行された。航空局は航空輸送を拡大させる施策の一つとして同年度から幹線航空施設の整備事業に着手し、東京大連間、大阪上海間の航空路開設のため、航空路を構成する公共飛行場、航空標識、航空無線電信局の整備を進めた。飛行場には陸上機用、水上機用、水陸両用があり、民間航空では陸上飛行場より設置が容易な水上飛行場の設置が先行していたが、航空事業の展開にとまない貨物や郵便物の輸送に適した陸上飛行場の整備が進展した。飛行場を整備するにあたって、国が設置する公共用飛行場について「飛行場使用規則」が1929年4月に制定された<sup>(76)</sup>。公共飛行場の嚆矢は1929年度に設置された東京、大阪、および福岡飛行場で、東京飛行場は陸軍の立川飛行場（陸）を共用する形で整備されたが、1931年に羽田（陸）へ移転した。大阪飛行場（水陸）は木津川の河口に設けられ、1939年に伊丹（陸）へ移転した。福岡飛行場は水上飛行場として整備され、1936年に水陸両用の福岡第一飛行場が設置されると、従来の飛行場は福岡第二飛行場となった。このほか1932年度に松江（水）、1933年度に富山（陸）と新潟（陸）、1934年度に都城（陸）と名古屋（水陸）、1935年度に広島（陸）、1936年度に那覇（陸）、仙台（陸）、青森（陸）、札幌（陸）に飛行場がおかれた。外地では1929年度に京城（陸）と蔚山（陸）、1931年度に大連（陸）、1933年度に新義州（陸）、1935年度に台北（陸）、1936年度に大邱（陸）、宜蘭（陸）、台中（陸）、1937年度には台南（陸）に飛行場がおかれ、これら内外の飛行場は定期航空などの拠点として役割を果たした<sup>(77)</sup>。航空機の安全な運航には、適切な針路を維持するための航空標識と航空灯台、気象、離着陸など情報の連絡に必要な通信設備も欠かせなかった。1937年度までに航空標識は内地8ヶ所、外地9ヶ所、航空灯台は内地50ヶ所、航空無線電信取扱局は内地10ヶ所、外地6ヶ所にそれぞれ設けられた<sup>(78)</sup>。

## (6) 保護奨励

発達途上にあつた民間航空の保護奨励も航空局の重要な職掌であり、1920年8月に航空局がおかれると、「不取敢一般的奨励規程ヲ定ムル必要」から、同年12月に「航空奨励規則」が制定された。ただ同規則の内容は、航空事業の功労者や優れた操縦者、航空用機器設計者などへの賞状や賞金の授与、航空競技会主催者等への奨励金の授与という簡易なものであり、航空局も「根本的ノ補助奨励ノ方法ヲ定ムル必要アリ」と認識していた。そのため、1922年10月に規則の改正が行われ、「奨励ノ範囲狹隘ニ失スル」という理由から奨励金の対象が拡大された。

75 「航空機検査規則」は『官報』第102号（1927年5月5日）。『通信省年報』各年。本規則は1921年の規則と同じ名称だが、21年の規則は陸軍省令、27年の規則は通信省令という違いがある。

76 「飛行場使用規則」は『官報』第674号（1929年4月1日）。前掲『通信省五十年略史』、152-153頁。

77 『航空統計年報』昭和10年度-昭和12年度。

78 『昭和12年度航空統計年報』。

その中でとくに重要な意味をもったのが「航空路ノ開設ニ従事スル者ニシテ特ニ奨励ノ必要アルモノ」という条項で、後述する定期航空への奨励金の根拠となった<sup>(79)</sup>。さらに、1925年6月の改正では、一定の条件を付して航空機の修繕費の一部を維持奨励金として下付することが可能となった。当時の航空機は「不可抗力ニ起因スル」損耗が多く、民間航空事業者の負担軽減につながった。1926年度から1937年度までに奨励金を支給された航空機は1,745機にのぼった<sup>(80)</sup>。一方、飛行機の民間への払下と払下斡旋も保護奨励の重要な柱であった。陸海軍から不要な航空機材の保管転換を受けた航空局が、これを民間航空事業者や学校などへ払下げ、また、陸海軍から民間への航空機材の払下の斡旋も航空局により行われた。払下は1921年度に始まったが、斡旋も含めて本格化したのは1923年度以降で、同年度から1937年度まで14年間の実績は飛行機機体1,991、発動機2,942、プロペラ2,436、その他付属品148,539であった。これらが全て航空事業者に払下げられた訳ではなかったものの、事業者の負担軽減と輸送事業に貢献したことは間違いないだろう<sup>(81)</sup>。

## (7) 航空輸送事業

我が国の民間航空が、興行的飛行や懸賞飛行の段階を脱して実用的定期航空輸送に移行したのは、航空局が通信省に移管された1923年頃のことであった。1922年末から翌年にかけて、朝日新聞社東西定期航空会、日本航空株式会社、および日本航空輸送研究所の定期航空申請が認可され、奨励金を与えられた各社は奨励金下付指令書に基づいて貨客の輸送を開始した。東西定期航空会は東京大阪間を軸に東京仙台間でも運航した。日本航空株式会社は大阪福岡間を軸に大阪別府間、小郡別府間なども運航した。日本航空輸送研究所は大阪高松間、大阪徳島間を軸に、路線を今治、松山、大分、別府へと延伸した<sup>(82)</sup>。

各社は1925年から郵便物の輸送も担っており、航空輸送で一定の役割を果たしていたが、欧米諸国に立ち遅れた民間航空の拡充という喫緊の課題に対応するには、小規模事業者による現状の体制では不十分であった。そこで、航空輸送会社を国策会社として設立する計画が打ち出され、1928年10月に資本金1000万円をもって日本航空輸送株式会社が設立された。同社は11年間で1997万円の補助金を受給し、東京大連間、大阪上海間の貨客、郵便物の定期航空輸送を課された。1929年4月から東京大阪間、大阪福岡間、福岡京城間、京城大連間で営業運航が始まり、それに伴い東西定期航空会の東京大阪線と日本航空株式会社の大阪福岡線は日本航空輸送株式会社に譲渡され、日本航空株式会社は解散し、東西定期航空会は東京新潟間に路線を変更した<sup>(83)</sup>。その後、日本航空輸送は内外で路線を拡大し、1936年度には支線的役割を果たす東京新潟線、東京富山大阪線、大阪松江線、大阪高知線を設定し、1937年度には北方への幹線となる東京札幌線と東京名古屋大阪線が設けられた。いっぽう、外地については、1935年に策定された航空事業振興計画で国際航空の拡充が重要な柱となったことから、同年10月に福岡台北

79 「航空奨励規則」は『官報』第2520号(1920年12月24日)。「航空奨励規則」の改正は『官報』第3056号(1922年10月6日)。「航空奨励規則制定の件」JACAR (Ref.C02030997400)、永存書類甲輯第3類・大正10年(防衛研究所)。

80 「航空奨励規則」の改正は『官報』第3834号(1925年6月5日)。「昭和12年度航空統計年報」、「航空局関係(3)」JACAR (Ref.C08050813600)、大正12年・公文備考・巻69(防衛研究所)。奨励金の金額は不明。

81 『昭和12年度航空統計年報』。例えば、日本航空輸送株式会社は設立当初、払下げを受けた航空器材で定期航空を行っていた(「航空器材貸与に関する件」JACAR (Ref.C01001948600)、永存書類乙集第2類第4冊・昭和4年(防衛研究所))。

82 前掲『事業史』第7巻、40頁、『昭和10年度航空統計年報』、『通信省年報』第37回-第41回。

83 『昭和10年度航空統計年報』、前掲『事業史』、41~42頁。

線、1937年6月には東京新京線が開かれた。こうした動きには、大戦以降、長距離飛行に注力して植民地線など国際線を拡充した欧米諸国が、極東に進出している状況へ対応する意味も込められていた。台湾島内では1936年度に台北高雄線、台北花蓮港線が、1937年度に台北台南線、台南馬公線が設定された。なお、満州を中心とした航空路線は、満洲国建国後の1932年9月に設立された日満合弁の満州航空株式会社によって運航された<sup>(84)</sup>。

日本航空輸送の輸送量は表3に示されるように増加傾向にあった。当時の飛行機は旅客輸送が基本であり、機体の構造上、貨物の積載量は限られていた。これに対して、郵便物は航空輸送の中心になるものと期待が寄せられていたが、当初の航空通送は十分な成果をあげられなかった。国内の通送に限れば、夜間に通送される鉄道に比べて航空便は速達性が低く、利用者が少なかったのである。こうした状況を打開するため1933年11月から東京大阪間で夜間航空が始まり、これと併せて一定の条件下で航空郵便の速達取扱も導入され、航空通送の増加につながった<sup>(85)</sup>。

年度	旅客	郵便物	貨物
1929	2,755	8.6	2.4
1931	6,766	40.9	32.4
1933	10,992	219.6	28
1935	10,822	236.9	67.5
1937	47,342	591.2	248.6

(人) (トン)

(出所)『昭和12年度航空統計年報』。

表3 日本航空輸送株式会社の輸送の推移

輸送量全体の増加の背景には1931年の満州事変から1937年の日華事変に至る政治経済情勢の変化があり、大陸との間の公用、軍用による航空利用が活発化して需要の多くをしめた。1937年度の輸送量の大きさにそれが現れている<sup>(86)</sup>。ただし、日本航空輸送の経営は基本的に補助金で成り立っており、開業当初、収入の9割をしめた補助金が逡減すると1935年度に収支が赤字に陥り、新規路線の追加で補助金を確保して破綻を回避する事態となった<sup>(87)</sup>。先述した1936年度から翌年度に設定された路線がそれに相当する。戦時体制に入ると軍事関連需要の増加によって営業収入は急増したものの、民間航空の軍事的利用価値の高まりは、国の監督指導の強化を目的とした定期航空の再編をもたらし、1938年に日本航空輸送株式会社は国際航空株式会社と合併し、日本の航空路を独占する国策航空会社として大日本航空株式会社が設立された<sup>(88)</sup>。日本航空輸送設立以降の時期は戦時体制に向かう過程でもあり、2・26事件を契機に政治的発言力を強めた陸軍は、民間航空の指導監督を担う機関として航空省の設置を要求した。

84 前掲『事業史』第7巻、42～43頁、『航空統計年報』昭和10年度-昭和12年度、前掲『通信省五十年略史』、158-159頁。東京新潟線は東西定期航空会から譲られたもの。航空事業振興計画は、第67議会での航空国策樹立建議に基づいて設けられた航空事業調査委員会の審議を経て策定され、内外航空路の拡充や定期航空の振興など今後10年の計画が盛り込まれた。この計画には陸軍の意向が強く反映されていた(水沢光「陸軍における「航空研究所」設立構想と技術院の航空重点化」、『科学史研究』42巻255号2003年)。

85 前掲『航空史』昭和戦前編、521-522、771頁。

86 酒井、前掲論文、99頁も参照。

87 前掲『航空史』昭和戦前編、771-774頁。

88 国内ローカル線を運航していた日本航空輸送研究所などの事業者は営業を停止した。

航空省構想は通信省と海軍の反対もあり実現しなかったものの、航空局は同年8月に通信省の内局から外局に移され、「航空局官制」に重要な修正が加えられた<sup>(89)</sup>。航空局長官の職掌を定めた第6条が「長官ハ…航空機乗員、航空機製造事業及航空ニ伴フ施設ニ関スル事項中軍事ニ関係アルモノニ付テハ陸軍大臣、海軍大臣及通信大臣ノ指揮監督ヲ承ク」と修正され、実質的に通信大臣と陸海軍大臣の共同管理に近い形になったのである<sup>(90)</sup>。陸軍省の下に航空局が設置されて20年近くを経て、民間航空と軍との関わりは形を変えて強化されたといえよう。

## 4 むすび

以上、通信省の鉄道および航空行政について論じてきた。通信省が鉄道行政を管掌したのは16年余りと比較的短い期間であり、「鉄道敷設法」の枠組みの中で、官設鉄道の建設改良と運輸、私設鉄道の許否と監督が行われた。官設鉄道の建設は「鉄道敷設法」の第1期線が対象となり、改良ではドル箱路線であった東海道線で複線化が進められた。この期間は営業マイル数や輸送量で私設鉄道が優位に立っており、私鉄の監督については「鉄道営業法」や「私設鉄道法」を制定して対応する一方、官鉄は大手私鉄を意識しつつ東海道線などで輸送サービスの向上に努めた。組織体制も鉄道局と鉄道作業局の2局態勢をとり、監督の強化と官鉄の経営に注力した。鉄道国有化について鉄道当局は私設鉄道の買収による鉄道の統一には賛成だったと推測できるが、この問題は多分に政治的性格を帯びており、通信省の意向だけで実現するものではなかった。結果的にみれば、国有化で誕生した巨大な鉄道事業体を運営する基盤が、通信省管轄下で種々の面から整備されたといえるだろう。

近代日本の民間航空については、欧米諸国への立ち遅れを挽回するとともに、国際航空条約へ対応する必要があるとあり、航空局を管掌した陸軍が、航空法を含む法規の整備、人材の育成、免許・検査制度、保護奨励について必要な措置をほどこし、航空局の移管を受けた通信省は、陸軍時代の施策をさらに押し進めて充実させるとともに、航空法施行後の定期航空の拡充および公共飛行場をはじめとした航空路の整備にあたった。航空機は新しい輸送手段として優れた特徴を備えていたが、いまだ鉄道や海運のように商用として広く利用される環境にはなく、定期航空が本格的に行われた時期が戦時体制へ進む過程と軌を一にしていたことを踏まえれば、軍用としての利用が重みを増していったこともやむを得なかったといえるだろう。

(きたはら さとし 関西大学経済学部教授)

89 水沢、前掲論文、33-35頁。陸軍の航空省構想を含めて満州事変後の民間航空をめぐる陸海軍の対立とそこで通信省が果たした役割については、政治外交史の視点から帝国日本の航空戦略を検討した大窪有太「帝国日本の航空戦略」、『史学雑誌』133編8号（2024年8月）を参照されたい。

90 「航空局官制」は『官報』第3322号（1938年2月1日）。

# 簡易生命保険の設立過程

伊藤 真利子

## はじめに

簡易生命保険は、日本の労働者や低所得層の生活安定を目的に、戦前期社会政策の要として位置づけられ発足した官営保険制度である。その歴史は、1916年10月1日に「簡易生命保険法」が施行され、通信省が事業に着手したことに始まる。当初は、通信省の為替貯金局内の保険部が事務を担当したが、1920年の「簡易保険局官制」制定により簡易保険局が新設され、専管体制が整備された。さらに、1921年4月の「簡易生命保険特別会計法」改正によって簡易保険余剰金の運用が開始され、積立金編入前の余剰資金を一時的に大蔵省預金部に預け入れる仕組みが導入された。

簡易生命保険および郵便年金は、近代郵便の発足とともに、郵便貯金とならぶ事業として、前島密によってイギリスの郵便局保険・年金を参考として構想された。しかし、郵便貯金が1875年に出発したのに対し、簡易生命保険の実現は、1916年の第2次大隈重信内閣まで遅れた。この初期構想から実現までの時間の遷延は、業態間の違いに加え、簡易生命保険の政策目的と運営形態に固有の歴史的条件を与えることになった。大隈首相は、簡易生命保険を当時課題とされるようになってきていた社会政策の一環に位置づけ、今後構想されるであろうドイツ型の強制加入・拠出型小口労働者保険への道を拓くものと位置づけたのである。

同時期、プロイセン・ドイツ型社会保険（ビスマルク型労働保険の展開）は、ドイツにおける「社会国家」形成の機軸として整備されつつあり、第1次世界大戦の敗戦後、最初の福祉国家であるヴァイマル共和国へと継承されていった。大隈の政策意図には、第1次世界大戦前に胎動し、両大戦間期に欧米先進国で進展し、第2次世界大戦後には一つのレジームとなっていった社会政策—福祉国家化の世界的潮流を展望していた側面が認められる。このような意味での社会政策という理念こそが、通信—郵政金融二事業に一括されながらも、明治期以来の郵便貯金とは異なる位置づけと運用形態を簡易生命保険に与えることになったのである<sup>1)</sup>。

本稿では、以上の課題を前提に、制度史的観点から①通信省による簡易生命保険構想と準備

1 ドイツの社会国家化については、福澤直樹『ドイツ社会保険史—社会国家の形成と展開』（名古屋大学出版会、2012年）が詳しい。また、社会政策と簡易生命保険の成立については、迎由理男「簡易生命保険の成立と展開」（渋谷隆一編『大正期日本金融制度政策史』早稲田大学出版部、1987年、100-131頁）がある。同論文では、社会政策としての簡易生命保険設立を帝国主義段階の政策と位置づけ、社会政策本来の目的である労働者保険の「繋ぎ」の役割に過ぎなかったと評価している。金澤史男「戦間期における簡保資金の地方財政融資」（金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010年）も、簡易保険を官独占とする論理として社会政策が前面に打ち出され、社会下層に簡易保険を提供すること自体に社会政策的意義が見出され、労働保険を念頭におくことで本格的な社会政策の前提としての位置づけが与えられたと評価しつつも、低利で「公共的事業慈善救済の事業」に融資を行なうことが社会政策の内容とされることとなり、政策理念が緩められたとしている。これらの政策評価については、戦後福祉国家化の観点から、拙論「高度成長期財投計画における簡保資金の特徴と性格—財政投融資にとって簡易生命保険とは何であったのか」（『郵政博物館研究紀要』第16号、通信文化協会博物館部、2025年、42-63頁）において一応の整理を行なっているので参照されたい。

過程を跡づけるとともに、②簡易生命保険の運用形態に大きな影響を及ぼした大蔵省預金部の成立事情と預金部改革問題に触れ、③簡易生命保険の制度としての設立までを対象とする。

## 1 簡易生命保険の構想と準備

簡易生命保険の萌芽は、1875年に前島密がイギリスの官営の郵便局保険を参考に、官営生命保険事業を構想したことにより、日本における近代郵便制度の発足と歩調を合わせられた。モデルとなったイギリスにおいても郵便局保険が開設されたのは1865年であり、そこに前島の課題意識の先進性を見出すことができる。近世においては、村落や同業者組合、宗門などを単位とする相互扶助組織が展開していた。金銭の融通についても、頼母子や無尽が組成されるなど、共済組合による前近代的な組織が多層に発展していた。近代に入ると、これらの組織はいわゆる庶民金融機関（のちの相互銀行）として存続し、協同組合形式へと再編されていった。しかし、その活動はあくまで地域的、局所的な範囲にとどまる。これに対し、近代国民国家の成立とは、地域コミュニティや同業者に限定されないかたちで、国民全体の生命と財産を一定の範囲と条件の下で法的に保障する体制の構築を意味する。

明治維新という統治の変革—国民国家形成の社会変革を通じ、それまで日本社会を支えてきた扶助のシステム（自助・共助・公助）は、大きく揺らいだ。農業の商品経済化や工業化の進展によって、人びとの関わりや働きかたも大きく変化していく。このような変化の出発点で、早くから官営による保険・年金事業を構想したという点が前島の先見性であった。さらに、前島が自ら整備に携わった近世の駅通制を基盤とし、それを近代化した郵便局網を通じて国民に遍く相互扶助の施設を提供し、社会の安定と個人の安寧を維持しようとした発想は、「恒産なきものに恒心なし」という郵便貯金創業の理念とも通底していた。もっとも、郵便局による年金・保険事業には、郵便や貯金とは異なるいくつかの難問が存在していた。すでに述べたように、イギリスの郵便局で同事業が開始されたのは1865年であり、日本では明治維新のわずか3年前のことである。つまり、前島は最新の知識をもってその導入を構想していたことになる。イギリスの郵便年金・保険が抱えることになる問題点は日本でも生じていくが、構想の初期段階でそれが十分に意識されていたとはいえない。むしろそうした問題を十分に意識していなかったからこそ、大胆に構想を打ち出すことができたともいえよう。

前島の郵便保険・年金構想は、正確な死亡率統計の欠如や事業成否への懸念から当面実施が見送られることになり、1875年に郵便貯金のみが開始された。明治維新から日も浅い当時の日本には、直ちにその実施に着手しうる政策主体・知識・技術は整っておらず、そもそも欧州で本来対象として想定されていたような社会的基盤である近代的産業労働者層やその婚姻家族・世代の「再生産」もまだ形成されていなかったのである。当面日本における「自助—共助」の機構は、前時代から継続した前近代的共済組織や保険類似会社によって、さらに明治期の企業勃興を背景に次々と設立された民間生命保険会社によって担われていくことになった。

保険事業を成立させるためには、近代的保険に関する知識の獲得、ノウハウの蓄積、そして保険思想の普及が不可欠であった。その嚆矢となったのが、1867年に刊行された福澤諭吉の『西洋旅案内』（1867年）の刊行である。福澤は、同書において「災難請合」、「生涯請合」という言語を用いて損害保険と生命保険を紹介した。明治維新後、福澤は三菱および慶應義塾関係者の賛同を得て、1880年に株式会社組織の明治生命保険会社の創立に尽力した。同年には、安田善次郎らによって共済五百名社（のちの安田生命保険相互会社）が設立されている。このように、株式会社方式と相互会社方式との2つの系譜をもつ保険会社が、同じ1880年に出揃った。

明治生命は、イギリスの生命表を用い、イギリス型の生命保険事業を目指した点で、その後の保険業全体に大きな影響を与えた。1888年には、帝国生命保険会社（のちの朝日生命保険相互会社）が設立され、生命保険業における競争が本格化していく。翌1889年には鴻池善右衛門を無給の社長に迎え、関西を拠点とする日本生命保険相互会社が設立された。同社は、イギリスの生命表を用いず、東京帝国大学教授・藤澤利喜太郎に依頼し、日本国民の死亡統計にもとづく独自の死亡生残表（藤澤第2表）を新たに作成して用いる方針を採った<sup>2)</sup>。日本における生命保険事業は、まずは民間資本によって開始されたのである。

以上に見てきたのは、「旧商法」（1890年）成立以前に設立された近代的保険会社であるが、1899年の商法改正を経て、1900年には「保険業法」が施行された。1902年には、保険業を所管する農商務省で同法の起草に携わった矢野恒太によって第一生命保険相互会社が設立され、さらに1904年には、福澤諭吉の門下生で、慶應義塾で教鞭もとった門野幾之進によって千代田生命保険相互会社が設立された。こうして、任意保険にもとづく近代的民間保険事業に、いわゆる「五大生命保険会社」が揃うことになる。この間、近世に起源をもつ各種の共済的あるいは営利的な類似保険も濫設されたが、松方デフレ、日清戦後恐慌、日露戦後恐慌といった景気変動の中で、激しい競争と相次ぐ破綻を通じ、淘汰が進んでいった。

その中であって、上述の株式会社および総合会社方式による近代的保険会社が経営基盤を確立しえたのは、欧米の新知識を早期に導入したことに加え、明治維新後に登場した有力実業家の資産を信用の基礎においたからであった。またその市場対象についても、社会上層に絞り込んだことによるものであった。大口の保険契約と高額な保険料設定により、保険加入者は高級官僚や会社役員など、企業勃興に台頭した「中産階級」の中でも特に所得上層以上に限定されていたのである。当然ながら、下級吏員・雇員や企業の下級管理職、労働者・職工、各種雑業に従事する庶民、および中下総農民（当時の言葉でいう「中等以下零細層」）にとって、これらの保険商品は手が届かないものであったし、あるいは、その多くはそもそも近代保険に関する基本的知識すら持ち合わせていなかった。

以上のように民間生命保険会社は、主として所得上層層や資産家を対象としており、一般庶民を対象とする近代的生命保険事業はいまだ存在していなかった。1894年の日清戦争後には第2次企業勃興が起きるが、生命保険会社の乱立は信用問題を招き、生命保険事業の発展をかえって阻害する局面も生じた。他方、産業革命に伴う労働者層の形成や物価高騰は労働問題を勃発させ、政府はその対応を迫られるようになっていく。このような状況の下、1881年の「明治14年の政変」により、前島密は大隈重信とともに下野する。1885年、内閣制度の創設により成立した第1次伊藤博文内閣の下で榎本武揚通信大臣の懇請により一時は通信次官に復帰したものの、1889年の黒田清隆内閣成立の後、再び退官した。これにより前島の保険・年金構想は終わったかに見えたが、逓信省内部には、これをなお重要課題として引き継ぐ官僚が存在した。その代表格が下村宏であった。

下村は、東京帝国大学を卒業後、逓信官僚であった父・下村房次郎の後を追って逓信省に入省し、早くからベルギーに留学して郵便貯金の研究を進めるとともに、各国の生命保険・年金の資料を収集した。その後逓信省内部における簡易生命保険創設で主導的役割を担っていくことになる。1898年の下村の入省時には、逓信省郵便局において郵便保険制度の調査が開始されたことから、下村のベルギー留学時の保険研究も、その一環として位置づけられる。1899年には、日本の生命保険事業に科学的基礎づけを与えた藤澤利喜太郎が逓信省の講話において、中

2 『日本生命七十年史—1889-1959』日本生命保険相互会社、1963年、14頁。

間階級を保護する手段として郵便局を活用した無審査・定額型の郵便保険の必要性を進言した<sup>(3)</sup>。この提案によって、郵便局を通じて庶民向けに簡易保険を提供する構想が、保険数理・保険知識の側から明確な支持を得ることになったのである。

一方、政府の側でも変化が生じていた。第2次企業勃興を背景に、近代的労働者層が形成されつつあることに着目した第2次松方正義内閣は、郵便生命保険・年金の開設を構想し、1900年に策定中であった「郵便貯金法案」に郵便生命保険および郵便年金を盛り込む方針を打ち出した。しかし、広範な国民に関する基礎データの不備に加え、保険事業を所管する農商務省の強い反対もあり、同法案から生命保険および年金事業は削除されるに至った。イギリスにおける郵便局保険の発足と同様、民間生命保険との競合が懸念され、省庁間の利害対立も相まって、この構想はいったん頓挫したのである。もっとも、この過程を通じて、官営生命保険制度は「労働問題の緩和策」という政策的方向性を明確に与えられ、のちの簡易生命保険制度の理念的基盤が形成されることになった。

日露戦後になると、簡易生命保険構想を具体化させる客観的条件が次第に整っていった。日本における重工業化の開始とともに労働問題が深刻化し始め、20世紀に入ると社会主義思想の流入もあって、ドイツと同様の労働・社会問題が知識層に意識されるようになった。ビスマルクの政策を範として、法学博士・桑田熊蔵、金井延らによって、のちに戦前日本最大の社会科学系学会となる社会政策学会が発足し、その議論の中で社会政策の一環に労働者小口保険構想が入れられていった。1908年には、政友会議員有志によって、議会に民間生命保険会社を統合して官営保険を開設することを求める建議が提出されるなど、生命保険について民間任せではなく、国家関与を求める動きが生じた。政府内でも、第1次桂太郎内閣で農省務大臣、第2次桂内閣で内務大臣を務めた平田東助、また第1次桂内閣で通信大臣、第2次桂内閣で農省務大臣であった大浦兼武らが、日露戦後の農村の疲弊に強い危機感を抱き、地方改良運動を通じて小口保険の必要性を認識していた。1906年には、前農省務大臣であった平田が下村とともに簡易保険事業について協議しており、これが通信省側の準備を一層加速させる契機となった<sup>(4)</sup>。

1910年、下村宏郵便貯金局長の統轄の下、貯金局内に郵便保険年金制度調査委員会を設置し、その検討結果を受けて1911年年頭にはこれを通信省の委員会に格上げし、通信省案の本格的策定に着手した<sup>(5)</sup>。この制度調査委員会には、社会政策学会の桑田熊蔵、金井延、そして藤澤利喜太郎が囑託として参加した。この陣容には、前回構想が頓挫した経験を踏まえ、新しい時代の政策思潮や科学的知見を積極的に取り入れるとともに、政権の動向を見極めつつ前島のレガシーを継承し、その政策理念を実現しようという通信省の強い意志がうかがえる。同委員会では、保険種類を①「養老」と「終身」とし、②保険金最高額を500円、③加入資格を10歳以上60歳以下、④原則無診療とする、といった簡易生命保険の基本構想が打ち出された<sup>(6)</sup>。さらに細部を詰めるため、通信省は郵便貯金局事務官・日吉平吉を欧米の小口保険調査に、続いて為替貯金局囑託・亀田豊治朗を保険数理学調査のためにドイツに派遣し、加えて国内でも民間の東海生命保険、帝国生命保険といった先行民間会社の実務や約款、事業報告書を精査している。

1911年、農商務省から小口保険調査の実施が閣議に申請され、農省務大臣・大浦兼武を委員

3 『簡易生命保険郵便年金事業史』簡易保険局、1936年、22頁。

4 ベルギー留学後の下村が、1905年に帝国大学で行なった「ベルギー貯金局と労働者の保険及び家屋問題」と題する講演が機縁となって平田の知己を得たことで、保険年金制度創始に本格的に着手することになった（前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史』、27頁）。

5 この前後の事情からすれば、この段階で内務省の理解の上、保険を管掌する農商務省と通信省との間に意思疎通が図られ、通信省が調査研究から、立案へ速度を速めたものと推察される。

6 前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史』、38頁。

長とし、農商務省、通信省、内務省、大蔵省、司法省など関係各省による「小口保険制度調査委員会」が設置された。同委員会では、民間小口保険の認可の在り方や、官営保険と民間保険との関係などについての調査が開始される。これに続き、1913年には立憲同志会が官営事業による小口保険創設を議会で提案するなど、国民保険実施に向けた動きは一層加速していく。こうした議論の過程を通じて、通信省は簡易生命保険創設に向けた法案の準備を進め、1915年には「簡易生命保険法」および「簡易生命保険特別会計法」の草案が閣議決定されるに至った<sup>(7)</sup>。

通信省で着々と草案が準備されていたことから、小口保険調査委員会の検討も自ずと通信省案をベースとすることになったわけであるが、今回もまた、民間生命保険会社の強い反対により、この流れはいったん押しとどめられることになった。ただしこの際、政府部内では「300円未満の生命保険契約は民間に認可しない」という抑制方針が合意されたとされる。法案成立に比べれば一見後退した決定に見えるが、これは行政により生命保険市場にセグメントが敷かれ、次の段階のために潜在的な小口保険市場がいったん凍結されたことを意味した。この時、事実上、生命保険市場における官と民とのすみ分けの条件が確定した。それは、官独占による簡易生命保険成立に向けた不可逆な一歩であったといえよう。

また通信省の海外調査により、イギリスの郵便保険が必ずしも順調でなく、官による任意保険がすでに発展していた民間生命保険会社に掣肘され、郵便局もまた消極的に窓口業務にとどまっていること、さらにドイツでは小口保険改革の結果として強制加入のライヒ保険が成立したものの、なお制度として安定していないことも把握されていた<sup>(8)</sup>。社会政策の観点からすれば、重工業化を志向する日本にとって、ドイツ型社会保険こそが将来のモデルと考えられたが、その全体像は当時なお不明確であり、日本の国力水準から見ても直ちに実現できる展望は乏しかった。これに対し、日本においては早期に前島のレガシーたる近代郵便の通信ネットワークが確立し、三等郵便局制度を梃子として全国に郵便局網が展開されていた。こうした条件の下で導き出された解は、ドイツ流の社会保険の将来展望を視野に収めつつ、当面の問題への対処としては、イギリスの失敗例に学びながら、官独占による任意の小口保険を「日本の郵便保険」として開始し、それをドイツ型への代補的方策として位置づけることであった。

1913年、立憲同志会が官営事業による小口保険創設の建議を議会で提出した。翌1914年、立憲同志会を基盤として第2次大隈内閣が成立し、同内閣では大隈が内務大臣を兼任（のちに大浦兼武が就任）、農商務大臣に第1次桂内閣で通信大臣、第2次桂内閣で農商務大臣、第3次桂内閣で内務大臣を歴任した大浦兼武、通信大臣には佐賀藩出身で第2次松方内閣（松隈内閣）で進歩党から官僚となり、農商務省、大蔵省を経て、第1次大隈内閣で内閣書記官長を務め、大隈の右腕であった武富時敏（のちに大蔵大臣）が就くなど、小口保険をめぐる関係各省のこれまでの議論を内閣の施政方針に取り込む布陣が整えられた<sup>(9)</sup>。大隈は早稲田大学総長としても知られるが、その大隈を支え、早稲田大学の前身である東京専門学校の前校長として経営に尽力したのが、「明治14年の政変」でともに下野した先の内務省駅通総監・前島密であった。大

7 法案成立過程の議論については、同上、57-96頁を参照。

8 イギリスの郵便局保険の成立と限界、その背景事情については、ポール・ジョンソン『節約と浪費—イギリスにおける自助と互助の生活史』（真屋尚生訳、慶應義塾大学出版会、1997年）に詳しい。また、当該期のドイツにおけるライヒ保険の事情については、前掲、福澤『ドイツ社会保険史』を参照。

9 1914年5月、大隈内閣によって招集された地方長官会議において武富通信大臣は、次の訓示を行なっている。「本大臣の最も熱心にその実現を希望するは、彼の少額保険の事業なります。此の制度は社会政策上一日も速に実施するの必要を認むるにより、従来の調査を基礎として成案を得るに努むべし、而して之が取扱は全国に普及せる郵便局において為すを最も便利にして、且経済的なることを確信するを以て、予め考慮を加えられんことを望む」（『創立五十周年記念 簡易生命保険郵便年金事業史』1966年、12-13頁）。

隈内閣による簡易生命保険構想の推進には、このように前島による郵便事業創設のレガシーと通信官僚の宿願に加え、政官ないし省間の人的ネットワークが重なり合うことで、大隈内閣成立とともにその政策の目玉とすることが可能となったのである。

同内閣の陣容のもとで、小口保険が収斂していく方向性は自ずと明らかであった。第2次大隈内閣は成立直後に小口保険の官営化を閣議決定し、内閣直属の小口保険制度調査委員会を組織、同年11月にはその報告書をまとめて公表した。府県知事や商業会議所の圧倒的多数に加え、社会政策学会、大日本紡績連合会、帝国納会などの諸団体から賛意が示され、反対意見を提出したのは4つの商業会議所と民間生命保険関係団体に限られた。いったん政府によって凍結された小口保険に対する要望が、実業界においても圧倒的となっていたことがうかがわれる。小口保険成立の客観的条件が、重工業化に踏み出した日本においてもようやく醸成されてきていたのである。

こうして委員会は、1915年に最終報告を提出し、新たな小口保険は「簡易生命保険」と命名され、その所管は通信大臣とされ、郵便局を窓口として開業されることが決定された。

## 2 大蔵省預金部と簡易生命保険

簡易生命保険は、「社会政策」という政策理念によってその実現を見た。簡易生命保険という保険の性格自体が、その理念を具現するものであったと同時に、その積立金運用の形態についても独自の基本方針が打ち立てられることになった。しかしこの点は、理念のみによって規定されたわけではない。その背景には、郵便貯金と大蔵省預金部との長い歴史的関係があり、このことが簡易生命保険の運営形態を規定した制度的側面を見逃すことはできない。すなわち、簡易生命保険の創業過程に並行して進行していた大蔵省預金部の改革論議、そして逓信省と大蔵省との間で展開された貯金局業務をめぐる対抗が深く関与していたのである。この点を明らかにするためには、やや迂遠となるが、大蔵省預金部の歴史を振り返り、郵便貯金との歴史的関係を踏まえておく必要がある。以下では、まず預金部の成立過程につき、先行研究を参照しトレースすることから始めたい<sup>(10)</sup>。

大蔵省預金部の淵源は、1869年に成立直後の維新政府が設けた「積立金」に求められる。これは、不要物品売却代金および税金以外の雑収入を積み立て、その運用によって政府発行紙幣証券ならびに公債証券を回収する「基本」および国庫の「予備」とすることを目的としていた。その後、1872年に「準備金制定規則」が制定され、「積立金」は「準備金」と称されることになった。さらに、1876年の「準備金取扱規則」により、準備金の用途は①新紙幣発行基礎準備、②内外諸公債支消準備に加え、③活用運轉臨時収入利益増殖準備が追加されたのを機に、各官庁余剰金や他諸機関からの資金の預託を認め、その運用を行なうこととされ、準備金中に第三類として「預金」が設けられた。

10 大蔵省預金部の成立過程については、傳田功「大蔵省預金部の創設」(『彦根論叢』第251・252号、189-208頁)、および明治財政史編纂会編『明治財政史』第9巻(吉川弘文館、1972年、335-342頁)を参照。預金部の成立、変遷とその活動については、迎由理男「大蔵省預金部制度の成立と展開」(渋谷隆一編『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、1977年、475-546頁)、迎由理男「大蔵省預金部の改革」(渋谷隆一編『大正期日本金融制度政策史』早稲田大学出版部、1987年、66-99頁)、永廣顕「預金部資金運用政策の変化—高橋財政期の大蔵省預金部」(『証券経済研究』185号、1993年、147-172頁)、永廣顕「戦前日本の国債管理政策—国債管理基金・預金部・日本銀行による国債価格支持政策」(日本銀行金融研究所ディスカッションペーパーシリーズ、2024-J-4号、2024年)、永廣顕「戦前・戦時期の預金部の国債運用(1)」(『甲南経済学論集』第63号、2022年、63-85頁)、永廣顕「預金部資金の資金運用の変化と国債運用」、麗澤大学経済社会総合研究センターWorking Paper、第95巻、2023年、9-35頁)に詳しい。

この第三類追加が、その後の大蔵省預金部—資金運用部・戦後財政投融资計画へと至る長い系譜の出発点として、決定的な一歩であった。もっとも、「預金部」といっても、独立した部門があったわけではなく、大蔵省国債局（のちに理財局）が管掌する勘定科目の一つの類としての「預金」にすぎなかった。その発足経緯からすれば、維新後間もない新政府が、近代的財政制度（租税国家—1873年「秩禄処分」・1876年「地租改正」）および近代的通貨制度（本位制—1882年日本銀行設立）を確立していく過渡期において、必要に迫られて設けられた勘定科目であったと位置づけられる。

創業時の駒通（郵便）貯金は、受入現金を東京為替会社に1万円の担保品をとり、預金総額のうち5分の2を払戻準備金としたうえで、残額を年8分で運転させる方式を採っていた。のちに為替会社が経営危機に陥るに及び、その預託金は公債を担保として第一国立銀行への預け入れに切り替えられ、年5分の利子を得、その利子をもって貯金者への支払利子および取扱経費に充てる、独立運営の利差収益制度が採用された。1874年に駒通事務が大蔵省から分離され、新設の内務省の所管となると、内務省駒通（寮）局（局長・前島密）は、1878年に大蔵省国債局（局長・郷純造）との合意により、第一国立銀行に預け入れられた駒通局貯金の余裕金の一部を「準備金中預金」へ預託することとした。これが、預金部と駒通局貯金とが結びつく最初のステップとなった。

この時期は、第一国立銀行—大蔵省預金部の併用期といってよい。預金部預入分については利差が生じなかったため、一時は事務取扱経費を一般政費で補填せざるをえなかったが、駒通局は預金部預託金利を年9分へ引き上げるよう要求し、1880年には収支バランスを回復している。すなわち、前島時代においては、独立運営の利差収益主義がなお維持されていたことになる。しかし1881年、駒通局は新設された農商務省に移管・統合され、1884年大蔵省国債局との約定により、駒通局貯金は払戻準備金を除き、全額を「準備金中預金」に預託することとなった。これにより駒通局側は、事実上、独立運用権を喪失する。さらに同年には、大蔵省国債局から預託貯金の利子を7分2厘に引き下げるよう要請がなされた。駒通貯金利子も7分2厘であったため、利差収益によって取扱経費を賄うことは不可能となる。結局、駒通局は創業間もない事業の奨励の必要から預金者利率を引き下げず、大蔵省が預託金利子をもって貯金者利子を負担し、取扱経費は一般政費とともに一般会計で処理する方式が採られた。ここに利差収益主義は崩壊し、以後、大蔵省と逓信省との間で利子改定をめぐる対立が常態化することになった<sup>(11)</sup>。

松方財政の最中にあったこの時期、松方正義による紙幣整理の進捗とともに、すでに「準備金」の本来の役割は、終局点を迎つつあった。実際、「準備金」と「預金」が切り離され、1885年には「預金規則」が制定され、1890年には「準備金」が廃止されるとともに、大蔵省預金局が発足する。これをもって、大蔵省預金部の成立と見なすことができ、同時に、大蔵省預金部（のち資金運用部）とそれを原資面を供給する郵便貯金という戦後に至る制度的枠組みが、ほぼ現在知られるかたちで出揃ったのである<sup>(12)</sup>。

上述の通り、郵便貯金制度の発案者・創始者であった前島に郵便貯金運営についての一定の構想はあったかもしれないが、「明治14年の政変」により、彼は大隈とともに下野していた。

11 『郵便為替貯金事業八十年史』郵貯研究会、1957年、425-427頁。

12 ただし、「局」は1893年に廃止されており、戦時期に大蔵省の外局として一時復活するものの再度廃止される。「預金」が官制上に規定されることになったのは1918年であった。1925年には「預金部預金法」が制定され、預金部特別会計についての諸規定が成文化されたが、一度として預金部という「部」は置かれず、会計の慣例的な呼称であったに過ぎない。その後1897年に主計局国庫課と国債局が合併され、設置された大蔵省理財局が担当部署となった。

松方自身は、金融と財政の分離を基本原則とし、逓増局貯金を中核とする「預金」は貯蓄銀行として、銀行分業主義の一環に位置づけようとしたとされるが、その構想は実現を見ることはなかった<sup>(13)</sup>。このように、預金部—郵便貯金という関係性の成立は、一貫した政策理念にもとづき制度設計された結果というよりも、歴史の過渡期における財政・金融・通貨上の必要から編み出された仕組みが、近代的通貨制度、金融制度、財政制度の成立過程のなかで副産物として制度化したものといえる。とはいえ、この制度化が、財政予算制度の外側で、日本銀行を頂点とする金融制度—日銀信用に媒介された金融構造（＝重層的金融構造）の形成と並行して進められた結果、原資および運用の両面から財政と金融とを結ぶ「導管」としての役割を担うに至った。その系譜は、戦後「第二の予算」と称され財政投融资の中核たる資金運用部に引き継がれ、日本経済の構造に深く組み込まれていくことになる。

この目まぐるしい制度の変遷を規定した政治過程を本格的に検討することは、本稿の課題の範囲を大きく超える。しかし、以上見てきた事実からだけでも、維新期の新政府が近代国家を形成する各局面において、様々な政策目的や政策転換、政治的事情から編み出されてきた手法が、預金部の性格に反映されたであろうことは容易に想像される。統治機構の整備途上においては、預金部を官制上の組織としてではなく、あくまで勘定科目として位置づけておくことのほうが、政・官双方にとり状況依存的な選択の幅を確保し、財源を操作する余地を残す上で有利であったと考えられる。大正デモクラシーの下で政党政治が確立してくると、預金部は「伏魔殿」と称されるようになり、そのことが1925年の預金部改革へと結びついていくのである<sup>(14)</sup>。

問題となったのは、預金部の内外事業貸付における不良債権であった。内地事業資金では日露実業、国際汽船、日本紙業の3社、海外事業資金では交通銀行、漢冶萍公司、江西南濤鉄道などの西原借款を含む対支借款が不良化し、その総額は1億3,801万円に達したとされる。もともと地方では日露戦後の不況に加え、地租付加税が制限される一方、小学生就学年齢の2年延長による教育予算の増加などで地方財政の圧迫が進行するとともに、戸数割負担や公共事業への寄付金割当に不公平が生じるなど、三等郵便局体制の基盤であった地方名望家層の影響が後退していった。さらに第1次世界大戦期には都市化の急速な進展に伴い、都市財政の膨張と財源難が加速し、地方財政問題は深刻さを増していた。このような地方財政の窮乏化によって郵便貯金資金の中央集中に対する批判が強まっていたところへ、預金部の運用の不明朗さが露呈したことで、預金部は一気に世論の批判的的となっていった<sup>(15)</sup>。

預金部に先んじて創設された郵便貯金とは異なり、官営の簡易生命保険は、このような預金部批判と改革の流れの途上で設立された。その出発にあたっては、民業圧迫論とともに、「簡易生命保険の趣旨はもともとだが、資金が中央に吸い上げられ、大蔵省預金部に一元化されることで、とどのつまり、郵便貯金同様に資金の中央集中を助長し、財政資金として不明朗な使途に流用されることになるのではないか」との疑念にもとづく官営批判が展開された。大蔵省としては、資金の一元化はもとより期するところであったが、大隈政権が社会政策を主要テーマに掲げ、その政策理念の一環として、ようやく宿願の事業を実現しようとしていた通信省にとって、こうした批判は本意なものであったと考えられる。

それとともに、通信省は現業の待遇改善や電話事業の拡張のため、通信事業の特別会計実現

13 前掲、傳田「大蔵省預金部の創設」、204頁。

14 省に部局をおくことなく、特別会計に据えおくという形態は、戦後の資金運用部—財政投融资計画にまで引き継がれていった。預金部—資金運用部および財政投融资計画の複雑さは、その一表現であったといえそうである。

15 中津海知方『預金部秘史』東洋経済新報社、1928年。

を追求している最中にあった。郵便貯金についてもいったん失った利差収益制度の復活を繰り返し画策しながら、大蔵省によって一貫して拒絶されてきた。通信省および貯金局にとって、久方ぶりの新規事業である簡易生命保険については、施設の整備と発展のためにも独立運用と利差収益制度による出発は、何とせよ譲ることのできない要であった。結論として、簡易生命保険は官独占とされ、その資金の運用権は通信大臣が管掌することとなり、資金の性格上、運用にあたっては「公共の利益」に寄与するものでなければならないとされた。その後、預金部についても同様の方針が課されることになるが、簡易生命保険の場合には、社会政策の理念に加え、発足時の預金部批判をめぐる議論を背景として、「公共の利益」に資するとともに、資金の「地方還元」を運用の基本方針に組み込むものとされたのである。

以上の経緯から積立金運用については、簡易生命保険積立金運用委員会が設置された。同委員会は、簡易保険事業創始の当初より積立金運用の適正を期するため、1917年7月の「簡易生命保険積立金運用規則」によって設けられたものである<sup>(16)</sup>。委員会は、通信大臣を会長とし、簡易保険事業について特別の学識経験を有する学者、専門家、金融および資金運用の専門家、関係官庁の高等官、衆議院議員等から選任される委員によって構成された。その任務は、年々の積立金運用計画その他積立金運用に関する重要事項を審議することであり、積立金貸付規則、貸付方針、有価証券購入方針、資金還元の標準及び毎年度積立金用事項別配分額、貸付事業及び利率等が付議事項とされた。積立金運用計画に関する事項は、細目に至るまで委員会に諮問され、一貫した根本方針の下に積立金運用の適切化が図られたのである。

簡易生命保険積立金運用委員会の創始当時（1917年8月13日）任命された委員は、法制局参事官・馬場鑓一、内務次官・水野鍊太郎、大蔵次官・市来乙彦、大蔵省理財局長・神野勝之助、農商務次官・上山満之進、通信次官・内田嘉吉、理学博士・藤澤利喜太郎、法学博士・金井延、日本銀行総裁・三島弥太郎、勸業銀行総裁・志村源太郎、法学博士・桑田熊蔵、日本興業銀行総裁・志立鐵次郎の12名であった<sup>(17)</sup>。政府側からは、関係省庁である内務、大蔵、農商務、通信の各次官に加え、法制局参事官および預金部を所管する大蔵省理財局長が参加した。学識経験者としては、生命保険学の第一人者であり、簡易生命保険の生みの親の1人ともいえる藤澤利喜太郎、社会政策学の主唱者であり、社会政策学会の創始者でもある金井延、桑田熊蔵が加わっており、その人選は設立経緯から見て妥当といえる。金融界からは、日本銀行、勸業銀行、興業銀行の各総裁が入った。簡易生命保険の性格上、その積立金の運用は長期にわたり安全性と公共性を重視しつつ、保険契約者の積立金であることから一定の利殖性も確保する必要もあったため、国債、地方債、特殊銀行債が主たる運用対象と想定され、そのために三銀行総裁の参加が求められたのである。

1917年11月5日の第1回運用委員会当時、委員は12名であったが、1919年7月の第2回には通信部局の為替貯金局長（のち簡易保険局長）を加えて13名となり、1922年5月の第5回には内務省社会局長（のち社会局長官）および通信省参事官を加えた15名となったが、1923年6月の第6回には通信参事官の廃官に伴って1名減少する一方で、文部次官が新たに委員となり、構成は15名のまま維持された。文部次官が加わったことは、積立金運用の対象が学校教育に拡大したことを反映するものであり、これは戦後まで持続する簡保資金運用の一つの特徴となっていく<sup>(18)</sup>。

翌1924年8月第7回には法学博士貴族院勅選議員・松本烝治、退官後に朝日新聞に入社して

16 前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史』、345頁。

17 同上、346頁。

いた下村宏、貴族院勅選議員（研究会）・馬場鎭一が加わり、委員は18名となった。これは6月に成立した第一次加藤高明内閣（護憲三派）の下での人事であったが、貴族院勅選議員2名の起用に照せば、貴族院研究会と政友本党に立脚した前内閣・清浦圭吾内閣期に既定路線化されていた可能性も否定できない。1925年6月の第8回では、従来委員であった簡易保険局長を幹事と位置づけたため、委員数は17名に減少した。1926年8月の第14回には、会計検査院部長、商工次官、法学博士・小川郷太郎、衆議院議員（憲政会）・藤澤幾之輔、衆議院議員（立憲政友会）・小久保喜七が加わり、委員は22名となった。1925年に農商務省が農林省と商工省に分割されたことに伴い、商工次官が参加したが、衆議院代議員が委員として加わったのは、これが初めてであった。両名はいずれもそれ以前に通信参事官、参与官を歴任しており、この限りでは「有識者」としての性格も有していたが、第1次若槻内閣（憲政会）の下での任用でありつつも、所属政党間のバランスには一定の配慮がうかがえる。

さらに1927年6月には、大蔵政務次官、通信政務次官、通信参与官、衆議院議員（立憲政友会）・山口恒太郎が加わり、委員は26名となった。これは田中義一を首班とする立憲政友会内閣期の人事であり、山口はジャーナリスト、実業家としての経歴を有していたものの、それまで通信省との直接の関係はなく、この任用によって政党間バランスはいささか崩れたと評価しうる。同年12月の第21回には、馬場が勸業銀行総裁に転じたことに伴い委員は25名となり、1929年8月の第29回には拓務次官、簡易保険局長、さらに初代簡易保険局長として発足に関与し、その後通信次官を経て退官した桑山鉄男が学識経験者として新たに加わり、委員数は27名へと増加した<sup>(19)</sup>。拓務次官が追加されたのは、同年簡易生命保険が植民地朝鮮にも開設されることになったためである。

### ③ 簡易生命保険事業の設立

1915年11月、「簡易生命保険法」案および「簡易生命保険特別会計法」案が国会に上程された。後者は、長らく郵便貯金が全額預金部に預託され一般会計に属していたことから、通信省にとっては財政上の「悲願」であった。他方で、預金部を所管する大蔵省にとっては必ずしも歓迎すべき構想ではなかったはずである。しかし、1915年8月に通信大臣であった武富時敏が大蔵大臣に横滑りし、その後任には郵便報知新聞社主で、立憲改進黨系代議士となった箕浦勝人が通信大臣に就任したことにより、両省間の利害調整は人的連続性の下で進められることとなった。

国会審議における政府委員の説明および箕浦通信大臣の部内訓示では、各国の事例に照らして、次のように簡易保険創設の必要性が説かれた。第1に、小口保険は費用がかさむため、事業として成り立たせるためには大量の契約を確保する必要があること、第2に、これを民間に委ねれば過当競争を招き、その成長過程で弱小保険会社の破綻が相次ぎ、甚大な被害を国民に与えるおそれがあること、第3に、その帰結として巨大な企業独占が形成され、国民にとって不利な状況を生み出すことも予想されること、である。第4に、以上を踏まえ、簡易保険は官独占とし、厳しい財政状況の下でも全国に広範に展開する郵便局網を活用すれば財政負担の節約にも資すると位置づけられた。

18 この点については、前掲、伊藤「高度成長期財投計画における簡保資金の特徴と性格」をあわせ参照されたい。

19 前掲、『簡易生命保険郵便年金事業史』、346-347頁。

下村宏らの海外調査により、任意の民間小口保険が結果として少数企業による独占的体制に帰着していることは、政府部内で共有されていた。加えて、この論理は、過当競争の弊害を理由として生命保険会社の統合を促していた農商務省の方針とも齟齬しない。大手生命保険会社にとっても、当面小口を中心とする市場セグメントに官独占を認めることで官民が市場ですみ分け、コストが高まることが明らかな小口保険市場を、当面官の手で安定的に拡大させる一方、中小保険会社の過当競争と経営破綻によって生命保険市場全体が攪乱されるリスクを回避しつつ、将来的な市場拡大による「果実」に期待することは合理的であったと考えられる。このことは、第2次世界大戦直後に簡易生命保険の官独占が廃止され、生命保険市場において実証された。

さらに簡易生命保険が社会政策の一環として位置づけられたことから、その資金運用にあたっては、教育や低所得者向けの賃貸住宅、産業組合貸付など、公共の利益に資するものや地域に益するものを選択し、一般の財政資金とは区別する、すなわち全額が大蔵省預金部に預け入れられる郵便貯金とは異なる運用を基本原則とすることが確約された。この自主運用の基本原則は、戦時および戦争直後の一時期を除き、戦後における簡易生命保険の自主運用へ継承されていくことになる。

注目されるのは、このような積立金運用方針によって、個人ないし家に還元されるべき「益」が、貨幣所得としてだけでなく、保険契約者の居住生活する地域への目に見える環境改善に資するという「公益」のかたちで、運用面から還元されることになった点である。これは通信省にとって、地域で展開する保険奨励の有力な武器となると同時に、一般会計において厳しい予算制約を受ける内務省、農商務省、文部省の利害とも接合し得るものであった。こうして「公益に資する共同的自助」による官の保険という枠組みを通じ、「自助—共助—公助」という戦後日本型福祉レジームならびに社会インフラ整備の機構の原型が、内務省で始まった社会事業とも相まって、この期に創出されたと見ることができる。

1916年2月、両法案は国会の審議を経て、最高保険額を300円から250円に減額修正された上で可決された。同年5月、大隈首相は通信局長および分掌局長を官邸に招き、「簡易保険は下級の人々に大なる利益を与ふるものなり、早晚、更に進んで法律で強制して行ふ労働保険起るに至るべく（略）この簡易保険に依り一般の保険思想を増すの効果ありと信ず、簡易保険は重要な一の政策であり、これが成功と失敗とは将来の社会政策に大なる関係がある」と訓示した<sup>(20)</sup>。

また、箕浦通信大臣は、「簡易生命保険法案」の公布後の1916年5月に開催された地方長官会議において、簡易保険について次のように所信を明らかにした。「…多数下級者の地位に対し緩和救済の法を講ずるは目下の状勢において頗る急務たるを疑はず、簡易生命保険は即ちこれが一端に資するものにして、啻に利用者に対し特来における経済上の保障を与ふるのみならず、その実行の間、知らず識らず貯蓄の良習に慣れ克己自製の念を養はしむるに於て、その効果大なるものあるを信ず。／斯くの如く簡易生命保険はその成立の趣旨に於て普通生命保険と異なるを以て、之が経営に当りては専ら公益を目的とすること、事業の基礎鞏固なること、広く都鄙の細民をして等しく之が便益を受けしむる設備なることを要す。之本事業を政府の専掌とし、全国七千有餘の郵便局を以て之が実行の機関としたる所以なり。ただ簡易生命保険本来の趣旨たる、前述の如く社会改良及び下級者生活状態の改善にあるが故に、その経営は通信官署主として之に任ずると雖も、直接民政の衝に当らるる各位は勿論、広く教化濟世の任にある

20 前掲、『創立五十周年記念 簡易生命保険郵便年金事業史』、41頁。

者の後援に俟たざるべからざるもの甚だ多し」とした<sup>(21)</sup>。

イギリスにおいても、1911年、自由党政権の下で、大蔵大臣ロイド・ジョージによって、ビスマルク型社会保険を範とする「国民保険法」が制定された。保守党を離脱して内務大臣としてこれをともに推進したウィンストン・チャーチルは、「保険問題の研究には昂揚させられる…われわれは平均という奇跡を、無数の人びとのため役立てる」と高らかに声明していた。いまだジョン・メイナード・ケインズは、政策の前面には登場していなかったが、20世紀に入ると、欧州先進国では科学的知識に基礎づけられた「計画」による社会政策の潮流が、英国自由党を含めて主流化しつつあった。

第1次世界大戦後には国際連盟が結成され、日本は常任理事国となった。1919年にはヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき国際労働機関（ILO）が設立され、日本はその原加盟国となる。また1923年には国際連盟保健機関、経済金融機関などが設立され、「国際社会政策」の流れが定着していった。大隈首相に、この時点でそうした展開を見通す視点があったとは考えがたいものの、検討中であった郵便年金を加えれば、欧米先進国と肩を並べ「一等国」化を目指していた1910年代前半に、日本政府が構想していたことのおおよそ、そしてその「前哨」として市場を媒介とした官独占による郵便保険・年金を設立したことの意味は明らかであろう。大隈が将来に期待を託した構想が、制度としてほぼ完全なかたちで達成されるのは、1961年の国民皆保険・皆年金の実現を待たねばならなかった<sup>(22)</sup>。

とりあえず、この時点においては、政策の主眼が日露戦後に始まり、第1次世界大戦を機に進展した重工業化における労働者の生活保障と家族の再生産に置かれていたことは、大隈の言からも明らかである。しかし同時に、当事の日本の就業構成を考えれば、官独占により国民に広く保険思想を涵養しつつ、小口保険のリスクをヘッジする上で、その多くを人口の大宗を占める農家や零細自営業者に求める他はなかった。この意味でも、簡易生命保険の運用にあっては、保険加入者の居住地域において、目に見えるかたちで貢献が示されることが重要であった。もとよりそれは、日露戦後、地方財政の窮迫と地方農村の疲弊を憂慮してきたこれまでの内務官僚にとって望ましい方策であり、当時の日本の経済社会構造の現実でもあった。だがそれと同時に、大戦後には総力戦を経験（観取）し、国際機関において責任ある地位を得るようになった日本の官僚が、これまでの内務省・農商務省段階では対応しきれない歴史的転換点に直面し

21 同上、39頁。

22 日本は1935年に国際連盟を正式に脱退し、遅れて1940年にILOも脱退した。しかし常任理事国であったこのわずかな期間に、国際機関へのコミットメントを通じて国際水準の知見に触れ、日本の現状との乖離の中で葛藤しつつ、政策的キャッチアップを目指す動きが、日本の官僚の中に生まれた。その代表的であったのが、ILOと1922年に新設された内務省社会局との関係であろう。この過程については、西沢保「ILOの創設と日本の対応、福田徳三」（『社会政策』第12号第2巻、2020年、19-31頁）、石井聡「ILOにおける国際社会政策の歴史—1919年労働時間条約を巡って（6）」（『生駒経済論叢』第18巻第2号、2020年、1-25頁）を参照。また、李修二「国際連盟による経済事業の歴史について—研究動向」（『四日市大学論集』第31巻第2号、2019年、177-196頁）では、従来研究史上、失敗例として軽視されがちであった国際連盟の国際機関についての再評価の研究動向をトレースし、経済金融機関が大恐慌後以後に新展開をとげ、「通常、国際労働機関での公共事業の問題を通じて探求されていたような、世界的な栄養や住宅の質、それに雇用機会といった問題など、いまや何でも扱えるようになった。1929年以降、世界的な経済危機により、これらの問題、それらと経済政策との関係、それに世界経済における様々な相互関係がこれまで以上に浮き彫りにされた」という経済史家パトリシア・クラヴィンの指摘に注目し、「栄養問題を始めとする、住宅問題やとりわけ農村での生活条件など、概して、生活水準向上に関わる諸事業などに、より効率的で迅速に取り組めるようにといった理由で、経済金融機関の組織改革問題が浮上してゆく。こうした組織改革の要望の動きは、1939年の第二次大戦勃発直前に、より自律的な国際協力事業を行なえる組織改革案に結実するが、戦争勃発によって、結局、その改革案は無効になってしまう」ものの、戦後を見通す上で、その意味は極めて重大であったとのクラヴィンの評価に賛同している。その詳細は、Clavin, Patricia. "Securing the World Economy: The Reinvention of the League of Nations, 1920-1946", Oxford University Press, 2013.を参照。これらの変化は、第2次世界大戦後には「開発」という概念に総括されていく。

つつあったことも否めない<sup>(23)</sup>。

日本経済の時代的特性とそこに作用した国際環境の変化は、簡易生命保険を政策理念としての「労働者保険」にとどまらぬ「国民の保険」として位置づけるもう一つの理由となった。「零細層」を有産化することで日本に広範な「中間層」を形成し、社会の安定に結びつけるという、近代化＝産業化段階における、どちらかといえば「プリミティブ」な前島の構想は、広範な農業人口を残存させつつ、重工業と在来産業の二重構造化が進行しつつあった日本の重工業化段階において、新たな政策的意味を帯びることとなった。その上でこうした現実を国際水準へとキャッチアップさせようとする、「後進性」と「先進性」との交錯する行政改革の過程が、総力戦を経つつ、簡易生命保険をして、郵便貯金とは異なるかたちで、日本型福祉レジームの一角を担う保険とし、またその運用面では社会事業・公共事業へと結合する制度へと展開させていくことになったのである。

さて、イギリスの郵便局保険の轍を踏まないよう周到な準備を重ねていたとはいえ、欧州先進国に比べ一週遅れの出発を余儀なくされたことから、通信官僚は内心懸念を禁じ得ないでいた。範としたイギリスの郵便局保険も停滞しており、日本の簡易生命保険設立のわずか7年後、1923年には募集停止に追い込まれていく状況にあった。しかし、このような懸念を吹き飛ばすように日本の簡易生命保険は、第1次世界大戦景気の中、順調に滑り出すことになった。そこには景気動向とともに、先例に学ぶ後発のメリットが大きく貢献していたといえる。募集面では、周知・宣伝の徹底に加え、部内の保険教育と外務募集人の育成に基づく積極営業方針が採られた。さらに、月払、集金制に加えて保険維持率を高く保つため、農家の季節的収入サイクルに合わせた前納・先納制や、契約者の経済状況の変化による支払困難から保険の失効を避ける目的で、不時に備えた契約者貸付や団体取扱などの諸施設が整備された。これらはいずれも、イギリスの郵便局保険の失敗例から徹底的に学び取られたものであった。

積立金の運用については、先述したように簡易生命保険積立金運用委員会が設置された。同委員会は預金部の資金運用委員会に先駆けるものであり、この種の運用委員会の嚆矢をなすものであった。1919年8月から開始された積立金の運用は、上述の契約者貸付とともに、制度の制定段階から約束されていた公共貸付が実施され、住宅、簡易食堂、小売市場から開始して、公設質屋、公設職業紹介所等、本来は都市化に伴う「労働者保険」において想定されていた社

23 本論文の課題との関係では、内務省における社会局の新設と後における同局および衛生局の分離一厚生省の設立が、簡易生命保険事業に影響を与えた。これに加え、農商務省の商工省と農林省への分離についても、通信省に大きな影響を与えることになった。この時期の通信省自身における官僚の変化については、主に電信電話系技術官僚に顕著であった。1925年、通信省に工務局を設立し、その初代局長となり、世界水準の研究拠点を目指した稲田三之助、工務局長に就任すると同局に調査課を新設し、開発された技術の実装化を目指させ、退官後は日本電気社長、日本電公社初代総裁となった梶井剛、調査課の活動を通じ、世界水準を超える無装荷ケーブルを開発、実用化を果たし、技官としては異例の通信院総裁にまで昇り詰めた松前重義などがいる。特に松前は、通信省の文官で革新官僚の中心人物の一人とされた奥村喜和男や、電力国家管理の動きにコミットし、日本発送電の設立に邁進、電気庁長官を経て日本発送電の副総裁となった藤井崇治とともに企画院に所属したが、東条内閣倒閣運動との関係で懲罰召集され、二等兵として戦地に赴かされたとされている。貯金局官僚では、大橋八郎が簡易生命保険の設立と保険局設置の実働部隊を担ったが、郵務局長に転じると、通信事業特別会計を構想、1933年に通信次官として通信事業の一般会計からの独立を果たし、特別会計を実現した（石井寛治「近代日本の郵政官僚に関する覚書」、『郵政博物館研究紀要』第13号、2022年、1-12頁）。戦時経済への移行期という意味でフェーズを異にするものの、1938年の内政会議（首相、蔵相、内相、文相）で国民精神総動員が進められることになると、通信省の貯金局および簡易保険局と貯蓄奨励運動が連動していくことになる。以上見てくると、前掲、伊藤「高度成長期財投計画における簡保資金の特徴と性格」で指摘した戦後における財政投融资計画、とりわけ簡易生命保険資金の投融资分野の特色が、1920年代に進められた内務省と深くかかわる社会政策、社会事業、文教政策、あるいは通信省の事業に関連する社会インフラ分野とかなり繋がりが深いとの印象が否めない。この点については、さらなる検討を進める必要がある。

会政策関連事業へと多様に展開された<sup>(24)</sup>。これと並行し、自作農維持資金融通から開始された農村部への資金還元として、農業倉庫建設資金、漁業組合共同事業貸付等が加わり、さらに土地改良事業、肥料共同購入資金融通に拡大した。1920年代の農業不況に際しては産業組合、畜産組合等への貸付、1930年からの昭和恐慌下では雇用対策として道路、治水といった公共土木事業への融資へと発展していった。その融資にあたっては、当該地域の保険加入成績を案分しつつ、都市と農村との配分を均衡させる方針が貫徹され、運用面からも官による「国民の保険」としての役割が遺憾なく示されることになったのである。

年度	件数		保険料		保険金額		平均 保険金額 円	人口千人当たり	
	千件	純増加率 %	千円	純増加率 %	百万円	純増加率 %		件数	保険金額 千円
1916	261	—	108	—	25	—	93.9	5	0.5
1917	709	171.6	264	144.4	61	148.1	85.8	13	1.1
1918	1,166	64.5	470	78.0	106	74.1	90.8	21	1.9
1919	1,600	37.2	696	48.1	153	44.7	95.7	29	2.8
1920	2,221	38.8	1,060	52.3	225	46.6	101.1	40	4.0
1921	3,085	38.9	1,597	50.7	327	45.5	105.9	54	5.7
1922	4,210	36.5	2,415	51.2	478	46.2	113.4	72	8.2
1923	5,157	22.5	3,215	33.1	619	29.5	120.0	87	10.5
1924	6,523	26.5	4,437	38.0	822	32.8	126.0	109	13.8
1925	8,314	27.5	5,850	31.8	1,054	28.3	126.7	138	17.5
1926	10,051	20.9	7,235	23.7	1,287	22.1	128.0	164	21.0
1927	11,666	16.1	8,486	17.3	1,486	15.5	127.4	176	22.4
1928	13,306	14.1	10,134	19.4	1,733	16.9	130.6	198	25.8
1929	14,528	9.2	11,580	14.3	1,950	12.2	134.2	211	28.3
1930	15,627	7.6	12,623	9.0	2,101	7.8	134.5	223	29.9
1931	16,793	7.5	13,633	8.0	2,253	7.2	134.2	236	31.7
1932	18,183	8.3	14,726	8.0	2,413	7.1	132.7	252	33.5
1933	20,058	10.3	16,251	10.4	2,654	10.0	132.3	274	36.3
1934	22,023	9.8	17,916	10.2	2,928	10.3	132.9	295	39.3
1935	23,766	7.9	19,496	8.8	3,223	10.1	135.6	314	42.6
1936	25,765	8.4	21,386	9.7	3,634	12.8	141.0	335	47.2
1937	28,200	9.5	23,821	11.4	4,196	15.5	148.8	356	53.0
1938	32,284	14.5	28,185	18.3	5,301	26.3	164.2	492	65.9

(出所) 簡易生命保険郵便年金事業史編さん委員会「創立五十周年記念 簡易生命保険郵便年金事業史」簡易保険加入者協会、1966年、統計5頁、より作成。

表 簡易生命保年度末契約状況

表には、1916年の開業後から1938年度までの簡易生命保険の実績を掲げた。創業以来、成績は順調に推移し、普及率も高まっている。この間には、保険金上限規制の変更や小児保険の開始など、いくつかの制度変更があり、紙幅の都合上、ここでは詳細な分析は行わないが、契約件数、保険料、保険金の動向についてやや立ち入って見ておきたい。まず1923年度には件数、保険料、保険金のいずれにおいても伸び率の鈍化が認められる。これは関東大震災の影響であり、1920年の反動恐慌や1922年の銀行恐慌の影響がほとんど見られないのとは対照的である。しかし、翌年度からは震災の経験を通じて生命保険の必要性が広く認識されたこともあって、再び順調な伸びを示している。その後、1926年3月に発生した金融恐慌の影響は明瞭であり、昭和恐慌に至る期間、各計数の伸び率は低迷・鈍化傾向を示すものの、この間にも普及自体は

24 当初の運用範囲は、契約者貸付のほか国債購入と公共貸付であり、その比率は、当時の運用方針として新規運用積立金のうち一部分を契約者貸付に充当し、残りの4割を国債購入、6割を公共貸付に当てることとされた（前掲、『創立五十周年記念 簡易生命保険郵便年金事業史』、766頁）。

着実に進展した。1933年以降は再び順調な拡大と普及が見られ、1938年に簡易生命保険は飛躍的な拡大を遂げる。これは、日中戦争の勃発に伴う政府の貯蓄奨励政策の開始によるものであった。

## おわりに

本稿は、簡易生命保険が当初の「労働者保険」構想から次第に「国民の保険」へと射程を拡張し、その運用面においても社会事業・公共事業と結合しながら、日本型福祉レジームの形成過程に組み込まれていったことを明らかにした。その背景には、日露戦後から第1次世界大戦期にかけての重工業化と農村疲弊、「後進性」と「先進性」が交錯する行政改革の進展、イギリス郵便局保険からの学習を通じた「後発の優位」の獲得、さらには震災・恐慌・戦時といった危機局面のなかで保険制度が普及・拡大していったという歴史的条件が存在したことにも触れた。

逡信省期の簡易生命保険は、郵便局網の拡充と官による市場独占を背景に順調に発展したが、その軌跡は1937年を画期として大きく二期に区分される。すなわち、設立から1937年までの発展・拡大期および、日中戦争・臨時軍事費特別会計の設置を契機とする貯蓄奨励政策と結びつき、国民的運動として政策的に推進された統制経済＝戦時経済下の普及急増期である。急増期には、簡易生命保険の管理部門は第1次近衛文磨内閣で「社会保険省」として構想されたのちに改称された新設の厚生省に一時的に移管され、運用面でも原則として預金部への全額預託が求められるなど、郵便貯金とともに戦時国債消化に動員されていった<sup>(25)</sup>。

逡信本省自体も1943年に鉄道省と合同して運輸通信省となり、1945年にはさらに運輸通信省から分離されて内閣の通信院とされるなど、戦時体制に合わせ、慌ただしく制度変更を行なっている。この間に簡易生命保険は、国民の間に急速かつ広範に普及していく。このことは、戦後における大衆保険市場を準備する過程ともなり、戦後に官独占が解除され、民間生命保険に簡易生命保険市場が開かれたことで、郵政省によって競争環境の下、新たな「国民の保険」としての簡易生命保険が模索されていくことになる。本稿で扱った時期以降の事業展開とその制度的連続・断絶の分析については、別稿に譲りたい。

(いとう まりこ 東京成徳大学経営学部准教授)

---

25 この間の社会政策と厚生省設立については、高岡裕之『増補 総力戦体制と「福祉国家」一戦時期日本の「社会改革」構想』(岩波書店、2024年)が詳しい。また、戦時経済移行期の貯金局ならびに下村宏の特有な動きについては、拙稿「日中戦争期の貯蓄奨励と郵便貯金の急増」(永廣顕・平山賢一・佐藤政則・伊藤真利子『日銀引受国債発行と預金部・郵便貯金—戦時国債管理における二元性の再検討』麗澤大学経済社会総合研究センターWorking Paper、第95巻、2023年、61-91頁)をあわせて参照いただきたい。

論 文

# 「電信私線規則」と伊藤博文

柏原 宏紀

## 1 はじめに

明治3年閏10月に創設された工部省は、明治初期にいわゆる殖産興業政策を進めつつ、諸インフラを着実に整備してきた<sup>(1)</sup>。新政府発足直後から開始された電信架設も、同省が主管官庁として推進し、明治6年に東京・長崎間が開通し、東京は長崎・上海経由で世界へつながり<sup>(2)</sup>、その後も国内電信網は拡張されていった。これらは、直接的には工部省が政策を決定に持ち込み、予算獲得や規則制定を進め、担当組織を整備し、お御い雇外国人を活用しつつ人材を育成して政策を実施した結果であった。

この工部省の中核は、まず創設を主導した山尾庸三であるが、設立後1年弱で工部大輔に就いた伊藤博文も同省を牽引する役割を担う。彼は着任から約2か月で岩倉使節団副使として外遊したものの、帰国後の6年10月に政府中枢の参議と工部省トップの卿を兼任して、政治力を発揮しつつ政策的にも周到に準備して、同省の政策決定を円滑に進め、熱心に事業推進に関わったのであった。

もっとも、伊藤については政治史的研究が豊富であるのと対照的に、経済的側面の検討は十分にはなされてこなかった。筆者は、そのような研究状況を踏まえ、工部卿として伊藤が山尾と協調して事業を着実に進めたことを明らかにしたが<sup>(3)</sup>、民間の活用姿勢などまだ十分に解明できていない部分も多い。特に、伊藤が明治13年段階で工場払下げの提案者の一人となることを踏まえれば<sup>(4)</sup>、このような観点からの考察も求められよう。その際には、同省に在籍し続ける山尾との方針の差異について、その有無も含めて検討が必要である。

また、明治零年代後半は結果的に順調に予算を獲得できたが、実際は台湾出兵や不平士族反乱、地租改正反対一揆など内憂外患に悩まされた上に、各省が近代化を進める中で予算獲得をめぐる競合も生じ、予算の安定的な確保が全く見通せなかった<sup>(5)</sup>。電信網拡張も例外ではなく、参議兼工部卿伊藤の政治的政策的手腕が大きな意味を持った可能性が高い。

そこで、本稿で検討対象とするのは、明治7年8月制定の「電信私線規則」である。詳細は

- 1 設立から明治7年初頭までの工部省は、拙著『工部省の研究』（慶應義塾大学出版会、2009年）、参照。
- 2 当該期の電信は、高橋善七『近代交通の成立過程』下巻（吉川弘文館、1971年）、石井寛治『情報・通信の社会史』（有斐閣、1994年）、藤井信幸『テレコムの経済史』（勁草書房、1998年）、松田裕之『明治電信電話ものがたり』（日本経済評論社、2001年）、山根伸洋「近代日本における郵便・電信網整備の経験」（『史潮』62号、2007年11月）、同「工部省の廃省と逓信省の設立」（鈴木淳編『工部省とその時代』山川出版社、2002年）、財政面では杉山伸也『近代日本の「情報革命」』（慶應義塾大学出版会、2024年）など、参照。
- 3 拙稿「参議兼工部卿伊藤博文と工部省の政策過程」（明治維新史学会編『明治国家形成期の政と官』有志舎、2020年）。
- 4 「財政更革ノ奏議并布告・第四十八号第四十九号・ノ件」（「明治一三年一一月局部伺14」、国立公文書館所蔵「公文録」）。
- 5 前掲「参議兼工部卿伊藤博文と工部省の政策過程」、参照。

本論で言及するが、概要は、官設線に接続して新規に架設する場合には電信線の私設私営を認めるというものである。明治5年9月決定の国内電信線の官設官営方針を2年足らずで転換して制定されながら、この規則に基づき民間で架設された電線が一例もないまま、明治17年に廃止されたのであった。なぜ短期間に官設官営方針を変更したのか、どのように規則が制定され、伊藤工部卿がいかなる意図を持ちどう関わったか、なぜこの規則に基づく電線民設がなかったのか、など基本的なことが十分には解明されていない<sup>(6)</sup>。

この規則が、内憂外患の中で伊藤が工部省を主導していた時期に制定され、「民」に関わる内容であることを考慮すれば、上述した伊藤の手法やスタンスを検討する格好の材料となろう。よって、本稿ではこの規則の制定過程や意味、その後の展開などを明らかにする。

## 2 明治6年以前の工部省と電信私設をめぐる動き

工部省は鉄道・鉱山などと並んで電信を管轄したが、山尾が強硬に省設立に持ち込んだ経緯もあり、事業移管は一部で遅れ、電信部門は明治4年4月になって民部省伝信機掛が工部省へ移管された<sup>(7)</sup>。山尾より上位の卿、大少輔は開省から半年以上が経過しても任じられず<sup>(8)</sup>、同年6月ようやく後藤象二郎が大輔、翌月に河瀬真孝が少輔に就くも、9月には両者とも転出し伊藤が大輔に就いた。既述の如く、伊藤も同年11月には岩倉使節団副使として外遊に出るが、それまでは卿空席の同省を主導し、外遊中も工部大輔の官職は継続する。

この伊藤が同省トップであった最初期に、電信私設の動きが見られた<sup>(9)</sup>。明治4年10月に旧佐賀藩商人深川長右衛門が、佐賀・伊万里間の電信架設を伊万里県役所に願い出たのである<sup>(10)</sup>。廃藩置県後、佐賀藩は一旦佐賀県となるが、9月に県庁を伊万里に移し伊万里県と改まり、周辺数県を合併した<sup>(11)</sup>。人口の多い佐賀から県庁まで距離が生じ、「公私共」に「急便」が必要と考えられた。願い書には「以自力」とあり、深川は自身の資金で電信機を購入し電信線を私設する計画を立てていた。そして、電信料金について担当官庁からの指図を仰ぐべく伊万里県に取次ぎを求め、10月18日に同県は工部省へ「電信機願」を上申した。そこには、同県が伊万里・佐賀間の電信開設を模索していたところ幸いに深川が設置を願い出たと言及され、内々の相談を受け深川が電信私設を請け負ったのかもしれない。同県は開業後の電信料は工部省が定める「御規則」通りに対応すると申し添えた。これを受け、10月20日に伊藤工部大輔は以下の伺を正院へ提出する。

今般伊万里県管下深川長右衛門儀、自力ヲ以テ伊万里ヨリ佐賀迄電信線掛渡度旨、同県ヨリモ願出候ニ付遂評議候処、右ハ東京ヨリ長崎及青森等へ官費ヲ以掛渡候本線トモ異リ、全ク一方枝線ノ儀ニ候間、御允可相成候テモ可然哉ニ存候。尤諸規則等ハ追テ取調相伺候

6 管見の限り、藤井信幸氏以外、同規則を正面から考察している研究はない。また藤井氏も本稿と問題関心が異なり、上記について検討しているわけではない。

7 前掲『工部省の研究』第2、3章。

8 人事は前掲『工部省の研究』、『工部省沿革報告』（大内兵衛ほか編『明治前期財政経済史料集成』17、改造社、1931年）、国立公文書館所蔵「任解日録」「官員録」など、参照。

9 この電信私設については、高橋善七氏が佐賀県立図書館所蔵資料を用いて明らかにしているが（前掲『近代交通の成立過程』下巻、772頁）、本稿は同氏とは異なる視点で再検討を加え、同氏が使用していない史料も紹介する。また、高橋氏の調査時と現在では佐賀県立図書館所蔵資料の資料番号が異なっており、本稿は現在の番号を示す。

10 「伊万里県下電信線取設ノ儀伺」（「辛未工部省伺17」前掲「公文録」）。以下、同史料の引用は注記を略す。本稿では史料引用に際して、旧字を新字に改め、適宜句読点を施した。

11 佐賀県史編さん委員会編『佐賀県史』下巻（名著出版、1974年）、53、54頁。

上、追々相達候積りニ御座候。依之伊万里県並長右衛門願書写共相添此段御伺申候也。

深川の電信私設願は工部省内で対応が「評議」され、佐賀・伊万里間が東京・長崎間などの「官費」で架設する「本線」と異なり「枝線」に過ぎないので、「御允可」してよいとの結論に至ったとする。その上で、電信料などに関する「諸規則」をまだ工部省は制定しておらず、取調べの上で改めて何うと付記し、私設を認めるよう正院に伺った。正院は「伺之通」と指令し、この私設計画を認め、12月2日に工部省は伊万里県にその旨を伝えた<sup>(12)</sup>。

同省の「評議」参加者は明らかではないが、本省トップの伊藤大輔が中心であろう。少輔は空席で、続く工部大・少丞（奏任官）も本省の意思決定に関われる立場にあった。大丞は、8月15日に山尾が工業教育部門責任者たる工学頭、井上勝が鉄道・鉾山寮トップの鉄道頭兼鉾山頭へ昇進して佐野常民と交代し、少丞には吉井正澄が任じられた。勿論この案件ならば電信部門幹部も参画しただろう。8月に2等寮として整備された電信寮では、トップの電信頭に石丸安世が就き<sup>(13)</sup>、明治4年中は他に幹部が任じられなかった。佐野も石丸も佐賀藩出身で洋行経験があり、旧佐賀藩関係者の電信私設の許可に深く関わる理由があったろう。

そして、この省内決定の内実を明らかにする手掛かりとなるのが、10月25日付伊藤宛佐野書簡中の「伊万里県願出電信線施設之件は初審之事に付、伺出候方には有御座間敷哉と愚考、草案取建其外共四通呈尊覧候」との一節である<sup>(14)</sup>。佐野は、伊万里県が願出た電信私設について、前例がなく正院に伺うものと想定し、伺書草案を作成して伊藤に提出していた。大丞という立場上もあるが、この件に関する佐野の積極的な姿勢が窺える。しかし、上述した工部省伺の提出日はそれより前の10月20日であり、佐野の伺書草案は使用されなかったことになる。佐野が伺の提出を知らなかったとすれば、この件は伊藤大輔が石丸電信頭と直接相談の上で速やかに取り計らったと見るほかない。この段階で伊藤が私設方針に相当な理解を示し、積極的に推進したことは間違いない。

なお、深川は10月中に、工部省の架設する長崎・小倉間電信線と自身の私設線が重複する佐賀・高橋間で、同省の杭木に私設線を添架できるよう求める「口上覚」を伊万里県に提出した。その際、内々に現場出張の工部省担当者、お雇い外国人、さらに工部本省からも問題ないとの回答を得たとしており<sup>(15)</sup>、工部省は現場やお雇い外国人も含め私設を認めていたことが窺え、それは少なくとも私設許可を同省が回答した12月2日まで続いた。

一方、伊万里県は5年5月に佐賀県に戻り、県庁も佐賀に改まった<sup>(16)</sup>。付近の官線架設まで私設を見合わせていた深川は、佐賀・伊万里間の電信需要が低下したとして計画を変更し、7月に久留米・佐賀間の私設を佐賀県に願出で、同区間の成功後は熊本まで延線予定であるとも言及した。同月中に佐賀県は工部省に深川の願書の許可を求めたが、10月に同省は、同区間を官で架設する予定であるとして許可できないと回答した。11月にも深川は、折角電信機を購入したことを理由に再度佐賀・久留米間の私設許可を求める願書を佐賀県に出し、同県が工部省に伺ったが結論は変わらなかった<sup>(17)</sup>。

12 12月2日付伊万里県宛工部省達は高橋氏が紹介し（前掲『近代交通の成立過程』下巻、772頁）、「官省進達（明治四年七月～十二月）」複製本（佐賀県立図書館所蔵「佐賀県明治行政資料」S複製2-2）に収録されている。

13 石丸の伝記として、多久島澄子『日本電信の祖石丸安世』（慧文社、2013年）がある。

14 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』5（塙書房、1977年）、36頁。

15 「両京長崎案文 明治四年」（前掲「佐賀県明治行政資料」県6-2）に所収。高橋氏が紹介した「口上覚」には「未十一月」とあり、11月28日に願出たとの記述もあるが、その根拠は示されておらず（前掲『近代交通の成立過程』下巻、772、773頁）、管見の限り一連の史料に見出せなかった。原本は付箋が剥離しており、11月と付箋で修正されていた可能性はある。

16 前掲『佐賀県史』下巻、54頁。

もっとも、工部省電信寮は佐賀県に対して「器械一式何所ニ而何某より買求代価何程ニ候哉」を取り調べ至急届け出るよう命じていた。深川は明治6年2月3日付で佐賀県庁に対して、第一に「エレキ仕懸」の「伝信機械 一通り」を500両で明治4年冬に東京下谷の広瀬自克から、第二に道のり13里の計算で「インスレート」1100個を約68両で伊万里の田中兵次から、第三に道のり6里の計算で「丸杉四間物」の「杭木」432本を378両で早津江の渡瀬良蔵から、第四に「杭木壺本ニ付凡式斤」の計算で「タアル九百斤」を63両で長崎江戸町川野屋甚平から購入した、と届け出た。加えて、第五にこの間の諸雑費480両を挙げ、第六に「張り金五千四百ホンド」を洋銀999枚で「長崎大浦式拾番屋敷支那人阿銓」らを通して買い入れる契約を結んだが、不要の場合は破談にしても問題ないと報告した。

佐賀県参事石井邦猷は2月5日付でこれをそのまま電信寮に届けたようで、同寮は4月9日付で佐賀県に対して、「張金等」は「不当」の価格で「買求不相成」と破談にさせる一方、「器械之儀」は「当寮ニ於テ有用之品」でないとしつつ、深川が「難渋」しないよう「別格之詮議」により「相当値段」で買い取ると回答した。深川が費やした諸雑費は支払われなかったが、工部省は自らの方針変更に伴う深川の損害を小さくするよう努めていた<sup>(18)</sup>。

深川に配慮しつつ私設区間変更を拒否した工部省は、同区間の官設予定をその理由としていたが、実はこの間に同省の電信架設方針が大きく変化していた。本稿で重要な論点であるので、既に解明されていることも含め、詳しく確認しておく。

まず、明治5年9月2日、同省は電信私設を認めず官設のみとするべく伺を正院へ提出した<sup>(19)</sup>。もともと西洋諸国では電信架設を「人民ニ相任せ」、会社が私線を設置してきたが、「政府之枢機ニ関係之儀」を始めとして差支えが多く、「交際各国江関渉」することもあり、近年は政府が私線を買上げているという実情を紹介する。そして、電信架設が他の工部省事業と比べればそこまでの費用にはならないとも指摘し、日本では全て官線で架設し、会社などが私線を願い出ても認めない、と官設官営方針を伺ったのである。伺には「御国内線之儀モ近頃会社私線願出候者追々有之候」とも見え、当時会社を創立して電信を架設しようという動きがあったようであるが、それに関わる史料は管見の限り確認できない。上述の深川も一連の願書で「会社」に言及しておらず、工部省はそれとは異なる情報も得ていたのだろう。いずれにせよ、正院は9月15日に「伺之通」と指令し、電信は私設を認めず官設のみとすることが決定した。もっとも、深川には、一度は私設を認めた経緯から、新たな官設方針を前面に出さずに、当該区間の官設予定を理由としたのだろう。

それでは、この方針転換を工部省にもたらしたのは何であったのか。実は、この間に同省の組織整備は進み、人事面でも変化があった。とりわけ、伊藤外遊後の4年12月4日に山尾が少輔に任じられ、事実上の省トップになったことは大きな変化であった。もともと山尾は同省創設で重要な役割を果たし、洋行で身につけた造船技術という専門性ゆえに際立った存在感を示していたが、伊藤大輔が日本にいる間は部門長の工学頭にあった。その山尾が省を主導するようになり、1年も経たない5年10月27日には大輔に昇進した。佐野大丞も同年5月3日に勅任の3等出仕に、吉井少丞も8月27日に大丞に昇進したが、幹部構成は山尾以外変わっていない。

17 一連の史料は、高橋氏が全文紹介している（前掲『近代交通の成立過程』下巻、773～777頁）。史料は「官省進達（明治五年十一月）」複製本（前掲「佐賀県明治行政資料」複製2-6）、「諸願伺届書控 明治五年」（前掲「佐賀県明治行政資料」県28-1）などに写しも含め複数収録されている。

18 以上に関わる史料はこれまで未紹介のもので、「官省進達（明治六年一月～二月）」複製本（前掲「佐賀県明治行政資料」複製2-10）に収録されている。

19 「電線ハ総テ官費御設置相成度伺」（「壬申7～9月工部省伺23」前掲「公文録」）。

電信寮は石丸が頭を継続し、5年1月18日に電信権助に旧幕臣の福田重固が任じられ、10月13日には電信助に昇進するが、奏任官末席の福田は方針転換に大きな影響を与える立場になかったろう。9月18日に電信助に就き、翌年1月9日に権頭に昇進した石井忠亮も、官設方針決定後の電信寮入りであり、電信部門での方針決定は石丸の影響下にあったと言える。もっとも、石丸は私設容認方針、官設官営方針のいずれの決定段階でも電信頭にあり、私設・官設に強い意向を持っていたとは見なし難い。

以上を踏まえれば、電信官設方針への変更は山尾がもたらしたもので、方針転換は伊藤と山尾の差が反映されたということになる。山尾は一貫して官主導での事業推進に力を入れており<sup>(20)</sup>、明治5年には複数回出張していたが、官設方針が決定した9月は本省にいた<sup>(21)</sup>。深川の私設願許可を佐賀県に伝達したのは、丁度山尾の少輔就任直前の明治4年12月2日であり、これ以降、山尾が主導する留守政府期の工部省において、私設方針で動いていたことを示す史料は管見の限り確認できないのである。

実は、留守政府期には工部省や電信に関わる法規整備も進んでいた。例えば、工部省の事務内容や権限を定めた、明治5年1月制定の「工部省事務章程」では<sup>(22)</sup>、工部卿輔が正院に伺って決定せねばならない事項たる上款に、「大工作ヲ興シ或ハ廃スル事」「鉄道電信ノ運賃ヲ定ムル事」「鉄道電信ノ行線灯台設置ノ場所ヲ定ムル事」などが列挙された。工部省は電信線を架設する場合、場所、事業の可否、予算などを正院に伺う必要があるとされたが、電信私設は卿が決定できる事項を明示した下款にも言及がない。なお、上款に明記されていないが、実際の運用からして、重要な規則の制定も正院の「制可」を要し、電信私設に関わる規則も正院の決定が必要であった。

6月制定の「電信寮職制并事務章程」は<sup>(23)</sup>、同寮内の職掌や同寮の管轄・権限を規定し、電信頭は「寮中諸官員ノ処務ヲ指令シ各課ノ事ヲ統督ス」、「各課ヲ廢立シ及ヒ寮中ノ諸規則ヲ更正スル等ノ事アレハ卿輔ノ決判ヲ乞テ之ヲ処置ス」、電信助は「寮中各課ノ長トシテ其事務ヲ担当スル」などと定められた。電信頭が卿輔に伺うべき項目を列挙した上款には「電信通報ノ規則ヲ定ムル事」もあり、電信関係の規則制定は卿輔の「決判」を要し、必要に応じて太政官まで伺わねばならなかった。この章程でも電信私設に関する記述は一切ない<sup>(24)</sup>。

なお、政策推進に向けて重要なのは、組織・規則整備と共に、予算確保と政策決定である。大蔵省が予算管理を本格化する中、工部省は山尾らが手法を駆使してこれらを着実に進め<sup>(25)</sup>、明治5年9月の京浜間鉄道開業などの成果を得ていった。電信も同省設立以前に京浜間・阪神間で、5年4月に京阪間、翌年2月には東京・長崎間で架設され、佐賀局を含む16局が開業したが<sup>(26)</sup>、大幹線を中心に官設で進められ、私設は一つも行われなかった。

20 前掲『工部省の研究』、参照。

21 明治5年の山尾は2月29日～3月19日と6月28日～8月11日に京都大阪へ、10月29日～11月29日に大阪長崎へ出張している（前掲『工部省沿革報告』12、13頁）。

22 内閣記録局編『法規分類大全』第1編、官職門16（内閣記録局、1891年）、45～51頁。

23 前掲『法規分類大全』第1編官職門16、251～256頁。

24 明治6年4月に「電信建築長心得書」など複数の具体的規則も制定されたが（前掲『法規分類大全』第1編官職門16、258～277頁）、官設方針決定後で私設に言及はない。

25 前掲『工部省の研究』第2部、参照。

26 前掲『工部省沿革報告』213～215頁。

### 3 「電信私線規則」の制定

#### (1) 「電信私線規則」の制定過程

明治5年9月に決定された電信の官設官営方針は、既述の通り2年も経たずして変更された。まずは電信私設を認めた「電信私線規則」の制定過程を明らかにしよう。

明治6年9月に帰国した伊藤工部大輔は、征韓論政変を経て10月25日に参議兼工部卿に任じられ、国政中枢で実質的に政策決定に参画すると共に、工部省の責任者として同省の諸政策を推進することになった。その伊藤工部卿が、7年5月30日付で正院に提出したのが以下の「電信支線人民ノ架設ヲ差許ノ儀伺」である<sup>(27)</sup>。

電線架設之儀ニ付、去ル壬申九月伺済之趣モ有之是迄私線架設ハ不差許候処、各地一般官挙而已ヲ待タシメ候テハ其間便利ヲ失ハシメ候儀ニモ有之ニ付、各方本線之外支線之儀自今私線架設差許候様致度、右御許可相成候ハ、別紙案之通当省より各府県へ可及布達、此段相伺候也。

伊藤は官設だけでは架設が遅れる地域が出てきて、官設までその地域の人々に不便を強いるとして、官設線（本線）に接続する支線であることを条件に「私線架設」の許可を求めた<sup>(28)</sup>。私設を認める条件は、深川長右衛門の私設許可を伺った4年10月と同じである。7月7日、正院は「伺ノ趣聞届候条、私線規則ノ儀ハ官民ノ約束ヲ厳ニシ、臨時官用ノ差支等無之様、篤ト取調早々可伺出事」と指令し、工部省の私設方針を裁可した<sup>(29)</sup>。

太政官スタッフの左院内務課は同省伺の審査の中で、本来官設が「政府ノ便利」で、私設は時々状況で「差支」もあると明治5年の官設伺と同じ原則論を示しつつ、官設まで時間がかかる僻地は不便が続き「開進」が滞ると、新たな工部省伺の理由説明を肯定した。そして、「厳密ノ方則」により「官民ノ約束」を立てることを条件に工部省伺を認めた。その際、場所や時期によっては支線でも私設を認めず、私設を認めた場合も都合により政府が買い上げることの必要性も指摘した。その上で、これに関わる「法則」を工部省が伺い政府で決定して布達することを求め、「人民」が私設を望む状況を踏まえ、本来の順序と異なり、私設許可方針を規則制定前に周知するのがよいとした。上述の指令はこの内務課議案に沿った内容であり、7月10日に第18号工部省布達で「電信線架設人民望ノ者」に対して「各地官設ノ本線へ接続スル支線」の「人民架設」が認められた旨が明示され、「私線規則ハ追テ可及布達候事」と付記された。

早速同月18日に伊藤工部卿は「電信私線規則」案を正院へ伺い出た<sup>(30)</sup>。この展開を見越して事前に準備していたのだろう。「電信私線規則」案を審査した内務課は「民費ノ私線」であっても「総テ工部省ノ所轄ニ付シ」ておかないと、「人民共未タ不馴」で「非常通信ノ節等自然差支」があるので、「私線ハ全ク官線ノ分支ト看做シ」た上で、「此規則ハ同省ヨリ布達」するべきと判断し、若干の文言修正のみを加え、修正案が正院内閣で裁可された<sup>(31)</sup>。8月28日付で布達された規則は以下の通りである<sup>(32)</sup>。

27 「電信支線人民ノ架設ヲ差許ノ儀伺」（「明治7年7月工部省伺4」前掲「公文録」）。以下、同史料からの引用は注記を略す。

28 支線について左院内務課から問合せがあり、7年6月20日付で同課高崎二等議官に対して工部大少丞は、「本道間道ニ不拘総テ官線ヲ本線トシ、之ニ接続分支スル者ヲ支線トスル」と区別を明確化し、「当今現ニ架設有之官線ニ接続之各所へ分線スルハ人民之架設ヲ許シ、之ニ接続セス更ニ架設ハ不差許儀ニ候」と回答した。

29 この議案には三条実美太政大臣、島津久光左大臣、大久保利通・勝海舟参議と共に伊藤が捺印していた（必ずしも大臣・参議全員の捺印は必要でなかった）。

30 「電信支線人民架設規則伺」（「明治7年8月工部省伺5」前掲「公文録」）。

- 第一条 一電信機線架設ノ儀民費又ハ商会等ヨリ私費ヲ以テ建築イタシ度旨出願ノ向ハ許可スヘキ事
- 第二条 一私線ヲ許可スルト雖モ必官線ニ接続セシムル事
- 第三条 一官線架設アリテ来往ノ音信無差支場所（東京ヨリ横浜ノ如キ東京ヨリ長崎ニ至ル等——割註）ハ私線ヲ許サ、ル事
- 第四条 一若官線ノイマタ設ナキ地方ニ於テ私線ヲ願フモノハ必ス便宜ノ官線ニ接続セシムル事
- 第五条 一架線建築器械据付等電信寮ニテ処分シ其入費ハ願人ヨリ償却セシムル事
- 第六条 一機関扱ノモノ当分電信寮ニテ相撰差出スヘシ尤費用ハ願人ノ持タルヘキ事
- 第七条 一私局用ノタメ技術修業為致度望ノモノハ電信寮ニテ教授可請事
- 第八条 一音信取扱並局詰心得方等総テ電信寮定規ノ通相守可申事
- 第九条 一音信料ノ儀ハ各線ノ比較ヲ以テ官許ヲ経テ可相定事
- 第十条 一官局ト私局ト往復スル音信ハ其料ノ三分一ヲ官局ニ納メ三分二ヲ私局ニ收入スベシ
- 第十一条 一何レノ地ヨリ発スルトモ官私線上ニ経過スル音信ハ其発信局ニ於テ定表ノ通全線ノ賃料ヲ取立官私収入ノ割合ヲ以テ計算スヘキ事

こうして、既設官線に接続する支線について私設私営が許可され、付随する私線架設方法、架設後の電信取扱い、官民にわたる費用、資材や技術者なども規定された。注目すべきは、内務課が指摘していた、支線でも許可されない場合があり、必要に応じて政府が買い上げることもある、という条件が盛り込まれていないことである。運用で対応する予定だったのかもしれないが、私設希望者に好ましくない条件を明示しなかったのは、規則を作成した工部省が、内務課よりも私設に積極的であったことを窺わせよう。

それでは、この方針変更はいつ頃なされたのであろうか。それを明確に示す史料は管見の限り見当たらないが、多少の手掛かりとなるのは、「電信私線規則」と並行して制定された「日本帝国電信条例」をめぐる政策過程である<sup>(33)</sup>。この条例は全17条から成り、「電報」の定義や電信への妨害行為に対する罰則、裁判官と工部省の権限などを規定していた。私線への言及がほとんどなく、第3条で「日本政府電信寮ハ日本帝国外ノ各地へ又ハ各地ヨリ伝送スル電報ヲ除キ日本帝国中ニ電報ヲ伝送シ及ヒ受取り取集メ届渡等一切関係ノ事務ヲ取扱フ専任ノ権ヲ有ス」とされたため、「私設線の架設を明確に禁止した」とする研究もある<sup>(34)</sup>。そのことも踏まえれば、この条例と「電信私線規則」の関係を明確にする必要もある。

まず、明治6年5月4日に山尾工部大輔が「日本帝国電信条例」の原案に当たる「伝信罰例」案を正院へ伺い出た<sup>(35)</sup>。東京・長崎線が完成し海外に接続される中で、「頑愚之小民」の妨害行為により通信障害が生じれば国家の体裁をも損なうとして、「守線」を徹底するよう府県に達し、問題行為に対しては罰則を定めるべく、上記「伝信罰例」案を提出したのである。本稿

31 内務課議案に三条太政大臣、島津左大臣、岩倉具視右大臣、大久保、大木喬任、伊地知正治、勝、黒田清隆参議が捺印したが、伊藤印はなく、他の任務で多忙だったのだろう。逆に言えば、規則制定は既定路線で、否決の可能性はないと考えられていたことになる。

32 「第二十一号電信私線規則ノ条」（「明治7年8月工部省伺22」前掲「公文録」）。

33 「電信罰則条例伺」（「明治7年9月工部省伺16」前掲「公文録」）。以下、同資料からの引用は注記を略す。

34 井上照幸『電電民営化過程の研究』（エルコ、2000年）、12頁、前掲『明治電信電話ものがたり』34、35頁。

35 「伝信罰例」案などの明治6年5月以来の史料も、前掲「電信罰則条例伺」が収録する。

で重要なことは、明治6年5月段階で電信私設方針がどうなっていたかであるが、同案には電信私設に関わる文言が一切出てこず、前年の官設方針が貫徹していた。先述の通り、前月の段階で工部省は深川の電信機などを買い上げていたから、このこととも整合的である。もっとも、司法省とも協議の上で作成された同案に対して、正院スタッフは文言と刑罰などの修正案を提示し、8月に工部省側に意見を求めたところ、同省が回答をしないまま制定過程は一時中断した。理由は明らかでないが、この時期に工部省は東京長崎間第3線架設をめぐり正院と鋭く対立したので<sup>(36)</sup>、それが一因になった可能性もあろう。

その後、明治7年7月17日に伊藤工部卿が「伝信罰例」案を修正した「電信罰例」案を正院に伺い出て、制定過程が再開する。前年の正院の「御下問」を踏まえ再び罰例案を起草し、司法省とも協議したが、刑罰の軽重に関して両省で見解の相違があり、付箋で工部省原案も明示したとする。「電信罰例」案は全19条で、第4条で「左ニ記載スル諸電報ハ其免許状ノ権限ニ依テ取扱フ事ヲ得ヘシ」として、同省の免許により取り扱える電報の事例を列挙した。第一に「一全ク私用ノ為ニ取建タル電機ニテ其持主ノ商用又ハ私用ニ関係シ伝送スル無賃銭ノ電報」が挙げられ、まず非営利の私用電信線の私設は認める前提であった。第二に「一商社会社又ハ何人ニテモ私用ノ為メ取建タル電機ニテ音信ヲ伝送シ其受取取集メ中次届渡方ニ金銀又ハ重宝ナルヘキ品ヲ一切贈与セス又ハ贈与ノ約ヲナサ、ル電報」が掲げられ、「商社会社」による電信線私設を認めていたことも判明する。「商社会社」は、「電信私線規則」の「商会」に対応しよう。電信送受などに対して「金銀」などを贈与してはいけないとの規定は、工部省が定めた電信料以外の徴収は認めないということだろう。

このように「電信罰例」案は前年の「伝信罰例」案と異なり、民間による電信架設も視野に入れた内容へ変更されていた。7日前に決定された電信私設方針が反映されていたのである。そして、この工部省原案に対して、左院内務課は以下の意見をもとに修正を加えた。

…電信罰則ノ儀及審査候処、第四第五両条ハ此程同省伺済ノ電信私線規則既ニ布達相成候上ハ更ニ此条例中ニ掲載ニハ及フマシク、其他ノ條款モ貼紙朱書ノ通り添正候方可然。尤罰金ノ義ハ司法省見込ノ通ニテ適当ト存候。仍テ上申ノ趣御聴許相成可然。…

内務課は、既に決定済みの「電信私線規則」でカバーしているとして、「電信罰例」案第4、5条の削除を提案し、「商社会社」などの規定が抹消されたことになるが、それは私線を認めないということではなく、別に規則があるので不要という意味であった。確かに実際に公布された「日本帝国電信条例」第15条には「工部省所轄電信私線」との文言もあり、この条例でも「私設線」自体は認めていたことが明白になる。同課は、その他にも文言修正を行い、司法省と見解の分かれた具体的な刑罰内容についても司法省意見が適当であると判断した。こうして、上記修正案が内閣で裁可され<sup>(37)</sup>、9月22日に「何之趣聞届別紙之通改正第九十八号ヲ以テ布告候事」との指令が下り、「日本帝国電信条例」が布告された。

以上を踏まえると、電信官設方針は明治6年夏から7年春の間で転換されたと言えよう。

## (2) 「電信私線規則」制定の推進者

工部省は、明治4年12月初めまでは支線という条件付で私設を認め、翌年9月に全て官設とすると一転し、少なくとも6年夏頃までその方針を堅持したが、7年5月には再び支線という条件付きで私設を認めるようになっていた。それでは、このような方針の再転換は誰がいかな

36 前掲『工部省の研究』第6章、参照。

37 内務・法制課議案に三条、島津、岩倉各大臣、寺島宗則、大木、伊藤、黒田、伊地知参議が捺印した。

る理由でどのように行ったのだろうか。官設方針への転換に倣って考察を加える。

最初に、この間の工部省と電信寮の幹部人事から見ていく。既述の通り、留守政府期の工部省は、大輔まで昇進した山尾庸三が主導し、佐野常民3等出仕や吉井正澄大丞がそれを支えていた。明治6年10月に伊藤博文が参議兼工部卿に就くと、山尾、吉井や大野誠少丞など複数の幹部が留守政府期から継続した一方で、7年1月15日に芳川顕正が大丞に、翌月15日に林董が少丞に、3月15日には福原恭輔が少丞に任じられ、新たな幹部補充もなされていった。しかも、伊藤は工部卿だけでなく、太政官内閣での政策決定に直接関与できる参議であった。留守政府期終盤に山尾だけによる省運営や政策推進に限界を迎えつつあった工部省には、政策推進上で都合のよい人事であったが<sup>(38)</sup>、それは工部省の政策運営が伊藤の政策推進姿勢に大きく左右されることをも意味した。しかも上述の新たな省幹部たる芳川と林は伊藤に近く<sup>(39)</sup>、伊藤系勢力が省内で一定の影響を持ち始めてもいた。

実際には、工部省の政策基調は伊藤の卿就任によって大きく変化することはなく<sup>(40)</sup>、山尾の大輔継続がそれを裏付けるが、インフラ整備を含めた担当事業の円滑な整備・推進という最終目標に向けた手段に関しては修正もあり得たろう。本稿の主題である電信私設方針への転換が、丁度工部省における伊藤主導體制の成立と重なることを踏まえれば、そのように位置づけられる可能性は少なからずある。確かに、明治4年から5年における官設方針への転換は伊藤体制から山尾体制への変化と重なっていたのであった。

勿論、電信私設方針の変化は担当部局たる電信寮が提案したということも想定し得るので、この間の電信寮幹部の変化も追跡しておく。まず、電信頭は継続して石丸安世であった。彼は私設容認、官設貫徹、私設再容認の全過程でトップであり続け、電信整備における貢献は大きかったが、この論点ではあまり意見を有さなかったのだろう。何より、石丸は明治7年5月20日から7月14日まで青森へ出張し<sup>(41)</sup>、電信私設方針何が提出された5月30日は不在であり、このことも彼の立ち位置をよく示す。しかも、出張から戻って2週間もしない7月27日に大蔵省造幣権頭に転任し、「電信私線規則」成立を見届けることもなかった。

後任として8月31日から芳川工部大丞が兼任したが、「電信私線規則」制定後の就任であり、恐らくこの間の私設方針に関わる一連の寮内政策過程は、権頭の石井忠亮が担当した。権頭は頭に準じる官職で、頭不在時はその権限を有することになっていた<sup>(42)</sup>。官設方針決定直後に電信助に任じられた石井は、翌年1月9日に電信助から権頭へ昇進した。官設方針決定には関わらず、山尾出張中の明治5年7月5日に工部省に採用されたこともあり<sup>(43)</sup>、或いは官設方針に消極的で、私設容認への変更を主導した可能性もないわけではない。しかし、彼を電信寮幹部にしたのもその後の昇進も山尾の決定であり、両者に懸隔はなかったろう。何より山尾が大輔として在任し続ける中で、彼自身が私設への転換を主導したとは考えにくい。またいくら規則上、頭不在時にその権限が認められる権頭であったとしても、出張中の頭がいる中で、彼の発案で積極的に方針変更を行うものでもない。

石井以外の電信寮幹部としては、まず先述の福田電信助が挙げられる。5年1月に電信権助就任し電信官設方針決定を見届けた立場であり、基本的に政策転換を主導できる位置にはな

38 前掲『工部省の研究』第6章、参照。

39 芳川は3年11月から伊藤とアメリカで調査をし、林は岩倉使節団で伊藤の信頼を得た。

40 前掲「参議兼工部卿伊藤博文と工部省の政策過程」、参照。

41 「明治7年5月工部省伺16」、「明治7年7月着発忌服33」（前掲「公文録」）。

42 註23、参照。

43 山尾の出張は、註21参照。

かった。それは官設方針決定後に奏任官最末席の7等出仕として同寮入りした奥村基晴、松邨文亮も同様であろう。奥村は5年11月2日に判任官の電信大属から昇進し<sup>(44)</sup>、7年1月27日に電信権助に任じられ、松邨は6年4月24日から7年2月23日という短い在籍期間であった。さらに7年1月27日に電信寮7等出仕に補された石丸源作、原田隆造は、人事権者が伊藤に交代していたので、彼に近い人材だった可能性もあるが、実際は電信寮判任官からの昇進で入省は山尾時代であろう<sup>(45)</sup>。何より方針転換できる立場にはなかった。

このように電信寮内から私設容認へ方針転換する動きが出てきた可能性を想定することは難しい。結局、この間において工部省内で最も大きく変化したのは本省中枢であったから、伊藤工部卿と伊藤系幹部が中心になって、石丸電信頭の不在中に方針転換したと見るほかないだろう。省内新興勢力ならば従来の方針を転換しやすく、何よりもともと伊藤は枝線ならば私設を許可してきた事実もあり、「電信私線規則」はまさに同じ条件であった。伊藤系の芳川は電信頭就任前であったが、大丞として重要政策決定に携わる立場にあり、卿からのトップダウンの案件を支える立場でもあった。しかもこの後に芳川がわざわざ大丞に加えて電信頭を兼務したのも、伊藤・芳川ラインが電信部門へ介入したことを窺わせる。石丸はすぐ転任することもあって追認し、石井は本省幹部に忠実に従ったのだろう。

もっとも、以上は伊藤らが方針転換の推進者である可能性が高いことを示したに過ぎず、なぜ彼らがこの時期に踏み込んでこのような転換をしたのかまで明らかにはできていない。続けて、その理由について彼らを取り巻く政治状況から検討する。

まず国内環境については、明治6年11月に工部省主導の急進的開化事業を批判する形で内務省が創設され、翌年1月から本格始動した。工部省は重工業、内務省は軽工業として一応の分担関係を築くが<sup>(46)</sup>、内務省はその後にも工部省型西洋化事業を批判し、7年5月頃に作成されたと思しき同省の「殖産興業建議」はそれを象徴するものであった<sup>(47)</sup>。また、当時は不平士族の不満がさらに高まり、7年1月に赤坂喰違見附の変が起こり、2月に佐賀の乱が発生するなど、国内の治安維持が大きな課題となっていた。急進的開化事業を進める上で懸念要素であったと言えよう。

対外環境について見れば、不平士族問題を背景にして明治7年5月に台湾出兵が実施された。もともとは琉球漁民殺害の問罪報復に留めた限定出兵方針であったが、蕃地事務局長官を兼ねた大隈重信らの独走によって、植民地化も視野に入れた積極出兵へと性格を変えており、結果として台湾領有を主張する清国が抗議して、日清関係が緊張し開戦の危機を迎えることになる。最終的に、渡清した大久保が10月末に和議成立に持ち込むが、それまでは日清開戦を考慮して、軍備充実を進めることが強く主張されることになった<sup>(48)</sup>。

そして、工部省にとってより直接的な障壁となったのは、この内憂外患に伴う予算問題であった。すなわち、内憂外患により多額の出費が見込まれ、とりわけ日清開戦危機は軍備充実のための費用捻出を必要とし、各省に不要不急の事業中止と予算の返上が求められたのである。予算が多額の工部省には予算返上要求が強まり、同時に支出の多い同省事業への批判も予想され、順調な事業推進の前提となる予算確保が難しくなる可能性も高まっていた。これに対して、伊藤は工部省予算の返上を最低限に抑え、さらに京都以東の鉄道建設が8年9月に凍結されても、

44 奥村は明治5年6月段階で判任官であり、官設方針決定段階には電信寮にあった。

45 両者とも6年1月の国立公文書館所蔵「官員録」では8等出仕であった。

46 前掲『工部省の研究』第6章、参照。

47 日本史籍協会編『大久保利通文書』5（日本史籍協会、1928年）、561～565頁。

48 拙稿「内治派政権考」（『日本歴史』785、2013年）、参照。

翌年に第15国立銀行からの借入によって資金確保の道を見出そうとするなど、厳しい環境下での政策推進に向けて実力を発揮していった<sup>(49)</sup>。

電信私設方針への転換がまさにこのような状況下で行われたことを踏まえれば、これは、政府の予算削減方針で電信架設費用も縮小される可能性を考慮に入れ、伊藤工部省が、民間を活用して確実に電信事業推進できるよう準備したものであった、と見ることができよう。加えて、伊藤工部卿期には鉄道などでも民間による建設・経営を認める方向で動いていたから<sup>(50)</sup>、伊藤が民間活用志向を持ち、それが表れた事例であったとも言える。

## 4 「電信私線規則」の廃止

### (1) 電信私設の可能性

それでは、「電信私設規則」はどのような展開を辿ることになったのだろうか。既に本稿冒頭で言及したように、実際には一件も私設を見ないまま終焉していくが、その理由も含めて、私設の可能性について検討してみよう。

まず、そもそも電信の需要が高まらなければ、私設の必要性も生じないが、電信の発信数は明治4年の約2万通から7年には約36万通にも増加し、10年に約87万通に達する<sup>(51)</sup>。利用数は年々着実に増加しており、未架設地域では架設要求を喚起したであろうから、この利用状況から見れば、私設の可能性は初めから皆無というわけでもなかっただろう。

先述の通り、明治5年9月に「近頃会社私線願出候者追々有之」と伺で言及されており、それまでは電信未設置地域の住民から私設願が複数提出されていたのかもしれない。7年7月に私設方針が裁可される際も、太政官スタッフは「兼テ人民企望ノ事柄ニモ候」との理由で、規則制定前に私設許可方針を達で公表する方がよいとしたから、そのような希望はあったのだろうが、それは「兼テ」であって、明治7年段階でどうであったかまでは明らかでない。私設方針の許可や具体化に関わる7年5月以降の一連の伺にも住民からの私設要求についての言及はない。この段階まで官設方針が貫徹され、私設が認められなかった中で、民間での私設希望が相当程度冷却された部分もあろう。

また、電信に対する民衆の反応は必ずしも好意的なものばかりでもなかった。民衆の不満が開化を象徴する設備に向けられることもあった。例えば、6年3月には佐賀県下で賦役への不満から農民が電線を切断し、6月には福岡県下の農民一揆で電線が切断され、電柱が倒壊され、電信局も破壊されたのであった。この後にも9年5月に福島・山形線架設工事で住民の妨害があったとされている<sup>(52)</sup>。とはいえ、これらの事例も限定的で、それ以後に拡大していくものでもなく、私設の動向に直接大きな影響を与えるレベルでもなかったろう。

結局のところ、「電信私線規則」については、電信利用が飛躍的に増加する中で、電信未設置地域の強い要請で制定されたというわけでもなければ、民衆の抵抗で私設ができなかったわけでもなさそうである。このことは、直接的な社会の状況ではなく、先述したような政治状況

49 前掲「参議兼工部卿伊藤博文と工部省の政策過程」、参照。

50 例えば、7年12月以降の大阪・堺間鉄道建設計画への対応にも表れている（「高知堺両県ヨリ大阪堺ノ間鉄路建築伺」「明治8年1月工部省伺13」、「大阪境間鉄路建築御裁可ニ付方法手続等再伺」「明治8年5月工部省伺21」前掲「公文録」）。灯台は「堺港灯台建築費金人民へ貸下ケ私設許行ノ儀伺」（「明治8年5月工部省伺30」前掲「公文録」）など。

51 通信省電務局『帝国大日本電信沿革史』（通信省電務局、1892年）、628頁。

52 前掲『明治電信電話ものがたり』49頁、日本電信電話公社東北電気通信局編『東北の電信電話史』（電気通信共済会東北支部、1967年）、57～58頁。

を私設規則制定の理由と見る本稿の見解と整合的と言えるのではないか。

なお、私設希望者にとって費用面の問題はなかっただろうか。前述の深川の例では、佐賀・伊万里間13里[約51km]の架設で（官線添架区間を除き、全てを準備するのは6里 [約23.5km]）、電信器械500両、「インスレート」（碍子）約68両、「杭木」378両、「杭木」用「タアル」63両、「張り金」洋銀999枚、諸雑費480両を要する予定であった。「張り金」代が不当としても、架設工事費用も、年々の営業費も加わっていけば、開通後に相当の利益が見通せない限り、自発的には私設に着手しなかっただろう。もっとも、相応に資金のある商人に政府が働きかければ、佐賀県と深川のような関係で、できないこともなかったとも言える。

そして、明治14年8月には献納置局制度が創設された<sup>(53)</sup>。この制度の裁可を求めた同年4月の工部省伺では、同制度の背景、理由について以下のように記されている<sup>(54)</sup>。

近来各県令ヨリ電信架設置局之義出願陸續ニ而、就中其地方人民ヨリ工業費用之幾分ヲ献金シ、或ハ置局之地所及ヒ柱材献納スヘキ等ヲ以テ請願スル者許多候処、従来右献納物ハ採納不致、全国各地ヲ較視シ、其土地之形勢商況之盛衰等ニヨリ架線置局之適否緩急ヲ図リ処分致来候処、素より毎年度興業費日中予定之工業有之義ニ付、臨時出願之向設令置局必要之地ト雖モ、繰上ケ着手候義ハ容易ニ難相成、故ニ自然後年ニ順延シ…殖産進歩之障碍トナリ独其地方之不幸ノミナラス其影響之及フ所モ亦不少ト存候…

本稿で注目すべきは、この段階において、電信の架設や局の新設に関する県令の出願と共に、地方の人々による費用の一部負担や場所・材料の献納などの請願が多数寄せられていたことである。電信私設は一件も見られなかったが、民の側には地元への電信架設や置局の希望は確かに存在していたのである。しかも、既設線上で電信局を新設する出願だけではなく、「電信私線規則」の対象となる電信線架設も含まれているわけである。この状況を踏まえれば、「電信私線規則」が民にとって使い勝手が悪かったという可能性だけでなく、工部省の側にこれを活用する意思が極めて乏しかったとも考えられよう。

この伺には、従来「人民」の「献納」申し出を認めてこなかったとはあるが、「電信私線規則」への言及自体がないのである。ここにも私線規則に対する当時の工部省のスタンスが垣間見えよう。そして、興業費が限られ、地方からの出願にすぐには応じられない状況は「殖産」の妨げとなり、影響はその地域だけにとどまらないとして、山尾庸三工部卿は電信架設のための地方からの費用や土地、資材などの献納を認めるように求めたのである。8月2日に太政官は「伺之通」との指令を下し、前述の通り、献納置局制度が決定を見た。

スムーズに決定したように見えるが、実はその過程は一転していた。それをよく示すのが7月6日付伊藤宛伊東巳代治書簡である<sup>(55)</sup>。太政官権少書記官であった伊東は、「過日工部省より伺出相成候電信線架設に付献納品処分方儀」について、当初、伊藤参議の「御指揮」により、電信架設に関わる「人民」献納の伺に対して、「不聞届」との指令案を作成していたとする。伊藤はこの伺の審査を担当する内務部主管参議の一人であったので、彼の判断で指令案が作成されるのは通常のことである。しかし、その後大隈参議と山尾工部卿が伊藤と面談し最終的に「御聞届」でまとまった、と伊東は大隈・山尾から聞き及んだとする。大隈・山尾が献納置局案を推進し、伊藤を説得したのだろう。伊東はこのことに間違いがなければ指令案を改めると伊藤に指揮を求めたのであり、実際の指令からすれば、この書簡通りの一転があったことは間

53 前掲『テレコムの経済史』28頁。

54 「電信線架設ニ付人民献品聞届ノ件」（「明治十四年七月～八月工部省伺20」前掲「公文録」）。

55 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』二（塙書房、1974年）、24頁。

違う。

献納置局案は電信官設を前提とするのに対して、「電信私線規則」は民の資金で私設することを想定しており、両者は性格を異にしていた。そして、これまでに明らかにしてきた通り、伊藤は限定的ながら私設を推進しようとしていたのに対して、山尾は官設方針を貫いてきたのであった。献納置局案は官設主義の山尾が主導したものであり、伊藤や芳川らが既に工部省から去って山尾が名実共に工部省トップとなっていたことで可能となったのだろう。私設容認方針の伊藤からすれば、無条件に認められるものではなかったものであり、献納置局制度導入に伊藤が当初難色を示したのは、これまでの電信私設志向を浮き彫りにするものでもあった。だからこそ否決指令案を伊東に作成させたのだろう。

この食違いは、工部省時代には顕在化しなかった伊藤と山尾の私設をめぐる立場の違いを明確にするものとも言えよう。山尾の官業志向とは対照的に、伊藤が民間活用志向を確かに有していたことも示すのではないか。そして、このときまで伊藤は相応に私設方針にも関心を有し続けていたことになる。もっとも、最終的に大隈も加わっての説得に折れた。「電信私線規則」は予算確保が難しくなった際の備えの意味が大きく、制度を残しながらこれを活用してこなかった経緯からも、その後の電信私設に関わる規則改廃の閣議決裁時の不在状況からも、伊藤にはそこまでこだわる案件でもなかったと言えよう。

## (2) 「電信私線規則」廃止とその後の展開

明治17年9月4日、以下の理由による「電信私線規則」廃止伺が三条太政大臣に提出された<sup>(56)</sup>。工部卿は明治14年10月に山尾から佐佐木高行に交代していた。

電信線私設之義ハ従来海外各国ニ於テモ差許候処、近時追々私設ヲ差止メ或ハ官へ買上候ハ、全ク私設電信之弊害少ナカラサルカ為メ官設ノ一方ニ帰シ之ヲ統轄スルノ必要ナルヲ発見候義ニ有之候。然ルニ本邦ハ明治七年七月経伺ノ上当省第拾八号ヲ以人民ニ架設ヲ差許シ、同年八月同第拾壹号ヲ以私線規則ヲ布達候ハ当時私設ヲ要用ト思考候義ニ可有之候得共、是迄未タ私設ノ者一モ無之、且今日ニ至リテハ私線架設ノ弊害アルハ前述ノ如ク海外各国ノ現況ニ照ラシ昭々タル次第第二候間、電信ハ総テ官設ニ限ルモノニ御一定相成候方可然ト存候。…

私設線を認めてきた海外の国でも、私設を差し止めたり官が買い上げたりしており、その弊害と共に、国家が統一的に管理することの必要性が認識されていることを紹介し、日本では規則がありながら私設の例が一つもないとして、日本でも私線規則を廃止するよう求めたのである。ここに示された海外の動向は明治5年9月の官設方針決定時と同じであり、この間に世界の状況が一変したというよりも、日本がその状況から離れて一部私設容認を採用したということになる。まさにこれが政治的な判断であったことを窺わせる。

この伺は、当時のルールに沿って参事院で審査され、伺の通りで問題ないとの上申がなされ、大臣、参議の捺印による決裁を経て<sup>(57)</sup>、10月2日に裁可され、規則廃止が同日付で布達されたが、伊藤参議の捺印はなかった。別の用事で決裁の場にいなかっただけかもしれないが、私設方針を打ち出した当事者としては進んで廃止するものでもなかったのだろう。もっとも、決裁の場に伊藤が不在であったこと自体、電信私設をめぐる問題が伊藤の関心事ではなくなって

56 「電信私設規則廃止ノ件」(「明治17年9～10月工部省伺5」前掲「公文録」)。

57 議案書には三条太政大臣、有栖川宮熾仁左大臣、大木、山県有朋、西郷従道、井上馨、山田顕義、松方正義、川村純義、福岡孝弟、佐佐木各参議が捺印している。

いたこと、少なくとも他の参議やスタッフにそのように認識されていたことを示してもいよう。いずれにせよ、こうして「電信私線規則」は廃止となった。

もっとも、「電信私線規則」廃止によって完全に電信私設の道が途絶えたわけではなく、実際にはそのような道は残されることになった。18年5月7日に「電信条例」が改定され<sup>(58)</sup>、私設に関する規定が盛り込まれて、再び認められるようになったのである。「第八章 電機私設」は以下の全5条から成る。

第四十六条 凡電気ノ機器ヲ以テ通信伝話及号報ヲナサントスル者ハ工部卿ニ願出ヘシ

第四十七条 私設ノ電線ハ官設ノ電線アラサル地ニ於テ一人又ハ兩人ノ用ニ供スルモノニ限り許可スルモノトス但伝話又ハ鉄道ノ用ニ供スルモノハ官設ノ電線アル地ニ於テモ許可スルコトアルヘシ

第四十八条 電線私設ノ許可ヲ得タル者ハ電信局ニ於テ定メタル規約ニ従フヘシ

第四十九条 私設ノ電線ハ最寄電信分局ニ連続設置スヘシ但伝話又ハ鉄道ノ用ニ供スルモノハ此限ニアラス

第五十条 私設ノ電線ハ他人ノ電報ヲ伝送スルコトヲ許サス

第47条で、電信私設は官設電線のないところで、二人以内で利用する場合に限定され、その道はさらに狭まった。同条の原案には「私設ノ電線ハ官設ノ電線未設ノ地ニ於テ一人又ハ兩人ノ用ニ供スルモノニ限り許可スルモノトス」とあったが、参事院との協議で「官設ノ電線未設ノ地ニ於テ」が削られ、この修正案で参事院・元老院共に通過した。その後、最終段階で太政官第一局井上廉内閣大書記官が「未タ完全ナラサル廉」があると修正した結果が上記引用である。原案は私設の範囲が最も狭く、修正案で広げられ、最終案で原案に近づけられたが、元老院審議で黒田綱彦参事院議官補が「三菱会社ノ私設若クハ三菱会社ト他ノ会社トノ私設ノ如キヲ謂フ」と例示したように<sup>(59)</sup>、ここでの私線は基本的に会社内や会社間のやりとりを念頭に置くもので、もはや私設電信で営業することはできなくなった。

「改定電信条例」第48条にある通り、同年6月2日には「私設電線規約」も定められた<sup>(60)</sup>。同規約は「公文録」などに収録されておらず、細則として省内のみで決裁されたのであろう。郵政博物館資料センターが所蔵しており全16条が確認できる<sup>(61)</sup>。主な条文としては、第一条で「私線ヲ架設改築修繕スルノ工事ハ総テ電信局ニ於テ執行シ其費用及条線柱木器械其他附属品ノ代価ハ願人ヨリ電信局ニ納ムヘシ」と定め、工事は電信局が実施し、費用を私設願人が支払うことが示された。第十一条で「私線所有者ニ於テ通信技手ヲ要ストキハ電信局ヨリ之ヲ貸渡スヘシ但其月俸及旅費諸手当金等成規ニ従ヒ借用者ヨリ支給スヘシ」と規定して、通信技手が必要なときは給料などの支払いを条件に電信局が技手を貸し出すとされ、第十五条で「電信局長ハ時々局員ヲ派遣シ私設ノ電信取扱所ニ到リ通信及帳簿等ヲ検査セシムヘシ但伝話器ヲ使用スル場所ニ於テハ伝話ノ際立会ヲナスコトアルヘシ」と定め、私設電信を電信局が監督することが明示された。

注目すべきは、第八条で「官線ヲ改築又ハ増築スルトキ都合ニ依リテハ私線ヲモ改築セシムルコトアルヘシ」、第九条で「官線未設ノ地ニ於テ私線ヲ設置シタル後其地ニ官線ヲ架設スルトキハ電信局ニテ私線ヲ買上ヘシ但代金ハ其現品ニ就キ時価ヲ以テ定ムヘシ」と規定されたこ

58 「電信条例改正ノ件」(「明治18年4月～6月工部省伺3」前掲「公文録」)。伊藤は天津条約を締結し4月28日に帰朝していたが、帰朝直後ゆえか決裁書に捺印していない。

59 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』後期第22巻(元老院会議筆記刊行会、1978年)、1192頁。

60 逓信省電務局『帝国大日本電信沿革史』(逓信省電務局、1892年)、196頁。

61 郵政博物館資料センター所蔵「私設電線規約」(FD-A-40)。

とである。これは明治7年の「電信私線規則」制定時に太政官スタッフが指摘しながら規則に盛り込まれなかった、私設線への政府の介入に関わる条文であり、必要に応じて私設線を政府が買い上げることもできるようになった。いずれにしても、このようにして極めて限定的ながら電信が私設できるように詳細まで規定されていった。

なお、明治22年3月14日には逓信省が「電信電話私設条規」を新たに制定した<sup>(62)</sup>。18年12月の工部省廃止に伴い、電信部門は新設の逓信省に引き継がれていた。この「条規」では、申請願などの書式を明示しつつ、「公線ノ設置」に際して障害となる「既設私線」は、逓信大臣が「変更又ハ撤去」を命令できると条文に盛り込まれ、やはり私設線への政府の介入が明示されていた。

## 5 むすび

本稿は、「電信私線規則」の制定過程やその前後の動向について、伊藤博文の関わりに注目しつつ検討してきた。

工部省は、明治4年10月から12月初めには官線に接続する支線に限り電信私設を認める方針をとり、5年9月に海外の状況を踏まえ私設を一切認めない官設方針に転じ、7年5月には再び支線を条件に私設を認めるようになり、同8月に「電信私線規則」を制定した。しかし、同規則による私設が一例もないまま、14年8月には官設を前提に人々の資金や土地などの献納を認める献納置局制度を設け、最終的に17年10月に私線規則を廃止した。翌年5月には、電信営業を目的としない会社内利用などを想定した私設を「改定電信条例」で定め、極めて限定的に私設の道は残した。この方針の変転自体は従来も指摘されてきた。

本稿は、それぞれの過程と共に当時の組織や政治環境を詳細に追うことで、方針転換の推進者や理由を明らかにした。上記の過程に大きく影響を及ぼしたのは、やはり本稿で注目してきた伊藤博文であった。明治4年10月、7年5月と電信私設私営容認方針を打ち出した際に、工部省を主導していたのは伊藤であり、彼の外遊時や転出後にその方針は一転して官設官営方針に改まっていた。私設方針を明確に採用したのも「電信私線規則」を制定したのも伊藤とその周辺である可能性が非常に高いのであった。

明治4年段階から私設を認めようとした伊藤は、もともと「民」活用を志向していたが、7年の「電信私線規則」制定は内憂外患で予算確保が見通せず、そのような場合でも電信架設が進められるように準備した側面も多分にあると推定した。従って、予算確保の見通しが立ち国内電信網が着実拡大できれば、急いでこの規則を活用する必要はなく、私設が一例も見られなかったのだろう。一方で、伊藤の「民」活用志向は規則継続をもたらし、それは規則を骨抜きにしかねない献納置局制度への消極的態度からも窺えた。もっとも、伊藤やその周辺が工部省を去れば、規則を活用しようという省内の志向がさらに薄まって同規則の空文状態が続き、最終的に電信条例改定を見越して廃止されたということにもなる。

これに対して、官設方針転換やそれを前提とした献納置局制度導入時に工部省を主導したのは山尾であった。伊藤と山尾は、工部省関係事業を着実に推進するという最終目標においては一致協力していたが、民間の活用という点ではスタンスに微妙な違いがあり、「電信私線条例」をめぐる一連の過程はそれを浮き彫りにした。明治11年5月までは名実ともに両者が工部省中

62 「電信電話線私設条規ヲ定ム」(国立公文書館所蔵「公文類聚・第十三編・明治二十二年・第四十三巻・運輸三・郵便電信三34」)。

枢として同居し、その後は伊藤が立場を変えながらも政府中枢として工部省に関われる立場を維持していたから、このような状況こそが「電信私線規則」が存在しながら利用されない展開を生み出したとも言えるのではないか。

工部省のインフラ整備・殖産興業全体を見れば、留守政府期に山尾が中心となって手法を駆使しながら管下の開化事業を着実に推進する方式は限界を迎え、伊藤工部卿の登場によりそれが打破され、各事業の継続的な推進が可能となった。伊藤は官業中心主義の山尾路線と協調しながら巧みに政策を推進することを基本に省を主導した。従って、上述したような民間活用をめぐる両者の違いが表面化することはほとんどなかった。伊藤は政治的環境に応じて民を補助的に活用しようとしたが、それが抑制的であったことも電信私設の展開から明らかである。しかし、同省を取り巻く環境はいつまでも官業路線を保障するものでもなく、現に明治10年代にはその路線が問題化していくが、その際に民間活用をめぐる伊藤と山尾の差異はどのように影を落とすのか。本稿は、電信に限らずそれを検討する必要性も示唆するものであり、今後の課題とする。

(かしはら ひろき 慶應義塾大学法学部教授)

研究ノート

# 戦時下日本の船員組織 —日本海運報国団の基礎的研究—

後藤 康行

## 1 はじめに

筆者は本誌第15号で、1940（昭和15）年11月に創設された日本海運報国団の団員たちが詠んだ和歌・俳句・川柳について考察した<sup>(1)</sup>。団員たちは、海に生きる自分たちの日々の様子を、具体的に、且つ芸術性を伴うことを目指しながら、作品を生み出していた。こうした姿勢で文芸と向き合うことは、団員たちにとって、戦時を生き抜くなかでの一時の清涼剤のようなものであった。団員たちの気持ちに、潤いをもたらしていたといえる日本海運報国団について、第15号の論考（以下、本稿において同論考は、前稿と記す）では、概要を述べるにとどめたが、本稿では、組織構成や活動内容など、より具体的な考察を行っていく。

戦時下は、「報国」が叫ばれた時代である。産業、言論、文学、通信、娯楽など、様々な分野で報国組織が生まれていた<sup>(2)</sup>。そのような状況のなかで、海運業界に設けられた報国団が、いかなる組織であったのかを考察することは、戦時下の社会と向き合う海運業界の姿勢を知ることにつながるといえよう。

日本海運報国団の先行研究については、前稿で紹介しているのだが、そこで取り上げられなかったものとして、財団法人日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』（1994年）がある。日本海運報国団が行っていた船員への福利厚生事業を、戦後に引き継いだ組織によって作成された年史で、報国団による宿泊所や休憩所の運営の詳細などが記されている。同書は、本稿の考察における、重要な参考資料の一つである。

考察に利用する資料ということであろうと、同書のほか、日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』（1941年）や、報国団の機関誌である『海運報国』（月刊）など、国立国会図書館に所蔵されている文献が主な資料となる。郵政博物館の収蔵資料は、全国海員学校後援会編集・発行『海員学校50年の歩み』（1990年）を利用した。詳しくは後述するが、日本海運報国団は、「船員青年学校」というものを運営していた。この学校運営について考察するための関連資料である。

資料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、引用記事のタイトルや執筆者の氏名なども、旧字体は新字体に改めた。

西暦の年数表記は、本文および注記ともに、その年数が初出のときのみ和暦年数も併記した。

- 1 拙稿「文芸作品にみる日本海運報国団員の戦時意識—和歌・俳句・川柳の分析—」（『郵政博物館 研究紀要』第15号、2024年3月）。
- 2 高岡裕之「大日本産業報国会と「勤労文化」—中央本部の活動を中心に—」（『年報・日本現代史 第7号 戦時下の宣伝と文化』現代史料出版、2001年）、赤澤史朗『徳富蘇峰と大日本言論報国会』山川出版社、2017年、吉野孝雄『文学報国会の時代』河出書房新社、2008年、拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」（『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月）、拙稿「棋士たちの戦争—「棋道報国」とは何だったのか—」（『専修史学』第66号、2019年3月）。

ただし、資料の発行年の表記は、西暦年数のみとした。

## 2 組織構成

本節では、日本海運報国団の組織構成について、規約や機構から考察していく<sup>(3)</sup>。

### (1) 日本海運報国団規約

日本海運報国団規約は、全24条である。作成者は不明だが、1940年9月17日、通信省で開かれた報国団設立のための準備協議で、大谷登日本郵船社長や、陸軍・海軍・内務・厚生各省と企画院の関係官ら、協議の参加者に対し、規約案が通信省側から提示されている<sup>(4)</sup>。当時は、通信省の管船局が海運行政を担当していたので、そこで規約案が作成されたのだろう。その後、これも詳細は不明なものの、海運業界と関係機関による「小委員会」のなかで、規約案の検討が行われ、最終的には11月9日の日本海運報国団設立とともに、規約も施行されることになった<sup>(5)</sup>。

規約第1条には、目的が掲げられている。それは、「全海運産業人と衷協同克くその本分を尽し以て海運報国の実を挙げ国防国家体制の確立を図る」というものであった<sup>(6)</sup>。戦時の国家を支えるため、業界の一体化の必要性を謳った目的を掲げることは、通信官庁に設置された通信報国団でもみられたことである<sup>(7)</sup>。当時の報国組織の、「定番」といえる目的であった。

規約第16条では、団員について規定されている。それによると、海運業者、海運業者の推薦する陸上勤務者、船員が「正団員」であった。また、乗船していない船員も、「正団員」と認められることがあった。この乗船していない船員については、規約の施行細則（全20条）で規定されており、同第13条によると、水先案内人や、海事業務従事者のなかで日本海運報国団から承認を得た者とされた<sup>(8)</sup>。やや分かりにくいところもあるが、基本的には、海運業界に身を置く者は「正団員」になり得るという想定であった。

規約第16条には、「名誉団員」の規定もある。それによると、海事に関する学識経験者、日本海運報国団に対する功労者、報国団の目的に同意する者で、且つ理事会の推薦を得た者とされた。

報国団設立時の理事は、伊勢谷次郎通信省管船局長、山田清一陸軍省整備局長、岡敬能海軍省軍務局長、伊藤整一海軍省人事局長、藤原孝夫内務省警保局長、持永義夫厚生省労働局長など関係官庁の局長と、日本郵船社長の大谷登や大阪商船社長の岡田永太郎など、海運各社の首

3 日本海運報国団の設立経緯については、前稿で述べた。その内容を、簡単に紹介しておく。日中戦争が始まり、社会で国民精神総動員が叫ばれるようになった1938（昭和13）年3月以降、船主の日本船主協会、国家資格を有する船員（航海士、機関士、通信士など）の海員協会、国家資格を有さない船員（水夫、甲板倉庫番、補助機関番など）の日本海員組合という、当時の海運業界の三つの主要団体は、連携を確認しあう。1940（昭和15）年8月には、海運行政を司る通信省の打診を受け、業者や船員を「一丸」とする新たな組織を作ることに、三団体が賛同する。そして、大谷登日本郵船社長を中心とした主要船主と、通信・陸軍・海軍・内務・厚生各省と企画院の関係官が協議を行い、同年11月9日に、日本海運報国団の誕生となった。

4 日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』1941年、15頁、翼賛運動史刊行会編集・発行『翼賛国民運動史』1954年、1024頁。

5 前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』15～17頁。

6 同前35頁。以下、日本海運報国団の規約に関する記述は、注記がない限り、同書35～38頁を基にしている。

7 前掲拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」。

8 前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』45～46頁。以下、日本海運報国団規約施行細則に関する記述は、注記がない限り、同書44～47頁を基にしている。

脳である。理事長は、元大阪商船副社長の太田丙子郎であった<sup>(9)</sup>。理事会は、臨時の場合を除けば、月一回の開催とされている（規約施行細則第10条）。

「正団員」「名誉団員」とともに、正確な団員数は不明である。海運業界に身を置く者は「正団員」になり得るという想定であったが、実際には業界の全ての者が入団していたわけではなかった。ただ、海運業者の過半は入団していたので<sup>(10)</sup>、団員数はそれなりの人数に達していたとみてよいだろう。「名誉団員」については、規約の規定以上のことは、今のところ分からない。

団員は、団費を負担する。高級船員は月に1円から2円で、普通船員は月に50銭である（規約第17条）。高級船員とは、航海士、機関士、通信士、事務長、船医など、国家資格を有する船員を指す。普通船員とは、甲板員、機関員、調理員など、国家資格を有さない船員を指す<sup>(11)</sup>。高級船員の組織である海員協会と、普通船員の組織である日本海員組合は、日本海運報国団の設立前に解散している。解散前の所属人数は、海員協会が1万7,488人、日本海員組合が12万8,781人であった<sup>(12)</sup>。

海運業者も「正団員」という扱いなので、団費は負担する。その額は、業者が雇っている船員の数によって決まる（規約第17条）。例えば、業者が100人の船員を雇っていれば、その100人分の団費に相当する額が、業者の月の団費となる。このほか、「正団員」である陸上勤務者も、高級船員と同じ額の団費であった。月の本給が200円以上で団費2円、150円以上で1円50銭、150円未満で1円である（規約施行細則第15条）。「名誉団員」の団費の規定は、規約に設けられていない。

この団費が、収入の中心である。そのほか、寄付金や、政府からの補助金なども収入となっていた（規約第19条）。設立時のものではなく、1942（昭和17）年度の数字であるが、収入は188万1,440円であった。そのうち、団費は134万5,290円である<sup>(13)</sup>。

日本海運報国団のトップである総長には、逓信大臣が就任した（規約第6条）。当時の大臣は、大阪商船社長を務めた村田省蔵である。総長は、形式的なトップで、実質的には理事長が組織の代表であった（規約第7条）。規約付則により、設立時は逓信大臣が役員を委嘱すると規定されていたので、理事長の太田丙子郎以下、理事は村田の委嘱による就任であった。上述したように、海運業界の首脳や、関係官庁の局長が理事に名を連ねているので、順当な人選といえる。

なお、設立後の役員の選び方は、理事長は理事会への諮問後に総長が委嘱する（規約第7条）、理事は評議員会への諮問後に総長が委嘱する（規約第8条）、評議員は団員のなかから総長が指名する（規約第10条）というものであった。役割でいうと、重要事項を決定するのが理事（規約第8条）、活動内容を審議するのが評議員である（規約第10条）。このほか、監査役である監事（規約第9条）、相談役である顧問（規約第11条）、調査研究を担う専門委員（規約第14条）なども置かれていた<sup>(14)</sup>。役員の任期は2年で、再任可能であった（規約第13条）。

9 同前17～18頁、前稿。

10 1942（昭和17）年末の時点で、海運業者113社が日本海運報国団の班に編成されていたが、317社は未編成だった。1944（昭和19）年3月末時点では、班に編成された数は272社に伸びていた（前掲翼賛運動史刊行会編集・発行『翼賛国民運動史』1030頁）。班の設置については、後述する。

11 船舶運営会船員局編『船員への道』船舶運営会、1944年、9～29頁、畝川鎮夫『少年海国読本』海事彙報社、1941年、83～86頁（同書は郵政博物館収蔵）。

12 西巻敏雄『海上労働運動史』海文堂出版、1969年、78頁。

13 日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』1943年、44～45頁（同書は筆者所蔵）。団費の次に多いのは、繰越金23万5,000円で、補助金は9万円であった。

14 規約に明文化されてはいないが、監事は海運業界の首脳級、顧問は関係官庁の幹部、専門委員は海運業者や関係官庁の事務方、高等商船学校の教員が担うと想定されていた（前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』33～36頁）。

本部は、東京に置かれた（規約第3条）。設立時の芝区海岸通の本部事務所は、仮事務所という扱いであったが、ここから日本橋区室町に移転したのは、設立から2年弱が経過した1942年8月であった<sup>(15)</sup>。移転に時間を要した理由は不明である。

本部には、総務・訓育・厚生・情報・經理の五つの部が設けられた（規約施行細則第1条）。經理部は団費の徴収、予算・決算の作成など（規約施行細則第6条）、担当分野は分かりやすい。一方、総務・訓育・厚生・情報の四つの部は、団員の人事、待遇、生活、知識や技能の錬成など、担当する分野が重なっており（規約施行細則第2条から同第5条）、住み分けは曖昧であった。本稿が考察で利用している日本海運報国団の刊行物や機関誌の発行を掌握していたのは、情報部である（規約施行細則第5条）。

規約には、支部の設置も明文化されていた（規約第3条）。重要港湾都市に置くことが想定され<sup>(16)</sup>、報国団の設立後、関東支部（横浜市中区北仲通）、関西支部（神戸市神戸区海岸通）、広島支部（広島市宇品町北通）、九州支部（福岡県若松市浜）、北海道支部（小樽市色内町）、関東州支部（大連市寺内通）となった。

支部には、出張所が設けられており、関東支部には東京の本部事務所と新潟市沼垂龍ヶ島に、関西支部には富山県射水郡伏木町、大阪市港区六条通、名古屋市港区真砂町に、広島支部には因島土生町に、九州支部には福岡県の戸畑市清水町、門司市祝町、大牟田市三川町、長崎県の長崎市西山町に、北海道支部には函館市恵比須町、室蘭市海岸通に設置されていた。また、本部所属の出張所として、台湾の基隆出張所があった<sup>(17)</sup>。

これら本部・支部・出張所の事務所の全てではないが、多くは既設の事務所を引き続き使用したものである。前出の日本海員組合の財産は、財団法人日本海員会館が保有しており、日本海員組合の解散を経て、日本海運報国団が創設されると、海員会館が保有する財産は、報国団に引き継がれた。そのなかに、全国各地の事務所もあり、それを継続して使用したということである<sup>(18)</sup>。

## (2) 機構の変更

設立後、しばらくは日本海運報国団の組織機構に大きな変化はない。人事面では、設立から1年後の1941（昭和16）年11月12日、太田丙子郎が理事長の職を離れた<sup>(19)</sup>。9月には辞任の表明があったようだが、報国団内部では、突然の辞任として、動揺が走ったとされている。ただ、常務理事の友貞甚輔（大阪商船海務監督）が理事長事務取扱に就任したことで、落ち着きを取り戻した<sup>(20)</sup>。

15 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』2頁。移転先の建物を所有していたのは、大阪商船である（同前24頁）。8月14日に移転し、15日より事務所開業となった（『海報新聞』『海運報国』第2巻第9号、1942年9月）。

16 前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』33～34頁。

17 「日本海運報国団本部支部出張所」（『海運報国』第2巻第3号、1942年3月）。

18 日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』1994年、66～69頁。日本海員組合だけでなく、海員協会が所有する土地や建物も、日本海運報国団に寄付された（前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』44頁）。

19 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』2頁。

20 「清新澆刺の再出発！！」（『海運報国』第2巻第7号、1942年7月）。常務理事は、理事長の補佐役に、総長が委嘱する（規約第8条）。友貞甚輔の経歴は、『経済人』第4巻第2号（1950年2月）を参照した。なお、神戸高等商船学校教授の三田亨も、常務理事であった（『太田丙子郎追想録』太田丙子郎追想録刊行会、1967年、135～140頁）。太田丙子郎を理事長にした村田省蔵は、1941（昭和16）年10月の近衛文麿内閣退陣により、逓信大臣ではなくなる。太田と村田は、1900（明治33）年に大阪商船に入社した同期で、以来、長年にわたる付き合いがあった（同前320～321頁）。太田の辞任表明は、村田の大臣退任の前ではあるが、何か関連があったのかもしれない。

組織として落ち着きは取り戻したものの、1941年末から1942年前半には、周辺で二つの動きがみられる。一つは、1941年12月19日に、通信省の外局として海務院が誕生したことである。これにより、海運行政の担い手が、通信省管船局から海務院に移された。この変更は、海運行政の主導権をめぐる通信省と海軍のせめぎ合いの結果であった<sup>(21)</sup>。もう一つは、1942年5月に、日本海運報国団が大政翼賛会の傘下に入ることが決定され、それが6月に実行されたことである。これは、東条英機内閣による、国民総動員強化の一環であった<sup>(22)</sup>。

この二つの動きが、日本海運報国団の組織としての性質に、根本的な変化をもたらしたということはない。この動きを受けて、規約は改正されたのだが、その第1条をみると、「大政翼賛会総裁統督ノ下ニ」という言葉が付け加えられているだけで、それ以外は目的に何も変更はない<sup>(23)</sup>。

一方、機構面では変更があった。代表として団長が新設され(改正規約第6条)、海軍中将で、海務院長官の原清が就任した。それまで代表とされた理事長は、団長の補佐および代理となり(改正規約第7条)、元大阪商船専務の宮田武太郎が就任した。団長と理事長は、大政翼賛会総裁(当時は東条英機が総裁)の委嘱を受けての着任である(改正規約第6条、同第7条)。1942年7月、海務院長官が原清から松本益吉に交代した際、団長も原から松本に交代している<sup>(24)</sup>。改正規約に明文化されていないが、海務院長官は、自動的に団長となった。

理事、監事、評議員は、役割に大きな変化はなく、関係官庁か団員のなかから選ばれる点も、これまでと同様である(改正規約第8条から同第10条)。新たな理事の陣容をみると、理事長は宮武、常務理事は元日本郵船機関長の辻正路と、大阪商船出身で弁護士の中筋義一、理事は元通信省管船局長で海務院次長の安田丈助や海軍省兵備局長の保科善四郎、日本郵船社長の寺井久信や大阪商船社長の岡田永太郎など、関係官庁の幹部や海運会社の首脳が30人ほど名を連ねていた<sup>(25)</sup>。

団員資格にも、特に変化はない。団費は、船員の種別に関係なく、個人の負担は月に20銭から2円の間となった(改正規約第19条)。負担額の違いは、これまでと同様、本給の違いにより規定された(改正規約細則第23条)<sup>(26)</sup>。海運業者の負担額は、保有する船舶の総トン数に応じて決まるように変更され、1トンにつき1銭2厘5毛であった(改正規約第19条)。

本部は、これまで通り東京に置かれた。支部は、支団に名称が変更され、出張所が支部となった(改正規約第14条、同細則第13条)。支団・支部の編成に大きな変化はなく、関東支団、関西支団、九州支団、北海道支団とあり、広島支部は関西支団に入り、名古屋出張所は中部支団となった。事務所の位置も、ほぼ同様である。そのほか、関東州支団、本部所属の基隆支部、

21 寺谷武明『海運業と海軍』日本経済新聞社、1981年、75～78頁。

22 「海運報国運動、ここに強力に再出発す!!」(『海運報国』第2巻第6号、1942年6月)。日本海運報国団のほか、大日本産業報国会、農業報国会、商業報国会、大日本婦人会、大日本青少年団、大日本翼賛壮年団、大日本興亜同盟が、同時に大政翼賛会の傘下団体となった(「翼賛会傘下団体の地方機構調整決る」『海運報国』第2巻第8号、1942年8月、北河賢三『国民総動員の時代』岩波ブックレット、1989年、43頁)。

23 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』13頁。以下、日本海運報国団の改正された規約に関する記述は、注記がない限り、同書13～16頁を基にしている。

24 「松本新団長を迎ふ」(『海運報国』第2巻第8号)。

25 前掲「清新澁刺の再出発!!」、「日本海運報国団役員」(『海運報国』第2巻第7号)、中筋義一『アメリカ船主責任制限法論』法律文化社、1961年、奥付。

26 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』21頁。以下、日本海運報国団の改正された規約の細則に関する記述は、注記がない限り、同書17～22頁を基にしている。規約の改正案と、その細則が決定されたのは、1942年7月28日の理事会においてである(「本団の規約及び細則改正さる」『海運報国』第2巻第8号)。

そして、新たに南方出張所が6ヶ所（マカッサル、セレーター、マニラ、昭南、ジャカルタ、スラバヤ）設けられた<sup>(27)</sup>。

支団のもとに、班が設置された（改正規約第14条）。班は、海運業者を一つの単位とした<sup>(28)</sup>。上述したように、業者も団員であったが、この業者単位で分団のようなものをつくることは、報国団創設当初は否定されていた。これは、一社の利害という立場ではなく、海運業界全体をまとめるのが報国団であるという認識からであった<sup>(29)</sup>。ただ、それが理念的で、不都合が生じたのか、「勤労の現場からはなれて運動はない」ということになり、業者単位の班の設置となった<sup>(30)</sup>。

本部に置かれた五つの部は、理事が統括する本部事務局のもと、総務・錬成・厚生・經理の四つの部となった（改正規約細則第1条、同第5条、同第12条）。訓育部が錬成部に名称変更され、情報部は総務部に含まれた形である。変更前と同様、經理部以外の部は、住み分けが曖昧である（改正規約細則第5条から同第9条）。総務部を補佐するのが錬成部と厚生部という位置付けであろうか。

機構の変更後の日本海運報国団と、通信省や通信大臣との関係だが、変更当初、通信大臣（当時は海軍中将の寺島健）は、報国団の総裁となる予定であった。しかし、大政翼賛会の傘下団体となり、形式上は同会の監督下に入ったことが報国団内で考慮され、この総裁職はなくなった。ただ、大政翼賛会の監督を受けるのは「建前」で、実際には通信省とのつながりは維持された<sup>(31)</sup>。このあたりは、元通信省管船局長の安田や、通信省と長く付き合いのある海運業界の首脳陣が理事に名を連ねたことから想像しやすい。

### (3) 財団法人日本海運報国団財団

日本海運報国団は、解散した海員協会や日本海員組合の保有施設を引き継ぎ、利用していた。ただ、報国団は、資産管理団体ではないので、適切に資産を管理するための組織を設立することになった。1943（昭和18）年2月20日に設立された財団法人日本海運報国団財団である。設立に先立って、1942年9月22日に、前出の財団法人日本海員会館は解散され、残りの財産も報国団財団に寄付された。

「はじめに」で紹介した財団法人日本船員厚生協会は、報国団財団の後継組織である。同協会が編集・発行した『船員福利厚生事業五十年の歩み』には、序章第5節から第2章第1節および付属の資料において、報国団財団の設立から解散、組織構成、管理する資産など、その全体像が詳しく記されている。本項では、同書の当該部分に依拠しながら、報国団財団の基礎的な事項を紹介する。

設立を申請したのは、報国団の団長の松本益吉で、認可したのは、通信大臣の寺島健である。報国団財団の団長と理事長は、報国団の団長と理事長が兼任した。戦争の末期は、船舶運航の円滑化を目指した政府による海運業者管理団体である船舶運営会の首脳が財団の団長と理事長を兼任した<sup>(32)</sup>。

27 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』77～78頁。

28 同前12頁。

29 前掲日本海運報国団編集・発行『日本海運報国団早わかり』34頁。

30 前掲「海運報国運動、ここに強力に再出発す!!」。

31 前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』9～10頁。

32 1942年4月1日設立の船舶運営会については、前掲寺谷『海運業と海軍』78～89頁、梶尾良太「戦時体制下における日本の海運業と統制——一九三七年～一九四二年——」（『北大史学』59号、2019年11月）を参照されたい。

本部事務所は、報国団の本部事務所と同様である。1943年5月、それまでの日本橋区室町から、日本橋区浜町に本部は移転した。元病院の建物を購入して事務所としたのだが、東京大空襲で焼失した。その後は、各地を転々とし、1946（昭和21）年2月の報国団および同財団の解散時は、東京の京橋区京橋に置かれていた。

設立時の保有資産は、土地約8,800坪、建物42棟など、総額199万1,803円74銭である。その半分以上は、解散した日本海員会館から寄付されたものであった。その後、土地や建物の購入・新築・売却などで資産は増加し、1944（昭和19）年5月時点では269万1,141円35銭、解散後の1946年9月時点では296万7,249円85銭であった。

#### (4) 逓信省の改組後

1943年11月、逓信省と鉄道省は合併し、運輸通信省となった。海務院は、同省に吸収され、その業務は同省の海運総局が担うことになった。この改組に伴い、日本海運報国団の団長は、海運総局長官が就任した。当時の長官は、海軍中将の妹尾知之である。理事長は、引き続き宮田武太郎であった<sup>(33)</sup>。

機構の変化としては、経理部がなくなり、総務部に経理課が置かれた。また、これまで報国団の対象外であった100トン未満の船舶業者およびその従業員も、団員に含まれることになった。これに伴い、木船海運協会、日本港運業会、沿岸タンク船海運組合が、それぞれ本部事務局の外局である木船部、小形船部、油槽船部として、報国団に組み込まれた<sup>(34)</sup>。

支団の編成も、変化した。これは、海運総局の地方機関である地方海運局が、大阪、新潟、塩竈に新設されたことに伴うもので、大阪支団、新潟支団、塩竈支団が設置された<sup>(35)</sup>。なお、逓信省の改組とは直接関係ないが、ほぼ同じタイミングで、南洋支団がパラオに設置されている<sup>(36)</sup>。この南洋支団とは別に、前出の南方の出張所も維持され、それぞれを統括する事務局が昭南に設置された<sup>(37)</sup>。

1944年10月、海運総局長官で団長の妹尾が海軍復帰となり、新たに元逓信次官の小野猛が長官および団長に就任した。また、11月には、小野が船舶運営会総裁も兼ねるようになった<sup>(38)</sup>。第3項で述べたように、戦争末期は、日本海運報国団財団の首脳と船舶運営会の首脳は同一であった。小野は、海運総局、報国団、同財団、船舶運営会のトップを兼任したことになる。

組織の首脳を兼任とするのは、それぞれの連携強化が目的である<sup>(39)</sup>。実際、船舶運営会が

33 前稿で、「海運総局」を「海務総局」と記したのは誤りである。

34 「決戦海報運動へ！」（『海運報国』第3巻第11号、1943年11月）。この機構変化を実施するため、1943（昭和18）年11月1日、日本海運報国団の規約と規約細則が再び改正されている（「規約・細則改正さる」『海運報国』第3巻第12号、1943年12月）。なお、1944年6月に小形船部は廃止となり、港運業会関係者は日本海運報国団から離脱している（「海報新聞」『海運報国』第4巻8月号、1944年8月）。当時は、大本営に海運総監部が設置され、関係機関から人員が集められていたので（前掲寺谷『海運業と海軍』109～110頁）、それが理由であろうか。第4巻の『海運報国』の号数表記の事情については、前稿を参照されたい。

35 前掲「決戦海報運動へ！」、「支団の名称変更」（『海運報国』第4巻1月号、1944年1月）。この記事タイトルにあるように、支団新設を契機に、支団の名称が変更された。関東は横浜、中部は名古屋、関西は神戸、九州は門司、北海道は小樽となった。関東州は変更されていない。大阪支団は、新潟と塩竈に先立って新設され、そのときは近畿支団であったが、この名称変更時に大阪となった。

36 「海報新聞」（『海運報国』第3巻第9号、1943年9月）、「支団支部の所在地」（『海運報国』第4巻2月号、1944年2月）。

37 「海報新聞」（『海運報国』第4巻2月号）。同記事によると、南方の出張所はサイゴンとバンコクにも設置されていた。この後、パレンバンにも出張所が設けられ、南方の出張所は9ヶ所となった（前掲「海報新聞」『海運報国』第4巻8月号）。

38 「海報新聞」（『海運報国』第4巻11月号、1944年11月）。

39 同前。

保有する福利厚生施設の運営は、報国団財団が担うようになった<sup>(40)</sup>。ただ、歴史的にみれば、すでに戦争末期である。このタイミングで、各組織の連携強化を図ることに、大きな意義を見出すのは困難だといえるだろう<sup>(41)</sup>。

1945（昭和20）年7月、報国団の団長は、大阪商船出身の内田茂に交代した。6月に、船舶運営会の総裁が小野から内田に交代しているため、団長の交代も、その流れである<sup>(42)</sup>。この内田団長のもと、報国団は解散へと向かった。

終戦後の10月には、組織内で解散が決定され、11月の理事会で正式決定となった。保有する資産は、10月5日に海運業界を横断する労働組合として発足した全日本海員組合が継承した。ただ、これは一時的なもので、1946年2月12日に発足した財団法人日本海員財団（現在の一般財団法人日本船員厚生協会）が、改めて報国団財団の資産を継承した。この資産継承に先立つ2月5日に、日本海運報国団および同財団は、解散となった<sup>(43)</sup>。

当時、運輸通信省はすでになく、1945年5月に通信部門が切り離されて運輸省となっていた。報国団および同財団の解散と、資産を継承する新たな財団発足を管轄したのは、運輸省に残された海運総局であった<sup>(44)</sup>。

### 3 活動内容

#### (1) 規定された事項

日本海運報国団の活動の一つに、団員への福利厚生事業がある。1944年11月の時点で、団員が家族同伴で利用できる海報寮という宿泊施設は、東京、名古屋、大阪、新潟、函館など、全国に11ヶ所設けられていた。そのほかにも、団員単身で利用できる船員寮が18ヶ所、海軍の軍属となった団員のための船員寮が7ヶ所、家族同伴で利用できる休憩所（宿泊も可能）が開設準備中も含めて15ヶ所、食堂が2ヶ所、全国に設けられていた<sup>(45)</sup>。報国団が保有する（同財団が管理する）建物や、新たに購入ないし借りた施設などが、寮や休憩所に充てられていた<sup>(46)</sup>。

こうした宿泊休憩施設の運営以外にも、報国団の事業は、多岐にわたる。規約第1条で掲げた目的を達成するために行う事業として、規約第4条には、以下のことを行うと規定されている。

##### 一 海洋精神の昂揚

40 財団法人日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』1994年、76頁、89頁。

41 寺谷武明は、戦争末期の海運界について、政府による「機構いじりが盛んになり、朝令暮改の観を呈し、混乱を招いた。」と指摘している（前掲寺谷『海運業と海軍』107頁）。

42 前掲日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』81頁。内田茂の経歴は、湘南隠士「近世日本船主銘々伝（第15回）」（『旅客船』第74号、1967年9月）を参照した。

43 前掲日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』107～113頁、小島敦夫「第二次世界大戦 戦時下の船員生活〈第2回〉海運報国団の結成と活動」（『海員』第46巻第9号、1994年9月）、藤丸徹著・赤塚宏一校閲『日本の船員と海運のあゆみ—戦後復興からグローバル経済下の船員社会—』成山堂書店、2021年、17頁。

44 前掲日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』109～113頁。当時の運輸大臣は村上義一、海運総局長官は有田喜一である。

45 「海報船員宿泊休憩施設案内」（『海運報国』第4巻11月号）。

46 前掲日本船員厚生協会編集・発行『船員福利厚生事業五十年の歩み』75頁、90～95頁、前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』63～64頁。日本海運報国団の出張所がある南方にも、宿泊施設が設けられた。施設は、現地のホテルが利用され、陸海軍が施設を管理し、経営を報国団が担った（『船員福利厚生事業五十年の歩み』71～73頁）。

- 二 事業一家海運報国の発揚
- 三 教養、智識、技能、体位の向上
- 四 規律及融和の確立
- 五 表彰及懲戒
- 六 船員の整備、養成
- 七 勤労、待遇、生活等に関する指導及調査研究
- 八 福利、厚生施設の整備
- 九 刊行物の発行
- 十 国防国家体制の確立並海運国策の遂行の為必要なる事項
- 十一 其の他本団の目的達成の為必要なる事項

改正規約第4条でも、目的達成のために行う事業が規定されているので、以下に記す。

- 一 海運報国精神及海洋精神ノ昂揚ニ関スル事項
- 二 教育、訓練、養成及技能ノ向上其ノ他海上輸送ノ高度能率發揮ニ関スル事項
- 三 福利厚生及生活指導ニ関スル事項
- 四 海運国策ノ遂行ニ関スル協力事項
- 五 海上勤務ノ調査研究其ノ他本団ノ目的達成ノ為必要ナル事項

改正規約では、内容が整理され、項目数が減っている。ただ、これは行う事業が減ったということではない。例えば、団員の表彰や刊行物の発行などは、改正規約の細則に掲げられた(第6条)。改正規約のほうには、「海上輸送ノ高度能率發揮ニ関スル事項」という文言がある。これは、大きな変更のようにもみえるが、海上輸送の円滑化は、船舶運営会の範疇である。ここで掲げているのは、海運会社の事業の円滑化ではなく、円滑化を図れる団員の養成を目指すということである。

規約の変更前と後で、規定されている内容に、大きな変化はないといえる。精神の修養や体力の強化など、団員の錬成を掲げるのは、報国組織としては自然なことであろう。改正前の規約には、「一家」という言葉が使われているが、通信職員で組織された通信報国団でも、「大通信一家族主義」という言葉が使われていた<sup>(47)</sup>。団員の共同一致を図ることは、報国組織の重要な事業であったことがうかがえる。

では、規約で掲げた事項に基づき、具体的にどのような活動を行っていたのかだが、先ほどは、宿泊休憩施設の運営状況の一端を記した。前稿で考察した団員の文芸創作や、団員の文芸作品が掲載されている機関誌『海運報国』の発行も、活動の一つであった。このほかにも、診療所の設置、各種錬成会・銃後運動・船員援護運動の実施、船員に必要な物資の配給など、様々である。紙幅の関係から、そうした様々な活動の詳細については、別の機会に論じることとし、本稿では、数ある活動のなかの一つであった船員青年学校の運営について考察する。

## (2) 私立日本海運報国団船員青年学校

船員の教育には、高級船員の商船学校、普通船員の海員養成所(後の海員学校)、海軍兵学校や大学校、水産学校、船舶向け通信士の養成など、様々な経路がある。その全体像は、中谷

---

47 前掲拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」。

三男『海洋教育史』（成山堂書店、1998年、2004年に改訂版が刊行）や、鈴木晴久・佐藤史人「国立無線電信講習所成立に関する一考察」（『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』第65集、2015年2月）によって、知ることができる。「はじめに」で紹介した全国海員学校後援会編集・発行『海員学校50年の歩み』（1990年）は、普通船員の教育機関の通史である。

今回考察する船員青年学校は、こうした経路の学校とは異なるもので、その名の通り青年学校の一つである<sup>(48)</sup>。青年学校は、1935（昭和10）年4月1日、青年訓練所と実業補習学校を統合する形で生まれた。尋常小学校を卒業した男女が入学する普通科（2年）、普通科の修了者および高等小学校を卒業した男女が入学する本科（男子5年、女子3年）があり、そのほか研究科や専修科などがあった。創設を主導したのは、文部省と陸軍省である。創設の目的は、中等・高等教育機関に進学しなかった若者たちへの教育機会の提供というよりも、若者たちの心身の鍛錬、徳育の涵養を図ることで、国家を支える国民としての資質を向上させていくことにあった。1939（昭和14）年度からは、青年学校の男子義務化が実施されている<sup>(49)</sup>。海運を司っていた通信省では、通信職員の青年学校である通信青年訓練所が設置されていた<sup>(50)</sup>。同訓練所は、通信職員のためのものなので、船員は対象ではない。

船員青年学校については、日本海運報国団の先行研究の一つである翼賛運動史刊行会編集・発行『翼賛国民運動史』（1954年）のなかで、学校の設置箇所や生徒数などは明らかにされている<sup>(51)</sup>。また、海事ジャーナリストの小島敦夫は、戦時下の船員養成について考察した論考のなかで、船員青年学校の存在を紹介している<sup>(52)</sup>。このように、いくつか先行研究はあるのだが、まだ研究が深まっているとはいえない状況である。船員青年学校の研究を進めることは、船員教育史の空白部分を埋めることにつながるだろう。

海運業界において、青年学校の設置が動き出したのは、1942年の半ばからである。上述したように、すでに男子義務化は始まっていたが、船員は海上生活ということで、設置は急がれなかった。しかし、アジア・太平洋戦争の開戦で、国家として、船員拡充の実現を図るため、それまでの船員としての乗船資格満15歳以上が、1942年6月23日の船員法施行令改正をもって、満14歳以上となった。そのような事情を受け、海務院としては、青年船員の教育を実施する必要性が生じたため、青年学校設置を決定した<sup>(53)</sup>。

この決定後、実際に青年学校設置に動いたのは、日本海運報国団である。報国団所有の建物を学校に利用することが最初から想定され、支団・支部が置かれている東京、横浜、大阪、神戸、広島、若松、小樽の7ヶ所に設置となった。支団・支部の建物の一部が、学校利用に充てられた<sup>(54)</sup>。

入学対象者は、青年学校普通科修了者、国民学校高等科修了者、満14歳から満19歳の男子の

48 矢口徹也「東京府（都）下の青年学校研究（その三）—戦時下私立青年学校（工場内青年学校）の設置状況を中心に—」（『早稲田大学教育学部 学術研究（教育・社会教育・体育学編）』第47号、1999年2月）に掲載されている青年学校一覧には、東京の芝区に設置された日本海運報国団東京船員青年学校が含まれている。

49 八本木浄『戦争末期の青年学校』日本図書センター、1996年、15～27頁。

50 拙稿「戦時下の通信職員教育—通信青年訓練所の基礎的研究—」（『郵政博物館 研究紀要』第9号、2018年3月）。

51 前掲翼賛運動史刊行会編集・発行『翼賛国民運動史』1031～1032頁。

52 小島敦夫「第二次世界大戦 戦時下の船員生活〈第5回〉戦時増員体制と船員養成」（『海員』第46巻第12号、1994年12月）。このなかで小島は、船員青年学校について、「あまり機能しなかったようだ。」と記している。

53 「海報新聞」（『海運報国』第2巻第7号）。

54 同前、「船員青年学校解説」（『海運報国』第3巻第2号、1943年2月）、前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』62～63頁。

いずれかに該当する者であった。師範学校、中学校、実業学校など、国民学校（小学校）後の教育機関を修了している者、あるいは1926（大正15）年4月1日以前に出生した者は、入学義務は課されなかった。入学時期は4月で、船舶所有者は、毎年所属船員のなかで、入学義務対象となる者を報国団団長に報告する必要があった。報告を受けた団長は、入学対象者が、7ヶ所ある船員青年学校のどこに在籍するかを決定し、その決定の通知が本人および船舶所有者に届くと、入学という運びになった<sup>(55)</sup>。

課程は本科のみで、修業年限は5年である。科目は、修身公民科、普通学科、職業科、教練科の四つが用意された。修身公民科は教育勅語に基づく徳性の涵養、普通学科は国語・歴史・地理・数学・理科・音楽など一般教養の増進、職業科は船舶運航に関する知識や技能の修練、教練科は心身の鍛錬に力点を置くとされた<sup>(56)</sup>。教員は、報国団錬成部に所属している団員が担った<sup>(57)</sup>。

就学者が船員という事情から、乗船・寄港の状況によっては、在籍高以外の船員青年学校、もしくは通常の青年学校に通学することが認められた。また、船内での学習も認められており、講義可能な授業や、職業科の授業は、船長が教員となることが可能であった。さらに、1,000トン以上の船舶の場合は、長期航海が想定されるということで、ほかの科目の授業も、船長もしくは上級船員が教員となることが認められていた<sup>(58)</sup>。

このように、指導を団員が担い、さらには船内を青年学校の場として認めることについて、報国団常務理事の辻正路は、次のように述べている<sup>(59)</sup>。

この青年学校の特色とするところは、職場即ち学校であり、働きつつ学び、学びつつ働き、職場を通して皇国民としての資質を陶冶し、錬成することに在るのである。

この施設を通じて船内における船員の生活は家族的関係に更に師弟的要素を加へたのである。

上述したように、入学対象者が船員という事情から、海運業界では青年学校の設置が急がれなかった。辻の言葉は、青年学校の設置という困難を、海務院から委ねられた組織の役員という立場から発せられたものである。そう考えると、「職場即ち学校」は、そうせざるを得なかったものの、辻としては、それこそが意義であると述べるしかなかったというのが実情だったかもしれない。一方で、船内生活を、青年学校の実質的な代替とすることで、団員の一体感が強化されるのであれば、「和衷協同」という報国団の目的に沿うので、それは望ましかったであろう。

1943年4月、私立日本海運報国団船員青年学校7校が開校された。横浜、大阪、神戸、若松、小樽の5校が4月1日開校で、開校時の在籍生徒数は、横浜が769人、大阪が265人、神戸が831人、若松が94人、小樽が208人であった<sup>(60)</sup>。東京と広島の2校が、4月の何日に開校され

---

55 前掲「船員青年学校解説」。入学決定の流れはその後、船舶所有者が、就学者が入学を志望する船員青年学校の校長に連絡し、連絡を受けた校長が、入学を決定、その旨を団長や、ほかの6ヶ所の学校の校長にも通知するように変更された（『海報新聞』『海運報国』第4巻1月号）。

56 前掲「船員青年学校解説」。

57 柴谷高次郎「大東亜海員の範」（『海運報国』第3巻第7号、1943年7月）。柴谷は、錬成部養成課長である。

58 前掲「船員青年学校解説」。船員には、高級船員・普通船員ともに、一等・二等・三等の等級があった（前掲船舶運営会船員局編『船員への道』9～12頁）。

59 辻正路「働きつつ学ぶ」（『海運報国』第3巻第3号、1943年3月）。

60 「海報新聞」（『海運報国』第3巻第5号、1943年5月）。

たのかは不明である。2校の開港時の在籍生徒数は、『翼賛国民運動史』によると、東京が207人、広島が89人であった（1031頁）。各校の校長には、海務院や、当時の海運行政の地方機関である海務局の役人が名を連ねていた<sup>(61)</sup>。

授業は、船員が陸上にいる場合は、日曜日や祝日を除き、毎日午前9時から午後4時までの間に行われるのが原則であった。1日の時間配分は、修身公民科が30分、普通学科が1時間、教練科が3時間である。海上に出ている場合は、1年間で修身公民科30時間、普通学科60時間、教練科80時間で、勤務の余暇時間に行うものとされた。ただ、上級学年である3年生から5年生の間に行われる教練科の各種銃器操作の授業は、陸上での実施とされた。職業科は1年間に80時間で、船内実務がこれに充当できた。船内での授業実施は、船長が証明を請け負った。修身公民科や普通学科は、一般的な科目といえるものなので、特別な教科書が用意されたということはない。職業科の授業では、普通船員養成のために報国団が編纂した教科書（『日本船舶信号法』『短艇運用教科書』など）が利用された<sup>(62)</sup>。

青年学校では、陸軍による教練科授業の査閲が義務づけられていた<sup>(63)</sup>。船員青年学校も例外ではなく、1943年10月から12月の間に、各校一日ずつ行われた。東京、横浜、神戸、小樽の4校には、陸軍から佐官クラスの軍人が訪れ、査閲を行った。どこの査閲のことかは不明だが、査閲官から「船員青年学校開校最初の査閲としては、成績概ね良好、但し軍事基礎訓練（特に基礎動作）に不足の点あり」という講評を受けた<sup>(64)</sup>。

4月開校であったが、開校後の入学も認めていたので、1943年12月時点になると、開校時より在籍生徒数は増加していた。東京校は511人、横浜校は1,851人、大阪校は775人、神戸校は3,021人、広島校は168人、若松校は253人、小樽校は397人であった<sup>(65)</sup>。

ただ、生徒数が増加したといっても、毎日登校しているわけではない。1943年12月時点の在籍生徒数の合計6,976人で、同月の「登校総延数」は2,900人であった<sup>(66)</sup>。この「登校総延数」の意味が判然としないが、毎日の登校生徒数を合計したものだとしたら、一日の登校生徒数は多かったとはいえない<sup>(67)</sup>。前出の辻の言葉にあるように、「職場即ち学校」ということで、主には船内での教育に委ねられていたと考えられよう<sup>(68)</sup>。

この「職場即ち学校」を「特色」と述べた辻の言葉は、船員青年学校が開校される前のものである。開校後、辻はこの「特色」を踏まえた上で、船員青年学校は、普通船員として出発地

61 東京校の校長・光田利勝は横浜海務局東京支局長、横浜校の校長・厚東常照は横浜海務局長、大阪校の校長・土井智喜は海務院運輸部港運課長、神戸校の校長・松永忠男は神戸海務局長、広島校の校長・橋本改二は神戸海務局広島支局長、若松校の校長・高橋義雄は門司海務局若松支局長、小樽校の校長・加藤圭男は函館海務局小樽支局長である（同前、「支団長委嘱さる」『海運報国』第2巻第8号、「支団支部長任命さる」『海運報国』第2巻第9号、土井智喜『日本海運と船員』成山堂書店、1959年、奥付、『官報』第4768号、1942年12月2日）。

62 前掲「海報新聞」（『海運報国』第3巻第5号）、前掲日本海運報国団『昭和十七年度事業概要』62頁。

63 前掲八本木『戦争末期の青年学校』63頁。

64 前掲「海報新聞」『海運報国』（第4巻1月号）。査閲を受けた生徒数は、東京が30人、横浜が39人、神戸が72人、小樽が61人である。なお、大阪、広島、若松の3校は、視察のみであった（同前）。

65 前掲「海報新聞」（『海運報国』第4巻2月号）。

66 同前。

67 前掲翼賛運動史刊行会編集・発行『翼賛国民運動史』には、1943年度末の在籍生徒数の合計が7,877人、1943年度中の登校生徒総延数が43,834人という数字が挙げられている（1031～1032頁）。

68 戦中・戦後を船員として過ごした江田敏男は、自著のなかで、船員青年学校の若松校や広島校への登校経験について記している。若松校へは国民学校卒業の直後、広島校へは乗船している船の停泊中の登校で、どちらも短い期間であるものの、楽しかったようである（江田敏男著・発行『二万マイルの波濤一亡き戦友の墓前に捧げる―』二版、1985年、4～9頁、36～38頁）。江田は広島校の様子について、「生徒の数がすくなかった。」と記している（同前36頁）。

点に立ったばかりの就学者たちが、次のステップへと進むための準備が行える場になるべきだと考えていた<sup>(69)</sup>。

船員青年学校が長く存続していれば、辻が期待するような場になっていたのかもしれない。しかし、運営主体である日本海運報国団は、終戦後に解散となった。1944年に入ってから船員青年学校の様子は不明なのだが、報国団が解散した以上、船員青年学校も、同時に廃止となったと考えるのが自然である。船内での教育により、船員同士の「家族的関係」や「師弟的要素」の強化にはつながったかもしれないが、普通船員から高級船員に向かう道の途中に位置づけられるような養成機関には、船員青年学校はなり得なかったといえよう。

これが、船員青年学校の限界であったのだが、そもそも義務化された青年学校に求められていたのは、若者たちの心身の鍛錬や、徳育の涵養を図ることであった。そう考えると、船員青年学校は、もともと想定された役割は果たしていたとみることできる。

## 4 おわりに

以上、日本海運報国団の組織構成と活動内容について考察した。組織構成の動きをみていくと、細かな変化が多く、分かりづらい部分もある。ただ、基本的には海運行政の担い手であった逓信省管船局や海務院、運輸通信省の海運総局などの所管官庁と、日本郵船や大阪商船などの海運会社との連携のもとで、組織が運営され続けていた。前稿でも述べたように、第一次世界大戦後の不況以降、苦境の海運を立ち直らせるため、業界は政府の補助を得た<sup>(70)</sup>。そのような関係を考えれば、報国団の運営で、業界と官庁が協力するのは自然な構図であった。

活動内容の考察として取り上げた船員青年学校は、登校するよりも、船内が主な教育の場という、海運業界ならではの特殊な学校であった。それでも、青年学校としての形式は整えられており、文部省と陸軍省が想定する若者たちの心身の鍛錬や、徳育の涵養を図るという青年学校の役割は果たしていた。

「家族的関係」や「師弟的要素」という言葉が出てきたように、船員青年学校を通して、報国団員同士の結束を深めることも重要なこととされていた。これは、逓信省の青年学校である逓信青年訓練所と通じる部分である。逓信青年訓練所においては、働く逓信職員の負担を考慮しながら、訓練所が運営されていた。そして、その運営を協力していたのが、「大逓信一家族主義」を掲げていた逓信報国団である。逓信青年訓練所が、報国団員同士の結束が図られる場として期待されていたことの表れであった<sup>(71)</sup>。前稿で、掲げている目的や逓信省との関係が共通しているということで、日本海運報国団と逓信報国団を「根を同じくした親類」と表現したが、青年学校の運営からも、「親類」という表現が適していることがうかがい知れよう。

日本海運報国団の活動は、多岐にわたる。本稿で取り上げられなかったことは、まだ残されている。全体像の解明には時間を要するが、まずは、その一端を明らかにしたということで、本稿は終えることにする。

(ごとう やすゆき 専修大学文学部非常勤講師)

69 辻正路「船員青年学校の進むべき途」(『海運報国』第3巻第8号、1943年8月)。

70 前掲寺谷『海運業と海軍』7～39頁。

71 前掲拙稿「戦時下の逓信職員教育」。

資料紹介

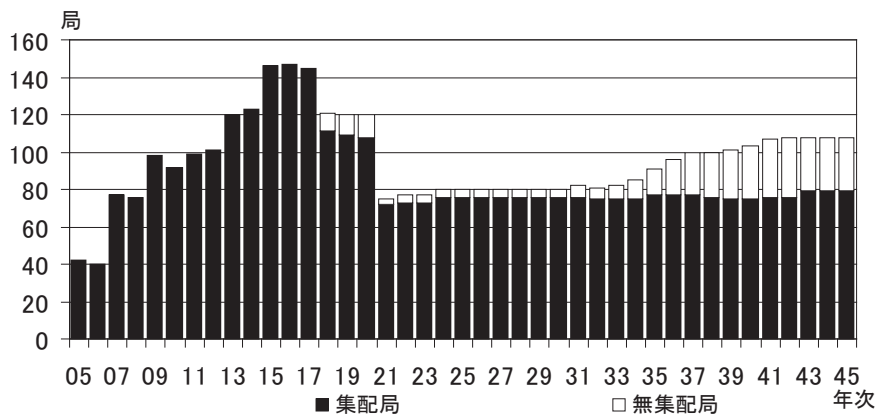
# 明治前期に郵便局を担った人々

## — 栃木県の郵便史料から —

小原 宏

### 1 はじめに

栃木県で郵便制度が導入されたのは、郵便が全国展開されたのと同じ明治5年（1872）5月のことであった。当初は県下に42箇所の郵便取扱所（後の集配郵便局）が設置され、全ての取扱所で輸送と集配が開始された。その後16年まで数次の拡大設置が行われた後、18年と21年の2度の統廃合により集配郵便局の増減は落ち着き、明治末までほぼ横ばいで推移した<sup>(1)</sup>。その状況をグラフでみると図1のとおりである。30年代の中盤から明治末に向けて増加する郵便局数の大半は集配機能を持たない無集配郵便局であった。



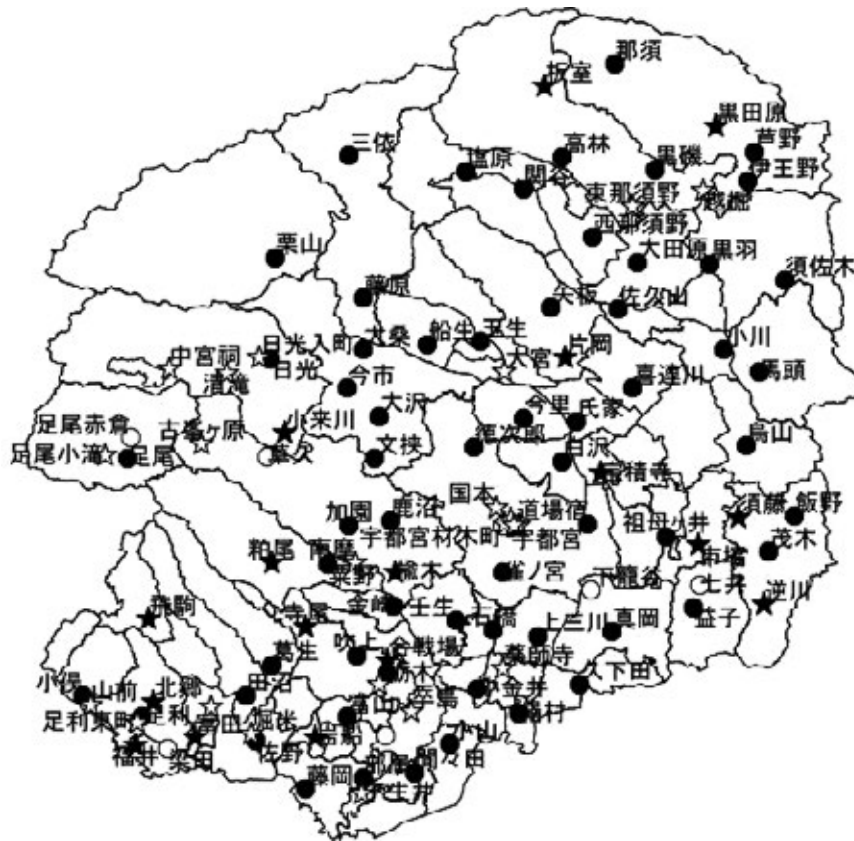
出所：田辺編・近辻校訂（2015）および森編・武田追補（2021）より筆者においてカウント

図1 明治期における郵便局数の推移（栃木県）

明治末に存在した郵便局を21年までに設置されたものとその後設置されたものとに分けて所在地ごとに示すと図2のとおりである。同県全体を概ね「●」が網羅しており、明治末に設置されている郵便局の大半は21年末までに設置された集配局であり、その後設置されたものの多くは「☆」であり無集配局であって、宇都宮周辺では集中して設置されている様子が見て取れる。この図をみれば、明治期の同県の集配郵便局ネットワークはほぼ21年までに完成していたことが分かる。

このような明治期に設置されたものを含む同県の郵便局を網羅的に紹介したものとして早いものでは昭和8年（1933）に下野史談会から刊行された田代善吉著『栃木県史 第2巻』がある。同書第三編（郵便）第二章（県下各郵便局）では、刊行当時現存していた郵便局全てについてその設置からの沿革を述べ、中には地域内での移転地を住所レベルで網羅しているものや、清滝郵便局の記述で「本局は重に古河電気工業株式会社日光電気精銅所の為めに設けられたる

1 詳しくは小原宏（2024）参照。



出所：田辺編・近辻校訂（2015）および森編・武田追補（2021）より筆者が緯度経度化して描画  
備考：「●」は21年末に設置されていたもの。「★」はそれより後に設置されたもの  
「●・★」は集配局、「○・☆」は無集配局

図2 明治末における郵便局の配置（栃木県）<sup>(2)</sup>

と見るべし」としたようにその設置の背景を明らかにしているもある。また、時代が下ると、塚田保美著（1991）『芳賀ゆうびん事始』のように、新聞連載したものを基に、綱川家文書のような地域史料を踏まえて補正し、地域限定ではあるが郵便局の沿革等を詳しく述べたものがある。それらや、栃木県史編さん委員会（1982）『栃木県史 通史編七 近現代二』および同（1978）『栃木県史 史料編 近現代七』を合わせ読むと概ね同県の郵便の概要は把握可能である。

そこで、更に一歩進めて、それらの沿革を持つ郵便局の運営を担った人々について知ろうとするとそれらのものから事実関係を把握することは難しく、「地方名望家」が担ったといったところまでが限界で、個別具体的な事実を後追いで確認するようなことは難しい。

そのため、そのようなことを試みるには原典ともいべき地域に残された史料に当る必要がある。

## ② 栃木県の地域史料

同県にはその代表的な史料類の目次的存在として『栃木県史料所在目録』がある。この目録は、栃木県立文書館（早期のものは同県教育委員会）が中心となって同県内に残存する古文書の調査をし、1点ごとにその史料名を整理・編集して発行し続けているもので、令和4年（2022）

2 図の上方が北。局名は21年末に存在していたものは21年時点のもの、それより後に設置されたものは明治末時点のもの。図の境界線は昭和30年（1955）時点のもので地域の目安として参考表示したもの。

までに52冊（集）が発行されている。そのうち第1集から第34集までは郡単位、第35集以降は家単位のものであり、第39集までは冊子、第40集から第50集まではCD-ROM、第51集・第52集は紙目録である。冊子のもののうち最もページ数が多いのは第12集（上都賀郡の3）で557ページ、最も少ないのは第24集（下都賀郡5）で116ページである。これらに採録されたもののうち、同県立文書館に寄託された文書類および調査段階で撮影されフィルム化されたものは同館で閲覧することができるが、目録にあっても既に所有者が県外に転居していて連絡の付けようがないもの等があり、掲載されたものの全てを確認できる状況にはない。

それらの目録情報のうち、国会図書館や都立図書館等の図書館で内容を確認できる第50集までの情報を総当りで確認し、集配・無集配郵便局および郵便切手類の販売を担った人々の家の該当または隣接すると認められる文書（一部は利用者としての村役場側からのもの）を確認してみると、表1のとおりである。

対象45家のうち、同目録の情報で郵便局名が特定できないものについては『郵政百年史資料第二十四巻』に掲載の「郵便取扱役姓名録（明治十四年）」と突合し、特定できたものについては追加で明示した。その結果、郵便局名で数えると14局分が特定できた。この数は全体局数からするとごく一部ということであり、全体を論ずるには情報不足ということになるかとは考えるが、該当する家の文書をより広く見てみることにより「名望家」と表されてきた郵便取扱役の地域での役割やその家の歴史的背景を例示的とはいえかなりの数を具体的に確認することが可能になると考える。

表1を順に見ていくと、第3集の綱川文太家文書にあるように、同時期に戸長と郵便局長と内国通運会社を担っていたり、第20集の田村家文書にあるように18年の廃局を経て郵便取扱役から郵便切手売下所の許可を得てその運営者となった者がいたことが分かる。この表に整理した家は明治前期にはそれぞれの生業を持っており、また、ここでは一部の紹介に留まったが、これらの各家文書の目録を確認していく中で多くの家が地域をまとめる戸長等の地域の役職を持っていたことを知ることができた。更に丁寧に各家文書を確認していくことで、それらの生業がどのような規模と広がりを持っていたのかが具体的にできるのではないかと考える。

集	記番	文書名	局名	年代	事項
2	164	小崎家	小貫	9	郵便御辞令印鑑控（七等郵便局）
	181	生井家	—	26	郵便函場新設願
3	1194	綱川（文）	給部	5	戸長申付状（綱川大八）
	1208			7	郵便御用取扱申付ノ辞令
	12584			8	内国通運会社より取扱所許可の状
4	1782	吉村家		15	三等郵便取扱申付辞令（駅通総官）
	11	保坂家		6	御達書写（郵便御用取扱中、申付ノ状）
5	464	日下田（弘）家	—	15	郵便切手売下免許願
	116	清水家	—	16	郵便切手売下所設置鑑定書（郡長）
	12410	坂入（源）家	—	18	郵便箱返納通知（坂入源太郎死亡の為真岡郵便局へ返納の事）
	282	石川（テ）家	—	9	郵便区市外集配順路明細書
6	20	宇加地家	白沢	9	御勘定仕上書
	101			9	戸長拝命・依願免職・戸長再勤の辞令（宇梶精一郎） 三枚
	1600	五月女（久）家	—	7	郵便取扱人身元引請書（下桑島村）
	2521	笹沼家	今里	13	四等郵便取扱役申付状（笹沼長平）

集	記番	文書名	局名	年代	事項
	2532			18	戸長辞令（今里村十ヶ村笹沼稲太郎）
	2551			13	河内郡長より笹沼長平宛状（県議当選）
7	490	野口家	—	11	郵便税之心得（駅通局）
8	11	藤代家		14	郵便局江月々預け金控（清水氏）
	135	高橋（節）家	—	15	貯金預取扱達書（高橋鉦吉宛、野村駅通）
	1269	古川家	—	4	日光本庁迄御差立御入用御勘定仕上
	119	綱川家	給部	不詳	書留郵便継立証印記（給部駅郵便局、一号～五号）
	111			6	陸運元会社事業区分規則
9	366	篠崎（昭）家		15	郵便往復出納簿（羽牛田村、戸長役場）
	1751	小川（益）家			約束郵便物個数及量目取調表（第一種十七通、用係小川利平）
	115	安生家	荒針	9	田村戸長申付状（安生善蔵、栃木県）
	116			19	三等郵便局長判任官辞令（安生三郎）
	口489	渡辺（克）家		9	郵便局使用継戻添付用紙
	212	金田（守）家	—	15	郵便控簿
10	277	加藤（正）家		37	書翰（日露戦争軍事郵便） 六枚
	78	木村家	板荷	9	郵便配達並切手売捌牒（板荷郵便局）
	42	渡辺（文）家		22	書留郵便物請取証（下野新聞売捌所手塚祐次郎、渡辺幸作宛）
	314	福田（三）家		11	郵便税請取証（引田郵便局）
	1511	石川（三）家		10	通達（日本帝国郵便規則及罰則、駅通寮）
	1488	柏瀨家		6	布達第四十二号（達書布告回達の儀二付外）
	1120	高橋家		16	郵便心得摘要（駅通局）
11	1105	石原（好）家		25	郵便切手類出入調帳（担当者福田）
	2295	阿久津家	下南摩	13	下南摩郵便局開設並局長任命辞令（阿久津作郎、駅通局）
	71	鈴木（幸）家		42	郵便切手類受出控簿
	1390	塩沢		19	貯金預願書（駅通総官宛、塩沢二郎右衛門）
13	口172	小高家		20	郵便切手売下廃業願（小高茂右衛門）
	8	薄井（升）家	小川	9	辞令（郵便取扱役、薄井三造、明治九年～十五年） 八枚
15	120	白井家	東小屋	15	辞令（白井駒吉、三等郵便取扱役、駅通局） 一部破損
	25	佐藤家	金沢	11	金沢郵便局辞令（駅通局、明治十一～三十八年） 十二通
16	738	星（七）	藤原	14	辞令（星次郎助、郵便局関係） 九通
17	1171	和田家	岡村		辞令（四等郵便取扱役大久保忠政手当月五十銭）
	1173			19	辞令（岡村駅通貯金預り所主務に慰労手当支給）
19	176	赤羽家	五十里	9	七等郵便取扱役辞令（赤羽有松、前島密）
	185			21	依願免官辞令（三等局長赤羽有松）
20	353	田村家		15	辞令（手当一ヶ月金三十銭但筆墨手当別一ヶ月十銭宛）
	347			19	郵便切手売下所許可書（規十九条、第千二百三十二号）
	354			18	辞令（廃局二付四等郵便取扱役差免候事）
25	1191	篠原善一郎家	安塚	10	御受（七等郵便取扱、七等郵便取扱役篠原善六より前島密宛）
27	188	池沢清家	下生井郵便受取所	34	〔書状〕（抵当権設定証書及承諾書書式ノ件）（宇都宮郵便電信局会計課長／下生井郵便受取所取扱人）
31	1-3196	石井孝家		18	郵便切手売下所免許之証（石井五六）
45	280	井上三郎家		17	〔辞令〕（補3等郵便取扱役）

表1 各家文書からの郵便取扱役等の関係情報（抜粋）

### 3 運営を担った人々

ここでは、まずその例示として綱川文太家文書に着目して情報を確認していくこととする。

上で紹介した同県立文書館の寄託史料については、家ごとに文書番号が付けられ、その一覧表が同館のウェブサイトに掲載されている。その表は番号・名称のほか、文書数や備考があり、中には「解題」としてその家文書の概要や家の歴史等を解説しているものもある。その中の綱川文太家文書の情報をみると、文書番号30番として、文書点数13,000点、備考欄には「芳賀郡給部村名主・問屋文書」とある。更に「解題」のリンクがあり、それを辿ると、同家が元禄10年（1697）の段階で100余名の奉公人がいて、村に7名いた本百姓の中で他を圧倒する卓絶した地位にあったとし、翌年から明治維新まで旗本大久保・長田・逸見3氏の相給となる中で、3氏の名主を代々兼務したこと、さらに近隣5か村の行政を総括する割元名主にも命じられたこと、自宅の立地が当時の商品流通路の拠点にあって通過荷物の継立でも兼ねていたことが述べられている。また、近代に入ると当主の綱川大八は明治5年（1872）に第四大区十小区の戸長に任命され、7月には郵便御用取扱役も命じられたほか、探索召捕方、大惣代、徴兵議員、学校掛、副区長、学区取締等数多くの役職についている、とも述べられている。

参考として、『栃木県史料所在目録』第3集の綱川文太家文書のうち、本稿に関連するまたは参考になると認められる文書名を抜粋したものを巻末の参考表にまとめた。この情報は、第3集に掲載された同家の情報のごく一部であるが、それでも様々なことがうかがい知ることができるし、これからこの情報を糸口として個々の史料およびその関連史料に当たって綱川大八郵便取扱の背景について一段の深堀をすることとしたい。

その一例として、以下にその一部の内容を紹介する。

イ194

綱川大八

第四大区十之小区戸長申付候事

壬申三月 宇都宮県

イ205

第五大区十小区

戸長

綱川大八

上等月給相渡候事

明治七年五月十八日

栃木県 印

イ209

綱川大八

本年十二月十六日ヨリ郵便御用取

扱中一ヶ月為御手当金三拾五銭被下候事

但御手当之儀ハ繰替渡

金ヲ以引去出納計表ニ組可差出事

明治七年十二月

駅通頭前島密 印

イ211

綱川大八

七等郵便取扱役申付候事

右内務卿之命ヲ以

相達候成

明治八年一月十五日

駅通頭前島密 印

これにより綱川大八郵便取扱役は1か月35銭が支給されることとなったことが分かるが、この金額がどの程度のものか、同時期に同県から申し付けられた雑税調査の辞令と比較してみると、雑税調査のほうは1日当たり50銭の支給である。郵便取扱役のほうは郵便局の運営に必要な筆紙墨料が若干支給されるとともに集配に従事する集配人の手当ては別途集配人に支給されるのに対して、雑税調査のほうはそういった実費や補助者等の人件費等が含まれている可能性はあるものの、雑税調査の1日50銭に比べて郵便取扱役の月額35銭の支給額は著しく低いものに見える。

イ206

綱川大八

雑税調査中雇

申付日当金五拾銭

支給候事

明治七年七月

栃木県 印

なお、このような手当てにより運営した給部郵便局での実際の郵便取扱は表2のとおりであった。

単位：通

明治	取扱	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
8年	差立	14	41	61	57	76	41	60	45	28	38	33	44
	配達	4	16	29	25	37	25	61	59	31	53	48	35
9年	差立	28	57	49	53	56	60	93	73	84	74	101	141
	配達	40	49	63	86	51	74	67	73	87	68	93	73
10年	差立	108	246	118	99	81	98	91	29	43	43	40	39
	配達	173	135	114	141	159	151	103	44	64	81	81	57
11年	差立	45	56	50	51	60	70	33	22	29	31	41	35
	配達	43	61	73	61	67	54	65	47	71	57	57	61

出所：イ2741 郵便差立配達書上控（明治八年～十一年）

表2 給部郵便局の郵便差立配達郵便物数（明治8～11年）

イ2726

明細書

下野国芳賀郡給部村壺番

字屋敷跡

一 宅地四反一畝七歩 細川大八

地価金六拾三圓八拾五錢五厘

右之通有之候也

下野国芳賀郡給部村壺番地

明治十八年九月十五日 本人 綱川大八

同国同郡同村三番地 引受人 大嶋伍一郎

第拾四号

前書地所地引書号帳照準相違無之ニ付奥書印形仕候也

戸長 岡田新十郎

身元保証書

一 通貨五拾圓也

此為保証

一 宅地四反壺畝廿七歩別紙小沢之通

地券面価格金六拾三圓八十五錢五厘

売買価格金五拾圓也

今般私儀御局貯金取扱被命候ニ付服務規則第三項ニ依リ

身元保証トシテ金五拾圓ニ相当スル前記ノ宅地奉努中

御局江差入置候也

下野国芳賀郡給部村壺番地

明治十八年九月十五日 平民 綱川大八

同国同郡同村三番地

引受人 大嶋伍一郎

右戸長 岡田新十郎

駅逋総官子爵品川彌二郎殿

次に、第6集の五月女裕久彦家文書から、郵便取扱人の身元引請書の例をみると、次のとおりである。（「□」は未解読の意）

1600

郵便取扱人身元引請書

第六大区六小区

河内郡下桑島村

記

第六大区六小区

河内郡下桑島村

増測□藏

右者今般当村ニ郵便御用取扱所御設立ニ相成線路往復之郵便御規則之通相心得且身元相應誠

実之者撰挙引請人□相立可申意請□ニ付一同評議之上右□蔵誠実之者ニ付取扱人御定務度□□  
以□□□事御用□請度

□□□□□□□□□□□□□□□□引請□御用御□□無□□可仕□□身元引受証出仕候

明治七年七月十八日

右村用掛

身元引請人

増測□平 印

正副戸長御中

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
1599	6	参考	記（駅逓係より御用書二通順達ノ件、給部村陸運会社宛）	イ2744	—	業務	書留郵便継立証印記票 二枚
2423	4	参考	覚（御飛脚荷一駄駄賃）	イ2745	—	業務	郵便差立、信書、葉書等書上覚
2430	—	参考	覚（御状請取、日本橋室町二丁目定飛脚問屋京屋兵衛）	イ2746	—	業務	鴻ノ山局より給部局宛状（出張不能連絡）
2616	15	参考	布達（明治十五年三月より四月迄）	イ2747	—	業務	郵便差立配達局宛別書上表（一ヶ月）
2617	15	業務	御用継立ノ儀二付、下書	イ2748	15	業務	郵便切手類引差納出合計表
2618	—	参考	備忘録第一号	イ2749	—	業務	福原局長より給部局大八宛状（開函簿の件問答）
2619	15	業務	郵便御用開函簿	イ2750	19	業務	栃木県伝取締所より大八宛状（差引取立経費金請求件）
2620	18	業務	乙号布達（明治十八年一月より六月迄、乙一四号四八号不足）	イ2751	16	業務	郵便事務問答状、下総成田局より給部局宛
2624	20	業務	開函証印簿（明治二十年三月、甲号）	イ2752	16	業務	郵便事務回答控、給部局より成田局宛
2629	—	参考	書状（筆墨紙等代受取、給部通運会社宛）	イ2756	13	業務	五等届大八より県令宛届書（郵便通信切手枚数税金）
2667	—	参考	回状（神社賽物調書出方之儀村々惣代宛、戸長綱川大八）	イ2757	9	制度	道場宿市塙江五等局設置ニ付県令より達状
3332	8	参考	回状（陸運会社ノ件、曲畑村焼谷村竹内村烏山駅熊田村宛）	イ2758	9	制度	宇都宮より祖母井經由廃止ニ付県令より達状
3333	—	参考	回状（通運会社約定之件、八ツ木村上高根沢村、道場宿村宛）	イ2759	7	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
3415	—	参考	書状（内国通運会社ニ付、真岡町八木岡村谷田貝町通運会社）	イ2760	9	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
イ194	5	参考	戸長申付状（綱川大八）	イ2761	11	制度	日本帝国郵便規則抄録（内国郵便税）
イ200	6	参考	第十小区戸長申付ノ辞令	イ2762	11	制度	郵便税之心得（図解説明付）
イ201	6	参考	戸長大八江中等月給相渡之状	イ2763	15	業務	曲畑村戸長役場より給部局宛状（郵便関係）
イ202	6	参考	学校起立周旋依頼状（県学務掛）	イ2764	19	業務	振替為替依頼書外請取状など五枚
イ203	6	参考	徴兵議員申付ノ辞令（綱川大八）	イ2765	8	業務	願書（給部局より駅逓寮宛用紙請求願）
イ205	7	参考	戸長大八江上等月給相渡之辞令	イ2767	12	制度	外国郵便税表（駅逓局発刊）
イ206	7	参考	雑税調査中、雇申付之辞令（日当五十銭）	イ2768	10	利用	給部郵便局宛封皮（戸長役場よりもの等）
イ207	7	参考	準等外一等申付之辞令	イ2770	13	業務	郵便箱破損ニ付新規建願書
イ208	7	辞令	郵便御用取扱申付ノ辞令	イ2771	11	制度	和欧文電信賃銭表
イ209	7	辞令	郵便御用取扱中一ヶ月、手当三十五銭支給ノ辞令	イ2772	11	業務	貯金預り規則抄録（駅逓局）
イ211	8	辞令	七等郵便取扱役申付ノ辞令	イ2773	12	制度	外国郵便税報（郵便報知第一九五〇付録）
イ212	8	業務	郵便函掛札提灯製造費相渡証	イ2774	16	制度	郵便心得摘要（駅逓局）
イ213	8	参考	栃木県十四等出仕よりの呼出状（烏山先江）	イ2775	17	制度	御受書（給部郵便局集配料改正請書） 二枚

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
1217	8	参考	第五大区九小区戸長申付之状	12778	-	参考	給部より上稲毛田、大谷津、見上等里数書上
1220	9	参考	副区長申付準十五等之辞令	12779	-	参考	給部局より祖母井局宛状（真岡集會件）
1221	9	参考	九小区事務取扱申付之辞令	12780	-	業務	宇津権一郎より大八宛状（郵便人病氣容躰二付）
1222	9	参考	第二大区十小区副区長申付準十四等之状	12781	-	参考	祖母井局より給部局宛状（真岡集會件）
1231	11	参考	副区長、学区取締依願免除辞令	12782	-	業務	祖母井局より給部局宛状（特殊郵便局施行の件）
1232	13	辞令	七等郵便取扱役筆紙墨料下サレノ状	12784	-	業務	道場宿局より給部局宛状（郵便函製造代立替二付）
1233	13	辞令	四等郵便取扱役申付之辞令	12790	16	業務	福原局長より給部局宛回答（開函簿件）
1234	14	辞令	三等郵便取扱役申付之辞令	12791	5	業務	芳賀郡委員より郵便取扱宛状（集配二付、会合案内状）
1235	15	辞令	三等郵便取扱役給与之状	12794	10	業務	給部郵便局宛受取状（書状、金札、鑑札） 一二枚
1236	18	辞令	滿十年奉職慰勞手当支給辞令	12795	16	業務	記（郵便掛函一個、郵便切手売下票請取）
1237	16	辞令	三等郵便取扱役給与辞令	12796	-	業務	氏家局より宇都宮及び先々宛状（書信廻達）
1240	19	辞令	三等郵便局長任命辞令	12797	11	業務	給部局及大八宛請取状（御用状、差紙外）
1241	19	辞令	判任官十等叙任命令	12798	12	業務	給部局宛請取状（書状、金円その他）
1242	20	辞令	三等郵便局長依願免官辞令	12800	20	業務	内国通運会社江金子入書状相渡之節、見合印鑑票
1867	-	参考	内国通運会社営業之件二付通達	12898	5	参考	覚（白子屋仁兵衛より飛脚賃受取）
11285	5	参考	飛脚錢書上（ハツ木村外四ヶ村分、戸長会所）	13077	-	参考	給部問屋源次右衛門より烏山油屋定吉宛状（不足金請求）
12335	13	参考	栃木出店、内国通運会社より大八宛状（集會入費の件）	1056	4	参考	給部村組合村々役人改名帳
12584	8	参考	内国通運会社より取扱所許可の状	1063	4	参考	給部村組合村々高家数人数牛馬取調帳
12529	-	業務	宇都宮郵便扱所より栃木役所宛照會状	10149	19	業務	給部郵便貯金預所廃停物品引継書
12531	19	制度	外国郵便税改正布告	10150	5	業務	御用留
12532	19	業務	郵便御用開函簿	10158	7	参考	陸運元会社分社引続營業願
12539	5	制度	郵便御用開始二付黒羽出張より通達控	10161	18	業務	書留郵便信書紙幣封入之件
12677	10	参考	飛脚受取覚（宇都宮岡村屋常八外白子屋） 九枚	10162	18	業務	始末書（書留郵便二紙幣封入ノ件）
12721	18	業務	貯金受払精算表	10169	5	参考	陸運会社御済書
12722	19	業務	東京郵便貯金預所より給部郵便貯金預所宛状	10172	7	参考	草稿（陸運会社等設立）
12723	18	業務	払戻資金受取証 二枚	10173	7	参考	仮定約書之事（陸運会社經營二付）
12724	19	業務	郵便貯金預所、廃停通達（郵便局長） 二枚	10174	-	参考	約定書（鑑札料、切手發行手数料等）
12725	18	業務	身元保証書（貯金取扱命ゼラルル二付差出） 二冊	10178	9	参考	継立荷物取調書
12726	18	業務	明細書（屋敷宅地書上差出状） 大八 二冊	10179	6	参考	内国通運会社規則書
12727	19	業務	貯金預所廃停二付掛札交換の旨通達	10180	9	参考	継立荷物数取調書 二六枚
12728	18	業務	栃木県勸業課より給部局宛状（貯金事務開設二付身元書の件）	10181	4	参考	陸羽関道中宿々会社共冥加永上納願書
12729	18	業務	郵便物通送時間遅速一覧表	10182	4	参考	給部村寄場組内村役人印鑑帳

記番号	明治	区別	事項	記番号	明治	区別	事項
イ2730	14	業務	郵便差立配達罫紙(明治十四年十一、十二月分) 二冊	□183	6	参考	入社心得略
イ2731	15	業務	郵便差立配達罫紙(祖母井、喜連川、鴻ノ山配達)	□184	8	参考	通運会社営業人約定書
イ2732	15	業務	郵便差立配達表(給部局)	□190	14	業務	喜連川往返郵便信書受送簿
イ2733	18	業務	振替為替依頼書外貯金関係用紙綴	□191	19	業務	郵便御用手控帳
イ2734	18	業務	貯金通知書受取書(第四十四号様式)	□192	—	業務	約束郵便物数並量目控簿
イ2740	18	業務	御勘定仕上書(給部局) 四枚	□194	18	業務	郵便御用手控帳
イ2741	8	業務	郵便差立配達書上控(明治八年～十一年)	□196	11	参考	綱川氏履歴書
イ2742	8	業務	郵便御用状受取覚類 五枚	□212	4	参考	御旅籠帳取調仕上書
イ2743	—	業務	切手紙上納之控(見上売下所行書上) 二枚	□305	40	参考	家業日記 二冊

備考：「区分」欄の記載内容は筆者が適宜付けたもの

【参考表】文書名 綱川文太家文書(抜粋)

※ 本稿の作成に当たっては、「郵政歴史文化研究会」第1分科会の主査である巻島隆先生、石井寛治東京大学名誉教授をはじめとするメンバーの方々から貴重な御示唆をいただきました。記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- 小原宏(2024)「明治前期における郵便ネットワークの伸展 栃木県の集配郵便局に着目して」『郵政博物館 研究紀要』第15号、公益財団法人通信文化協会、43-57ページ
- 田代善吉(1933)『栃木県史 第2巻』下野史談会、328-428ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂(2015)『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 塚田保美(1991)『芳賀ゆうびん事始』栃木県郵便史研究会
- 栃木県史編さん委員会(1978)『栃木県史 史料編 近現代七』栃木県
- (1982)『栃木県史 通史編七 近現代二』栃木県
- 森寿博編、武田聡追補(2021)『日本郵便局名鑑 第一巻 東京/関東地方』鳴海、507-558ページ
- 郵政省(1971)『郵政百年史資料 第二十四巻 職員関係資料』吉川弘文館

【その他の資料等】

- 『栃木県史料所在目録』第1集～第50集(1972年2月10日～2021年3月31日)、栃木県
- 「郵便線路縮図 明治5年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-1)
- 「郵便線路図 明治9年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-4)
- 「郵便線路図 明治12・13年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-15)
- 「郵便線路図 明治16年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-21)
- 「郵便線路図 明治17・18年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-28)
- 「郵便線路図 明治21年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-34)
- 「郵便線路図 明治34年」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-53)
- 「郵便線路図 明治45年度」(郵政博物館蔵、整理番号 BCA-67)
- 国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.milt.go.jp>)

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日は2025年11月3日です。

(おばら こう 郵便史研究会会員)

資料紹介

# 郵政博物館保管 近現代絵画目録稿(3)

## —簡易保険事業関係ポスター類—

郵政歴史文化研究会 第6分科会

### 1 調査の趣旨と経過

本稿は、2023年度、2024年度に引き続いて郵政博物館（以下「当館」という）が管理する、明治時代以来の通信事業の中で制作された絵画資料について、その基礎的な情報を順次公開し、広く学術的、社会的な利用の参考に供しようとするものである。今回の対象は、簡易保険局の事業に関連した主に第二次大戦までのポスター類で、当館の分類でXEA、XEBに属する計44点である。

本件調査は郵政歴史文化研究会第六分科会において、2024年度から2025年度にかけて郵政博物館資料センターで実施した。調査に参加したのは、分科会メンバーの田良島哲（主査）、杉山伸也、吉田暁子、大澤真理子と郵政博物館の菊池牧子、倉地伸枝、大橋恵美である。また、採寸と記載事項の確認作業には、学習院大学博物館学芸員課程の2025年度「博物館実習」受講生が参加した。

### 2 簡易保険の広報ポスター

#### (1) 沿革

前回報告（『郵政博物館保管 近現代絵画目録稿(2)』、『郵政博物館研究紀要』16、2025）で概説したように、1916年（大正5）に開始された簡易保険事業は、加入者勧誘のために積極的な宣伝戦略を採り、多様な媒体で広報を展開した。その中でも、全国の郵便局窓口に掲示された大判の広報ポスターは訴求力が高く、簡易保険局は、さまざまな機会に趣向をこらした図様のポスターを発行した。

ポスターによる宣伝が有効な拡張手段であることは早くから通信省内で認識されていたと思われ、1921年には「簡易保険宣伝用ポスターの発行」という記事が、『通信協会雑誌』161号に掲載されている。同記事によれば、簡易保険事業でのポスター発行の嚆矢は、事業の発足まもない1916年で「天女の中空に翻翔する図」を配したものである（図1）。1920年には「一は簡易保険府県別普及状況、一は渡しに舟、一は闇夜の光」の三種類（うち二種類が図2、3）を発行したが、それでも「まだまだ第一次の目的を達成しない憾みがある」として、1921年にさらに三種類を制作した（図4、5、6）。図4、5の原画は通信省職員であった浅井松彦、前田慶蔵がそれぞれ担当し、図6はこの時期を代表する図案家杉浦非水のデザインである。以降も引き続き、積極的なポスター制作が行われた。

原画の制作やポスターのデザインは、職員として簡易保険局に採用された美術家たちによる内製と、外部の画家や図案家に委嘱する場合の両方があった。前回報告でも指摘したように、職員たちの中には東京美術学校に在籍した者が複数確認できる（浅井松彦：1907年 西洋画科

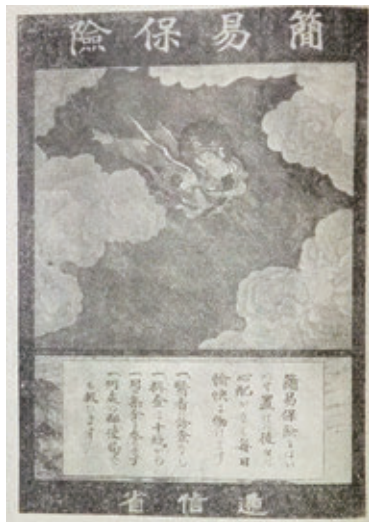


図1 最初の簡易保険広報ポスター  
1918年 原画：川崎臥雲



図2 渡しに舟  
1919年 原画：浅井松彦  
(『逓信協会雑誌』218 掲載)



図3 一寸先は闇  
1919年 原画：浅井松彦  
(『逓信協会雑誌』218 掲載)



図4 春種を蒔き秋実を刈る  
壮年の備は老後の幸福  
1921年  
原画：浅井松彦  
(『逓信協会雑誌』161 掲載)



図5 安心と幸福 1921年  
原画：前田慶蔵  
(『逓信協会雑誌』161 掲載)



図6 保険の翼なければ人生の安定は難し  
1921年  
デザイン：杉浦非水  
(『逓信協会雑誌』161 掲載)

入学、前田慶蔵：1909年 西洋画科入学)ほか、当時の官展に出品、入賞するものもいた。外部に委嘱する場合に第一線で活躍する美術家が選ばれていたのも、各作品を見れば明らかである。大正期のポスターは、『逓信協会雑誌』218号「簡易保険創始十周年記念号」(1926年10月)の各所に挿図として掲載されており、簡易保険局としても広報物が事業拡大に大きな役割を果たしたことを自認していた。

ただ、『逓信協会雑誌』や省内誌『簡易保険』に掲載されている事業の執行状況と照合してみると、当館で原資料を収蔵するポスターは主に1930年代以降のもので、創業時から大正～昭和初期については、雑誌の挿図などから図様はうかがえるものの、原資料の残存は少ない。第一号ポスターを除くと、現存する最古のポスター原品は、関東大震災後の1924年と推定される「力の泉 安心のもと」(原画：浅井松彦、XEB-26 図12)で、おそらく通信省にあった多く

の原品は、震災による木挽町の通信省庁舎焼失の際に失われたものであろう。また、一部のポスターの裏面には「大分県久住郵便局」の墨書や印があり、郵便局の現場からの収集品であることがうかがわれる。簡易保険の広報媒体の制作過程は、簡易保険局内で完結していたため、郵便切手や絵葉書のように通信博物館が関与せず、組織的な保存が行われなかったのではないかと考えられる。

1930年代後半に入ると、日中戦争の長期化による戦費の調達のために、郵便貯金・簡易保険の資金が投入されるようになり、政府は国民に対して報国の手段として保険への加入を勧め、その見返りとして高額な保険金をを提示した。ポスターの好戦的な図様への変化や「簡易保険は700円まで入れます」「1,000円まで」「2,000円まで」と次第につりあがる保険金を知らせるキャッチコピーは、戦況とそれに伴う財政の悪化、そして当初の目的であった社会政策から様変わりした簡易保険の姿を、自ずから伝えている。

## (2) 仕様と技術

ポスターの多くは、四六判半截（JIS規格で788mm×545mm）の用紙を縦長に使っているが、より大型の菊判全紙（999mm×636mm）を使った事例もある（XEB-17）。また、グラフや地図などを表示する際には、四六判全紙を横長にしたさらに大きな判型も利用された。縦長のポスターには、上下にあらかじめポスターレール状の金具を装着し、上部レールの中央には輪にした紐を付したものが多い。田島奈都子氏はこれを「棧」と表現している（田島奈都子『戦前期日本のポスター』2023年、47p）。

大半のポスターには印刷会社名が明記されており。凸版印刷、共同印刷、秀英舎・日清印刷（1935年に合併して大日本印刷）、東京印刷（1949年に大日本印刷と合併）といった当時の大手印刷会社が名を連ねている。油彩画を原画とした場合には特色印刷を仕様としていることがあり、「共同印刷株式会社特許オグデン製版印刷」（XEB-17）「日清印刷株式会社特許KIパントン製版印刷」（XEB-21）「HB 凸版印刷株式会社印刷」（XEA-7）のように、製版印刷技法を明示している。

## (3) 原画と製品

当館が収蔵するポスターの特徴として、前回報告で紹介した原画が一部現存し、製品であるポスターとの照合が可能である点があげられる。これまでの調査で原画とポスターの両方が所蔵されている作品は、次の表のとおりである。なお、原画4703-05とポスターの同定、4703-13の原画作者については田島奈都子氏のご教示をいただいた。記して感謝申し上げる。

資料番号 (原画)	資料番号 (ポスター)	名称	年代	原画作者
4703-19	XEB/0021	保険金二十五億円 家あり人あり保険あり 簡易保険 (農婦)	1933年	三村常吉
4703-13	XEB/0035	進む皇軍後押す貯蓄 簡易保険 (兵士と農婦)		岸信男
8812-17	XEB/0003	簡易保険25年・郵便年金15周年 (父(兵士)と日の丸 の旗を持つ男子)	1941年	三田康
4703-22	XEB/0037	簡易保険をつける人は落ちて安心 落ちねばなほ安心 (つなわたり)		岡本一平

資料番号 (原画)	資料番号 (ポスター)	名称	年代	原画作者
4703-05	XED/0005	簡易郵便年金保険（ゆり）昭和14年日曜祭日表	1939年	山本鼎
4703-18	XEF/0007	健康相談と巡回看護 小児保険の被保険者も利用出来ます	1931年	笠松紫浪

ポスターは掲示による褪色が見込まれるので、厳密な比較は困難であるが、印刷に際して原画の色合いをできるだけ再現しようとした様子が見られる。印刷会社としても、自社の技術を多くの人目にとまる郵便局窓口で披露できるわけであるから、力が入ったことであろう。また三田康の原画を使ったポスター（XEB-3）の場合、原画にキャッチコピーの文字が直接貼り付けられている他、ポスターの範囲を示す枠線や見当合わせ用のトンボが刻まれており、原画が直接製版作業に使われていたことがわかる。

### 3 目録

#### 凡例

- ・目録には、名称・寸法・制作年代・作者・印刷会社・形状や伝来についての注記を記載した。
- ・画像を掲載したものは、(図1)のように記載した。
- ・名称は、原則としてポスターの標語を記載した上、図様について、かっこ内に簡単な説明を加えた。
- ・原画の作者が判明する場合は、氏名を記載した。
- ・印刷会社は、ポスターに表示されているとおりを記載した。そのため印刷技術等の記述を含む場合がある。(例) 共同印刷株式会社特許オグデン製版印刷
- ・ポスターの原画が当館で所蔵されている場合はその旨を記し、所蔵品番号を注記した。
- ・文献等で作者・制作年が判明する場合、根拠となる資料名を [ ] 内に示した。
- ・ポスターが複数枚保存されている場合は「※2枚」のように注記した。
- ・一部のポスターは画像を掲載した。原則として原画の著作権保護期間が満了した作品を対象としたが、作者不明および没年不明の作者の作品については、画像を掲載している。作品と作者の経歴についてご存知の方は、郵政博物館に情報をお寄せいただきたい。

XEA-2

強く育てて 保険で護れ小児保険（男女児）

縦77.9cm 横108.0cm

(印刷) 東京印刷株式会社印行

※2枚

\_\_\_\_\_

XEA-3

小児保険 昭和六年十月一日からお子さま方の保険が出来ました 熊本通信局(子供2人と兎)

縦77.2cm 横52.9cm

1931年(昭和6)

\_\_\_\_\_

XEA-4 (図7)

小児保険!簡易保険局(木馬に乗った子ども)

縦75.5cm 横53.1cm

1931年(昭和6)

(原画)田沢八甲

(サイン)「8KO」

\_\_\_\_\_

XEA-5

小児保険満一歳からはいれます 国民精神総動員(男女の子どもと熊のぬいぐるみ)

縦76.6cm 横53.0cm

1938年(昭和13)[通信協会雑誌 360号]

(原画)田沢八甲

(サイン)「八甲」

(印刷)東京・共同印刷株式会社印刷

\*上下に金具あり。

\*2枚

\_\_\_\_\_

XEA-6

簡易保険 小児保険 昭和13年日曜祭日表(敬礼する少年)

縦39.0cm 横26.5cm

1938年(昭和13)

(サイン)「泉」か。

(裏面墨書)「展覧会用ポスター」。

\*上に金具、紐あり。

\_\_\_\_\_

---

XEA-7 (図7)

伸びる双葉に保険の光 小児保険 簡易保険局 (少女と人形)

縦73.2cm 横51.1cm

1933年(昭和8) [簡易保険 43号]

(原画) 河井清一

(サイン) 「Seiichi Kawai」

(印刷) HB 凸版印刷株式会社印刷

(裏面墨書) 伸びる双葉に保険の光 (小児保険)

(裏面印) 「大分県久住郵便局」

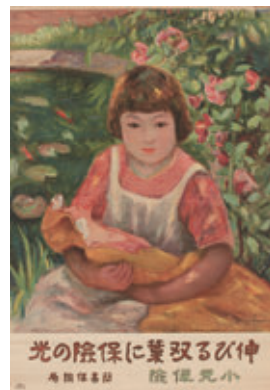


図7 XEA-7 伸びる  
双葉に保険の光  
原画：河井清一

---

XEA-8

小児保険地方別普及状況 昭和9年4月末現在 (緑色の棒グラフ)

縦77.7cm 横108.8cm

---

XEA-9

小児保健地方別普及別状況 昭和10年1月調べ (棒グラフ)

縦78.6cm 横108.6cm

(印刷) 東京印刷株式会社印行

---

XEB-1

簡易保険と郵便年金 (農業のたき火)

縦75.5cm 横52.9cm

(印刷) (東京) 共同印刷株式会社特許オグデン製版印刷

(裏面墨書) 簡易保険と郵便年金

\*上下に金具あり。

※2枚。うち1枚は文字部分を切り取る。

---

XEB-3

簡易保険25周年・郵便年金15周年 (父(兵士)と日の丸の旗を持つ男子)

縦71.8cm 横51.4cm

(原画) 三田康 [郵政博物館: 8812-17]

(サイン) 「康」

(印刷) 東京印刷株式会社印刷

(裏面) 簡易保険 二十五周年十五周年 (2枚のうち1枚)

※2枚

—————  
XEB-4

郵便局の簡易保険（女性）

縦36.2cm 横51.2cm

（第二次大戦後）

（印刷）凸版印刷株式会社印刷

※ 2 枚

—————

XEB-5

皆様の簡易保険 創業35周年（手に持つ保険証書）

縦72.4cm 横51.1cm

（印刷）凸版印刷株式会社印刷

※ 2 枚

—————

XEB-6

これからは計画の時代 簡易保険

縦37.4cm 横51.4cm

（印刷）日本応用印刷株式会社印行

—————

XEB-7

簡易保険 保険金を 2 倍

縦36.4cm 横51.5cm

—————

XEB-8

幸福は手近なところに 手軽で確かな簡易保険（幼女）

縦51.7cm 横36.6cm

（第二次大戦後）

（原画）田沢八甲

（サイン）「八甲作」

—————

XEB-9

簡易保険は700円まではいれます

縦45.9cm 横62.1cm

1938年（昭和13）[通信協会雑誌 360号]

\*上下に金具あり。

※ 2 枚

—————

---

XEB-10

簡易保険は千円まではいれます

縦59.6cm 横42.4cm

※ 2枚

---

XEB-11

一億の「もう一口」で一万機！ 簡易保険は今度の改正で1人2,000円まで加入出来ます

縦72.6cm 横51.3cm

(印刷) 大日本印刷株式会社印刷

※ 2枚

---

XEB-12

簡易保険 (母親と子ども3人)

縦77.4cm 横52.8cm

(印刷) (東京) 共同印刷株式会社印刷

\* 下に金具あり (上部脱落か)。

---

XEB-13

20億円 簡易保険

縦77.6cm 横52.1cm

1930年 (昭和5)

(印刷) 凸版印刷株式会社製

\* 上下に金具、紐あり。

(裏面墨書) 二十億円 (保険)

---

XEB-14 (図8)

拳って翼賛揃って保険 簡易保険郵便年金 (朝日)

縦77.6cm 横52.6cm

(サイン) [あり: 未詳]

(印刷) 東京印刷株式会社印刷

(裏面墨書) 簡易保険郵便年金



図8 XEB-14 拳って翼賛揃って保険  
原画: (作者未詳)

\_\_\_\_\_

XEB-15

備へよ常に祖国の為に 簡易保険郵便年金 国民精神総動員（飛行機と富士山）

縦93.4 横61.6cm

（印刷）「SBK」凸版印刷株式会社印刷

\*上下に金具、紐あり。

※大破

\_\_\_\_\_

XEB-16

心たのしく簡易保険（鳥籠と女性（東宝 田代百合子））

縦84.1cm 横59.0cm

（第二次大戦後）

（撮影）早田雄二

（印刷）株式会社久栄社印行

※2枚

\_\_\_\_\_

XEB-17（図9）

小さな掛金大きな安心 簡易保険（農家の夫婦と子ども）

縦92.8cm 横62.2cm

（原画）寺内萬次郎

（サイン）M.Terauti

（印刷）東京 共同印刷株式会社特許オクデン法製版印刷

\*上下に金具。



図9 XEB-17 小さな掛金 大きな安心  
原画:寺内萬次郎

\_\_\_\_\_

XEB-18

ご家族みんな簡易保険 全国郵便局取扱（女とこどもの顔）

縦72.7cm 横51.4cm

（第二次大戦後）

（印刷）Designed and printed by G.T.Sun

※2枚

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

XEB-19

かけて働け保険のたすき 簡易保険 (たすき掛けではたきをかける女性)

縦77.6cm 横110.0cm

\_\_\_\_\_

XEB-20

必勝の信念を270億貯蓄に示さう 簡易保険一億新加入運動 逋信省 内務省・情報局・大政  
翼賛会 他

縦73.7cm 横52.1cm

(原画) 田沢八甲

(サイン) 「八甲え」

(印刷) 大日本印刷 \_印刷

※ 2 枚

\_\_\_\_\_

XEB-21

保険金二十五億円家あり人あり保険あり簡易保険 (農婦)

縦77.4cm 横53.7cm

1933年 (昭和8) [簡易保険 43号]

(原画) 三村常吉 [郵政博物館: 4703-19]

(落款印) 「石邦」

(印刷) 東京 日清印刷株式会社特許KIパントン製版印刷

(裏面墨書) 保険ポスター

\* 上下に金具、紐あり。

\_\_\_\_\_

XEB-22

災難に予告なく保険に後悔なし 簡易保険 (災害現場と男性)

縦77.2cm 横53.0cm

(印刷) HB 凸版印刷株式会社印刷

(裏面墨書) 災難ニ予告ナク保険ニ後悔ナシ

\* 上下に金具、紐あり。

\_\_\_\_\_

XEB-23 (図10)

保険は幸福の母 簡易保険 (母子)

縦78.5cm 横53.2cm

1933年 (昭和8) [簡易保険 41号]

(原画) 前田慶蔵

(サイン) 「K.Maeda」

(印刷) 秀英社 ダイレクトプレート プロセス

\*上下に金具、紐あり。

※ 2枚



図10 XEB-23 保険は幸福の母  
原画：前田慶蔵

XEB-24 (図11)

二人の会話 簡易保険局 (四コマ漫画：ノンキナトウサン)

縦75.7cm 横53.4cm

(原画) 麻生豊

(サイン) 「Yutaka Asou」

(印刷) 凸版印刷株式会社印刷

\*上下に金具、紐あり。

※ 2枚

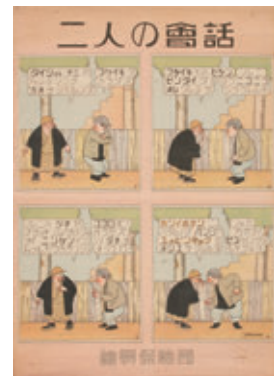


図11 XEB-24 二人の会話 (ノンキナトウサン)  
原画：麻生豊

XEB-25

いつもたのしく簡易保険 契約高1兆円突破記念!

(水木麗子 (東映))

縦72.6cm 横51.0cm

(第二次大戦後)

(撮影) 早田雄二

(印刷) 株式会社久永社印行

---

XEB-26 (図12)

力の泉 安心のもと 簡易保険 (震災の被災地と大工の男性)

縦76.3cm 横52.9cm

1924年 (大正13)

(原画) 浅井松彦 [通信協会雑誌 218号]

(印刷) 株式会社精美堂特許オグデン法製版印刷



図12 XEB-26 力の泉 安心のもと  
原画：浅井松彦

---

XEB-27

ご家族もみんな簡易保険 (母親と子供2人)

縦72.4cm 横50.0cm

(第二次大戦後)

---

XEB-28 (図13)

吾等の保険 朝鮮簡易生命保険 (水牛にのる少女)

縦91.5cm 横61.8cm

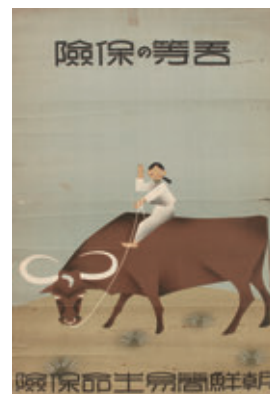


図13 XEB-28 吾等の保険  
原画：未詳

---

XEB-29

あかるい家庭に簡易保険 (子供の顔 (写真))

縦72.6cm 横51.3cm

(第二次大戦後)

(印刷) (永代橋) 久栄社印刷所製

---

XEB-30

簡易保険揃って健康・挙って保険 保険金三十億円 (両親と子供)

縦90.5cm 横61.4cm

1935年 (昭和10) [簡易保険 50号]

(原画) 熊谷慶清

XEB-31 (図14)

十月一日から郵便局で左の事務を取扱ひます 簡易保険 郵便年金  
台湾総督府交通局 (台湾の風景)

縦75.5cm 横53.7cm

1927年 (昭和2)

(原画) 石川寅治

(サイン) 「寅」

(印刷) 株式会社一色活版所印行



図14 XEB-31 十月一日から郵便局で左の事務を取扱ひます  
原画：石川寅治

XEB-32

知らず知らずのうちに掛けつづけられる簡易保険 (子供の顔)

縦53.0cm 横37.6cm

(原画) 田沢八甲

(印刷) 共同印刷株式会社 印刷

XEB-33

三倍保障の新しい保険 郵便局のクローバー保険 (木と親子3人)

縦36.2cm 横51.4cm

(第二次大戦後)

XEB-34

簡易保険は今度の改正で1人2千円まで加入出来ます 通信院貯金保険局

縦75.0cm 横52.3cm

(印刷) 中外印刷株式会社印行

XEB-35 (図15)

進む皇軍 後押し貯蓄 簡易保険 (兵士と農婦)

縦72.0cm 横51.2cm

(原画) 岸信男 [郵政博物館：4703-13]

(サイン) 「信」

(印刷) 東東949



図15 XEB-35 進む皇軍 後押し貯蓄  
原画：岸信男

XEB-36 (図16)

保険報国興亜の力 簡易保険 (女性と飛ぶ飛行機)

縦76.9cm 横52.8cm

(サイン)「泉」か?



図16 XEB-36 保険  
報国興亜の力  
原画：泉治作か

XEB-37 (図17)

簡易保険をつける人は落ちて安心落ちねばなほ安心 (つなわたり)

縦78.7cm 横54.0cm

(原画) 岡本一平 [郵政博物館：4703-22]



図17 XEB-37 簡易  
保険をつける人  
は落ちて安心落  
ちねばなほ安心  
原画：岡本一平

XEB-38

護れよ祖国 備へよ保険 簡易保険 (銃を取る兵士)

縦77.4cm 横52.6cm

(印刷) 凸版印刷株式会社印刷

(ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんかかい)

本分科会メンバーであった杉山伸也氏は2025年9月2日、逝去されました。杉山氏は郵政歴史文化研究会に美術を主題とした分科会を組織することを提案され、設立された第6分科会の活動にも積極的にご参加いただきました。ご生前の功績をしのび、謹んで哀悼の意を表します。

トピックス

## 杉山伸也氏の急逝を悼む

石井 寛治

慶應義塾大学名誉教授杉山伸也氏が、急逝されたとの知らせに大変驚きました。1949年生まれの氏は、70歳台半ばとお見受けするので、まだまだ多くの研究をしてわれわれを啓発して下さるものと期待していただけに、早すぎご逝去に、日本だけでなく世界の経済史学界は本当に惜しい方を失ったという気持ちで一杯です。

私は杉山氏より一回り先輩になり、東京大学経済学部から早稲田大学大学院に出かけて非常勤講師をしていた時は、杉山氏はロンドン大学の博士課程に在籍してグラバー商会を初めとする日英貿易を担当した商社の実証研究に励んで居られ、私が、ケンブリッジ大学に留学した1977年から78年にかけてはロンドン大学やケンブリッジ大学でお会いする機会がありました。私がケンブリッジ大学の大学図書館の資料室で、イギリス大規模商社ジャーディン・マセソン商会の帳簿や書簡と格闘していましたら、杉山氏と一緒にいたので、何を調べているのかと聞くと自分は小規模商社グラバー商会のことをやっています、と言っていました。1981年に杉山氏はロンドン大学で博士号を取得しますが、グラバー研究は博士論文の一部だったのでしょう。彼のグラバー研究は日本語でも発表されましたが、素晴らしい出来栄でした(のちに『明治維新とイギリス商人』岩波新書、1993年)。日英関係全体と日本の工業化については、英文の単著があり、そこでは、日本への経済的・軍事的外圧は日本の歴史学者が言うほど厳しくないという主張が展開されていました。私は、書評のなかで、生糸や製茶あるいは石炭といった貿易商品の内地取引は禁止規定がほぼ守られたけれども、外国商社や外国銀行による三井組や高島炭鉱への多額の投資は、危険なもので日本政府の介入によって辛うじて違法投資が回収された史実を無視してはならないと批判しました。私も若かったせいで最新の実証研究を無視したのは不味いと厳しく書いてしまい、彼自身の実証の貴重な成果を十分に評価するのを忘れるという気の毒なことをしたと反省しましたが、真面目な彼は研究史のフォローは言われるように大事だと考えられたようです。帰国して慶應義塾大学に勤めてからは日本だけでなく欧米諸国の研究成果も丹念に追いかけて、経済史の講義録をまとめた著書『日本経済史 近世一現代』(岩波書店、2012年)、『グローバル経済史入門』(岩波新書、2014年)は、私も知らないような最新の諸研究をきちんと押さえた高水準なテキストであり、合計847頁という大部なものとなりました。三田の駅から大学の教室までの坂道を重い教科書(ないしプリント)を担いで登ってゆく学生諸君の姿が目につかんでくるようです。帰国後の杉山氏は、持ち前の語学力を生かした国際学術交流を発展させ、『日英交流史1600—2000』全5巻(東京大学出版会)の編纂では、第4巻(経済編)をロンドン大学のジャネット・ハンター氏と共同で編集し、私も執筆者に加えて頂きました。第1,2巻(政治・外交編)の執筆者候補は多かったけれど、第3巻(軍事編)の日本側執筆者はなかなか見当らなかったこと、第4巻(経済編)はその中間だったことが印象的でした。世界綿業市場での日英間競争については、準備研究会にイギリス綿業史の権威であるファーニー博士を杉山氏が呼んで下さったところ、私の報告した横浜正金銀行と三井物産会社の活動が自分も重要な競争力の決め手だと思つたと賛意を表して下さったことが嬉しかった

です。これも杉山氏の視野が大きく広がったことを示すものでしょう。

杉山氏自身が日本に帰ってからとくに新しく選んだ研究テーマは、いわゆる情報史でした。西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代 下』（岩波書店、1990年）に掲載された「情報革命」は、歴史叢書としては初めて「情報革命」を単独のテーマとして取り上げたもので、その執筆者に杉山氏が選ばれたのです。その背景には、いわゆるマイクロ・エレクトロニクス革命（ME革命）が進行中であった世界史的状况があったことは言うまでもありません。そうしたME革命が、情報処理機構の発展を利用した支配者が社会全体を自在にコントロールする可能性について、1949年刊行のG・オーウェル『一九八四年』に書かれているようになると断定するべきではないという研究者の意見もありましたが、歴史の事実がどうであったかを究明する研究が必要だとする意見が強まってきました。そこでは、19世紀における産業革命が市場経済を土台とする資本主義社会を出現させたのと匹敵する根本的な変化が20世紀末にかけて生まれつつあるという意見が提起される反面で、ME革命は19世紀の産業革命を構成する情報面での革命の不足を補いつつあり、市場経済が一層効率化しつつあるに過ぎないという意見もむしろ多数を占めました（竹内啓『高度技術社会と人間』岩波書店、1996年、など）。何れにせよ、情報史の研究が遅れている状況を克服しようという意見が強まり、近代日本の通信史の発展を郵便・電信・電話についてトータルに把握しようとする上記杉山論文は大きな影響を与えました。私も杉山論文が総合的な分析であるけれども、日本では通信省がどのようにして通信手段を供給したのかが主要な分析であって、通信設備の充実が通信手段の利用者である人々の活動や暮らしを如何に向上させたのかを調べる必要があると考え、『情報・通信の社会史—近代日本の情報化と市場化』（有斐閣、1994年）という本を公刊しました。以後、小さな研究会がいくつも組織され、論文集なども刊行されるようになりました。拙稿「日本郵政史研究の現状と課題」（『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年）には、杉山氏と協力して作った郵政歴史文化研究会の研究年報に執筆した研究史整理を収録し、その後の詳しい研究史は、杉山伸也『近代日本の「情報革命」』（慶應義塾大学出版会、2024年）に収録されています。最近のロシアと中国の政府による民衆への情報開示の制限は、日本やアメリカにも広がっており、情報史研究は権力者による情報のコントロールというオーウェル流の暗黒世界を如何に打破すべきかを考えながら行うことが必要となっています。そうした時に、情報史研究を指導されてきた杉山氏の逝去は誠に残念としか言いようがありません。それぞれが氏の志を受け継ぎながら少しでも前進するように努めたいものです。

（いしい かんじ 東京大学名誉教授）

## トピックス

# 特別展「ゆうちょ150年～はじまりからアプリまで～」の実施について

藤本 栄助

## ① はじめに

明治8（1875）年、郵便貯金が始まって以来、本年で150年となる。郵便の開業に遅れること4年である。「前島密」は「郵便の父」として著名であるが、郵便貯金の創業者としての知名度は低いではなかろうか。また、制度の創設としては同じでも、郵便貯金には、切手、郵便ポスト、制服のような、ビジュアルな要素に乏しい。本来、モノがベースとなる博物館の展示として、今回苦心したのもこの点である。150年は長いスパンであり、事業主体も、国（

逓寮、通信省、運輸通信省、逓信院、郵政省、総務省（郵政事業庁）から日本郵政公社、ゆうちょ銀行と移り変わっている<sup>(1)</sup>。事業経営や経済的視点からも、勤儉貯蓄を訴えての出発から始めて、一般会計への寄与、戦時の貯蓄増強、戦後の財政投融资、金融規制下での市中銀行との預金獲得競争、金融自由化への対応、システムの改編等、大きな変化があった。この150年をどう振り返るべきか。

左のチラシは、ゆうちょ開業の年に、三代広重が描いた錦絵をもとにしている。明治に入ってから錦絵は、赤を多用すると言われ、空やタイトルの赤と橋の緑が対照をなし、期せずして「郵政レッド」と「ゆうちょグリーン」の取り合わせとなった。当時の東京、日本橋周辺の情景であるが、この辺りは、江戸時代からの水路で結ばれており、「あらめばし」と「江戸橋」の向こうに「第一国立銀行」と「逓寮」（絵には「郵便局」とある）が見える。それぞれのトッ



【図1】特別展のチラシ

プは、渋沢栄一と前島密であった。渋沢は、「国立銀行条例」の立案者である。銀行に必須の複式簿記の導入のため、大蔵省や銀行関係者の研修が行われ、郵貯開業を控える逓寮もその一員として、その流れの中にあつた。渋沢と前島は、かつて民部大蔵省の「改正掛<sup>かいせいがり</sup>」で上司、部下の関係にあり、わが国の近代化に向けて、多くの共通課題をもっていた。この絵は、そのような時代と改正掛を場とする人間関係の象徴であり、今回展示の伏線となっている。

1 「郵便貯金」の名称は、「郵便貯金法」により定められたもので、郵政民営化によりその名称はなくなった。民営化で誕生した「ゆうちょ銀行」は、特別の法律により設立されたものではなく、一般の株式会社であり、金融法制のもとにある。今回、展示の名称を「ゆうちょ150年」としたのは、現在の会社が「ゆうちょ」の名を冠していること、「郵便貯金」が長年「郵貯」、「ゆうちょ」の名で親しまれてきたこと、リテールバンキングを基本とすることは創業以来変わらないこと、等を勘案したものである。

展示では、まず、創業に当たってどのような条件が必要だったかに焦点を当てた。およそ、銀行業務には、「お金」の存在が前提となる。これは自明のようだが、当時、わが国は通貨改革の途上であって、まだ江戸時代の通貨が用いられており、新しい貨幣の供給は準備の段階にあった。当時の多様な貨幣実物の展示を通じて、入館者は、江戸時代の「両」、「文」から「円」、「銭」への移行を実感できるであろう。これには、前島を含む改正掛のメンバーが深く関わっていた。

二つ目は、郵貯の開業が、金融史から見てどのように評価されるか、である。郵貯の開業は、それまで自己資本を貸す「金貸し業」しかなかったわが国に、他人のカネを預かって他者に媒介する本来的な「金融仲介業」成立の下地をつくっていった。そのためには、複式簿記が必要であった。前島は、明治4年に帰国後、直ちに郵便貯金を開始できなかったのは、「計算簿記」ができる者がいなかったからだと述懐している。郵貯創業時の苦労は、「宵越しの金はもたない」庶民に、勤儉貯蓄の習慣をつけるという側面から語られてきたが、それは「貸方」（資産＝運用先）、「借方」（負債＝預金者）の概念と表裏の関係にあった。それ以降20年をかけて、「金貸し」でない「金融仲介業」としての「銀行業」がわが国に定着していく。郵政博物館には、明治13年当時の「そうかんじょうもとちよう総勘定元帳」が残されていて、複式簿記の存在を確認することができる。

三つ目は、第一、第二に通底するテーマ、「計算」である。そのツールは、明治になっても、江戸時代から続く算盤だった。江戸時代の銭計算は「くろくかんじょう九六勘定」という複雑なもので、それを算盤で計算するための算術書が多く出版されている。この計算方法が、江戸時代の通貨から現在につながる「円」への移行に当たって、重要な役割を果たした。開業した郵貯にとっても、算盤計算は必須であり、当時の<sup>ていしんしやう</sup>通信省貯金局は、それに従事する多くの女性の働く職場となった。その中から「そろばんそろばんの天才」と称せられる女性職員が誕生するという、社会的なインパクトもあった。そこで、江戸時代から維新时期にかけて、どのような<sup>ぜに</sup>銭計算が行われたか、また、郵貯の計算組織、システムがどのように変化して、今日のゆうちょアプリにまで至ったかを振り返ることにした。



【図2】計算体験風景

これらを、「かいせいがり改正掛の部屋」、「ロンドンの部屋」、「貨幣の部屋」、「ゆうちょの部屋」、「計算の部屋」の5つに分けて展示した。会期は4月26日（土）から6月22日（日）に及んだが、展示を要約あるいは補完する意味で、「明治8年ゆうちょ開業への道のり」、「幕末・維新期の銭勘定と新貨移行」と題して、2回の講演会を催したほか、江戸時代の銭計算を実体験するクイズコーナーを設けた。また、本年は、前島誕生から190年となるところから、「前島コーナー」を設け、前島翁ならぬ「若き前島」の業績を振り返り、あわせて、当時の東京の風景を三代広重の錦絵で楽しんでいただくこととした。

期間中、向島郵便局による「記念小型印の押印サービス」、「ゆうちょペイのキャラクターペイレンジャーが博物館にやってきます」、「ゆうちょキャラクターの缶バッジ作り」、「ぬり絵ワークショップ」のイベントを実施した。また、ゆうちょの歴代キャラクターを展示した。

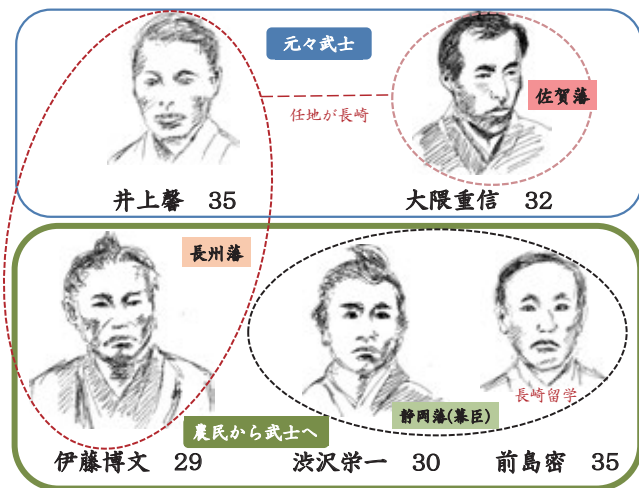
以下、それぞれの「部屋」に即して、展示のポイントを説明し、展示物等の画像を示す。

## 2 「改正掛の部屋」

改正掛は、渋沢栄一の提言をもとに、大隈重信が明治2（1869）年11月に設置した<sup>2)</sup>。当時の民部大蔵省は、2つの省が束ねられた、内政、財政を受け持つ強大な官庁で、掛のメンバーは、内務省と大蔵省の掛け持ちであった。ここに、有能な人材が集められ、日本の国の近代化に向けて、政策の調査・研究・立案を行った。いうならば、政府内シンクタンクである。渋沢栄一の談話『雨夜譚』は、次のような課題を掲げている。①全国測量の実施、そのための度量衡の改正、②租税の改正、③駅伝法の改良、④貨幣の制度、⑤禄制の改革、⑥鉄道敷設、⑦諸官庁の建築等。大隈をトップに、井上薫、伊藤博文のような政府開明派が陣取り、渋沢栄一が掛長であった。江戸幕府の役人だった人々が多く、渋沢栄一も前島密も、前島から駒通権正を引き継いだ杉浦義也も、政権を返上した徳川家に移った静岡藩から出て改正掛で活躍した人物である。展示では、今回のテーマ、貨幣に深くかかわる人物を5人ピックアップした。図3、下の段の3人は、もとは農家の出身で、異なる契機から武士身分を取得したが、改革の旗振りには、それが必要な時代であった。

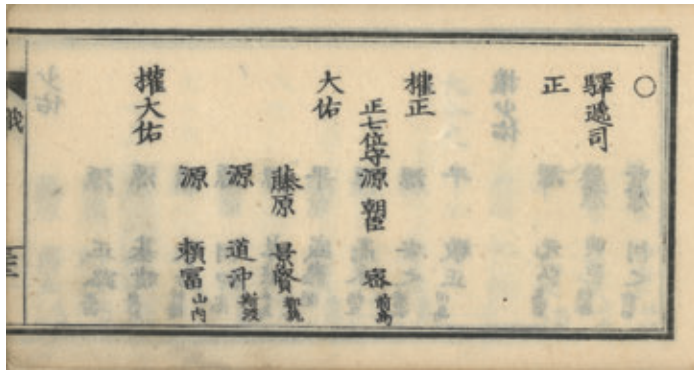
5人は、5者5様の貨幣との関わりをもっている。大隈は、維新当時、流布していた「偽二分金」の処理で諸外国との交渉の前面に立ち、名を挙げた。大蔵大輔（現在の「次官」に相当）であり、現在につながる「円」の生みの親である。伊藤は、それを受け、米國を調査して金本位制を提言し、銀本位制の流れを変えた。渋沢は、井上の指揮のもと、藩札を新貨「円、銭」に交換するルールを作ったほか、銀行制度の礎を構築した。前島は、租税権頭として、新しい紙幣（正式には「新紙幣」、俗称「ゲルマン紙幣」）を発注するために英國に渡った。前島が郵貯という制度を発見したのは、このときである。

改正掛に至るまでの彼らの貨幣にまつわる原体験は、さまざま面白い。最もお金に恵まれなかったのは前島である。父親が亡くなり、わずか12歳で江戸に留学した前島は、住み込みで写本するなどして生計を立てた。大隈は、幕府が横須賀造船所（製鉄所）の建設にフランスから借りた25万両の返済金を、大村益次郎の指揮する彰義隊の討伐資金に流用して、江戸平定に貢献した。井上と伊藤は英國公使館焼き討ちの罪から逃れるため、英國留学を画策し、長州藩から5千両を引き出した。井上ら、いわゆる長州ファイブの留学資金である。長州藩の資金が潤沢だったことが分かる。渋沢の実家は農家といっても藍商売に由来する多額の現金がある。当時、志士であった渋沢は、そこから無断で150両を高崎城襲撃の武器購入に充てた。襲撃は中止したが、追討の手が及ぶことを恐れ、その旨を父親に告げたところ、それを許しただけでなく、即金で二分金100両を京都への逃亡資金として用意してくれた。このような4人の金銭感覚は、前島とはかなり違っていただろう。しかし、金貨、銀貨の発行高が少ないなか、7,000



〔図3〕改正掛の5人（藤本作画）

2 明治5年12月2日までは太陰太陽暦である。



【図4】明治3年の職員録より（郵政博物館収蔵）

小さなものだったかを物語っている。図4は、明治3年、前島がごんのせい驛邊權正のときのものである。

### 3 「ロンドンの部屋」

前島は、正使、上野景範の「さしそえ差添」（随員）として、イギリスに出張した。郵便事業を起案してわずか半月後のことである。郵便事業の実際の準備は、改正掛の同僚、ゆづる杉浦讓に委ねられた。

杉浦たちは、6月以降、準備を重ねて、翌明治4年1月に郵便事業の布告、3月には実施にこぎつけた。その時の郵便は、飛脚をベースにしたもので、新しい点は、料金を切手で前もって払うことであるが、切手に消印することも知られていなかった。ところが、前島が乗船したのがアメリカの郵便船で、そこで消印を知り、杉浦に伝えたのである。図5が、前島らが乗船した太平洋郵便汽船会社の「ジャパン号」の絵である。



【図5】ジャパン号の絵  
(<https://hdl.huntington.org/digital/collection/p9539coll1/id/12401>による)

出張の目的は、ふたつあった。日本政府は、イギリス人、ネルソン・レイと鉄道建設のため個人からの借り入れの形で契約していたが、レイはこれをロンドンで公募して、その利息のさやをとって儲けようとしたとされている。この契約を解約する交渉がひとつ目である。ふたつ目は、「新紙幣」の発注である。政府は、維新直後、太政官札を大量に発行したが、銅板刷りのため、偽造が容易であった。これに代わるものとして、円、せん銭の新貨表示で、かつ新技術を駆使した「新紙幣」（ゲルマン紙幣）の製造をドイツ、フランクフルトにあるドンドルフ&ナウマン社と契約することになったのである。これは、前島がもともと考えていたことだった。相手方はドイツの会社だが、契約行為は英国で行われた。前島は、本務の合間にイギリスの郵便と貯金を調査し、貯金にも強い印象を受けた。かつて、郵便の開業は、前島が英国で学んだことを帰国後に我が国に移植したと受け取られることがあったが、これは誤りであり、前島が飛脚を下敷きに起案したものを杉浦が肉付けして始まったものである。前島が英国から新たに持ち帰ったのは「郵便貯金」と「郵便為替」である。

前島は1年ほどロンドンに住んだ。前島が住んだ下宿が現在も残されていると伝えられ、最近の写真がある（図6）。また、滞英中の1871年はイギリスの国勢調査の年に当たり、その資

料に前島の名がある。住居は、ロンドンのケンジントン（Kensington）地区、ラドブロク通り（Ladbroke Bd）にあるアパートのモルトビィ（Maltby）氏宅、職業は家庭教師（Private Tutor）、前島の名前はHisoka Mayesimaで出ており、職業は日本国公務員（Japanese Civil Officer）とある（図7）。

前島らの出張中に、国内では、郵便の開業、新貨条例の制定、廃藩置県、藩札交換の準備が行われていた。明治4年は、大改革の年であったが、それには、改正掛のメンバーの働きが大きかった。

#### 4 「貨幣の部屋」

明治4年5月、新貨条例によって、通貨の単位が今と同じ「円」に変わった。それまでは、時代が明治となっても、江戸時代の貨幣が用いられていた。江戸時代のお金には、小判などの金貨、丁銀のような銀貨、それに銭貨（穴あき銭の銅銭や鉄銭）があった。これを金、銀、銭

からなる「三貨制度」という。三貨には上下関係はなく、それぞれが、いわば本位貨幣で、あたかも外貨のように、相互に相場が立っていた。しかし、明治元年の「銀目廃止」により、用いられる通貨の単位は、金貨（一分銀、一朱銀はその代用品）の、「両、分、朱」と銭貨の「文」に限られることになった。

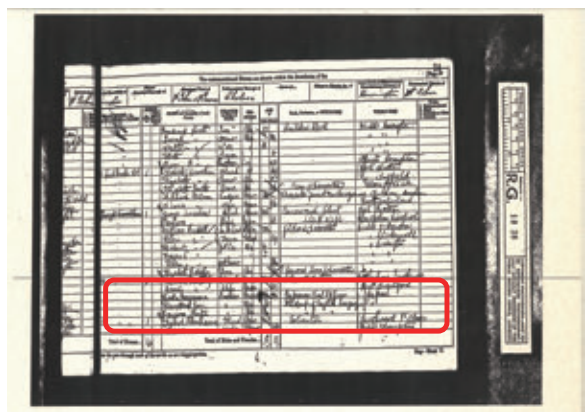
このうち、分りにくいのが銭貨、「銭」である。銭1枚の価値は低いので、携帯、運搬、行使の便から、「緞」という紐や縄に結わることが行われた。図8は、今回、展示用に実物の一文銭96枚を差し通して作成した「百文緞」（上が銅銭、下が鉄銭）である。緞の下にある



〔図8〕百文緞とバラ銭（個人蔵）



〔図6〕前島の下宿と目される建物（菊池勇治氏撮影）



〔図7〕前島の氏名のある国勢調査票（菊池勇治氏提供）

のは、緞を通さないバラ銭（散銭）である。この「百文」にも地方によって違いがあり、96枚の一文銭の地域と100枚の一文銭の地域に分かれていた。96枚の場合、これを九六勘定（九六銭とも）といい、100枚の場合、調銭といった。一文銭は江戸時代を通じて寛永通宝だったが、銅不足から鉄銭が発行されるようになり、幕末になると、鉄銭の1文は、銅銭1文の価値がな

く、慶応4年の太政官布告では、寛永通宝銅一文銭1枚が鉄一文銭12枚の価値とされ、同一文銭8枚が百文銭の天保通宝に当たるとされた（つまり「百文」=鉄銭96文の価値）<sup>3)</sup>。

それに加えて、各藩が発行した、藩限りで流通する「藩札」という紙幣があり、明治時代に入っても発行が続いた。藩札は、大量発行のため価値が下落し、額面どおりでは通用しないものが多くあった。また、明治政府は、両、分、朱単位の「太政官札」という不換紙幣を大量に発行し、政府の直轄地である府県は「府県札」を、新たに設立された「為替会社」は「為替会社札」を発行した。このように、多種多様な貨幣が存在し、混乱した状況は、「宝貨錯乱」と呼ばれている。

## 5 「計算の部屋」

藩札は藩の債務であったが、明治4（1871）年7月の廃藩置県によって、新政府は、銀何匁、銭何文といった表示の藩札を、新貨の円、銭に交換する責任を負うことになった。果たして政府が藩札を引き換えてくれるかどうかは、国民の関心事であったろう。7月の廃藩置県に向け、「そのことを明示するように」と渋沢に厳命したのが井上馨である。前島がイギリスから帰国したのが同年8月だから、その直前である。換算方法等、具体的な交換ルール（「算則」という）が定められたのは、同年12月であり、この頃から、前島らが発注した「新紙幣」が到着しだし、翌年から交換が始まった。すでに改正掛はなくなっていたが、その旧メンバーの手で、新貨への移行が成し遂げられたのである。このときの交換ルールでは、九六勘定の銭は、調銭に置き換えて割り掛けの計算を行うこととされた。1両=1円で新貨との交換を行うが、1円=十二貫五百文の相場が九六勘定の藩の基本的な交換レートであり、これ以上の銭高相場では、百文=8厘（一貫文=8銭3厘）に固定され、銭安相場、例えば十三貫文だと、額面をこの相場で

割る形で、比例的に減額された。一方、調銭藩のレートは基本が十二貫文（一貫文=8銭3厘）である。8:8.3≒96:100から、九六勘定の一貫文は調銭の0.96の価値しかないのが分かる。したがって、九六銭百文=96文の価値である。

左図（右側）の高知藩「銭壹貫文」札の上部には、朱肉で「三銭大蔵省」の押印がある。これは、新貨（一銭、二銭の銅貨）が間に合わないため、藩札に押印して新貨として通用させた臨時の措置である。九六銭藩である高知藩の銭札相場は、1両=36貫文だった。これを調銭に直して計算すると、 $(1000 \times 0.96) \div (36000 \times 0.96) = 0.0277\dots$ 円。これがルールにより五捨六入で3銭となるのである（一貫文単位だから、0.96は分子分母で



〔図9〕松江藩札と高知藩札（個人蔵）

3 漢字の百、アラビア数字の100、96を書き分けていることに注意。「百」は表記であるが、その価値は地方により100文、96文と異なっていた。



〔図10〕江戸時代の算術書（個人蔵）

示されている。ここでは、貞享期の『新板塵劫記』<sup>しんばんじんこうき</sup>（吉田光由著の『塵劫記』に対する増補版）、文政/天保期の『算法新書』<sup>さんぽうしんしょ</sup>（長谷川寛著）等、数点を展示した。江戸時代は、相場によって金、銀、銭の価値が変動し、三貨相互の換算が面倒だったことは、これらの算術書の例題を見ると分かる。

打ち消されるが、鹿児島藩札のような48文札は、相場九六銭31貫文のもので、 $48 \div (31000 \times 0.96) = 0.00161 \dots \approx 2$ 厘となり、48はそのままに、36,000は調銭化が必要となる。九六銭「百文」は100文の価値であるとしばしば誤解されるが、藩札交換の算則をみれば、当時96文の価値だったことは明らかである。

また、このことは、江戸時代に出版された日用算術書にも計算手順として

## 6 「ゆうちょの部屋」

前島は、以前から、郵便で現金を送るのは問題があるので、よい送金方法はないかと考えていたところ、ロンドンで本を手に入れて、郵便為替を知り、実際に郵便局で利用して、その便利さに感心した。帰国後、明治5（1872）年の春には、規則を立案したが、すぐには実施できなかった。現金の受けと払いが別の局で起きるから、払いの資金の用意が必要となる。そのリスクを考えた井上馨の反対によるものだった。当時、簿記を知る者がなかったことも障害だった。明治7（1874）年、大隈重信の了解により、国庫から10万円の為替資金が得られたが、それでも十分でなかったので、郵便取扱役<sup>とりあつかいやく</sup>（郵便局長）から私金（個人のお金）を利子を付けて借りるなどの工夫が必要だった。しかし、明治8年1月に業務を開始すると、出だしから好評で、1年間で払出11万5,000件、払出金額は212万円に及び、「郵便為替」は、広まっていった。

「郵便貯金」も、明治6（1873）年には規則を立案したが、計算簿記の問題と預金の運用について協議が調わなかったことによって実施が遅れ、明治8（1875）年の5月2日、試行的に東京の18局、横浜の1局から始まった。預金の運用については、当初「大蔵省国債局」に任せたいと思ったが、協議に応じてもらえず、第一国立銀行に委託することとなった。第一国立銀行は、渋沢栄一が大蔵省時代に立案した「国立銀行条例」に基づくもので、渋沢は、当初総監、このときは頭取となっており、ここにも「改正掛」からのつながりが感じられる。「国立銀行」とは、国の法律に基づくという意味で、実際は私立である。国立銀行設立に向けて、銀行簿記の学習が始まったことは冒頭に触れたが、これが複式の「シャンド簿記」で、明治6（1873）年に『銀行簿記精法』が出版されている。シャンドはスコットランド出身の銀行実務家で、親切に簿記を教え、慕われた。



〔図11〕晩年のシャンド（藤本作画）



[図12] 明治13年 総勘定元帳差引残高記入帳 (郵政博物館収蔵)

明治8年(1875)から官庁簿記の改正が進められ、12年(1879)7月から複式簿記となり、11月には府県にも通達された(『大蔵省沿革略誌』)。明治5年から始まった藩札交換は、最終的に明治11年までかかったが、この頃には、大方の交換を終えていた。預金の元となる貨幣(紙幣)が十分に供給されたことになる。このような時期に、帳簿組織を備えた「郵便振替」や「郵便貯金」が誕生したのである。明治13年の郵便貯金の「総勘定元帳差引残高記入帳」を見てみよう(図12)。革表紙の立派な帳簿であるが、中身はほとんど脱落している。幸いなことに勘定科目の欄が残っており、見開きの左ページが貸借対照表で、右ページが損益計算書である。それぞれ、貸方、借方を計上し、差引残を計算する。

この複式簿記と、預金者集めの苦労が同じ盾の両面だったことは、すでに述べた。ここでは、預金集めの苦労を紹介しよう。前島が言うには、「元来、宵越の銭は持たぬと誇っている江戸<sup>かたぎ</sup>気質で、一般に貯蓄の習慣に乏しい日本国民であるから、郵便貯金の趣旨も容易に徹底せず、しばらくの間は、預金者が全くないという有様」だった。当時の新聞に、前島<sup>えきていのかみ</sup>駅通頭の名前で出された公告文(郵便貯金開業の趣旨)は次のように要約できる。

- ① 国民が節約の気風をもち、余裕があれば貯蓄をするのがよい
- ② そうすれば、病気になったり、年をとって親族がなくなった場合でも、困窮しない
- ③ 産業資本の育成にもなる
- ④ 10銭以上で預けることができ、元利が増え、いつでも受取ができ、安全である

節約の気風を養うとともに、社会政策的な色彩をもっている。駅通局では、様々な勧誘策を実施した。駅通寮の職員と打ち合わせて、幾らかの拠金を集め、10銭から20~30銭を1,000名の庶民に与えて、すぐ貯金として預けてもらうとか、貯金預金者数名を誘った人には、いくらかのお金をあげるなど、必死に努力したが、効果は「非常に少なかった」と前島は言っている。

明治5(1872)年に国立銀行条例が施行されたが、それ以外に、数年後には、1,000社に及ぶ私立銀行、銀行類似会社が発生した。



[図13] 深川郵便分局における勧奨模様 (郵政博物館収蔵、守屋多々志画『前島密業績絵画』より)



【図14】 グラッドストーン  
(藤本作画)

これらは、資金の多くを株式の形で調達するもので、預金をベースとする商業銀行とは異なるものだった。つまり、民間資金を広く集めてそれを貸す「金融仲介業」ではなく、自己資本を貸す「金貸し」の業態だった。しかし、20世紀を迎えるころには、銀行資金に占める民間資金の割合が高まっていった。その要因として、現金、個人間貸付に替わる新しい価値の貯蔵手段として、預貯金に関する認識が深まったことがある。これには、「郵便貯金制度の普及を中心とする政府による勤儉貯蓄奨励運動があずかって力があつたろう」とされている(寺西重郎「明治期における銀行の成立について」)。このようにして、郵便貯金は、リテールバンキングのさきがけとなったのである。郵便貯金の始まりは、前島が実際に体験したイギリスにある。1861年にグラッドストーン(当時大蔵大臣)が、銀行へのアクセスをもたなかった国民の多くのために、便利な貯蓄の方法として、郵便局を通じた全国的な貯蓄システムを立ち上げた。これはまた、公債を安くファイナンスする方法でもあった。産業革命とともに、貯蓄を集め、当時、大方が銀行と関わりがなかった市民に支払い方法を提供する、という使命は、イギリスにおいて、郵便事業の本来的な役割であった。

郵便貯金は、当初、単に「貯金」といい、のち、他と区別するため、「逓信局貯金」となった。業務試行の明治8(1875)年末には、預入人約1,800人、貯金額約15,000円にすぎなかったが、明治28(1895)年の日清戦争後、経済が一時活発となり、郵貯の貯金額も増加した。その後、反動減となったが、景気の回復と貯蓄奨励の結果、挽回傾向となり、明治37(1904)年の日露戦争に伴って、人員、金額とも大きく増加した。明治時代の終わりには、「預金人員」が1,000万人に達した。

これに伴って業務量も増加したが、現在と違い、計算、記録するには、算盤による手作業しなく、多くの職員を要した。明治40(1907)年には、大規模な「貯金局」の建物が東京銀座木挽町に建設された。そして、明治44(1911)年には、全国から1,000余人の職員と多くの来賓を集めて、貯金局の間口18m、奥行き54mという大事務室で「珠算競技会」が開かれた。右上は展示室の壁面に大伸ばしにした競技会の模様の写真である。



【図15】 珠算競技会の模様(写真は郵政博物館収蔵)



【図16】 算盤と歴代窓口端末(算盤及び端末2台は郵政博物館収蔵、右端の端末は(株)ゆうちょ銀行所有)

話は一気に戦後に飛ぶ。昭和53(1978)年までは、オフラインのEDPS(Electronic Data Processing System)処理であったが、昭和50(1975)年から、オンラインサービスが企画され、5次にわたるシステム更改が行われた。ゆうちょシステムの歴史は、巨大さのとの戦いの

歴史と言われることがある。現在、管理口座数は通常貯金で約1.2億口座あり、その口座にアクセスするチャンネルとして、全国に張り巡らされた店舗が約2.4万店、ATMが約3.1万台、ゆうちょ通帳アプリの登録数が約1,200万口座ある。これらのチャンネルから、一日あたり約3,000万件のオンライン取扱が発生しており、一金融機関のシステムとしては、わが国でも最大のものとなっている。



〔図17〕初期の通帳（郵政博物館収蔵）

郵政博物館に収蔵された通帳を見ると、処理方法によって形や名称が変化している（図17）。最初の通帳は、「郵便預渡通帳」の名称で明治11年～14年のもの。これが「郵便貯金通帳」に変わり、その次の「郵便貯金通帳」は、明治18（1885）年～昭和53（1978）年の長い年代にわたり用いられた。この間、昭和42（1967）年に、為替貯金窓口会計機を使用することになり、新しい形

の冊子式となり、縦長となった。その後、オンライン化に伴い、磁気ストライプが通帳につけられ、名称も昭和56年には「郵便貯金通帳オンライン」となった。その後「郵便貯金総合通帳オンライン」、「ぱ・る・る 郵便貯金総合通帳」、「郵便貯金総合通帳」となって、現在の「総合口座通帳」に及んでいる。

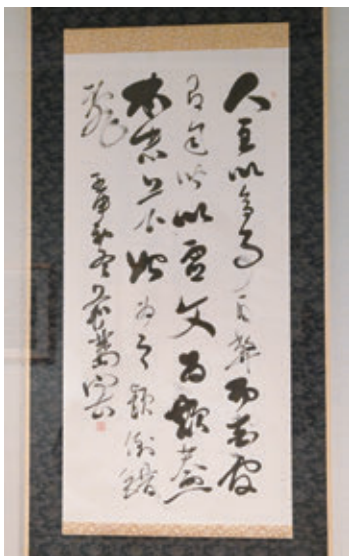
右の写真は、ゆうちょのキャラクターコーナーから前島コーナーに向けて撮ったものである。左手前に公社時代からの「ますますくん」があり、ガラス面に錦絵が写り込んでいる。錦絵は、三代広重を中心としたもので、ゆうちょ創業の明治8年前後の



〔図18〕キャラクターコーナーから前島コーナーへ

東京風景である。右手前に見えるのは、ゆうちょの年表である。

前島コーナーからは、1点だけ紹介しておこう（図19）。明治5（1872）年と、当館収蔵の前島揮毫のうち最も古いものである。大意は次のとおりである。「君主は為すべきことが多く、そうでなくとも疲れるものである。なのに多くの官僚は無駄な文章を作って煩わせていると聞く。思うに、大事なことも細かなことも、上司も部下も、このためひっくり返り乱れてしまうのである。」このとき前島はすでに30歳代半ばであったが、晩年の枯れた書とは趣が異なり、潤いのある筆致で始まり、興が乗ると筆が走り、「前島密」と大きく結んでいる。意思決定の早い、合理主義者の面目一如たるものがある。これも明治初年という時代の若さを示すものだろうか。



〔図19〕前島の揮毫（郵政博物館収蔵）

## 7 まとめ

ゆうちょの開業は、郵政事業史の一コマであるが、一般的に語られる機会は、さほど多くない。また、郵便に比べて「モノ」の展示も難しい。このため、説明パネルが40枚に及んだが、どのように理解されたか、気にかかるところであった。しかし、51日の開催期間中、9,376人の入場者があり、アンケートの限りでは、一定の理解が得られたように思われる。展示の関係者、入場された方々に感謝申し上げたい。

(ふじもと えいすけ 郵政博物館特任研究員)

トピックス

# 外国切手、新たな展示活用の可能性 ～「切手に見る世界の国歌展」を例に～

井村 恵美  
浅見 良太

## 1 はじめに

当館が収蔵する外国切手<sup>(1)</sup>は、日本切手を含む切手ギャラリーで常時約33万種類を展示するほか、企画展などで随時公開を行っている。

切手資料の中でも日本切手は、1枚の切手に対して原画やポスターなど複合的な資料を保管しているため、切手を主題とした展覧会の機会が多い。一方で、外国切手は万国郵便連合（UPU）から年間約4,000枚が届くものの、「国名」「発行年」「題名」以外の情報の収集が困難なこともあり、トピカル<sup>(2)</sup>的な展示が多く、意匠や製作背景に言及するような展覧会の事例は少なかった<sup>(3)</sup>。

そんな中、192か国から届く切手のうち、その国を象徴するものの一つ、「国歌」の切手が数多く確認できた。外国切手は各国の姿を伝える媒体として魅力的なコンテンツである。このたび国歌の専門家の協力を得て、「切手に見る世界の国歌展」（2025年11月22日（土）～12月14日（日）、主催：公益財団法人通信文化協会、協力：一般社団法人国歌の輪〔代表理事：浅見良太〕）と題した展覧会【図1、2】の開催が実現した。



【図1、2】「切手に見る世界の国歌展」の会場の様子（郵政博物館の多目的スペースを利用）

- 1 外国切手は、万国郵便連合（UPU/仏：Union Postale universelle, 英：Universal Postal Union）から加盟192カ国の郵政事業体あてに2か月に1度、約4,000枚が送付される。現在、当館では膨大な外国切手コレクションの新たな可能性について、他館貸出などの活用方法について検討している。倉地伸枝「万国郵便連合（UPU）送付外国切手コレクション」『博物館研究』第59巻・第4号、日本博物館協会、2024年、29頁
- 2 切手類の図案を主題として分類する方法。当館では、国別や動物や風景などで展示する機会が多い。郵趣の展覧会では「トピカル郵趣（Topical philately）」の項目がある。
- 3 近年、外国切手を主軸にした事例では、「アンデルセン生誕200年『アンデルセンの生涯とその作品展』」（2005年11月19日～12月25日、国立ポスト&テレミュージアムの協力を得て、アンデルセンの手紙、作品に関する記念切手や原画等の関連資料を展示）、「スロヴァキアの切手展～デュシャン・カーライとプラチスラヴァの絵本文化～」(2010年2月13日～3月28日、スロヴァキア郵便博物館、チェコ郵便博物館の協力等により絵本文化の背景をもとに、絵本作家手がけた記念切手や原画類を展示)。いずれも通信総合博物館時代に開催。

本稿は、今展の報告を井村（1、2、4項）と浅見（3項）との共著で行うものである。

## 2 外国切手、活用の可能性

「切手は小さな博物館（美術館）」と称されることが多い。その理由は題材の多様さにある。一枚の切手には発行国の歴史や文化、さらにその国の「今」を画像で伝えるメディアとしての機能が内在している。切手の内容をより深く知ることができれば、小さな切手から広い世界につながる扉を開くことができるが、当館学芸員の力だけではなかなか辿りつけないのが現状だ。そんな中、有識者とのコラボで外国切手を用いた新しい展開ができないかと模索していた折、「国歌の輪」の浅見代表理事との出会いが今展の開催につながったものである。

当館では国歌に関する切手は、ブータンのレコード切手【図3】を展示する程度だったが、浅見代表理事から国歌と関連する切手の情報提供を受け、当館の外国切手を調査したところ、少なくとも展覧会に十分な量を収蔵していることがわかり、約1年の検討期間を経て企画立案を行った。

今展では、国歌に関する展示構成・詳細な各切手の作品解説を浅見代表理事が担当し、当館は展示構成に即した、多様性を表現したカラフルで親しみやすい会場デザイン的设计【図4】のほか、該当する切手【表】の選定・展示等を担当した。



【図3】 ブータンの国歌などが収録されたレコード（ソノシート）切手（1973）



【図4】 展示イメージ。カラフルでにぎやかなレイアウトを心掛けた（筆者作成）

## 3 「切手に見る世界の国歌展」の展示構成

国歌を英語でnational（国の・国民の）anthem（賛歌）と表記されることから分かるように、自国の国歌を歌うことは自国を賛えることになる。ならば、他国の国歌を歌うことが相手国や該当国の人を賛える・敬意を表す行為になるのではないか。国歌が国際交流の手段になると思いたち、活動を始めて10年以上になる。その活動の中で、政府機関など信頼できる情報源から200に及ぶ国と地域の国歌に関する情報を集めてきた。本展では、これまで個別で見られてきた各国歌を比較し、体系的に視覚化するという試みにより、集積した情報を発信する当法人にとって貴重な機会となった。カタチのない国の象徴である国歌を体現させる切手は、国歌を紹介する最適の媒体だったと言える。

本展の構成にあたっては、来館者にとって「とっつきやすい空間」にすることを心がけた。日本人にとって“国歌”という言葉からまず連想するのは『君が代』であり、この『君が代』が日本人にとって自国の象徴でありながら取り扱いが難しい。歌詞の解釈が複数あったり、政治的な思想も絡んでくることが多いためだ。1880年に完成した『君が代』は、特に戦後、大き

な議論を呼び、1999年に法制化されるまで長らく法的に国歌として認められていなかった。その経緯が『君が代』の扱いつらさを物語っている。しかし本展の趣旨は、“国歌”という単語を見て構えるのではなく、多彩な国歌の世界を楽しみ興味を持ってもらうことにあった。そこで、入りやすい雰囲気を出すため、展示したパネルデザインには明るい色を多用し、文字も少しクセのある魅せるフォントを選んだ。図や地図を重視したのも同じ理由だ【図5、図6】。

国歌に興味を持って訪れる来館者は少ないと予想したことから、第1章では、映画や音楽などの芸術文化や、テレビやスポーツなど慣れ親しんだシーンで国歌が使われている事例を紹介し、導入とした。ドイツ国歌『ドイツの歌』の詩を作成したファラーズレーベンの肖像と歌詞がデザインされた切手【図7】を展示し、日本人がよく知る『ぶんぶんぶん（原題：Biene）』や『カエルの合唱（原題：Froschgesang）』が、元々は彼が作詞したドイツ民謡であり、国歌にまつわる事例が身近に存在することを例示した。

第2章では、国歌の始まりと世界への広がりに関する展示。切手の起源であるイギリスが、国歌の起源でもあることを紹介した。イギリスで誕生した国歌『神よ 国王を護り賜え』のメロディは、国の象徴の定番曲として複数の国で共有されていく。この時代の名残として、リヒテンシュタインの国歌は現在でもイギリスと同じメロディである。しかし、国民国家という言葉が生まれると、各国は独自の国歌を持つようになっていく。国歌の視点から国という概念がどのように変化していったのかを紹介した。

「へえ〜」という声が最も来場者から聞かれたのは、国の象徴である国歌だが、意外にも変化することが多いことを紹介した第3章。国歌は国内外に自国のあり方を宣伝する装置でもあるため、国の体制や価値観の移り変わりに合わせて全く違う曲になったり、マイナーチェンジをする。2000年以降のトレンドは、ジェンダー平等やマイノリティ尊重の観点から歌詞が変わることだ。切手の視点から見て興味深かったのは、アパルトヘイト



【図5】国歌は“近代国家”というパッケージを構成する要素の一つとして欧州から南米へ広がった



【図6】スロベニア国歌の歌詞を中央寄せにするとウィンググラスの形になる



【図7】「ドイツ国歌歌詞制作150周年記念」ドイツ連邦共和国（1991）



【図8】「ネルソン・マンデラ大統領就任記念」南アフリカ共和国（1994）

政策撤廃運動の立役者であるネルソン・マンデラの大統領就任記念として発行された南アフリカの切手【図8】。ここには2枚の用紙に分けて国歌の歌詞が描かれている。左側はアパルトヘイト政策を行っていた時代の南アフリカ国歌の歌詞、右側にはアパルトヘイト政策廃止運動賛歌の歌詞が見られる。マンデラ大統領は、相対する2つの賛歌をつなげ1つにしたものを新たな南アフリカ国歌とすることで、政府が白人と黒人の融和政策を進めることを国民に知らせた。情報伝達の装置であることも、切手と国歌の共通点だと言える。ちなみに、就任時に発表した両曲をオリジナルのままつなげて歌う案は長すぎることから、2年後に現在でも使われている各曲の短縮版を統合したものが採用された。それが現在でも歌われている。そのため、切手に描かれた歌詞は2年間という短い期間で歌われた幻の歌詞でもある。

第4章では、「演奏時間30分以上」「歌詞を中央寄せにするとワイングラスの形になる」など国歌にまつわるトリビアを展示した。例えば、中国国歌『義勇軍進行曲』の作詞者である田漢が日本に留学し演劇を学んでいたことは、あまり知られていない。彼は日本語が堪能で、菊池寛や谷崎潤一郎ら多くの著名な日本人と交流し、日中の文化交流に多大な貢献をしたことを紹介した。そんな田漢だが、『義勇軍進行曲』の作詞者として評価されていたものの、文化大革命(1966-1976)によって反社会的な思想を問題視され捕まり獄中死している。逮捕後、彼が制作した歌詞は毛沢東を賛える内容に一部変更され、中国で田漢の存在は抹消された。しかし、1982年に冤罪だったとして名誉回復がなされ、歌詞も彼が作成したオリジナルのものに戻された。このことは、国歌の変遷を展示した2枚の切手【図9、10】からも読み取れる。1979年に発行された建国30年記念切手【図9】

に描かれた歌詞は毛沢東を称える内容になっており、作詞者は田漢ではなく「集体填词(集団作词)」とある。一方、田漢が名誉回復した翌年の1983年に発行された第6次全国人民代表大会記念切手【図10】では、歌詞はオリジナルに、作詞者は「田漢」と描かれている。第6回という中途半端な大会の開催を記念して発行された切手だが、本当の発行目的は、歌詞と田漢の扱いに対する変更を国内に伝えることだったのではないか。国歌を調査する者として興味が尽きない。



【図9、10】1979年(左/「建国30年記念」)、1983年(右/「第6次全国人民代表大会記念」)に発行された中国国歌の歌詞付きの楽譜が描かれた切手

終章では、国歌にカタチを与える品々を展示した。会期中に開催したトークセッションでご登壇いただいた渡邊未帆 大阪音楽大学准教授が制作した、使われなくなった国歌や賛歌を奏でる手回しオルゴール「喪われた賛歌 Les hymnes perdus」<sup>(4)</sup>、歌詞が印字された紙幣、歌声の音波をデザインしたユニフォーム【図11】などを紹介<sup>(5)</sup>。切手に関しては、ブータン国歌が収録されているソノシートで作られた切手が展示された。

国歌の情報収集をする中で、国歌をモチーフにした切手をいくつか見たことがあったが、今

4 64の様々な事情で歌われなくなった国歌・賛歌を奏でる手回しオルゴール。渡邊氏が採譜し、穴あけパンチでメロディカードを製作した。本展では全5巻中1巻を展示した。

5 浅見良太所蔵品。国歌に関する資料は、紙幣(アゼルバイジャン)、サッカーユニフォーム(デンマーク、スロベニア、オランダ)、図書(ブータン、トルクメニスタン、レソト)、CD(イギリス、フランス、日本、各国収録)を展示。

回初めて見る切手もあり、当方としても学びが多い企画展となった。郵政博物館の切手収集と保管活動は、郵便・通信に限らず国歌研究においても大きな意味を持つ。また、これは国歌に限らず言えることであり、特に切手のモチーフは多岐に渡ることから、博物館の活動は多分野の研究に活かされるのではないだろうか。他分野との連携を今後も継続されることを切に願う。

#### 4 おわりに

今展では、有識者とのコラボにより、詳細な展示解説【図12】に言及できたほか、当館のデータベースの適正な表記（国歌と愛国歌の混同、内容の記述）について検証する貴重な機会となった。また、これまで取り組んできた音声データのデジタル化資料の公開（レコード切手音源のデジタル化）にもつながり、収集、保存、調査、修復など複合的な取り組みがたちになった理想的な展覧会となっている。

当館は、東京ソラマチという立地条件から外国人観光客も多く来館する。自国の切手を日本で見るという珍しい体験を喜ばれる機会も多い。今展に合わせ、駐日ベネズエラ・ポリバル共和国大使館からオリアナ・ディアス参事官の公式訪問もあり、トークセッションへの参加のほかベネズエラ切手の見学など、切手を介した国際交流の場となった。

今後も小さな切手から多様な世界を知ることができる外国切手を用いて、他団体との連携により国際交流の一助となる展示やイベントなど新たな活用の道を考えたい。



【図11】 コロナ禍で作られたデンマークのサッカー代表チームのユニフォーム。国歌を歌うサポーターの歌声を可視化した音波をデザインに取り込んだ



【図12】 キャプションの例。今展ではカラフルなキャプションに画像と浅見氏の解説を記載。コーナーパネルには欧文（翻訳：国歌の輪）も付記

(いむら えみ 郵政博物館主席学芸員)

(あさみ りょうた 一般社団法人国歌の輪代表理事)

No.	整理番号	資料名	国名	発行年月日	切手種類	資料解説
1	01261	国歌の日25年	アラブ首長国連邦	1996/12/02	その他	小型シート 目打ナシ 国歌の楽譜に“25”の文字。音符が銀で箔押し。
2	00742	イスラエル国歌100年記念	イスラエル	1978/07/04	記念	国歌「のぞみHATIQWA」の歌詞が描かれている
3	02123	イスラム共和国樹立14年	イラン	1993/04/01	記念	イランの国歌を記した楽譜
4	00757	インド国歌記念	インド	1976/12/30	特殊	国歌の第1連の歌詞の文学
5	00500	F. A. DE. FIGUEROAの記念	ウルグアイ	1942/08/11	記念	F. A. DE. FIGUEROAの肖像(国歌の作者)
6	01086	国歌制定切手	ウルグアイ	1971/05/19	特殊	国歌の楽譜と紋章
7	00649	国歌100年記念切手	エクアドル	1965/00/00	記念	メランとネウマネの肖像と国歌の楽譜
8	00650	国歌100年記念切手	エクアドル	1965/00/00	記念	メランとネウマネの肖像と国歌の楽譜
9	00651	国歌100年記念切手	エクアドル	1965/00/00	記念	メランとネウマネの肖像と国歌の楽譜
10	00652	国歌100年記念切手	エクアドル	1965/00/00	記念	メランとネウマネの肖像と国歌の楽譜
11	00717	国歌100年記念	エルサルバドル	1979/09/14	記念	作詩有ホセ・アベリーセとその楽譜と歌詩
12	00718	国歌100年記念	エルサルバドル	1979/09/14	記念	作詩者ホセ・アンベリーセとその楽譜と歌詩と国旗
13	00846	国歌400年記念	オランダ	1968/08/27	特殊	文字 国旗の色
14	00727	国歌「おお、カナダ」100年・「カナダの日」記念	カナダ	1980/06/06	記念	作曲家ラバレ 作詞者ルティエ 作詞者ウィア
15	00728	国歌「おお、カナダ」100年・「カナダの日」記念	カナダ	1980/06/06	記念	国歌「おお、カナダ」の楽譜(最初の部分)
16	00318	キューバ共和国50年記念	キューバ	1952/05/27	記念	バス作の国歌の楽譜と国章
17	01563	国歌制定100年記念	キューバ	1970/08/17	記念	作曲者ベルチョの肖像と楽譜
18	01564	国歌制定100年記念	キューバ	1970/08/17	記念	作曲者ベルチョの肖像と楽譜
19	01643	カステロ誕生100年記念	キューバ	1971/06/05	記念	国歌を作曲したカステロの肖像と国歌の一部
20	02028	社会主義憲法記念	キューバ	1976/02/24	記念	国旗と国章と国歌(楽譜)
21	00359	グアテマラ国歌作者をたたえて	グアテマラ	1953/05/04	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
22	00360	グアテマラ国歌作者をたたえて	グアテマラ	1953/05/04	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
23	00361	グアテマラ国歌作者をたたえて	グアテマラ	1953/05/04	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
24	00362	グアテマラ国歌作者をたたえて	グアテマラ	1953/05/04	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
25	00391	グアテマラ国歌作者R・アルバレス誕生100年	グアテマラ	1958/00/00	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
26	00392	グアテマラ国歌作者R・アルバレス誕生100年	グアテマラ	1958/00/00	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
27	00393	グアテマラ国歌作者R・アルバレス誕生100年	グアテマラ	1958/00/00	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
28	00394	グアテマラ国歌作者R・アルバレス誕生100年	グアテマラ	1958/00/00	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
29	00395	グアテマラ国歌作者R・アルバレス誕生100年	グアテマラ	1958/00/00	記念	R・アルバレスとJ・J・PALMAの肖像
30	00653	国歌切手	コスタリカ	1980/06/25	特殊	国歌の楽譜と作詞をしたブレネスの肖像
31	00654	国歌切手	コスタリカ	1980/06/25	特殊	国歌の楽譜を作曲したグティエレスの肖像
32	01311	国歌100年	コロンビア	1988/05/25	記念	楽符と作詞家R・ヌネスと作曲家O・シンデイシンの肖像
35	01446	建国60年国慶記念	台湾	1971/10/10	記念	中国地図を背景に国歌の5線譜 国旗
36	00332	国歌演奏100年記念	チェコスロバキア	1934/12/17	記念	バイオリンを弾く女人 女人 ウマ風景
37	00333	国歌演奏100年記念	チェコスロバキア	1934/12/17	記念	バイオリンを弾く女人 女人 ウマ風景
38	01388	建国30年記念	中国	1979/10/01	記念	国歌の楽譜と歌詞 国旗
40	01934	第6回全国人民代表大会記念	中国	1983/06/06	記念	国歌の楽譜と歌詞
41	00151	チリ国歌100年記念	チリ	1947/09/18	記念	国歌作詩者「E・リロ」と「R・カルニセル」楽譜
42	03140	ドイツ国歌150年	ドイツ	1991/08/08	記念	ドイツ国歌作詞者ホフマン・フォン・ファレルスレーベン(1798～1874)と3番の歌詞
43	00307	国旗・国歌切手	ドミニカ	1946/02/27	特殊	ドミニカの国旗と国歌の楽譜
44	00308	国旗・国歌切手	ドミニカ	1946/00/00	特殊	ドミニカの国旗と国歌の楽譜
45	00309	国旗・国歌切手	ドミニカ	1946/00/00	特殊	ドミニカの国旗と国歌の楽譜

No.	整理番号	資料名	国名	発行年月日	切手種類	資料解説
46	00310	国旗・国歌切手	ドミニカ	1946/00/00	特殊	ドミニカの国旗と国歌の楽譜
47	00311	国旗・国歌切手	ドミニカ	1946/00/00	特殊	ドミニカの国旗と国歌の楽譜
48	00925	国歌100年記念	ドミニカ	1983/09/13	記念	国歌を作ったブレドメ（作詩）とレイエス（作曲）
49	01733	トルコ独立記念	トルコ	1968/00/00	記念	トルコ独立記念メダル 国歌
50	00092	ツポウ4世即位25年	トンガ領 フォオウ	1992/00/00	記念	連刷（3-1） ツポウ4世とトンガ国歌
51	00094	ツポウ4世即位25年	トンガ領 フォオウ	1992/00/00	記念	連刷（3-3） トンガの国歌を歌う国民
52	00241	クリスマス	ナウル	1992/11/23	特殊	児童画 クリスマスツリーと国歌
53	00188	国歌の日記念	ネパール	1974/02/18	記念	国歌の歌詞 ハナ
54	00189		ネパール	1974/02/18	記念	国歌の楽譜の一部 弦楽器のシルエット
55	00051	独立1周年記念	バヌアツ	1981/07/30	記念	国歌の楽譜
56	00167	独立10年記念切手	バルバドス	1976/11/30	記念	国歌の楽譜
57	01778	独立100年	フィリピン	1993/04/29	その他	小型シート 国旗、建物、民族衣装、樹木、花、果物、草、魚、ウシ、トリ。タブに紋章。シート地に国歌の楽譜
58	00305	レコード切手	ブータン	1973/04/15	特殊	ブータンの国歌 レコード
59	00306	レコード切手	ブータン	1973/04/15	特殊	ブータンの歴史、国歌、フォークソング（ブータン語） レコード
60	01968	作曲家ピプコフ死去100年記念	ブルガリア	1971/05/20	記念	ピプコフの肖像とその曲の1節（国歌）
61	00617	ベリーズの偉人（3次）	ベリーズ	1993/08/11	特殊	S・W・ヤングと国歌の楽譜
62	01498	アメリカの中でのベネズエラ	ベネズエラ	1972/04/28	特殊	国歌の一節の楽譜と国旗
63	01757	国家100年記念	ベネズエラ	1982/03/00	記念	国旗の地色で彩る国歌の楽譜
64	01184	国家切手	ベトナム	1980/09/30	特殊	国歌の楽譜
65	00227	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンと作詞者 SANJINES楽譜
66	00228	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンチと作詞者 SANJINES、楽譜
67	00229	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンチ、作詞者 SANJINES 楽譜
68	00230	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンチ 作詞者 SANJINES 楽譜
69	00231	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンチ、作詞者 SANJINES 楽譜
70	00232	ボリビア国歌100年記念	ボリビア	1946/00/00	記念	指揮者 ヴィンチェンチ、作詞者 SANJINES 楽譜
71	00488	ボリビア国歌100年	ボリビア	1966/00/00	特殊	ハイビスカスの花 加刷文字
72	01070	国歌150年	ボリビア	1995/12/18	記念	連刷（2-1） 国歌の作詩者J・I・デ・サンヒネス
73	01071	国歌150年	ボリビア	1995/12/18	記念	連刷（2-2） 国歌の作曲者B・ビンセンティ
74	03939	国歌200年	ポーランド	1995/07/20	記念	司令官ステファン・チャルニエワキと騎士像。馬
75	04002	国歌200年	ポーランド	1996/07/20	記念	騎兵隊の戦闘
76	04057	国歌200年	ポーランド	1997/07/18	記念	行進を囲む民衆、塔
77	04058	国歌200年	ポーランド	1997/07/18	その他	小型シート 肖像と文書
78	00276	国歌作詩者ランゲンホーフエン誕生100年記念	南アフリカ	1973/08/01	記念	国歌作詩者ランゲンホーフエン肖像とサイン
79	00277	国歌作詩者ランゲンホーフエン誕生100年記念	南アフリカ	1973/08/01	記念	国歌作詩者ランゲンホーフエン肖像とサイン
80	00278	国歌作詩者ランゲンホーフエン誕生100年記念	南アフリカ	1973/08/01	記念	国歌作詩者ランゲンホーフエン肖像とサイン
81	00482	マンデラ大統領就任	南アフリカ	1994/05/10	特殊	南アフリカ国歌
82	00489	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	国歌採用の象徴図（楽譜と木の枝と手）
83	00490	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	国歌採用の象徴図（楽譜と木の枝と人間の手）
84	00491	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	国歌採用の象徴図（楽譜と木の枝と人間の手）
85	00492	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	女人とヘビをくわえた鳥
86	00493	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	女人とヘビをくわえた鳥
87	00494	メキシコ国歌100年記念	メキシコ	1954/09/16	記念	女人とヘビをくわえた鳥

No.	整理番号	資料名	国名	発行年月日	切手種類	資料解説
88	01412	ドミニカ共和国独立145年	メキシコ	1989/02/27	記念	ドミニカ共和国の国歌の譜面の上に紋章
89	01685	愛国週間	メキシコ	1994/09/16	特殊	国旗と国歌の歌詩
90	01757	建国記念日	メキシコ	1995/10/22	特殊	国旗と国歌の歌詞
91	00051	全国歌謡祭	ラトビア	1993/07/03	特殊	全国歌謡祭のマーク
92	00052	全国歌謡祭	ラトビア	1993/07/03	特殊	全国歌謡祭のマーク
93	00053	全国歌謡祭	ラトビア	1993/07/03	特殊	象徴図案
94	00230	A、タブマン孤児院設立記念	リベリア	1957/11/25	記念	保育所の建物と国歌を歌う3人の子楽譜
95	01142	ヨーロッパ切手	ルクセンブルグ	1985/05/08	特殊	ルクセンブルクの地図にト音記号と国歌の譜面
96	00041	国歌150年	スロバキア	1994/09/01	その他	小型シート ヤンクォ・マツシュカの肖像と水差しを持つ女性像
97	00003	暫定政府設置	オランダ領 アルバ	1986/01/01	特殊	アルバ島の国歌
98	00194	クロアチア音楽の歴史	クロアチア	1996/03/28	特殊	連刷(4-4) 国歌100年一さまざまな色を配したバックに国歌の題名
99	02154	千年紀シリーズ(10次)	大韓民国	2001/04/02	その他	小型シート(6種の意匠のうちから)作曲家・安益泰(1911-)とその作品「愛国歌」の楽譜(同国の国歌)
100	00692	国の象徴	ロシア連邦	2001/06/05	特殊	連刷(3-3) 国歌
101	00693	国の象徴	ロシア連邦	2001/06/05	その他	小型シート 国旗 国章(金で箔押しの上 エンボス加工)国歌
103	00164	国歌	エストニア	1999/6/30	2 記念 タブ付	タブ付 1869年の初演奏
104	01116	国歌100年	コスタリカ	2003/9/10	2 記念 連刷	連刷(2-1) 作曲家ホセ・マリア・セレドン(1877-1949)と1番の歌詞
105	01117	国歌100年	コスタリカ	2003/9/10	2 記念 連刷	連刷(2-2) 作曲家ホセ・マリア・セレドン(1877-1949)と1番の歌詞
107	00898	国歌25年	バハマ	1998/12/10	2 記念	国歌製作者ティモシー・キブソン
108	06616	国歌175年	ハンガリー	1998/1/22	2 記念	葉に書かれた歌詞 詩人Ferenc Kolcseyによる作詞
111	02118	フィリピン独立100年	フィリピン	1997/6/12	9 小型 シート	小型シート 独立100年。戦争の英雄や革命指導者。E・パンジェリスタ。V・アルバレス。カスティロ。P・ビレガス。シート地下部に国歌の一部。
112	02020	独立100年	フィリピン	1996/6/12	9 小型 シート	小型シート プガドラウインの運動、ピナグラバナンの戦い、ヌエバ・エシジャの運動、ピナカヤンの戦い シート地に国歌の楽譜
113	02217	フィリピン独立100年	フィリピン	1998/6/3	9 小型 シート	小型シート(4×1) セブ島蜂起 ネグロス島蜂起 イリガン蜂起 ロゴシート地に国歌の楽譜
114	01869	独立100年	フィリピン	1995/6/12	9 小型 シート	小型シート(4×1) カビテの反乱(1872年)を記念 造船所(2P)、建物(3P)、記念碑(2P)、クリサント・デ・ロス・レイェス・イ・メンドーサ(3P) 国旗 シート地に国歌の譜面
115	02342	国歌100年	フィリピン	1999/9/3	2 記念	楽譜 2人の人物の肖像。
116	02512	パラリンピック・アテネ大会	ポルトガル	2004/9/2	3 特殊	小型シート ベドロ・オMEM・デ・メリヨ(Pedro Homem de Mello: 1904-84): 詩人 民族学者。ファド(同国歌謡)に多くの作品を残す。
121	02176	国歌150年	メキシコ	2004/10/8	2 記念	ポストに手紙を運ぶ鳥
122	00341	絵画	ラトビア	2005/5/8	3 特殊	ラトビア国歌を作曲したバウマン・カーリス(Baumanu Karlis) 肖像。背景に国歌の楽譜。
123	01466	国歌作曲家ツィンネン死去100年	ルクセンブルグ	1998/3/23	2 記念	タイプされた文字
124	00160	国の象徴	キルギスタン共和国	2003/10/4	3 特殊	国歌
125	01899	独立50年: 鉱業	ガーナ	2007/09/15	2 記念	Philip Gbeho (国歌作曲家)
126	03337	トルコ中央銀行75年	トルコ	2006/10/03	2 記念	寄付金つき メフメト・アーキフ・エルソイ(Mehmet Akif Ersoy: 1873-1936): トルコ国歌“独立行進曲”を作詞 背景に歌詞と行進する人々
127	03338	メフメト・アーキフ・エルソイ没後70年	トルコ	2006/10/13	2 記念	寄付金つき メフメト・アーキフ・エルソイ(Mehmet Akif Ersoy: 1873-1936): トルコ国歌“独立行進曲”を作詞 背景に2番の歌詞と人々

No.	整理番号	資料名	国名	発行年月日	切手種類	資料解説
128	02730	第15回パンアメリカン競技会	ブラジル	2006/08/08	3 特殊	国歌の歌詞の一部 車椅子レースの競技者とブラジル・パラリンピック委員会のロゴ 水泳・陸上・車椅子レースのピクトグラム
129	01503	国の象徴	ペルー	2006/02/27	3 特殊 連刷	連刷(3-3) 国歌の楽譜と作者ホセ・ベルナルド・アルセド (Jose Bernardo Alcerro) とホセ・デ・ラ・テッレ・ウハルテ (Jose de la Terre Ugarte)
130	00202	〈ヨーロッパ〉切手50年	キルギスタン共和国	2005/12/29	9 小型 シート	小型シート(2×3) T. Sydykbekov (1912-97): 国歌の歌詞を作詞
131	00505	偉人	チェコ	2008/01/20		ヨセフ・カイェターン・ティル (Josef Kajetan Tyl: 1808-1856) 誕生200年…作家、現在の国歌の作詞者
132	02002	イスラエルの国歌	イスラエル	2008/04/28	9 小型 シート	児童画 文字やシンボルで表した「I love Israel」 タブに「児童画・イスラエル60年」
133	00727	国歌と図書館	ネパール	2008/11/13		国歌の楽譜と歌詞の背景に国旗
135	00764	観光	ネパール	2007/12/30		楽隊と国歌「我らこの国を愛す」の歌詞と国旗(1859)
136	01373	国歌150年	ノルウェー	2009/04/17		無額面A(国内用)(8.00NOK) ベルゲン鉄道100年 冬の列車が走る風景セルフのり
137	00568	自然保護区	チェコ	2009/09/02	9 小型 シート	同国の国歌「我が故郷はいずこ」の楽譜 国章の獅子 国木の菩提樹 1834年に初めて演奏された
138	00569	国歌175年	チェコ	2009/10/14		リトミシュル城のアンピール(エンバリア)様式のストーブ(1810頃)

【表】「切手に見る世界の国歌展」展示リスト(外国切手)

調査研究報告

# 秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(三)

## 一 はじめに

郵政歴史文化研究会第五分科会で調査研究を行っている、郵政博物館資料センター収蔵の秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(以下「東海道絵巻」と省略)の三回目の報告である。

今年度当初も昨年度同様、同様な絵画資料の情報を寄せてもらうことを依頼するため、旧東海道沿線の自治体教育委員会文化財担当部署と博物館・美術館、及び街道絵巻を収蔵して調査研究成果のある博物館・美術館宛てなど、関係機関に調査報告(二)の抜刷を送付した。絵画資料は、親本を元に描かれることがある。「東海道絵巻」にも先行する絵巻の存在がわかれば、製作過程や時期などの情報を得られると考えたからである。送付の結果、今回も関係機関からは、何ら情報が寄せられていない。改めて「東海道絵巻」は、オリジナルに描かれたことを想定させるものかもしれない。今回は、「記載場所と制作年代の推定」、「小田原から箱根間の考察」(第一四・一五・一六紙)、「描かれた町屋の地域性と時代性」の三編を報告する。

## 二 記載場所と制作年代の推定

前回までは、江戸城から京都に向かって「東海道絵巻」に貼付された金紙短冊記載の地域と、その場所からいつ制作されたのかを検討してきた。研究会では、「東海道絵巻」は、京都の絵師が関係しているのではないかと推測も出ていた。研究会顧問で第五分科会メンバーの山本光正氏から京都側からみると、また違う情報が得られるのではないかと助言を得て、今回は二条城から東下しながら金紙短冊を検討することとした。その結果は後述するが、興味深い事実が確認できた。

### (一) 金紙貼紙

今回は、第七六紙から第七〇紙までの記載内容からみる。

### 画中貼紙

### 場所

第76紙 しんせんゑん

神泉苑

杉山 正司  
大和田公一  
波多野 純

第72紙  
 京二条城  
 三条通  
 堀川  
 おいけ通  
 二条通  
 寺町  
 河原町  
 せいくわん寺  
 小橋  
 ほんど丁  
 屋まとはし  
 三条大はし  
 なわて  
 智恩寺道  
 白川はし  
 かはしん堂  
 たいし堂  
 せうれん院様  
 くろ谷  
 なんせんじ  
 阿はた口  
 ひの岡  
 御ひやう野  
 天智天皇御崩  
 かゝみ山  
 やふのした  
 四のみや川原  
 十せんし  
 六ちそう  
 屋つこちや屋

二条城  
 三条通  
 堀川  
 御池通  
 二条通  
 寺町  
 河原町  
 誓願寺  
 三条小橋  
 先斗町  
 大和橋  
 三条大橋  
 繩手(四条以北鴨川土手)  
 知恩院道  
 白川橋  
 庚申堂(八坂庚申堂)  
 太子堂(法観寺)  
 青蓮院(青蓮院門跡)  
 黒谷(金戒光明寺)  
 南禅寺  
 粟田口(京七口の一つ)  
 日ノ岡(日ノ岡峠)  
 御廟野(天智天皇陵)  
 (崩御の場所は天津宮)  
 鏡山  
 藪ノ下(すずめ坂付近)  
 四ノ宮川原(四ノ宮川)  
 十禅寺  
 六地藏(山科地藏・徳林庵)  
 奴茶屋

第71紙  
 やすい寺  
 もろはの明神  
 三井寺へ出ル  
 ふしみ道  
 をとは山  
 山城近江さかい  
 おいわけ  
 大たに  
 あふ坂  
 四明のたけ  
 正ほうじくわんおん  
 ひゑいさん  
 丹尾明神  
 せき寺の明神  
 たかくわんおん  
 明神  
 三井てら  
 大津八町  
 いはら川  
 志か  
 四の宮

安祥寺?  
 諸羽神社(両羽神社)  
 伏見道  
 音羽山  
 山城近江国境  
 追分(山科追分)  
 大谷(蟬丸神社付近)  
 逢坂(逢坂関旧在)  
 四明ノ嶽(四明ヶ岳)  
 正法寺観音  
 比叡山  
 (三尾神社?)  
 (関清水明神? 蟬丸神社下社?)  
 高観音(近松寺)  
 ?  
 三井寺(園城寺)  
 (上関寺から札ノ辻)  
 ?  
 志賀(滋賀)  
 四宮神社(天孫神社)

(二) 貼紙記載場所の特徴

第七六紙最奥には、二条城南側にある神泉苑がある。延暦二年(七九四)造営で、二条城築城に際して湧水を城の堀に取り込むために境域の北側部分を失った。板倉勝重らが堂舎を整備して、東寺管轄として再興しており、幕府との関係もある。天明八年(一七八八)天明の大火の飛び火で焼失。二条城は、慶長六年(一六〇一)徳川家康により築城。寛延三年(一七五〇)落雷で天守焼失。天明八年(一七八八)本丸御殿、隅櫓焼失。絵巻では、天守、隅櫓とも描かれているが、仮に焼失等で存在しなくても描かれるの

で、年代比定には使えない。

三条通は、東西に走る東海道の延長の道路である。第七六紙では、三条通は、神泉苑に通じている。本来は神泉苑に通じるのは、三条通北側を走る御池通であり、絵巻の連続性からみると、位置関係の整合性がとれていない。第七五紙へ御池通を辿ると、三条小橋、そして三条大橋へと本来は三条通であることになる。一方、三条通を東に向かうと、第七五紙では誓願寺前を通っており、正しい三条通となる。この二本の通りの位置関係は、碁盤の目に例えられるように京都の通り名称の煩雑さを表しているとみられ、描いた絵師があまり京都の町を知らなかった可能性がみえる。また洛中を描いた絵画では定型である、二条城正面に続く御所が描かれていないという特徴もある。

第七五紙の河原町は、高瀬川と三条小橋に面した町屋が描かれている。この付近は、秀吉が築いた御土居東側にあたり、万治三年(一六七〇)に寛文新堤築造で破却されている。

三条小橋は、明和八年(一七七二)の朝鮮通信使来朝に際して修復されている。三条大橋と三条小橋以外には、欄干に擬宝珠がない<sup>1)</sup>特徴的な描写である。

また先斗町は寛文一〇年(一六七〇)に護岸工事で埋め立てられてできた場所、正徳二年(一七二二)に水茶屋ができ繁華な場所となった。

第七四紙では、貞享年間(一六八四〜八八)に架橋された大和橋が描かれている。享保一七年(一七三二)に石橋に掛替られている。

白川橋は、東海道に架かる橋で、寛文二年(一六六二)京都所司代牧野親成が、五条大橋の崩れた石材で掛替。

次の庚申堂(金剛寺)と八坂の塔で知られる太子堂(法観寺)は、共に京都の名所として描きたかったのだろうか。そのあとに続く青蓮院との位置関係が不自然である。絵巻では三条大橋から東海道を東に向かい、白川橋を渡ると知恩院への参詣道が出てくる。その先に南に庚申堂と太子堂が道の南側に並び、続いて青蓮院にいたる。実際には、知恩院の遙か南、描かれていない祇園社(八坂神社)の南方に庚申堂と太子堂は隣接して存在している。他に名刹であった未知の庚申堂と太子堂があったのだろうか。

つまり描かれて当然の知恩院と祇園社が描かれず、描かれるはずのない庚申堂と太子堂が描かれるという矛盾がみられる。

第七三紙に続く手前情報には、黒谷、すなわち黒谷山金戒光明寺を北に遠望する。

第七三紙は、南禅寺を北側に臨み、京七口の一つ栗田口に至る。栗田口付近の九条山には、御仕置場があったが、描かれていない。

日ノ岡峠は、木食上人(善阿)が享保一九年(一七三四)から元文三年(一七三八)にかけて改修工事を行い、接待のための梅香庵(木食寺)が開かれたが、道の北側に家屋が描かれるが、梅香庵らしき建物は無い。

また天智天皇陵(山科陵)など関連遺跡については、他に比べて詳細に描く。

第七二紙は、鏡山東側のすずめ坂付近の藪ノ下であるが、煙草が有名であり、商家には煙草の葉が見える。

四ノ宮川原は、淀川水系山科川上流部の四ノ宮川の河原で、この後に描かれる諸羽神社付近の河原は、市場機能があったという。

十禅寺は、本山派(聖護院)修験宗寺院で、仁明天皇第四皇子の人康親王(四宮)開基で墓所もある。家康のひ孫にあたる明正天皇が帰依したことで知られる。隣接する六地藏(山科地藏)は徳林庵といい、京都六地藏の一つで、四ノ宮祭が行われる。

奴茶屋は、片岡丑兵衛という弓の名人が、街道に出る盗賊を討ち取り、文安四年(一四四七)に茶店を設けたのに始まる。

東海道北側に「やすい寺」とあるが、安祥寺であろう。嘉祥元年(八四八)文徳天皇母・藤原順子の発願により創建された真言宗寺院。応仁の乱で荒廃し廢寺同然であったが、家康により復興。宝曆九年(一七五九)多宝塔が再建されるが、描かれていない。

第七一紙は、諸羽神社から始まる。かつては両羽神社ともいい、人康親王の四ノ宮山荘ともいわれる。

この第七三紙〜第七一紙は、天智天皇と四ノ宮と呼ばれる人康親王に関する場所を、丁寧に取り載している特徴がある。

ここで重大な情報が得られた。この四ノ宮河原―十禅寺―徳林庵―奴茶

屋―安祥寺―諸羽神社の地理的關係に「東海道絵巻」と実際の所在場所に異同が見つかつた。京都から江戸に向かつて、多少の南北關係の差はあるが、安祥寺―奴茶屋―諸羽神社―十禪寺―徳林庵<sup>(2)</sup>―四ノ宮河原となるはずである。この位置關係が、絵巻では真逆となつてゐる。

この先は「三井寺へ出ル」とあり、これは「小坂越」と呼ばれる三井寺(園城寺)への参詣道である。ついで「伏見道」となるが、これも本来ならば小坂越よりも京都よりにあるはずであるが、絵巻は前後が逆になつてゐる。

さらに音羽山は山科区と天津市の境界にあり、次いで山城近江国境となり、その先に東海道と伏見街道(奈良街道)との追分が描かれる。これも国境より京都側に追分が位置しなければならぬが、位置關係が前後逆に描かれる。

京の市中と山科付近の収載された場所の位置關係が、明らかに混乱してゐる。描かれなければならない場所が描かれず、描かれるはずのない場所が描かれ、また位置關係が逆転して描かれてゐることが意味するところは、何だろうか。研究会では京の絵師の手になる絵巻の可能性を考えていたが、京の絵師ならば、住まうところに近い場所であり、このような間違ひはありえないのではないだろうか。そう考へるならば「東海道絵巻」は、京の絵師によるものではなく、江戸の絵師によるものとの確証が強くなつてきた。前回まで見てきた江戸から駿河付近までは、今回のような逆転した位置關係は確認できていないので、これ以東の貼紙に記された場所の位置關係も明らかにして、判断していかなければならない。

第七〇紙に戻り、前紙の蟬丸神社の先に逢坂関がかつてあつたとされる「逢坂」となる。北には四明ノ嶽、『東海道名所図会』には四明嶽、現在は四明ヶ岳を望む。その先には「正法寺観音」が描かれるが、『東海道名所図会』には三井寺南院にあると

「東海道絵巻」	実際の並び順
四ノ宮河原	安祥寺
十禪寺	奴茶屋
徳林庵	諸羽神社
奴茶屋	十禪寺
安祥寺	徳林庵
諸羽神社	四ノ宮河原
小坂越	伏見道
伏見道	小坂越
山城近江国境	追分
追分	山城近江国境

の記載はあるが、「東海道分間延絵図」には記載が無く、塔頭のひとつである。

「比叡山」は遙か北に望み、前に出た「四明ノ嶽」との双耳峰である。「丹尾明神」は、不明ながら三尾神社であろうか。ここから大津宿までは、場所や地点が定まらず、何故この場所を描いてゐるのか判然としない。「せき寺の明神」は、「関清水明神」か「蟬丸神社下社」か、位置關係からも定まらない。高観音は、三井寺の別所で高観音近松寺であるが、位置關係に不審がある。「明神」は、位置關係も含めて具体的な名称は不明であるが、早尾明神社であろうか。

「三井寺」は、天台宗総本山園城寺。「大津八町」は、上関寺町から札ノ辻までが八町とも、町の数が八町ともいう。

巻末の「いはら川」は、現行の滋賀県の川名には存在しない。かつてあつた小河川なのか、静岡市には庵原川があり混同したのか。

「志賀」は、滋賀の元となつた場所、志賀里は三井寺北の四ヶ村をさす。最後の「四宮神社」は、現在の天孫神社であり、これまでみてきたように「四宮」に対しては、かなり拘りが感じられる。

以上、第七六紙から第七〇紙は、収載場所と描いた位置關係は不審が多々あつた。製作にあつたのは、現地調査をしたとは考へにくい。少なくともこの地区は現地を見ることなく、手本(元本)となる先行する絵巻か書物、道中記等を参考にしたと考へられる。製作者は、どのような元本を参考にしたのであろうか。

### (三) 記載場所からの年代情報

次に、「東海道絵巻」に記された建造物や構造物など建立年代についてみていく。前回同様に絵巻が描かれた同時代に、存在しない建造物は当然描かれず、廃絶した建造物や構造物は、象徴や当時の人々の心象風景にもなつて描かれてゐることは述べたとおりである。

ここでも前回同様に、天正一八年(一五九〇)以降を中心に、建立年代を列挙する。



ア、まず、目に付くのは右上に付された「関本西〇寺」という付箋および寺院の建物である。〇は「念」とも読め、「西念寺」という寺院は関本より手前の沼田村(現、南足柄沼田)に現存するが、付箋には「関本」という地名が明記されていることから、「最乗寺」と解釈した方が良いだろう。この「最乗寺」については、明暦元年(一六五五)「道中記」(以下『道中記』)に「かうす(国府津) 右にせきもとのさいしやうしというてらあり」と記され、寛文元年(一六六一)「東海道名所記」(以下『名所記』)にも「右のかたに、関もとの西勝寺という寺あり」と、さらに元禄二年(一六八九)「一目玉鉾」(以下『玉鉾』)には「それより関本といふ所に山の下道に寺見へける」「〇取勝寺」とあり、文字表記は区々であるが、いずれも東海道からは見ることのできない曹洞宗大雄山最乗寺の情報を伝えている。なお、『玉鉾』にも寺院建築物の描写があるが、『絵巻』のそれとは別物のようである。

イ、次に「心光寺村」の付箋について。山王原村(現、小田原市東町)に浄土宗月窓山護念院心光寺という寺院は存在するが、村名として確認することはできない。そしてこの寺も酒匂川右岸に位置するもので、付箋の場所とは異なっている。

ウ、「まへ川はし」付箋上方の「あづまの明神」についても、本来第13紙「さかみ(国府津)」より東側、梅沢(『絵巻』に記載なし)の北方に位置するもので、場所違いである。  
エ、酒匂



『延絵図』に描かれた網一色村の川会所附近(郵政博物館資料センター蔵)



『延絵図』に描かれた溜井(郵政博物館資料センター蔵)

川。周知のようにこの川は、三月から十月までは夏川と称し徒歩渡、以降の期間は仮橋にて通路するものであり、『絵巻』には夏川の様子が描かれている。

ここでは、右岸に沿い幾分下流方面に描かれている井桁に組み上げられた丸太材と草葺き屋根を被せた掘立小屋、そしてその前におかれた川越用鞆の部材に注目したい。『絵巻』に村名表記はないが、網一色村となるこの場所には、「東海道分間延絵図」(以下、『延絵図』)によれば、「川会所」および「酒匂川仮橋木小屋」という領主持ちの施設があったことを確認する。『絵巻』に描写された内容やその場所から、これらの施設を想起するに難くなく、これらの施設の成立・設置年代を検証することにより、『絵巻』成立年代の上限を類推することもできよう。

オ、次の場面は、小田原宿東端江戸口周辺の景観である。まず、街道山側に竹矢来を張り巡らせた見附様の施設と結界の角柵。柵の開口部より宿内へ入ると右手に番所。街道に面し、幔幕の張られた室内には、羽織・袴姿の二名の番士と軽輩の三名が座す。白地の幔幕には「藤」の紋様が見える。

カ、番所から東海道を挟み反対側(南側)を見ると、半円形に挟まれた池のように見えるものが描かれている。このあたりには、小田原北条氏統治下に、城下町用水確保のため掘削した「小田原用水」の流末に設置された「蓮池」と称される人工調整池があった。この池について元禄三年(一六九〇)「東海道分間延絵図」(以下、『分間延絵図』)や宝暦三年(一七五三)の「新版東海道分間延絵図」(以下、『新版分間延絵図』)には「池」とのみ、『延絵図』では「溜井」と記されている。これが「蓮池」を描いたものであるば、『郵政博物館 研究紀要 第16号』で杉山正司氏が指摘されている絵巻所蔵者の秋元氏と小田原北条氏の関係を意図したものかと、憶測してしまふ。

江戸口番所前を通過し小田原宿内へ。「通り九町」の内、新宿町で直角に左へ曲折し通称「蹴上坂」を登るところまでが、第14紙の範囲となっている。

② 第15紙 小田原宿

キ、第15紙の右端には里程を記す付箋。「小田原分箱根へ三里廿八町」

とあり、『名所記』、および『分間絵図』に記された「四里」、『新版分間絵図』および、『延絵図』や天保度の『東海道宿村大概帳』に記された「四里八町」とは異なっている。

ク、その左手には、「竹下山」の付箋。周辺に同名の山はなく、これが駿東郡の「竹の下」を示すものであるとすれば、小田原宿からは五里以上も遠方の地であり、また『道中記』『玉鉾』等の資料にも記載がない。上述キの里程と共に、どこからこれらの情報もたらされたのか検討を要するところであろう。

さて、小田原宿は東から新宿町・万町・高梨町・宮前町・本町・中宿町・欄干橋町・筋違橋町・山角町の「通り町九町」で構成されている。本図は前第14紙からの継続で見れば、万町から山角町まで、小田原宿のほぼ全体がその範囲とはなっているが、各町を逐一描いている訳ではない。万町から始まる本図は高梨町へと進むが、同町にあった「下の問屋場」の描写もない。

ケ、次に目当てとなるものは、大手門につづく東海道の出入り口である浜手口とそこに設置された番所であり、これは宮前町辺りが描かれているものと思われる。

コ、小田原城は城郭・御殿など重厚に描かれてはいるが、三重天守付櫓形式という特徴を持つ構造とは異なり、形式的な図柄であることは否めない。

東海道は、本陣・脇本陣二軒宛四軒が集中している本町や脇本陣一軒、「上の問屋場」が建ち宿の中心部である中宿町へと進むことになるのだが、いずれもそれとわかるものはない。道筋は、中宿町から隣接の欄干橋町へ向い幾分北上するルートとなる。

サ、第15紙中央部に鉤型状に描かれた道の曲折が欄干橋町へ向け北上する道を意味するものか。欄干橋町境の曲折部分とその前方の店先二カ所には「うひろう」と書かれた看板



山角町の天満宮（現、小田原市南町）

が見える。「うひろう」看板については、紀要第15・16号に所収の調査報告(1)(2)に既述されているので参照願いたい。

シ、欄干橋町に続く筋違橋町西端にたなびく金雲の下方には、「太閤御ぢんは」の付箋及び石垣が描かれている。天正十八年(一五九〇)豊臣秀吉の小田原攻めにおいて築城された石垣山城(一夜城)の城跡であろう。さらにその下方には海岸沿いを熱海へと続く「根府川通」が描かれている。

ス、一方、金雲の上方には「天神」の付箋、鳥居・社がある。これは山角町(現、小田原市南町)に現存する天神社のことと思われ、創建年代は不明だが別当寺の威光山長教院三光寺(明治初廃寺)は永祿四年(一五六二)中興と伝わり、その歴史は古い。また、ここには北条氏康が奉納したと伝わる「綱式天神像」(小田原市指定文化財)が安置されている。これもまた、小田原北条氏由来の描写対象であろうか。

セ、天神下にたなびく金雲(霞)の下方は、小田原宿西端の板橋見附から箱根方面への街道風景となるが、見附の景観は描写されていない。

③ 第16紙 入生田村から箱根宿

ソ、第16紙は「入うた村」(入生田村)の付箋から始まる。第15紙西端との間には、『玉鉾』では「○石垣山是ハ太閤秀吉公氏直むかひ陣を取給ひし所也」、『名所記』には「かざまつり(風祭)、左に松山あり、その上に、杉山あり、いしがき山といふ」、又明暦三年の「道中記」には「町はずれに地藏堂有、かさまつり(風祭)、左に松山有、いしかけ山(石垣山)といふ所、太閤の御陣場なりと云、いりかた(入生田)、小田原石是より出るなり」という情報が記されている。さらに、『分間絵図』には「はんせういん(万松院)・法せんじ(宝泉寺)・長興山浄泰寺(紹太寺)」が紹介されている。『絵巻』には、前述のように第15紙に「太閤御ぢんは(陣場)」の付箋及び石垣が描かれており石垣山城を想起させてはいるが、山の名称を始め前記のような小田原宿から箱根湯本間の諸要素については、全て割愛されており、不自然さを感じるところである。

タ、次の付箋には、「とうのさわゆ(塔之沢湯)」と記されている。「塔之沢」は湯本の三枚橋で東海道を分岐し、七湯道を十八町ほど進んだところにある湯治場で、『玉鉾』にも「玉笹を分のほれば、山川音なして右の

かたの里を湯沢とて、諸病人の入所也」と記し、『名所記』や『道中記』にも紹介されている所である。『絵巻』には三枚橋や分岐点、七湯道も記されているが、類本にある湯治場塔之沢を付箋で記すことにより紹介している。

チ、続いての付箋は、「ゆもとじぞうたう（湯本地蔵堂）」と読め、その下に宝形造りの堂宇が描かれている。この地蔵堂は『絵巻』には記載のない「正眼寺」という寺持ちの堂宇で、箱根山中で地蔵信仰が隆盛した鎌倉期の建立と伝わる。その左手には「宗雲寺」の付箋。このあたり、『名所記』には「湯本の地蔵ハ、海道の右にあり、惣恩寺といふ寺有。」、『玉鉾』には挿絵中、海道の下側に「ちそう堂」の付箋、本文中「湯本」の項に「此里にむかし連歌師宗祇乃塚迎、いわの陰道に苔の下露残り地蔵堂有」とあり、早雲寺は軽々に若しくはその名さえ紹介がないが、『絵巻』では小田原北条氏の菩提寺であるが故にその容姿が描かれているとも思われる。なお、位置順でいえば早雲寺の西側が地蔵堂となり、『絵巻』における両者の位置は逆転しており、また東海道の道筋も錯綜している。金雲に囲まれた当該エリアについては、「入うた村」付箋の位置を除き、「箱根山の山深さを表現するための画面構成として左右（東西）逆に描いたものか」という山本光正氏の推測もある（『郵政博物館 研究紀要 第17号』）。

ツ、さて、次のエリアには「はたのちやや」という付箋が見え、間の村畑宿が描かれている。この地は、弘治二年（一五五六）小田原北条氏より「こき（合器）御分国中何方に於ても商売仕べく候」（『相州文書 足柄下郡』）という免状が発給され、室町期にはその存在が確認されている集落であり、『名所記』や『玉鉾』にも紹介されている。なかでも名主の畑右衛門家が営む「茗荷屋」という茶屋は名物茶屋として有名で、江戸後期には浮世絵の画題にもなっている（歌川芳虎「東海道 箱根畑」）。『絵巻』に記載された店先はこれを描いたものであろう。

テ、畑宿を過ぎると箱根山の本格的な急坂登攀となる。『絵巻』には「かしの木」との付箋が見えるが、これは『名所記』に「檜の木の下をさかをこゆればくるしくて どんぐりほどのなみだこぼる」と紹介された「檜木坂」を描いたものである。

ト、檜木坂の左、頂部に松を乗せた山は「文庫山」のようで、広重の保永堂版東海道五十三次「箱根 湖水図」の中央に聳え立つ岩山の図柄を想起させる。

ナ、箱根山の山頂部には、「ごんげん」の付箋と社、箱根権現が描かれている。『絵巻』の「ごんげん」は中央に箱根権現の社、左右に駒形・能善権現社（右手は杉の合間から一部社の屋根を確認することができる。）が鎮座しているように描かれ、鎌倉末期に成立した「箱根権現縁起絵巻」（国指定重要文化財）の形式を忠実に表現している。また、社前には『玉鉾』には記載のない、膝まづく二人の参詣者が描かれている。

ニ、権現下にたなびく金雲の下には、前述した文庫山と思われる山を回りこみ芦ノ湖畔へと至る東海道の権現坂辺りが描かれている。坂を下り切った道の左右に「ぢぞうたう」「さいのかわら」の付箋。芦ノ湖畔の賽の河原は、国の史跡・重要文化財に指定されている元箱根石仏・石塔群のある精進池畔からこの場所へ移転したものと伝わる。『名所記』に「さいのかはらあり。右の方にて、往來のともがら、石をつミニ念仏申てとをる也。左のかたに、弥陀地蔵の堂あり、不断ねんぶつの所なり。」とあることから、寛文元年以前にはこのあたりを賽の河原と称していたようだ。山側に見える宝珠屋根の地蔵堂は、『名所記』に云う「弥陀地蔵の堂」で、五軒並び建っていたとされる内の一軒である。

元箱根賽の河原付近より箱根関所へ至る道程を辿る。実景では賽の河原から箱根関所の間は、八町（約八七二m）程の距離があり、小名で三ツ屋・葎原窪（地内に江戸から二十四里目の一里塚があった）、そして箱根宿の構成町であり十五軒ほどの茶屋が立ち並ぶ新屋（谷）町、また明治期に箱根離宮が建設される塔ヶ島などが存在するが、『絵巻』では金雲で覆われることもなく、割愛されている。

ヌ、湖側に数本、杉並木を思わせる樹木が描かれている。箱根越え東海道並木は、他の場所のような松並木ではなく杉並木であることが知られる。平成初期頃実施した並木の年輪調査によれば、杉の樹齢は三百年前後で、街道並木の植樹が発令された慶長九年（一六〇四）まで遡ることはできない。また、箱根山麓の湯本から畑宿にかけては、松並木の痕跡を

確認することもできることから、箱根越え東海道においても当初は全域に松が植樹されたが、寒冷多湿の環境となる中腹から山頂部は松の生育に適さず、発令から四十年ほど後、杉に植え替えられたものと考えられている。『絵巻』第16図においても、湯本から畑宿あたりにかけての街道沿いには、枝を横に広げた松が、芦ノ湖周辺に至っては、前述した文庫山山頂の松一本を除き、円錐形の樹形となる杉が描かれている。つまり、『絵巻』作者は街道並木の樹種変化を意識して描いたものとも見えることから、この描写内容年代は寛永末年以前に遡り得ることはないと言ってよいだろう。

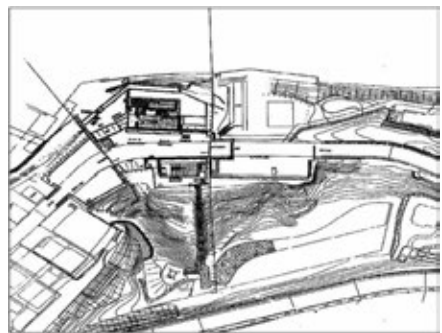
(二) 箱根関所と箱根宿

① 箱根関所の概要

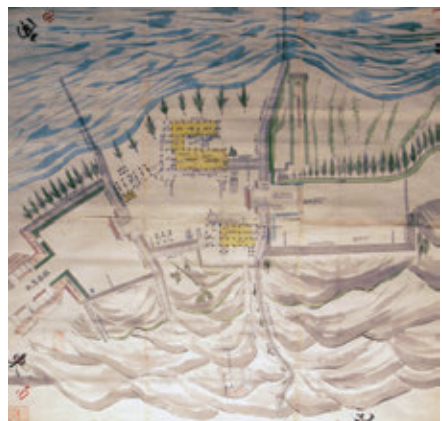
杉並木の並び「御番所」と記された付箋の下に箱根関所が描かれている。ここではまず、『絵巻』の描写内容を検討するにあたり、箱根関所の概要について簡単に紹介する。

関所の成立について伝える史料は散見する。その中で文化七年(一八一〇)小田原藩からの尋ねに対し、箱根関所設置当初から定番人を務めている立木家の家伝として「(関所は)元和五癸未(己未)年仲春、只今之御場所二建申候由」と回答したという記録(「箱根御関所定番人并人見女取扱」『東海道箱根宿関所史料集 一』所収)から、箱根関所は、元和五年(一六一九)に現在の場所に設置されたものと考えられている。もともと、東海道の整備年代や箱根関所周辺の矢倉沢・根府川関所が天正十八年(一五九〇)、慶長九年(一六〇四)にはそれぞれ成立していると伝わること、そして『徳川実紀』の慶長八年(一六〇三)四月、慶長十九年(一六一四)十月の記事に「箱根の関」、「箱根まで来りしに、関守のため留られ」云々といった記載があることなどから、当初箱根山中東海道沿道のいずれかにあった関所を、元和五年(一六一九)に現在の場所へ移設したものと解釈されている。以降箱根関所は、明治二年(一八六九)の廃関に至るまで二五〇年間この場所で機能していた。

次に、『絵巻』に描写された箱根関所と比較検討するため、必要な範囲で関所の地形及び建物配置について実景を確認する。関所は、平面図(図



図ア、箱根関所平面図



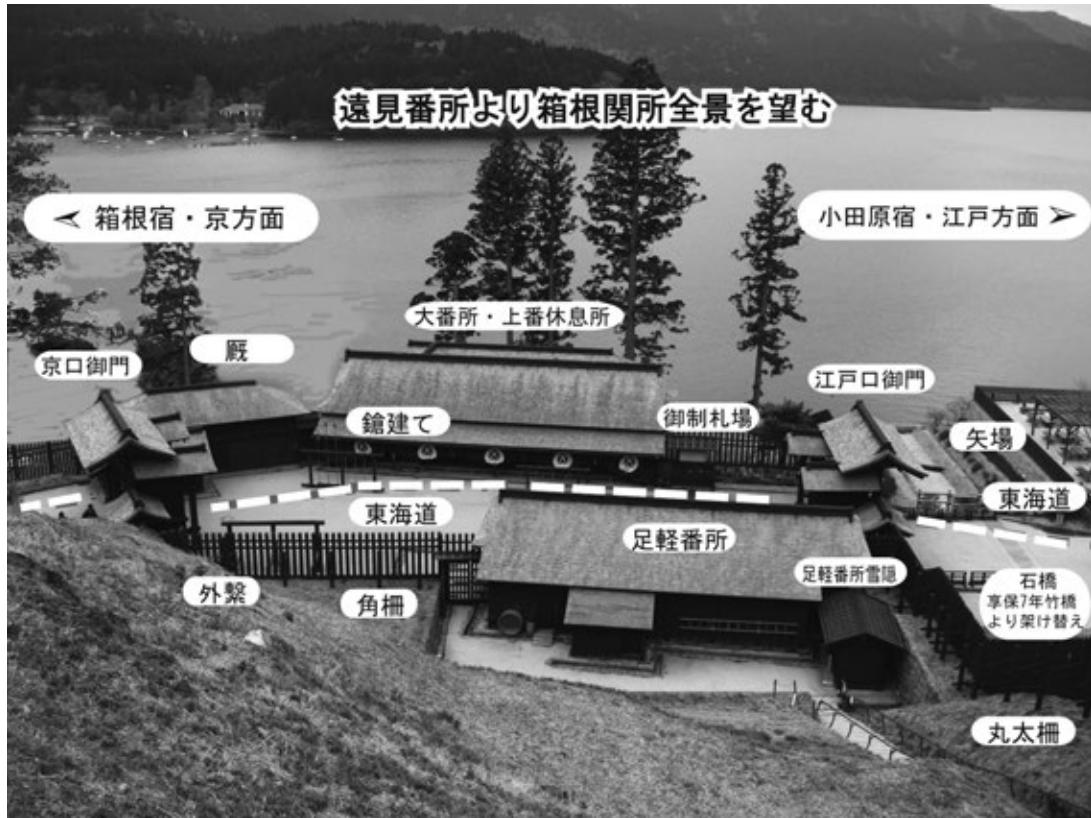
図イ、箱根関所平面図(「享保図」小田原市立図書館蔵)

ア)のコンターラインを見ると、図面下方(南側)から急な崖が迫り(正確には標高差三十mほどの断層崖)、上方(北側)は芦ノ湖の湖岸に挟まれた小平坦地に置かれている。もちろんここには左右方向に東海道が貫通しているが、道筋は丁度この地点で上下を軸とした場合、斜め左下方向、時計回りに二二〇度程曲折しており、東海道は関所内を直線で通過しているわけではないことがわかる。

続いて、建物および諸施設の配置について確認する。図イの平面図には、江戸口御門外に「板橋」が記載されている。この橋は享保七年(一七二二)に石橋に架け替えられているので、図の内容年代は同年以前のものとされている(以下「享保図」)。そしてこの「享保図」に記載された建物や柵の配置とその規模などは、以降廃関に至るまで大きな変化はなかったと考えられている。

関所の門は江戸口・京口の二カ所にあり、高さ六・六m、柱間四・六mの高麗門が立つ。江戸口御門をくぐると、右手湖側には箱根関所の通関規定五箇条を記した高札を掲示した御制札場がある。

御制札場の左隣は関所の中心的な施設、大番所・上番休息所が建つ。この建物は東海道に面した棟と芦ノ湖側の棟が繋がる二棟続きで、入母屋造



り建坪七十三坪強の平屋。東海道に面した側には、「上の間」と「次の間」のふた間があり、関所業務を遂行する仕事場。芦ノ湖側は、役人の休泊所であった。大番所の左隣には、厩や外屋番所と呼ばれる小規模な建物が建つ。

転じて山側には足軽番所。入母屋造り建坪三十・六坪ほどの平屋で、通常十五・六名配置されている足軽たちの詰所。その一角には関所破りなどを留置する獄屋（牢屋）も併設されている。

足軽番所裏手に迫る急崖を約三十m、六十九段の階段を上ると遠見番所がある。これは関所で唯一の二階建ての建物で、四方に控え柱を据え、二階部分では足軽が交代制不寝番で関所周辺、特に芦ノ湖上の異変を監視していた。

遠見番所へ上る階段添いには、江戸口御門から背後に聳える屏風山方向へ二一七間（約三九〇m）の長い木柵が結び巡らされている。木柵には樺角柵と、杉丸太柵の二種類があり、角柵の総延長は四十四間一尺（七九・五m）、丸太柵の総延長は二八〇間五尺（五〇五・五m）となる。樺の角柵は石垣の上に土台木を乗せ、その上に柵木を立ち上げていく。そして、角柵の乗る石垣は「切石積、ノミ切仕上げ」という手法でなめらかな表面となるよう加工され、往来に面した場所に据えられており、多分に「見せ場」となることを意識した造りである。角柵もまた同様の意図のもとに設置された施設と考えられている。対して杉の丸太柵は全てが掘立であり、「見せ場」から離れた場所、往来の者たちが近寄れない場所に設置されている。



遠見番所

わずか三十八m程というコンパクトな関所構内を進み、京口御門を抜けると京口千人溜という広場に出、その先は箱根宿の新町へと繋がる。

② 『絵巻』に描写された箱根関所の記載内容

まず、「御番所」の立地について。画面手前から屏風山裾の崖が迫り、幾分金雲で覆われている部分はあるものの、芦ノ湖畔との間の小平坦地に位置し、東

海道が東西に貫いている。これはある程度実景に即したものとされているがしかし、実景では関所内で南西方向へ曲折している東海道は直線状に描かれている。箱根関所内での東海道の曲折は、『分間絵図』や『延絵図』他の街道絵図においても表現されてお



状について意識する作品の存在を知るが、『絵巻』の作者にその意識はないようである。

次に諸施設について『絵巻』の描写状況を主に紹介する。

【御門】

江戸口・京口ともに門は描かれていない。門を描いた作品としては、京口御門のみを描いた『玉銚』、両門とも冠木門のように簡便に描いている『新版分間絵図』などがある。関所は明け六つ・暮六つという開閉門時刻が定まっており、門の内に扉を収納する構造が必要であり、『玉銚』には扉を収納した門が描かれている。強いて言えば、関所の典型的な施設である「門」描写の有無が、作品分類の一指標となることも考えられるのではないだろうか。改めて幅広い類例作品を検討する必要がある。

【木柵】

江戸・京両口部分には木柵が立てられており、木柵の切れ目、開口部が関所の出入り口であるように描かれている。ここに描かれた木柵は前述した「見せ場」を意識して設置された角柵のようであり、掘立の丸太柵は描かれていない。

また、大番所の左並び京口出入り口先の湖側に、石垣とその上に据えられた矢来状の施設が描かれている。前掲「享保図」でこの場所には、「丸太柵、裏板柵 拾三間」が立っており、その様相は異なっている。ちなみに、他類例資料にも箱根関所において矢来状の施設を描いたものは見当たらない。

【大番所】

街道の湖側に大番所が描かれ、街道に面した側にはふた間あり、その位置や構造は実景と符合する。家屋は切妻屋根の平屋として描かれているが、棟筋が二本の形状となっており、完全ではないが二棟続きの家屋を想起させ、実景にある上番休息所を意識したものとも思われる。因みに『玉銚』では寄棟の平屋一棟を正面から描き、面番所はひと間となっており、『新版分間絵図』でもこれに近い描写となっている。

【足軽番所】

足軽番所は記載されていない。他類例資料においても足軽番所が描かれているものは稀である。

## 【遠見番所】

遠見番所が描かれている資料も多くはない。『絵巻』の街道山側に描かれた二階建ての施設が遠見番所とも見えなくはないが、「享保図」には、遠見番所の一階部分外壁は下見板張り、二階部分は格子窓がはめられており、切妻屋根を持つ建物と描かれている。『絵巻』の施設は二階部分が縦横格子状に描かれているものの、一階部分は柱組のみで壁を持たない。また、屋根も入母屋に描かれており、場所も京口から関所を出た外側に建つように見えることから、箱根宿の鐘撞堂を描いたものとも思われる。『新編相模国風土記稿』によれば、同宿の鐘撞堂について「○時鐘所小田原町の東屋背にあり、鐘は寛保三年（一七四三）七月新鑄する所なり、小田原領主の置所にて、関門開閉の為、時を報ずる所なり」とあり、明け六つ・暮六つの関所開閉を知らせる目的で、小田原領主が設置した旨が記されている。「新鑄」が「新規」か「更新」の鐘であるかは不明だが、少なくとも寛保年間には鐘撞堂の存在は伺われる。

## 【鎗建て他 屋外施設】

次に関所の屋外施設について見ていきたい。「享保図」によれば、鎗建・長柄建・三つ道具建、そして通関者の馬を繋ぐための外繫などの屋外施設の存在が知られる。『絵巻』には大番所左手に四本の鎗を立てた鎗建が描かれているのみである。

## 【屋根形状】

大番所の屋根は、桁行方向に細かな目地が描かれている。この形状は実景に等しく、杉の三分板を重ね葺いた「栩葺」屋根が描かれているものとみられる。『玉鉾』では、京口御門の屋根が栩葺形状に描かれており、関所屋根の特徴が意識されていたのではないだろうか。

## 【幔幕】

大番所幔幕の家紋に注目したい。半ば捲り上げられているため、その全容を見ることはできないが、白地の幔幕に染められた紋様は、「上り藤」のようにみえる。前述した第14紙の小田原宿江戸口番所の幔幕も白地に「藤」の紋様が染めつけられており、いずれも「藤」紋を意識した幔幕が描かれている。これら「藤」の紋は、「上り藤に大」の字をデザインした「大

久保藤」といわれている家紋が意識されているとも思われ、「大」の字は見えないものの小田原領主が大久保氏の時代であることを想起させる。周知のように小田原藩は、天正十八年（一五九〇）徳川家康の江戸入封に伴い大久保忠世が小田原城主に就いたことに始まる。しかし慶長十九年（一六一四）二代忠隣が改易となり、その後幕府直轄の番城時代、そして阿部（正次）・稲葉（正勝・正則・正往）の時代を経て、貞享三年（一六八六）再び大久保忠朝が下総佐倉から入封し、以降徳川政権下を通じ九代に渡って小田原領主を勤めている。

箱根関所がこの場所に設置された年代を元和年間とすると、忠隣の改易が早く、つまりこの家紋の意味するところは、大久保忠朝が再入部した貞享三年以降の景観を描写したものと考えられる。

## 【人物】

関所およびその周辺に描かれた人物を見てみよう。まず下り方向では、関所を越え江戸口から元箱根方面へ出て行こうとする武家と供者の二名。次に、大番所前で膝まづき改めを受けようとする武家と供者の二名。上り方向では、京口から箱根宿へと出て行く庶民の旅人一名。そして大番所上の間に座す関所役人二名と明確ではないが次の間の一名。さらに下り方向で、箱根宿新町から関所京口へ向かう道中笠の武家一名と挟み箱を担ぐ供者二名の計十一名が描かれている。関所役人を除く通関者八名の内七名が武家とその供者の通関場面である。御制札場に掲げられた高札の内容から、箱根関所においては原則男性通関者の改めは必要ないが、大番所前で改めを受けている武家については、通関の細則において、属する藩などから事前に判鑑が提出されている場合、藩用人発行の手形の印影と照合することなどとなっており、そのシーンを描いたものであろうか。

『玉鉾』では大番所前に膝まづき改めを受ける武家二名、大番所内に関所役人三名、箱根宿から京口御門へ向かう旅人一名の計六名、全て男性が描かれており、改めを受ける武家のシーンは『絵巻』と共通するものである。

## ③ 箱根宿へ

ネ、箱根関所を抜けると箱根宿である。一説に宿の成立は関所移設の前年、元和四年（一六一八）と伝わり、幕府は箱根宿・箱根関所を併せた地

域整備計画を持っていたことが伺われる。

箱根宿は、関所東側に位置する「新屋（谷）町」、関所を挟んで西側に隣接する「新町」、宿場の中心部となる「小田原町」・「三島町」と続き、西端に「芦川町」という五町で構成されているが、第16紙には「新町」から「小田原町」の一部にかけてのみが描かれているようである。

宿場の建屋を見ると、その屋根は関所と同形の「榎葺」、また「小田原葺き」とも称される「割竹押え」の板葺屋根が描かれており、茅葺ではない箱根宿家屋の特徴が表現されている。

(三) 描かれた人物たち

前述したように、この『絵巻』の大きな特徴は多様な人物が描かれ、道中のみならず沿道の日常生活をも描写した風俗絵巻ともいべきものである。そこでまず、描写されている人物について、第1紙から第16紙までの範囲で基本的な分類を行ってみたい。

分類については「人数」はもとより、「属性1」として「士分」「商工民」、「農漁民」に、「属性2」として「旅人」「地元民」に、さらに該人物が向いている方向について、「上り（京方面）」「下り（江戸方面）」という項目を設けた。

また、「属性1」の内、「士分」は帯刀の有無を目印とした。従って「大名飛脚」など一時的に帯刀している者が描かれている場合も、「士分」としている。「士分」以外を「商工民」「農漁民」「その他」と分類した。「商工民」については、都市部又は宿場などの町場に生活する「町人」と同義であり、「農漁民」と区別したものである。

「その他」は、属性が明確に読み取れない者、または六部や道者などを落として込んでいる。

次に「属性2」について、「旅人」は菅笠・野羽織、野袴、股引、脚絆等旅装束を着装していることを目印とした。

「方向」の「上り」「下り」は、その方向へ移動しているということだけではなく、立ち止まっている者についても、その人物が向いている方向を、また乗船の者については、その船が進んでいる方向を含んでいる。ただし、

紙数	主な地点	人数	性別			属性1			属性2			方向			
			♂	♀	不明	士分	商工	農魚	不明	旅人	地元	不明	上り	下り	なし
1	江戸城内	67	67	0	0	59	2	0	6	31		36	6	15	46
2	場外、常盤橋から日本橋	77	56	16	5	37	31	1	8	26	5	46	24	31	22
3	京橋から増上寺	91	51	23	17	16	46	0	29	22	12	57	21	31	39
4	西のくぼ周辺	71	39	28	4	19	39	0	13	15	9	47	20	21	30
5	品川宿	51	35	11	5	15	25	3	8	13	13	25	12	19	20
6	鈴の森・大木村周辺	82	62	11	9	16	50	4	12	38	14	30	18	50	14
7	六郷橋・川崎宿・鶴見橋	43	33	6	4	15	20	5	3	23	2	18	19	13	11
8	神奈川宿	41	33	4	4	15	18	1	7	22	6	13	14	17	10
9	新町から弓町、玉縄	47	33	11	3	19	22	0	6	25	8	14	13	17	17
10	戸塚宿から遊行寺	49	37	9	3	16	24	1	8	20	9	20	4	30	15
11	藤沢宿から馬入川	57	46	7	4	17	26	5	9	28	17	12	19	25	13
12	平塚宿・大磯宿	38	30	4	4	22	13	0	3	25	8	5	19	13	6
13	鴨立沢から国府津	38	31	6	1	7	14	13	4	10	21	7	5	19	14
14	前川から小田原宿江戸口	54	50	1	3	28	22	0	4	25	17	12	20	14	20
15	小田原宿	42	34	7	1	22	16	3	1	21	13	8	6	24	12
16	入生田村から箱根宿	33	30	3		21	12	0	0	25	6	2	9	13	11
		881	667	147	67	344	380	36	121	369	160	352	229	352	300

店内等で座している者については方向性はなく、「なし」と分類した。このような視点で整理した結果は、下表のようになる。

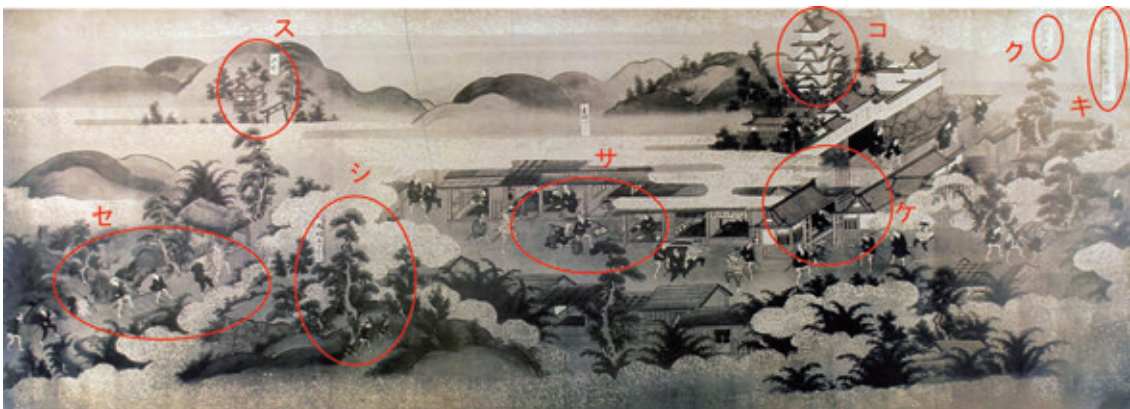
第1から16紙までに描かれている人数の総計は八八一人で、その内男性は凡そ76%、女性は17%で圧倒的に男性が多い。身分は「士分」が39%、「商工」が43%、「農漁民」が4%、「?」（不明）が14%となり、「士分」以外の者の方が多く描かれている。また「旅人」が42%と半数近く描かれているが、如何様の者が判断できない輩が40%ほどおり、更なる検討を要する。人物の方向としては、「上り」が26%、「下り」が40%で下り方面へ向かう人々が多い。

次に、各図中に描かれた人数を上位から順に見ていくと、最大が第3紙の「京橋から増上寺」区間で91人、以下第6紙「鈴の森・大木村周辺」が82人、第2紙の「城外常盤橋から日本橋」

第14紙



第15紙



第16紙



の77人と続く。反対に下位順では、第16紙の「入生田から箱根宿」が33人、続いて第12紙「平塚宿・大磯宿」と第13紙「鳴立沢から国府津」が38人となる。

また、第1紙から第16紙については、一紙につき平均55人程が描かれている計算となり、平均値を上回る所は、第5紙を除く第1から第6紙で、これは都市部が密に、郊外部は疎となる傾向を見ることができ、いずれにせよ全76紙を見通した上での結果を待たねばならない。

以上、それぞれ限られた範囲であるが、描写内容の細部検討と人物の抽出を試行した。『絵巻』の分析、検討にあたり適応するアプローチであるかは疑問だが、現地を知る者が微視的視野を持ってこれを熟覧することでの気付きもあるだろう。その意味で、出来るだけ多くの目がこの『絵巻』に注がれんことを期待する。

また、本絵巻の大きな特徴である人物描写について、本稿ではベーシックな分類のみとしたが、分類の項立てを始めとして描写情報抽出の精度を上げる必要がある。前述のように、本稿では第1紙から第16紙までを範囲とし、そこでの平均は一紙につき55人であった。『絵巻』の写

真は76紙が現存しており、単純計算で四千人を超える人物が描かれていることになる。これらの情報を細大漏らさず抽出することにより、往時の街道風俗を鮮明に理解する一助となり得る期待を込め、全紙に亘り抽出・検討を継続、深化させていきたい。(以上、大和田)

#### 四 描かれた町家の地域性と時代性

##### (一) 江戸の町家と櫓建築―第一報・第二報要約―

秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』(以下、本絵巻)は、江戸から京に至る壮大な絵巻である。第一報では、江戸の町家に絞って、建物の仕様を検討した。具体的な検討視点は、①平屋・厨子二階・二階屋、②屋根葺材、③卯建、④庇下通り道、である。

江戸初期の江戸の町家については、出光美術館蔵『江戸名所図屏風』(出光本)および国立歴史民俗博物館蔵『江戸図屏風』(歴博本)を基本史料に考察がすすめられてきた。出光本は寛永初期、歴博本は明暦大火直前の景観を示すと考えている。

本絵巻に描かれた江戸の町家は、①二階屋はなく、日本橋周辺にのみ厨子二階、それ以外は平屋、②瓦葺は土蔵以外にはない、③卯建はわずかしかない、などいずれの視点からも、出光本より古い様相を示している。さらに、④庇下通り道に着目すると、本絵巻では日本橋北詰<sup>1)</sup>にしか見られず、これも出光本に描かれた様相と一致する。以上のような検討から、本絵巻に描かれた江戸の町家は、慶長から元和期の様相を示していると考えた。さらに、町家の屋根上に載る五棟の櫓建築について、三階櫓の前段階、火の見櫓、時打ち櫓の可能性を指摘した。

第二報では、五棟の櫓建築について、町触を主要史料に再検討した。結果、この櫓は、出火を発見し周知するために屋根番が詰める火の見櫓であり、貞享三年(一六八六)にはその設置が確認される。その後、享保五年(一七二〇)頃からは、享保改革の一環として火の見櫓の整理統合が進み、姿を消した。つまり、本絵巻に描かれた町家屋根上の火の見

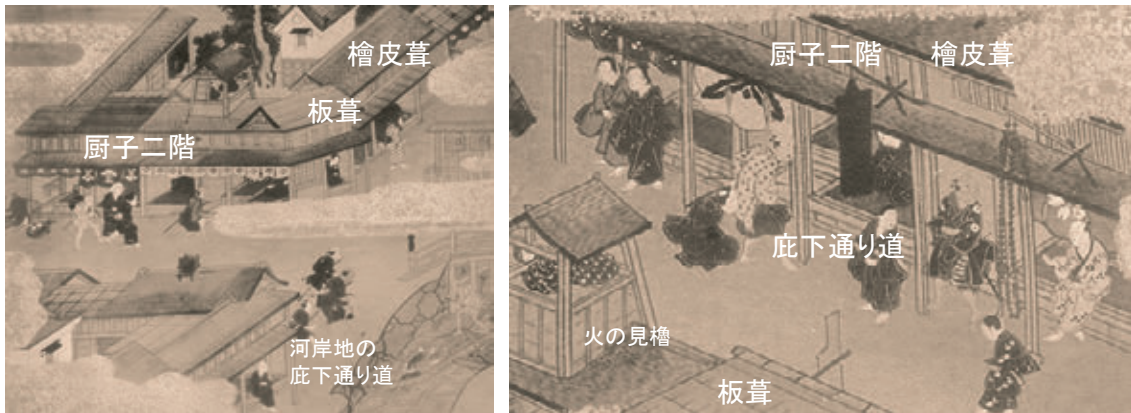


図1 日本橋北(右)・日本橋南(左)すべて厨子二階、庇下通り道は日本橋北と河岸地  
図版はすべて秋元子爵家旧蔵『東海道絵巻』部分抜粋



図2 品川宿 草葺屋根がはじまる

櫓は、十七世紀後期から十八世紀前期の限られた時期にのみ存在したことを明らかにした。

いっぽう、本絵巻の制作年代について杉山正司は、発注者である秋元喬知の履歴から元禄十一年(一六八五)あるいは宝永六年(一七〇九)以降、沼津城が再建された安永六年(一七七七)以前であることを、現段階の結論としている<sup>(2)</sup>。

描かれた火の見櫓の存在年代は、杉山の見解の範囲に収まる。

結果として、描かれた火の見櫓の年代と、第一報で慶長から元和期とした町家の年代が、矛盾してしまい、今後の課題とした。

## (二) 江戸の町家における瓦葺の変遷

**絵画史料に見る瓦葺** 江戸の町家を描いた絵画史料としては、明暦三年(一六五七)の大火より前の様相を示す出光本と歴博本、江戸後期の様相を示す『目黒行人坂火事絵巻』<sup>(3)</sup>、『瀬代勝覧』<sup>(4)</sup>、鋏形蕙斎『江戸一目図屏風』(津山郷土博物館蔵)などが代表的である。いっぽう、この間を繋ぐ江戸中期の様相を描いた絵画史料は少ない。

江戸の場合、明暦大火による大規模焼失と享保改革時の町家の不燃化政策が、町家の姿を大きく変えたと考えられる。

そこでまず、屋根葺材に絞り、時間軸に沿って検討する。本絵巻に描かれた江戸の町家の屋根には、檜皮葺・板葺・板葺石置き・瓦葺・草葺などさまざまな種類がある。日本橋から京橋さらに品川宿あたりまでは、檜皮葺・板葺・板葺石置きに限られ、瓦葺は二棟の河岸土蔵と二棟の裏土蔵だけである(図1、図2)。品川宿を過ぎたあたりからは、草葺が多くなる(図3)。

出光本では、檜皮葺・板葺・板葺石置き・瓦葺が混在し、中心部の日本橋・京橋界隈では瓦葺が半数近く、神田など周縁部ではわずかととなる。歴博本でも状況は変わらないが、瓦葺の割合が高くなる。江戸中期の様相を示す絵画史料は前述のように少ないが、元禄期頃の様相を示す『江戸年中行事絵巻』<sup>(5)</sup>の雛人形や五月人形を扱う大店は、檜皮葺で、板葺の卯建を上げている。卯建は前にも伸び袖卯建となっている。享保改革期の町の様

相を示す浦部家本『江戸図屏風』<sup>(6)</sup>の葺屋町・堺町の芝居街を見ると、板葺に加え、本瓦葺と棧瓦葺が描き分けられている。また、西両国の広小路に面した町家では、本瓦葺の軒裏を防火的な漆喰塗とし、さらに蠣殻葺の町家も見られる。

『目黒行人坂火事絵巻』は、明和九年(一七七二)の大火と消防活動を描いた絵巻である。ここに示された町家の屋根はほぼすべてが本瓦葺あるいは棧瓦葺であるが、一階の庇の屋根は檜皮葺や板葺が多い。さらに、文化二年(一八〇五)かそれ以降の日本橋北の町並みを描く『瀬代勝覧』では、ほぼすべてが瓦葺である。文化六年の年紀のある『江戸一目図屏風』でも、中心部の町家のほとんどは瓦葺である。

絵画史料の分析からすると、明暦大火前における程度普及した瓦葺は、大火後減少し、享保改革時から再び増加傾向にあり、江戸後期には普及が進むと考えられる。しかし、明暦大火後の減少傾向については明確でなく、絵画史料以外の史料からも検証しておく必要がある。

**文献史料に示された瓦葺** 『慶長見聞集』<sup>(7)</sup>によれば、初期の江戸町家は草葺であったが、慶長六年(一六〇一)の大火後、板葺となった。その時、

本町二丁目の瀧山弥次兵衛は家をはんぶん瓦にて葺たり(中略)半瓦弥次兵衛といふ、是江戸瓦ふきの始めなり、(中略)今は江戸町さかへ皆瓦ふきになる

とある。「皆瓦ふきになる」は誇張だろうが、前述のように、出光本の日本橋中心部ではある程度瓦葺が普及しており、歴博本ではさらに進んでいる。

かなり整備が進んだ江戸の町家は、明暦大火でその多くが焼失した。大火後、幕府は、火除地・火除土手の造成、両国橋の架橋と本所・深川の開発など、防災的都市政策を実施する。ところが、個々の町家については、都市の不燃化に逆行するような施策が、大火後間もない明暦三年(一六五七)二月晦日に出された。

瓦屋の事、国持大名といふともつくるべからず、但倉廩はくるしからずと令せらる 『巖有院殿御実記』

土蔵(倉庫)以外の瓦葺の禁止である。その意図するところは不明だが、早期復興を目指し費用のかさむ瓦葺を避けたとされる。はたしてこの禁令がどの程度実施されたか、焼け残った建物にも及ぶ禁令などは明かでない。また、同内容の禁令を町触に見いだすこともできず、徹底したかは疑わしい。

しかし、その後間もない万治三年(一六六〇)二月二三日の町触に、今度焼申候跡ニ、わら葺茅葺有之候、縦令当分之事ニ而も土にてぬり可申候、こけら葺ハ、かきから二而も芝二而も土に而も勝手次第第二可致事

『江戸町触集成』二八六とあり、再建建物の藁・茅・柿など燃えやすい屋根の上を土・蠣殻・芝などで覆うことによって飛び火を防ごうとしている。同様の町触は数年間連続して出されており、なかなか徹底しなかった。同時に、これら燃えやすい建物が大半を占めていたことを窺わせる。さらに、翌四年一月二十日の町触に、

町中わらやかや家ぬりやの屋根、土落申候屋根ハ、早々土二而ぬらせ可申候  
『江戸町触集成』三〇七とあるように、屋根の土塗は耐久性に乏しかった。個々の町家を不燃化する動きは、その後六〇年も経った享保改革期に始まる。享保五年(一七二〇)四月二十日の町触に、

町中普請之儀、土蔵造或ハ塗屋瓦屋根ニ仕候事、只今迄ハ致遠慮候様相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ、勝手次第たるべく候、畢竟出火之節防ニも成、又ハ飛火無之為ニ候間、右之外ニも可然儀は、是又勝手次第第二可仕事

『江戸町触集成』五六五二とあり、土蔵造・塗屋造、瓦葺など本格的防火仕様が許可になった。「致遠慮候様相聞候」とあることからすると、明暦三年の瓦葺禁止は、町奉行所の政策としては積極的なものではなかった事にしたい作がみえる。防火仕様の許可は、町人の意向に沿ったようにみえるが、その二ヶ月ほど前の享保五年二月十七日に、町年寄喜多村を通じて出された、

町々二而、瓦葺ニ仕度存寄も有之候哉、若又町人共遠慮ニ存罷有候哉  
相尋

との問い合わせに対して、町名主たちは二日後の二月十九日に、瓦葺ニ仕候得は、柱棟木等も丈夫ニ建不申候ハ而ハ瓦も被置不申候故、力ニ不及罷有候由申候  
『江戸町触集成』五六四〇と回答しており、経済的負担の重い瓦葺は町人の望むところではなかった。その後、町奉行所は、江戸の中心部について地域を定めて不燃化を推進する。享保七年二月には、日本橋の北側、本町など、同九年七月には日本橋の南側一帯が、三年と期限を定め、土蔵造あるいは塗屋造としなければならなかった。

町奉行所の政策には技術的な裏付けがあった。棧瓦の普及である。棧瓦は、延宝二年(一六七四)に、西村半兵衛らによって発明されたとされるが、その簡便さゆえ、先述の浦部家本『江戸図屏風』にもあるように、享保年間にはある程度普及していた。従来の本瓦葺は、平瓦と丸瓦を組み合わせたもので、葺土も多く重量がかさむ。これに対して棧瓦葺は、平瓦と丸瓦を一体成形し、葺土も少なくてすみ軽量であり、「簡略葺」などと呼ばれる。

本絵巻に描かれなかった瓦葺 本絵巻の江戸の町家には、土蔵以外に瓦葺が描かれていない。もし、出光本から歴博本へと見られた瓦葺の増加傾向がそのまま継続し、享保改革期に至るのであれば、瓦葺が描かれな本絵巻は、きわめて古い、江戸初期の様相を示していることになる。

しかし、これまで検討してきたように、瓦葺は直線的に増加した訳ではなく、明暦大火後かなり減少した。もちろん防火的には好ましい傾向ではなく、幕府も土塗・蠣殻葺・芝葺など弥縫策を講じるがうまく行かず、享保改革期の瓦葺推進へとたどり着く。

したがって、本絵巻に描かれた江戸の町家の様相は、明暦大火後、享保改革期以前と考えると大きな問題はなさそうである。

### (三) 描かれた宿場町家の特質

本絵巻には、江戸日本橋から京三条大橋まで、東海道五三次の宿場町家ばかりでなく、街道沿いの農家・漁家なども詳細に描かれている。さらに面白いのは、町家の裏側の様相や附属屋(納屋・作業小屋など)、庭(観

賞用・作業用)などにも、絵師の関心が注がれていることである。また、一部ではあるが店頭の商品や看板、前庭・裏庭での作業風景から、職(商)種を特定できる工夫もされており、それが名物にまで及ぶこともある。

近世後期から明治時代の町家は全国各地に遺り、群として重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)に指定されている例も多い。遺構町家の印象を簡単に整理すると、厨子二階<sup>8)</sup>と二階屋が多く、厨子二階は商家、二階屋は旅籠や遊郭が多い。階高は建築年代を測る歴史的指標で、二階の高さが高くなると時代が降る傾向にある。ほとんどの屋根は棧瓦葺であるが、もともと本瓦葺や草葺であった場合は急勾配、檜皮葺・板葺・板葺石置きであった場合は緩勾配となる。

また、町家には豊かな地域性がある。江戸周辺や仙台など江戸文化圏の町家は、土蔵造、瓦葺で、一階の庇部分に柱を建て前へせり出す。いっぽう、金沢など日本海沿岸の京文化圏の町家は、真壁漆喰塗や板張の外壁が多く、現状は瓦葺や鉄板葺でもとは檜皮葺・板葺・板葺石置きである事を示す緩勾配である。前面の一階と二階の柱は同じ線の上に載っており、一階の庇はあるが、一階の庇柱が前へ出ることはない。

ここでは、本絵巻に描かれた町家の様相を、江戸から京に向かって、第一報と同じ視点で比較・検討する。

**平屋・厨子二階・二階屋** 本絵巻に描かれた宿場町の町家を通観すると、その大半が平屋である。厨子二階や二階屋は少ない。

描かれた江戸の町家に二階屋はなく、厨子二階は日本橋の南北一帯(図1)と京橋北詰の一棟に限られる。芝から品川宿を経て六郷橋までは、すべて平屋である(図2)。

遡って出光本・歴博本では、立派な厨子二階が数多く描かれており、本絵巻の厨子二階はそれよりはるかに地味である。いっぽう、浦部家本『江戸図屏風』さらに『目黒行人坂火事絵巻』でも基本的に厨子二階である。『澁代勝覧』に至ると、厨子二階と並んで二階の高さは変わらな

いが、軽やかな堅格子の二階屋が増えている。本絵巻では、神奈川宿に一棟、小田原宿に一棟の厨子二階がある(図3)。小田原宿の一棟は、店先の看板からすると透頂香で知られる外郎



図3 小田原宿 一部厨子二階



図4 赤坂宿 二階屋が二棟並ぶ、(飯盛)旅籠か、草葺の田舎屋と対比的

家に関わる建物のようだが、八棟造で知られる華やかな建物ではない。

さらに赤坂宿には、二階屋が二棟並んでいる(図4)。右の一棟は板葺で、一階は奥へ通路が延び、二階には腰障子が建て込まれている。二階を客座敷とする旅籠であろうか。左の一棟は檜皮葺で、一階には同じく通路が延び、二階は二つ並んだ花頭(櫛形)窓に手摺を備えている。遊郭を思わせる華やかな意匠である。

岡崎宿には、七棟の厨子二階が連続して示されている(図5)。一階はいずれも店として開放されている。通りに面する二階の窓は、縦格子の虫籠窓が三棟、それ以外は、小さな四角の窓、菱形の窓、菱格子窓、格狭間形の窓が各一棟である。このような意匠的に卓越した窓は、他に類を見ない。さらに名古屋城下であろう町(9)と坂下宿に、それぞれ厨子二階が二棟連続して描かれている(図6)。

京の三条大橋を渡ると、厨子二階とともに、内部を開放的に見せた二階屋が増加する。後に一般化する店先の格子はわずかである(図7)。

歴博甲本『洛中洛外図屏風』・上杉本『洛中洛外図屏風』などに描かれた中世末の京の町家は、ほとんどが平屋だが、近世初頭の林原美術館本『洛中洛外図屏風』などになると、開放的な二階屋が増加する。その後、幕府の贅沢禁止令などにより、二階の階高が押さえられるなど、さまざまな変遷があり、江戸後期・幕末・明治には、「表屋造」が形成され定着する。間口が狭く奥行きが深い町屋敷の有効利用から、片側に通り庭を奥まで通し、庭を挟みながら、表屋・玄関・主屋・蔵が並ぶ。表屋を店舗や工房、主屋を儀式や生活空間とするなど、機能分化が進んだことが要因とされる。この結果、厨子二階の表屋の軒先線が水平に揃い、縦格子が並ぶ安定した意匠の町並みが形成された(10)。

本絵巻に描かれた京の町家を見ると、店先は開放的で格子は少なく、ぼつたり床几を設けている例が多い。入口に暖簾を掛けた通り庭を持つ町家も多い。二階部分が開放され畳が敷かれた町家が散見される。本絵巻は、表屋造が形成される以前の状況を示している。

屋根葺材 前項で述べたように、本絵巻に描かれた江戸の町家の屋根は、檜皮葺・板葺・板葺石置き、町外れは草葺で、瓦葺は土蔵に限られる。



図5 岡崎宿 立派な厨子二階が並ぶ、瓦葺、虫籠窓、煙出し、天水桶、卯建、袖卯建など先駆的な町並み



図6 坂下宿 厨子二階、虫籠窓、草葺の田舎屋と対比的

本絵巻で瓦葺が確認できるのは、江戸以外に、岡崎宿の三棟、名古屋の土蔵二棟、京の二棟に限られる。いずれも本瓦と棧瓦の区別はつかない。岡崎の瓦葺の町家の屋根には、瓦葺の煙出しが載る。京の町家の一棟は背面から見たもので、もう一棟は角に面する町家で、寄棟造屋根の一面を板葺、他の面を瓦葺と珍しい仕様である。

つまり本絵巻において瓦葺はかなり希な仕様である。その中であって岡崎宿では瓦葺が高い割合を示しており、特異性が際立つ<sup>(1)</sup>。

**土蔵造・塗屋造・焼屋** 江戸の町家は、先述の享保五年(一七二〇)四月二十日の町触に、「土蔵造或ハ塗屋瓦屋根」とあるように、瓦屋根だけでなく外壁や開口部についても、防火仕様が採用されるようになる。土蔵造は、外壁を厚い土塗壁とし、火災時には一階の土戸を閉じ、さらに二階の観音開きの土戸も閉じて目塗りをするなど、徹底した防火対策が講じられ、見世蔵とも呼ばれる。塗屋造は、それを簡略化したもので、正面以外の外壁は下見板張りが多く、開口部の防火性能も低い。焼屋は、防火対策を施していない町家を指す。

土蔵造町家は、明暦大火前の三階櫓およびその周辺の町家に、先駆的事例を見ることが出来る。明暦大火後、すでに述べた瓦葺衰退の事例からも分かるように、土蔵造・塗屋造は普及せず、享保改革時から徐々に建てられるようになった。

本絵巻に描かれた日本橋周辺の町家に限っても、瓦葺でなく、厨子二階に塗り籠めの格子が見られる程度である。

同様の、厨子二階の窓を塗り籠めとする傾向は、小田原宿、名古屋、坂下宿、京でも散見される。ここでも特筆すべきは、岡崎宿の町家であり、厨子二階に閉鎖的な窓が設けられている。

**卯建** 卯建(うだつ・税・宇立)については第一報で説明したが<sup>(2)</sup>、本絵巻に描かれた江戸の町家では、芝神明門前一棟、増上寺門前一棟、西のくほ道三棟に限られる。また、京の町家の数棟にも卯建はある。ここでも特筆すべきは、岡崎宿の町家の多くに卯建があることである。

卯建は、妻壁の上に伸ばし小屋根を葺いたものを基本とするが、後にそれを前へ伸ばし袖壁とした「袖卯建」が、京を中心に広範な地域に分布す

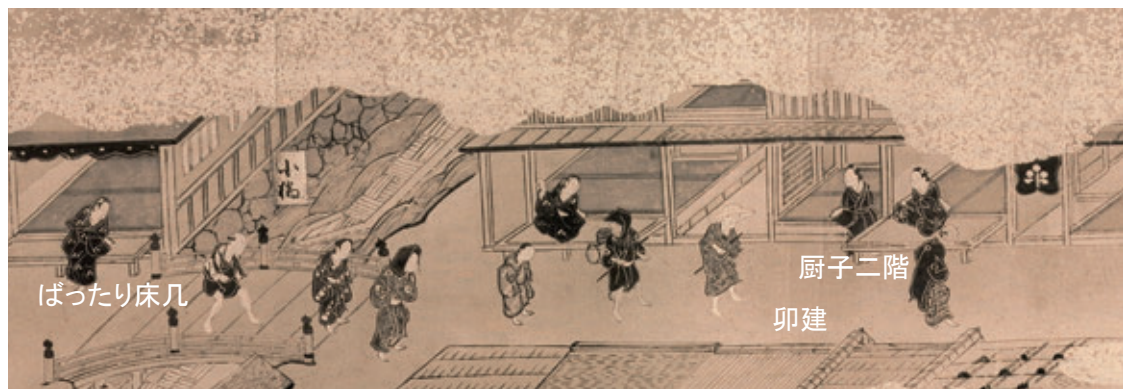


図7 京 厨子二階と二階屋が混在、わずかに瓦葺や卯建がある、店先は開放的で、表屋造以前の様相

るようになる。岡崎宿には、それが描かれている。

**庇下通り道** 江戸では、明暦大火後の都市政策の一環として、本町通り・通町通り・河岸地において庇下一間の通り道を設けることが定められた。その用地は、官民半開すつ出し合ふとされたが、実態はすべて公有地であった。この施策自体は新たな方向ではなく、明暦大火以前にある程度設置されていた庇下通り道の現状追認であった。また、宝永七年(一七一〇)の沽券絵図でも、その存在が確認できる<sup>(13)</sup>。

したがって本絵巻の日本橋南に庇下通り道が描かれないのは、古い情報(粉本)をもとにしたとしか考えられない<sup>(14)</sup>。

『守貞漫稿』には、幕末の江戸と京坂の町家を比較して、江戸の市店、表庇上と庇下は三尺を出す、庇下三尺前に出る也、火災の時、数人屋上に上りて倒ざるの備へ也、京坂は表柱も庇上下一にて直立也、江戸にて是を大坂建てと云いて官禁とす

とある。著者喜田川守貞は、天保十一年(一八四〇)大坂から江戸へ転居しており、両者を比較する視点に優れていた。「官禁」がどの法令を指すかは明かでないが、幕末から明治に至る町家の地域的特質をよく示している。つまり、江戸文化圏の町家は、関東近郊(川越・結城・栃木・土浦など)から仙台に至るまで、一階の庇部分が道路側に出ている。いっぽう、京坂文化圏の町家では京・大坂ばかりでなく、金沢などでも一階と二階の柱列が揃っており、庇は柱のない釣庇である。

本絵巻には、日本橋北の庇下通り道を除くと、一階の庇柱が前へ出る事例はなく、喜田川守貞が述べるような、江戸と京坂の町家の違いは認識されていない。

#### (四) 絵巻に描かれた町家の地域性と時間軸

繰り返しになるが、本絵巻に描かれた宿場の町家を通観しても、江戸文化圏と京坂文化圏という地域的な差異は意識されてはいない。

いっぽう、町と村の違いは、明確に意識されている。町では檜皮葺・板葺・板葺石置きで、土台上に製材された角柱が建つ町家<sup>(5)</sup>が軒を接するようには楡比するのに対して、村では間を開けて草葺で丸太の柱を地面に直

接掘つ建てとする建物が散在する(図4、図6)。この町と村の建物の違いは意識的に描き分けられ、連続する町並みの外れでは両者の中間的な建物が描かれている。

このような中で、岡崎宿の町並みは極端に町場化が進展している。また、赤坂宿の町家にも、他の宿場には見られない独自性がある。岡崎宿および赤坂宿の町家の特異性の要因を、現時点で説明することは困難である。

近世の絵巻は、絵師の工房における共同作業として制作された。そこではすでに蓄積された粉本を取捨選択し、再構成することによって構築される。江戸日本橋南の町家には庇下通り道がなく、明暦大火前の様相を示していることはすでに指摘した。つまり、出光本より古い、あるいは同時期の古い情報(粉本)を基に描かれた可能性がある。

いっぽう、岡崎宿の町家はきわめて先駆的であり、最新情報の入手、あるいは後世の追記・改変の可能性がありそうである。赤坂宿についても、村を感じさせる町並みの中に、突然意匠的に凝った町家が描かれており、花街などの情報が持ち込まれたのではないかと思われる。

これまでの検討から、本絵巻に示された東海道の宿場の町家は、その多くが十七世紀後半から十八世紀前半、享保改革期より前の様相を示していると考えられる。しかし、これと矛盾する様相が含まれていることも、否定できない。その要因を明らかにするには、本絵巻の制作過程を探る必要があると考えている。

注..

- (1) 本絵巻では、日本橋南の河岸地にも庇下通り道があり、明暦大火後の河岸地に関する町触とも合致する。
- (2) 『秋元子爵家旧蔵「東海道絵巻」(一)』郵政博物館研究紀要第十五号、二〇二四、「同」(二)同十六号、二〇二五。
- (3) 東京消防庁蔵など多数の類本があるが、本稿では国立国会図書館蔵『目黒行人阪火事絵巻』を参照した。
- (4) ベルリン東洋美術館蔵 小澤弘・小林忠『瀬代勝覧』の日本橋「小学館、二〇〇六。
- (5) 善峰寺蔵、拙稿「江戸の町家」『日本名城集成 江戸城』小学館、一九八六、所収。

- (6) 注(5) 拙稿所収。  
 (7) 中丸和伯校注『慶長見聞集』新人物往来社、一九六九。  
 (8) 町家における厨子二階とは、階高が低く十分に天井高が確保できない二階を指す。多くの場合、道に面した窓は塗籠めの縦格子を並べた虫籠窓となる。絵画史料においては、二階の高さが同じでありながら、虫籠窓と開放的な窓の町家が並ぶことがある。このような場合は、前者を厨子二階、後者を二階屋とした。
- (9) 本絵巻写真四九紙には、上に名古屋城を描き、金雲を隔てて町場が描かれている。この町場を特定する貼紙などはなく、ひとまず名古屋とするが、明確ではない。
- (10) 店格子により店先は閉鎖的になり、商は通り庭を一步入った見世庭でなされた。岡崎宿に瓦葺が多い要因として、瓦生産地が考えられるが、さらなる検討が必要である。
- (11) 卯建の分布などについては、中西徹『うだつーその発生と終焉ー』(二)瓶社、一九九〇)を参照した。
- (12) 町触や沽券絵図を史料とした詳細な検討は、(注(5) 拙稿) 参照。
- (13) 日本橋北には底下通り道が描かれており、絵師は底下通り道を認識していたと判断できる。
- (14) 町家の柱が、石場建てから土台の上に建つように変化する時期は明確でなく、さらなる検討が必要である。(注(5) 拙稿) に示した享和元年(一八〇一)写しの「本石町一丁目貸店」の断面図には土台が示されており、古い事例である。

(以上、波多野)

(すぎやま まさし 埼玉県立文書館元館長、  
 おおわだ こういち 箱根関所資料館元館長、  
 はたの じゅん 日本工業大学名誉教授)

「東海道繪巻」(第76紙～第70紙)



第76紙 京都(二条城)



第75紙 京都 (河原町・三条小橋)



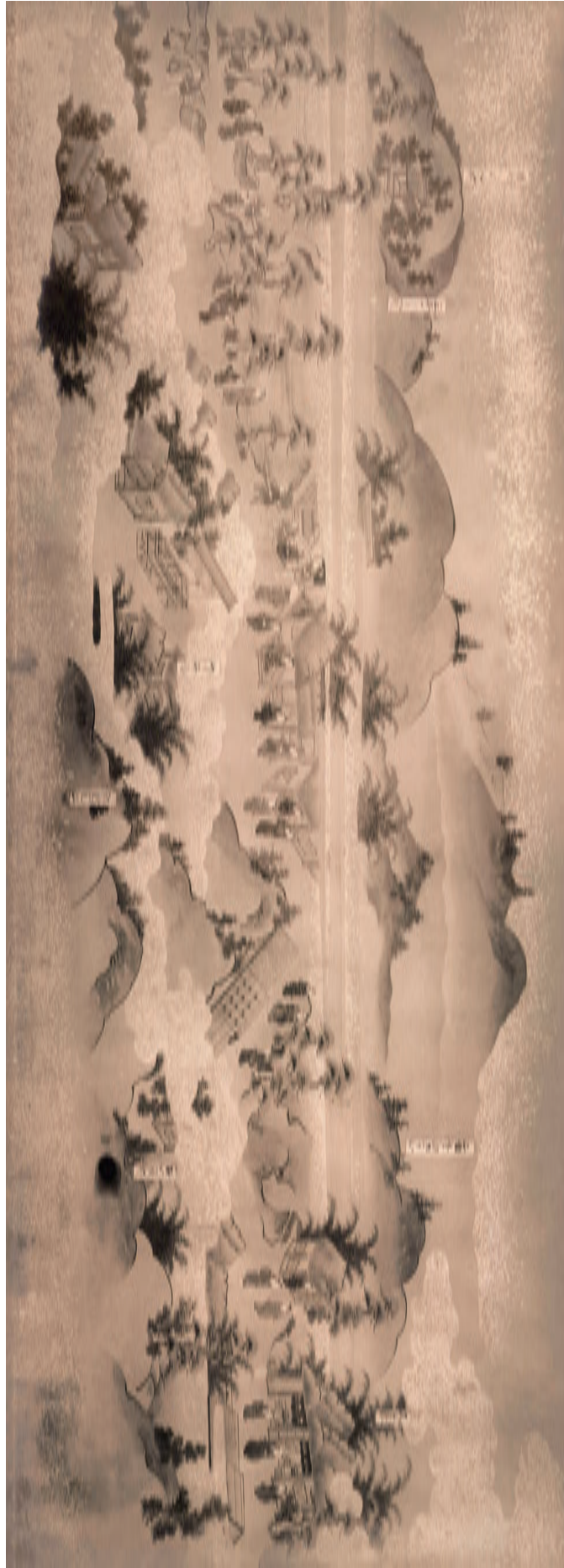
第74紙 京都 (三条大橋)



第73紙 京都(日ノ岡)



第72紙 京都 (山科)



第71紙 京都(山城・近江国境)



第70紙 京都 (大津・三井寺)  
※各紙名称は画中の主要箇所を便宜上つけたもので正式なものではない。

# 佐倉道と水戸佐倉道分間延絵図について

山本 光正

## はじめに

郵政博物館には貴重な資料が多数収蔵されている。その中でも最も注目される貴重な資料は『五海道分間延絵図』<sup>①</sup>である。

『五海道分間延絵図』については、杉山氏の研究成果<sup>②</sup>があるので、ここでは分間延絵図の概要について贅言を尽くすことはしない。

本稿で取り上げる『水戸佐倉道分間延絵図』は『五海道分間延絵図』の中でも、一見すると不可解な点が多く、時に館外の研究者からの問合せもあると言う。そこで本稿では『水戸佐倉道分間延絵図』が作成された経緯について述べていくことにする。

なお、水戸佐倉道については発表<sup>③</sup>したことがあるが、本稿は『分間延絵図』の観点からの考察である。

## 一 『水戸佐倉道分間延絵図』に描かれた水戸道と佐倉道

(一) 『五海道分間延絵図』と『水戸佐倉道分間延絵図』について

『五海道分間延絵図』については前述のように杉山論文等に詳しいが、本稿執筆のため若干触れておくことにする。

『五海道分間延絵図』は三部作成され、一部は献上本として幕府に納められ、現在は東京国立博物館に収蔵されている。残る二部は道中奉行所に取められたものと考えられる。但し道中奉行は独立した奉行ではなく大目付と勘定奉行の兼帯であった。そのため二部は大目付と勘定奉行のもとに取められたものであろう。

以上の二部のうちの一部が郵政博物館に収蔵されているわけである。推測であるが郵政博物館に収蔵されている『分間延絵図』は勘定奉行のもとにあったものと考えられる。それは杉山が指摘しているように書き込み等があり、実務に利用していたためである。大目付ではこれほど『分間延絵図』を利用しなかったであろう。

『分間延絵図』には共に作成された全国街道の模式図である『諸街折絵図』が付属するが、郵政本には欠けている。郵政本に付属すると思われる『諸街折絵図』は現在明治大学博物館に収蔵されている。

明治大学博物館が「刑事博物館」と称していた頃当館の神崎氏より折本仕立ての大部な交通図を見せられたが、これが『諸街折絵図』であった。なお、明治大学本は蔵書印からチェンバレン旧蔵のものと思われる。

『五海道分間延絵図』といっても、五街道とそれに付属する街道のほとんどは『分間延絵図』であるが、その他の街道は『見取絵図』である。『分間延絵図』は約一八〇〇分の一であるが、『見取絵図』は『分間延絵図』に比べて精度が落ちるものであった。

水戸佐倉道は日光道中の付属街道ということで『分間延絵図』として作成されたものと考えられる。しかし房総半島対岸の三浦半島には東海道から分岐する浦賀道と江島道が『見取絵図』として作成されている。要するに両道は東海道に付属する街道として扱われていない。このことは五街道に付属する街道とは何かという問題になるので、ここでは指摘に留めておくことにする。

## (二) 『水戸佐倉道分間延絵図』に描かれた道筋

### ① 水戸道の道筋

水戸道は途中迄は佐倉道と同じ道筋である。水戸佐倉道は日光道中千住宿で分岐するが、『水戸佐倉道分間延絵図』には分岐点に石造物らしきものが描かれ「道印石」と記されている。道印石は道標のことあるがこの道標と思われるものは現在足立区立郷土博物館の敷地内に移され保存されている。道標には「水戸海道」と彫られており、裏面には「天明元年」(一七八二)と彫られている。

前述したように江戸時代には街道は海道と書いたが、道標などの場合、「○○海道」とするより「○○道」と彫るのが一般的であった。この道標には設置者等が彫られていない。ことによると設置に水戸藩が関わっていたのかもしれない。

松戸市を通じる国道六号線八ヶ崎交差点には文化三年(一八〇六)の大きな道標が建っている<sup>(4)</sup>。その正面には「左水戸街道」と彫られている。「海道」ではなく「街道」である。街道としたのは水戸藩と何らかの関係があるのだろうか。

『分間延絵図』によれば水戸道は千住宿から新宿に達し、ここで水戸道は左に、佐倉道は右に分岐する。しかし水戸道は「是ヨリ水戸道松戸宿の方江引続」と記され、道はここで終っている。

新宿追分金阿弥橋際立より水戸道

松戸宿之方別巻二有之

別巻とは『水戸道分間延絵図』でも作成したということであろうか。杉山氏の調査でも水戸道の『分間延絵図』の存在は確認されていない。それ

とも水戸藩側に『分間延絵図』に匹敵する絵図が残されているのだろうか。『水戸佐倉道分間延絵図』の新宿分岐点には石造道標が描かれ、道標は現存している。道標は安永六年(一七七七)のもので行先は以下のように彫られている。

右 なりた ちば寺道

左 水 戸 街 道

右は佐倉道であるが、成田・千葉寺とある。江戸時代も中期前後から成田参詣が爆発的に盛んになり、成田そして一定の信仰を集めた千葉寺が彫られている。この当時佐倉を目的地とする旅人は少なく、通過地になつていたため、佐倉道の銘文は彫られなかったのだろう。

一方水戸道については「水戸街道」と街道が彫られている。

水戸道は本来新宿で左折するのだが、『水戸佐倉道分間延絵図』では新宿からは佐倉道と同じ街道を行くことになるわけである。新宿からの道は小岩市川関所に向かう。現在の京成電鉄江戸川駅の所在するところである。ここで左折すれば小岩市川関所だが、直進する道も描かれている。この道については次のような記載がある。

元佐倉通り逆井道 江戸両国橋江道法三里

この道を少し進むと「字一里塚」がありそれ以遠は描かれていない。なおこの一里塚の跡は史跡として保存されている。ここで注目すべきは「元佐倉道」であるが、これについては後述する。

小岩市川関所を越えて市川に入ると、街道は左右に分岐する。右は佐倉道であるが、左の道が水戸道である。『水戸佐倉道分間延絵図』に描かれた水戸道は江戸川左岸沿いの道で、矢切村などを通り対岸には柴又帝釈天こと題教寺が所在する。水戸道は松戸宿の外れで途切れ、「是ヨリ水戸小金町之方江引続」と記されている。

水戸道については研究心をそそられるところであるが、本稿の対象外であるので指摘に留めておく。

### ② 佐倉道の道筋

小岩市川関所を越え江戸川を渡り、水戸道と分岐し佐倉道となる。市川

新田・平田村・菅野村を経て「八幡町」に至る。『水戸佐倉道分間延絵図』には以下のように記されている。

高四百拾七石余

下総国葛飾郡

八幡町

船橋村江一里拾五町

但脇継 小岩村江一里七町

『水戸佐倉道分間延絵図』には松戸は松戸宿とあるが、八幡は「町」である。しかし『水戸佐倉道宿村大概帳』<sup>5)</sup>には「八幡宿」と記されている。町から宿へ昇格したということであろうか。それとも宿か町かあまりこだわることなく書いたのだろうか。

道の描写は鬼越村を過ぎた辺りから途切れるというか不明瞭になり「是ヨリ船橋村江道法一里拾五町」と記されている。

道は不明瞭なまま進み、左手に中山法華経寺境内が大きく描かれそれぞれ船橋村に達する。

船橋村で街道は左右に分岐するが、そこには「大神宮」（俗称船橋大神宮）が描かれている。右に分岐する道は上総・安房方面への街道であるが、街道の途切れる辺りに以下のように記されている。

上総国久留里 黒田豊前守城下江 道法十八里余

房州館山 稲葉播磨守陣屋江 道法二十二里余

左に分岐する街道が佐倉道であるが、街道の描写はここで終わり、

佐倉道 堀田相模守城下江 道法七里程

と記されている。『水戸佐倉道分間延絵図』と題しているのに水戸同様佐倉迄描かれていないのである。しかも「見取絵図」ではなく「分間延絵図」である。

## 二 『佐倉道分間延絵図』作成の背景

### (一) 江戸幕府と房総

#### ① 要害としての房総半島

筆者は房総半島が幕府成立時に極めて重要な地であったため、幕府が成立し安定期に入ってもその意識が払拭出来ず『佐倉道分間延絵図』を作成したのではないかとの仮説を立てている。以下その仮説を述べていくことにする。

江戸から至近の地に位置する房総半島は全てが水に囲まれた巨大な要塞である。西は東京湾、南から東にかけては太平洋そして北部は利根川である。利根川が現在のように向かって流れるようになったのは、幕府の利根川東遷事業によるもので一六〇〇年代中頃のことである。しかし利根川開削以前においても現在の関宿方面から銚子迄は湿地帯のような地域が多かったのではないかと思われる。

地形や地理的条件だけではなく、気候温暖な房総半島は農産物の生産量も豊かであり、海産物が豊富であったことは言うまでもない。さらに現在の旭市を中心とした地域は砂鉄の埋蔵量も豊富であった。まさに房総半島は天然の要害の地に相応しい条件が備わっていた。

#### ② 江戸から陸路房総へ

房総半島の要害化とは緊急時に将軍が通行することを想定しているわけである。江戸から房総へ達するには船舶による移動もあるが、緊急時は騎馬による移動であろう。陸路江戸から房総への最短ルートは江戸から小松川・小岩を経て市川に達する街道である。さらにそのまま東に進めば東金方面そして九十九里浜に達する。

明治一九年（一八八六）製版の陸地測量部「迅速測図」の「逆井村」を見ると、中川を渡ったところから市川に向かって直線状の道が通じ、千葉街道と記されている。「迅速測図」は「市川駅」に入るが同じく直線状の

街道で、小松川・小岩を経て新宿からの街道と合流して江戸川を渡り市川に達する。街道は迅速測図の「市川駅」から直線状の街道で「船橋駅」に入り、船橋大神宮で前述のように街道は左右に分岐するが、右の街道は前原新田で佐倉・成田方面への街道と東金方面への道に分岐する。東金方面への街道は將軍が通行した街道ということから、地元の研究者は「東金御成街道」と呼んでいるので、本稿でも東金御成街道と呼ぶことにする。

東金御成街道は迅速測図の「習志野」に入り藤崎・大久保新田・実籾・犢橋を直線状に貫きそのまま直線状に迅速測図の「下志津村」「千葉町」を通るが、見事なまでの直線街道である。迅速測図の「中野村」に入ると金親を経て中田で道は少し曲折し中野村に至る。この辺りで直線状の街道は終わりを告げ東金に達する。

東金が要害としての房総半島の根拠地であったようだが、迅速測図の「成東町」を見ると、東金から再び完全なと言つてよいほどの直線街道が東に向かつて走っている。「蓮沼村」に入ると道は下横地村を経てやや南下し九十九里浜に達している。

以上述べてきた直線状の街道が、全て地域住民の生活のため自然発生的に出来上がったとは考えにくい。一定の目的即ち江戸から房総へいち早く達するために造成されたと考えられるのである。

### ③東金御成街道に設けられた御殿

將軍が通ることを想定した街道には將軍宿泊用の施設である御殿が建築された。江戸近郊や東海道等各所に設けられている。ここでは東金御成街道における將軍の通行や休泊について『徳川実紀』<sup>6)</sup>によりみてみよう。

(元和元年一月一六(一七二七))

○十六日 御所江城を出まし舟橋に至らせ給ふ。これは土井大炊頭利勝が所領下総佐倉にて。鷹狩したまはんとてなり。この日 大御所は下総の千葉に至らせ給ふ。○十七日 御所船橋より佐倉に渡御あり。大御所は東金に狩し給ふ。○十九日太田撰津守資宗を御使として。東金の御旅館につかはされ。大御所資宗に下坂康継の御刀をたまひ。また今夜伴食せしめらる。廿五日 大御所東金より船橋へ

至らせ給ふ。今夜船橋市中失火し。民居悉く焼失すといへども。御旅館は恙なし。廿七日 大御所江戸にかへらせ給ふ。

(元和四年一〇月二九(一七一三))

○廿九日越谷辺御鷹狩にならせ給ひ。これより連日御泊狩ありて。土気東金までならせらる。井上主計頭正就。水野監物忠元。永井信濃守尚政。阿部備中守正次青山大蔵少輔幸成をはじめ。医員今大路道三親清等も御供す。儒役林永喜信澄も同じ。蜜柑一箱献じ御氣しきをうかがふ。○六日御狩場へ金地院崇伝使もて。蜜柑一箱献じ御氣しきをうかがふ。○十二日東金辺御狩はて、御帰城あり。

(元和六年九月一六日)

○十六日 大納言殿東金辺へ御狩にならせらる。池田帯刀長賢御使して魚物進らせらる。

(元和七年一月二日(一七二二))

○三日東金辺御鷹狩あるべしとて出た、せ給ふ。○廿八日昨日雨ふりければ。けふ東金の御狩場につかせ給ふ。大納言殿より土井左兵衛正次を御使として御けしきうかがはせ給ひ。魚物進らせたまふ。

○十二月三日東金の御狩場より。越谷をへて還御なる。

これにより徳川家康・秀忠が東金御成街道を通行し鷹狩を行っていたことを知ることができる。

元和元年(一六一五) 十一月一六日の条に「御所江城を出まし舟橋に至らせ給ふ」とあるのは徳川秀忠が船橋に設けられていた將軍休泊用の施設「御殿」に達したということであり、「大御所は下総の千葉に至らせ給ふ」というのは、徳川家康が千葉市若葉区御殿町に設けられていた「御殿」に達したということである。

さらに一七日の条に「東金の御旅館」とあるのは、東金御殿のことである。要するに江戸から東金に達する街道には船橋・御殿町・東金の三ヶ所に御殿が建てられていたのである。

船橋御殿は船橋大神宮手前の左側辺りにあったようだが、現在は小さな東照宮が祀られている。

千葉御殿は「御茶屋御殿」とも呼ばれているが土塁と堀が非常に良好な

状態で残されており千葉市の指定史跡になっている。

東金御殿のあった場所は東金高等学校の所在地で、その前の八鶴湖は御殿の庭の池として開削されたという。

江戸から東金への沿道に建てられた御殿は徳川家康等將軍の鷹狩のためと言われているが、幕府草創期に遊樂としての鷹狩だけが行われたとは考えにくい。鷹狩は恐らく軍事訓練でもあっただろう。さらに房総半島要塞化の一環として鷹狩を通して軍事道路としての東金街道を造成したのである。

東金に達した街道はさらに直線状に九十九里浜まで伸びているが、万一の時は船舶の利用も可能であったわけである。旭市方面の砂鉄については前述したが、この方面での聞き取りによれば、戦時中は大量の砂鉄が貨車で運ばれたという。砂鉄輸送は戦後も続き掘削跡に水が溜まりここで子供が溺れたそうである。

### 三 江戸幕府の交通政策と佐倉道

江戸から小松川・小岩を経て市川・船橋に達する街道は江戸時代初期には土井氏が藩主である佐倉へ達する街道であり前原新田からは東金への街道が派生していた。佐倉・東金共に重要拠点である。筆者としてはこの街道を東金街道あるいは東金御成街道としたいが、江戸時代の文献には佐倉道と表記されている。『新編武蔵風土記稿』<sup>(7)</sup>によると随所に「元佐倉道」という記載を見出すことができる。いくつかその例を示しておく。

○東小松川(中略)村内に行徳道かかれり、西は小松川より入西一之江村に達す、元佐倉道は西小松川村より松本村へ達せり、

○中小岩村(中略)村内南の方に元佐倉道かかれり、  
一里塚 江戸川通、堤の上元佐倉道にあり、

また同書の葛飾郡の総説<sup>(8)</sup>には、

又元佐倉道とて本所堅川通亀戸逆井渡を渉り、小松川村小名四ツ又と云処より西路に別れ、左して下総国市川村に達す、右すれば今井村に出て行徳に達す、

とある。延宝二年(一六七四)五月幕府は東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中の五街道各宿に對して助成金を貸付けているが、五街道以外に「佐倉海道」の宿場が貸し付け対象になっている<sup>(9)</sup>。「元佐倉道」ではなく「佐倉海道」であり、佐倉海道は五街道に匹敵するような扱いである。

佐倉海道  
八幡 小松川 小岩

合三ヶ所 右錢高合千五拾貫文  
壺ヶ所三百五拾貫文宛

これによれば佐倉道の交通集落―宿駅として良いか判断し難い―は江戸からであると小松川・小岩・八幡ということになる。しかし何故八幡迄なのであろうか。例えば船橋が助成対象になっていない。さらに水戸道も助成対象とはなっていない。

多くの疑問点は残るが、本来の佐倉道は新宿経由ではなく、堅川通りから小松川・小岩・八幡であったことは明らかである。

佐倉道の行きつく先の佐倉は江戸の東方の要衝であり、徳川家康の重臣土井利勝が藩主として封ぜられている。江戸幕府にとつての要衝という観点からみれば例えば川越も同様で、同じく徳川家康の重臣である酒井重忠が封ぜられている。しかし川越街道は佐倉道のような扱いは受けていない。要害としての房総半島の拠点となる東金方面への街道はことさら公にする街道ではなかったであろう。佐倉道というより東金方面に達するには、江戸から江戸川を無事に渡りきればよかつたのである。そのためには小松川・小岩が重要拠点であり、江戸川を渡り八幡迄達すれば、後は船橋・千葉の御殿を経由して東金御殿へと達することができたわけである。

それでは何故「佐倉」としたのであろうか。これについて明らかにすることは不可能である。東金を伏せるため佐倉という名称を前面に押し出したといいたいところであるがこれはあまりにも穿つた見方である。

## おわりに

以上述べてきたことを基にして『水戸佐倉道分間延絵図』を見てみよう。『水戸佐倉道分間延絵図』が作成されたのは一八〇〇年代初めの頃である。表面的に考えるならば当時水戸・佐倉迄描かない「分間延絵図」を作成する必要などなかったであろう。

関所が設けられていたからとも考えて見たが、水戸道は金町・松戸関所には向かっていない。それでも「分間延絵図」が作成されたということは、一八〇〇年代に入っても幕府上層部は房総半島を要害の地として認識していたからであろう。

そこまでの認識は無かったかもしれないが、房総の地は重要な地として伝えられてきたのかもしれない。

このような認識があったからこそ『水戸佐倉道分間延絵図』が作成されたのである。

## 注

- (1) 筆者は以前当館紀要4号(平25)に「海道・街道と交通路の名称」において、江戸時代には街道と書くことはすくなく、海道が一般的であったことを述べた。分間延絵図は現在では「五街道」と書かれるが、原本には『五海道分間延絵図』と書かれている。そのため本稿では一般的記述のときは「街道」とするが、資料に「海道」とあるときは「海道」と記す。
- (2) 『郵政資料館研究紀要 6号』(平27) 所収「『五街道分間延絵図』と『宿村大帳』の制作」
- (3) 『国立歴史民俗博物館研究報告 50集』(平5) 所収「五街道の付属街道に関する一考察」・『かつしかの道総合調査報告書』(平5) 所収「五街道と水戸佐倉道」
- (4) 金田英二著『房総の道標』(平9) 自費出版
- (5) 児玉幸多校訂『近世交通史料集 6』(昭47) 吉川弘文館
- (6) 『新訂増補国史大系 39』(昭39) 吉川弘文館
- (7) 大日本地誌大系8『新編武蔵風土記稿』二(昭四五) 雄山閣
- (8) 同右7『新編武蔵風土記稿』一
- (9) 児玉幸多編『近世交通史料集』八「幕府法令上九五号史料」(昭五三) 吉川弘文館

## 『郵政博物館 研究紀要』発行方針

### (趣旨)

第1条 本方針は、『郵政博物館 研究紀要』（以下「本誌」という。）の発行に関する基本的事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 本誌は、「郵政事業及び通信の歴史と文化」に関する報告を掲載し、当該分野の研究を促進することを目的とする。

### (発行)

第3条 本誌は、原則として各年度に1回、公益財団法人通信文化協会（郵政博物館附帯事業実施主体、以下「通信文化協会」という。）が発行する。

### (編集体制)

第4条 本誌の編集を行うため、通信文化協会に『郵政博物館 研究紀要』編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

### (報告資格)

第5条 本誌の報告資格は、通信文化協会職員及び郵政歴史文化研究会に属する研究者が有する。ただし、これに該当しない外部研究者にも報告を認める場合がある。

### (原稿の投稿)

第6条 郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者が本誌への投稿を希望する場合は、編集委員会が別に定める「投稿要領」に則る。

### (原稿の依頼)

第7条 編集委員会の承認のもと、編集事務局から外部研究者に寄稿を依頼する場合がある。

### (著作権)

第8条 本誌に掲載された報告の著作権は、通信文化協会に帰属する。

### (本方針の周知)

第9条 本方針は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。

### (本方針の改正)

第10条 本方針の改正は、通信文化協会理事長の決裁を経て行う。

### 附則

本方針は、2025年4月1日から施行する。

## 『郵政博物館 研究紀要』 投稿要領

(目的)

第1条 本要領は、郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者を対象とし、『郵政博物館 研究紀要』(以下「本誌」という。)への投稿手続きを定めるものである。

### 第1章 総則

(投稿資格)

第2条 本誌の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 投稿者は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」の研究者であること。
- (2) 投稿内容は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」を主題とし、郵政博物館の収蔵資料またはそれに準ずる資料等を活用したものであること。

(投稿種別と文字数)

第3条 本誌の投稿種別は以下のとおりとする。文字数はすべて24,000字以内(A4用紙約15枚以内)とし、注や引用文献、図表等も文字数に含める。

- (1) 研究論文  
実証的な方法により当該分野に新知見を提示するもので、十分な学術的貢献が認められるもの。
- (2) 研究ノート  
論文に満たない研究規模や段階にあるが、一定の学術的貢献が認められるもの。
- (3) 資料紹介  
郵政博物館の収蔵資料について報告するもの。
- (4) トピックス  
郵政博物館の活動報告や書評等で、本誌の趣旨にかなうもの。
- (5) その他、本誌編集委員会の特に認めるもの。

(掲載までの手続き)

第4条 投稿者は、本要領の各条及び編集事務局の指示に従い、応募・応募審査→原稿提出→査読・改稿→校正の手続きをとること。

### 第2章 応募と審査

(応募)

第5条 投稿希望者は、以下のとおり応募手続きを行うこと。

- (1) 「応募用紙」の請求  
請求の旨を明記した書面を、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。また、また、「応募用紙」を郵送で受領したい場合には、返信先住所・氏名を記載した返信用封筒に定形郵便物50g以内用の切手を貼付の上、同封すること。  
なお、編集事務局が認める場合には、書面以外での請求も可とする。
- (2) 「応募用紙」の提出  
各項目をもれなく記入し、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。  
なお、応募は1人1編まで(共同執筆は認める場合がある)とする。

(3) 請求・提出期間

2026年4月9日（木）～5月14日（木）（郵送の場合は必着とする）

(4) 請求・提出先

〒272-0141 千葉縣市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人通信文化協会博物館部（郵政博物館資料センター）内

『郵政博物館 研究紀要』編集事務局 あて

(応募審査)

第6条 本誌編集委員会において、受理した「応募用紙」を審査して投稿可否を決定する。

なお、本審査は誌面の全体構成も考慮して行う。

(応募審査の結果通知)

第7条 前条の結果を、編集事務局から応募者に対し2026年7月中旬頃までに通知する。

### 第3章 原稿提出

(原稿提出)

第8条 前条で投稿を許可された者は、以下のとおり原稿を提出すること。

(1) 原稿の形式

本文はマイクロソフト・ワードで作成した完成原稿とすること。図表や写真等の図版を含む場合は、当該ファイル（マイクロソフト・エクセル、JPEG等）を別途提出するとともに、ワード本文中にこれを貼り付け、レイアウト上の指示を明確に行うこと。

(2) 文字数

投稿種別ごとに規定された頁数を厳守すること。図表や写真等の図版を含む場合は、その誌面上に占める面積に相当する文字数を減らすこと。

(3) 提出方法

原則として、編集事務局あてにEメールで提出すること。

なお、編集事務局のEメールアドレスは、投稿を許可された者に対して個別に連絡する。

(4) 提出期日

2026年10月8日（木）15時を厳守すること。

(5) その他

二重投稿は認めない。また、原稿内で使用する図版等について、知的財産権に関わる一切の処理は投稿者が行い、責任を負うこと。

### 第4章 査読と改稿、校正

(査読の方法)

第9条 投稿原稿は編集委員会において審査し、査読結果及びコメントを、編集事務局から投稿者に対して通知する。ただし、投稿種別が「論文」または「研究ノート」以外である場合には、これを省略し、編集委員長が個別に承認を行う。

(改稿)

第10条 投稿者は、前条の査読結果及びコメントによって原稿の修正を求められた場合、編集事務局が指定する期間内に改稿と再提出を行う。改稿後の最終的な掲載可否は、査読者

が判断する。

(校正)

第11条 投稿者は、編集事務局の策定する編集スケジュールに基づき、原則として初校・再校の2回の校正を行うことができる。ただし、校正により文字数が増減する場合にも、第3条の規定を逸脱してはならない。また、編集事務局において、誤字脱字や表記の不統一等について指摘を行うことがある。

## 第5章 雑則

(本要領の周知)

第12条 本要領は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。  
なお、具体的な編集スケジュールは編集事務局が各号ごとに設定する。

(著作権)

第13条 本誌に掲載された報告の著作権は公益財団法人通信文化協会に帰属するものとし、郵政博物館ホームページ等の媒体に掲載することがある。

(本要領の改正)

第14条 本要領の改正は、編集委員会の意思決定をもって行うものとする。

附則

本要領は、2025年4月1日から施行する。

## 「郵政歴史文化研究会」活動概要

郵政歴史文化研究会は2008年に発足した「郵政博物館の収蔵資料を活用した郵政の歴史・文化に関する研究会」であり、郵政博物館内外の研究者により以下のとおり活動を実施している。

座長 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）2025年9月の逝去から、翌年3月末まで座長不在で運営。

顧問 石井 寛治（東京大学名誉教授）  
山本 光正（交通史学会元会長）

### 第1分科会「第二次大戦以前における郵便局の経営史」

主査 巻島 隆（桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員）

会員 4名<sup>(\*)</sup>

### 第2分科会「近代日本における郵便と戦争—戦地と銃後のポスタル・コミュニケーション」

主査 新井 勝紘（専修大学文学部元教授）

会員 6名

### 第3分科会「日本における公的金融の歴史と郵便貯金」

主査 杉浦 勢之（青山学院大学名誉教授）

会員 2名

### 第4分科会「近代日本における通信と地域社会」

主査 杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）2025年9月の逝去から、翌年3月末まで会員の北原聡氏が代行。

会員 3名

### 第5分科会「郵政博物館所蔵近世交通資料群の研究」

主査 杉山 正司（埼玉県立文書館元館長）

会員 5名

### 第6分科会「通信事業と近現代美術」

主査 田良島 哲（東京文化財研究所客員研究員）

会員 2名

（2026年3月現在）

---

\* 会員は、分科会に属する研究者（主査を除く）を指す。以下同。

**[執筆者]**

- 杉山 正司 (すぎやま まさし)  
埼玉県立文書館 元館長 (第5分科会)
- 杉浦 勢之 (すぎうら せいし)  
青山学院大学 名誉教授 (第3分科会)
- 田良島 哲 (たらしま さとし)  
東京文化財研究所 客員研究員 (第6分科会)
- 田原 啓祐 (たはら けいすけ)  
公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 主席学芸員・第1分科会)
- 山口 明日香 (やまぐち あすか)  
名古屋市立大学大学院 経済学研究科 教授 (第4分科会)
- 北原 聡 (きたはら さとし)  
関西大学 経済学部 教授 (第4分科会)
- 伊藤 真利子 (いとう まりこ)  
東京成徳大学 経営学部 准教授 (第3分科会)
- 柏原 宏紀 (かしはら ひろき)  
慶應義塾大学 法学部 教授 (第4分科会)
- 後藤 康行 (ごとう やすゆき)  
専修大学 文学部 非常勤講師 (第2分科会)
- 小原 宏 (おばら こう)  
郵便史研究会 会員 (第1分科会)
- 郵政歴史文化研究会 第6分科会(ゆうせいれきしぶんかけんきゅうかい だいろくぶんかかい)
- 石井 寛治 (いしい かんじ)  
東京大学 名誉教授 (郵政歴史文化研究会顧問・第1分科会)
- 藤本 栄助 (ふじもと えいすけ)  
公益財団法人通信文化協会 (郵政博物館 特任研究員)
- 井村 恵美 (いむら えみ)  
公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 主席学芸員)
- 浅見 良太 (あさみ りょうた)  
一般社団法人国歌の輪 代表理事
- 大和田 公一 (おおわだ こういち)  
箱根関所資料館 元館長 (第5分科会)
- 波多野 純 (はたの じゅん)  
日本工業大学 名誉教授 (第5分科会)
- 山本 光正 (やまもと みつまさ)  
交通史学会 元会長 (郵政歴史文化研究会顧問・第5分科会)

(掲載順)

## 編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第17号をお届けします。巻頭論文1本、特集6本、論文1本、研究ノート2本、調査研究報告1本、資料紹介2本、トピックス3本の構成で、創刊以来、最多の論考を収録しています。「逓信省創設140年特集」は、2025年9月に急逝した故・杉山伸也編集委員長が企画し、生前その実現に主導的な役割を果たされたものです。詳しくは、本誌中扉と杉浦勢之氏の論考をご覧ください。

杉山氏は郵政歴史文化研究会の発足した2008年から主査として第4分科会を率い、同分科会の研究テーマ「近代日本における通信と地域社会」の前進に尽力されました。本誌にはこれまで4本の論考<sup>(※)</sup>を発表されたほか、2022年度からは本研究会の座長を務め、その運営改善にも精力的に取り組まれました。前号から掲載している「発行方針」等は、本誌の透明性や公平性をめぐる、同氏の鋭い問題提起を受けて整備されたものです。

本研究会顧問の石井寛治氏には、杉山氏への追悼文をご寄稿いただきました。本誌も杉山氏の遺志を受け継ぎ、郵政歴史文化研究の発展に一層力を尽くしていく所存です。

※「欧米人のみた幕末・明治初期の日本の郵便」（第3号、2012年）、「福澤諭吉と文明開化」（第10号、2019年）、「明治前期における郵便・電信事業収支統計の再検討」（第14号、2023年）、「逓信省財政と産業政策 1885～1940」（第16号、2025年）。

（編集事務局・倉地）

### 『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

（編集委員長）

杉山 伸也（慶應義塾大学名誉教授）

藤本 栄助（郵政博物館特任研究員）2025年9月の杉山氏逝去から、翌年3月末まで代行。

巻島 隆（桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会近世部会専門委員）

新井 勝紘（専修大学文学部元教授）

杉浦 勢之（青山学院大学名誉教授）

杉山 正司（埼玉県立文書館元館長）

田良島 哲（東京文化財研究所客員研究員）

（分科会担当順）

### 〔郵政歴史文化研究会 顧問〕

石井 寛治（東京大学名誉教授）

山本 光正（交通史学会元会長）

### 〔編集事務局〕

田原 啓祐（郵政博物館主席学芸員）

倉地 伸枝（郵政博物館学芸員）

※本誌は一般財団法人ううちょう財団及び一般財団法人簡易保険加入者協会の寄付を受けて発行しています。

※本誌は郵政博物館ホームページでも公開しています（<https://www.postalmuseum.jp/publication/>）。

---

## 郵政博物館 研究紀要 第17号

印刷 令和8年3月23日

発行 令和8年3月25日

編集 『郵政博物館 研究紀要』編集委員会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号

印刷・製本 勝美印刷株式会社